

宋代南海貿易史の研究

土 肥 祐 子

2013年11月

宋代南海貿易史の研究

要旨

唐代では西アジアとの交流は、陸上交通によるものであったが、宋代になると、北方民族の台頭により陸上による交通が阻害され、西方諸国との交流は陸から海に変わり、西アジア、東南アジアとの交易は南海を媒介として急速に発展するようになった。本論文は、この発展状況と実状、海外貿易つまり南海貿易とは具体的にどのようなものであったかを解明するものである。

本論文は次の構成からなる。

序論 宋代の海外貿易の発展

第一篇 宋代における貿易制度—市舶の組織—

第一章 北宋末の市舶制度—宰相・蔡京をめぐる—

第二章 提挙市舶の職官

第三章 東洋文庫蔵手抄本『宋会要』食貨三八、市舶について

第二篇 宋代における南海貿易

第一章 宋代の南海交易品

第二章 宋代の泉州の貿易

第三章 占城（チャンパ）の朝貢

第四章 南宋来航のアラブ人蒲亜里の活躍

結論 宋代海外貿易の意義

序論は本書の課題と先行研究の問題点について論究している。

第一篇では、市舶制度と提挙市舶の職官について述べた。宋代において貿易の発展と共に市舶の制度も整えられた。これまで知州、通判、轉運使などが兼任であったが、北宋末には専任の提挙市舶が任じられるようになった。これは政府が市舶に注目してきた時期と一致する。提挙市舶の地位は提挙茶塩の下位に比定され、従六品位であった。諸蕃志の著者趙汝适も従六品であった。また書誌学的観点から、市舶の根本資料である『宋会要』市舶が通行本では「職官」に、東洋文庫本（藤田豊八写本）は「食貨」に入っていることなお、北京国家図書館でその実状を調査したことについて論究した。

第二篇では宋代の南海貿易の実態について具体的に分析している。

第一章では、宋代における南海貿易品である輸入品を具体的に分析した。『宋会要』市舶より物品を抽出すると 450 品ある。その特色は、北宋から南宋にかけて、物品の数の増大が見られ、300 種ほども増加している。貿易品の増加は貿易の発展を意味するものであろう。その貿易品には、高級品として都に送る起発品と、市舶司で販売され、売上金は税金と共に政府に収められた変売品があった。その関係をみると、起発品は時代と共に減少し、紹

興 11 (1141) 年には変売のほうが多くなり 9 割を占めた。起発は、乳香と、武器にする牛皮・筋骨が優先され、残りは変売となり、一般人に売られ市井に流通された。南海交易品の性質をみると、植物が 8 割、動物、鉱物は各々 1 割であり、更に植物だけを見ると香薬と香辛料が 7 割強、布と材木などが各々 1 割であった。すると輸入品の特色は植物であり、香薬、香辛料が大部分を占めるということになる。

第二章では、福建省泉州の貿易を検討した。泉州は江南の利といわれながら、市舶司が置かれたのは遅く北宋中期である。『永樂大典』に残る陳称の資料から、陳称の努力によるものであるが政党に巻き込まれ、死後に置かれた。その後泉州は繁栄をみる。しかし南宋になると、泉州には在住する宗室（南外宗正）への生活費援助の負担が多く、市舶の利益の半分が負担に回された。そのため泉州は来航も少なく、衰えたという。南外宗室の長である趙士雪+リが不当な南海貿易を行った。また泉州の提挙市舶の趙汝适の墓碑は偶然に発見されたが、宗室であり進士合格であった彼も南外宗正を兼任していたことを論述した。

三章は、『中興礼書』から、占城（チャンパ）の紹興 25 年と乾道 3 年の朝貢を考察した。占城側の碑文等によれば、紹興 25 年の占城王は、周辺諸国を撃退して国内統一し、交易品を満載し中国へ朝貢してきた。南宋最初の都での朝貢であったため、朝貢儀礼の手本となった。この朝貢のすべてを準備したのは中国商人陳維安であった。次の朝貢は乾道 3 年、前王の篡奪者の鄒亜那（ジャヤ インドラバルマン四世）は、海賊行為をしてアラビア船を襲い、その一部である乳香 10 万斤（63 トン）を朝貢品とした。しかしこれが強奪品とわかり、朝貢を取りやめたという事件が起こった。しかしこの乳香 10 万斤を市舶司は買い取っている。海賊行為までして中国に認められたい朝貢であり、朝貢には利があるというありかたに注目したい。

さらにこの時期から、朝貢品と回賜の制度が変わる。皇帝は朝貢品の 1 割を受け取り、残りの 9 割は政府が買い取る抽買となった。回賜は 1 割ほどだけである。このような変化は、すでに南宋の政府には財源はなく、朝貢品の 9 割を買い取り、それを売却する方法を取り、それによる利益を当てにしていた事を究明した。

四章では、一人のアラビア商人の 10 年間にわたる足跡を講究した。このアラビア人は象牙と犀角を朝貢品として来航し帰国途中に、海賊に襲われ（強奪されたものが回賜の銅銭を銀と絹に変えた）帰国できなくなり、広東に住み、中国の官吏の女性と結婚した。皇帝より帰国して物品を持参せよと勸告を受け、キーロン（インド）で南海交易品を用意し朝貢で再び入った人物ではないかと思われる。このようなアラビア、インド商人が当時多くいたことが考えられる。現在泉州のアラビア人の墓、墓誌などの解読が進められるとともに詳細な事跡が判明するものと思われる。

結論では、宋代の南海交易を通して、各国との交流の深さ、物流の多さについて述べた。多様な要素を含みながら、元代へと引き継がれていった。さらに元代ではどのように引き継がれ、発展していったかを考えていきたい。

序

第一篇 宋代における貿易制度—市舶の組織

第一章 北宋末の市舶制度 —宰相・蔡京をめぐる— …	1
第二章 提挙市舶の職官	21
第三章 東洋文庫蔵手抄本『宋会要』食貨三八、市舶について…	33

第二篇 宋代における南海貿易

第一章 宋代の南海交易品

第一節 宋代の舶貨・輸入品について—紹興三年と十一年の起発と変売—	105
第二節 舶貨の内容別分類	125

第二章 宋代の泉州の貿易

第一節 『永樂大典』にみえる陳称と泉州市舶司設置	175
第二節 宋代の泉州貿易と宗室—趙士（雪+リ）を中心として—	193
第三節 『諸蕃志』の著者・趙汝适の新出墓誌	207
第四節 南宋中期以降の泉州貿易	231

第三章 占城（チャンパ）の朝貢

第一節 紹興二十五年の朝貢と回賜	249
第二節 紹興二十五年の朝貢—泉州出發から帰国まで—	279
第三節 占城の南宋期乾道三年の朝貢をめぐる— —大食人烏師點の訴訟事件を中心に—	303
第四節 南宋の朝貢と回賜— 一分収受、九分抽買—	329

第四章 南海貿易の発展と商人の活躍

第一節 南宋來航のアラブ人蒲亜里の活躍	343
第二節 南海貿易の発展と商人たち	361

結論	367
----	-----

序

唐代では、西アジア、中央アジア、との交流は陸上交通によるものであったが、宋代になると、北方に遼、西夏、金などの国々が興り陸路による交通が閉ざされた。このため、海路による道が中心となり東南アジア、インド、西アジア諸国との交流や交易が盛んに行われた。それは元代、明代にかけて受け継がれ海上貿易は活況を呈した。香薬を主とする南海品が中国へ、中国から銅銭、絹、陶器など多くの物品が海の道を通して往来した。それを運ぶアラビア、東南アジア、中国の商人たち、さらに朝貢として各国から多くの貢物、それに対する回賜があった。

東南アジアにはシャバンダールという貿易事務を扱う官吏がしたが、中国でも広州をはじめとして泉州、明州などの港に市舶司という役所を置き、貿易、朝貢などのすべての事務を統括する人がおりその長官を提挙市舶といった。提挙市舶の仕事の内容、またどのような人が任命されたか、職官体制の中で提挙市舶はどのような地位にあったのかを見ることによって、貿易の実状と政府との関係が明らかになる。

宋朝政府は財政的な利益を求めて、南海貿易を奨励し、かつ番商招致策をとり、南海交易品を持ってくる番商たちに官位を与えたりして優遇している。商人たちが持ってくる交易品はどのようなものであったか。政府はそれをどのように処置したかなどが問題となる。『宋会要』職官四四市舶には、輸入品の種類が約500ほど記載され、起発、変売に分類されている。これを検討することによって、南海交易品の中で中国では一番欲しているものは何か、種類として多いものは何かということがわかる。これに関して、朝貢品も問題になる。北宋中期から朝貢品は市舶司で出売せよという命が出ているし、南宋でも市舶司で朝貢品の九割を抽買（政府買取）したという記述があるので、市舶司で扱う南海品についても検討しなければならない。

南海品に関連して、『中興礼書』賓礼に占城の朝貢の記述がある。占城の事項のみが残存している貴重なしりょうなので、朝貢儀礼と共に、朝貢品も紹介する。さらに乾道三年の朝貢では、占城の王が海賊行為をして中国が一番欲している乳香10万斤を朝貢品として来航していること、それが発覚した時の政府の処置の仕方など、東南アジアの中国に対する朝貢のあり方なども大いに参考になる。また南海交易品、中国商品を運んだアラビア、東南アジアの商人たち、中国商人たちの活躍は大きく、貿易の発展は彼らに依っている。このころから、後に華僑と呼ばれる在外国滞在の中国人の存在が見られる様になったのはこの頃の人々からではないだろうか。その活躍は目覚ましい。一方中国には華僑とは逆にアラビア商人たちが中国に滞在し貿易に従事する人も現れてくるし、泉州にその墓石があることからその交流の大きさがわかる。その例として蒲里里なども考えてみたい。

宋代は北方諸国との貿易は制限をうけたが、南海貿易は政府も貿易積極政策をとったため、交易品、商人、利益（ヒト、モノ、カネ）が自由に往来し、他の時代では見られない南海貿易の発展がみられた時期であった。

第一篇 宋代における貿易制度—市舶の組織

第一章 北宋末の市舶制度 —宰相・蔡京をめぐる—

序

宋では、北方民族の擡頭による内陸アジアの陸上貿易阻害もあって東アジア諸国や、南アジア・西アジア諸国との海上貿易が盛んになった。市舶司はこの故に諸港に設置されたものであるが、市舶司職官の変遷、特に北宋末の消長には中央政情との関係が少くないようであり、既に藤田豊八博士も、「宋代の市舶司及び市舶條例」の中で、「市舶司、提舉市舶官の廢置が頗る當時中央の政情に関係があるをみるべし。」としてこれを示唆しておられる。たしかに市舶だけの資料を追わず中央政界の動きにも目を転じてみる時、中央直轄である市舶は、中央政界の動きと密接な関係にあるのがみられ興味深いものがある。

北宋の市舶制度の發達は、三つの時期に分けられる。一、宋代初期の市舶、二、神宗の元豊三年以後の市舶、三、蔡京の政權得失を中心とする徽宗の崇寧・大觀以降の市舶である。宋代の市舶に関しては藤田豊八博士の前掲論文や桑原隲蔵博士の「唐宋時代に於けるアラブ人の支那通商の概況—特に宋末の提舉市舶西域人蒲壽庚の事蹟」など精密な資料の実証に基づく古典的論文がある。しかしこれらの論文には資料的にも「宋會要輯稿」職官四四、市舶以外の蕃夷、刑法、黜降官の条や「皇宋十朝綱要」「皇朝編年綱目偏要」「續資治通鑑長編」「同拾補」「同紀事本末」「山堂先生群書考索」等が利用されていない。これらの資料には更に詳しい記事も見られるので、ここでは新たにこれらの資料も参看しながら北宋末の市舶職官と中央政界の変動との関係、および蔡京の政權得失とそれに伴う市舶の変動を中心に考察してみたい。

一、宋代初期の市舶

北宋末の市舶制度を検討する前に宋代初期から市舶官制はどのような変遷をたどってきたかを簡単に述べてみたい。

唐五代では市舶の仕事は宦官や、管内の港を領する節度使が司っていた。宋代に入り全国統一がなされると、南海貿易の重視と共に、貿易のすべてを司る市舶司が置かれるに至った。その最初のもので、開宝四年六月（九七一）、広州に置かれた、市舶司である。これについては「宋會要輯稿」職官四四、市舶に、

市舶司掌南蕃諸國物貨航舶而至者、初於廣州置司、以知州爲使、通判爲判官、及轉運使司掌其事、又遣京朝官、三班、内侍三人專領之

とあり、知州つまり州の長官は、同時に市舶司の長となり、通判はその判官となり知州の副官の如きものであった。その外、一路の財賦を総括する轉運使及び毎年中央より巡遣された京朝官、三班、内侍を任命している⁽¹⁾。以上の如くさまざまな職官の人々が同時に市

舶に従事していたのである。その後、太宗の景德年間に、「勸農之制」⁽²⁾が施かれるとその影響を受けて市舶官制はやや変化した。これについては「宋會要輯稿」職官四四、市舶に、

其後三州知州領使、如勸農之制、通判兼監而罷判官之名、每歲止（差）三班内侍專掌轉運使亦總領其事

とある。「勸農之制」とは、唐代の宇文融の故事では勸農判官を設けて官制が乱れた事から判官を罷め、知州、通判共に勸農事を行い、これらを総括して転運使が本路勸農使を兼任したものであり、市舶もこの「勸農の制」にならい、通判が判官になる事、すなわち、通判⁽³⁾が副官たることを罷め、知州と共に市舶に従事し、これらを総括する転運使が本路の市舶長官となったことを示す。後、元豊三年の市舶修定で転運使が提挙市舶（市舶長官）となるが、これに移行する過渡的なものであろうか。なお中央から派遣された京朝官は、廃止され、三班、内侍だけになっている。

以上宋代初期の市舶官制は、知州、通判、転運使、京朝官、三班、内侍等さまざまな人々が同時に市舶に従事している。なおこのころ、実際どのような人々が市舶に任命されているかについて、元豊三年の市舶官制以前の資料をみる時⁽⁴⁾、（表一「開宝四年～元豊三年市舶修定迄の市舶人名及職官」）、その職官の多種なことがわかるであろう。

二、元豊三年の市舶

宋代初期の市舶官制に続き、次に大きな変化をみるのは神宗時代元豊三年の市舶修定である。元豊三年の市舶修定の内容に入る前に、市舶を背景とする時代情勢について述べてみたい。

神宗時代は、内政的にも、また対外的にも積極的な政策がとられた時代である。当時国家財政の建直しとして王安石の行った新法があり、青苗法、市易法、均輸法、保甲法及び保馬法、募役法等の諸政策が行われたが、政府直轄である市舶も新法の財政政策の一端として重要視され、東南開発の中で市舶は「東南の利」として注目された。それは「續資治通鑑長編拾補」卷五、熙寧二年九月の条に、

詔向（薛向）曰、東南利國之大、舶商亦居其一焉

とある如くである。それ故、南海貿易を活潑にするための市舶司の設置請願が行われた。福建路の泉州においては、熙寧五年（一〇七二）発運使薛向の請願がなされた⁽⁵⁾。また、元豊六年十一月十七日（一〇八三）に范鏐が山東の密州に市舶司の設置を請願し⁽⁶⁾、その理由に六利をあげているが、これは、都転運使呉居厚の調査の結果、すでに市舶が設置されている広、明州の二州を牽制すること、開港により北方勢力侵入の恐れありとの理由で即座には設置されなかった。この様に泉州・密州では、設置の請願が早く出されていたが泉州においても直ちに設置されず、政権が変り旧法政権になるとともに元祐二年（一〇八七）泉州に、翌年には密州に設置されている。市舶の設置はともあれ、市舶の利に注目し

設置請願が福建の泉州と山東の密州の板橋鎮に出された事は、市舶の利を認めてきたことを意味するものであろう。

一方市舶の収益額についてみれば、表Ⅱ「歳入額と、市舶収益額」にも示した通り、太宗の時三十万緡から五十万緡⁽⁷⁾に増加し、仁宗の皇祐中には五十三万緡に、更に英宗の治平には十万増して六十三万緡⁽⁸⁾に増加している。神宗の時には、福建、広東、両浙三路の貿易の準備金(市舶本錢)が千万緡⁽⁹⁾にも上昇した。この様に莫大な市舶本錢の設置は、当時の市舶の活潑さを一面から裏づけているといえよう。その後、市舶の利益額は、益々上昇し北宋末には、一一〇万緡⁽¹⁰⁾、南宋の紹興末には二〇〇万緡⁽¹¹⁾、孝宗の時には三〇〇万~五〇〇万緡⁽¹²⁾にも上昇している。

この外、貿易を助長し活潑にしたものに熙寧七年(一〇七四)より元豊八年(一〇八五)迄、十二年間行われた銅錢の国外流出に対する禁令、錢禁の解除がある。宋朝では、銅錢の流出を代々厳しく取締まっていたが⁽¹³⁾王安石の発意により、熙寧の編救が發布された。すなわち熙寧七年正月一日に銅禁錢禁が解除され銅錢を自由に持ち出すことを許したのである。宋の銅錢は、周辺海外諸国の国際通貨として利用されており、又貿易品としての銅錢は非常に喜ばれて持ち出された。この時の状態は「宋史」卷一八〇に

自熙寧七年、頒行新敕、刪去舊條削除錢禁、以此邊關重車而出海飽載、而回聞沿邊州軍錢出外界、但每貫收稅錢、而已錢本中國寶貨今乃與四夷共用

とある通り、中国の宝貨は四夷共用であるから車に重積して辺境地へ、船に積んで海外にどんどん流出した。十二年間の錢禁解除ではあったが銅錢が自由になったこと及び貿易の資本金(市舶本錢)も増加⁽¹⁴⁾⁽¹⁵⁾された事は、貿易を助長し市舶にとり非常に有利であった事は云うまでもない。その他、神宗は、諸外国が朝貢し、通商することを働きかけた蛮夷招致政策をもとった。

この様に、市舶設置請願、市舶の利益額の増加、錢禁解除、蛮夷招致政策など市舶を促進する積極的な条件の中で市舶官制も中央の政策にともない、宋代初期の市舶官制を変えざるを得なかったのであろう。

ではどの様な点が、宋代初期の官制と変っているのでしょうか。元豊三年の市舶修訂をみてみよう。「宋會要輯稿」職官四四、市舶の元豊三年八月二十七日の詔に、

中書言、廣州市舶條已修定、乞專委官推行。詔廣東以轉運使孫迥、廣西以轉運使陳倩、兩粵以轉運副使周直孺、福建以轉運判官王子京。迥・直孺兼提舉遂行、倩・子京、兼覺察拘欄、其廣南東路安撫使、更不帶市舶使

とある。この詔の内容を補って、「文献通考」六二、「山堂群書考索」十一、「福建提舉市舶司志」には

元豊中、始令轉運司兼提舉、而州郡不復矣

とある。これらによると、広南路の転運使の孫迥が広州の提舉市舶を兼任し、両浙路は、転運副使の周直孺が明州と杭州の提舉市舶を兼任し市舶司が設置されない福建および広西路は、転運使が覺察拘欄を兼任している。その場合広西路は転運使の陳倩、福建路は転運使判官の王子京であった。かくて一路の統轄権を有する転運使が提舉市舶を兼任する様に

なった。そして、このとき他の官、つまり知州、県令、通判、京朝官、三班、内侍等の官は全部除いてしまった。すなわち、財務官僚が専任になり、国家直属のものが市舶を司ることになったのである。市舶が設置されない所には、覚察拘欄の官が置かれるが、沿岸に去来する海舶を見張り、市舶司の徴税、収買に洩れたものがあればこれを市舶司に赴かせる役目で、市舶司が設置されず海舶が頻繁に通過する所に置かれた。この提挙市舶及び覚察拘欄の官は、転運使が司るが特に人名が指名されている事からみると特定の人が市舶を兼任する様任命されたようである。

なおこの時、安撫使の市舶兼任を廃止しているが、これは神宗熙寧末の交趾との戦以来、安撫使の権力が強くなりしかも交趾を征討するため海を利用した事から市舶に関係する様になったのを改めたものである。当時すでに交趾との戦は終り、官制改革で新しい文治主義に基づく方針も立った時であり、中央ではこの様な武官に任せる事は地方勢力を富裕強化する事になるとしてこれを抑制し、五代以来の武官の勢力の伸長を抑圧することが、宋代の方針でもあった事により罷免になったものと推察される。

以上元豊三年の市舶官制をみてきたが、それは宋初の如き多種の職官でなく、単一化した提挙市舶の設置および特に指名された転運使の兼任となったものであり、市舶の重要視と共に市舶制度が整えられたことを意味するものであろう。

三、崇寧以降の市舶

以上宋代初期からの市舶官制をみてきたので次に北宋末の、市舶制度の変遷を検討しよう。中央政界は、新法から旧法に政権が移ったがやがて徽宗の崇寧年間、蔡京が宰相に立つや、講議司を設け、自ら提挙（長官）となり、新法の研究と実施を推進した。実施に邪魔な旧法の人々は排斥され、姦党碑を建てたり、彼等の政策学術、書物等を廃止し王安石を廟廷にまつ等の新法の復活に努めた。蔡京の財政政策は、財政的に利益の多いものは政府直属にして財政の中央集権を計り専売制を強化することにあつた。たとえば「三朝北盟會編」巻一に

蔡京爲國興利以備兵興支用、仍行香茶塩礬等法、令州縣立通年租額以最殿考賞罰、守令奉行罔敢少怠

とある様に、香・茶・塩・礬等の専売制に注目していた。そのため蔡京の政権得失と共に専売制は変化している。彼の政権得失は短期間にくり返された。まず崇寧元年（一一〇二）宰相に立ち、五年（一一〇六）に失脚し、一年後の大觀元年（一一〇七）宰相になり、三年（一一〇九）に再び失脚、政和二年（一一一二）に宰相になり、政和七年（一一一七）に失脚し、宣和年間に再び宰相に立った（表Ⅲ「北宋末、市舶変動と蔡京政権得失」を参照）。この様な政権得失の変動する中央政界の影響を受けて、政府直属の市舶はどの様に変動しているのだろうか。以上中央政界の動きに対応して、専売制に関係が深い地方末端の市舶司がいかなる変化を辿ったかについてみてみよう。

(イ) 提挙官の性格

前節において宋代初期、元豊三年の市舶官制をみてきたが、北宋末に市舶の職官の性格が大きく変っている。「山堂群書考索」十三、「文獻通考」六二、「福建市舶提挙司志」に同記事で、

舊制雖有市舶司、多州郡兼領、元豊中始令轉運司兼提舉、而州郡不預矣、後專置提舉而轉運司不復預矣、後盡罷提舉官、大觀元年續置、明年御史中丞石⁽¹⁶⁾公弼請歸之轉運司、不報

とあり、市舶司職官の変遷がわかる。つまり、この資料によると市舶司はあったがその官に就任する人々は、大部分が州、県令であった。元豊年間になり始めて転運司が市舶の長官となり、州県令は従事しなくなった。その後、市舶に専任の提挙官を置いたので転運使は参与しなくなった。後、一時全部の提挙官を廃止してしまったこともあるが大観元年には、再び設置された。翌年の大観二年に石公弼が独立した提挙官を罷めて元豊の時通り転運使が市舶に従事する様に請願したが採用されなかった。以上の資料から読みとれる様に大観二年の石公弼の請願の時にはすでに市舶は転運司から分離している。また、「宋會要輯稿」職官四四、市舶に、

大觀元年三月十七日、廣東、福建、兩浙市舶、依舊復置提舉官

とある如く、大観元年以前に独立した提挙官が設置されていることが知られるであろう。ここに元豊三年以来、転運使の兼任をやめ、独立した提挙市舶の出現を北宋末にみるのである。

(ロ) 提挙官の設置年代

それではいつ提挙官が設置されたのでろうか。大観元年以前に転運使と分離した事を前に述べた。では大観以前の資料をみてみよう。「文獻通考」二十卷～二十一卷に、

崇寧置提舉、九年之間収置一千萬矣……元符以前雖有、而所収物貨、十二年間（元祐、元符）至五百萬、崇寧經画詳備、九年之内（崇寧大觀）収至千萬

とあり、崇寧年間に提挙を置き設備等を細かく整備した為、利役額が九年間（崇寧大観）に千万にも上昇し、それ以前、元祐元符年間の旧法の時には十二年間で五百万であったとある。この様に市舶の利益額上からも崇寧年間は、一つの轉期に当たっている。又「萍洲可談」にも、

崇寧初、三路置提舉市舶官

とあり、崇寧初年に三路つまり広南東路、福建、兩浙に提挙市舶官が設置されている。「皇宋十朝綱要」に、

寧崇二年八月甲子、置提舉廣南路市舶官

とあり、日附も明確に崇寧二年八月甲子とあり、復置とは記されていない事から、この時、初めて広州に提挙廣南路市舶官が設置されたと考えられる。つまり崇寧初年に独立した提

挙市舶官の設置をみるのである。

しかし、「續資治通鑑長編紀事本末」卷一三二に

崇寧二年二月癸丑、講議司言、市舶合措置事、乞令逐路轉運司相度以聞、從之とあり、講議司が市舶で処理する事は轉運司が計って上奏する様に申出ている。この資料からみると、崇寧二年二月には、市舶官はあったが、轉運司が市舶の重要なことにあたっているのがみられる。講議司は崇寧の時、新法を復活させる為に設置されたものである。そのため、元豐三年の市舶官制に復た戻ろうとしたのであろうか。

さて、提挙官が設置された年代は場所によって違つたらしい。市舶司がおかれた、兩浙、広州、泉州についてみてみよう。まず、兩浙についてみると、「宋會要輯稿」職官四四市舶の崇寧元年七月十一日の詔に、

詔杭州、明州市舶司、依舊復置、所有監官、專庫、手分等依逐處舊額とあり、杭州、明州の市舶の復置を云い提挙官については何も述べていない。しかし、提挙官の設置を崇寧初年にみる時、兩浙には提挙官が崇寧元年七月十一日に設置されたのであろう。

また、広州については、「皇宋十朝綱要」に

崇寧二年八月甲子、置提舉廣南路市舶官とあり、崇寧二年八月に提舉廣南路市舶官が設置されたというが他の資料には見当たらない。泉州についてみると、「輿地紀勝」卷一三〇に九朝通略を引用し、

九朝通略云、崇寧二年、泉州復置市舶とあり、崇寧二年に復置している。「宋會要輯稿」蕃夷四、占城蒲端の政和五年八月の条には、

福建路市舶司依崇寧二年二月六日朝旨、納到占城、羅斛二國前來進奉、內占城先累赴闕進奉、係是廣州解發、福建路市舶申到外有羅斛國、自來不曾入貢市舶司とあり、福建路市舶司は、崇寧二年六月二日には設置されていたことが知られる。

以上、兩浙は崇寧元年七月十一日、泉州は二年二月六日以前に、広州は二年八月に、轉運使とは分離した提挙官の設置をみていることは市舶官制上一大転期といえよう。宋初からの市舶官制を省みると、宋初では知州、通判、京朝官、三班、内侍及び轉運使等多数の者が各々市舶に係っていた。元豐三年には轉運使が提挙官兼任となり、他の職官は除かれ、その後、崇寧初年に轉運使より分離し、独立した提挙市舶官の出現をみる。ここに南海貿易の市舶利益額の増大と共に市舶官制の発展を窺うことが出来よう。(表Ⅱ「歳入額と、市舶収益額」参照)。後、市舶が重視され提挙市舶・提舶としていろいろな資料に現われるが、その職官の源は崇寧初年にみられるのである。

地方の市舶がこの様な状態にある時、中央政界ではどのような変動をきたしていたのであろうか。市舶の資料ばかりを追わず、中央政界の動きと市舶に対する積極政策をみてみよう。

(ハ) 蔡京登場と打套折鈔法

蔡京が中央政界に現われるのは崇寧の頃からで、このころから彼の活躍がはじまる。「宋史」卷十九には

崇寧元年七月戊子（五日）以蔡京爲尚書右僕射兼中書侍郎、己丑焚元祐法とあり、又「二十五史補編」には崇寧元年の条に

尚書左丞一佃六月出知亳州、蔡京六月命

右僕射一布（曾布）閏六月出知潤州、蔡京七日命

とみえ、蔡京は崇寧元年（一一〇二）六月に尚書左丞に、七月五日に尚書右僕射に任命されている。この崇寧元年は元祐、元符のときの旧法系の人を排斥した時である。すなわち、崇寧元年五月に韓忠彦が相位を退いて知大名府となり、六月には曾布も知潤州に退き、代って蔡京が七月五日に右僕射になるのである。最初、韓忠彦、曾布が相となるや蔡京は、これを恨みに思っていたが、曾布と韓忠彦が互に合わず、その不和なるに乗じて入朝したのであった。

一方市舶についてみると、蔡京が崇寧元年七月五日（一一〇二）に右僕射になるや、六日後の七月十一日に三路の市舶司の中で最初に兩浙路の杭州と明州が復置されている。ついで蔡京が政権を獲得するや、兩浙路に市舶が復置され、翌年には、広州と泉州の市舶司も復置され、かつ提挙市舶官が設置されている。又市舶の整理と共に崇寧年間から市舶の利益額が増大してくる。旧法の元祐元符の時、一年に四二万に対し、崇寧大觀には、一年に一一〇万とその増加をみるのであり、この様な事からも、崇寧以降、蔡京の出現と共に市舶の活潑な動きをみるに至ったことを知る（表Ⅲ「北宋末、市舶変動と蔡京得失」参照）

蔡京は、市舶に対してどの様な態度をとっていたのであろうか。蔡京は右僕射になる前、弾劾されて杭州で洞霄宮提挙の祠祿官となっており、南海貿易で賑った杭州の状態を知っていたために、中央政界に入ると、すぐ廃止されていた杭州、明州の市舶の設置を計ったのであろう。

更に蔡京が市舶に対して着目していたと思われるものに、崇寧元年十二月に、借財返却のため行った「打套折鈔法」がある。今まで市舶と打套折鈔法の関係について記されていないので、「打套折鈔法」について述べてみたい。

蔡京が国家財政建直しの一政策として行ったものが崇寧元年十二月行われた「打套折鈔法」であり、「皇朝編年綱目備要」には、これについて、崇寧元年十二月の条に、

行打套折鈔法、蔡京初拜相（宰相）有巨商六七輩、負官鈔至庭下投牒索償、且曰、此章（惇）相公開邊時、此魯相公罷邊時、所用合三百七十萬緡不能償者、至會罷邊棄（棄）地之費乃過於開邊也、京（蔡京）奏之、上（徽宗）蹙頰曰、辱國且奈何、京進曰、巨請償之、上喜曰、鄉果能爲朕償之耶、時國用常匱視三百七十餘萬緡爲未易償、故京因創行打套折鈔之法命官剗刷、諸司庫務故弊之物、若幕帘漆器牙札錦段之属、乃龕細色香藥皆入套爲錢、其直若干等、立字號而支焉、套始出、客猶不願、請有出而試者其間惟乳香一物足償其本、而他物利又自倍於是、欣然不半年盡償所費、然打套有三、或謂之折鈔者此也、或謂之乳香套者皆乳香也、或謂之、香藥套者、龕細色香藥也

とある。同じ内容のものが、「宣和遺事」の「蔡京償巨商債」には

(略) …乳香価利頗高、京令吏将乳香附客試賣客果得價數倍、後客欣然承受、不半年盡償訖

とある。つまり蔡京が宰相になった時、巨商からの借財が三百七十万緡あった。巨商から請求があった時、徽宗が三百七十万緡を支払えないのは国の辱として蔡京に相談したところ、蔡京は打套折鈔の法を行い半年足らずでこれを償ったのである。打套折鈔法とは、この記事によると諸司庫務故弊の物から集めた漆器・(象)牙札、錦段(緞)之属、麤細色、香薬等同種のものをついにまとめ、例えば乳香なら乳香套と名前をつけて、銭とかえる方法である。最初、巨商はこれを望まなかったが試みに乳香を売ったら、すぐその元本を償うことが出来、他のものも倍の利益があった。そのため半年足らずで借財を返却することが出来た。なお打套には折鈔、乳香套、香薬套の三つがあったことを知るが、ここで注目すべき事は、香薬套の麤・細色・香薬・乳香套の乳香はすべて南海貿易品で、市舶司を通じて、中国に入ったものであり、南海貿易品の大部分は乳香や香薬で、特に乳香の値は非常に高い利益があったことである。蔡京は南海貿易品である乳香、香薬を、商人が欲しかつ利益がある事を知っており貿易の組織即ち、貿易品は政府専売であるため市舶司より権貨務に収め約十分の一〜四の利益をとり商人に売られる組織になっている事情をも良く知っていた。それ故、蔡京が政権をとると市舶に対して積極的な政策を打出したことが推察出来る。なおその後南宋に香薬管理機構の金部に属する偏估局、及び打套局が設置されるが、これは崇寧元年に行われた打套折鈔法が発展して香薬の管理機構にまでなったのであろう。

いずれにせよ崇寧元年以前には市舶司は廃止されていたが、蔡京が右僕射になると、すぐ両浙の市舶が崇寧元年七月に復置されており、この打套折鈔法が、崇寧元年十二月に施行されるとその影響によるものであろうか、翌崇寧二年二月には泉州に、八月には広州に提挙広南路市舶官が設置されたのである。

(二) 市舶司の廃止と蔡京失脚

次に崇寧初年の提挙官設置に続く市舶司廃置の変動をみよう。「宋會要輯稿」職官四四、市舶に、

大觀元年三月十七日、廣南・福建・両浙市舶依舊復置提舉官

とあり、大觀元年三月十七日以前に、一時全部の市舶提挙官が廃止されたことが知られる。いつ、どの様な理由で三路の市舶官が廃止されたのであろうか。市舶司廃止の年代は記されていないが、提挙官が設置された崇寧二年以降、再び復置された大觀元年以前の約三年の間であろう。市舶の記事からこれ以上のことはわからないので、中央政界の蔡京の動きに目を転じてみよう。「皇宋十朝綱要」に

崇寧五年丙子、蔡京罷爲司空開府儀同三司安遠軍節度使中太乙宮使、趙挺之復爲右僕射兼中書侍郎、始彗星初見、上震動責己深京之姦、由是旬之間、凡京所爲者一切罷

又「二十五史補編」に

崇寧五年丙戌二月、蔡京罷中太乙宮使

とあり、崇寧五年二月、蔡京は失脚して、趙挺之が代って右僕射に立ち、徽宗は蔡京の悪を知り蔡京の為したものをすべてを廃止してしまったのである。「皇朝編年綱目備要」に、及び「續資治通鑑長編拾補」にもほぼ同じものがある。

崇寧五年正月 除黨人一切之禁、罷方田及諸州歲貢六尚物、尋又罷縁邊諸路科斂、罷鑄當十錢、省非衝要處新置市易務、罷諸路提舉塩香・礬・學事・買木水利等司、市易官、罷提舉提學保甲文臣、差武臣提舉仍兼提刑……

とある如く方田、当十錢及び政府専売である諸路の塩・香・礬・茶・市易官を罷めており、保甲官も文臣ではなく武臣を任命したりして、蔡京が為した政策のすべてを廃止している。それ故、市舶も塩、茶、明礬と同じく政府専売であり、蔡京が宰相になった時、推進したものであるから、蔡京失脚の時、他の専売のものと共に市舶も廃止されたのであろう。市舶の記事は、崇寧五年三月四日に広州市舶可の記述が「宋會要」市舶に見られる事から、三月四日以降に廃止されたのであろう。蔡京の失脚や政策廃止の理由に、蔡京が利を貧る罪悪や彗星が現われたことが記されているが、積極的な理由はみあたらない。蔡京失脚により政策を変えようとする事は、新旧両党の党派争いを反映しているのであろう。

(ホ) 大觀の市舶復置と蔡京の政權獲得

蔡京は失脚したとはいえ、まもなく政界に戻っている。「宋史紀事本末」卷四十九に

大觀元年正月甲午、以蔡京爲尚書左僕射兼門下侍郎

とあり、蔡京は、失脚後一年足らずで、大觀元年正月に左僕射になった。しかも「續資治通鑑長編紀事本末」一三二に、

蔡京再相、向所立法、已罷者復行

とある如く、失脚時に廃止されたものは蔡京の出現と同時に復た行われている。市舶についても、「宋會要輯稿」市舶に、

大觀元年三月十七日、詔廣南、福建、兩浙市舶 依舊復置

とあり、「文獻通考」六二に、

大觀元年續置、明年御史中丞石公弼、請歸轉運司、不報

とある。蔡京が、大觀元年正月、左僕射になると、三ヵ月後の三月十七日に、広南、福建、兩浙の市舶が廃止されてから一年目に再び元通り復置されている。蔡京の政權獲得の故に市舶も復置されるに至ったのであろう。しかし、この提挙官復置に問題があったのであろうか、又蔡京の政策に反対したのであろうか、御史中丞の石公弼が提挙市舶官を罷め元豊通り轉運司が兼ねることを請うたが採用されなかった。この石公弼は、蔡京の政策に非常に反対し、大觀三年に蔡京の奢侈を罪悪とし蔡京を失脚させた人でもある。「宋史」三四八、石公弼に、

詔罷之、遂劾蔡京罪惡章數、上京始罷……悉省丞在京、茶事歸之戸部、諸道市舶歸

之轉運司

とある。石公弼は、蔡京の提挙官復置に反対し轉運使に帰することを請うたのであろう。いずれにせよ、大觀元年、蔡京の政權復歸と同時に市舶は復置されたのである。

(へ) 大觀三年常平官の市舶兼任と蔡京失脚

再び大觀三年に蔡京と市舶に変動をみる。先ず、中央政界の動きからみてゆき、後に市舶と常平官の関係をみたい。「宋史記事本末」卷四九に

大觀三年六月丁丑、蔡京罷、京專國日久、中丞石公弼、殿中侍御史張克公劾京罪惡章數十上、上亦厭京、遂罷為太乙宮使

大觀三年六月に、石公弼と張克公が蔡京の罪惡をあげ徽宗に上申し、蔡京は失脚させられ、再び太乙宮使となる。蔡京の後に張商英が尚書右僕射兼中書侍郎となり何執中と並び相となる。何執中は、蔡京の与党でもあり、以前の如く蔡京失脚と同時に急変することはあまりなかったが、張商英は、泉貨、運輸、塩法、稅斂等の諸政に改廢を加え、かつ徽宗にも奢侈を節する様上奏した。専売制について「皇宋十朝綱要」に

大觀四年八月丁酉、罷提舉香塩司

とあり、提舉香塩司の廢止が大觀四年八月にみられる。張商英の政策は当時受入れられず、政和元年に相位を去るのである。

市舶についてみると、蔡京の失脚一ヵ月後に、市舶に変動がみられる。「宋會要輯稿」職官四四に、

大觀三年七月二日、詔罷兩浙路（福建路）提舉市舶官、令提舉常平官兼專功提舉、通判管勾

とあり、兩浙と福建の提舉市舶官が罷免され提舉常平官が市舶を兼任し、通判も従事する様になった。蔡京が失脚し提舉香塩司が廢止されたことは、市舶と関係があることから市舶に対して積極的な政策ではなかった。兩浙と福建の市舶が廢止され、政和二年に兩浙と福建が復置されていることから、この三年間の提舉常平官の兼任をみるわけであるが、今提舉常平官と市舶との関係について考えてみたい。

提舉常平官は、新法の政策に基づく一政策として神宗熙寧二年九月九日に制置された。常平倉は新法の重要政策である青苗法を行う地方に提挙官が設置され全国的に派遣をみるに至った。はじめ常平倉は轉運使によって動かされ常平司は一般的な新法の進行を主な目的とし各路二員が設置され、新法が進むにつれて常平倉も活潑な動きを示したが、旧法に政權が移ると元祐元年四月常平司の許に蓄積されていた錢物は、提点刑獄に移され一時提舉常平司が廢止されたこともあったが、新法が復活されるや紹聖元年閏四月に復活をみ、北宋迄、活潑に活動した。そのため提刑司、轉運使は影をひそめ常平司一人が活躍する状況となった。それ以後南宋になると影が薄くなって建炎四年常平司の廢止となり、これに反し提刑司の勢力が強くなってゆく。この常平倉の勢力が大きかった北宋末に、常平官が市舶を兼任しているのである。又南宋初期、提刑司の勢力が強くなると提刑司が市舶を兼

任している。即ち勢力のあるものが市舶と結びついた傾向がみられる。

この常平倉と市舶との関係には、財政的な問題として貿易資本金（市舶本銭）がある。南海貿易が政府専売であるので、市舶司には香薬等を買上げるための貿易資本金（市舶本銭）が必要であった。それ故、貿易資本金（市舶本銭）をどの様に手に入れるかが問題であった。そのために貿易資本金（市舶本銭）は常平倉の常平庫銭を流用しているのがみられる。元豊六年、密州に市舶を設置する請願の中で、「宋會要輯稿」市舶の元豊六年十一月十七日の条に

密州范鏐言、欲於本州置市舶司……有此六利而官無橫費難集之功、庶可行必而無疑、況本州及四縣常平庫錢不下數十萬緡、乞借爲官本、限五年撥還

とあり、密州市舶設置の際、市舶の貿易資本金（官本）の事に関しては、密州は常平倉の常平庫銭が数十万緡を下らない程豊かであるからこれを市舶資本金（官本）として借り市舶司が設置された五年内で返却すると范鏐は云っている。この資料からも読みとれる様に市舶本銭の観点より常平倉との関係が密接であったのであろう。それ故、崇寧年間より、蔡京の新政復活によって青苗法が行われ、北宋末の大觀年間において、常平官の勢力が強くと又財政的にも豊かで貿易資本金が集まりやすいため、常平官が市舶を兼任したのであろう。しかし、提挙市舶官が廃止され、市舶の貿易資本も常平倉の中に入ってしまうことは市舶の発展を助長するものでなく市舶に対する消極的な態度といえよう。いずれにせよ蔡京失脚と同時に市舶官制がその発達上、不利な官制及び廃止へと変わっていることは、市舶が中央政界の動きを敏感に受けとめているからであろう。

（ト） 政和二年の市舶復置

政和元年に張商英が宰相の位を退くと蔡京は再び宰相に立った。「宋史」本紀卷二十一に政和二年二月戊子朔、蔡京復太師致仕、賜第京師（京自杭州召還）とあるのはこれを示し、政和二年二月に太師となり、杭州から中央に戻ってきている。「二十五史補編」に

右僕射＝蔡京五月、太師三日一至都堂治事

とある通り、蔡京は政和二年五月に右僕射となっているが、この時左僕射には何執中がなり、御筆手詔を降して群臣が蔡京を論難するのを禁じ、元豊の政への復帰を目的とした官制の改革を行った。中央政界がこの様な動きを示している時、市舶の方はどの様に変動しているのだろうか。「宋會要輯稿」市舶に

政和二年五月二十四日 詔兩浙福建路、依舊復置市舶、從福建路提點刑獄邵濤請也とあり、蔡京が政権を握ると市舶の方も、兩浙と福建路の市舶司が復置されている。即ち、政和二年五月二十四日に市舶は、大觀三年からの提挙常平官兼任より離れ再び市舶官に戻っている。ここで、福建の市舶が果して常平官兼任であったかについては不明であるが福建の提點刑獄の邵濤が請願したのであるから、福建における市舶の復置は切実なものであったのであろう。一方広州の市舶については変動がみられない。

その後、政和三年、両浙の秀州華亭県に市舶務の設置をみる。「宋會要輯稿」に宣和元年八月四日の條に

政和三年七月二十四日、於秀州華亭縣興置市舶務、抽解博買專置監官一員とあり、政和三年七月二十四日、華亭県に、市舶司の規模より小さい市舶務が設置され、提挙市舶官でなく監官一員が統制にあっている。

なお、市舶の設置と関連して蔡京が南海貿易品を多く持っており珍重なものとして取扱っていたことがみられる。たとえば「宋史記事本末」卷四九に、

政和五年八月……蔡京獻太子以大食國琉璃酒器、羅列宮庭太子怒曰、天子大臣、不聞以道義相訓、乃持玩好之具、蕩吾志邪、命左右碎之

とある。蔡京が、政和五年八月に、太子に大食国（アラビヤ）の珍重な琉璃酒器を献上し、宮廷に羅列したところ、太子がこれを放蕩の具として怒り、部下に命じて大食国の琉璃酒器を砕かせてしまったのである。玩好の具であるかは別として、アラビヤの琉璃酒器というのは南海貿易品であり、この様な事からも彼が南海貿易にいかに関心を持っていたかの一端が知られよう。

その後、蔡京は宣和二年に退官し、宣和六年に復召、靖康元年に失脚しているが、市舶の変動は見当たらない。

以上、北宋末の市舶官制と市舶司の設置及び廃止の変動が、中央政界における蔡京の政権得失の変動と密接な関係のあることを年代順に対比させながらみてきたが、(表Ⅲ「北宋末、市舶変動と蔡京得失」参照)最後にこれらの変動についての批判検討をもって結語に代えたい。

四、おわりに

北宋末の市舶変動と蔡京の政権得失との関係(表Ⅲ「北宋末、市舶変動と蔡京得失」参照)を年代をおってまとめてみると、崇寧元年(一一〇二)七月五日、蔡京が新法復活の方針をたてて、杭州から政界に戻り宰相の右僕射になると六日後の七月十一日に両浙路の杭州と明州に提挙市舶官が設置された。十二月蔡京が南海貿易の利に着眼し、打套折鈔法が行われると、翌年の崇寧二年(一一〇三)二月、泉州に、そして八月には広州に提挙官が設置された。即ち崇寧初年に転運使と分離した提挙市舶官が設置されたのである。その後、崇寧五年(一一〇六)二月蔡京が失脚すると、彼の政策は一時全部廃止されたが、市舶もこの時廃止されたのであろう。しかし一年足らずの大觀元年(一一〇七)正月に再び蔡京が左僕射になるや、三月十七日に三路の市舶司が復置された。ついで、大觀三年(一一〇九)六月に蔡京が利を貪るとの理由で失脚させられると、再び蔡京の政策は改められた。市舶もその一つとして七月二日両浙福建路の提挙市舶官を廃止して常平官が兼任する様になった。三年後の政和二年(一一一二)五月に蔡京が再び右僕射になるや、五月二十四日、両浙、福建路の市舶の復置をみ、三年には秀州の華亭県に市舶務を設置している。これらの現象から蔡京が政権を握ると直ちに市舶司に変動がおこり、廃止されて

いた市舶司が復置されるという一連の積極政策がみられる。しかし、その反面蔡京が失脚すると市舶司は直ちに廃止されるか又は他の職官が兼任するという消極的な傾向がみられる。蔡京が市舶の廃置を自由に出来たところに北宋末の時代的特色がみられる。

いずれにせよ、蔡京の財政政策は王安石に始まる新法に貫かれた財政政策への復帰を意図するものであり、その具体策を市舶の利に求めたものといえよう。しかも彼の市舶に対する異常なる熱意はその利がいかにか大であるかを熟知していたことによるものといえよう。事実市舶についてみると、市舶変動が蔡京の政権得失の年代と一致するほか、市舶の利益額も表Ⅱ「歳入額と、市舶収益額」に示す通り、宋初より三〇万～五〇万緡、治平年間の六三萬緡、北宋末には、崇寧大觀年間で千万緡、一年割にすると一一〇万緡にも増大したのである。

宋初より、徐々に増加してゆく市舶の利益額にともない市舶官制⁽¹⁾（表Ⅳ「宋代市舶の設置及び配置一覧」参照）も整備されていった。つまり、宋初、市舶司が設置された時市舶官制は、知州、通判、京朝官、三班、内侍及び転運使という多種の職官が兼任していた。その後、神宗時代、王安石の新法、銭禁解除、蕃夷招致策等の市舶に対する有利な条件の中で市舶官制も中央直属で財務官僚でもある転運使のみが提挙市舶を兼任し他の官を除いてしまった。その後、北宋末・崇寧初年、転運使と分離した専任の提挙市舶官の設置をみるのである。その他政界に南方出身者が多いことも影響されたのであろう。⁽¹⁸⁾

このように北宋末、蔡京の財政政策における中央集権化の一つとしての市舶をみる時、中央政界の政策変動を地方の末端の市舶司が敏感に受けとめ、中央政界の変動とともに市舶も変動していることを知るがこの現象は、北宋末の官僚国家、君主独裁体制の性格の一端を物語るものといえよう。

《註》

- (1) 三班について藤田博士は、「宋代の市舶司及び市舶條例」（「東西交渉史の研究」南海篇所収）の中で玉海一一七の「三班院」より引き「供奉官、殿直、承旨」を三班と云っている。しかし、三班を東班、西班、横班とみる事も出来ないことはなく（宋會要輯稿職官五二、諸使雜録）三班については、なお明らかでない。市舶のみならず他の個所にも出てくる事から研究の余地があるのではないかと考えられる。
- (2) 「宋史」卷一七三、食貨志の農田。
眞宗景德初詔……唐開元中、宇文融請置勸農判田檢戸口田土僞濫、且慮別置官煩擾而諸州長史、除當勸農、及請少郷監爲刺史、閤門使以上知州者、並兼管内勸農事及通判並勸農事、諸路轉運使副兼本路勸農使。
- (3) 通判には、朝官が派され知州の下に置かれたが、皇帝の命により派遣され、知州の権を牽制するものであった。すなわち、地方の官僚勢力が一つに固まらない様に分割政策をとった宋代官制の特色ともいえる。
- (4) 「開宝四年～元豊三年市舶修定迄の市舶人名及職官」
- (5) 「宋史」卷一八六食貨志、「熙寧五年、詔發運使薛向曰東南之利、舶商居其一、比言者請置司泉州、其勸法、請求之」
- (6) 「續資治通鑑長編」卷三四一「知密州范鏐言……欲乞於本州置市舶司於板橋鎮置抽解務籠賈人專利之權歸於公上其利六有」「宋會要」市舶にほぼ同文がある。
- (7) 「宋史」二六八、張孫伝、「太平興國初……歳可獲錢五十萬緡、以濟經費太宗充之、一歳之中、果得三十萬緡自是歳有増羨至五十萬」

- (8) 「宋史」一八六、「皇祐中總歲入象犀珠玉香藥之類、其數五十三餘至治平中又增十萬」
- (9) 「建炎以來朝野雜記」十五、「神宗時、始分閩、廣、浙三路各置提舉官一員、本錢無慮千萬緡、海貨上供山積」
- (10) 「文獻通考」卷二〇～二十一（後で詳しく説明する）
- (11) 「宋會要輯稿」職官四四、市舶 紹興二十九年九月二日「抽解與和買以歲計之、約二百萬緡」
- (12) 松陰文集、二十三書、曹勛上、皇帝書十四事「廣泉二州市舶司、南商充物、每州一歲不亦三五百萬計」（孝宗の時）
 每州一年に三～五百万の収益とすると、広州と、泉州二州で、六〇〇万～一、〇〇〇万となる。
- (13) 銅錢流出の禁令の刑法について宋初より錢禁解除がなされる迄をみると、建隆三年…十貫以上持出すと死罪、開宝元年…五貫以上死罪、開宝六年…銅錢三貫以上死罪、太平興国元年…百文以上死、太平興国三年…一錢でも携帯すると死罪、慶曆元年…一貫以上死罪、嘉祐…五百文迄許す。この様に銅錢流出を厳しく取締っているが熙寧編敕により流出が自由になった。しかし、元豊八年三月神宗が死ぬと旧法復活と共に嘉祐編敕に戻っている。
- (14) 前掲の註5「建炎以來朝野雜記」十五参照
- (15) 北宋歳入錢は、全漢昇の「唐宋政府歳入与貨幣經濟的關係」歴史語言研究所集刊によった。南宋の歳入錢は、「山堂考索続集」卷四五財用門によった。桑原隲藏氏の「蒲壽庚の事蹟」の外国貿易に由る「宋の政府の収入」の中で（一九七～九頁）紹興二十九年は四千万～四千五百万緡とし（「建炎以來繫年要録」一八三による。）市舶司の利得二百万緡が当時の歳の二十分の一にあたることを述べているが「山堂考索続集」卷四五財用門によると、「紹興末年、合茶塩酒筭坑冶權貨糴本和買之人凡六千余緡、而半歸内蔵」とあり、歳入が六千余万緡とあり市舶司からの収益額は三十分の一にあたることになり、検討する必要がある。
 元祐元符及び崇寧大觀年間の市舶司の利益額は「文獻通考」卷二十～二十一「十二年間（元祐元符）至五百萬」とあり、一年割にすると四二万緡（元祐元符）となる。又「九年之内（崇寧大觀）収至千萬」とあり一年割にすると、一一〇万緡となる。
- (16) 福建市舶提舉司志に富公弼とある「山堂群書考索」には呂公弼とある。
- (17) 表IV「宋代市舶の設置及び廃止」の表
 これは、宋代市舶の変動をみるため表にまとめたものである。資料によって、日付も内容も違っているところがあり、夫々に註釈をつけなければならないが、後の機会にゆずりここでは省略した。
- (18) 蔡京も福建興化軍の仙遊県の人。

表 I 「開宝四年～元豊三年市舶修正までの市舶人名及び職官」

熙寧中	景祐二年十月 (一〇三五)	景祐二年十月	真宗中	咸平二年九月 (九九九)	至道三年四月	至道三年四月 (九九七)	淳化三年四月 (九九二)	淳化中	太宗中	太平興国九年	太平興国二年 (九七七)	開宝四年六月	開宝四年六月 (九七一)	開宝四年六月	月日
張公	鄭載	任中師	任中師	王渭	王澣	楊守斌	張肅	石知顥	向敏中	陸坦	李鵬拳	謝處玘	伊崇珂	潘美	人名
広州	広州	広州	広州	両浙	両浙	両浙	杭州	明州	広州	広州	広州	広州	広州	広州	所在
前広南東路転運使	広南東路転運使	知広州	知広州	転運使	内侍	金部員外郎	監察御史	宦官	知広州兼市舶	(市舶使)	著作佐郎広南市舶使	駕部員外郎通判広州兼市舶判官	同知広州兼市舶使	同知広州兼市舶使	職官
忠恵集四〇張公墓誌銘	宋会要刑法二	宋会要刑法二	宋史二八八	宋会要市舶	宋会要市舶	宋会要市舶	乾道臨安志	宋史四六六	宋史二八九	宋史	宋会要市舶	宋会要市舶	宋会要・宋史二五九・広東通志二五一	宋会要・宋史二五九・広東通志二五一	出典

表Ⅱ 「歳入額と、市舶収益額」 註 15 を参照。

年号	西暦	歳入銭数	市舶利益額	市舶官制	市舶請願及設置	政策
太平興国 4	(979-980)	16,000,000.緡	太宗 300,000 緡	知州、通判、 転運使、京朝 官、三班、内 侍		
至道 3	(977-8)	22,245,800.	500,000			
天禧 5	1021-2	26,530,000.				
皇祐	1040-	39,000,000.	530,000			
嘉祐	1056-1064	36,822,541.165				
治平	1064-8	44,000,000.	630,000			
治平 2	1065-6	60,000,000.				
熙寧	1068-78	50,600,000.	市舶資本金 千万緡		熙寧 5, 泉 州請願	新法政策・ 銭禁解除- (1074-85)
熙寧元豊	1068-1086	60,000,000.		元豊 3, 転運 使、提挙市舶 を兼任	元豊 6, 密 州請願	蕃夷招致 政策
元祐	1086-87	48,480,000.	420,000		元祐 2, 泉 州設置	
					元祐 3, 密 州設置	旧法政策
崇寧大観	1102-1110		1,100,000	専任の提挙 市舶官の設 置		新法復活・ 講議司設 く。打套折 鈔法
南宋初	1127-	10,000,000.	980,000			
紹興末	1150-	60,000,000.	2,000,000			
淳熙末	1174 -	65,300,000.	3,000,000.			
嘉定	1208-	35,000,000.	5000,000 (毎州 1 年?)			

表Ⅲ 「北宋末、市舶變動と蔡京得失」

年代	蔡京政権の得失	市舶の変動
崇寧元年(1102)	7月5日 蔡京、右僕射となる。	7月11日 杭州明州市舶司を復置す。 提挙官の設置か？
	12月 打套折鈔法を行う。	
2年(1103)		2月 泉州市舶復置
		8月 提挙広南路市舶設置
5年(1106)	2月 蔡京失脚、中太乙宮使となる。 蔡京の政策一切罷む。	3月4日迄市舶の記事あり、それ以降に市舶廃止か？
大觀元年(1107)	1月 蔡京、左僕射となる。	3月17日 広南、福建、両浙の市舶復置す。
2年(1108)		御史中丞石公弼、市舶を轉運司に帰することを請うが、報ぜず。
3年(1109)	6月 蔡京失脚、中太乙宮使となる。	7月2日 両浙(福建)提挙市舶官を罷め、常平官が兼任。
4年(1110)	8月 提挙香塩司罷む。	
政和2年(1112)	5月 蔡京、右僕射となる。	5月24日 両浙、福建路市舶復置す。
3年(1113)		7月24日 秀州華亭県に市舶務設置。

表IV 「宋代市舶の設置及び廃止一覧」

元祐三年三月 (一〇八八)	元祐二年十月 (一〇八七)	元祐三年八月 (一〇八〇)	熙寧九年正月二日 (一〇七六)	仁宗	淳化四年 (九九三)	淳化三年四月 (九九二)	淳化中	端拱二年五月 (九八九)	開宝四年六月 (九七一)	月日
		市舶修訂。轉運司が提 挙市舶轉運使孫迥が 提挙市舶を兼任。	広州一所で抽解するため杭州明州廃止を欲 すが、結果不明。	広州杭州明州に市舶 司を置く					初めて、市舶司設置知 州、通判轉運使、京朝 官三班内侍	広州
		轉運副使周直孺が提 挙市舶を兼任。			再び杭州に市舶司を 復置	杭州市舶司を明州定 海県に移す	明州に市舶司設置	両浙市舶司あり		両浙
司設置) (密州板橋に市舶	泉州に市舶司設置	轉運使判官の王子 京は覚察拘欄を兼 任。								福建

崇寧元年七月 (一一〇二)			杭州、明州が復置	
崇寧二年八月 (一一〇三)	提挙広南路市舶官置 く			二年、泉州に市舶司を復置する。
大觀元年三月 (一一〇七)	広南、両浙福建の市舶提挙官を復置する			
大觀三年七月 (一一〇九)		両浙(福建)路の提挙市舶官を罷めて提挙常平官が兼任す		
月日	広州	両浙		福建
政和二年五月 (一一一二)		両浙、福建路の市舶が復置する		
政和三年七月 (一一一三)		秀州華亭県に市舶務を設置する		
建炎元年六月 (一一二七)		両浙路と福建市舶司は轉運司に帰す。		
建炎二年五月 (一一二八)		不便のため両浙と、福建路に提挙市舶司を復置する。		
建炎四年二月 (一一三〇)	広州に復置する			
乾道九年七月 (一一七三)	瓊州に置くことを欲す	臨安府、明州、秀州、温州の市舶務あり		

紹興二年三月 (一一三三)			両浙の市舶司、華亭 県に移る	
紹興二年七月	市舶司廃す又すぐ復 置			市舶司廃止、提刑司 兼任
紹興二年九月				市舶司を罷め、提挙 茶事司兼任
紹興十二年十二 月(一一四二)				提挙市舶司を設置 し茶事司の兼任を やめる
紹興十五年十二 月(一一四五)		江陰軍に市舶務あり		
紹興二十九年九 月(一一五九)	広南、福建は各々一州 に務をおく	両浙は五つの務を置 く。明州、杭州、温 州、江陰軍、華亭県		
乾道二年六月 (一一六六)		兩浙路の提挙市舶司 罷める。市舶の仕事 を知州、知県監官に		
紹興元年 (一一九〇)		杭務廢		
寧宗		江陰、温、秀州三郡 の務廢し慶元のみと なる。		
淳祐六年 (一一四一)		* (さんずい+敢) 浦市舶官を創る		

第二章 提挙市舶の職官

はじめに

一、慶元条法事類にみえる職官

二、提挙市舶の職官

三、提挙市舶任命の前後の職官

おわりに

はじめに

宋代は、北方民族の抬頭により陸路貿易が阻害され、唐代以来の南海貿易が一層盛んになった時代といえる。当時、西方からはアッパース朝下のイスラム商人が活発に往来し、西アジア・東南アジアとの南海貿易が盛んに行われた。この南海貿易を司る機関として政府は、広州・泉州をはじめ、両浙地方などの特定の海港に市舶司を設置した。その長官を提挙市舶といった。この貿易方法は、中央政府の強い統制下にあったため、政府の貿易奨励とあいまって南海貿易は活況を示し、その利益額は南宋に入って特に重要な国家財源となっていたのである。では、この様に政府の保護をうけて発達した南海貿易を司った提挙市舶という職官は、宋代の職官体制の中において、いかに位置づけられるであろうか。また地方官である提挙市舶と、他の地方官との関係はどの様に関連づけられるであろうか。

この様な問題について、従来の研究では僅かに、故藤田豊八博士が、「東西交渉史の研究」南海篇「宋代の市舶司及び市舶条例」の中で、市舶官は、いかなる資格のものが任ぜられているかについて、提點坑冶・鑄銭は、初任通判資序以上の人を任命し、茶塩、市舶には、第二任知県資序以上の人を任命⁽¹⁾していると述べておられるだけである。しかし現在においては、当時藤田博士が参見出来なかったと推察される資料も少なからず存在する。そこで本稿では、これらの資料をもとに、提挙市舶の職官には、どれ位の官品の人が任命され、具体的にはどのような職官から提挙市舶に転任し、さらにどのような職官に提挙市舶から移っていつているかという点についていささか考察を試みてみたい。

一

南宋の慶元年間に関する資料、「慶元条法事類」卷四、職制門・官品雜圧に地方官の宮中席次に関する記載があり、そこには市舶官について

諸発運使副在転運使之上。京畿転運提點刑獄在三路転運提點刑獄之上（→双行注）。転運使副在提點刑獄及知州中散大夫之上。提點刑獄、都大提點坑冶鑄銭官序官、仍各在発運判官之上。発運判官在知州朝議大夫、転運判官提挙常平茶塩官之上。知州帶一路安撫鈐轄、及理三路転運使資序者、與発運、転運使副、提點刑獄、都大提點坑冶、鑄

錢官、発運判官、序官。転運判官、提挙常平茶塩官、以資任、為序、同者、序官発運判官提挙常平茶塩官曾任本路転運使副提點刑獄者依転運使副提點刑獄。(→双行注) 提挙市舶官在提挙常平茶塩官之下、仍各在知州朝請大夫武功大夫之上。

とある。慶元年間に規定されたこの職官席次は当時の職官に対する軽重の尺度となりうるものの一つではないかと考えられる。とすれば提挙市舶は当時、地方官の中でどの様な席次にいたのであろうか。右の記述を席次順に要約整理してみると、

〔1〕発運使・副 〔2〕転運使・副 〔3〕提點刑獄・知州中散大夫(従五品) 〔4〕提點刑獄・都大提點坑冶鑄錢 〔5〕発運判官 〔6〕知州朝議大夫(正六品)、提挙常平茶塩 〔7〕提挙市舶 〔8〕知州朝請大夫(従六品)、武功大夫(正七品)

となる。したがってこの場合には、提挙市舶は、〔1〕～〔8〕番中、7番目にあたることになり、記述によればそれは知州朝議大夫(正六品)、転運判官・提挙常平茶塩の下に位置し、市舶の下には知州でも官品の低い朝請大夫(従六品)、武功大夫(正七品)が続くことになる。官品についてみると、市舶は知州朝議大夫(正六品)と知州朝請大夫(従六品)の間にあるので、正六品と従六品の中間、おそらくは従六品ぐらいであったと思われる。即ち、地方官としてあげられる、発運使、転運使、提點刑獄、坑冶、常平茶塩などくらべた場合、当時の市舶はこれらの中で一番低い地位にあり、官品の低い知州よりは上位にあって、官品は従六品位であったと考えられる⁽²⁾。

二

「慶元条法事類」にみえる記載から考えた場合、市舶の位置は前項のようになると考えられるが、それはあくまでも慶元年間の規定であり、これをもって宋一代を律するわけにはゆかない。したがって宋代における市舶の位置を考察するためには宋一代にわたる具体例をとりあげ、そこに果して時代的な変遷がみられるかどうかを検討する必要がある。そこでこの問題の検討を試みるために本項ではまず提挙市舶に任命された人々の中で官品が判明しているものを取上げて年代順にならべてみた。それが、次に掲げる表Iである。

〔表I〕官品がわかる提挙市舶

市舶人名	在任月日	職官	官品	出典
蔡 = (木+肅)	宣和元年十二月十四日	奉議郎直秘閣提挙福建市舶	正八品	閩中金石略
* 李則	建炎元年十月	(承議郎)	従七品	
呉説	建炎三年四月	朝請郎兩浙路提挙市舶	正七品	建炎以來繫年要録
沈(遼)	建炎三年六月	通直郎新提挙兩浙路市舶	正八品	〃
宇文師瑗	建炎四年十月	朝奉郎提挙福建市舶	正七品	〃
姚焯	紹興三年八月	右承議郎新提挙広南市舶	従七品	〃
林保	〃 七年二月	左朝散大夫提挙広南市	従六品	〃

王勳	〃 七年七月	舶 左朝散郎提举広南市舶	正七品	〃
胡彦博	〃 十二年十月	右奉議郎添差兩浙市舶	正八品	〃
曹泳	〃 十五年十月	右朝散郎添差通判秀州 提举福建路市舶	正七品	〃
〃	〃 十七年十一月	右朝奉大夫提举福建路 市舶	従六品	〃
趙士鵬	〃 十五年十一月	右朝請大夫提举兩浙路 市舶	従六品	〃
李莊	〃 二十一年四月	右中奉大夫提举福建市 舶	従五品	宋会要職官 44
韓進	〃 二十二年七月三日 ～二十三年三月 七日	右奉直大夫兩浙市舶	正六品	乾道 4 明志
張子華	〃 二十二年八月	右朝請郎添差通判平江 府提举福建市舶	正七品	建炎以來繫年要録
陸升之	〃 二十五年五月	左朝奉郎知大宗正丞提 举兩浙路市舶	正七品	〃
邵及之	〃 二十六年八月	右朝請郎提举広南市舶	正七品	〃
王伝	〃 二十六年八月	左朝請郎通判臨安府為 広南路提举市舶	正七品	〃
陳之淵	〃 二十七年三月	左朝奉郎提举福建路市 舶	正七品	〃
張闡	〃 二十七年八月	左朝散郎提举兩浙路市 舶	正七品	〃
陳鼎	〃 二十七年十月	右通直郎新福建（提） 举市舶司幹辦公事	正八品	〃 卷 178
張闡	〃 二十九年八月	左朝請郎提举兩浙路市 舶	正七品	〃
曾懷猷	〃 三十一年六月	右朝奉郎提举兩浙路市 舶	正七品	〃
（趙奇）	紹興？年	左朝請郎提举福建路茶 事常平等事兼市舶	正七品	閩中金石略 85
潘冠英	淳熙十三年八月 〔慶元年間〕	朝奉大夫提举福建市舶 〔慶元条法事類〕	従六品 従六品	宋会要 72
劉偉叔	嘉熙年間	奉直大夫知兼權福建市 舶	正六品	
王会龍	嘉熙四年任	朝奉郎知泉州・知兼權 福建市舶	正七品	
黄邦達		朝請郎提举福建市舶	正七品	三山志 27
黄大名	〔元朝初〕	朝奉大夫提举広東市舶	従六品 従五品	

*建炎二年七月広東市舶に任。建炎元年十月二十三日には、承議郎（従七品）李則となる。それ故、李則が市舶になった時にも従七品位であったろう。表中の〔 〕は本項の問題とするところではないので具体例は示さなかった。

さて、表 I の官品をまとめてみると、従五品 = 1 正六品 = 2 従六品 = 5 正七品 = 1
5 従七品 = 1 正八品 = 4 となり、正七品以下が 28 人中の 20 人という多数にのぼる

ことを知りうる。したがって六品以上というのは提挙市舶在任中の場合ではかなり特別な場合となる。そこで、六品以上の人についてみると、まず李荘の従五品が問題となる。この李荘は紹興三十一年閏四月四日、提挙市舶に任命されているが、その時、皇帝が云うには、提挙市舶官は重要なものであってけっして軽いものではない。したがって、もし市舶官に不適任者があれば、直ちにやめさせる様にといったことが「宋会要」にみえる。⁽³⁾この時に李荘が任命されたのであるから当時の市舶官よりも官品の高い人が任命されたのであろう。更に従六品の林保（紹興七年二月）は書を皇帝に進呈し三品服⁽⁴⁾を賜っている。従六品の趙士鵬も秦桧と親せき故に、市舶になっている。⁽⁵⁾また曹泳についてみると、福建の市舶在任中に右朝散郎（正七品）から、右朝奉大夫（従六品）に昇進し、従六品になると、両浙路転運判官に任命され⁽⁶⁾、実際市舶の職についていた時には正七品であった。また正六品の韓進の場合も紹興十九年に広州市舶となり、その他転運判官等を経て、紹興二十一年に両浙の市舶になった。その時の官が右奉直大夫（従六品）である。

「慶元条法事類」によると、提挙市舶の官品は従六品であった。しかし表 I では正七品以下が多く、一品低い地位を示している。ただし表 I の資料は南宋初期の建炎・紹興年間を主とするものであり、その時期では正七品となることを知りえよう。したがって両者の史料から、建炎・紹興以前は、八品・正七品であったものが、慶元年間になると官品が昇り六品になったものと推察される。そのため、紹興につぐ淳熙年間の市舶・藩冠英は、従六品であり、慶元につぐ嘉熙年間の劉偉叔は、更に正六品とみえる。しかも元代になると提挙市舶は従五品⁽⁷⁾と規定されるようになっていく。元初は南宋末期をうけついでいるから元初に従五品であれば、その直前の南宋末期にはすでに従五品であった可能性も考えられる。いずれにせよ、以上の考察から市舶の官品は宋末に至る間に徐々に上昇していく傾向にあったことを知りえよう。

すなわち、南宋初期、建炎・紹興年間頃迄は市舶の官品はほぼ正八品から正七品の間であり、六品の場合には、特殊な例であったと考えられる。しかし、慶元年間になると、一品上昇して従六品となり、更に元初では従五品とみえることから、南宋末にはすでに従五品となっていたのではないかと推定もされる。この様に提挙市舶は、宋代を通じ八品七品より、従六品となり、更に従五品と上昇していったと考えられるが、この官品上昇と相応するかの様に、市舶の利益額もまた上昇していることを知りうる⁸⁾。このことは南宋に入っ政府が財源を江南に求め、その一つであった南海貿易を重視した結果、市舶の利益が増加すると共に、市舶の職官に対する官品も上昇していったことを示すものではないかと考えられるのである。

三

前項までに提挙市舶の官品を対象として、その変遷を考察してきたが、次に提挙市舶任命者の前後の職官との関係について考察を加えてみたい。即ち、提挙市舶に任命される前

はどのような職官にあり、さらに市舶から、どのような職官に移っていったかの検討である。その意図するところは、市舶という職官の前後の職官の検討を通じ、市舶がいかなる性格を有し、他のいかなる職官と関連性が濃厚であったかをいささかなりとも明らかにせんと試みることにある。しかし、この問題は、市舶の地位が低く、かつ資料も乏しいため、十分な解明はきわめて困難である。したがって本稿ではこれまでに蒐集した資料に基いて、作成した表から読みとれるものを示すにとどめたい。次に掲げる表Ⅱはこの意図のために市舶になる以前の官と以後の官を一覧表としてまとめたものである。その順序は、市舶在任の年代順にしたがった。

〔表Ⅱ〕 提挙市舶就任の前、後の職官

人 名	市舶以前の職官	市舶在任	市舶以後の職官
張肅		淳化三年四月(両浙)	皇祐六年二月知泉州 皇祐六年三月福建提刑
張苑	紹聖年間福建提刑	政和五年七月十八日 (両)	
	崇寧元年任広東転運判官	宣和元年八月四日 (両)	宣和二年浙東提刑
徐揚		政和四年四月任(広)	政和年任広東転運使 広東転運判官
折彦質		宣和六年五月(広)	紹興三年四月湖南按撫使 紹興二六年八月広東帥臣 紹興二八年一月江西按撫使
魯詹		靖康元年任(福)	建炎年間福建転運判官
李鞞		建炎元年七月任(広)	紹興年間福建提刑
呉説		建炎二年六月(両)	紹興九年三月福建路転運判官 紹興九年六月知台州 — 罷
宇文師瑗		建炎三年四月市舶免 官	紹興(初)福建転運判官
林孝淵	建州通判	建炎四年十二月(福)	紹興三二年広東転運判官
姚焯		建炎(福)	紹興九年十月陝西転運副使
王勳	知長興県	紹興三年八月(広)	
楼璿	紹興二年～四年於潜県令 紹興五年邵州通判行在審 計司	紹興七年七月(広) 紹興十年九月(広) 紹興十四年九月(福)	湖北転運 紹興二一年湖南転運判官兼潭 州按撫使 同年淮安転運判官 淮東転運判官 紹興二四～五年淮東制置使知 揚州軍事
晁公邁	紹興八年任広東常平	紹興十年六月(広) →免官 紹興十一年八月五日 以前(両)	以後提挙江南路茶塩公事
王伝	紹興二六年八月以前通判 臨安府	紹興二六年八月(広)	紹興十六年九月福建常平公事

袁復一	紹興六年九月通判臨安府	紹興十二年十一月～ 紹興十五年四月(広)	紹興福建轉運判官
趙士鵬	紹興十五年十一月以前知 江陰軍	紹興十五年十一月兩 浙市舶	紹興十七年兩浙轉運判官 紹興二十年五月三日～二二年 六月十九日知明州
曹泳	紹興十五年通判松江府	紹興十六年四月(福)	同年六月十九日以後知紹興府 紹興二四年戸部侍郎 紹興二五年六月提拳兩浙路常 平茶塩公事 紹興二三年四月二日～十二月 十二日知明州 十二月十二日以降提拳台州崇 道觀
李莊	紹興二一年四月四日以前 知撫州	以降福建市舶	紹興二三年七月以降兩浙路轉 運判官
韓進	紹興七年六月直秘閣淮西 轉運判官 同年八月淮西轉運判官 同年十一月江南西路轉運 判官→罷	紹興十九年六月任 (広) 紹興二二年七月三日 ～二三年三月七日 (両) (知明州兼市舶)	紹興三二年五月知和州 乾道年間轉運判官
邵及之		紹興二五年～二六年 八月(広)	紹興二九年八月御史台檢法官 紹興三一年広東轉運判官
張闡	靖康年間知泉州	紹興二五年～二七年 八月(広)	紹興三二年閏二月湖南轉運判 官
林孝沢		紹興二八年～三十年 (広)	淳熙福建常平茶塩 孝宗・兩浙提拳茶塩
黄積		紹興年間(福)	
何紹		隆興年間(福)	乾道六年任知広州
姜詵	隆興年間、福建常平茶塩	乾道二年六月二七日 (両)	乾道六年任広東轉運判官
程祐之		乾道三年四月二三日 ～四年九月二九日 (福)	福建提刑 江西轉運使 湖北參議
黄洧		乾道四年(広)	淳熙元年広東轉運
陳禾		乾道六年？八年？広 東市舶	淳熙二年広東轉運判官 嘉定元年任知広州 嘉定三年広東轉運使
黄良心		乾道八年十一月～九 年七月十二日	淳熙任福建轉運副使
陳峴	乾道年間、福建轉運	乾道八年(福)	慶元二年任広東常平 嘉泰四年任広東轉運使 嘉定五年広東常平
蘇峴		淳熙元年十一月(福)	
唐弼		慶元元年	嘉定十六年提拳常平(広)
趙盛	孝宗、浙江提刑	開禧(福)	紹定四年広東轉運使

周章	紹熙五年県令	嘉定四年十一月任 (広)	嘉熙元年任知広州
趙汝倣		嘉定十四年 (広)	嘉熙四年広東転運判官
趙師楷		紹定元年七月任	〃 広東転運使 淳祐元年太府少卿
黄朴		端平 (福) 知泉州兼	淳祐年間福建常平茶
王会龍		嘉熙年間知泉州兼市 舶	淳祐十一年広東常平
趙師耕		淳祐七年十一月二十 一日知泉州兼市舶	安撫使
尤熾		淳祐十年十一月 (広)	
陳煒	淳祐二年任広東転運使	景定四年十月任 (広)	
郭晞宗	通判処州知道州	提挙福建市舶	

註 (福) = 福建提挙市舶、(広) = 広東提挙市舶、(両) = 両浙提挙市舶

まず、この表から読みとれる大きな特色は提挙市舶就任後、転運判官、転運使になる傾向が強いことである。そこで提挙市舶から転運判官・転運副使になった人についてのみ表Ⅱから摘出し、再整理してみると表Ⅲのようになる。

〔表Ⅲ〕 提挙市舶満任後に転運使に就任した人

市舶人名	市舶在任年月	市舶就任後転運に移行
魯詹	靖康元年任 (福)	建炎福建転運判官
呉説	建炎二、三年 (両)	紹興九年福建路転運判官
宇文師瑗	建炎四年十二月 (福)	紹興、福建転運判官
姚焯	紹興三年 (広)	紹興九年陝西転運副使
楼璿	紹興十一年九月 (広)	湖北転運
	紹興十四年九月 (福)	紹興二一 (以前) 湖南転運判官兼潭州安撫使 淮南転運判官 淮東転運判官
袁復一	紹興十二～十五年 (広)	紹興、福建転運判官
曹泳	紹興十六年 (福)	紹興十七年十一月両浙路転運判官
韓進	紹興十九年 (広)	紹興二四年十月両浙路転運判官
	紹興二二年七月～二三年三月七日 (両)	乾道、福建転運判官
邵及之	紹興二五年～二六年八月 (広)	紹興三一年広東転運判官
林孝沢	紹興二八～三十 (広)	紹興三二年湖南転運判官
黄積	紹興 (福)	乾道六年広東転運判官
黄洧	乾道四年 (広)	淳熙元年広東転運
黄良心	乾道九年 (広)	二年広東転運判官
蘇峴	淳熙元年 (福)	淳熙、任福建転運副使
趙師楷	紹定元年 (広)	紹定四年広東転運使
唐弼	慶元元年 (広)	嘉泰四年広東転運使
黄朴	端平 (福)	嘉熙四年広東転運判官 広東転運使

これによると提挙市舶を経て、転運判官・転運副使になった者は、十七名であり、そのうち転任の日付がはっきりして直接に転運判官になったことが明かな者が四名いる。

さて、次にみられる特色は、市舶から常平茶塩官になる者が多いことで、其の数は九名であり、転運判官について多い。しかもその場合、市舶と常平茶塩官は同じ路の中で移行している傾向もみられる。

〔表Ⅳ〕 提挙市舶満任後、常平茶塩に就任した人

市舶人名	市舶在任年月日	市舶就任後の常平茶塩官
王伝	紹興十一年八月五日以前両浙市舶	以後、江南路茶塩公事
袁復一	紹興十五年広東市舶	紹興十六年福建常平公事
曹泳	紹興十六年四月福建市舶	紹興二五年両浙常平茶塩官
何僞	隆興、福建市舶	淳熙、福建常平茶塩官
唐弼	慶元元年広東市舶	慶元二年広東常平
周章	嘉定四年十一月広東市舶	嘉定五年広東常平
趙汝倣	嘉定十四年広東市舶	嘉定十六年任広東提挙常平
趙師耕	淳祐七年福建市舶	淳祐、福建常平茶
尤焄	淳祐十年広東市舶	淳祐十一年広東常平

以上は提挙市舶就任以後についての検討であるが、次に市舶になる以前の官にはどのような傾向がみられるかについて考察してみたい。

楼璣は、於潜県令・邵州通判・行在審計司を経て、広東、福建市舶になっており、袁復一は、通判臨安府を経て広東市舶に、曹泳は通判松江府を経て、福建市舶に、また郭晞宗は、通判処州、知道州から福建市舶になっている。以上のことから通判を経て市舶になっている傾向を知る。知県から市舶になるのは特別で、王勳の如く、知長興県から広東市舶⁽⁹⁾になった場合は、王勳が良く統治したということで、広東市舶に昇進したのである。それ故、市舶になるには、大体、知県、通判を経て市舶になっているようである。また知州から市舶になることもある。例えば、李荘は、知撫州→福建市舶→知明州となり、郭晞宗も知道州→福建市舶となっている。ただ、李荘の場合は秦檜の口ぞえで福建市舶になっていることから⁽¹⁰⁾この場合は有利な転任であったと考えられる。なお知州と市舶の関係では、南宋末に知州が福建市舶をある期間兼任するなど考察すべき問題もあり後日を期したい。一方、転運判官から市舶になる場合もある。張苑が広東転運判官→市舶となり、韓進が、淮西転運判官、淮南西路転運判官→広東・両浙市舶に、陳煒が広東転運使→広東市舶になっているのはその例である。また姜誥の様に、福建常平茶塩→両浙市舶になっている場合もある。この様に職官において、市舶の上位にある転運判官、常平茶塩官を市舶官にすることは、市舶の重要さを示すものともいえよう。

さて、ここで全体の傾向をみると、二つの型がみられる。一つは楼璣や袁復一・曹泳の如く、知県、通判、知州→市舶→転運判官、常平茶塩→主要知州、安撫使等を歴任し、順調に栄進した場合であり、他の一つは韓進のように、転運判官→市舶→転運判官→知州というように市舶・転運判官・茶塩官という同じ財政担当の職官の間を移動している場合で

ある。更に市舶全般にわたる大きな傾向としては、市舶就任後、転運判官や常平茶塩官になっている傾きが強いということであり、そこには、市舶との密接な関係をうかがわせるものがある。以下その点についていささか検討を加えてみたい。

市舶官制の推移をみるに、はじめ北宋末の崇寧元年に提挙市舶が独立するまでは転運使が市舶の責任者であった。ついで同じ北宋末の大觀元年から二年にかけての福建と両浙では提挙市舶をやめ、提挙常平官が兼任していた。その後、南宋になっては、建炎元年六月に福建と両浙の市舶が一時転運司に移されている。さらにその後、紹興二年から十二年までの十年間にわたり、福建では市舶司をやめて提挙茶事司が兼任している。また乾道二年以降、両浙市舶は転運司によって掌らされている。こうした提挙市舶官の変遷をみると、市舶と転運使・常平官との関係がきわめて密接であったことを十分推察できるであろう。このように宋代の提挙市舶司はたえず設置されたり、廃止されたりしており、その度に提挙市舶がやめたり又他の官に変わったりしているが、こうしたはげしい人事的移動や市舶の兼任改廃ははたして当時における貿易事務運営に支障をきたさなかったのであろうかという疑問も起る。しかし、これらの問題については、今後さらに、資料蒐集をかさね、検討を加えてゆく所存である。

おわりに

「慶元条法事類」の記述により、地方官における市舶の地位は、発運・転運・提點刑獄・坑冶鑄錢・発運判官・提挙常平茶塩官の下に位置し、官品の低い従六品・七品の知州よりは高い地位であった。つぎに、市舶の官品についてみると、南宋初の八、七品から、慶元年間には従六品となり、南宋末には従五品となっている。この官品上昇は、利益額と表裏しこれらは南宋朝の市舶に対する積極政策の反映とも考えられよう。提挙市舶になる以前と就任後の職官についてみた場合、市舶に就任以後は、大体、転運判官・転運副使・常平茶塩になってゆく傾向がみられ、就任以前は知県・通判・知州を経て市舶になる場合と、転運判官、常平茶塩より市舶になる傾向がみられた。これは、転運使・常平茶塩官が、ともに市舶と同じく一地方の財政を担当していた官である故、市舶と密接な関係にあったのではないかと考えられる。つまり提挙市舶は、一地方の財政機関の一環として考えられていたのであろう。以上提挙市舶の職官をめぐる若干の考察を試みてみた次第であるが、なお不備な点も少なくないと考えられるので大方の御叱正、御教示をえて今後における研究への資としたい。

《註》

- (1) 「宋会要」職官四四、「紹興七年七月二日、三省言紹興七年三月二十一日較節文、監司・大蕃節鎮知州・差初任通判資序以上人、軍事州軍監、第二任知縣資序以上人、檢准紹興敕、諸稱監司、謂轉運・提點刑獄、其提點坑冶・鑄錢・茶塩・市舶、未有該載、詔提舉坑冶・鑄錢依監司、茶塩・市舶依軍州事已降指揮施行」とある。

- (2) 提挙市舶の地位に関して「淳熙三山志卷十二」の職田の項に市舶の職田が記されている。職田の大きさは、転運使・常平茶事・市舶・通判等の順になっており、これは、「慶元条法事類」の席次順とほぼ一致しており、この職田の大きさからも市舶の地位を知ることが出来る。

	田	園地
知府衛	1頃 8畝 54歩	
運使東衛	21畝 1角 59歩	16頃 68畝 29歩
運使西衛	1頃 24畝 9歩	1頃 72畝 1角 30歩
運使東衛西衛	1頃 84畝 3角 8歩	6頃 49畝 3角 32歩
提挙常平茶事衛	1頃 82畝 1角 4歩	5頃 88畝 1角 20歩
提挙市舶衛	3頃 19畝 1角 19歩	
東通判	1頃 7歩	
西通判	3頃 2畝 2角 22歩	
運管衛	55畝 3角 15歩	1頃 4畝 20歩
運管幹	1頃 71畝 3角 33歩	2畝 2角 50歩
帳管	15畝 1角 13歩	80畝 1角 1歩
常平提挙幹	76畝 3角 38歩	
茶提挙幹	1頃 41畝 1角 32歩	
籤判田	57畝 3角 51歩	
		10畝 2角 6歩

提挙市舶の田の内分けは

{	福清県	2頃 23畝 2角 46歩
	長溪県	4畝 6角 36歩
	長楽県	90畝 3角 59歩

註 知府衛には山地 870 頃 48 畝 2 角 40 歩あり 淳熙三山志卷十二職田
—淳熙五年—

- (3) 「宋会要」職官四四、市舶に次のように見える。
紹興二十一年閏四月四日右中奉大夫直頭謨閣知撫州李莊除提挙福建市舶、上曰提挙市舶官委奇非輕、若用非其人則措置失当
- (4) 「建炎以来繫年要録」卷一百九
左朝散大夫提挙広南市舶林保進中興龜鑑、詔賜三品服、其書令進入
- (5) 紹興十五年十一月丙午右朝請大夫趙士鵬提挙両浙路市舶・士鵬秦檜友婿自江陰軍代還而有是命、
紹興三十七年十一月戊寅、王珪論、士鵬再任提舶、凡珍異之物、專以奏秦檜、而盜取其半、以為私蔵、当攷
- (6) 「建炎以来繫年要録」卷一百五十六
「紹興十七年十一月丁亥、右朝奉大夫提挙福建路市舶曹泳為両浙路転運判官」
- (7) 「元史」卷九十一、百官志に、「延祐元年弛其禁、改立泉州・広東・慶元三市舶提挙司、每司提挙二員従五品、同提挙二員従六品、副提挙二員従七品、知事一員」とある。更に明代については「明実録」の永楽元年八月丁己の条に、「命吏部依洪武初、制於浙江・福建・広東、設市舶提挙司・隸布政司、每司置提挙司一員、従五品、副提挙二員、従六品、吏目一員従九品」とある。
- (8) 市舶の利益額については、拙稿、「北宋末の市舶制度」史艸二号の「歳入額と市舶収益額」表Ⅱを参照
- (9) 「建炎以来繫年要録」卷一百十二

(紹興七年) 秋七月戊寅 左朝散郎王勳提舉広南市舶、勳知長興県有薦其治状者、土召対而有是命

- (10) 「建炎以来繫年要録」 卷一百六十二、紹興二十一年閏四月甲戌に
秦桧奏謨以直頭閣知撫州李莊提舉福建市舶、上曰、市舶委寄非輕、可令莊赴闕稟議、然後之任。

〔参考〕 提舉市舶という専任の官が一応確立するのは崇寧年間である。それ以前は転運使を中心として知州通判など、さまざまな人々が市舶を兼任していた。次の表は専任の市舶官が成立する前に、どのような職官の人々がこの市舶の仕事を兼任していたかを知るための、参考までに揚げたものである。これを官品の点よりみると六品が多く、提舉市舶の官品よりも高いが、それは兼任のためと考えられる。したがって市舶官の官品と直接結びつけることはできない。

「提舉市舶」が成立する前の兼任の職官について

人名	月日	職官	官品	出典
謝処批	開宝四年六月	駕部員外郎通判広州兼市舶判官		宋会要職官 44
李鵬舉	太平興国二年	著作左郎広南市舶使		〃
王澣	至道三年四月	金部員外郎内侍		〃
楊守斌 曾会	天聖二年	朝奉大夫尚書刑部郎中充集賢殿 修撰知軍州兼市舶管内勸農事上 護軍	五品	宝慶四明志
元降	皇祐五年四月十九日	広東東路諸州水陸計度転運使兼 提點市舶司本路勸農使朝奉郎尚 書工部郎中直集賢院上騎都尉	正六品	広東通志 206 金石器
謝	慶曆二年	朝奉郎尚書都官員外郎通判軍州 兼勾当市舶司及管内勸農事上騎 都尉	正六品	以下同じ
馬	慶曆二年	広南東路諸州水陸計度転運使兼 提點市舶司本路勸農使朝奉郎尚 書主客郎中兼發遣軍州事護軍	正六品	〃
謝処玘	〃	都大提舉修廟中散大夫行尚書駕 部員外郎通判広州軍府事兼市舶 官柱国	正五品	
孫□□	治平四年十一月一日	朝奉郎守尚書職方員外郎通判軍 州兼管勾市舶司騎都尉	正六品	
陸□□	〃	朝奉郎守尚書都官郎中通判軍州 兼管勾市舶司輕車都尉	正六品	
沈遼	熙寧七年十一月	承奉郎行太常寺奉礼郎監市舶司	従八品	乾道 4 明志
程師孟	熙寧七年	朝散大夫右諫議大夫知広州軍州 事兼管内勸農事市舶使提舉銀銅		広東通志

		場公事充広南東路兵馬都鈴轄兼 本路経略安撫使護軍永安県開国 伯食邑九百戸賜紫金魚袋		
--	--	---	--	--

補注 中村治兵衛「宋代明州市舶司（務）の運用について」中央大学『人文研紀要』11号
1990（平成2）年

中村氏はこの小論を基礎として、更に提挙市舶の人名を補充しており、それも含めて、より正確な人名表を製作したいと考えている。

第三章 東洋文庫蔵手抄本『宋会要』食貨三八 市舶について

はじめに

東洋文庫には、「手抄本『宋会要』卷一二八 食貨三八 市舶」一帙、一冊、不分巻、横一八センチ、縦二七・六センチ、和綴、四〇葉、書架番号Ⅱ-15-A-16 という冊子本がある。これは、宋代に編纂された『宋会要』という書物の中に食貨門という分類があり、その三八番目に市舶（海外貿易に関する記述）に関する資料があり、それは手で書き写されたものである。この資料は非常に貴重な文献である。この東洋文庫蔵手抄本『宋会要』卷一二八食貨三八市舶（以下、文庫本食貨市舶と略称）の入手の由来は、藤田豊八博士が大正五（一九一六）年に羅振玉氏を通じて劉承幹氏より借抄したものである。これまで『宋会要』は、抜書きはある（『粤海関志』）にせよ、『宋会要』を公表したのはこれがはじめてである。藤田氏の『宋会要』市舶に刺激をうけた東洋文庫では、『宋会要』の内容を知るべく昭和四年ごろから五年にかけて、劉承幹が収蔵する『宋会要』の内、食貨門と蕃夷門を上海で書写させて一般に公開した（Ⅱ-16-A-17）。これは、中国よりも早く、公表されたものである。特に『宋会要』食貨の研究は東洋文庫を中心として加藤繁氏らによって盛んに進められた。

このように、文庫本食貨市舶は『宋会要』紹介の嚆矢となったが、残念なことに、東洋文庫で書写させた食貨門の中に市舶の項目は入っていない①。一九三六年（昭和一一）に刊行された『宋会要輯稿』（中国国家図書館）にも食貨門の中に文庫本食貨市舶は除外されている。これは重複資料として外されたのである（後述）。したがって、東洋文庫で編集された『宋会要輯稿』を底本として食貨門に見える人名、地名篇、職官篇、詔勅篇、社会経済用語集成などの索引②には、文庫本食貨市舶の記述はない。そのうちに文庫本食貨市舶に対する関心は薄れていったようである。

一九八二年に藤田豊八氏が抄写した市舶の自筆本の一部が紹介され、自筆本があったことがわかったが、現在その自筆本の行方は不明である③。

一九八七年に陳智超が『宋会要輯稿補編』（以下補編と略す）〔全国図書館文献縮微複製中心出版〕を刊行した。説明によると、「『宋会要輯稿』を刊行した際に、入らなかったもの、残存冊、断簡、複文とみなして省いたもの、……を集めて出版した」という。その中に職官参照として所属不明の市舶がある。

筆者は、二〇〇八年四月に中国国家図書館で『宋会要』を調査する機会に恵まれた。『補編』にある市舶の部分ならびに市舶の前後を調査することができた。これらを検討することによって文庫本食貨市舶と『補編』市舶との関係が明らかになってきた。本稿では文庫本食貨市舶をめぐる諸問題も含めてその報告をしたいと思う。

第一章 徐松と宋会要と市舶

本論に入る前に、宋会要と徐松について触れておきたい。宋会要という書は、勅選の書で、宋代の歴史を研究、解明していく上で非常に重要な根本資料であり、この書を避けて通ることは出来ない。斯波義信氏は宋会要について『宋会要』という政書は、各級、各職掌の行政機関が処理した実務を上行、平行、下行の文書によって発信し、中央の裁定ないし、批准をへて執行に至った経過を委細に記録したもので、……宋一代について記録して膨大な本源資料の宝庫である。こうした内容ゆえに…行政運用の実態を詳細に復元する…社会経済の基底的事実関係を分析するための資料源としても活用することができる。『宋会要輯稿食貨篇—社会経済用語集成—』はじめに（東洋文庫二〇〇七）と宋会要の特色を述べられる。

この宋会要は、明の永楽帝が永楽大典を編集した時には多く引用されており、当時はまだ残存していた。その後、宋会要は、いつのまにか散逸されてしまった。清になってから、宋会要は徐松によって注目されることになる。清の嘉慶年間の時、全唐文の編纂が行われ、編纂者の一人であった徐松が編纂の傍ら、永楽大典の中に引用されている宋会要を収集させた。宋会要だけでなく、中興礼書、元河南志なども収集している。永楽大典の殆どが散逸してしまった現在、宋会要の復元が難しく、徐松が抽出し、編纂した宋会要だけが、残存した唯一のものである。しかし、徐松の死後、書籍の殆どは散逸してしまった。宋会要も多少分散したらしいが、弟子の繆荃孫が守り、一八八七年に張之洞が広雅書局を創設すると、宋会要は広雅書局に入り、繆荃孫が編集にあたった。その後、王秉恩の手に一時入り、一九一五年ごろ（民国四）、嘉業堂の劉承幹が所有することになった。ここでさらに編纂が続けられ、中国国家図書館から一九三六年（昭和一一）に刊行されるに至った。実に、徐松が大典から抽出してから一二六年、死後八八年が過ぎていた。

以上述べたように、宋会要は徐松の手を離れてから、所有者や編纂者が変わったりして、転々としたために、分散されたところもある。その『宋会要』の市舶に関する資料を現在六種見ることができる。項目を揚げると以下のごとくである。表1「『宋会要』の市舶に関する資料六種」参照。

- (一) 職官門四四、市舶にある。永楽大典 卷一一二四 司字韻から纂輯したもの。年次は北宋の開宝四年から南宋の嘉定六年までである。一行二一字、半葉一一行、一五五三四字。『宋会要』は一九三六年（昭和一一）に中国国家図書館から出版された。
- (二) 陳智超『宋会要輯稿補編』一九八一年に市舶の資料があるが、所属門が記されていない。永楽大典卷一七五五二、貨字韻 一三三一九字
- (三) 東洋文庫蔵手抄本食貨門三八市舶 一行二〇字 半葉一〇行。藤田豊八書写 一九一六年 東洋文庫の印あり。大典一七五五二 貨字韻一三三一九字

(四) 藤田豊八自筆本 食貨門三八市舶 一行二〇字 半葉一〇行。一九一六年一月一六日抄了とあり。二枚は首と尾。

(五) 粵海関志 (巻二、三、前代事実)、職官四四より広東関係を抽出 一八四〇年ごろ

(六) 藤田豊八「宋代の市舶司及び市舶条例」大正六(一九一七)年五月『東洋学報』七一に引用されている資料は、(三)の東洋文庫食貨市舶。

以下、この項目について検討していかなければならない。巻末の[「東洋文庫抄本」市舶、「補編」市舶「藤田論文」市舶引用の資料対照表]を参考されたい④。検討に入る前に、宋会要を永楽大典から取り出す仕事をした徐松という人物についてみてみたい。収集していながらなぜ宋会要をまとめることができなかった理由も考えてみたい。

(A) 徐松の生涯と宋会要(一七八一—一八四八、乾隆四六—道光二八)

徐松の略歴については、榎一雄「徐松の西域調査について」(『近代中国』一〇—一四 一九八一年一月—一九八三年一月)、陳垣「記徐松遣戍事」(『陳垣史学論著選』一九八一)に詳しく、略歴はこれによった⑤。徐松は、一七八一年(乾隆四六)に浙江省上虞県に生まれる。のち父が京師に移り、戸籍を大興県(北京)に移す。九歳のころ大興県で童試を受ける。試験官の金士松に文章を誉められる。嘉慶五年二〇歳で郷試に合格する。二二歳、陳氏と結婚。一男をもうける。一八〇五年(嘉慶一〇)進士合格。殿試は二甲第一名、朝考一等一名という抜群の成績で、翰林庶吉士となる。優秀であるため、以後、エリートの道を保証されるかにみえる。一八〇八年(嘉慶一三)、全唐文館が開設され、編纂官となる。編輯を監督する董誥の推薦による。翰林院編修となり、南書房勤務。ここで董誥に認められ、天子の下問に応答する文は徐松が代筆するようになる。一八〇九年(嘉慶一四)このころ全唐文館の中にある永楽大典から宋会要、元河南志、中興礼書などを収集する。

翌年の一八一〇年には文穎館総纂となる。湖南の学政となり、湖南に赴いて省試の監督をしたが、その行為を御史趙慎畤に糾弾される(その原因など、詳細なことがわからない)。取り調べを受け、「杖一百、流三千里」という有罪判決が出された。三千里は流の中では、最も重い。流刑地は伊犁(新疆ウイグル自治区)である。その主な理由は受験生から賄賂をうけとり、書籍を売りつけて銀四七六両の不正利益を得たという、計九条に及ぶ罪状の判決である。その中に父親の失敗問題もからみ、複雑で明確でない。たかが銀四七六両である。密告されたか、陥れられたのであろうか。今後の課題でもある。一八一二年に判決がくだったときは、三一歳であった。一八一三年に伊犁に到着する。流刑地までの費用は自弁という。到着時から刑期が始まる。一八一九年まで(三二—三八歳)伊犁にとどまり、多くの人が、滞在三か月、一年とかで帰る中、減刑されることなく、六年間の刑を全うし、北京に帰る。三八歳になっていた。流刑中、一八一四年(嘉慶一九)、に全唐文が完成する。

全唐文の始めに編纂者八九人の名前があり、一九番目提調兼総纂官として徐松の名がある。この時点では、徐松は流刑の地にいる罪人であるが、編纂者に名前を加えているのは、興味深い。刑に服している間に、新疆賦、漢書西域伝補注、西域水道記、新疆識略などの名著を次々に著わしている。

足掛け九年の刑を終えてからの徐松はあまり重要な役職についてない。「新疆識略」を賞されて内閣中書に任ぜられたのが、一八二一年（道光一年）四〇歳。一八二五年妻に死なれ、子延祖にも先立たれた。嚴可均（徐松と同期の進士）から徐松の宋会要の写出を有用なものと認める（鉄橋漫稿三）という手紙をもらう。このころから宋会要のことが理解されてきたのであろうか。その後礼部主事、礼部鑄印局員外郎となる。

一八三九—一四〇年ごろ粵海関志が編纂される。アヘン戦争に備えての防備策でもあったのであろう。歴代の海関の歴史を述べる中で、宋代については、巻二、三に前代事略に書かれている。その内容は、宋会要の職官門四四の市舶のうち、広東だけを抜き出したものである（詳しくは次項参照）。宋会要の記述を抜書きとはいえ宋会要を公にしたのは、これが初めてである。この時、徐松はまだ存命中で、この資料を持っているのは徐松だけであるから、自分が宋会要を編纂者梁廷柅に見せたに違いない。湯中は、二人の関係について「このとき徐松は京師におり、梁廷柅と学者同志、意気投合して抄本などを伝えたことは、きわめて当たり前のことであった。」と述べている（『宋会要研究』巻一付記二、二〇頁上海商務印書館 一九三二）。具体的な二人の接点を見つけることは出来ないが、国の一大事とあって徐松はよろこんで、資料を提供し協力したにちがいない。

さて、徐松の生涯にもどり、一八四三年六三歳で江西道監察御史から江南道に移る。翌年榆林府知府に任ぜられるが、病と称して辞退。一八四八年（道光二八）三月一日大興で死す。六八歳であった。徐松の書籍は、家族に先立たれ、著書、資料など保管整理する人なく分散された。宋会要は、徐松の存命中には、刊行されず、死後も持ち主が転転とし、編集者も入れ替わり、資料も一部転売されたりして、分散されたりしたが最後は、劉承幹によって保管整理され、いささかの問題はありつつも中国国家図書館で刊行することができたのである。それは、一九三六（昭和一一）年のことで、徐松の死後八八年のことである。

徐松が永樂大典から宋会要を抽出し編纂した功績は計り知れないほど大きい。彼が研究する過程でその価値を知ったのであろう。宋会要の価値を知りながら、まとめることができなかつたのは、一つには五百巻⑥という膨大な分量であったこと。二つには、永樂大典から宋会要を抜き出し書写する作業は全唐文館での本来の仕事ではなかつた。内密に行われたのであろう。その証拠に書写に使った用紙が全唐文という名入りのものである。そのようなことから公にはできなかつたのである。三つには、致命的なのは、賄賂の罪で流刑に六年間服したことである（足掛け九年）。北京を離れるとき、宋会要はどこに置いたのであろうか。分量が多いので伊犁には持っていかなかつたと思われる。さらに刑を終えて北

京に戻ってきてから、彼は以前のような重要な役職につくことはなく、ましてや問題のある宋会要を刊行したいなどと言って、また弾劾されるようなことがあってはならないと思っただけであろう。このようなことから、彼の死後、宋会要は不完全なまま、転々とするようになったのである。

(B) 粵海関志に見える宋会要市舶について

粵海関志は、清代末の道光一九年ごろ（官員表に道光一八年まで記述があるため、それ以降とする）梁廷枏によって編纂された。アヘン戦争を目前に控え、海外との出入り口である広東の海関についての意識が高まり、アヘン戦争に備えることもあり、海防策の一環として歴史の編纂を行った。宋代については、巻二、三に前代事略に記述がある。その内容を見ると、ほぼ宋会要の職官門四四の市舶のうち、広東だけを抽出したものである。年代順に記されており、開宝四年から嘉定六年四月七日までの七二項目にのぼる。そのうち五項目だけは、宋会要の職官市舶以外のもので、宋史 太宗（雍熙二年九月）、宋史（淳化二年）、文献通考二〇（仁宗）、文献通考二〇（元祐元年）、宋会要の蕃夷四一九七閩婆国（紹興元年）国からの引用。ここで宋会要の蕃夷の記述があることは、蕃夷も見せていたことになる。そのほか、年代順の項目とは別に、中書備対の熙寧、元豊年間の乳香、ならびに宋史列伝から向（白とするは誤）敏中、楊覃、馬亮、張田、王渙之の五人で知広州で海外貿易で功を上げた人である。資料的にはこのような構成になっている。ちなみに、粵海関志の宋代の記述は、全部で一万三〇一字の内、宋会要職官四四、市舶からの引用は、九〇九二字、市舶以外は一二九一字、でその比率は、約八八分が宋会要の市舶で占める。このとき、宋会要についてすべてを知っている徐松が存命なので食貨門の市舶も見せたのではないだろうか。食貨門の市舶は乾道九年までしかないので、あるいはそれ以降を職官でみたのかもしれない。

徐松が宋会要を道光一九（一八三九）年ごろ、公開したのは早い。藤田豊八氏が書写した一九一六年から数えると、七六年も前のことである。宋会要を公にしたのは、これが初めてのことである。その後中国ではこの宋会要到注目する人はいなかったであろう。徐松の死後、宋会要はしばらく所有者を失ってしまったが、張之洞が受け入れ、繆荃孫により整理された。日本では粵海関志の宋会要の市舶に目をつけたのが、桑原隲蔵氏であり、「蒲寿庚の事跡」に引用されている。（表2参照）

第二章 藤田博士と『宋会要』食貨三八市舶について

藤田氏が『宋会要』を知ったのは、大正元（一九一二）年のことである。藤田氏は、「その前年辛亥革命の時期北京で宋会要の抄本を目撃し、南海に関する一部分を抄録した」（「唐

宋時代南海に関する支那史料」『東亜研究』三一二（大正二年二月）と述べている。論文を書いたのは大正二（一九一三）年であるので、前年は、元（一九一二）年となる。彼は北京で宋会要を見て、南海に関する部分を抄録したという。北京で宋会要を見たというが、北京のどこか明確にしてない。このときの所有者も明確でない。この時期には、まだ劉承幹の手には入っていない。この抄録した箇所は、宋会要の蕃夷四の占城と大食の項目であろうと思われる。市舶の論文が出る前の大正五年に発表した論文のなかに、蕃夷四占城、大食の引用があるからである。これに継いで、藤田氏は「宋代の市舶司及び市舶条例」を大正六（一九一七）年五月『東洋学報』七一二に発表する。その骨子なる資料が前述した如く『宋会要』食貨三十八市舶である。入手に関して同論文の註7に、

宋会要、食貨三十八市舶の部、永樂大典卷一七五五二より抄出せしものに係る。この書今吳興劉承幹氏の蔵に帰しなお刊行に至らず。余輩は、去冬羅叔蘊君を介してその市舶の部を借鈔するを得たり。以下引くところ是なり。

とある。去冬は大正五年のこと、羅叔蘊は羅振玉のことで、劉承幹所蔵のものを借りて書写している。その資料を市舶の論文に引用している。さて、文庫本食貨市舶は藤田氏が抄録したものを、生前に東洋文庫に寄託されたといわれてきた。このことについて私は少し疑問を持っていた。藤田氏の抄本であれば、藤田氏がこれほど大切にしていたものであるなら、蔵書印があっても良いとおもわれるが、寄贈記録もなければ蔵書印もない。あるのは、「東洋文庫」という印だけである（写真1参照）。藤田氏は昭和四（一九二九）年七月に逝去、遺言により漢籍すべてが東洋文庫に寄贈された。翌年の昭和五（一九三〇）年に東洋文庫では「藤田文庫漢籍目録」が出版されたが、書写した市舶の記述はない。さらに「博士記念展覧会」が開かれ、陳列図書目録（Ⅱ-展-33）によると、一、藤田博士著作の部、附手稿本 二、藤田文庫稀覯書の部、三、東洋文庫近獲本の部、の三部があり、文庫近獲本の部の中に、宋会要の食貨、蕃夷が展示された。しかしどこにも藤田本とよばれる食貨市舶は見当たらない。このことについて、中嶋敏氏は文庫本食貨市舶について、藤田氏の抄写本で、大切な資料ならば、なぜ上記の藤田関係資料と無関係なのか疑問視している（中嶋敏「藤田豊八博士と宋会要」『東洋史学論集』続編二〇〇二）。

東洋文庫本食貨市舶をあらためてみると、「東洋文庫」という朱印だけである。この印は「東洋文庫」が発足してからの印で、大正十三（一九二四）年十一月二十日東洋文庫創立以降のものである。すると、以前に入手して登録されなかったか、また文庫本食貨市舶がこのころ入手されたのではないかという一つの目安になる。このことについて、東洋文庫長斯波義信氏に伺ったところ、これらの諸条件から考えて、東洋文庫が独自に藤田本を借りて誰かに写させたのではないかという可能性もある、というアドバイスをいただいた。これを跡付けるかのごとく、藤田氏の市舶の自筆本が存在することがわかった。次に述べる。

(A) 藤田氏自筆の 食貨市舶について

最近、藤田氏が書写した宋会要食貨三八市舶があることを知った。「先学を語る―藤田豊八博士―」（『東方学』六三輯昭和五七年一月、対談は、昭和五五年九月三〇日東方学会にて）に二枚の写真が掲載されており、その表題に「劉承幹編定の宋会要食貨三十八 藤田博士手写、曾我部博士蔵」とある。（写真2参照）。その二枚とは、一枚目が市舶の最初の部分で、二葉目が最後の部分で、後ろに奥書があり、大正五年十二月十六日抄了とある。この奥書の部分は、東洋文庫抄本市舶にはない。一行二十字、半頁十行の原稿用紙に書いてある。すなわちこの写真によると、藤田豊八博士は原稿用紙に食貨市舶を抄写し、大正五年十二月十六日に写し終えている。そして文庫抄本と同じく、一行二十字、半頁十行である。さらに、五年の冬に借抄したと論文に書いていることも合致している。この自筆本を藤田氏の甥にあられる曾我部静雄博士がそれを所有し、今回二枚だけ（首、尾）公開したのである。このことについて、「先学を語るに」に榎博士と曾我部博士との対談があり、次のようにいう。

榎 ……『宋会要』のことなど何かおっしゃっていませんか。先生が向こうで写されて、東京に送った……

曾我部 ……あれは余りいかなかったですね。あれはまだ残っておりますが……

榎 ……宋代の市舶使のことなども、あれを使ってお書きになりましたね。

曾我部 ……ええ、あれだけです。写しとったのは、

と短い対話であるがいろいろなことがわかる。1、この食貨市舶は、藤田氏が中国で写し、東京に送ったこと、2、藤田氏の自筆抄写の食貨市舶はこの時点で(昭和五五年一九八〇)、曾我部静雄博士が所有していたこと、3、当然のことながら、この資料を使って市舶の論文を書いたことがわかる。

藤田氏の自筆本市舶は首尾しかなく、途中がないのは残念であるが、自筆本といわれる資料があったわけである。今自筆本（二枚）と、東洋文庫本食貨市舶（写真1）の記述と比べてみると、素人の私でさえも、打ち込み、はね、文字のくせを見て、筆蹟が違うと思う。両者は別々のものである。すると、東洋文庫抄本食貨市舶は、藤田氏の直筆本を藤田氏から借用して、書写した。それが東洋文庫抄本食貨市舶であることが明白になる。藤田氏からの寄託でもなく、文庫本そのものであったのである。そこで「東洋文庫」という印を押したのであろう。文庫抄本が自筆本を写したことがわかるところは、藤田自筆本では「輯」を書き忘れ（写真2参照）、後で横に書き加えている。文庫本は、「輯」の字は、文章の中に入っている。ということは、自筆本をみて書いたことがわかる。

自筆本が発見されたからといって、東洋文庫本食貨市舶の価値がなくなるということは

ない。前述したが自筆本は、現在のところ首尾しかなく、中身がない。したがって、東洋文庫が自筆本すべてを書写した価値は大きい。食貨三八市舶を完全な形で残っているのは文庫抄本だけだからである。

藤田氏は羅振玉氏の斡旋により中国で食貨市舶を書写し、終わったのが大正五年十二月十六日であった。大正元年には、中国で辛亥革命がおこり、翌年藤田氏は羅振玉と王国維を日本の京都に住ませた。大正八年まで滞在した。藤田氏も中国を離れ、二年～六年まで池袋に住まい、研究に専念した。その間に論文を次々と発表した。市舶の論文もこのときである。この中で羅振玉氏は日本にいながら藤田氏の宋会要の斡旋をしたのであろう。藤田氏も東京に帰ってきての宋会要であり、抄写のために中国への往復であったのであろう。藤田氏は宋会要の食貨門の市舶を劉承幹氏から借用し抄写したのである。なぜ食貨の市舶だったのか。職官の市舶ではなかったのか、大正元年に見ている蕃夷ではなかったのか、などを考える。

第三章 「補編」と「文庫抄本」の市舶との関係について

これまで見てきた文庫抄本と補編の市舶についてみてみたい。この二つの記述は、同じものなのか、異なるものなのか、異なるとしたらどのがどのように違うのか、などについて検討してみたい。(表3参照)

1. 表題

二者の最も異なる点は、文庫抄本には前述した如くタイトルがあることである。あることである。

食貨三十八

大興徐松輯大典本

市舶

宋会要卷二百十八

呉興劉承幹編定

(東洋文庫蔵手抄本食貨市舶) (写真1参照)

このタイトルは文庫抄本だけであって、ほかには見当たらないものである。何が重要かという、食貨門の三八に市舶という記述があったという唯一の証拠が存在するからである。周知のごとく、通行本の宋会要には、食貨門三八には和市と互市しかなく、市舶司は存在してない。したがって東洋文庫抄本の食貨門には、市舶が存在するので、藤田氏が借用した時には、市舶はまだ外されてない状態だった。つまり通行本の宋会要が編纂される前に、大正五(一九一六)年に入手し書写したものが、東洋文庫抄本といわれているものである。そして昭和五(一九三〇)年に東洋文庫が上海で書写させた宋会要輯稿の食貨門

にはもう、食貨三八 市舶は除外されている。したがって、昭和五年の段階でもう食貨門の市舶は切り離されていた。それ故に文庫本食貨市舶は切り離される前のもので、完全な形で存在しているものである。そのためにも東洋文庫の抄本の食貨門市舶は大切な資料なのである。

補編は、タイトルはないが、市舶という朱字があり、それを黒でなぞったものである。明らかにあとで書き入れたものである。タイトルが編集の段階で、切り離されてしまったのであろう。

2. 行の字数、一頁の行数

文庫抄本と藤田自筆本は一行 二〇字 半葉一〇字 である。

補編は一行二一字、半葉一一行である。これは一般的常識であろうか、宋会要のほかの箇所でも、ほぼ一行二一字、一一行である。すると、文庫抄本は、補編を手本に写したのではなく、別なものがあつたのかも知れない。

3. 補編に見える四つの印判と文庫抄本との関係

「補編」市舶には、四種類の印判が押してある。(写真 3・4 参照)

- 1、另行 (改行)
- 2、雙行 (二行)
- 3、雙行止 (二行終り)
- 4、○ (朱印)、

の四種である。これらの印判の意味、その4種さらに宋会要を編集しようとする一過程を垣間みることができるので以下その事例を見てみたい。

1、另行 (改行) の印について

補編の市舶では、すべての日付の横に必ず另行の印が押されている。另行とは、別々、改行のことである。宋会要は、日付順に記されているが順送りで、改行はしてない。それが補編では、改行を指令する另行の印を押すのである。編集の段階のものであろう。文庫抄本では、見事に另行の印に従って、日付、年月日順に記されているのである。藤田氏が書写したものは、すでに改行されている写本だったのであろうか。あるいは、補編の另行の印を見ながら写したのであろうか。疑問を持つところである。

2、雙行 と 雙行止について

補編では、一つの編集方針があつたらしく、文章の中に、雙行の印と雙行止の印を押している。では、どのような場合に雙行 (二行にすること) にするのか。調べてみると、詔の後、その理由を述べる。理由のところを双行にするために、最初の文字に雙行の印を、

最後の文字に雙行止の印を押している。(写真5・6参照)

しかし、この雙行と雙行止は、編集方針により中止になったらしく、これらの印を墨で消している。雙行と雙行止の印を押した上から墨で丸く消しているのである。(写真3参照)。はじめ何という字の印かわからなかったが、中国国家図書館で、実物を見ると、はっきりと、下の印つまり「雙行」と「雙行止」と読めることができたのである。

具体例として、一例を挙げると、建炎二年五月二十四日の条に(58番参照)

(表とは、巻末に東洋文庫蔵手抄本宋会要食貨門市舶を活字化した。これを指す。番号とは年号の上に、番号をつけた。)

詔依旧復置、兩浙、福建路提舉市舶司——尚書省言、併廢以來、土人不便、虧失數多、故復置之

とある。兩浙、福建路提舉市舶司を再び以前のように置くようにという詔を出した。その理由は、尚書省が、廢止すると人々が不便であり、品物も損失していると言ってきたからである。この場合、詔が出て、その理由を雙行とするために尚書省のところに、雙行の印をおし、最後に雙行止の印をおしたのである。理由を述べる時、この場合は、棒線が引かれておりここからが雙行というしるしである。ほかには、一字空白を作る場合、または、○印をつけることが多い。具体例を文庫抄本でみると、至道元年六月の条11番に

……如違當重置之法 先是……

とあり、法と先の間に一字文空白になっており、空白の下からが、雙行となることになっていた。しかし実際には、前述した如く雙行、雙行止は消されているため、資料はそのままの状態に残ったのである。前の状態に残ったのはよいが、編集の過程のものが資料に残っているのである。一字空白もそのなごりである。

文庫抄本を調べている時、一字空白や○印があり、資料を書写する際、空白は何の意味があるのか、○は何であろうかと考えていたが、勅の理由を述べる雙行のためのもので、それが取り消された時、結果的に印だけが残ってしまったのである。勅の理由だけでなく、語句の説明をするときにも、雙行は使うことがある。

東洋文庫抄本を見ると、「補編」の指示通りに空白、○を厳守して書写している。今ここに、文庫抄本の中から、雙行と、雙行止の印があるものを抽出してみると次のようになる。ただし二つの印は消されているものであるが、補編に見えるひとつの編纂の過程と、たぶんそれを写したであろう東洋文庫抄本を検討するために、下記に表で示した。東洋文庫抄本の活字化した市舶を参照のこと。番号は巻末の年代順に記されている番号である。

5番	太平興国七年閏一二月
11番	至道元年六月
14番	大中祥符二年八月九日
27番	熙寧七年七月一八日
33番	元豐六一一月一七日

- 39 番 崇寧三年五月二八日
- 40 番 崇寧四年五月二〇日
- 44 番 政和二年五月二四日
- 48 番 政和五年八月一三日
- 58 番 建炎二年五月二四日
- 76 番 紹興三年七月一日
- 78 番 紹興三年九月九日
- 82 番 紹興六年一二月一三日
- 85 番 紹興七年閏一〇月三日
- 89 番 紹興一二年一〇月二八日
- 93 番 紹興一六年九月二五日
- 94 番 紹興一七年一一月四日
- 95 番 紹興一八年閏八月一七日
- 99 番 紹興二九年九月二日
- 101 番 隆興二年七月二五日
- 104 番 乾道二年六月三日
- 107 番 乾道三年四月二二日
- 108 番 乾道三年一二月二三日
- 109 番 乾道七年一〇月一三日
- 110 番 乾道九年七月一二日

以上二五件に及ぶ。

次に、上記では双行を消した場合であったが、双行が残っている場合もある。以下そのことについてみてみたい。

5 番、72 番 紹興二年八月六日 九文字 双行の印
があり、双行止の印なし。宋会要職官四四では、双行である。

88 番 紹興一一年一一月一三日 (写真4参照)

(4)「販」～「同」は、双行の印あり、最後に双行止の印あり。本文は双行とする。

(5)「謂」～「官」は、同上。

(7)「販」～「同」は、同上。

(8)「覆」～「同」は、同上。

(9)「營」～「等」は、同上

上記は、最初に双行、最後に双行止とあり印を消さないため、双行としている例である。これは勅の説明でなく、語句の説明であるから、双行でよい。宋会要の職官四四の市舶の同日の条では、(8)を除いてすべて双行としている。

これまで見てきたように、「補編」の市舶にある印判四種はそれぞれの意味がある。

文庫抄本市舶は、「補編」市舶の印判通りに訂正して清書している。補編の市舶は、写真で見たよう（写真3参照）印判などが多く読みにくい中、藤田氏は忠実に抄写したのであろうか。それとも、「補編」市舶を清書したものがあつたのであろうか。明確にできない。

第4章 中国国家図書館での調査

宋会要 市舶と残簡 — 「宋会要 葉涓清本」一四〇三

中国国家図書館善本特蔵部 「宋会要 葉涓清本」一四〇三は、宋会要輯稿を刊行した際に、それから落ちてしまったもの、重複資料として取り除かれたもの、編集の段階で切り取られたもの、断片など、刊行されなかったものが製本されている。このなかには、『補編』として刊行されたものも含まれている。私は「宋会要 葉涓清本」請求番号一四〇三から、市舶に関するもの、断片など5点を取り上げて撮影してもらった。以下の写真はそのときのものである。

- (1) 表紙 食貨三十八 一頁目
- (2) 食貨三十八 和市、互市、市舶 二頁目
- (3) 食貨三十八 宋会要二百十八
- (4) 互市のあと、市舶についてのメモ書き
- (5) 補編の市舶 の一頁目の 欄外に市舶に関する記事あり

以下一点づつ写真を見ながら説明をしていきたい。

- (1) 宋会要 二百六十九 食貨三十八 (写真7参照)

縦三一・九センチ 横一八・九センチ 綴じ紐のあとあり。

これは、ただの表紙であるが、食貨三十八とあり。

- (2) 次頁につきのようにある。(写真8参照)

食貨三十八 (七六を消す) 互市在底本中間

和市 互市 市舶 (割注) 己見職官提挙

市舶司不録

存目

卷二百十八 (六七を消す)

互市が、底本では中間にあるという。順番は和市 互市 市舶である。市舶は、割注に己に職官の提挙市舶にあるので、ここには記録しない。とある。興味深いのは、和市、互市、市舶の順番であったこと。市舶が外れる前は、このような状態であったこと。通行本では、食貨三十八には和市、互市、があり、市舶はないが、本来なら、この次に市舶が入っていたことが確実になった。また卷二百十八は文庫本食貨市舶と同巻数である。すなわち東洋文庫本食貨市舶は、「食貨三十八、卷二百十八、市舶」であり。あるいは中国国家図

書館にあるのはタイトルだけであるが巻数が一致していることから、その中身、市舶は東洋文庫本食貨市舶と同じだった可能性が強い。また、写真をみるとわかるが、市舶のところは、紙を貼ってここに市舶があったことを、強調している。

(3) 食貨三十八 宋会要卷二百十八 (写真9参照)

大興徐松輯大典本 吳興劉〇〇編定

タイトルだけであるが、東洋文庫食貨市舶と食貨の数字、宋会要の巻数ともに、全く同じである。〇〇は承幹とはいることになる。次の行に市舶が入れば、文庫本食貨市舶とおなじである。

(4) これは裏文書である。表が互市の項目の最後までのである。嘉定十年三月一日……とある。その裏に走り書きで次の様子に書いている。

市舶己見(朱字) (写真10参照)

(割注) 己見職官提舉市舶司不録

とあり、市舶……は紙に書いて貼り付けている。紙は一・三センチ×一・五センチ。つまり互市の後に、市舶が入らなければならないのに、職官提舉市舶司にすでに存在するので、ここでは記録せずと、メモ書きにして遺しておいたのであろう。小さな一つの断片であるが、抜き取ったことへの、思いが感じ取られる。

(5) 補編市舶 (写真11参照)

縦三〇・五センチ×横一九センチ。中の朱の罫紙、縦一六・五×横一一・三センチ 半葉一行 一行二一字。「補編」と同じであるが、欄外に、書き込みがある。補編には書き込みはカットされている。その書き込みを見てみる。

市舶 起開寶四年訖乾道九年

食貨門

市舶司

己注 己見職官門提舉市舶司存目、不録

「市舶 起開寶四年より起こし、乾道九年に訖る」とある。かなり大きく細長い付箋があつた跡があり。次に上方に「食貨門 市舶司 己注 己見職官門提舉市舶司存目、不録」

ここで注意しておきたいのは、この補編に記されている市舶の記事は、欄外の書き込みによって食貨門 市舶司にあつたということが判明した。この食貨門の市舶司は前述した如く職官門の提舉市舶司に現存するのでここには、取り上げないということである。補編の市舶が職官を参考としながら所属が明確にしてなかったが、この欄外の記述により、市舶の部分は食貨門所属であることが判明した。

以上5点、市舶に関する資料を抜き出した。一点は補編にあるものであるが、欄外に記

されている覚書は、補編からはずされているので、五点とも断片であり、いずれも補編には記されていない資料である。これらの共通点は、食貨門の市舶の記述は、職官門の提挙市舶司にすでに見存しているので、食貨では外すということである。これまで見てきたようになんども覚書として、あるときは紙を破いて市舶があったところに貼り付けたりしている。何か執念のごとくになんども覚書を記している。その中に東洋文庫手抄本食貨市舶と同じく巻数、表題などが同じものがあつた。いずれも断片であつた（写真9参照）。

最後に、この一四〇三「宋会要 葉謂清本」を編集した葉謂清氏自身の一文を載せて終わりとした。自分が受け継いだ時には宋会要は割裂、改竄されて、元の状態には復元不可能であつたこと、その中で編集の仕事を続けなければならない。

清の大興の徐氏松、既に宋会要を輯す、而れども未だ編せざるなり。是に於て江陰の繆氏荃蓀・武進の屠氏寄より以て吳興の劉氏承幹に至るまで、乃ち始めて因りて之を編す。繆、諸類に於て成す所無し。屠氏は独だ職官を成せども、粵局未だ之を刻せず。

惟だ劉氏、最も晩く出でて成書有るを為すのみ。

吾、茲に注する所は即ち劉編の目録なり。其の書、功は過ちを補わず、尚お幸いに未だ刊布せざるのみ。而れども徐氏の原本は乃ち割裂する所と為ること甚だしく、且つ刪併に因りて焉を削棄す。夫の会要の全きは、吾固より得て観る可からず。今其れ並びに徐（の）輯（せる）の旧をば復た得て読む可からざるを奈何せんや。凡そ劉の去る所も又真を失うを累う。則ち何若ぞ之の編の愈を為さざらんや。

吾知る、吾が注の出ずるや、人或いは將に咎を劉氏に帰せんとするを。実は則ち改竄増削は繆・屠已に先ず之を為す。其の遷流は極まる所なるも、亦た割裂削棄に至らず。

止だに詩に云わざるのみならざらんや、誰か厲階を生じて今に至るまで梗を為すや、

と。繆・屠、之を階せり。劉氏を何ぞ尤めんや。吾、此の注を為るに、繩愆糾繆して此の階を徹去して、以て多く逸書を存せんと期欲す。故に覚え、其の言の切至れるなり。苟も我が庸を罪するをば敢て辞すること有らんや。

中華民國二十二年十一月十一日 葉謂清

（写真12参照）

おわりに

文庫本食貨市舶について多方面から検討してきた。解明できたこと、また疑問のまま途中になっているものも多々あるが、まとめてみると次の様である。

(1) 藤田豊八博士の自筆本があったこと、と今後の課題

これまで文庫本食貨市舶は、藤田氏が書写したものを文庫に生前寄託したものと言われてきた。しかし、藤田氏が書写したもの、つまり自筆本があり曾我部静雄博士によって「先学を語る」(一九八二年)に一部(首、尾のみ)紹介された。文庫抄本は、藤田氏の自筆原稿を東洋文庫が書写させた可能性が強いことが判明した。このことによって、この文庫本食貨市舶には藤田氏の所蔵印はなく、東洋文庫の印だけしかないこともうなずける。自筆本と文庫抄本を比較すると、各々別人が書いたものである。さらに藤田氏はこの抄本を基にして市舶の論文を発表されたが、そこに引用されている資料は、文庫抄本と殆どおなじであるが、一部疑問とするところがある。文庫抄本と論文引用資料とが一致しないところもあり、文庫抄本を使ったのではないのだろうと思っていたので、あるいは自筆本には、引用論文と同じだったのかもしれない。これは、文庫抄本の書き間違いもあったのであろう。最後の表に、東洋文庫抄本と藤田論文の語句と一致しないところもあり、藤田論文は、必ずしも文庫抄本を全面的に参考にしなかったのではないかと思われる箇所が数か所あった。この点については、紙数の関係で省いたが、検討課題である。また、宋会要職官四四提挙市舶司に食貨三八市舶は移動したが、職官四四の市舶について検討することができなかった。特に、食貨の記述がなくなった乾道九年以降、市舶関係の記述ではなく、ことなる資料が混入していることなどの検討をすることができなかった。これらを含めて稿を改めて、検討したいと考えている。また、最後に「東洋文庫抄本」の全文と「補編」「藤田論文」「宋会要職官四四」市舶引用の資料対照表稿を作成し、語句の異同をおこなったが、紙数の関係で四種の異同については、言及することができなかった。この点については、稿をあらためて発表する予定である。ここでは不完全であるが、ひとつの研究データとして、資料対照表稿として出させていただいた。

(2) 辛亥革命と所有者が王秉恩から劉承幹へ

藤田氏がこの抄本を入手したのは、大正五(一九一六、民国五)年のことである。羅振玉氏を通じて藤田氏が中国まで出向いて書写したという。この時期中国では、辛亥革命(一九一一、明治四四)が起こり、藤田氏は翌年羅振玉、王国維氏を助けて、大正八年まで京都に住ませた。藤田氏は、二年より六年まで池袋に住み、市舶の論文はじめ多くの論文を発表した。つまり藤田、羅氏とも日本におり、その中で藤田氏は上海に行って書写したのであろうが、二人とも以前の様な便宜はなかったのではないだろうか、更に、劉承幹氏が広雅稿本を購入したのが大正四(民国四)年ごろであり、その前の所有者は王秉恩氏で借金に追われて手放したといわれている。この混乱のなか、藤田氏が書写したのが大正五年の一二月で、劉承幹氏から借抄している。それが宋会要 食貨三十八 市舶なのである。ここでなぜ、職官四四の市舶でなくて、食貨三八の市舶だったのか、という疑問ものこる。すでに粵海関志に食貨より年代的にも詳しい職官四四市舶を引用した資料が出ていること、また桑原隲蔵氏がすでに蒲寿庚の事跡に粵海関志を引用していることから藤田氏はあるい

は、職官四四を知っていた可能性もある。ともあれ食貨38の市舶を劉氏より差し出されたのである。

(3) 文庫抄本食貨市舶

東洋文庫で写させた昭和五(一九三〇)年未完了の宋会要 食貨 には、文庫抄本食貨市舶は除かれている。研究者の間で、宋会要の食貨門に藤田抄本食貨市舶が除外されていることを認識している人は少ない。無理もないことで、宋会要は膨大な量であるからである。したがってその以降に刊行された湯中前掲書の目録(一九三二、昭和七年)、一九三六(昭和一一)年通行本宋会要にも、除外されている。すると藤田氏が借用した食貨市舶はもうすでに除かれていたのであろうか。除外されたものを見せてもらったのであろうか。大正五(一九一六)年の書写、と前年に宋会要が劉承幹に入ったばかりで、編集ができないと考えて、この段階では、食貨市舶は除外されてないと考えられる。それはタイトルがきちんととなっているからである。ではいつの段階で除外されたのであろうか。

(4) 中国国家図書館での調査

中国国家図書館善本特蔵部の一四〇三(請求番号)は「宋会要 葉渭清本」で宋会要輯稿補編であるが、そのほかに切り取られた断片、表紙、メモなど刊行されなかったものが多くある。そのなかで市舶に関係するものを調査した。五点あり、一つは補編にある市舶であるが、欄外に紹介されてない重要な記事がある。あとの四つは、市舶はどこに入っていたかというメモ書き、走り書きのようなものであった。そこには、互市のあとに市舶が続くはずであるが、市舶は、職官に入ってしまった、除外になってしまったこと、互市は、和市と市舶の間にあることをメモがきにしている。これらの断片は印刷されてないし、公表されてない。それを確実に文献によって追求できたことは、結果はともあれひとつの成果である。文献を実際にみるとわかることが多い。市舶をはずしたことを何度も記している。いつ、誰によって、はずされたかは、明確にできないが、重複資料ということで市舶は、食貨からはずされたのである。文庫本食貨市舶は外す前のもので貴重なものである。

職官にはいつているものと食貨とは、けして同じではない。職官の市舶は永楽大典の司字から、食貨の市舶は永楽大典の貨字から抽出したものであり異なるものであるこのことについては、稿を改めて発表する予定である。

東洋文庫では宋史食貨志訳注を(一)―(六)まで四六年(一九六〇―二〇〇六)かけて完成させた。宋史の食貨志は、市舶を除外せずに本文に入れている。宋史食貨志の最後が互市舶である。斯波義信氏による綿密な訳注がなされている。食貨という社会経済的な要素を含む観点から考察して、やはり、市舶は食貨の部類に収まったほうがより自然である。しかし、けして職官にはいつたことを、否定するものではない。職官には、官僚機構という観点からの考察が必要である。両方に入れるのが、良い方法だと思う。食貨にあるものを同類として別な門に移動させないほうがより資料的価値が高まると思われる。

しかし宋会要という膨大な資料をかかえながら、かつ永楽大典という性質上、重複があ

るのは当然であると具体例を出しながら説明し、その重複資料をどのように活用していくか、どのようにそれを利用し、研究にとりこむかが今後の問題であると、宋会要研究の大家である梅原郁氏の鋭い提言がなされている（論文目録 ㊦。「私と『宋会要輯稿』一データ・ベース化によせて」）。今後の課題である。

《付記》

この小論を書くにあたり中国国家図書館善本特蔵部副研究館員史睿先生には、特蔵部が引越の最中にも拘らず、特別の閲覧許可と文献の撮影許可をいただきました。厚く御礼申し上げます。

《註》

注1 湯中『宋会要研究』一九三二年宋会要目録「卷三百四十 食貨六十 互市 市舶已見職官提挙市舶司存目不録」とある。一九三二（昭和七）年には、すでに市舶は職官提挙市舶に入っているの、食貨からはずしている。卷三百四十食貨六十については未詳。

注2 「文献目録」No. 24-27

注3 曾我部静雄博士が教鞭をとられた東北大学ならびに国士舘大学の研究室、図書館で、関係資料がないかどうか調査していただいたが、現在のところ、ないとのことであった。調査にあたって下さった東洋大学高橋継男教授、国士舘大学石橋崇雄教授に感謝申し上げます。自筆本は散逸したと思われるが、まだ三〇年ぐらいしかたっていないので、どこからか見つかるのではないかと期待している。

注4 『宋会要』の市舶に関する記述は六種ある。（一）の職官四四（二）補編（三）東洋文庫手抄本食貨市舶（六）藤田豊八「宋代の市舶司及び市舶条例」の市舶関係の資料を対比させたのが、「東洋文庫抄本」市舶、「補編」市舶、「藤田論文」「宋会要職官四四市舶」の資料対照表である。文庫抄本を基礎にして三種の資料を対比させた。不完全な部分、説明不足の多いが一応表にしてまとめた。

注5 徐松については、このほかに「清史列伝七三」、繆荃孫「徐星伯先生事輯」『芸風堂文集』卷一、「畿輔通志二二六」、「大清畿輔先哲二五」などを参照。

注6 俞正燮『癸巳類稿』一二「徐松曰宋会要世無伝者、余於永樂大典中、輯出、無慮五六百卷」とある。

宋會要輯稿 論文目録

- 1 藤田豊八「宋代の市舶司及び市舶条例」（『東洋学報』七一二 大正六年五月、『東西交渉史の研究—南海—』一九三二年所収）
- 2 湯中『宋会要研究』（一九三二年 商務印書館）
- 3 石田幹之助「三松齋読書記」（『史学雑誌』四三一—九 一九三二年）
- 4 仁井田陞「永樂大典本宋會要稿本二種」（『東洋学報』二二一—三 一九三五年）

- 5 桑原鷺蔵「(一四) 宋會要」(『蒲寿庚の事跡』 一九三五年 岩波書店)
- 6 江田忠「徐輯宋會要稿本目錄(一) — (六)」(京城帝大『史学会誌』九—一四 一九三六年—一九三九年)
- 7 浅海正三「宋會要の編纂に関する宋會要の記載について」(『斉藤先生古希記念論集』一九三七年)
- 8 小沼正「宋會要稿食貨目錄」(『史学雑誌』四八一七 一九三七年)
- 9 陳智超『解開《宋會要》之謎』(一九五五)年 社会科学文献出版社)
- 10 山内正博「冊府元龜と宋會要」(『史学研究』一〇三 一九六八年)
- 11 青山定雄「序」(『宋會要研究備要 目錄』 一九七〇年 東洋文庫宋代史研究会)
- 12 王雲海『宋會要輯稿研究』(一九八四年 河南師範大学報増刊)
- 13 王雲海『宋會要輯稿』校補(続)一附關於藤田本『宋會要』“食貨・市舶”底本の探討」(『王雲海文集』二三〇-二四一頁 二〇〇六年 河南大学出版社所収)
- 14 伊原弘「解説—『宋會要輯稿 食貨索引 年月日・詔勅篇』編集の意義と問題点」(『宋會要輯稿 食貨索引 年月日・詔勅篇』一九八五年 東洋文庫宋代史研究委員会)
- 15 陳智超「整理説明」(『宋會要輯稿補編』一九八七年 全国図書館文献縮微複製中心)
- 16 陳智超「《宋會要》食貨類的復元(下)」(《文献》一九八七年三期 一九八七年)
- 17 周藤吉之「王雲海著『宋會要輯稿考校』」(『宋・高麗制度史研究』一九九二年 汲古書院)
- 18 梅原郁「私と『宋會要輯稿』—データ・ベース化によせて」(『東京大学東洋文化研究所・東洋学文献センター報』センター通信No.35 一九九五年)
- 19 中嶋敏「藤田豊八博士と宋會要」(『東洋史学論集』続編 二〇〇二年 汲古書院)
- 20 陳智超「宋代史料の収集、解説、利用—『宋會要輯稿』と『清明集』を中心として—」(「文献資料学の新たな可能性」(『大阪市立大学東洋史論叢』別冊特集号 二〇〇六年)
- 21 陳智超「解開《宋會要》之謎(摘要)」
- 22 斯波義信「宋會要の職官門の市舶の説明」(『宋史食貨志訳注(六)』三三九頁—四〇一頁 二〇〇六年 東洋文庫)
- 23 斯波義信「市舶についての説明」(『東洋文庫八十年史 I』二三頁)
- 24 『宋會要輯稿 食貨索引 人名・書名篇』一九八二年 東洋文庫宋代史研究委員会
- 25 『宋會要輯稿 食貨索引 年月日・詔勅篇』一九八五年 東洋文庫宋代史研究委員会
- 26 『宋會要輯稿 食貨索引 職官篇』一九九五年 東洋文庫宋代史研究委員会
- 27 『宋會要輯稿 食貨篇 社会経済用語集成』二〇〇七年 東洋文庫前近代中国研究班

写真1

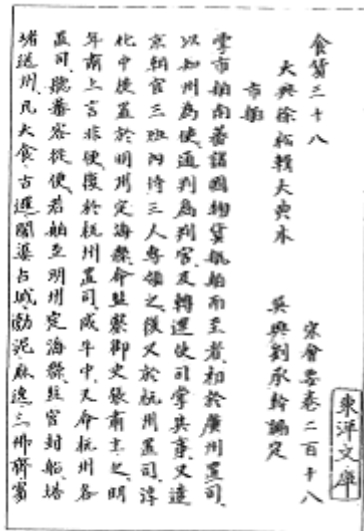


写真1

写真3



写真3 [宋會要] 市舶 紹興11年11月

11 另行と改行
 10 別行
 9 別行
 8 別行
 7 別行
 6 別行
 5 別行
 4 別行
 3 別行
 2 別行
 1 別行

※写真では赤い印が見えにくいですが、原本にはついている。東洋文庫手抄本では、印の通りに雙行(A)〜(E)にしているのに注目したい。

写真2

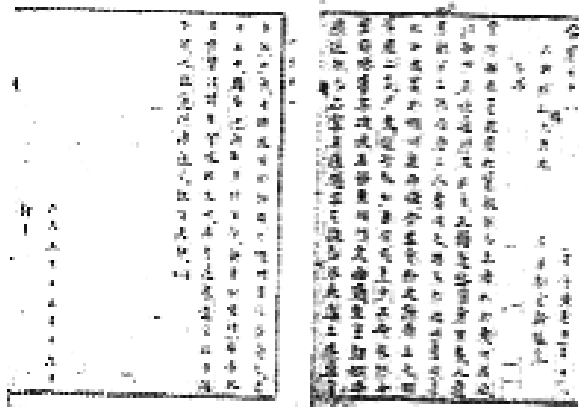


写真2 藤田氏自筆の食貨市舶について

藤田氏自筆の食貨市舶について
 食貨三十八 市舶 右頁が首、左頁が尾。
 「先学を語る一藤田豊八博士」『東方学』63輯
 1982年1月より

写真9

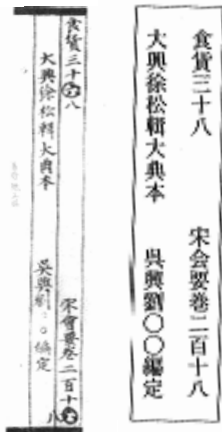


写真9

(写真9参照)

写真11

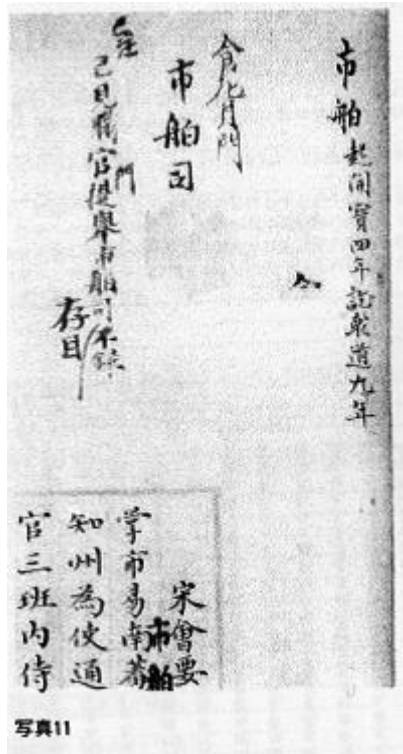


写真11



写真10

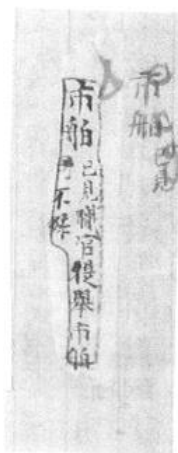
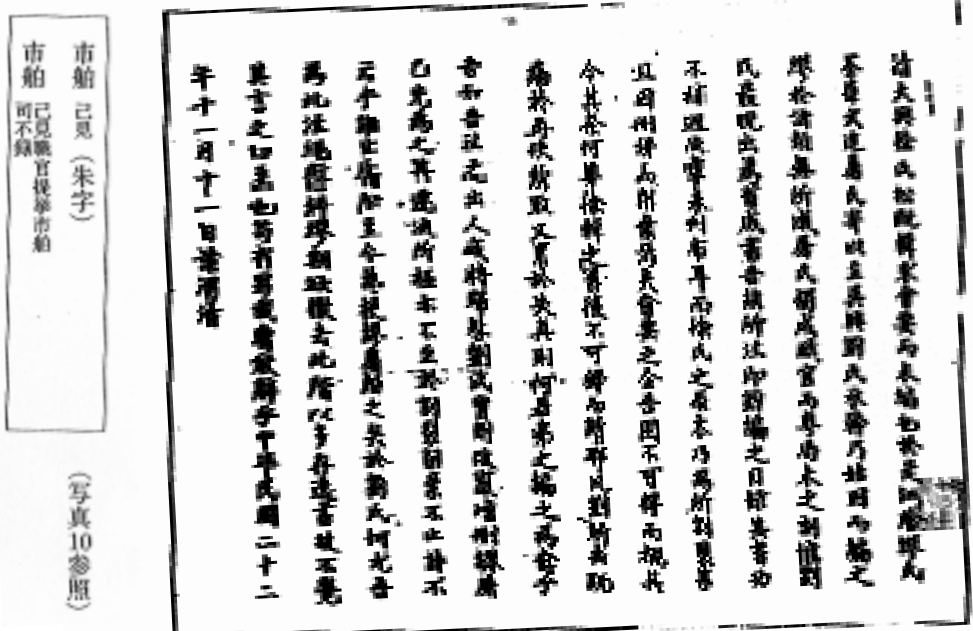


写真10

写真12



(写真10参照)

写真12 1403「宋会要、新刊清本」

表1 『宋会要』の市舶に関する資料六種

番号	所属	永楽大典卷数	字韻	年号(下限)	行の字数 行数	字数	備考	
1	職官門 44 市舶 1~34	1124	司	~嘉定 6 (1212) 年 4 月 7 日	1 行 21 字 半葉 11 行	15534 字	1936 年中国国 家図書館より 出版『宋会要輯 稿』	
2	補編 市舶	17552	貨	~乾道 9 (1173) 7 月 12 日	1 行 21 字 半葉 12 行	13319 字	陳智超 1981 年 『宋会要輯稿 補編』市舶	
3	東洋文庫手 抄本食貨門 三八市舶	17552	貨	~乾道 9 (1173) 7 月 12 日	1 行 20 字 半葉 10 行	13319 字	藤田豊八が書 写 1916 年 東 洋文庫の印あ り。	
4	藤田豊八の 自筆本	(17552)	貨	~乾道 9 (1173) 7 月 12 日	首、原稿 用紙一枚 尾、原稿 用紙一枚	首 170 字 尾 75 字	大正 5 年 (1916)12 月 16 日書写終了と ある。	曾我部静夫 収蔵『東方 学』63 昭和 57 年 1 月
5	『粤海関志』 卷 2~3 職 官 44 市舶よ り 広東のみ 抽出	(1124)	司	~嘉定 6 (1212) 年 4 月 7 日		9092 字	1840 年ごろ梁 廷枏編 職 官 44 市舶か ら 67 項目を抽出。	全体の字数 は、10301 字 で職官 44 市 舶からの抽 出は 9092 字 にのぼり、 88%を占め る。
6	藤田豊八の 市舶論文か らの引用	17552	貨	~乾道 9 (1173) 7 月 12 日			「宋代の市舶 司及び市舶条 例」	『東洋学報』 7-2 大正 6(1917)年 5 月

表2 徐松年譜と死後の『宋会要』

西暦	年号 (中国)	年号 (日本)	事 項
1781	乾隆 46		徐松 生まれる。浙江省上虞県。後に父が京師に移り、戸籍を大興県に移す。
1789	54		徐松 9歳、この頃大興県で童試を受ける。試験官金士松に文章を誉められる。
1800	嘉慶 5		20歳、郷試に合格
1802	7		結婚（陳氏）
1805	10		進士合格、殿試は、二甲第一名、朝考一等一名、翰林庶吉士となる。
1808	13		全唐文館が開設。董誥は編輯を監督、徐松は彼の推薦による。翰林院編修となり、南書房に勤務。総司の董誥に認められ、天子の下問に応答する文は、徐松が代筆する。
1809	14		このころ、全唐文館の『永樂大典』から、『元河南志』、『宋会要』、『中興礼書』を写す。
1810	15		文穎館総纂となる。湖南の学政となる。省試の監督をするがその行為を御史趙慎礪に糾弾される。伊犁への判決を受ける。礼科給事中趙慎礪の弾圧をうける。工部左侍郎彭齡、湖南巡部撫広厚、により合同取調をうける。その理由：徐松は受験生から賄賂を受け取り、書籍をうりつけて銀、476両の不正利益をえたとして9条の理由で有罪「杖一百、流三千里」。
1812	17		判決
1813	18		伊犁に流される。この年に到着。
1814	19		全唐文完成。全唐文の始めに89人中19番目に提調兼総纂官として、徐松の名が見える。
1819	24		恩赦、伊犁より帰る。宣武門大街付近に住む。
1821	道光 1		「新疆識略」を賞され、内閣中書に任ぜらる。
1825	5		妻死す。子延祖も先立つ。没年不明
1834	14		巖可均は徐松の宋会要の写出を有用なものと認める。鉄橋漫稿 3
1836	16		礼部主事に昇進。
1838	18		礼部鑄印局員外郎
1843	23		江西道監察御史から江南道を転掌。
1844	24		陝西榆林府知府に任ぜられるも、病と称して辞退。
1846	26		再び榆林府知府に任ぜらる。辞職
1848	28		徐松、3月1日大興で死す。68歳

徐松の死後の宋会要

西暦	年号 (中国)	年号 (日本)	事 項
1849	道光 29		徐松死後、宋会要散出。繆荃孫が購得。
1861	咸豊 11		梁廷枏 死。
1880	光緒 6	13	『水道記』北京琉璃廠の「善成堂」で発見。
1882	8	15	劉承幹（嘉業堂）生（～1963 まで）呉興の南濤鎮の人。
1884	10	17	張之洞、兩広総督
1887	13	20	兩広総督の張之洞、広雅書局を創設。繆荃孫は翰林院編修（繆 1872 進士），繆，屠寄（1885 挙人のち進士）と会要の編纂にあたる。
1889	15	22	張之洞、湖広総督となる。
1912	民国 1 年	大正 1 年	藤田豊八、北京で宋会要の抄本を見て、南海に関する一部分を抄録。
1915	4	4	劉承幹が「広雅稿本」を買い入れる。（劉承幹は王秉恩より、高価にて買う）劉富曾、費用容が編成にあたる。繆と屠は職官まで済む。劉富曾は民国 4 年～13 年まで校勘。これ（13 年）以降は費有客が受け継ぐ。桑原鷺蔵「蒲寿庚の事跡」発表（大正 4～7 年、史学雑誌）。
1916	5	5	藤田、羅振玉を通して、市舶（食貨 38）を抄録。「12 月 16 日抄了」とある。
1917	6	6	藤田、市舶論文を発表（大正 5 年 6 月、東洋学報 7-2）。
1919	8	8	繆死。
1921	10	10	屠寄死。
1924	13	13	東洋文庫創立。（東洋文庫の印はこれ以降）
1929	18	昭和 4	藤田、7 月 15 日逝去。
1930	19	5	東洋文庫「藤田文庫漢籍目録」出版。この中に藤田の抄本市舶はなし。東洋文庫、中国にて「食貨」「蕃夷」を写させる。

表3 「補編」市舶と東洋文庫抄本 市舶との関係

「補編」市舶	東洋文庫抄本 市舶
タイトルなし 市舶 赤字を黒でなぞる。	タイトルあり。食貨三八
1行 21字 半葉 11行	1行 20字 半葉 10字
年、月、日の文頭の右横に「另行」の印あり。すべての日付の横に必ず印あり。	日付に「另行」の印なし。「另行」（改行）を実行し、日付順に書く。
勅の後その理由を述べるとき、○印あり。	勅の後の理由を述べるとき、○印が補編についている場合は一字空白か○印となる。
「雙行」と「雙行止」について勅の後に、その理由を述べるとき、雙行にしようとしたため、その文のはじめに、「雙行」の印を押した。それを消す場合、「雙行」と「雙行止」を丸印をして消している。一セットで消しているのが26項目に及ぶ。一セットでないとき、一方を消さない時には双行となる。	抄本には、「雙行」「雙行止」の印はない。雙行がある時には補編の雙行にしたがって書いている。

食貨三十八

宋會要卷二百十八⁽¹⁾

大興徐松輯大典本

吳興劉承幹編定

(1)

市舶⁽²⁾

掌市舶⁽³⁾南蕃諸國物貨航舶而至初者於廣州置司、

以知州為使、通判為判官、及轉運使司掌其事、又遣

京朝官三班、內侍三人專領之、後又於杭州置司、淳

化中徙置於明州定海縣、命峻察御史張肅主之、明

年肅上言非便、隆於杭州置司、咸平中、又命杭州各

置司、聽蕃客從便、若舶至明州定海縣、峻官封船、塔⁽⁵⁾

堵送州、凡大食·古邏·闍婆占城·勃泥·麻逸·三佛齊·賓

(5) 七年閏十二月、詔聞在京⁽¹⁾及諸州府人民、或少藥物
 (4) 二年正月、命著作佐郎李鵬舉、充廣南市舶使^{上同}
 貫以上黥面配本地充役兵、^{同上}
 又申其禁、四貫以上徒一年、遞加³⁾、二十
 島、過此數者、押送赴闕、婦人犯者、配充針工^{年淳二化月五}
 滿⁽²⁾、一百文以上、量科其罪、過十五千以上、黥面配海
 (3) 太祖⁽¹⁾太平興國元年五月、詔敢與蕃客貨易、計其直、
 官^{上同(1)}
 (2) 市舶使、以駕部員外郎通判廣州謝癘⁽⁴⁾、兼市舶判
 太祖⁽²⁾開寶四年六月、命同知廣州潘美尹崇珂、並充⁽³⁾
 貨輕重而差給之^{大典卷一萬七千(1)三百}
 亦總領其事、大抵海舶至、十先征其一、其價直酌蕃
 兼峻而罷判官之名、每歲止三班內侍專掌、轉運使
 聽市貨與民、其後三州⁽¹⁾¹⁾知州領使、如勸農之制、通判
 牙·賓鐵·鼈皮·珊瑚·瑪瑙·乳香禁樅外、他藥官市之餘、
 又詔民間藥石之具、恐或致闕、自今唯珠貝瑋瑁犀
 州交趾泉州兩浙⁽¹⁾⁰⁾非出於官庫者、不得私相市易、後
 興國初、京師置樅易院、乃詔諸蕃國香藥寶貨、至廣
 鼈皮·瑋瑁·瑪瑙·車渠·水晶·蕃布·烏滿·蘇木之物、太平
 色帛精龕瓷器、市易香藥·犀象·珊瑚·琥珀·珠子⁽⁷⁾·賓⁽⁸⁾·鍬⁽⁹⁾
 同臚·沙里亭·丹流眉·並通貨易、以金銀緡錢鉛錫雜⁽⁶⁾

食用、今以下項香藥·止禁樞廣南漳泉等州船舶上、

不得侵越州府界、紊亂鵬法、如違·依鵬斷遣、其在京

並諸癩²⁾、即依傾官場出賣、及許人興販⁴⁾、凡禁樞物

八種、瑋⁵⁾·牙·犀·寶鍊⁶⁾·鼈皮·珊瑚·瑪瑙·乳香·放通行藥

物三十七種、木香·檳榔·石脂·硫黃·大腹·龍腦·沈香·檀

香·丁香·丁香皮·桂·胡椒·阿魏·蒔蘿·華澄茄·訶子·破故

紙·荳蔻花·白荳蔻·鵬沙·紫礦·胡蘆巴⁷⁾·蘆會·華撥¹⁰⁾·益智

子·海桐皮⁸⁾·縮砂·高良薑⁹⁾·草荳蔻·桂心苗·輭藥·箋¹⁰⁾·香·安

息香·黃熟香·烏楠木·降真香·琥珀·後紫·礦亦禁樞、上同

(6) 雍熙四年五月、遣內侍八人、齎敕書金帛、分四綱、各

覓海南諸蕃國、勾招進奉、博買香藥犀牙真珠龍腦、

每綱齎空名詔書三道、於所至癩¹⁾賜之上同

(7) 端拱二年五月、詔自今商旅出海外蕃國販易者、須

於兩浙¹⁾市舶司陳牒、請官給券以行、違者輒入其寶

貨上同

(8) 淳化二年四月、詔廣州市舶、每歲商人舶廼、官盡庄

常價買之、良苦相雜、官益少利、自今除禁樞貨外、它¹⁾庄

貨擇良者、止市其半、如時價給之、粗²⁾惡者恣其賣勿

禁上同

(9) 至道元年三月、詔廣州市舶司曰、朝廷綏撫遠俗、禁

止末游比來食祿之家、不許與民爭利、如官吏罔顧

憲章、苟徇貨財、潛通交易、闌出徼外、私市掌握之珍、

公行道中、¹⁾摩虞蕙苡²⁾之謗、永言貪冒、深蠹淡倫、自今

宜³⁾令諸路轉運司、指揮部內州縣、專凋糾察內外文

武官僚、敢遣親信於化外販鬻者、所在以姓名聞上同

(10)

四月令金部員外郎王澣、與內侍楊守斌、薨兩浙相

(11)

度海舶路上同

(12)

六月、詔市舶司峻官及知州通判等、今後不得收買

如殆若之譎

蕃商雜貨、及違禁物色、如違當重置之法、¹⁾先是南

海官員、及經過使臣、多請託市舶官、如²⁾傳語蕃長、所

買香藥、多然³⁾價直、至是左正言馮極⁴⁾奏其事、故有是

(13)

詔上同

(14)

九月王澣等使還、帝諭以言事者稱、海商多由私路

經販、可令禁之、澣等言、取私路販海者、不過小商以

魚乾為貨、其大商自蘇杭取海路、順風至淮楚間、物

貨既豐、收稅隘數倍、若設法禁小商、則¹⁾大商亦不行

(15)

矣、從之、上同

真宗咸平二年九月、兩浙轉運使副王渭言、奉敕相

度杭明州市舶司、乞只就杭州一¹⁾癯抽¹⁾多、詔杭州各
置市舶司、仍取蕃官此便上同

(14) 大中祥符二年八月九日、詔杭廣明州(1)市舶司自今

蕃商齎銀石至者、官爲收市、斤給錢五百(2)以初立

禁科也、時三司定直斤錢二百、詔特增其數

(15) 九年九月十八日、太常少卿李應機言、廣州勾當市

舶司使臣、自今後望、委三司使(1)副判官或本路轉運

使、奏彝幹者充選、從之上同

(16) 天德(1)元年六月、三司言、大食國蕃客麻思利等回收

買到諸雜物(2)色、乞免緣路商稅、今玆詳麻思利等擲

博買到眞珠等、合經明州市舶司抽彡外、赴囿進賣

今却作進奉名目、直來上京、其緣路商稅不令放免、

詔特蠲其半上同

(17) 三年十月、供備庫使侍其御(1)言、廣州市舶庫門、傾

輪殆轉之譏

(2)上同

(18) 四年六月、右諫議大夫李應機言、廣州通判、保(1)審官

院差、緣兼市舶公事、望自今中書選差、候得替日、如

不虧遞年課額、特與改官、優加任使其市舶使臣亦

候得替、依押香藥綱使臣例、遷轉親民任使(2)、詔廣州

通判、於京朝官中選、累有人奏舉者、具名取旨、其市

舶(3)依所請施行上同

(19) 仁宗天聖三年八月、審刑院大理寺言、峻察御史朱

懷 (3)

殆敢之譌

諫上言、福州遞年、常有船舶三兩隻、到鍾門海口、其郡縣官吏⁽¹⁾多令⁽²⁾人擲⁽³⁾錢物金銀尊買真珠犀象香藥等、致公人百姓、接便苟買、却違禁寶貨不少、乞申明條貫下本州從之^{上同}

(2 0)

四年十月、明州言、市舶司牒、日本國太宰府進奉使周良史狀、奉本府都督之命、擲土產物色進奉、本府茨詳、即無本瘡⁽¹⁾章表未懷⁽²⁾發遣上京、欲令明州只作本州意度諭周良史、緣無本國表章、褻以申奏朝廷、所進奉物色、如肯留下、即約度價例、廻鬱如不肯留下、即却給付、曉示令廻、從之^{上同}

(2 1)

五年九月、自今遇有船舶到廣州、博買香藥、及得一兩綱、旋具奉聞⁽¹⁾、乞差使使臣管押^{上同}

(2 2)

六年七月十六日、詔廣州近年蕃船罕至、令本州與轉運司、招誘安存之、^{上同}

(2 3)

八年六月、詔廣州近年蕃船侘至、⁽¹⁾自今三班院、依揀走馬承受使臣例、選取三人、各櫪有舉主三人、已上者、具脚色姓名、供申樞密院、其差出使臣、如在任終⁽²⁾、滿三年、委賓懼⁽³⁾、別無公私過犯、仍令本路轉運使

副保奏、當與酬獎^{上同}

(2 4)

景祐五年九月七日、太常少卿直昭文館任中師言、

(25)

臣在廣州、奉敕管勾市舶司使臣三人、通判二人、亦是管勾市舶司、名銜(1)並(2)同、勘會所使印、是市舶使字、乞自今少掉峻以上知廣州、並兼市舶使入銜、內外(3)通判亦充市舶判官、或主轄市舶司(4)事管勾使臣並申狀(5)詔知州徐起兼市舶使、今後少掉峻已上知州、兼市舶使、極不行上同

(26)

神宗熙尙四年五月十二日、詔應廣州市舶司每年抽買到乳香雜藥、依鵬計綱、申轉運司、召差廣南東西路得替官、薨廣州交管押、上京送納、事故銜(1)替之人勿差、至元符三年六月十一日、廣東轉運司奏欲不限路分官員、送納字下、添入如逐路無官願就、即定綱數申省、乞差軍大擲裝押字、從之(2)

七年正月一日、詔諸船舶、遇風信不便、飄至逐州界、速申所在官司、城下委知州、極委通判、或職官、與本縣令佐、躬親急檢、除不係禁物、稅訖給付外、其係禁物、即封廳、差人押赴隨近市舶司、勾收抽買、諸泉福緣海州、有南蕃海南物貨船到、並取公樅(3)驗(4)認如已得(5)未經抽買物貨、即押赴隨近市舶司、勘驗施行、諸客人買到抽多下物貨、並於市舶司、請公憑引目、許薨外州貨賣、如不出引目、許人告、依偷税法上同

(27)

七月十八日、詔廣南東路提舉司、斐廣州市易糶勾當公事呂邈、⁽¹⁾以擅入市舶司、傾攔蕃商物故也。上同

(28)

十九日、詔廣州市舶司、依傾存留、更不併歸市易糶上同

(29)

九年五月二日、中書門下言、給事中集賢殿來撰程師孟、乞罷杭州明州市舶司、只就廣州市舶一廩⁽¹⁾抽

多、欲令師孟赴三司、同共詳議利害以聞、三司言、今

與師孟同共詳議廣明州市舶利害、先次刪立抽多

鵬約、詔恐逐州有未盡未便事件、令更取索重詳定

施行上同

(30)

元豐三年八月二十七日、中書言、廣州市舶鵬已來定、乞專委官推行、詔廣東以轉運⁽¹⁾使孫迥、廣西以轉

運使陳倩、兩浙以轉運副使周直孺、福建以轉運判

官王子京、春直孺兼提舉推行、嘶子京兼覺察傾攔、

其廣南東路安撫使、更不帶市舶使、

(31)

五年十月十七日、廣東轉運副使兼提舉市舶司孫春言、南蕃綱首持三佛⁽¹⁾齊詹畢國主及主管國事、國

主之女唐字書、寄臣熟龍腦二百二十七兩·布十三

段⁽²⁾臣昨奉差³⁾委、推行市舶法、臣以海舶法敝商旅輕

於西禁、每召賈胡、示以鵬約、曉之以來遠之意、今幸

刑戮不加而來者相繼、前件書物等、臣不敢受、乞估
直入官、委本庫買綵帛物等、俟冬舶回報謝之所貴、
通異域之情、來海外之貨、從之上同

(3 2)

十二月二十一日、廣西轉運副使吳潛言、雷化發船
之地、與庠島相對、今令倒1)下廣州請引、約五千里、不
便欲乞廣西沿海一帶州縣、如土人客人、以船載米
穀牛酒黃魚及非市舶司抽多之物、並更不下廣州
請引、詔孫春相度於市舶法、有無妨礙上同

(3 3)

六年十一月十七日、密州范鏐言、欲於本州置市舶
司、於板橋鎮置抽多棧、籠賈人專利之權、歸於(1)公上、
其利有六、使商賈入粟塞下、以佐邊費、於本州請香
藥雜物、與免路稅、必有奔走應募者一也、凡抽買犀
角象牙、乳香及諸寶貨、每歲上供者、既無道塗勞費
之役、又無舟行侵盜傾覆之釜、二也、抽多香藥雜物、
每遇大杣、內可以助京師、外可以助京東河北數路
賞給之費、三也、有棧則以時變易、不數月、坐有倍稱
之息、四也、商旅樂於負販、薨來不絕、則京東河北數
路郡縣稅額、庄倍、五也、海道既通、則諸蕃寶貨源源
而來、上供必數倍於明廣、六也、有是六利而官無橫
費、坳集之丁、庶可必行而無疑、况本州及四縣常平

庫錢不下數十萬緡、乞借為官本、限五年撥還、詔都
轉運使吳居厚、悉意斟酌、鵬析以聞、³⁾其後居厚言、
其取予輕重之權、較然可見、於今無不可推行之理、
欲稍出錢帛、議其取舍之便、考其贏縮之歸、仍上置
榷易糶差官吏牙保法、請自七年三月推行、已而居
厚又言、鑄所請置抽彡⁴⁾、如此則牽制明廣二州已
成之法、非浙廣江淮數路公私之便、海道至南蕃極
遠、登萊東北密邇遼人、雖立透漏法、勢自不可教攔、
而板橋又非商賈輻湊之地、恐不可施行^{上同}
⁽³⁴⁾ 哲宗元祐二年十月六日、詔泉州增置市舶^{上同}
⁽³⁵⁾ 三年三月十八日、密州板橋置市舶^{上同}
⁽³⁶⁾ 五年十一月二十九日、刑部言、商賈許由海道薨來、
蕃商¹⁾興販、並具人²⁾舶³⁾物貨名數所詣去處、申所在州、
仍召本土⁴⁾物力戶三人委保、州為驗實、牒送願發舶
州、置鬱給公縱聽行、回日許於合發舶州住舶、公縱
筭市舶司、即不請公縱而擅乘⁵⁾舶、自海道入界河、及
薨高麗新羅登萊州界者、徒二年五百里編管、薨北
界者、加二等配一千里、並許人告捕、給舶物半價充
賞、其槓在船人、雖非船物主、並杖八十、即不請公縱
而未行者、徒一年鄰州編管、賞總擅行之半、保人並

總犯人三等、從之上同

(37)

元符二年五月十二日、戶部言、蕃舶為風飄着(1)牙海州界、若損敗及舶主不在、官為極(2)盪、錄物貨、許其親

屬召保認還、及立防守盜縱許(3)西斷(4)罪法、從之上同

(38)

徽宗崇侂元年七月十一日、詔杭州明州市舶司、依

傾隆置、所有峻官專庫手分等、依逐瘴傾額上同

(39)

三年(1)五月二十八日、詔應蕃國及土生蕃客願薨他

州、或東京販易物貨者、仰經提舉市舶司陳狀、本司

勘驗詣(2)實、給與公憑、前路照會、經過官司、常凋覺察

不得夾帶禁物及姦細之人、其餘應有關防約束事

件、令本路市舶司、相度申尚書省、(3)先是廣南路提

舉市舶司言、自來海外諸國蕃客擲寶貨渡海赴廣

州市舶抽多、與(4)民間交易、聽其薨還許其居止、今

來大食諸國蕃客、乞薨諸州及東京買賣、未有鵬約、

故有是詔上同

(40)

四年五月二十日、詔每年蕃船到岸、應買到物貨、合

行出賣、並(1)擲在市實(2)直價例、依市易法、通融收息、不

得過二分、(3)從廣南提舉市舶司請也上同

(41)

五年(1)三月四日、詔廣州市舶司、傾來發舶薨來南蕃

諸國博易回、元豐三年傾鵬、只得却赴廣州抽多、(2)後

來續降、沿革不同、今則許於非元發、舶州、薨、舶、抽、買、

緣此大生奸釜、然損課額、可擲元豐三年八月、傾、鵬、

與後來續降、衝改參詳、從長立法、遵守施行、上同

大觀元年三月十七日、詔廣南福建兩浙市舶、依、傾、

隆置提舉官、上同

三年七月二日、詔罷兩浙路提舉市舶官、令提舉常

平官、兼專調提舉、通判管勾、上同

政和二年五月二十四日、詔兩浙福建路、依、傾、隆、置、

市舶、從福建路提急刑獄邵濤請也、上同

三年七月十二日、兩浙提舉市舶司奏、至道元年六

月二十六日、敕應知州通判諸色官員、並市舶司官、

使臣等、今後並不得收買蕃商香藥禁物、如有收買、

其知通諸色官員、並市舶司官、並除名、使臣決配、所

犯人亦決配、緣止係廣南一路指揮、詔申明行下、上同

四年五月十八日、詔諸國蕃客、到中國居住、已經五

世其財產、依海行無合承分人及不經遺囑者、並依

戶絕法、仍入市舶司拘管、上同

五年七月八日、杻部奏、福建路提舉市舶司狀、昨自

興隆市舶已於泉州置來遠驛、與應用家事什物等

並足、并立定稿、設饋送則例、及已置使臣一員、峻市

江平江府、如有蕃商願擲舶貨投官入官⁽¹⁾、即令稅棹
 (49) 七年七月十八日、提舉兩浙路市舶張苑奏、欲乞鎮
 以招誘抽買寶貨增羨也⁽²⁾ 上同
 (48) 八月十三日、詔提舉福建路市舶施述與轉一官⁽¹⁾
 依鵬比奏施行、詔從之^{上同}
 依鵬比奏、及申明合用迎接等事、今欲下本司勘會、
 入貢何國為比、奏、本部勘會、今來本司並未曾勘會
 舶司自合依政和令、詢問其國遠近大小強弱、與已
 赴闕、係是廣州多發外、有羅斛國、自來不曾入貢、市
 朝旨、招納到占城羅多二國、前來進奉、內占城先累
 寺狀稱、契勘福建路市舶司、依崇尙二年二月六日
 有未盡事件、取自朝旨、本部尋下鴻臚寺勘會、縱本
 餘應干約束事件、並乞依舊蠻入貢修例施行、如更
 或馬、至知通或峻司、客位候、相見罷、赴客位上馬、其
 奉使副判官首領所至州軍、乞用妓樂迎送、許乘輜
 等、有合預先措置申明事件、今措度、欲乞、諸蕃國貢
 到來、合用迎接、犒設、津遣、差破當直人從、與押伴官
 寶貨前來投進外、今照對募化貢奉諸蕃國人使⁵⁾等
 付劉著等收執、前去羅斛占城國、說諭招納⁴⁾、許令擲
 舶棹門兼批接引幹當來遠驛、及本司已³⁾出給公縱

峻官、依市舶法稚買、內上供之物、依鵬附綱起發、不堪上供物貨、關提刑司、選官估賣、從之上同

(50) 宣和元年八月四日、又奏、政和三年七月二十四日

聖旨、於秀州談亭縣興置市舶棧、抽多稚買、專置峻

官一員、後來因青龍江浦堙塞、少有蕃商船舶前來

續承朝旨罷去正官、令本縣官兼峻、今因開修青龍

江浦通快、蕃商船舶、輻湊住泊、雖是知縣兼峻、其談

亭縣係繁坳去、處欲去依傾置峻官一員管幹、乞從

去殆乞之譌 (1)

本司奏辟、從之上同

(51) 十二月十四日、詔福建提舉市舶蔡栢、職事修舉、可特轉一官、勾當公事趙寘轉一官、令再任上同

(52) 三年十一月二十六日、詔諸路市舶本錢、並依茶複

錢已得指揮上同

(53) 四年五月九日、詔應諸蕃國進奉物、依元豐法、更不起發、就本廩出賣、尚敢違戾、市舶司官吏、以自盜論

上同

(54) 七年三月十八日、詔給降空名度牒、廣南福建路各五百道、兩浙路三百道、付逐路市舶司、貳折尊本錢

仍每月、具稚買並抽多到數目、申尚書省上同

(55) 高宗建炎元年六月十三日、詔市舶司多以無用之

物、枉費國用、取悅權近、自今有以篤耨香指環、瑪腦、
貓兒眼、曷之類、博買前來、及有然蕃商者、皆重真其
罪、令提刑司、按舉聞奏上同

(56)

十四日、詔兩浙福建(1)提舉市舶司、併歸轉運司、令逐
司、擲見在錢、冥熨皿等拘收、具數申尚書省上同

(57)

十月二十三(1)、日承議郎李則言、閩廣市舶傾法、置場
抽分(2)、粗細(3)二色、般運入京、其餘(4)重坳起發之物、

本州打套出賣、自大觀以來、乃置庫收受、輒廣帑汰

張大數目、其釜非一、傾係細色網、只是眞珠龍腦之

類、每一網五千(5)兩、其餘如犀牙、紫礦、乳香、檀香之類

盡是(6)、鱗色網、每網一萬斤、凡起一網、差衙前(8)一名管

押、支脚乘贍家錢、約計一百餘貫、大觀以後、犀牙紫

礦之類、皆變作細色、則是傾日一網、分爲之十二網、

多費官中脚、乘贍家錢三千餘貫、乞擲前項抽分(9)、

色、並令本州依時價打套出賣、盡作見錢、椿管、許諸

色客人、就行在中、納見錢、齎執、允便關子、前來本州

支請、詔依傾依所乞上同

(58)

二年五月二十四日、詔依傾、置兩浙福建路(1)、提舉
市舶司(2)、尚書省言、併廢以來、土人不便、然失數多、

故、置之上同

(59) 六月十日、詔給度牒師號二十萬貫、付福建路、十萬

(60) 貫、付兩浙路、專貳市舶本錢上同 (1)

傾在杭州已經燒毀、伏見杭州神霄宮、依昨降朝旨

廢罷、見今空閑欲乞踏逐一位子量、以本司頭子錢

(61) 修葺、安着一行官吏、詔依、仍不得過四十間上同

七月八日、詔兩浙路市舶司、已降指揮、總省甥費、每

遇海商住舶、依傾例支送酒食、罷每年燕犒、其上供

(62) 細色物貨、並遵傾制、團綱起發、罷步擔雇人、廣南福

建(2)市舶司准、此上同

十月十七日、司農卿黃鑄奏、臣聞元祐間、故杻部尚

書介(1)軾奏、乞依督宗編敕、杭明州並(2)不許發船、薨高

麗、違者徒二年、沒入財貨充賞、並乞刪除元豐八年

九月內創立、許海舶附蟠外夷入貢及商販一鵬、並

坪朝廷一一施行、臣近具海、舶擅載外國入貢鵬約、

稟之都省、坪泝付臣戒諭、臣已取責舶戶陳志蔡周

迪狀、稱今後不得擅載、如違徒二年、財物沒官之罪、

(63) 欲望特降、癘分、下諸路轉運市舶司等、依應遵守

不許違戾、從之、上同

言、檢准敕節文、廣南市舶司狀、廣州市舶庫、逐日收
 支寶貨錢物浩瀚、全藉峻門官檢察、欲乞許從本司
 奏³⁾無贓私罪文武官、貶廣州市舶庫峻門、尊幾得人
 檢察、杜絕侵盜之釜、從之^{上同}
 (6 4)
 六月二十二日、詔諸路市舶司錢物、今後並不許諸
 司官剗刷、如違以徒二年科罪^{上同}
 (6 5)
 十月十四日、提舉兩浙路市舶劉無極言、近准戶部
 符、仰從長相度、擲秀州談亭縣市舶棧、移就通惠鎮、
 具經久可行事狀、保明申請施行、今相度欲且存談
 亭縣市舶棧、却乞令通惠鎮稅棧峻官、招邀船舶到
 岸、即依市舶法、就本鎮¹⁾抽¹⁾、每月於市舶棧、輪差專
 秤一名前去主管、候將來見得通惠鎮商賈、免般剝
 之勞、薨來通快物貨興、盛即將談亭市舶棧、移就本
 鎮置立、詔依^{上同}
 (6 6)
 紹興元年十一月二十六日、提舉廣南路市舶張書
 言言、契勘大食人使蒲亞里所進大象牙二百九株
 大犀三十五株、在廣州市舶庫收管、緣前件象牙、各
 係五六十¹⁾斤以上、依市舶鵬例、每斤估²⁾錢二貫六百
 文九十四陌、約用本錢五萬餘貫文、省欲望詳酌、如
 數目稍多行在垵以變轉、即乞指揮、起發一半、令本

司委官秤估、擲一半就便搭息出賣、取錢添用⁽³⁾給還
蒲亞里本錢、詔令張書言、揀選大象牙一百株並⁽⁴⁾犀
三⁽⁵⁾十五株、起發赴行在、準⁽⁶⁾備多笏造蟠、宣賜臣僚使
用、餘依上同
⁽⁶⁷⁾ 二年正月二十六日、詔令戶部、取會兩浙等三路提
舉市舶司、配⁽¹⁾中年分起發上供⁽²⁾物數、並抽⁽³⁾多尊買⁽⁴⁾
用過錢數、及賣過物色若干等、自權住起發後來所
有抽多買賣到息錢、並依此開具申尚書、省內兩浙
係近便、仍責限回報、先次措置上同
⁽⁶⁸⁾ 三月三日、詔兩浙提舉市舶、移就秀州談亭縣置司、
官屬供給令秀州應副、上同
⁽⁶⁹⁾ 四月二十六日、戶部言、縱提舉廣南路市舶張書言
劉⁽¹⁾子、近年以來、不蒙朝廷給降本錢、而轉運司又取
撥過本司見錢五萬貫文、見今委⁽²⁾寔闕乏、詔令杻部
給降廣南東路空名度牒三百道紫衣兩字師號各
一百道、撥還本司、玃痒買本錢支用上同
⁽⁷⁰⁾ 六月二十一日、廣南東路經畧安撫提舉市舶司言、
廣州自祖宗以來、興置市舶、收課入倍於他路、每年
發船月分、支破官錢、管⁽¹⁾設津遣、其蕃漢綱首作頭稍
工等人、各令與坐、無不得其權心、非特營辦課利、盖

欲招徠外夷、以砥柔遠之意、傾來或遇發船衆多、及
進貢之國併至、量增添幾數亦不滿二百餘貫、費用
不多、所悅⁽²⁾者衆、今準⁽³⁾建炎二年七月勅⁽⁴⁾、轟⁽⁵⁾坐前提舉
兩浙市舶吳說沂子、每年宴犒、諸州所費、不下三千
餘貫、委是枉費、緣吳說即不曾取會本路設蕃所費
數目例坪指揮寢罷、躔慮無以招邀⁽⁶⁾遠人、有違祖宗
故事、欲乞依傾犒設、從之
上同

(71)

七月六日、福建路安撫轉運提舉司奏、準⁽¹⁾紹興二年
四月十一日德音、勘會本路地狹民貧、官吏猥衆、訪
聞市舶、只是泉州一壠、傾⁽²⁾來係守臣兼領、今⁽³⁾既有提
舉、設屬置吏、費耗祿廩、其利之所入、徒濟姦私、而公
上所得無幾、仰本路帥臣峻司、同共相度可與不可
廢罷鵬具聞逕、逐司今相度到、未置提舉官已前、只
是本路轉運或提刑司官兼領、比置官後、所收課額、
元無漏落、兼每歲自八月以後、至六月以前、風信不
順、即無販蕃⁽⁴⁾、及海南回船到岸、其提舉司官吏、於上
項月分、並各端閑、委是⁽⁵⁾可以廢還逐司、詔依、仍委本
路提刑司兼領
上同
(72)
八月六日、詔市舶司廢罷、其本司銀熨錢物、並令起
赴行在左汰庫送納、傾管人吏、以入仕年月日先後、

三分中存留一分⁽¹⁾、官吏請給傾費、令提刑司、取見元
支窠名、每月支數依元窠名椿收訖、具狀申尚書省、
官不罷市⁽²⁾、船司屬

(73)

九月二十五日、詔傾市舶司職事、令福建提舉茶事
兼領、前降令提刑司兼領指揮、更不施行上同

(74)

十月四日、詔福建提舉茶事司、權移住泉州、就傾提
舉市舶司置、司擲今來兼管市舶司職、繫銜上同

(75)

三年六月四日、戶部言、昨承朝旨、取會兩浙市舶司
已前酌中年分起發上京物數若干等、數權住⁽¹⁾起發

錢？

薨來抽多轉買、及一面賣過物數、所用本柄⁽²⁾收到息
錢、並依此開具供申、仍⁽³⁾明聲說、曾如何支使、見在之

會？

數、於何攸樁管、候比照驗考、有無然損侵隱、措置經
久可行利害、申尚書省、本部行下、本司不箴⁽⁴⁾、開具依
應回報去後、今樞兩浙提舉市舶司申本司、契勘臨

安府明温州、秀州談亭、及青龍、近日場、昨因兵火、
寔⁽⁵⁾無以前文字供攢、本司今依應、擲本路收隆以後

建炎四年紹興元年二年內、取紹興元年酌⁽⁶⁾申一年

一路抽多、痒買到物貨、比附起發變賣收到本息錢

月殆日之譌

數月、開具⁽⁷⁾如後、一本路諸州府市舶、棧五、攸紹興元
年一全年、共抽多一十萬九百五十二斤零一十四

兩尺錢二字八段⁽⁹⁾坐等、本部尋行驅考得、雖有所收

(10)

息錢、其間多有一面支使名色不一例、各不見具到、
許支鵬法比、欲再行取籩、又恐內有違法⁽¹¹⁾擅支數目、
遷延月日、不肯依公回報、若不別作擘畫、又緣市舶
棧所管朝廷錢物浩瀚、唯在提舉司、檢察教轄、似此
深恐得以侵用、因而陷失財計、今相度欲乞委浙西
提刑司、取索市舶司、自建炎四年以後應支使錢物
窠名數千照、并許支鵬法指揮、逐一年細驅磨擲不
合支破錢數、依鵬追理、撥還入官、添助痒買錢本、仍
乞令諸州⁽¹²⁾通判、自今後、遇市舶棧抽買客人物貨、須
管依鵬躬親入棧、同峻官抽買、及自紹興三年爲始、
歲終取籩逐棧開具的寔⁽¹³⁾買到物貨名色、數目、用過
本錢、營運利息、應支使錢物、夾細帳狀、保明申浙西
提刑司、從本司取索驅考、如稍有隱漏不寔⁽¹⁴⁾之數、並
依無額上供法施行、若逐州通判、不依法躬親入棧
同峻官抽買、亦乞今提刑司按劾施行、詔依上同

(76)

七月一日、⁽¹⁾廣南東路提舉市舶官、今後遵守祖宗傾
制、擲中國有力⁽²⁾之物、如乳香藥物、及民間常使香貨、
並多數痒買、內乳香一色、客算⁽³⁾尤廣、所差官自當⁽⁴⁾、
國、招誘尊買、仍令戶部、限三日、擲市舶司抽多博買

令？

傾法參酌、重別立定殿最賞罰鵬格、具狀申尚書省、⁽⁶⁾

以尚書省言、提舉官薨、非其人、砥蕃商稀少、理

合講究故也、^{上同}

(77)

八月二十二日、新差提舉廣南路市舶姚焯言、坪恩

付以南海舶事、唯蕃商物貨之職而已、他不與焉、今

赴新任、躓恐入境、已後、或見本路民間、有的寔利病、

乞依守臣五事例、得以鵬具聞奏、尊幾遠民、或喻德

(78)

九月九日、詔廣南市舶庫錢物、除朝廷指定取撥、合

應副外、其餘官司、今後並不得取撥支使、雖奉持旨、

亦為本司執奏不行、⁽⁵⁾提舉姚焯言、本司錢本、多為

(79)

轉運司畫旨取撥、砥以應副蕃商故也、^{上同}

本錢、欲依傾用坊場錢應副、從之、^{上同}

(80)

十二月十七日、戶部言、勘籛三路市舶、除依鵬抽多

外、蕃商販到乳香一色、及牛皮筋¹⁾骨²⁾、堪造軍熨之物、

自當盡行博買、其餘物貨、若不權宜、立定所起發窠

名、凋慮枉費脚乘、欲今三路市舶司、將今來立定名

色計置起發、下項名件、欲令起發赴行在送納、金銀

真珠玉乳香牛皮筋⁷⁾角象牙犀腦子麝香麝香上中

次箋香檀香烏文木鵬砂朱砂木香人參丁香琉璃
 珊瑚介合油白荳蔻牛黃膈臍龍涎香藤(8)香血碣
 華澄茄安息香縮沙(9)降真香肉荳蔻訶子舶上茴香
 茯苓菩薩香鹿茸黑附子油腦菴蓉琥珀上等螺犀
 中等螺犀下等螺犀(10)水銀上等藥犀中等藥犀下等
 藥犀鹿速香赤倉(10)盾(11)腦腦(12)泥木扎腦夾雜銀石
 碌白附子銅熨銀朱(13)苛子南蕃介(14)木高州介木隨風
 子青木香乾姜(15)川芎紅花雄黃川椒石鍾乳硫(16)黃勺(17)
 木夾雜黃熟香頭上等生香茴香烏牛角(18)白牛角(19)沙
 魚皮上等鹿皮魚膠海南介木熟速香畫黃(20)龜鼈皮
 魚鰾椰心簞蕃小花狹簞菱牙簞蕃顯布(21)海南碁盤
 布海南吉貝布海南青花碁盤被(22)單下色餅香海南
 白布海南白布被(23)棟香上色餅乳香中色餅香次
 下色餅香上色袋香中色袋香下色袋香乳香塌香
 黑塌香水濕黑塌香青碁盤布紬生速香斫削揀選
 低下水濕黑塌香黃蠟松子榛子夾煎黃熟香頭白
 蕪荑山茱萸茅木防風杏仁五苓脂黃耆(24)土牛膝毛
 絕布高麗小布占城速香生孰香夾煎香上黃熟香
 中黃香下箋香石斛下項名件、欲令本燻一面變賣、
 薔薇水御碌香蘆薈阿魏葦撥史君子荳蔻花肉桂

茯？

桂·花·指·環·腦·丁·香·母·扶·律·膏·大·風·油·加·路·香·火·丹·子·

紫·藤·香·篤·芹·子·荳·蔻·黑·篤·耨·龜·童·沒·藥·天·南·星·青·桂·

頭·秦·皮·橘·皮·鱉·甲·蒔·蘿·官·桂·榆·甘·子·益·智·高·良·姜·⁽²⁶⁾甲·

香·天·竺·黃·草·荳·蔻·藿·香·紅·豆·草·果·⁽²⁷⁾大·腹·子·肉·破·故·紙·

苓·苓·香·蓬·莪·朮·木·鱉·⁽²⁹⁾子·石·決·明·木·蘭·皮·丁·香·皮·殼·荳·

蔻·烏·藥·柳·桂·桂·皮·檀·香·皮·姜·⁽³⁰⁾黃·相·思·子·蒼·朮·青·椿·香·

幽·香·桂·心·大·片·香·姜·黃·熟·賣·末·潮·盾·三·賴·子·龜·頭·枝·

寔·⁽³²⁾密·木·檀·香·賣·丁·香·枝·白·膠·香·椿·⁽³³⁾香·頭·鷄·骨·香·龜·同·

香·白·芷·亞·濕·香·木·蘭·茸·烏·黑·香·⁽³⁵⁾麝·熟·香·下·等·丁·香·下·

等·冒·頭·香·下·等·⁽³⁴⁾麝·香·頭·下·等·青·桂·片·香·麝·香·木·蕃·檳·

榔·肉·連·皮·檳·榔·傾·香·連·皮·大·腹·⁽³⁵⁾麝·熟·香·頭·海·桐·皮·松·

搭·子·犀·蹄·土·半·夏·常·山·茲·仁·遠·志·暫·香·下·速·香·下·黃·

熟·香·詔·依·上·同·

(81) 五·年·閏·二·月·八·日·詔·市·舶·使·峻·官·并·⁽¹⁾見·任·官·詭·名·買·

市·舶·司·及·疆·買·客·旅·舶·貨·者·以·違·制·論·仍·不·以·赦·降·

原·總·許·人·告·賞·錢·一·百·貫·提·舉·官·知·通·不·舉·劾·⁽²⁾總·犯·

人·罪·二·等·上·同·

(82) 六·年·十·二·月·十·三·日·詔·蕃·舶·綱·首·茶·⁽¹⁾景·芳·特·與·補·承·

信·郎·⁽²⁾以·福·建·路·提·舉·市·舶·司·言·景·芳·招·誘·販·到·物·

貨·自·建·炎·元·年·至·紹·興·四·年·收·淨·利·錢·九·十·八·萬·餘·

貫、乞推息故也(3) 上同

(83)

二十九日、戶部言、兩浙市舶司申、茂詳到泉州相度、
乞今後蕃商販到諸雜香藥、除抽多外取願不以多
少稚買外、其抽多擲細色直錢之物、依法十分抽多
一分、其餘龕(1)色、並以十五分抽多一分、若依所乞、即
於本路、委是利便等事、送戶部勘當、本部言、欲下三
路市舶司、更凋契勘、如委寔(2)可行、不砥然損課息、即
依所乞施行、仍仰今後稚買物貨、照應前後節次已
降指揮、稚買施行、毋砥枉有占壓本錢、除象牙乳香
真珠犀、係是寔寶貨之物、合依傾分數抽多外、其諸
雜香藥物貨、欲依已勘當事理施行、詔依上同

(84)

七年七月二日、三省言、紹興七年三月二十一日勅(1)
節文、峻司大蕃節鎮知州差初任通判資序以上人、
軍事州軍峻第二任知縣資序以上人、檢准紹興勅(4)
諸稱峻司、謂轉運提急刑獄、其提急坑冶鑄錢茶塩(5)
市舶、未有該載、詔提舉坑冶鑄錢、依峻司、茶塩市舶、
依軍州事已降指揮施行、上同

(85)

閏十月三日、上曰、市舶之利懷厚、若措置合宜、所得
動以百萬計、豈不勝取之於民、朕所以留意於此、尊
幾可以少寬民力爾(2)、先是詔令知廣州連南夫(3)、鵬

具市舶之弊、南夫⁽⁴⁾奏至、其一項市舶司全藉蕃商來

薨貨易、而大商蒲亞里者、既至廣州、有右武大夫曾

訥⁽⁵⁾利其財、以妹嫁之、亞⁽⁶⁾因留不歸、上令安⁽⁷⁾南夫⁽⁸⁾勸誘

亞里歸國、薨來幹運蕃貨、故聖諭及之上^同

(8 6)

八年七月十六日、臣僚言、廣南福建兩浙市舶司、抽

買到市舶香藥物貨、依紹興六年四月九日朝旨、立

定合發²⁾本色、并令本權⁽³⁾一鋒變轉價錢赴行在送納

名件、緣合起發內、尚有民間使用稀少等名色、若行

起發、切慮枉費脚乘及然⁵⁾損官錢、詔令諸路市舶司、

如抽買到、利劑局無用、並臨安府民間使用稀少物

貨、更不起發本色、一鋒變轉價錢、赴行在庫樞送納、

內廣南福建路、仍起輕齋⁽⁷⁾上同

(8 7)

十一年十一月、戶部言、重行裁定市舶香藥名色、仰

依合起發名件、須管依限起發前來、所是⁽¹⁾本處變賣

物貨、除擲自來鵬格內該載合批循環本錢外、其餘

遵依已降指揮、計置起發施行、不管違戾、合赴行在

送納、可以出賣物色、細色、呵子、中箋香、貫藥破故紙、

丁香、木香、茴香、茯苓、玳譯、鵬砂、蒔蘿、紫礦、碼腦、水銀、

天竺黃末、朱²⁾砂、人參、鼈皮、銀子、下箋香、芥子、銅熨、銀

朱³⁾熟速香、蟠梗、丁香、桔梗、澤瀉、茯神、金箔、舶工⁽⁵⁾、茴香、

上之偽

有之偽

茸？

白苧布鞋鋒布丁香皮草果_{2 4}生苧布土檀香青花蕃
 龕小布大片_(2 3)水盤香中水盤香樟腦青桂香斧口香
 水盤頭杏仁紅橘皮二香大片_{2 2}香糖霜天南星松子
 藤皮蒼朮紅花片藤腦琉水盤頭赤魚鱉香賣小片
 黃黃熟香頭釵藤黃熟香片螺頭漸_{2 0}剉香生香片_{2 1}水
 布石礫紫藤香官桂桂花花藤_{1 7}香紅豆_{1 8}高良姜_{1 9}藤
 皮暫香蟠枝檀香鉛土茴香烏香牛齒香半夏苧袴
 荅牙箋_{1 6}修割香中生香白附子白熟布白細布山桂
 海桐皮蕃青班布蕃班布_{1 4}下等冒頭香下等烏_{1 5}里香
 荅香中黃熟香冒頭香三賴子青苧布下生香丁香
 甘草荊三稜碎箋香防風茺醬次黃熟香烏里香_{1 3}茯
 皮木綿史君子肉荳蔻檳榔青橘皮小布大布白錫
 莪朮生香斷白香藿香華撥益智木鼈_{1 2}子降真香桂
 箋香黃蠟黃熟香吉貝布襪鋒布香米縮砂乾姜_{1 1}蓬
 等亦蒼腦梅花腦泥鹿速腦白蒼腦油₍₉₎腦_{1 0}色胡椒檀香夾
 香螺奄葫蘆已₍₈₎翡翠金顏香畫黃白荳蔻龍腦有九
 黑篤耨鱉甲篤耨香皮篤耨香沒石子雌黃鷄舌香
 華澄茄安息香琥珀雄黃鍾乳石薔薇水蘆薈阿魏
 次箋香鹿茸₍₆₎珊瑚介合油牛黃血竭₍₇₎膾肭臍龍涎香
 中熟速香玉乳香麝香夾雜金夾雜銀沈香上箋香

腦·香·栢·皮·黃·漆·滑·石·蔓·荊·子·金·毛·狗·脊·五·加·皮·榆_(3 8)·甘
 密·木·白·眼·香·欒·香·鐵·熨·斗·土·鍋·荳·蔻·花·砂·魚·皮·拍·環
 仁·遠·志·海·螺·皮·生·薑·黃·芩_{3 6}·龍·骨·草·枕·頭·土·琥·珀·牧_(3 7)·餅
 香·石·斛·大·風·油·秦·皮·草·荳·蔻·烏·藥·香·白·芷·木·蘭·茸·茲
 小·布·白·蕪·萸·山·茱·萸·茅·木·五·苓·脂·黃·耆·毛·施·布·生·熟
 犀·青·木·香·白·朮·蕃·小·花·狹·篋·海·南·白·布·單·青·蕃·菖·盤
 脚·珠·蘇·木·脚·生·羊·梗·黃·絲·火·杵·煎·盤·黑·附·子·油·腦·藥
 小·枋·令·團·合·雜·木·柱·枝·鵬·介·木·水·藤·篋·三·抄·香·團·鐵
 松·枋·長·小·令_(3 4)·板·板·頭·松·花·小·螺·殼·粗_{3 5}·黑·小·布·杉·板·狹
 板·杉·枋·厚·板·松·枋·海·松·板·木·枋·厚·板·令·赤·藤·厚·枋·海
 吉·貝·紗·瓊·枝·菜·砂·黃·粗_{3 3}·生·香·硫·黃·泥·黃·木·桂·短·小·零
 倭·梨·木·榼·藤·子·慧_(3 2)·皮·松·香·螺·殼·連·皮·大·腹·吉·貝·花·布·
 山·枝·子·白·檀·木·黃·丹·麝·檀·木·苧·麻·介·木·稍·鞞·相·思·子
 板·掘·短·板_(3 1)·肩·榔·子·長·薄·板·合·篋·火·丹·子·蛙·蛄·乾·倭·合
 跳·子·鷄·骨·香·大·腹·檀·香·皮·把·麻·倭·板·倭·枋·板·頭·薄·板
 介·木_(2 9)·鑊·鐵·白·藤·龕·鐵·水·藤·坯·子·大·腹·子·姜_(3 0)·黃·麝·香·木
 黃_(2 6)·白·藤·棒·修·截·香·青·桂·頭·香·蕃·介_(2 7)·木·次·下_(2 8)·介·木·海·南
 師·子·綏·枝·寔_(2 5)·龕·重·枉·費·脚·乘·窠·木·大·介·木·小·介·木·硫
 鹿·角·蛤·蚧·洗·銀·珠·花·懃·木·瑠·璃·珠·椰·心·篋·犀·蹄·蕃·糖·
 布·菴·蓉·螺·犀·隨·風·子·紬·丁·海·母·龜·同·亞·仔·香·菩·提·子·

視？

(8 9)

茶事、⁽²⁾ 福建路提舉市舶司、昨自紹興二年廢罷、遂
 官專一⁽²⁾ 提舉、其已差下替人、令疾速赴任、專一提舉
 十二年十月二十八日⁽¹⁾、詔福建路提舉市舶、令見任
 其船放洋而輒回者、徒一年、從之^{同上}

依知情引領停藏負、載人法、減⁽⁹⁾ 察者、即覆視官不候
 同蕃⁽⁷⁾ 船所委急檢官覆⁽⁸⁾ 容縱夾帶銅錢、出中國界者、
 俟⁽⁶⁾ 候其船放洋、方得回歸、諸舶船起發、進奉人及外蕃
 出中國界、仍差通判一員、謂不預差市舶清疆官、覆
 轉運使、差不干礙官一員、躬親急檢、不得夾帶銅錢
 部立到法、諸舶船起發、人販蕃回及蕃船同進⁽⁴⁾ 奉所屬先報
 載銅錢、並乞顯罪⁽³⁾、以為慢令之戒、詔下刑部立法、刑
 察、至海口、俟其放洋、方得回歸、如所委官、或縱容般
 差本司屬官一員、臨時急檢、仍差不干礙⁽²⁾ 官一員、覺

(8 8)

⁽¹⁾ 板肩^{同上} 南碁盤布、海南青花布被⁽⁴⁵⁾ 單長木長倭鵬、短倭鵬、短
 根白腦香生香片⁽⁴⁴⁾ 舶上介木水盤頭幽香蕃頭布⁽⁴⁶⁾ 海
 香皮賣末大食芎^{クモン} 崙^{コルモン} 梅^{ルモン} 薰⁽⁴²⁾ 陸香召亭枝龜頭犀香豆⁽⁴³⁾
 香五倍子⁽⁴¹⁾ 細辛韶腦傾⁽⁴²⁾ 香御碌香大風子檀香皮賣
 子菖蒲土牛陀甲香加路香石花菜⁽³⁹⁾ 粗絲繭⁽⁴⁰⁾ 頭大價

令提舉茶事司兼領、就泉州置司、時朝廷措置福建

臘茶、欲就行在置局絡賣、於是通判臨安府呂斌言、

乞擲福建路茶事司、依傾隆歸建州、專一主管買發

臘茶、而戶部言、今擲提舉市舶司未廢併以前官吏、

今量總孔目官手分各一名外、每月約支錢止三百

九十貫、米止十七碩、比之茶事司見請錢米、其錢歲

減二千四百六十貫、米減一百二十六碩、故有是詔

上同

(9 0)

十四年九月六日、提舉福建路市舶樓璫言、臣昨任

廣南市舶司、每年於十月內、依例支破官錢三百貫

文、排辦筵宴、係本司提舉官同守臣犒設諸國蕃商

等、今來福建市舶司每年止量支錢、委市舶峻官備

辦宴設、委是柚意與廣南不同、欲乞依廣南市舶司

柚例、每年於遣發蕃舶之際、宴設諸國蕃商、以示朝

廷招徠遠人之意、從之

(9 1)

十五年十二月十八日、詔江陰軍依温州例置市舶

棹、以見任官一員兼管、從本路提舉市舶司請也

上同

(9 2)

十六年四月十日、提舉福建路市舶曹泳言、乞今後

本路沿海令佐巡尉批書內、添入本地分內、無透漏

(9 6) 州 二 十 一 年 閏 四 月 四 日 右 中 奉 大 夫 直 顯 謨 閣 知 撫
 李 莊 除 提 舉 福 建 市 舶 上 日 提 舉 市 舶 官 委 寄 (1) 非
 請 也 上 同
 貨 收 支 錢 物 仍 與 理 爲 本 任 (2) 從 提 舉 市 舶 司 周 奕
 員 前 去 溫 州 江 陰 軍 市 舶 棧 專 充 峻 官 主 管 抽 買 舶
 官 除 正 官 外 其 添 差 官 內 許 從 市 舶 司 每 棧 移 差 一
 (9 5) 十 八 年 閏 八 月 十 七 日 詔 明 州 (1) 秀 州 華 亭 市 舶 棧 峻
 分 以 市 舶 司 言 蕃 商 陳 訴 抽 多 太 重 故 降 是 旨 上 同
 依 傾 法 施 行 (2) 先 是 紹 興 十 四 年 一 時 措 置 抽 多 四
 龍 腦 沉 香 丁 香 白 荳 蔻 四 色 並 依 傾 押 多 一 分 餘 數
 (9 4) 十 七 年 十 一 月 四 日 詔 三 路 市 舶 司 今 後 蕃 商 販 到
 是 命 上 同
 隆 之 (3) 一 官 (4) 以 前 任 廣 州 市 舶 然 損 蕃 商 物 價 故 有
 貨 賄 於 是 降 右 朝 散 大 夫 提 舉 福 建 路 常 平 茶 事 袁
 日 市 舶 之 利 頗 助 國 用 宜 循 傾 法 以 招 徠 遠 人 然 通 (2) 上
 國 王 寄 市 舶 官 書 且 言 近 年 商 販 乳 香 頗 有 然 損 上
 (9 3) 九 月 二 十 五 日 宰 執 進 呈 廣 南 市 舶 司 繳 進 三 佛 齊
 上 同
 有 承 勘 市 舶 透 漏 公 事 如 或 滅 裂 許 (2) 本 司 奏 劾 從 之
 市 舶 物 貨 一 項 所 屬 得 本 司 保 明 方 得 批 書 及 州 縣

輕、若用非其人、則措置失當、海商不至矣、莊可發來

赴闕稟議、然後之任
上同

(9 7)

七月八日、廣南市舶司言、廣州通判二員、主管市舶
職事、比之幹辦公事、職事爲簡、乞擲通判賞總定、依
幹辦公事官一等推賞、詔下本司上差通判一員、主
管市舶職事、其賞依本司所乞、與幹辦公事一等、比

峻官鵬法總半推賞施行
上同

(9 8)

二十七年六月一日、宰執進呈戶部措置廣南銅錢
出界事、上曰、廣南市舶司⁽¹⁾有蕃商息錢、如反⁽²⁾額、許補
官、此祖宗傾制、前兩年有陳乞推息⁽³⁾、又⁽⁴⁾朝廷不與、恐
緣此蕃商不至、今後可與依傾例推息⁽⁵⁾、即非創立法

制上同

(9 9)

二十九九年九月二日、宰執進呈御史臺檢法官張闡
論市舶事、上曰、廣南福建兩浙三路市舶鵬法、恐各
不同、宜⁽¹⁾令逐司先次開具來上、當委官詳定、朕嘗聞
闡論市舶司歲入幾何、闡逕抽多與和買以歲計之、
約得二百萬⁽²⁾、緡如此即三路所入、固已不少、皆在常、
賦之外、未知戶部如何收附、及作如何支使、卿等宜⁽³⁾
取見寔⁽⁴⁾數以聞、湯思進⁽⁵⁾奏曰、謹當遵依聖訓行下逐
路、路司抄錄鵬法、并令取見收支寔⁽⁶⁾數、俟到鵬數聞

乃？

舞？

(1 0 0)

奏⁽⁷⁾、以御史臺檢法官張闡言、比者叨領船舶司、僅及
 二載⁽⁸⁾、嘗求其利害之灼然者、無若法令之未修、何
 者、福建廣南、各置棧於一州、兩浙船舶⁽⁹⁾及分建於五
 所、三路市舶、相去各數千里、初無一定之法、或本於
 一司之申請、而他司有不及知、或出於一時之建明、
 而異時有不可用、峻官之或專或兼、人吏之或多或少、
 寡待夷夏之商、或同而或異、立賞刑之制、或重而或
 輕、以至住舶於非發舶之所、有禁有不禁、買物於非
 產物之地、有許有不許、若此之類、不可概¹⁰舉、故官吏
 無所遵守、商賈莫知適從、姦吏侮⁽¹¹⁾文、遠人被害、其爲
 患深、欲望有司取前後累降指揮、及三路節次申請、
 釐析刪修、着¹²爲一司鵬制、故上諭及之^{上同}
 孝宗隆興元年十二月十三日、臣寮言、船舶¹⁾物貨、已
 經抽^多、不許再行收稅、係是傾法、緣近來州郡密令
 場^棧、勒商人擲抽^多餘物重稅、却砥冒法透漏、所失
 倍多、宜²⁾行約束、尊官司無⁽³⁾然、興販益廣、戶部茨詳、在
 法、應抽^多物、不出州界貨賣、更行收稅者、以違制論、
 不以去官赦降原減、欲下廣南⁽⁴⁾福建兩浙轉運司、并⁽⁵⁾
 市舶司、撩束所屬州縣場^棧、遵守見行鵬法、指揮施
 行、從之上同

(1 0 1)

(1 0 2)

二年七月二十五日、臣察言、熙徇^(1)初創立市舶^(2)司、
 所以來遠人通物貨也、傾法抽^(3)、既有定數、又寬期
 納稅、使之待價、此招砥^(3)之方也、通來州郡官吏、趣辨
 抽^(3)之外、又多名色、兼迫其輸納、貨滯則總價求售
 所得無幾、恐商旅自此不行、欲望戒敕州郡、推明神
 宗皇帝立法之意、使商賈懋遷、以助國用、從之^(4)、繼
 而戶部欲行下廣南福建兩浙路轉運司、并市舶司、
 鈐束所屬州縣場、遵守見行鵬法施行、毋砥違戾、
 上同
 八月十三日、兩浙市舶司申鵬具利害、一抽^(3)傾法
 十五取一、其後十取其一、又其後擇其良者、謂如犀
 象、十分抽二分、又痒買四分、真珠十分抽一分、又痒
 買六分之類、船戶^(1)攔抽買數多、所販止是粗色^(2)雜貨、
 照得象牙珠犀、係細色、抽買、比他貨至重、非所以來
 遠人、欲乞十分抽^(3)一分、更不博買、一三路船舶、各
 有置司去處、傾法召保給公憑起發、回日繳納、仍各
 歸發船舶^(3)抽^(3)、近緣兩浙市舶司事爭利、申請令隨
 便住舶變賣、遂壞成法、深屬不便、乞行下三路、照應
 傾法施行、一商賈由海道、興販諸蕃、及海南州縣、近
 限回舶、緣其間或有盜賊風波逃亡事故、不能如期、

垵以立定程限、今欲乞召力戶充保、目給公憑日爲始、若在五月內回舶、興優饒抽稅、如滿一年內不在饒稅之限、滿一年已上、許從本司根究責罰施行、若有透醇、元保物力戶、並當坐罪、從之上同⁽⁶⁾

(103)

乾道二年五月十四日、兩浙路市舶司言、建炎三年四月四日指揮、應販市舶香藥、紹引⁽¹⁾付人戶、遇經過收稅去處、依此批鑿、免兩州商稅、當來失寫物貨二字、砥被稅輿阻節、乞於香藥字下添入物貨二字、詔依、仍令人戶於出給文引內、從實開坐所販名件數目、齎執前去上同

(104)

令？

六月三日、詔罷兩浙路提舉市舶司、所有逐處抽多⁽¹⁾職事、委知通縣峻官、同行檢視、而總其數、今轉運司提督⁽³⁾先是臣寮言、兩浙路、惟臨安府明州秀州、温州江陰軍五處有市舶、祖宗傾制、有市舶處知州、帶兼提舉市舶、通判帶主管、知縣帶峻、而逐輿又各有峻官、市舶置司乃在談亭、近年遇明州船舶到、提舉官者、帶一司公吏、留明州數月、名爲抽多、其實搔擾、餘州瘠薄處、終任不到、可謂素餐、今福建廣南路、皆有市舶司、物貨浩瀚、置官提舉、誠所當宜⁽⁶⁾、惟是兩浙路置官、委是甥蠹、乞賜廢罷、故有是命上同

(105)

二十七日、兩浙轉運使姜誥言、奉旨提督兩浙市舶事、今鵬具下項、一今來市舶司廢罷、行移文字、欲

就用轉運司印記、元印合行繳納、一市舶司每歲天

申聖節、及大杣、各有進奉銀絹、欲依傾例、擲市舶錢

收買發納、一市舶司元於見任官內、差一員兼主管

文字、急檢茫狀、今欲就委轉運司屬官、提舉官瓠宇、

今欲充市舶棧庫、安頓⁽¹⁾官物、傾棧却有峻官瓠宇、一

市舶司元管都吏前後行貼司書表客司、共一十一

名、今欲於內、存置前行手分貼司各一名、其餘並罷、

從之上同

(106)

三年四月三日、姜誥言、明州市舶棧、每歲夏汎⁽¹⁾、高麗

日本外國船舶到來、依例提舉市舶官、於四月初、親

去檢察、抽彡金珠等、起發上件、今來撥蜜轉運司提

督、欲選差本司屬官一員前去、從之上同

(107)

二十二日、詔廣南兩浙市舶司所發船回⁽¹⁾、日、內有妄

託風水不便、船身破漏、檣桅損壞、即不得拘截抽彡⁽²⁾、

若有別路市舶司所發船、前來泉州、亦不得教截即

委官押發離岸、回元來請公驗⁽³⁾去處⁽⁴⁾抽彡⁽⁵⁾、從⁽⁶⁾福建

路市舶程祐之請也 上同

(108)

十二月二十三日、詔令福建市舶司、於泉漳福州興

(1 0 9)

化軍、應合起赴左汰西庫上供銀內、不₍₁₎是何窠名、
截撥二十五萬貫、專充抽買乳香等本錢、從工部

侍郎提領左汰南庫誛請也

₍₁₎上同

七年十月十三日、詔今後廣南市舶司起發麝色香

藥物貨、每綱以二萬斤正六百斤耗、爲一綱、依傾例

支破水脚錢一千六百六十二貫三百三十七文、省

限五箇月、到行在交納、如別無欠損違限、與依押乳

香三千斤推賞、其差募官管押等、並依見行鵬法指

揮、₍₄₎從戶部尚書曾懷之請也

₍₁₎上同

(1 1 0)

九年七月十二日、詔廣南路提舉市舶司申、乞於瓊

州、置主管官指揮、更不施行、₍₁₎先是提舉黃良心言、

欲創置廣南路提舉市舶司主管官一員、專一覺察

市舶之釜、并催趕回舶押、₍₂₎於瓊州置司、臣寮言、昔

正元中、嶺南以船舶多往安南、欲差判官往安南收

市、陸贄以謂示貪風於天下、其言遂抱、遣官收市猶

不可、况設官以漁利乎、故有是命、₍₅₎上同

「東洋文庫抄本」市舶、「補編」市舶、「藤田論文」市舶引用職官44市舶の語句の資料対照表													
番号	頁	年号	年	月	日	西暦	注	文庫抄本	補編	藤田論文	藤田頁	北京図書館本	
1	1b	市舶司の沿革					971	(1)	「食貨～編定」	記述無し		298, 314,	文頭に「市舶司」とある 市易 杭明州 蒼 竝 鈔 鐵 漕 二州 記述無し
								(2)	市舶	市舶を赤で黒をなぞる		321～2,	
								(3)	市舶	市易		326, 342,	
								(4)	杭州			343	
								(5)	塔				
								(6)	並				
								(7)	＝ (金+非)				
								(8)	賓			鐵	
								(9)	鐵 (後では鐵とする)	鐵		賓	
								(10)	浙				
								(11)	三州				
								(12)	止			止 (差)	
								(13)	大典一萬七千五百五十二				
2	2b	開宝 4年 6月					971	(1)	同上 (これ以後, 注を省く)			298	記述無し
								(2)	太祖～判官				
								(3)	並			竝	
								(4)	＝ (屯+勿)				處
3	2b	太平興國 1年 5月					976	(1)	太祖	太宗 (正しい)	太宗	326	太宗
								(2)	滿	滿			
								(3)	割注は双行	小字で1行	双行の説明無し		割り注ではなく本文
4	2b	2年 1月					977	(1)			299, 354		
5	2b	7年 閏12月					982	(1)	在京	南京 (右脇に在とある)		326	
								(2)	並	并	并		并
								(3)	處	處	處		處
								(4)	「取」の下1字分余白	「凡」～「權」印あり、消去 (※1)			余白無し
								(5)	瑋理～禁權	小字で記す			
								(6)	鐵	鐵			鐵
								(7)	巴				芭
								(8)	海桐皮				海海桐皮
								(9)	薑				姜
								(10)	箋				煎
6	3a	雍熙 4年 5月					987	(1)	處	處	381	處	
7	3b	端拱 2年 5月					989	(1)	浙		313, 370	漕	
8	3b	淳化 2年 4月					991	(1)	它	なし		360	他
								(2)	租				籩
9	3b	至道 1年 3月					995	(1)	摩、頭注「摩殆摩」とある	摩	摩	389	摩
								(2)	苴			＝ (草+似)	
								(3)	亘	亘			亘
10	4a	1年 4月					995	(1)	「法」の下1字空白	「法」の下○印		なし	
11	4a	1年 6月					995	(1)		「法」の下○印	「法」の下○印	389～90,	空白無し
								(2)		「先」～「官」印あり、消去		347	
								(3)	頭注「如殆若之譌」 (※2)		「如」を「若」とする		如
								(4)	極	拯 (正しい)			拯 (正しい)
12	4b	1年 9月					995	(1)	則		なし	後から書き加えている	
13	4b	咸平 2年 9月					999	(1)	處	處	314		
14	5a	太平祥符 2年 8月 9日					1009	(1)	明州		「明州」なし	359	
								(2)	「百」の下1字空白	「百」の下○印、「以」～「數」に印あり、消去	「百」の下一字空白		
15	5a	9年 9月 18日					1016	(1)	副		348	副使	
16	5a	天禧 1年 6月					1015	(1)	禮	禮 (正しい)	禮	383	禮
								(2)	雜				「雜」字無し
17	5b	3年 3月 10日					1019	(1)	音同御名 (双行)	小字で1行	曙	369	時其昌
								(2)	頭注「輸或轉之譌」		輸、輸?		輸
18	5b	4年 6月					1020	(1)	保	係 (正しい)	係	348	係
								(2)	使	「使」の下○印なし	「使」の下○印		
								(3)	市舶		市舶の下に「使臣」とする		
19	5b	天聖 3年 8月					1025	(1)	吏	員	吏	326, 377	員
								(2)	令		使		
								(3)	＝ (扌+寺)			將	
20	6a	4年 10月					1026	(1)	處		處	383	
								(2)	＝ (艹+敢)	敢 (正しい)	敢?		敢 (正しい)
								(3)	頭注「＝ (艹+敢) 殆敢之譌」	なし	なし		
21	6b	5年 9月					1027	(1)	奉聞	奉聞	奉聞 (補「奏聞」・北「聞奏」)	なし	聞奉

22	6b		6年	7月	16日	1028							381	
23	6b		8年	6月		1030	(1)	近年蕃舶 = (六+干) 至					349	監市舶司使臣
							(2)	終	「終」なし	「終」なし				
							(3)	實	實(正しい)	實(正しい)				實(正しい)
24	6b	景祐	5年	9月	7日	1038	(1)	衙(二ヶ所)					344	衙(二ヶ所)
							(2)	並(三ヶ所)		并(三ヶ所すべて)				
							(3)	外						兩
							(4)	市舶司事		「司」なし				
							(5)	○印なし	○印なし	「申状」の下○印あり				
25	7a	熙寧	4年	5月	12日	1071	(1)	衙					369	衙
							(2)	「至」～「之」双行	「至」～「之」小字で1行	双行の指示なし				本文と同じ文字
							(3)	並		并				
26	7b		7年	1月	1日	1074	(1)	頭注「諸殆漳之語」		なし			326, 378,	
							(2)	並		并			379	
							(3)	ニ(手偏+處)		據				
							(4)	驗符	驗	驗				驗
							(5)	符	到	到				
27	8a			7月	18日		(1)	「選」の下1字空白	「選」の下○印あり、 「以」～「故」印あり、消去	「選」の下○印			299	
28	8a				19日								299	
29	8a		9年	1月	2日	1076	(1)	處	處	處			315	處
30	8b	元豐	3年	8月	27日	1080	(1)	転運使孫迺		転運(副)使			300	
31	8b		5年	10月	17日	1082	(1)	佛					381	なし
							(2)	段	段					足
							(3)	差						「差」字無し
32	9a			12月	21日								379~80	
33	9a		6年	11月	17日	1083	(1)	於					339~40	之息
							(2)	折						
							(3)	「以聞」の下1字空白	「其」～「行」○印あり、 消去	「「聞」下の一字 空白」引用無し				
							(4)	解	解	解				
34	10a	元祐	2年	10月	8日	1087							339	
35	10b		3年	3月	18日	1088							339	
36	10b		5年	11月	29日	1090	(1)	商	商	蕃と商の間に「國？」 とある			373	
							(2)	人	人(正しい)	人				人(正しい)
							(3)	舶	舶	舶				
							(4)	仍名〔召〕土本(本土)と順序 を逆にしている						
							(5)	擅	擅	擅(行、或)とある				
37	11a	元符	2年	5月	12日	1099	(1)	審	審				392	
							(2)	極	極	極				極
							(3)	許	許	許				
							(4)	冒		冒の横に「許？」とある				
38	11a	崇寧	1年	7月	11日	1102	(1)	寧	寧	寧			315, 352	寧
39	11a		3年	5月	28日	1104	(1)			説明で元符としている が、崇寧の誤り			380	
							(2)	詣		詣の横に「審？」とある				
							(3)	「省」の下1字空白	「省」の下に○印あり。 「先」～「詔」印あり、消去	「省」の下○印				
							(4)	與						舉
40	11b		4年	5月	20日	1105	(1)	並		并			365	
							(2)	寔						實
							(3)	「分」の下1字空白	「分」の下に○印あり。 「從」…「也」に 印あり。消去	「分」の下○印				
41	11b		5年	3月	4日	1106	(1)			元符は崇寧の誤り			375~6	
							(2)	解	解	解				
							(3)	頭注「往殆住之語」とあり、往 は住とする	往	往の横に「住？」 とある				往
42	12a	大觀	1年	3月	17日	1107							301	
43	12a		3年	7月	20日	1109	(1)						315	二の下に「十」とあり。 「日」なし
44	12a	政和	2年	5月	24日	1112	(1)	「舶」の下1字空白	「從」～「也」印あり、消去	「舶」の下○印			316	
45	12a		3年	7月	12日	1113	(1)	官員	官員	官吏			390	
							(2)	並		并				并
							(3)	並		并				並
							(4)	並	併	并				并

46	12b		4年	5月	18日	1114	(1)	並	並	并	392	
47	12b		5年	7月	8日	1115	(1)	七月			なし	「宋会要」番夷四一七三には七月が八月とある。
							(2)	并立				この二字なし
							(3)	己				なし。代わりに「以」が入る
							(4)	招				詔
							(5)	使				なし
48	13b			8月	13日		(1)	「官」の下1字空白	「以」～「也」印あり、消去		なし	
							(2)	招	招			詔
49	13b		7年	7月	18日	1117	(1)	投官入官	投官入官	投官入	323～4	投賣入官
50	14a	宣和	1年	8月	4日	1119	(1)	頭注「去殆乞之譌」	なし	頭注を引用せず(訂正なし)	317	
51	14a			12月	14日						なし	
52	14b		3年	11月	26日	1121					362	
53	14b		4年	5月	9日	1122	(1)	尚			365～6, 384	倘
							(2)	吏				「吏」なし
54	14b		7年	3月	18日	1125	(1)	並	并	并	362	并
55	14b	建炎	1年	6月	13日	1127					なし	
56	15a				14日		(1)	福建の下に「路」なし	福建の下に「路」なし	福建の下に「路」なし	316	福建の下に「路」あり
57	15a			10月	23日		(1)	十月二十三日		十月二十日	366, 369	
							(2)	分				分の下に「為」がある
							(3)	粗細		粗?		麤細
							(4)	籩	籩	籩		籩
							(5)	千	千	十(千が正しい)		
							(6)	提				係
							(7)	籩		籩		
							(8)	以				已
							(9)	籩	籩	籩		
58	15b		2年	5月	24日	1128	(1)	福建路提		福建の下に「路」なし	316	
							(2)	「市船司」の下1字空白	「尚」～「之」印あり、消去。市船司に縦線あり	「市船司」の下○印		
59	16a			6月	10日		(1)	二			362～3	一
60	16a				18日		(1)	字	字	字	321	字
61	16a			7月	8日		(1)	已			381	以
							(2)	福建				福建の下に「路」あり
62	16b			10月	17日		(1)	蘇	蘇(蘇の誤り)	蘇	375	
							(2)	並	並	并		併
63	16b		4年	2月	26日	1130	(1)	四月			368	二月
							(2)	市				「市」とする。「市」の誤り
							(3)	奏	奏	奏		「奏」の下に「准」あり
64	17a			6月	22日						なし	
65	17a			10月	14日		(1)	鎮			318, 322	「州」とする。「鎮」正しい。
66	17b	紹興	1年	11月	26日	1131	(1)	五六十※3	五七十	五六十	209	五七十
							(2)	估				價
							(3)	用				同
							(4)	並				并
							(5)	三十五株	三十五株	二十五株		二十五株
							(6)	准				准
67	18a		2年	1月	26日	1132	(1)	配	酌		なし	酌
							(2)	拱(拱が正しい)	京			京
							(3)	解	解			
							(4)	寔				實
68	18a			3月	3日						318	
69	18b			4月	26日		(1)	劉子	割(正しい)	割(正しい)	363	割(正しい)
							(2)	寔				實
70	18b			6月	21日		(1)	管		筵?	382	
							(2)	悅				說
							(3)	準				准
							(4)	勸	救			救
							(5)	二(枚+田)		據?		備
							(6)	適				懷
71	19a			7月	6日		(1)	準	準	準	328～9	准
							(2)	處				
							(3)	今	今	令		今
							(4)	蕃				不明
							(5)	可				「可」なし
72	19b			8月	6日		(1)	一分	一分	一部	329	
							(2)	「尋詔…罷」双行※4	小字、「尋」に「雙行」の朱印あり、抹消せず。末尾の「罷」に「雙行止」の印なし。したがって、文庫本では双行となっている。	引用無し		

73	20a		9月	25日					329	
74	20a		10月	4日					329	
75	20a	3年	6月	4日	1133	(1) 住			319 (一部のみ)	往
						(2) 柄、頭注「錢？」				
						(3) 明の下に「分」なし	明の上に「分」あり			明の上に「分」あり
						(4) 不會、頭注「曾？」				不是「取」とする。「會」は頭注に「曾？」とある。
						(5) 寔				實
						(6) 甲	中 (正しい)			中 (正しい)
						(7) 月、頭注「月殆日之譌」				「目」とする。頭注に「月殆日之譌」とある。「目」であろう。
						(8) 於				如
						(9) 段				半
						(10) 到				致
						(11) 畫				劃
						(12) 州				「州」なし
						(13) 寔				實
						(14) 寔				實
76	21b		7月	1日		(1) 一日			364, 366	「一日」の下に「詔」あり
						(2) 有力之物		「有力之物」の「力」に用?とある		有用之物
						(3) 筭				筭
						(4) 躰				體
						(5) 參				參
						(6) 「尚書省」の下1字空白	「省」の下に○印あり。「以」～「也」印あり、消去			
77	22a		8月	22日		(1) 已			398	「以」と書こうとしたのであろう。途中でやめている。
						(2) 或	威	威		威
78	22a		9月	9日		(1) 撥 (正しい)			363	不
						(2) 副				付
						(3) 並	並	并		
						(4) 持				特 (正しい)
						(5) 「不行」の下1字空白	「提」～「也」印あり、消去。行の下に「一 (縦線)」あり。	「不行」の下○印		
						(6) 以応副、「無」なし	無以応副	以 (難) 応副※5		
79	22b		11月	12日					363	
80	22b		12月	17日		(1) 筋			365 (香葉名は記さない)	ニ (竹+角+力)
						(2) 骨				角
						(3) 物価若不權	物価若不權	物価不權 (「若」なし)		
						(4) 宜		なし		宜
						(5) 切		なし		竊
						(6) 「今」、頭注「令？」	令	なし		令
						(7) 筋		なし		ニ (竹+角+力)
						(8) 二 (轉+勝)		なし		藤
						(9) 沙	沙	なし		沙
						(10) 「倉」、頭注「蒼？」	倉	なし		倉
						(11) 「腦」の下1字空白	空白に「米」あり	なし		空白に「米」あり
						(12) 腦腦腦	腦腦	なし		腦腦
						(13) 朱		なし		不明
						(14) 蘇	蘇 (三字下も同じ)	なし		
						(15) 姜		なし		薑
						(16) 磁		なし		瑤
						(17) 勺		なし		白
						(18) 烏牛角		なし		頭注に「烏牛角下脱白牛角」とある。従って、本文に「白牛角」は記されていない。
						(19) 白牛角		なし		頭注に脱していることを記す。
						(20) 畫黃		なし		二文字不明
						(21) 南		なし		不明
						(22) 被		なし		皮
						(23) 被		なし		皮
						(24) 黃	昔	なし		
						(25) 黃香	黃熟香、「熟」入る	なし		黃熟香、「熟」入る
						(26) 姜		なし		薑
						(27) 果		なし		菓
						(28) 「茶」、頭注「茯？」本文中に「茯？」を訂正すべき字の指定がないため、筆者が「茶」とした。前項に「茯茶」とあり、茯茶が正しい。	茶茶	なし		茶茶
						(29) 繁				繁
						(30) 姜				薑
						(31) 姜				薑
						(32) 寔				實
						(33) 寔				實

						(4) 「販」～「同」 双行。	「販」～「同」 印あり。「販」に双行の印あり。「同」に双行止の印あり。双行止を消さず。そのため、文庫抄本は双行にしている。	文庫抄本と同じく双行としている。			
						(5) 「謂」～「官」 双行	「謂」～「官」 印あり。上と同じ双行止を消さず。				
						(6) 「候」、頭注「視？」	なし	視？		視	
						(7) 「販」～「同」 双行	「販」～「同」 印あり。双行止の印を消さず。				
						(8) 「覆～同」 双行	「覆～同」 印あり。双行止の印を消さず。				
						(9) 「覚」～「等」 双行	「覚」～「等」 印あり。双行止の印を消さず。				
89	29b		12年	10月	28日	1142	(1) 二十八	二十八	331～2	十八。「二」なし。	
						(2) 「事」の下1字空白	「福建」～「詔」 印あり。双行と双行止の印を消す。				
						(3) 絡	給	絡		給	
						(4) 専一主管買	専一主管買	「専一買」とあって「主管」なし			
						(5) 今		除？とする(藤田のな)			
90	30a		14年	9月	6日	1144	(1) 樓璿(正しい)	樓璿	樓「璿？」	382	
						(2) 備	= (攸+田)			= (攸+田)	
91	30b		15年	12月	18日	1145	(1) 「管」の下1字空白	「從」～「也」に印あり。消去		319	
92	31b		16年	4月	10日	1146	(1) 曹	「曹」なし		なし	
						(2) 許	詳				
93	31a			9月	25日		(1) 宜		なし	宜	
						(2) = (慮+汚の右辺)	皂(正しい)			皂(正しい)	
						(3) 之				「之」無し。袁復一は人物名。	
						(4) 「官」の下1字空白	「官」の下に○印あり。「以」～「命」 印あり、消去				
						(5) 州	南			南	
94	31a		17年	11月	4日	1147	(1) 並	並	并	357	
						(2) 「行」の下1字空白	「先」～「是」 印あり、消去	「行」の下○印			
95	31b		18年	閏8月	17日	1148	(1) 州			354	「州」なし
						(2) 「任」の下1字空白	「任」の下に○印あり。「從」～「也」 印あり、消去	「任」の下○印			
96	31b		21年	閏4月	4日	1151	(1) 寄			なし	寄
97	32a			7月	8日					なし	
98	32a		27年	6月	1日	1157	(1) 船司			386	「船司」の下に「連年」が入る。他はなし。
						(2) 反	及			及(正しい)	
						(3) 推息		「推息」は「恩」の誤か		恩(正しい)	
						(4) 又(正しい)				人	
						(5) 息		息。「恩」の字の誤りであろう。		恩	
99	32b		29年	9月	2日	1159	(1) 宜	宜		342	宜
						(2) 萬(正しい)				「萬」なし	
						(3) 宜	宜			宜	
						(4) 寔				實	
						(5) 進	進			退	
						(6) 寔				實	
						(7) 「奏」の下1字空白	「奏」の下「一(縦線)」○印、「以」～「也」 印あり、消去				
						(8) 切				竊	
						(9) 「及」、頭注「乃？」	乃	乃？			
						(10) 概				槩	
						(11) 「侮」、頭注「舞？」とあり	侮	侮を「舞？」とある		舞	
						(12) 著				著	
100	33b	隆興	1年	12月	13日	1163	(1) 船			378	船
						(2) 宜				宜	
						(3) = (慮+汚の右辺)				虧	
						(4) 南				州	
						(5) 並		并			
101	34a		2年	7月	25日	1164	(1) 寧	寧		なし	寧
						(2) 二				二	
						(3) 通	通			通	
						(4) 「之」の下1字空白	「之」の下一(縦線) 印、「繼」～「辰」 印あり、消去				

102	34a			8月	13日		(1) 𠄎 (目+目+心)	懼		356, 376, 377	懼
							(2) 租				懼
							(3) 處				處
							(4) 力戸		力戸。「物」なし		「力」の上に「物」あり
							(5) 目		目		目
							(6) 並		并		并
103	35a	乾道	2年	5月	14日	1166	(1) 詔	給 (正しい)	給	379	給
104	35b			6月	3日		(1) 解	解		319, 326	解
							(2) 「今」、頭注「令?」	(今)	今、令?とある		令
							(3) 「提督」の下1字空白	「督」の一 (縦線) あり、「先」～「命」印あり、消去	「提督」の下〇印		
							(4) 寮				寮
							(5) 船				船
							(6) 宜	宜			宜
105	36a				27日		(1) 頓		=(走+頁)	なし	= (去+鎖の右辺?) (不明)
106	36b		3年	4月	3日	1167	(1) 汎	汎	汎	320	汎
107	36b			4月	22日		(1) 回	回		376	回
							(2) 解	解			解
							(3) 驗	驗	驗		驗
							(4) 處				處
							(5) 解	解			解
							(6) 「解」の下1字空白	「從」～「也」印あり、消去	この部分の引用なし		
108	36b			12月	23日		(1) 「錢」の下1字空白	「從」～「也」印あり、消去	この部分の引用なし	363	
109	37a		7年	10月	13日	1171	(1) 広南市舶	広南市舶	「南」なし	371	
							(2) 籙		籙		籙
							(3) 並	並	并		並
							(4) 「指揮」の下1字空白	「從」～「也」印あり、消去	「指揮」の下〇印		
110	37a		9年	7月	12日	1173	(1) 「不施行」の下1字空白	「施行」の下に一 (縦線) あり。「先」～「命」印あり。消去	「不施行」の下〇印	302	
							(2) 並		并		
							(3) 寮				寮
							(4) 正元		正元		「正」を「貞」とする
							(5) 言				事

※「藤田論文」とは「宋代の市舶司及び市舶條令例」（『東洋学報』7-2、大正6年5月、『東西交渉史の研究—南海—』1932年所収）である。

※「補編」は年号・月・日毎に「另行」という印がある。その印に従って月・日毎にし番号を付した。

※「東洋文庫抄本」市舶と「補編」市舶、「東洋文庫抄本」市舶と「藤田論文」市舶引用の記述が異なる部分のみ記した。

※「宋会要」職官44市舶との対照は除外した。

※1「凡」に雙行あり。～「権」雙行止の印あり。この印を墨で消している。これを「凡」～「詔」印あり、消去と記す。以下、これに従う。

※2「文庫抄本」には欄外に注記がある。

※3「五六十」『宋会要』職官44市舶では、「五七十」とある。また『宋会要』蕃夷4-93大食、同日に「五十七斤」とある。五十七斤が正しい。

※4『補編』に「尋」の字に「雙行」の朱印あり。抹消されていない。末尾に雙行止の印なし。したがって、藤田抄本では、「尋」～「罷」の九字が雙行となっている。即ち、『補編』で「雙行」の印のある文章末尾に「雙行止」の朱印があり、その両者とも墨で抹消している。そのために雙行にすることなく、普通に書いている。このNo.72は、「雙行止」を抹消し忘れた例として興味深く、藤田本は雙行としている。他にも同じような例がある。

※5 藤田の〇は『補編』のどのような時にあるのか。No.78は『補編』が一と線があるとき。文庫本は「以応副」とあり、『補編』は「無以応副」とあり、「無」の字がある。意味は「無」があるのとないのでは肯定か否定の違いである。意味上から言って、「無」は絶対に必要である。藤田氏は書写の時に「無」を抜かしてしまった。意味がとれないので、「難」と□をつけている。藤田氏の漢文の読解力の強さに驚かされる。

第二篇 宋代における南海貿易

第一章 宋代の南海交易品

はじめに

第一節 宋代の舶貨・輸入品について

—紹興三年と紹興十一年の起発と変売—

(一) 北宋時代の舶貨—輸入（舶貨）と輸出

- (1) 前文の舶貨
- (2) 太平興国七年の舶貨

(二) 南宋時代の舶貨

- (1) 紹興三（1133）年の舶貨—起発と変売
- (2) 起発の削減と舶貨の税率
- (3) 紹興十一（1141）年の舶貨—起発と変売（細色、粗色、粗重）
 - (ア) 変売
 - (イ) 起発

表1 「宋代南海交易品の年代別、起発と変売」

表2 「宋代南海交易品の分析 —起発と変売—」

第二節 南海交易品の内容別分類

A、植物 B、動物 C、鉱物

表3 「宋代南海交易品の説明」

おわりに

はじめに

歴代の中国王朝の中で、宋元時代（10～14世紀）は海に向かって開かれた時代である。海外交易もある程度自由に行われた。特に宋代は北方諸国の台頭により、内陸、西アジアとの陸路による交易は阻まれたこともあり、海からの交易が盛んになった。その背後には航海技術、ならびに造船技術の発達、各国の特産物による商業的な発展、それを運搬する商人たち、商品をめぐる需要と供給との関係など、すべてが結びついて宋代の海外交易の発展があった。この発展を示すものとして、宋代の銅銭や陶器、磁器などが、アジア全体の広範囲な地域で大量に発掘されている状況からもその盛況ぶりが分かる。一方中国では銅銭が海外に流出し、国内では銅銭不足になり流出を禁止したが密輸出は絶えなかった。

では、中国はその見返りとして、どのような物品を買い取ったのであろうか。輸入品としてどのような物品が入ってきたのであろうか。本稿では、この輸入品、舶貨に焦点をあてて、考察していきたい。これを解明する手がかりとして『宋会要』職官四四市舶（以下

『宋会要』市舶と略す)に記されている紹興三年ならびに紹興十一年の輸入品の品目からその特徴を考えたい。しかしこの資料には品目だけを記し、量、物貨の値段も、その性質も、産地も一切記されてない。ただ記されているのは、この品目を政府はどのように管理したかという事のみが記されている。つまり舶貨の起発と変売である。政府が必要なものは宮廷に送る。これを起発という。残りは市舶司、地元で売る。これを変売という。以下、主として紹興年間の品目、約450余についてみていきたい。

資料として使う『宋会要』市舶について、少し述べておきたい。この『宋会要』食貨三十八、市舶を世界に先駆けて紹介し、研究した人に藤田豊八氏がいる。筆者はこの事について、拙稿(土肥2011)(土肥2013)でふれた。一部重複するところもあるが、藤田氏は、1916(大正5)年に、『宋会要』食貨三十八、市舶の部分を羅振玉氏の紹介により、劉承幹氏からそれを借りて、書写した。それが現在東洋文庫に「手抄本『宋会要』卷一二八 食貨三八 市舶」として所蔵されている。藤田氏はこの資料(市舶の部分)を駆使して、名著「宋代の市舶司及び市舶条例」(『東西交渉史の研究』南海編 昭和18年)を発表した。その後、『宋会要』は中国国家図書館に入り、整理され、その途中で「食貨三八 市舶」の部分は、『宋会要』職官四四市舶に重複するとして外され、現在、『宋会要輯稿』には、「食貨三八市舶」の部分はない。外された部分が東洋文庫にあるものである。『宋会要』の整理、残存については陳智超『宋会要輯稿補編』1982年の序文に記されているが、東洋文庫本の食貨市舶と職官市舶との関係については述べていない。

さて、藤田氏は前述の論文のなかで、市舶の大部分を解説し論じているが、この舶貨の部分、つまり紹興三年、十一年だけは触れてない。博学な氏の事ゆえ残念である。そこで氏が触れなかった部分の舶貨をとりあげてみたい。作業の中で、藤田氏の市舶(食貨三八)と職官四四市舶を比較して舶貨の名前が少し異なるところがあるので、文中でそれを指摘した。これまで、輸入品として舶貨の全般についての専論ない。山田憲太郎氏は乳香、沈香など主要な香薬について、産地、性質、効用など緻密な研究を行っている(山田1976)(山田1982)。しかし、こまごました舶貨や紹興十一年の項目についてはふれてない。林天蔚氏は香薬について全般的な研究をしており、舶貨の研究もあるが、輸入品という観点からは考察してない(林1960)。物品については、藤善真澄氏の『諸蕃志』の訳注に詳しい研究がある(藤善1990)。本稿では、先学の研究を踏まえて、中国に入った輸入品は具体的にどのような品目であったのか、それらは、どのような方面に使用されていたのか、政府はこれらをどの様に取り扱ったかなどを解明していきたい。解明する方法として、品目毎に起発と変売の区分とその年代、さらに品目の性質を記して、表2「宋代海外交易品の分析」として最後にまとめた。なお、品目についてであるが、解説できない品目や、点の切り方によって(牛皮筋角、上中下、次など)品目の数が違ってくる。したがって、品目の数字は概算であり、数字によって現れたデータはそのような傾向があることを理解していきたい。

第一節 宋代の南海交易品・輸入品について

—紹興三年と紹興十一年の起発と変売—

(一) 北宋時代の舶貨—輸入（舶貨）と輸出

『宋会要』市舶には南海交易品についてまとまった記述が四か所ある。次の様である。

- (1) 最初の部分（前文）
- (2) 太平興国七年（982）閏十二月
- (3) 紹興三（1133）年十二月
- (4) 紹興十一（1141）年十一月

以下、資料を掲げながら説明していきたい。

(1) 前文の舶貨

海外交易品について中国から国外に出ていくものつまり、輸出品と、国内に入るもの、輸入品の代表的なものが、『宋会要』市舶の前文に簡潔に記されている。

金、銀、緡錢（銅錢）、鉛、錫、雑色帛（多種の絹織物）、精、粗の瓷器でもって、香薬、犀象、珊瑚、琥珀、珠琲（真珠の首飾り）、賓鐵（鉄）、鼈皮、瑇瑁（鼈甲）、瑪瑙、車渠（大きな貝、蛤）水晶、蕃布（外国産の布）、烏楠（黒檀）、蘇木（赤の染料）の物を交易したとある。

中国の金、銀、銅錢、鉛、錫、絹織物、磁器などで、香薬、犀角、象牙、珊瑚、玳瑁・・外国産の布、蘇木などを交易した。これが中国の輸出品と輸入品との関係である。南宋に記された『諸蕃志』にも基本的にはこれらと同じものである。これから述べる舶貨（輸入品）約450品も分類するとほぼ上記に記されたものに集約される。南宋になって数が多くなっているが、多種多様な品目の増加もあるが、一つの品目でも密度の濃淡、上中下等、形などによって名称も変わってくる場合もあり、それで数を多くしているところもある。

(2) 太平興国七年の舶貨

宋初の太平興国七年には、政府は舶貨を二つに分け、政府専売品と抽解して民間に売り出す物とに分けた。政府専売品は八種で、瑇瑁、牙、犀、賓鐵、鼈皮、珊瑚、瑪瑙、乳香で、これらは高級品であり朝廷で使用するものであったため、政府が買い上げるものであった。後に紫礦（紫の染料で、ラック虫が原料）と鑰石（銅、大中祥符二年に禁推）も加わり10種となった。一方、民間に売り出す通行薬物は37品目であったが、紫礦が移動して36種となった。合計46品目で、いずれも伝統的な香薬が主である。

『宋会要』市舶には以下のようにある。

太宗太平興国七（982）年閏十二月

七年閏十二月，詔「凡禁榷物八種、瑇瑁、牙、犀、寶鐵、鼈皮、珊瑚、瑪瑙、乳香。放行藥物三十七種、木香、檳榔、石脂、硫黃、大腹、龍腦、沉香、檀香、丁香、丁香皮、桂、胡椒、阿魏、蒔蘿、葶澄茄、訶子、破故紙、荳蔻花、白荳蔻、鵬沙、紫礦、胡蘆芭、蘆會、葶撥、益智子、海桐皮、縮砂、高良薑、草荳蔻、桂心、苗沒藥、煎香、安息香、黃熟香、烏楠木、降真香、琥珀。後、紫礦亦禁榷

これらが宋代初期のおもな舶貨、輸入品であった

(二) 南宋時代の舶貨

(1) 紹興三（1133）年の舶貨 — 起發と変売 —

靖康の乱により北宋が滅び、江南地方を中心とする南宋は、海外交易に目を向けるようになった。紹興三年には交易品の輸入品、舶貨に見直しが行われた。舶貨の中で、政府が必要とするものは起發して、優先的に政府が買い上げた（博買）。しかし宮廷に送るもの（起發）を限定しないと運送費の負担が重くなるので、舶貨を再分類することになった。『宋会要』市舶、紹興三年十二月十七日の条に、舶貨の起發について次のようにある。

高宗紹興三（1133）年十二月十七日

戸部言「勘會三路市舶除依條抽解外，蕃商販到乳香一色及牛皮、筋、角、堪造軍器之物，自當盡行博買。其餘物貨，若不權宜立定所起發窠名，竊慮枉費脚乘。欲令三路市舶司，將今來立定名色計置起發」

戸部の言に「調べてみますに、三路市舶では条令によって抽解するのほか、商人が販売した乳香一種と軍器を造るために使う牛皮、筋、角はすべて博買（官の買い上げ）せよ。そのほかの物資も、起發（都に送る）する物資を定めておかないと、運送費ばかりが多くなる。三路の市舶司に命じて、相談して起發するものを定めよ」とある。

この時点で、政府が欲しいのは乳香の類と武器に使用する牛皮、筋、角などであることに注目したい。それを政府は買い上げている（博買）。それ以外でも起發の項目を作成しておかないと運送費ばかりが多くなるという。ここでは起發についてのみ説明があり、変売については何も記されていない。以下に起發（行在に赴きて送納すべきもの）の項目と変売（本処で変売するもの）の項目を記す

下項名件

起發

金、銀、真珠、玉乳香、牛皮筋角、象牙、犀、腦子、麝香、沉香、上中次箋香、檀香、烏文木、鵬砂、朱砂、木香、人參、丁香、琉璃、珊瑚、蘇合油、白荳蔻、牛黃、臘肭臍、龍涎香、藤黃、血竭、葶澄茄、安息香、縮砂、降真香、肉荳蔻、訶子、舶上茴香、茯苓、菩薩香、鹿茸、黑附子、油腦、菴蓉、琥珀、上等螺犀、中等螺犀、下等螺犀、水銀、上等

藥犀、中等藥犀、下等藥犀、鹿速香、赤倉腦、米腦、腦泥、木扎腦、夾雜銀、石礫、白附子、銅器、銀朱（朱、原文は未解読、補編、文庫本は朱。粵海関志は硃。）、苜子、南蕃蘇木、高州蘇木、隨風子、青木香、乾薑、川芎、紅花、雄黃、川椒、石鍾乳、硫黃（原文は瑠、粵海関志も瑠。補編、文庫本では硫）、白木、夾雜黃熟香頭、上等生香、茴香、烏牛角、白牛角（原文なし、補編、文庫本に白牛角とある）、沙魚皮、上等鹿皮、魚膠、海南蘇木、熟速香、畫黃、龜、鼈皮、魚鰾、椰心簞、蕃小花狹簞、菱牙簞、蕃顯布、海南碁盤布、海南吉貝布、海南青花碁盤被（原文は皮、補編、文庫本では被。後も同じ）單、下色餅香、海南白布、海南白布被（同上）單、棟香、上色餅乳香、中色餅香、次下色餅香、上色袋香、中色袋香、下色袋香、乳香、塌香、黑塌香、水濕黑塌香、青碁盤布紬、生速香、斫削揀選低下水濕黑塌香、黃蠟、松子、榛子、夾煎黃熟香頭、白蕪萸、山茱萸、茅朮、防風、杏仁、五苓脂、黃耆、土牛膝、毛絕布、高麗小布、占城速香、生熟（原文は孰、補編、文庫本は熟、これに依る）香、夾煎香、上黃熟香、中黃熟香、下箋香、石斛

以上が起発である。乳香と武器に使う牛皮筋角（牛皮、筋、角と三品目にすることもできるが、一品目とした）を第一に博買すべしとある。この二種類を起発の項目から抽出するとつぎのようである。

武器は「牛皮、筋角」

乳香は「玉乳香（?）、下色餅香、棟香、上色餅乳香、中色餅香、次下色餅香、上色袋香、中色袋香、下色袋香、乳香、塌香、黑塌香、水濕黑塌香、斫削揀選低下水濕黑塌香」で種類が多い。これまで乳香は一語であったが、濃度、採取方法、形、などにより、『諸蕃志』乳香では十三等級に分別されるが、『宋会要』市舶ではそれより多く全体で十四～六くらいの等級がある。龍腦の場合も数種ある。さて、乳香は政府にとって重要なものあったが、何に使用されたか、その用途の詳細については明らかでない。今後の課題である。次に変売を見てみよう。

変売

薔薇水、御碌香、蘆薈、阿魏、葶撥、史君子、荳蔻花、肉桂、桂花、指環腦、丁香、母扶律膏、大風油、加路香、火丹子、紫藤香、篤芹子、荳蔻、黑篤耨、龜童、沒藥、天南星、青桂頭、秦皮、橘皮、鱉甲蒔蘿、官桂、榆甘子、益智、高良薑、甲香、天竺黃、草荳蔻、藿香、紅豆、草菓、大腹子肉、破故紙、苓苓香、蓬莪朮、木鼈子、石決明、木蘭皮、丁香皮殼、荳蔻、烏藥、柳桂、桂皮、檀香皮、薑黃、相思子、蒼朮、青椿香、幽香、桂心、大片香、薑黃、熟纏末、潮腦、三賴子、龜頭、枝實、密木、檀香、纏丁香、枝白膠香、椿香頭、鷄骨香、龜同香、白芷、亞濕香、木蘭茸、烏黑香、粗熟香、下等丁香、下等冒頭香、下等粗香頭、下等青桂、片香、麝香、木蕃、檳榔肉、連皮、檳榔舊香連皮、大腹（原文は復、補編、文庫本は腹、これに依る）、粗熟香頭、海桐皮、松搭子、犀蹄、土半夏（?）、常山、蕤仁、遠志、暫香、下速香、下黃熟香。

とあり、下等という文字が目立つ。やはり起発は高級品で宮廷に、変売は地元で売からであろう。両者合わせた品目は、219品目、内、起発が約132品目で全体の60%、

変売は87品目で40%である。起発が圧倒的に多い。それでも、運送費がかさむという条件を付け、減らした結果である。品目の数え方は、資料の句点の切り方により、不明な品目などがいくつかある。したがって品目の数は大体の数であり、以下も同じである。紹興三年の起発が多いのは、南宋になって日も浅く年月も経っておらず都（この時点では杭州に決まってない）に物品が不足していたからか、高級品であるゆえに、当然都に入るものだと考えていたのであろう。一方、変売は下級の物が多い。例えば、黄熟香の場合、上、中黄熟香は起発、下黄熟香は変売となっている。変売は下級なため、安い値段で民間に流れていったのであろう。

紹興三年の起発は132品目と述べたが、そのうち北宋の品目にはないものは、烏牛角、牛黄、膈肭臍など多く、新しい物品は117にも上る。変売の方は87品目のうち、薔薇水、大風油など80品目が新しい物品として参入している。全体（起発と変売）で219品目のうち、新しく入ったものが、197品目である。南宋になって、殆どがこれまでとは違う品目が入ってきていることに注目したい。需要が多くなってきたこと、交易量の増加を表すものである。

表1 「宋代海外交易品の年代と起発、変売の数量」を参照。

(2) 起発の削減 と 舶貨の税率

次に紹興十一年の起発と変売をみていくわけであるが、紹興三年から、十一年の間に品目の見直しが行われている。その理由の第一は、起発品は運送費の負担が多いこと。第二は細色と粗色の税率の問題である。運送費の負担の多い起発の見直しが、紹興八年に行われている。『宋会要』市舶 紹興八年七月十六日の条にいう。

- ・・・紹興六年四月九日の朝旨によって、起発するものと、変売するも品物を立定した。起発するもののうち、民間で使う稀少なものを起発すると交通費の無駄になり官銭も虧損する。いままで抽買していた和剤局での用が無いもの、そして臨安府で民間使用の稀少なものは、起発しなくて良い。一方変売した価値は送納せよ。広南、福建は都から遠いので輕齋(金、銀、絹など、輕貨に代えて)でも良い。

とある。紹興六年に、再び、起発と変売の品目の見直しが行われリストが出来た。それによると、起発は、和剤局(薬局)で使用しないもの、都で民間使用のないものは、起発から削除する。それを変売に回す。変売した価値は、銅銭は重いので、輕齋に代えて都に送れというのである。したがって、紹興八年以降は、変売の品目が多くなっていたに違いない。

第二の紹興六年に細色、粗色の舶貨の税率を定めていることについては、『宋会要』市舶の紹興六年十二月二十九日の条によると

舶貨の抽解率が細色の物は、法に依り十分の一分を抽解し、その余りの粗色はすべ

て、十五分の一分を抽解する

とある。舶貨を細色と粗色とに分けて税率も細色十分の一(10%)と粗色十五分の一(7%)とした。細色の方が粗色より税率が高い。細色と粗色という考え方、さらに税との関係はいつからでてきたのであろうか。この時初めてではないと考えるが、明確なことは分らない。南宋末の『宝慶四明志』六郡志六絃賦下の市舶に、品目が国別に記されており、その抽分率は、細色は「五分抽一分」、粗色は「七分半抽一分」とあり、宝慶年間は税率が高い。つまり細色が20%、粗色が13%であり、粗色の方が細色より税率が低い。粗色のほうが細色より税率が低いことは、元代でもほぼ同じである。しかし北宋の『萍洲可談』二によると、「細色は一分を抽し、粗色は三分を抽す」とあり、粗色が30%で、細色の10%より税率が高くなっている。この『萍洲可談』の例が細色、粗色の税率では一般に論じられているので、検討の余地があると思われる。細色、粗色という考え方は、税率と相まって舶貨を分類したのであろうか、今後の課題であり、地方志などの事例を見ていきたい。

(3) 紹興十一(1141)年の舶貨一起発と変売(細色、粗色、粗重)

紹興十一年の変売について先に述べる。変売の数が圧倒的に多くなっている。

(ア) 変売

『宋会要』市舶の紹興十一(1141)年十一月には次の様にある。

戸部言：「重行裁定市舶香藥名色，仰依合起發名件，須管依限起發前來。所是本處變賣物貨，除將自來條格內該載合充循環本錢外，其餘遵依已降指揮計置起發施行，不管違、合赴行在送納。可以出賣物色

「市舶の香藥の種目を再び裁定した。起発の物貨は、期間内に送れ。本処で変売する物貨は、規定に従って本錢(資本金)に充てる以外のものは、すでに降された指揮によって、起発(都に送るのは、資本金を除いた変売した代価)を施行せよ。違反してもよいから、都に送納(変売した代価)すべし。物貨を出売(変売)してもよい物品は、細色、粗色、粗重の三種類に分けて、物品を記している。

資料に記すように、起発については、期間内に送れというだけで、なにも記されてない。専ら変売についてである。変売した物貨の売上げ額は、規定に従って本錢(資本金)に使用するものは除いて、残りの売上げ額はすべて都に送納せよ。出売(変売)の物品は、細色、粗色、粗重の三種で、これらは抽解の税率上、分類したことがわかった。税率は細色が10%、粗色が7%、粗重(記載なし)多分7%以下であったのであろう。以下に物品を記す。

細色

呵子、中箋香、沒藥、破故紙、丁香、木香、茴香、茯苓、玳瑁、鵬砂、蒔蘿、紫礦、瑪瑙、水銀、天竺黃、末硃砂、人參、鼈皮、銀子、下箋香、芹（文庫本は芥）子、銅器、銀朱（原文は珠、補編、文庫本は朱、銀朱と銀珠とは意味が異なる）、熟速香、帶梗（原文は根、補編、文庫本は梗、これに依る）丁香、桔梗、澤瀉、茯神、金箔（箔は原文無し、補編、文庫本は箔）、舶上茴香、中熟速香、玉乳香、麝香、夾雜金、夾雜銀、沉香、上箋香、次箋香、鹿茸、珊瑚、蘇合油、牛黃、血蠟、膾肭臍、龍涎香、葶澄茄、安息香、琥珀、雄黃、鍾乳石、薔薇水、蘆薈、阿魏、黑篤擣、鱉甲篤擣香、皮篤擣香、沒石子、雌黃、鷄舌香、香螺奄、胡蘆芭、翡翠、金顏香、畫黃、白荳蔻、龍腦。有九等：熟腦、梅花腦、米腦、白蒼腦、油腦、赤蒼腦、腦泥、鹿速腦、木扎腦。

粗色

胡椒、檀香、夾箋香、黃蠟、黃熟香、吉貝布、襪面布、香米、縮砂、乾薑、蓬莪朮、生香、斷白香、藿香、華撥、益智、木鼈子、降真香、桂皮、木綿、史君子、肉荳蔻、檳榔、青橘皮、小布、大布、白錫、甘草、荊三稜、碎箋香、防風、茺醬、次黃熟香、烏里香、茯苓香（原文になく欄外に追加として苓上香とある。補編、文庫本に茯苓香とある。これに依る）中黃熟香、冒頭香、三賴子、青苧布、下生香、丁香、海桐皮、蕃青班布、蕃班布（蕃班布、原文に無し。補編、文庫本により追加する）下等冒頭香、下等烏（烏は原文には五とある。補編、文庫本には烏とあるのでこれに依る）里香、芥牙簞（簞は、補編、文庫本に箋とある）、修割香、中生香、白附子、白熟布、白細布、山桂皮、暫香、帶枝檀香、鉛土、茴香、烏香、牛齒香、半夏、芎藭布、石碌、紫藤香、官桂、桂花、花藤、粗香、紅荳、高良薑、藤黃、黃熟香頭、釵藤、黃熟香、片螺頭、斬（斬は補編、文庫抄本本に前途ある）剉香、生香、片水藤皮、蒼朮、紅花、片藤、瑠璃水盤頭、赤魚鰾、香纏、小片水盤頭、杏仁、紅橘皮、二香、大片香、糖霜、天南星、松子、粗小布、大片水盤香、中水盤香、獐腦、青桂香、斧口香、白苧布、鞋面布、丁香皮、草菓、生苧布、土檀香、青花蕃布、菴蓉、螺犀、隨風子、紬丁、海母、龜同、亞濕香、菩提子、鹿角、蛤蚧、洗銀珠、花梨木、瑠璃珠、椰心簞、犀蹄、蕃糖、師子綏、枝實。

粗重

窠木、大蘇木、小蘇木、硫磺、白藤棒、修截香、青桂頭香、蕃蘇木、次下（次下は原文に無し。補編、文庫本にて補う）蘇木、海南蘇木（南海蘇木、原文に無し、補編、文庫本にて補う）、鑊鐵、白藤、粗鐵、水藤坯子、大腹子、薑黃、麝香、木跳子、鷄骨香、大腹、檀香皮、把麻、倭板、倭枋板頭、薄板、板掘、短枝（枝は原文は板、補編、文庫本は枝、この項の末尾に短板肩がある）肩、椰子長薄板合簞、火丹子、蛙蛄、乾倭合山、枝子、白檀木、黃丹、麝檀木、苧麻、蘇木、稍靱、相思子、倭梨木、榼藤子、滑皮、松香、螺殼、連皮、大腹、吉貝花布、吉貝紗、瓊枝菜、砂黃、粗生香、硫（前に同じ。原文は硫）黃、泥黃、木柱、短小零板杉（杉は文庫本は松、補編は杉）枋、厚板松枋、海松板木枋、厚板

令赤藤厚枋、海松枋、長小零板板頭、松花小螺殼、粗黒小布、杉板狭小枋、令團合雜木柱、枝條蘇木、水藤篾、三抄香團、鐵脚珠、蘇木脚、生羊梗、黃絲火杵煎盤、黒附子、油腦、藥犀、青木香、白朮、蕃小花狹簞、海南白布單、青蕃碁盤小布、白蕪蕒、山茱萸、茅朮、五苓脂、黃耆、毛施布、生熟香、石斛、大風油、秦皮、草荳蔻、烏藥香、白芷、木蘭茸、蕤仁、遠志、海螺皮、生薑、黃芩、龍骨草、枕頭土、琥珀、冷餅、密木、白眼香、麝香、鐵熨斗、土鍋、荳蔻花、砂魚皮、拍還腦、香栢皮、黃漆、滑石、蔓荊子、金毛狗脊、五加皮、榆甘子、菖蒲、土牛膝、甲香、加路香、石花菜、粗絲蠶頭、大價香、五倍子（子は原文に無し。補編、文庫本にて補う）、細辛、韶腦、舊香、御碌香、大風子、檀香皮、纏香皮、纏末、大食芎崙梅、薰陸香、召亭枝、龜頭犀香、荳根、白腦香、生香片、舶上蘇木、水盤頭幽香、蕃頭布、海南碁盤布、海南青花布被（被は原文では皮、補編、文庫本で補う）單、長木、長倭條、短倭條（短倭條は原文に無し。補編、文庫本で補う）短板肩。

とある。

* 文字の校訂は、補編は『宋会要補編』、文庫本は東洋文庫蔵の藤田豊八氏の『宋会要』食貨38市舶のものである。この藤田豊八の書写については、筆者が写本をもとに、活字にした。その際に、藤田本と補編と職官44市舶との文字の異同などを調べた。

舶貨の統計をとると次のようである。

1) 細色（小さいもので高級品）龍腦、瑪瑙	75品	22%	内28品が新品目
2) 粗色（粗雑で大きいもの）布、胡椒	121品	35%	内72品が新品目
3) 粗重（粗くて重いもの）材木、蘇木	149点	43%	内107が新品目

変売の合計は345品目（品目名の切り方で、数が異なる）。三種類の割合を見ると細色が約20%で、粗色、粗重で80%をしめている。もう少し詳しく見ると、細色が75品目で22%、そのうち、27品目が紹興三年には入っていない新しい品目である。粗色が121品目で全体の35%、その中で72品目が新しい品目である。粗重が149品目で43%、この内、107品目が新しい品目である。全体の合計が345品目に対して、新しく加わった品目は、206品目にも上り、全体の60%を占める。新しい品目は表2「南海交易品」中、紹興11年の細色の項目を見ると、北宋、紹興3年にも入っていない項目を取り出すと、それが、新しい品目である。以下、粗色、粗重も同じで北宋、紹興三年に入っていない項目をとりだしたものである。今、細色、粗色、粗重の各々に、新しく入った品目を以下に記す。粗色と粗重の大部分は、新しい品目である。どのような性質のものかは、表2の備考参照。

細色 新しい品目 28品目（75中）

呵子、中箋香、末硃砂、銀子、芹（文庫本は芥）子、味が異なる）、熟速香、帶梗（原文は根、補編、文庫本は梗、これに依る）丁香、桔梗、澤瀉、茯神、金箔（箔は原文無し、補編、文庫本は箔）、夾雜金、上箋香、次箋香、血蠟、鱉甲篤耨香、皮篤耨香、沒石子、雌黃、鷄舌香、香螺奄、翡翠、金顏香、熟腦、梅花腦、白蒼腦、赤蒼腦、鹿速腦、

粗色 新しい品目72、(121中)

夾箋香、吉貝布、襪面布、香米、斷白香、木綿、青橘皮、小布、大布、白錫、甘草、荊三稜、碎箋香、蒟醬、次黃熟香、烏里香、冒頭香、青苧布、下生香、蕃青班布、下等烏（烏は原文には五とある。補編、文庫本には烏とあるのでこれに依る）里香、芥牙簞（簞は、補編、文庫本に箋とある）、修割香、中生香、白熟布、白細布、山桂皮、帶枝檀香、鉛土、烏香、牛齒香、芎袴布、花藤、粗香、黃熟香頭、釵藤、片螺頭、斬（斬は補編、文庫抄本本に前途ある）剉香、生香、片水藤皮、片藤、瑠琉水盤頭、赤魚鰓、香纏、小片水盤頭、紅橘皮、二香、糖霜、粗小布、大片水盤香、中水盤香、獐腦、青桂香、斧口香、白苧布、鞋面布、生苧布、土檀香、青花蕃布、螺犀、紬丁、海母、龜同、菩提子、鹿角、蛤蚧、洗銀珠、花梨木、瑠璃珠、犀蹄、蕃糖、師子綏、

粗重 新しい品目107(149中)

窠木、大蘇木、小蘇木、白藤棒、修截香、青桂頭香、蕃蘇木、次下（次下は原文に無し。補編、文庫本にて補う）蘇木、鑊鐵、白藤、粗鐵、水藤坯子、木跳子、把麻、倭板、倭枋板頭、薄板、板掘、椰子長薄板合簞、蛙蛄、乾倭合山、枝子、白檀木、黃丹、麝檀木、苧麻、蘇木、稍靱、倭梨木、榼藤子、滑皮、松香、螺殼、吉貝花布、吉貝紗、瓊枝菜、砂黃、粗生香、泥黃、木柱、短小零板杉（杉は文庫本は松、補編は杉）枋、厚板松枋、海松板木枋、厚板令赤藤厚枋、海松枋、長小零板板頭、松花小螺殼、粗黑小布、杉板狹小枋、令團合雜木柱、枝條蘇木、水藤篾、三抄香團、鐵腳珠、蘇木腳、生羊梗、黃絲火炊煎盤、藥犀、白朮、海南白布單、青蕃碁盤小布、毛施布、烏藥香、海螺皮、生薑、黃芩、龍骨草、枕頭土、冷餅、白眼香、麝香、鐵熨斗、土鍋、拍還腦、香栢皮、黃漆、滑石、蔓荊子、金毛狗脊、五加皮、菖蒲、石花菜、粗絲蠶頭、大價香、五倍子（子は原文に無し。補編、文庫本にて補う）、細辛、韶腦、舊香、大風子、纏香皮、纏末、大食芎崙梅、薰陸香、召亭枝、龜頭犀香、荳根、白腦香、生香片、舶上蘇木、水盤頭幽香、蕃頭布、海南碁盤布、海南青花布被（被は原文では皮、補編、文庫本で補う）單、長木、短倭條（短倭條は原文に無し。補編、文庫本で補う）短板肩

さてこれらは紹興三年と比べて、6割はこれまでにない新しい品目であったことがわかる。紹興三年から十一年、わずか八年足らずで、変売の品目200以上のものが、新しい品目である。それは、品質を問わず、紹興十一年には、各国から多くの舶貨が中国に入ってきたことを表す。取引の交易品が多いことは、紹興年間の海外貿易の発展に繋がるものである。紹興年間末、皇帝が市舶の利益が多く200万緡にもなると喜んだ（『宋会要』市舶紹興二十九年九月二日）とあるが、舶貨の数の増大さからも交易が盛んであったことがわかる。以上変売についてみてきたが、粗色と粗重の区別をどこにつけているのか、不明な部分が多い。大きく重いのは、粗重にしたのであろうか。本稿では、紙数の関係で品目だけに留まったが、別の機会に一品目毎の内容リストを作る計画である。簡単な内容の項

目は表2の備考を参照されたい。

(イ) 起発

紹興十一年の起発の品目については、既に変売で述べたが、『宋会要』市舶の紹興十一(1141)年十一月に戸部の言に「市舶の香薬の種目を再び裁定した。起発の物貨は、期間内に送れ」とあり、起発の物貨の品目については、何も記されていない。しかし起発の品目はあったはずである。資料がないので正確な品目は把握できないが、つぎのような方法で起発の品目を取り出したい。表2「宋代海外貿易品の分析」の中で、紹興三年の起発の品目がある。この起発の品目の中で、紹興十一年に変売に移行した品目がある。変売に移行しなかった品目、つまり残った品目が、紹興十一年の起発と考えてほぼ間違いない。この起発の品目は池谷望子さんからご教示いただきました。感謝申し上げます。いま紹興3年の起発132種目のうち、紹興十一年に変売に移行したもの、70品目を除き、残った品目62が、起発の品目となる。ただし、変売で見てきたように、これまでなかった新しい品目も必ずあるはずであるが、この資料からは出てこない。起発は62品目プラス α となる。さて、紹興三年から取りだした起発の品目は以下の如くである。これをみると一つの特色が見られる。紹興三年の起発の条項にも記されていた乳香と武器になる牛皮、筋角が入っていることである。変売には移行されなかったし、朝廷が必要とする、必要なものは六、七年で変わるものではないことがわかった。以下、布、香など同類の物でまとめた。

紹興十一年の起発の品目

乳香、棟香、上色餅乳香、中色餅香、次下色餅香、下色餅香、上色袋香、中色袋香、下色袋香、塌香、黒塌香、水濕黒塌香、斫削揀選低下水濕黒塌香

犀、上等薬犀、中等薬犀、下等薬犀、上等螺犀、中等螺犀、下等螺犀

牛皮筋角、烏牛角、白牛角、

蕃顯布、海南碁盤布、海南吉貝布、海南青花碁盤被單、海南白布、海南白布被單、毛絶布、高麗小布、青碁盤布紬、

金、銀、真珠、象牙、烏文木、朱砂、瑠璃、血喝(石へん)

菩薩香、鹿速香、赤倉腦、占城速香、夾煎香、上黄熟香、生速香、上等生香、夾煎黄熟香頭、腦子(龍腦)、榛子、南蕃蘇木、高州蘇木、川芎、川椒、白木、上等鹿皮、魚膠、龜、魚鰾、菱牙簞、苜子、

前述したが、起発62品目の特色は、前述した紹興三年の起発とほぼ同じで、乳香と武器になる牛皮筋角。乳香は上級から下級の13等まですべて起発の対照になっている。牛皮筋角、その他、金、銀、布、香、魚などである。

紹興三年の起発132項目あり、紹興十一年は62項目で紹興3年の半分に減少している。これは都への運搬費の節約と次に述べる変売奨励の結果である。一方の変売は、345項目にもものぼる。したがって、紹興十一年の舶貨は起発62品目、変売345項目、合計四〇七項目となる。これを紹興三年のものと比較してみると、つぎのとおりである。

紹興 3 年	起発	132 品目	変売	87 品目	合計	219 品目
紹興 11 年	起発	62 品目	変売	345 品目	合計	407 品目

品目だけから見ると紹興十一年は紹興三年の起発は半分で変売は逆に四倍になる。全体の品目は紹興三年と比べて二倍に増加しているこれは、紹興十一年の変売が345品目と非常に多く増加している結果である。紹興八年の起発の見直しが実行されているのであろう。

では、紹興十一年に新しく加わった品目はどのような品目であろうか。それを抽出するために紹興十一年の品目の中で北宋年間と紹興三年に品目がないもの、これまでに見当たらなかった品目を取り出してみると、約205品目になる。これが、紹興十一年に新しく加わったものと考えてよい。その特徴は、多岐に渉るが、まず、材木が圧倒的に多い。これは日本からのものである。紹興十一年までは材木は品目に上らなかった。また香でも、本来なら龍腦一種であるがその中を密度により名称を変えて品目を増やしている。また新しい香薬を増やしていることもある。その中にはけして高級なものでなく、上、中、下、根、水盤香（自然に枯渇した香木）など、日用品を作る木、多種の布、生苧布、木綿、鞋面布（鞋用の布か）、更に桔梗（利尿）、蒟醬（香辛料）などもあらたに加わり、鉛土（書写、顔料）蕃糖（砂糖）など多くある。これらの品目は多くの人々の需要が高いから、供給されるのである。これらは変売品として、市場に流通されるのであるから、安価なものは庶民の手に入り、漢方薬、工芸、香薬として、350品目ものが民間に流れて行ったことは、注目に値する。変売として、大量の舶貨が商人たちの手に委ねられることは、商人によってそれだけ市場に流れることである。舶来品が民間に流れることは上流社会だけでなく、庶民の手により民間の文化が高められていくことになる。宋代は庶民文化が発達した時代といわれているが、舶貨の流用もそのひとつと考えられる。一方、起発が少なくなった原因として、乳香など必要なものは宮廷に送るが、多く起発しても、都で売買できず、庫で余剰現象になるより、財政難の折、変売してその売上げ高を都に送納してもらった方が政府にとって有利であったに違いない。

表2 「宋代南海交易品の分析—起発と変売—」

この表は、『宋会要』市舶に記載されている舶貨を抽出して、その項目を五十音順に並べたものである。太平興国7年、紹興3年、紹興11年にこれらの舶貨がどの区画にはいているかをしめしたものである。

表3 「宋代南海交易品の説明」は表2の項目に、和名、学名、科名 説明、本草綱目などの出典を記したものである。

《参考論文》

藤田豊八	「宋代の市舶司及び市舶条例」	『東西交渉史の研究』南海編	1943年
林天蔚	『宋代香薬貿易史稿』	中国学社	1960年

- 山田憲太郎 『東亜香料史研究』 中央公論美術出版 1976年
- 山田憲太郎 『南海香薬譜—スパイス・ルートの研究—』 法制大学出版局 1982年
- 藤善真澄 訳注 『諸蕃志』 関西大学東西学術研究所訳注シリーズ5 1990年
- 土肥祐子 「占城の南宋期乾道三年の朝貢をめぐって—大食人烏師点の訴訟事件と中心に—」 『史艸』 四六号 2005
- 土肥祐子 「東洋文庫蔵手抄本『宋会要』食貨三八 市舶について」 『東洋文庫書報』 第四二 2011年
- 土肥祐子 「宋代の南海交易品について—『宋会要』職官44市舶より—」 『南島史学』 79・80号 2013年
- 『国訳本草綱目』 15冊 1979年 春陽堂
- 『中薬大辞典』 5冊 1998年 上海科学技術出版社、小学館編
- 『本草綱目彩色薬図』 貴州科技出版社 1998年 1冊



清明上河図 第23・24図（大通りに面した香舗）

表 1 宋代南海交易品の年代別、起発と変売

年代	起 発	変 売	変 売	変 売	合 計
太平興国7	禁 推 10	放 薬 36			46
紹興3年	起 発 132	変 売 87			合計 219
	(内,新物)117	(内,新物品) 80			(内,新物)197
紹興11年	起 発 62	変売(細)75	変売(粗色) 21	変売(粗重) 149	合計 407
	記載なし	(内新物品) 27	(内、新物品)72	(内,新物品)107	(内,物品) 206

表 2 宋代南海交易品の分析 —起発と変売— 『宋会要』職官44市舶

- 1) 品目は、『宋会要』職官44市舶に記載されているものから抽出したものである。
- 2) 品目の番号は、品目を五十音順に並び変えた順番である。
- 3) 横列は1品目が太平興国7、紹興3、11年にどのような区分に分類されたかを示したものである。横列に何回もでてくることは、その都度、区分が変わっていることである。
- 4) 備考は品目の性質を理解するために、要約、メモ書きしたものである。
- 5) この表は(土肥2013年)の巻末の表を修正、加筆し(紹興11年起発、備考)たものである。

番号	品目	よみ	太平興国7年		紹興3年		紹興11年				備考
			禁准	放薬	起発	変売	起発	変売 細色	変売 粗色	変売 粗重	
1	鞋面布	あめんふ							紹興11年(細色)		鞋作布
2	阿魏	あぎ		太平興国7年(放薬)		紹興3年(変売)			紹興11年(細色)		鎮痛(解熱)イラノ、アフラスタン
3	蛙帖	あこ							紹興11年(粗重)		蛙オタマシツシ
4	亞温香	あしこう				紹興3年(起発)			紹興11年(粗色)		乳香の種
5	安息香	あんせくこう		太平興国7年(放薬)	紹興3年(起発)				紹興11年(細色)		香の名(安息樹)ペルシヤ
6	硫黄(礦)	いおう		太平興国7年(放薬)	紹興3年(起発)					紹興11年(粗重)	鎮物(火薬)膿
7	茴香	いぎよう				紹興3年(起発)			紹興11年(粗色)	紹興11年(粗色)	多量(草木)黄色(花)薬用(香料)
8	烏牛角	うきゅうかく				紹興3年(起発)		紹興11年(起発)			
9	烏香	うこう							紹興11年(粗色)		黒糖、
10	烏黒香	うくくこう									黒糖、
11	烏文木	うぶんぼく				紹興3年(起発)		紹興11年(起発)			黒糖
12	烏薬	うやく					紹興3年(変売)				樟科(樟)脂
13	烏薬香	うやくこう								紹興11年(粗重)	樟科(樟)香(薬用)
14	烏里香	うりこう							紹興11年(粗色)		黒糖(黒糖)糖(糖)
15	烏楠木	うまみぼく		太平興国7年(放薬)							黒糖
16	益智(子)	えいち		太平興国7年(放薬)			紹興3年(変売)			紹興11年(粗色)	華南(益)果(実)龍眼(腎臟)膿
17	遠志	えんし								紹興11年(粗重)	根(莖)鐵(選)根(樟)板(頭)脂
18	鉛土	えんど							紹興11年(粗色)		鉛(書)厚(使用)鉛(鉛)粉(薬用)
19	鹽納臍	えんおし				紹興3年(起発)			紹興11年(細色)		オトシ(セ)の(薬)薬用
20	牙	が	太平興国7年(禁准物)								象牙
21	海松板木枋	かいしょうばんぼくぼう								紹興11年(粗重)	ちようば(木)板
22	海松枋	かいしょうぼう								紹興11年(粗重)	
23	海桐皮	かいとうひ		太平興国7年(放薬)		紹興3年(変売)				紹興11年(粗色)	海桐(科)皮(選)樟(桐)皮(薬用)
24	海南吉貝布	かいなんきつゑいふ				紹興3年(起発)		紹興11年(起発)			木綿
25	海南基盤布	かいなんこばんふ				紹興3年(起発)		紹興11年(起発)			
26	海南青花基盤被單	かいなんせいかつばんべんだん				紹興3年(起発)		紹興11年(起発)			
27	海南青花布	かいなんせいかつふ								紹興11年(粗重)	
28	海南蘇木	かいなんぞぼく				紹興3年(起発)				紹興11年(粗重)	赤(蘇)木
29	海南白布	かいなんはくふ				紹興3年(起発)					
30	海南白布單	かいなんはくふだん								紹興11年(粗重)	
31	海南白布被單	かいなんはくふびだん				紹興3年(起発)		紹興11年(起発)			白布の敷
32	海南基盤布	かいなんこばんふ								紹興11年(粗重)	
33	海母	かほ							紹興11年(粗色)		
34	海螺皮	かほひ								紹興11年(粗重)	洗(身)器
35	畫黃	かくこう				紹興3年(起発)			紹興11年(細色)		
36	藿香	かくこう					紹興3年(変売)			紹興11年(粗色)	香(草)
37	錢鐵	かくてつ								紹興11年(粗重)	鐵(錢)錢
38	下黃熟香	かこうじゆくこう						紹興3年(変売)			沈(香)の種
39	訶子	かし		太平興国7年(放薬)	紹興3年(起発)			紹興11年(起発)			使(野)子(実)止(劑)咳
40	苜子	かし			紹興3年(起発)			紹興11年(起発)			實(苜)子(を)含(み)洗(滌)製(造)草(の)み(り)取(用)
41	訶子	かし							紹興11年(粗色)		訶子
42	下色袋香	かしくたいこう				紹興3年(起発)		紹興11年(起発)			乳(香)の種
43	下色餅香	かしくへいこう				紹興3年(起発)		紹興11年(起発)			乳(香)の種
44	下生香	かせいこう							紹興11年(粗色)		
45	下箋香	かせんこう				紹興3年(起発)			紹興11年(粗色)		沈(香)の種
46	下速香	かそくこう					紹興3年(変売)				
47	火丹子	かたんし					紹興3年(変売)			紹興11年(粗重)	火(丹)子(梅)樹(子)と(子)の(子)葉(子)
48	滑石	かつせき								紹興11年(粗重)	確(石)カ(ル)コ(ク)石(利)解(熱)劑
49	滑皮	かつひ								紹興11年(粗重)	
50	花藤	かとう							紹興11年(粗色)		
51	下等五里香	かとうごりこう							紹興11年(粗色)		黒糖、
52	下等青桂	かとうせいけい				紹興3年(変売)					
53	下等粗香頭	かとうそこうとう				紹興3年(変売)					
54	下等丁香	かとうていこう				紹興3年(変売)					
55	下等冒頭香	かとうぼうとうこう				紹興3年(変売)				紹興11年(粗色)	
56	下等藥犀	かとうやくせい				紹興3年(起発)		紹興11年(起発)			犀
57	下等螺犀	かとうらせい				紹興3年(起発)		紹興11年(起発)			犀
58	花梨木	かりぼく							紹興11年(粗色)		カ(ン)カ(の)木(子)梨(木)下(劑)の(膿)
59	加路香	かろこう					紹興3年(変売)			紹興11年(粗重)	
60	官桂	かみけい					紹興3年(変売)		紹興11年(粗色)		官(桂)桂(皮)の(言)真(品)ク(ス)木(科)
61	甘草	かんぞう							紹興11年(粗色)		菓(草)根(使)用
62	龜	き				紹興3年(起発)		紹興11年(起発)			
63	桔梗	ききよう							紹興11年(粗色)		根(用)る(腫)膿(膿)毒(毒)等(子)液
64	橘皮	きつひ					紹興3年(変売)				果(皮)薬(用)
65	吉貝花布	きつゑかふ								紹興11年(粗重)	柔(かい)毛(織)機(織)布(ひ)の
66	吉貝紗	きつゑさ								紹興11年(粗重)	
67	吉貝布	きつゑふ							紹興11年(粗色)		
68	龜頭	きとう					紹興3年(変売)				
69	龜頭犀香	きとうせいこう								紹興11年(粗重)	
70	龜童	きどう					紹興3年(変売)				
71	龜同	きどう							紹興11年(粗色)		

72	龜同香	きどうこう				紹興3年(後)					
73	舊香	きゅうこう							紹興11年(前)		
74	芎藭布	きゅうこふ							紹興11年(前)		
75	牛黄	ぎゅうこう				紹興3年(後)		紹興11年(前)			牛胆石 鎮静 強心 解熱
76	牛齒香	ぎゅうしこう							紹興11年(前)		
77	牛皮筋角	ぎゅうひくきんかく				紹興3年(後)		紹興11年(後)			軍用資 薬用
78	薑黄	きやうこう				紹興3年(後)				紹興11年(前)	三才の宝 痰 腹痛 婦人病
79	夾雜金	きやうざつぎん							紹興11年(前)		
80	夾雜銀	きやうざつぎん				紹興3年(後)			紹興11年(前)		
81	夾雜黄熟香頭	きやうざつぎんじゆくこうとう				紹興3年(後)		紹興11年(後)			煎香と黄熟香のこと 頭煎香のこと
82	夾煎香	きやうせんこう				紹興3年(後)		紹興11年(後)			
83	夾箋香	きやうせんこう							紹興11年(前)		
84	夾煎黄熟香頭	きやうせんこうじゆくこうとう				紹興3年(後)		紹興11年(後)			
85	杏仁	きやうごん				紹興3年(後)			紹興11年(前)		杏
86	玉乳香	ぎよくにゅうこう				紹興3年(後)			紹興11年(前)		
87	魚膠	ぎょこう				紹興3年(後)		紹興11年(後)			魚(鱈)の鱈の腹 上質
88	魚鱈	ぎょひょう				紹興3年(後)		紹興11年(後)			魚(鱈)の鱈の腹 原料
89	御味香	ぎよるくこう					紹興3年(後)			紹興11年(前)	
90	金	きん				紹興3年(後)		紹興11年(後)			
91	金顔香	きんがんこう							紹興11年(前)		安香の一種 樹脂
92	金箔	きんぱく							紹興11年(前)		
93	金毛狗脊	きんもうくせき								紹興11年(前)	俄使用 腰薦
94	芥子	きんし							紹興11年(前)		芥子
95	銀	ぎん				紹興3年(後)		紹興11年(後)			
96	銀子	ぎんし							紹興11年(前)		
97	銀珠	ぎんしゆ				紹興3年(後)			紹興11年(前)		
98	蒟醬	くしょう							紹興11年(前)		胡椒科 香料
99	薰陸香	くんりくこう								紹興11年(前)	乳香別名
100	桂	けい				太平興国7年(後)					肉桂
101	桂花	けいか				紹興3年(後)			紹興11年(前)		肉桂
102	桂心	けいしん				太平興国7年(後)		紹興3年(後)			桂の心(層)を除いたもの
103	桂皮	けいひ							紹興11年(前)		
104	荆三棱	けいさんりょう							紹興11年(前)		婦人の血脈調心 腹脹 かつぶくさ
105	雞骨香	けいこつこう					紹興3年(後)			紹興11年(前)	降香科 木 綱目 香
106	鷄舌香	けいぜこう							紹興11年(前)		丁香科 鷄舌 ことら
107	瓊枝菜	けいしさい								紹興11年(前)	
108	血蠟	けいろう							紹興11年(前)		樟科 上部の 血燭という 薬用 二重 樹皮
109	血隔	けいかく				紹興3年(後)					血燭
110	乾薑	けんきやう				紹興3年(後)			紹興11年(前)		乾し生姜 刀病
111	乾倭合山	けんわごうさん								紹興11年(前)	日本の林か
112	胡椒	こしょう				太平興国7年(後)				紹興11年(前)	シト実 香料
113	琥珀	こはく				太平興国7年(後)	紹興3年(後)			紹興11年(前)	樟科 琥珀石
114	胡蘆芭	ころは				太平興国7年(後)				紹興11年(前)	マ科 薬用
115	蛤蚧	こうがい							紹興11年(前)		かえる科 内臓乾燥 食用
116	甲香	こうこう					紹興3年(後)			紹興11年(前)	貝の一種 香 貝殻
117	紅花	こうか				紹興3年(後)				紹興11年(前)	赤色の染料
118	紅橘皮	こうきつひ								紹興11年(前)	橘皮 陳皮 紅皮 しょう
119	紅豆(莖)	こうとう				紹興3年(後)			紹興11年(前)		根 豆 小豆 頭痛 腹脹 首痛 之
120	黄耆	こうき				紹興3年(後)				紹興11年(前)	豆科 解熱 皮膚病 之 効
121	黄芩	こうきん								紹興11年(前)	根 乾燥 熱 腹痛 婦人病 痰 肺
122	黄絲火杖煎盤	こうしかりんせんばん								紹興11年(前)	
123	黄漆	こうしつ								紹興11年(前)	樟科 黄の漆
124	黄熟香	こうじゆくこう				太平興国7年(後)				紹興11年(前)	沈香の一種
125	黄熟香頭	こうじゆくこうとう								紹興11年(前)	
126	黄丹	こうたん								紹興11年(前)	鉛丹 鉛 他物と錯して 薬用
127	黄蠟	こうろう				紹興3年(後)				紹興11年(前)	蠟科 蠟の一部分 他物と 錯して 蠟燭
128	厚板松枋	こうばんしょうぼう								紹興11年(前)	
129	厚板合赤藤厚枋	こうばんあせきとうこうぼう								紹興11年(前)	マ科 他物と 錯して 厚板
130	香櫞	こうてん							紹興11年(前)		
131	香栝皮	こうくわひ								紹興11年(前)	
132	香米	こうまい								紹興11年(前)	上質で香のよい米
133	香螺奄	こうらえん								紹興11年(前)	

275	大風子	だいふうし							紹興11年(組)	果名大風子油 黄色の油
276	大風油	だいふうゆ				紹興3年(俊)			紹興11年(組)	大風子油
277	大腹(子)	だいぶく	大正興7年(敬)			紹興3年(俊)			紹興11年(組)	構の種
278	大腹子肉	だいぶくしにく				紹興3年(俊)				
279	大片香	だいせんこう				紹興3年(俊)			紹興11年(組)	
280	大片水盤香	だいせんすいばんこう							紹興11年(組)	
281	瑋(玳)瑁	たいまい	大正興7年(雜物)						紹興11年(組)	大亀の羅(ヘルゴウ)
282	澤瀉	たくしゃ							紹興11年(組)	水草は実薬(尿)婦人病
283	短小零板杉枋	たんしょうばんしんぼう							紹興11年(組)	
284	短板肩	たんぱんけん							紹興11年(組)	
285	斷白香	たんぱくこう							紹興11年(組)	
286	檀香	たんこう	大正興7年(敬)			紹興3年(俊)			紹興11年(組)	樹、根 白檀(實)黄檀(香)がある
287	檀香皮	たんこうひ				紹興3年(俊)			紹興11年(組)	
288	中黄熟香	ちゅうこうじゅくこう				紹興3年(俊)			紹興11年(組)	沈香の種
289	中熟速香	ちゅうじゅくそくこう							紹興11年(組)	
290	中色袋香	ちゅうしよくたいこう				紹興3年(俊)			紹興11年(組)	乳香の種
291	中色餅香	ちゅうしよくへいこう				紹興3年(俊)			紹興11年(組)	乳香の種
292	中水盤香	ちゅうすいばんこう							紹興11年(組)	香水
293	中生香	ちゅうせいこう							紹興11年(組)	
294	中箋香	ちゅうせんこう							紹興11年(組)	沈香の種
295	中等藥屋	ちゅうとうやくざい				紹興3年(俊)			紹興11年(組)	屋
296	中等螺犀	ちゅうとうらさい				紹興3年(俊)			紹興11年(組)	
297	袖丁	ちゅうてい							紹興11年(組)	
298	苧麻	ちよま							紹興11年(組)	麻(皮)苧(根)糸(て)布(業)用(毒)
299	長小零板板頭	ちょうしょうばんばんとう							紹興11年(組)	
300	長木	ちようぼく							紹興11年(組)	
301	長倭條	ちようたじょう							紹興11年(組)	
302	潮腦	ちようのう				紹興3年(俊)			紹興11年(組)	樟腦(備地産)
303	沉香	ちんこう	大正興7年(敬)			紹興3年(俊)			紹興11年(組)	香の種(指)枝(香)選(香)熟(香)生(香)
304	枕頭土	ちんとうど							紹興11年(組)	沈香の種
305	椿香頭	ちんこうとう				紹興3年(俊)				
306	丁香	ていこう	大正興7年(敬)			紹興3年(俊)			紹興11年(組)	クローブ花(実)香料(口臭)を(消)
307	丁香皮	ていこうひ	大正興7年(敬)						紹興11年(組)	
308	丁香皮殼	ていこうかく				紹興3年(俊)				
309	泥黄	でいこう							紹興11年(組)	構(黄)鐵(黄)
310	鐵脚珠	ていせきしゆ							紹興11年(組)	
311	天竺黄	てんじくこう				紹興3年(俊)			紹興11年(組)	インド産(竹)節(中)物質(黄)熱
312	天南星	てんなんせい				紹興3年(俊)			紹興11年(組)	天南星(薬)根(用)を(薬)用
313	纏香皮	てんこうひ							紹興11年(組)	
314	纏丁香	てんていこう				紹興3年(俊)				
315	纏末	てんまつ							紹興11年(組)	
316	土牛膝	どぎゅうしつ				紹興3年(俊)			紹興11年(組)	牛膝(薬)に(用)る(土)牛(性)の(意)
317	土檀香	どたんこう							紹興11年(組)	
318	土鍋	どなべ							紹興11年(組)	
319	荳蔻	とうこう				紹興3年(俊)				
320	荳蔻花	とうこうか	大正興7年(敬)			紹興3年(俊)			紹興11年(組)	
321	荳蔻根	とうこうこん							紹興11年(組)	
322	塌香	とうこう				紹興3年(俊)			紹興11年(組)	乳香の種
323	糖霜	とうそう							紹興11年(組)	砂糖
324	藤黄	とうこう				紹興3年(俊)			紹興11年(組)	樹(皮)藤(根)樹(根)藤(根)の(具)
325	銅器	どうき				紹興3年(俊)			紹興11年(組)	
326	篤片子	どくせんし				紹興3年(俊)				
327	南蕃蘇木	なんばんそぼく				紹興3年(俊)			紹興11年(組)	
328	二香	にこう							紹興11年(組)	
329	肉桂	にくけい				紹興3年(俊)				
330	肉荳蔻	にくとうこう				紹興3年(俊)			紹興11年(組)	木(は)き(花)藤(根)の(た)ものが(豆)蔻(花)肉(豆)蔻(根)の(肉)
331	乳香	にゅうこう	大正興7年(雜物)			紹興3年(俊)			紹興11年(組)	構(乳)構(乳)アラビヤ(樹)の(産)成(分)より(三)等(を)
332	人參	にんじん				紹興3年(俊)			紹興11年(組)	藥(用) 補(腎) 參
333	腦子	のうし				紹興3年(俊)			紹興11年(組)	フタ(タ)科(材)木(は)の(味)取(濃)度(よ)り(種)を(別) 龍(腦)
334	腦泥	のうでい				紹興3年(俊)			紹興11年(組)	龍(腦)の(種)
335	把麻	はま							紹興11年(組)	
336	破故紙	はこし	大正興7年(敬)			紹興3年(俊)			紹興11年(組)	フタ(タ)科(材)木(は)の(味)取(濃)度(よ)り(種)を(別) 龍(腦)
337	梅花腦	ばいけいのう							紹興11年(組)	龍(腦)の(種) 最(高)級

338	白眼香	はくがんこう							紹興11年(組)	
339	白牛角	はくぎゅうかく			紹興3年(送)		紹興11年(送)			牛の角
340	白細布	はくさいふ						紹興11年(組)		
341	白錫	はくしゃく						紹興11年(組)		錫
342	白熟布	はくじゅくふ						紹興11年(組)		
343	白朮	はくじゆつ							紹興11年(組)	
344	白蒼腦	はくそうのう						紹興11年(組)		龍腦の種
345	白芋布	はくちよふ						紹興11年(組)		木綿
346	白藤	はくとう							紹興11年(組)	白藤(葉)を織りこする
347	白苧菴	はくとうこう	太平興国7年(敬)	紹興3年(送)			紹興11年(組)			
348	白藤棒	はくとうぼう							紹興11年(組)	
349	白腦香	はくのうこう							紹興11年(組)	
350	白蕪美	はくぶい			紹興3年(送)				紹興11年(組)	高麗(葉)使(用)胃腸(弱)を治す
351	白附子	はくぶし			紹興3年(送)			紹興11年(組)		トリカブト、猛毒(薬)
352	白木	はくぎ			紹興3年(送)		紹興11年(送)			薬(材)根(眼)
353	白芷	ひやくし				紹興3年(使)			紹興11年(組)	ばらど(根)使(用)婦(科)病(痛)
354	白檀木	ひやくたんだく							紹興11年(組)	器具(材)使(用)する
355	拍還腦	はくかんのう							紹興11年(組)	龍腦の種
356	舶上茴香	はくじょうういきょう			紹興3年(送)			紹興11年(組)		
357	舶上蘇木	はくじょうそく							紹興11年(組)	
358	薄板	はくばん							紹興11年(組)	
359	半夏	はんか				紹興3年(使)			紹興11年(組)	薬(材)根(眼)使(用)痰(咳)を治す
360	板掘	ばんくつ							紹興11年(組)	
361	蕃頭布	ばんづつ			紹興3年(送)		紹興11年(送)			
362	蕃小花狹簾	ばんしょうかきょう			紹興3年(送)				紹興11年(組)	花簾(材)使(用)する
363	蕃青班布	ばんせいばん						紹興11年(組)		
364	蕃蘇木	ばんそく							紹興11年(組)	
365	蕃糖	ばんとう							紹興11年(組)	
366	蕃頭布	ばんづつ							紹興11年(組)	
367	翡翠	ひすい						紹興11年(組)		
368	皮單	ひたん							紹興11年(組)	
369	皮篤縹香	ひとくじやくこう						紹興11年(組)		
370	華澄茄	ひつじょうか		太平興国7年(敬)	紹興3年(送)			紹興11年(組)		胡椒の種
371	華撥	ひつまつ		太平興国7年(敬)		紹興3年(使)			紹興11年(組)	香(料)使(用)する胡椒(根)
372	苗沒藥	ひょうぼつやく		太平興国7年(敬)						
373	賓鐵	ひんてつ	太平興国7年(禁)							鐵
374	檳榔	ひんろう		太平興国7年(敬)					紹興11年(組)	果(実)種(子)
375	檳榔舊香連皮	ひんろうきゆうれんぴ				紹興3年(使)				
376	檳榔肉	ひんろうにく				紹興3年(使)				
377	斧口香	ふこうこう							紹興11年(組)	
378	茯神	ふくしん						紹興11年(組)		カキノミカノ根(材)使(用)する
379	茯苓	ふくりょう			紹興3年(送)			紹興11年(組)		カキノミカノ根(材)使(用)する
380	米腦	べいのう			紹興3年(送)			紹興11年(組)		龍腦の種
381	鼈皮	へきひ	太平興国7年(禁)		紹興3年(送)			紹興11年(組)		
382	鼈甲	べっこう				紹興3年(使)				
383	鱉甲篤縹香	べっこうとくじやくこう						紹興11年(組)		スッポの根(材)使(用)する鱉(殻)
384	襪面布	ばくめんふ						紹興11年(組)		足(袋)布(材)
385	片香	ぺんこう				紹興3年(使)				
386	片水藤皮	ぺんすいとうひ						紹興11年(組)		
387	片藤	ぺんとう						紹興11年(組)		
388	片螺頭	ぺんらとう						紹興11年(組)		
389	菩薩香	はつさつこう			紹興3年(送)		紹興11年(送)			
390	菩提子	はつさつし							紹興11年(組)	
391	蓬莖朮	ほうかじゆつ				紹興3年(使)			紹興11年(組)	生(薬)使(用)する南(洋)産(品)の根(材)
392	鵬沙(砂)	ほうさ	太平興国7年(敬)		紹興3年(送)			紹興11年(組)		鵬(鳥)の糞(糞)使(用)する
393	茅朮	ほうじゆつ			紹興3年(送)				紹興11年(組)	

394	冒頭香	ぼうとうこう							紹興11年(組)		
395	防風	ぼうふう				紹興3年(組)			紹興11年(組)		薬草
396	没石子	もつせきし						紹興11年(組)			果実タンニン酸香料 染色 インク 髪染 薬用
397	没薬	もつやく				紹興3年(改)			紹興11年(組)		樹脂 ミラノ(偽薬)の腐剤 薬用
398	母扶律膏	ぼふりつこう				紹興3年(改)					龍の種
399	末硃砂	まつしゅさ							紹興11年(組)		
400	蔓荆子	まんけいし							紹興11年(組)		部葛 解熱 強土
401	密木	みつぎ				紹興3年(改)			紹興11年(組)		沈香の種
402	瑪瑙	めいぼう	太平興国7年(禁権)						紹興11年(組)		宝石
403	毛施布	もうしふ							紹興11年(組)		毛織物
404	毛絶布	もうぜつふ				紹興3年(組)			紹興11年(組)		毛織物
405	木香	もくこう	太平興国7年(改)			紹興3年(組)			紹興11年(組)		
406	木扎腦	もくさのう				紹興3年(組)			紹興11年(組)		龍の種
407	木柱	もくちゆう							紹興11年(組)		
408	木跳子	もくちようし							紹興11年(組)		
409	木番	もくばん						紹興3年(改)			龍の種
410	木鼈子	もくべんし						紹興3年(改)			龍の種
411	木蘭茸	もくらんじよう						紹興3年(改)			外科 薬用 毒の腫毒 毒消
412	木蘭皮	もくらんひ						紹興3年(改)			木の皮 黄色の皮 味 かわの薬用
413	木綿	もめん							紹興11年(組)		
414	薬屋	やくい									
415	椰子長薄板合簾	やしちようはくばしごうしん							紹興11年(組)		毒の薬
416	椰心簾	やしんしん						紹興3年(組)			藤の皮 糸で織る 花さ
417	榆甘子	ゆかんし						紹興3年(改)			
418	油腦	ゆのう						紹興3年(組)			紹興11年(組)
419	雄黄	ゆうこう						紹興3年(組)			硫磺 黄色の顔料 火薬 殺虫
420	幽香	ゆうこう						紹興3年(改)			
421	螺殼	らかく									紹興11年(組)
422	螺犀	らさい							紹興11年(組)		
423	柳桂	りゅうけい						紹興3年(改)			
424	龍骨草	りゅうこつそう									紹興11年(組)
425	龍涎香	りゅうせんこう						紹興3年(組)			マッコウの体内にて結石 筒筒の香物
426	龍腦	りゅうのう	太平興国7年(改)						紹興11年(組)		樹根の濃液 形 色 ことごとく異なる
427	菱牙簾	りょうがてん						紹興3年(組)			紹興11年(組)
428	琉璃	るり						紹興3年(組)			紹興11年(組)
429	瑠璃珠	るりしゆ									紹興11年(組)
430	瑠璃水盤頭	るりすいばんとう									紹興11年(組)
431	令團合雜木柱	れいだんごうざつぼくちゆう									紹興11年(組)
432	冷餅	れいひん									紹興11年(組)
433	苓牙簾	れいがてん							紹興11年(組)		むしろ
434	苓茶香	れいちゃこう						紹興3年(改)			紹興11年(組)
435	棟香	てんこう						紹興3年(組)			紹興11年(組)
436	連皮	れんぴ						紹興3年(改)			紹興11年(組)
437	嚮香	けんこう									紹興11年(組)
438	蘆會	ろかい	太平興国7年(改)					紹興3年(改)			アロエ 玉環体のアロエ 龍胆をえる
439	鹿角	ろかく									紹興11年(組)
440	鹿茸	ろくじよう						紹興3年(組)			梅鹿 馬鹿/宋帝(鹿)の角を採 鹿茸 鹿茸は称し 強弱
441	鹿速香	ろくそくこう						紹興3年(組)			紹興11年(組)
442	鹿速腦	ろくそくのう									紹興11年(組)
443	倭板	わばん									紹興11年(組)
444	倭枋板頭	わぼうばんとう									日の本林
445	倭梨木	わりき									日の本林
446	窠木	わぼく									蘇の根

第二節 舶貨の内容別分類

第一節ですでに述べたが、舶貨がまとまって資料（『宋会要』市舶）に記されたのは、前文、太平興国7年、紹興3年、11年の4カ所でそこに出てくる舶貨は約618品目で、そのうち重複をのぞくと約455になる（この数字は品目の読み方などによって、また記述の仕方によって数え方が異なることがある）。重複という意味は例えば丁香の場合、太平興国7年は放薬、紹興3年では起発、と変売、（質の良い起発ものと質の悪い変売ものがあったのであろう）、紹興11年には細色と粗色（良いものと質が落ちるものがあったのであろう）と合計5回の記述がある。品目は1つであるが、年代によって舶貨の取扱い方が異なる。政府はどの様に管理しようとしたかを示したのが、表2「宋代海外交易品の分析」である。この様なことも含めて、表2では、1つの船貨がどの様に扱われたかを示した。例えば琥珀は太平興国では放薬、紹興3年起発、紹興11年では細色と粗重とある。粗重に入ったのは質の悪い岩石にすこし琥珀が入ったものであろう。

第二節では、第一節で述べた資料、表を基礎として、一項目ごとに内容を、性質ごとに分類した。分類は大きく A 植物、B 動物、C 鉱物に大きく分けた。その中を性質の同じもの、類似のものをまとめた。以下の様である。

A 植物 B 動物 C 鉱物

A 植物

A-1 香

a, 乳香

b, 沈香 箋香、黄熟香、熟香、速香、生香、など

c, 龍腦

d, 降真香、篤耨、檀香など

e, 香 その他、未詳

A-2 香辛料 胡椒（桂、丁香、薑）など

A-3 薬用

A-4 布、簾

A-5 染色（蘇木）など

A-6 材木、工芸（藤）など

B 動物

B-1 犀、象牙、牛、鹿、鳥

B-2 亀（玳瑁）、昆虫

B-3 魚 鯨

B-4 貝

C 鉱物

C-1 金 銀 水銀 鉄 など

C-2 石 砂 など

C-3 琥珀 瑠璃 瑪瑙 など 装飾品 (珊瑚)

以下、この分類にしたがって品目をこれらの項目に入れていった。備考に簡単な説明を加えた。

詳しくは表 を参考のこと。

A 植物

A-1 香

a, 乳香

橄欖科の香木の樹脂、一名、薰陸香ともいう。アラビア半島のイエメン、オマーンなどで産出。西アジア、ヨーロッパでは古くから伝統的に用いられ、イエス、キリストの誕生に乳香が捧げられたといわれている香薬である。この乳香が中国に大量に入り、貴重品として扱われた。大量に入った例をあげると『中書備対輯佚校注』卷二中（河南大学2007）には、北宋の熙寧10（1077）年に廣、明州、杭州の市舶司で博買した乳香が35万4449斤もあること、そしてその種類も瓶香、袋香、黒楊香などがあり、さらに西南香（回紇瓶香・・・）と南香（揀上第一等瓶・・・）があり南香の方が西南香より値段が高いことなどを記す。この『中書備対輯佚校注』に記す乳香35万斤、210トンになる。この乳香が市易司の管轄で細かい税制、流通過程など興味がある数字と記述が並ぶが、まだ誰もこの資料や数字を解説してない。乳香の実態を知る上で、必要なことなので、今後の課題でもある。中国が乳香を欲しているのを知っているのであろうか、各国が乳香を持って朝貢に来ている。三仏齊は紹興26年に8万1680斤もの乳香を献上し、さらに占城は乾道3年には白乳香2万435斤、混雑乳香8万295斤、合計10万余斤を朝貢品としている。（『宋会要』蕃夷7、歴代朝貢、紹興26年12月25日、乾道3年10月1日）。この例が示す如く乳香は大量に中国に入っている。これらは、何に、どのように使用されたかは、明確でないが乳香に関するいくつかの例をあげると、北宋末の財政難の時、宰相蔡京が庫から、乳香を出して売ると商人が買い、難を救ったという、医療に使う乳香が不足したため、提挙市舶の張堅が資本金を多くして乳香を確保したこと、また乳香を持ってきたアラビア商人に皇帝が奨励金を出したことなどの事例からも、政府が乳香を財政的にも必要とし、重要視していたことがわかる。その用途は、まず焚香、薬用、寺院の線香、宮中での儀式、埋葬の際の遺体保や処置等に使用された。さらに、乳香は北方の遼や金国が欲し、宋朝からの交易品として、茶と共に重宝がられた。紹興三年には武器に使用する牛皮、筋骨などと同等に起発した。乳香の分類は厳しく『諸蕃志』によると、品質によって13級品に分

類されている。1品、揀香（滴乳）、2品、瓶乳、3品上瓶香、4品中瓶香、5品下瓶香、6品上袋香、7品中袋香、8品下袋香、9品乳榻（地に落ちて雑物が混ざる）、10品黒榻（黒色、不純物）11品水湿黒榻（水に浸かり変色）、12品斫削（砕けて雑物混入）、13品纏末（塵状のもの）とある。一つの香葉が品質により、13品にも分類されていることは、需要があるからであり、それぞれの用途があり、価格も、税も異なっていたのであろう。さらに13種を見分ける中国にはベテランの熟練者がいたことに驚く。形がなくなっても乳香という香りだけで塵状のものを纏末というランクに入れるのである。しかし、本稿の『宋会要』市舶をみると、もっと細かく分類されていることがわかる。18～9に分類している（表参照）。例えば「次下色瓶香」は上記の分類にはない。この表現は沈香にも出てくるが、次は、「中色瓶香」の後が「次下色瓶香」ということであろうか。とすると「中」と「下」の間に「次」がはいると、上、中、下に各々入るとしたら、13品以上になる。「低下水湿場香」も「低下」が入らないものと同じものか、違うものか、はっきりしない。実際に市舶司で取り扱った品目なので、確実にそのようにいわれていたものである。北宋から禁榷で、紹興3年では細色で起発された。ただ「垂湿香」は変売、176「低下・・・」は起発である。質の問題であったのであろう。香纏（香木か）は粗色、315「纏末」は粗重に、下級なものは粗色、粗重に分類されているが、概して高級品扱い物であった。すなわち、乳香（香木も含む）は形が変形しても、香は存在するので、分類が複雑になるのであろう。等級をつけなければならぬほど、乳香は貴重だった。

宋代では、乳香は香葉で一番多く、輸入品を代表するものであった。香の上品は上層階級、寺院、宮中で使われ、下品になると、値段も安価になり、庶民の人々にも手が届くようになるのではないか。庶民の高級文化への憧れもあり、庶民にも浸透していった。宋代の庶民文化の向上は、このようなところにもみられる。

b 沈香——（1）箋香、（2）黄熟香、（3）速香、（4）生香、（5）木香、青桂など

沈香の一種として一つにまとめた。乳香が樹脂であるなら、沈香は木の香りである。乳香と沈香は香の双璧である。沈香はカンボジャ（真臘）、ベトナム（占城）が有名である。沈香は香樹が枯れ地中に埋まり、腐食し樹脂が染み出て香木になったものである。比重が大きいので水に沈むので沈香という。これは上質なもののだけである。沈香として代表されるが、その香の含留量、形、幹、根、木質、葉などからいろいろな呼び方がある。いま香密度を10とすると沈香は10分、箋香は7～8分、生速（木質の部分を削り取る）5分、熟速（木質が朽ち、香が残ったもの）も5分であるが、生速の方が上品。暫香（熟香に次ぎ、木質が半分）3分。黄熟香は黄色であることからその名がある。黄熟香の中に、箋香を含む。これを夾箋黄熟香という。生香は樹脂が沈着してないが、香気が木質内にある（『諸蕃志』）。

沈香は樹膏が凝結したものであり、芳香で、焚香に使用されるだけでなく、疲労回復、喘息、安定剤など薬用として珍重がられた。日本では加羅（マライ語でキャラという）、奇

楠木といわれ、最高の香薬として、徳川家康などは、朱印船の交易の時、とくに所望したといわれている。表を見ると、殆どが起発、細色である。品目の名前でなく、質が悪いのは、粗色、粗重となっているのは、他の場合も同じである。

黄熟香は日本の正倉院にある香木、蘭奢待が調査の結果、これに比定されている。紹興三年の起発は「上黄熟香」「中黄熟香」であるが、「下・・・」となると変売となっている。起発と変売の差がわかる。紹興11年は、良いものは起発するが、変売としている。変売を奨励する政府の方針である。また細色はすくなく、粗色に回されている。

A 植物

A-1 香 a 乳香

番号	品目	よみ	太平興国7年		紹興3年		紹興11年				備考	
			禁准	放棄	起発	変売	起発	変売細色	変売粗色	変売粗重		
331	乳香	にゅうこう	太平興国7年 (禁准物)		紹興3年(起 発)			紹興11年 (起発)				橄欖科の樹 脂。アラビア 半島に産す。 成分により 十三等に。
86	玉乳香	ぎよくに ゅうこう			紹興3年(起 発)			紹興11年 (細色)				
435	棟香	れんこう			紹興3年(起 発)			紹興11年 (起発)				乳香の一種
197	上色餅乳 香	じょうし よくへい にゅうこう			紹興3年(起 発)			紹興11年 (起発)				乳香の一種
171	次下色餅 香	じかしよ くへいこう			紹興3年(起 発)			紹興11年 (起発)				乳香の一種
291	中色餅香	ちゅうし よくへい こう			紹興3年(起 発)			紹興11年 (起発)				乳香の一種
43	下色餅香	かしよく へいこう			紹興3年(起 発)			紹興11年 (起発)				乳香の一種
196	上色袋香	じょうし よくたい こう			紹興3年(起 発)			紹興11年 (起発)				乳香の一種
290	中色袋香	ちゅうし よくたい こう			紹興3年(起 発)			紹興11年 (起発)				乳香の一種
42	下色袋香	かしよく たいこう			紹興3年(起 発)			紹興11年 (起発)				乳香の一種
322	塌香	とうこう			紹興3年(起 発)			紹興11年 (起発)				乳香の一種
142	黒塌香	こくとう こう			紹興3年(起 発)							乳香の一種
4	亞濕香	あしつこ う				紹興3年(変 売)			紹興11年 (粗色)			乳香の一種 か。
176	斫削揀選 低下水濕 黒塌香	しゃくさ くかんせ んていか すいしつ こくとう こう			紹興3年(起 発)			紹興11年 (起発)				乳香の一種
215	水濕黒塌 香	すいしつ こくとう こう			紹興3年(起 発)			紹興11年 (起発)				乳香の一種
184	熟纏末	じゅくて んまつ				紹興3年(変 売)						

315	纏末	てひまつ									紹興 11 年 (粗重)	
99	薰陸香	くんりくこう									紹興 11 年 (粗重)	乳香の別名
432	冷餅	れいひ									紹興 11 年 (粗重)	

A-1 香 b 沈香 (1) 箋香

番号	品目	よみ	太平興国 7 年		紹興 3 年		紹興 11 年				備考	
			禁権	放棄	起発	変売	起発	変売 細色	変売 粗色	変売 粗重		
303	沉香	ちんこう		太平興国 7 年 (放棄)	紹興 3 年(起 発)				紹興 11 年 (細色)			香木の樹 脂。、棧香、 速香、黄熟 香、生香
198	上箋香	じょうせん こう							紹興 11 年 (細色)			沈香の一種
294	中箋香	ちゅうせん こう							紹興 11 年 (細色)			沈香の一種
199	上中次箋 香	じょうち ゅうじせ んこう			紹興 3 年(起 発)						紹興 11 年 (粗重)	沈香の一種
174	次箋香	じせんこ う							紹興 11 年 (細色)			
45	下箋香	かせんこ う			紹興 3 年(起 発)				紹興 11 年 (細色)			沈香の一種
151	碎箋香	さいせん こう							紹興 11 年 (細色)			沈香の一種
251	煎香	せんこう		太平興国 7 年 (放棄)								箋香におな じ
82	夾煎香	きょうせん こう			紹興 3 年(起 発)		紹興 11 年 (起発)					
83	夾箋香	きょうせん こう								紹興 11 年 (粗色)		

A-1 香 b 沈香 (2) 黄熟香

番号	品目	よみ	太平興国 7 年		紹興 3 年		紹興 11 年				備考	
			禁権	放棄	起発	変売	起発	変売 細色	変売 粗色	変売 粗重		
124	黄熟香	こうじゅ くこう		太平興国 7 年 (放棄)						紹興 11 年 (粗色)		沈香の一種
195	上黄熟香	じょうこ うじゅく こう			紹興 3 年(起 発)		紹興 11 年 (起発)					沈香の一種
84	夾煎黄熟 香頭	きょうせん こうじゅ くこうと う			紹興 3 年(起 発)		紹興 11 年 (起発)					
81	夾雜黄熟 香頭	きょうざ つこうじ ゅくこう とう			紹興 3 年(起 発)		紹興 11 年 (起発)					煎香と黄熟 香のこと。頭 は樹根のこ と。
125	黄熟香頭	こうじゅ くこうと う								紹興 11 年 (粗色)		
224	生熟(熟) 香	せいじゅ くこう			紹興 3 年(起 発)						紹興 11 年 (粗重)	
256	粗熟香	そじゅく こう				紹興 3 年(変 売)						
257	粗熟香頭	そじゅく こうとう				紹興 3 年(変 売)						
173	次黄熟香	じこうじゅ くこう								紹興 11 年 (粗色)		
288	中黄熟香	ちゅうこ うじゅく こう			紹興 3 年(起 発)					紹興 11 年 (粗色)		沈香の一種
38	下黄熟香	かこうじゅ くこう				紹興 3 年(変 売)						沈香の一種

A-1 香 b 沈香 (3)速香

番号	品目	よみ	太平興国7年		紹興3年		紹興11年				備考
			禁雑	放棄	起発	変売	起発	変売細色	変売粗色	変売粗重	
249	占城速香	せんじょうそくこう			紹興3年(起発)		紹興11年(起発)				占城産、沈香密度五分
441	鹿速香	ろくそくこう			紹興3年(起発)		紹興11年(起発)				鹿は粗いの意。
183	熟速香	じゅくそくこう			紹興3年(起発)			紹興11年(細色)			沈香の一種
225	生速香	せいそくこう			紹興3年(起発)		紹興11年(起発)				沈香の一種
289	中熟速香	ちゅうじゅくそくこう						紹興11年(細色)			
46	下速香	かそくこう				紹興3年(変売)					

A-1 香 b 沈香 (4)生香

番号	品目	よみ	太平興国7年		紹興3年		紹興11年				備考
			禁雑	放棄	起発	変売	起発	変売細色	変売粗色	変売粗重	
222	生香	せいこう							紹興11年(粗色)		沈香の一種
200	上等生香	じょうとうせいこう			紹興3年(起発)		紹興11年(起発)				沈香の一種
293	中生香	ちゅうせいこう							紹興11年(粗色)		
44	下生香	かせいこう							紹興11年(粗色)		
259	粗生香	そせいこう								紹興11年(粗重)	
223	生香片	せいこうへん								紹興11年(粗重)	
159	暫香	ざんこう				紹興3年(変売)			紹興11年(粗色)		沈香の一種

A-1 香 b 沈香 (5)木香・青桂など

番号	品目	よみ	太平興国7年		紹興3年		紹興11年				備考
			禁雑	放棄	起発	変売	起発	変売細色	変売粗色	変売粗重	
401	密木	みつぼく				紹興3年(変売)				紹興11年(粗重)	沈香の一種か
304	枕頭土	ちんとうど								紹興11年(粗重)	沈香の一種か
405	木香	もくこう		太平興国7年(放棄)	紹興3年(起発)			紹興11年(細色)			
237	青木香	せいぼくこう			紹興3年(起発)						
230	青桂香	せいけいこう							紹興11年(粗色)		沈香の一種
231	青桂頭	せいけいとう				紹興3年(後発)					沈香の一種
232	青桂頭香	せいけいとうこう								紹興11年(粗重)	沈香の一種
52	下等青桂	かとうせいけい				紹興3年(変売)					

A-1 香 c 龍腦 樟腦

龍腦

高級な香薬である。乳香より値が高い（明代、『東西洋考』）。表でもすべて起発、細色と貴重品扱いである。龍腦の中で最高級の梅花腦は、朝貢品として筆頭に掲げられている。ボルネオ、スマトラ、アラビアを原産とする。木に結晶、根に精油がある。芳香、防虫 剤など。形、香気により、11種にわけられる。（1）梅花腦（氷片腦）、（2）油腦 （3）金脚腦 （4）米腦 （5）白蒼腦（木屑と混入） （6）赤蒼腦（木屑と混入）（7）聚腦（屑を蒸し焼き） （8）熟腦 （9）木札腦（採集後の木片）（10）腦泥 （11）鹿速腦（『宋会要』市舶）である。この高級な龍腦は、後に樟腦に香りも似ていることから、これに取って替わられ、衰えて行った。龍腦に樟腦を混ぜても殆どわからないという。樟腦を混ぜて売ることが多かった。

A-1 香 c 龍腦・樟腦

番号	品目	よみ	太平興国7年		紹興3年		紹興11年				備考		
			禁雑	放薬	起発	変売	起発	変売 細色	変売 粗色	変売 粗重			
426	龍腦	りゅうのう		太平興国7年(放薬)					紹興11年(細色)			樹根にあり、濃度、形、色によって名がかわる、	
333	腦子	のうし			紹興3年(起発)			紹興11年(起発)				フタバガキ科の木より採取、濃度により八種に分別。龍腦。	
185	熟腦	じゅくのう							紹興11年(細色)			龍腦の一種	
418	油腦	ゆのう			紹興3年(起発)				紹興11年(細色)		紹興11年(粗重)		
337	梅花腦	ばいかのう							紹興11年(細色)			龍腦の一種、最高級	
380	米腦	べいのう			紹興3年(起発)				紹興11年(細色)			龍腦の一種	
344	白蒼腦	はくそうのう							紹興11年(細色)			龍腦の一種	
245	赤倉腦	せきそうのう			紹興3年(起発)			紹興11年(起発)				龍腦の一種	
246	赤蒼腦	せきそうのう							紹興11年(細色)			龍腦の一種	
334	腦泥	のうでい			紹興3年(起発)				紹興11年(細色)			龍腦の一種	
406	木札腦	もくさつのう			紹興3年(起発)				紹興11年(細色)			龍腦の一種	
349	白腦香	はくのうこう									紹興11年(粗重)		
442	鹿速腦	ろくそくのう							紹興11年(細色)				
167	指環腦	しかんのう					紹興3年(変売)					龍腦の一種	
398	母扶律膏	ぼふりつこう					紹興3年(変売)					龍腦の一種か	
355	拍還腦	はくかんのう									紹興11年(粗重)	龍腦の一種か	
205	樟腦	しょうのう								紹興11年(粗色)		樟腦の一種	
206	韶腦	しょうのう									紹興11年(粗重)	樟腦の一種	
302	潮腦	ちょうのう					紹興3年(変)					紹興11年	樟腦(潮は地

		う				売)				(粗重)	名か)
--	--	---	--	--	--	----	--	--	--	------	-----

d 降真香

紫藤香、鶏骨香は降真香である。皇帝が臣下や祀りなどに地方に香を降すときには、降真香である。香を焚くと天に昇り、神を降すことが出来るといわれた。星辰をまつるときには、この香を使う。邪気を払う効能がある、泉州の人々は除夜にはこれを焚いた。値段は安価であったという

檀香

白檀、紫檀、黄檀などあり、香木である。木の性質によって、仏像、箱、家屋の装飾品として作られた。烏里香は黒檀といわれている。

e 薔薇水、安息香

西アジア特産の高級が香料である。安息とは、パルチアの地名。

f 香、その他未詳

未詳の香が28項目にのぼる。香とある品目をこの欄に入れた。これらの品目を調べていくのが今後の課題であるが、389 菩薩香を除いて、変売であり、粗色、粗重に分類されている。

以上が一応、香として分類したものである。これらは、けして香だけでなく、薬として使われたものも多い。

A-1 香 d 降真香・黒糲・檀香・烏里香

番号	品目	よみ	太平興国7年		紹興3年		紹興11年				備考
			禁雑	放薬	起発	変売	起発	変売 細色	変売 粗色	変売 粗重	
137	降真香	こうしんこう		太平興国7年(放薬)	紹興3年(起発)				紹興11年(粗色)		紫藤香・鶏骨香、降香と同じ。
170	紫藤香	しとうこう				紹興3年(変売)			紹興11年(粗色)		降真香のこと。鶏骨香ともいう
105	鶏骨香	けいこつこう				紹興3年(変売)				紹興11年(粗重)	降真香に同じ、鶏骨という。焚香。
143	黒篤糲	こくとくじょく				紹興3年(変売)		紹興11年(細色)			香木の一種
383	繁甲篤糲香	べっこうとくじょくこう						紹興11年(細色)			スッポンの形をした篤糲香(樹脂)
369	皮篤糲香	ひとくじょくこう						紹興11年(細色)			
354	白檀木	びやくだんぼく								紹興11年(粗重)	器具、仏像をつくる
317	土檀香	どだんこう							紹興11年(粗色)		
270	帯枝檀香	たいしだんこう							紹興11年(粗色)		
286	檀香	だんこう		太平興国7年(放薬)	紹興3年(起発)				紹興11年(粗色)		樹心、根。白檀、紫檀、黄

												檀等がある
287	檀香皮	だんこうひ				紹興3年(変売)					紹興11年(粗重)	
13	烏薬香	うやくこう									紹興11年(粗重)	樟科、樟の香、薬用
14	烏里香	うりこう								紹興11年(粗色)		黒檀、黒色緻密、器物
9	烏香	うこう								紹興11年(粗色)		黒檀か
10	烏黒香	うこくこう				紹興3年(変売)						黒檀か
51	下等五里香	かとうごりこう									紹興11年(粗色)	黒檀か

A-1 香 e 薔薇水 安息香

番号	品目	よみ	太平興国7年		紹興3年		紹興11年				備考	
			禁雑	放棄	起発	変売	起発	変売細色	変売粗色	変売粗重		
207	薔薇水	しょうびすい				紹興3年(変売)			紹興11年(細色)			薔薇の花を蒸留したもの
5	安息香	あんそくこう		太平興国7年(放棄)	紹興3年(起発)				紹興11年(細色)			香料の名。安息樹 ベルシャ
91	金顔香	きんがんこう							紹興11年(細色)			安息香の一種、樹脂、

A-1 香 f 香・その他未詳

番号	品目	よみ	太平興国7年		紹興3年		紹興11年				備考	
			禁雑	放棄	起発	変売	起発	変売細色	変売粗色	変売粗重		
271	大價香	だいかこう									紹興11年(粗重)	
59	加路香	かろこう					紹興3年(変売)				紹興11年(粗重)	
434	苓苓香	れいれいこう								紹興11年(粗色)		
328	二香	にこう								紹興11年(粗色)		
76	牛齒香	ぎゅうしこう								紹興11年(粗色)		
180	修割香	しゅうかつこう								紹興11年(粗色)		
181	修截香	しゅうせつこう									紹興11年(粗重)	
377	斧口香	ふこうこう								紹興11年(粗色)		
338	白眼香	はくがんこう									紹興11年(粗重)	
389	菩薩香	ぼさつこう				紹興3年(起発)		紹興11年(起発)				
69	龜頭犀香	きとうさいこう									紹興11年(粗重)	
285	斷白香	だんはくこう								紹興11年(粗色)		
166	枝白膠香	しはくこうこう					紹興3年(変売)					
437	檜香	れんこう									紹興11年(粗重)	
160	斬剝香	ざんぎこう								紹興11年(粗色)		
385	片香	へんこう									紹興3年(変売)	
420	幽香	ゆうこう									紹興3年(変売)	

218	水盤頭幽香	すいばんとうゆうこう								紹興 11 年 (粗重)	大きい香木
394	冒頭香	ぼうとうこう							紹興 11 年 (粗色)		
55	下等冒頭香	かとうぼうとうこう				紹興 3 年 (変売)			紹興 11 年 (粗色)		
279	大片香	だいへんこう				紹興 3 年 (変売)			紹興 11 年 (粗色)		
280	大片水盤香	だいへんすいばんこう							紹興 11 年 (粗色)		
292	中水盤香	ちゅうすいばんこう							紹興 11 年 (粗色)		香木
188	小片水盤頭	しょうへんすいばんとう							紹興 11 年 (粗色)		水盤頭は大きな木片。香木
253	粗香	そこう							紹興 11 年 (粗色)		
53	下等粗香頭	かとうそこうとう				紹興 3 年 (変売)					
130	香纏	こうてん							紹興 11 年 (粗色)		
313	纏香皮	てんこうひ								紹興 11 年 (粗重)	

A-2 香辛料

ヨーロッパでは、スパイスとして胡椒の需要が多い。宋代では、胡椒の需要は少ない。元代になると、使用量はマルコーポーロが言う如く多くなるが、紹興 11 年の胡椒は細色ではなく、粗色であり、蒔羅、華澄加は細色である。胡椒に代わる蒔羅、華澄加、華發などがあつたからである。248 川椒は蜀椒とも言う、四川産の胡椒であろう。紹興 3 年は起発である。すると市舶司には国外だけでなく、国内産のものも入っていることになる。その他、香辛料として、肉豈葱、白豈葱、肉桂、丁香などがある。薑は体を温める効果もあるが、香辛料に入れた。高良薑は高州（広州）産のものである。川椒と同じ国内産とかんがえられる。

A-2 香辛料 (1) 胡椒・茴香

番号	品目	よみ	太平興国 7 年		紹興 3 年		紹興 11 年				備考
			禁雑	放棄	起発	変売	起発	変売 細色	変売 粗色	変売 粗重	
112	胡椒	こしょう		太平興国 7 年 (放棄)					紹興 11 年 (粗色)		インド産、実、香辛料
98	蒔羅	くしょう							紹興 11 年 (粗色)		胡椒科。香辛料。
175	蒔羅	じら		太平興国 7 年 (放棄)		紹興 3 年 (変売)			紹興 11 年 (細色)		実は香辛、胡椒と同種
370	華澄加	ひつちょうか		太平興国 7 年 (放棄)	紹興 3 年 (起発)				紹興 11 年 (細色)		胡椒の一種
371	華撥	ひつはつ		太平興国 7 年 (放棄)		紹興 3 年 (変売)			紹興 11 年 (粗色)		香辛料、ベルシヤ、胡椒と同じ。
248	川椒	せんしょう			紹興 3 年 (起発)			紹興 11 年 (起発)			山椒、辛味、
356	舶上茴香	はくじょうういきょう			紹興 3 年 (起発)				紹興 11 年 (細色)		
7	茴香	ういきよ			紹興 3 年 (起)				紹興 11 年	紹興 11 年	多年生草本。

		う			発)			(細色)	(粗色)		黄色の花。薬用、香辛料
94	芹子	きんし						紹興 11 年 (細色)			芥子か。

A-2 香辛料 (2)桂

番号	品目	よみ	太平興国 7 年		紹興 3 年		紹興 11 年				備考	
			禁雑	放棄	起発	変売	起発	変売 細色	変売 粗色	変売 粗重		
100	桂	けい		太平興国 7 年放棄								肉桂
101	桂花	けいか				紹興 3 年(変 売)			紹興 11 年 (粗色)			肉桂
102	桂心	けいしん		太平興国 7 年(放棄)		紹興 3 年(変 売)						桂のコルク 層を除いた もの。
103	桂皮	けいひ				紹興 3 年(変 売)			紹興 11 年 (粗色)			
329	肉桂	にくけい				紹興 3 年(変 売)						
153	山桂皮	さんけい ひ							紹興 11 年 (粗色)			
60	官桂	かんけい				紹興 3 年(変 売)			紹興 11 年 (粗色)			官桂は神桂 とも言う最 良品。クスノ キ科

A-2 香辛料 (3)荳蔻

番号	品目	よみ	太平興国 7 年		紹興 3 年		紹興 11 年				備考	
			禁雑	放棄	起発	変売	起発	変売 細色	変売 粗色	変売 粗重		
319	荳蔻	とうこう				紹興 3 年(変 売)						
330	肉荳蔻	にくとう こう			紹興 3 年(起 発)				紹興 11 年 (粗色)			木は大きく 花を乾した ものが豆蔻 花、肉荳蔻は 実のからの 肉
347	白荳蔻	はくとう こう		太平興国 7 年(放棄)	紹興 3 年(起 発)			紹興 11 年 (細色)				
320	荳蔻花	とうこう か		太平興国 7 年(放棄)		紹興 3 年(変 売)				紹興 11 年 (粗重)		
265	草荳蔻	そうとう こう		太平興国 7 年(放棄)		紹興 3 年(変 売)				紹興 11 年 (粗重)		荳蔻の一種、 香辛料
321	荳根	とうこん								紹興 11 年 (粗重)		
264	草菓	そうか				紹興 3 年(変 売)			紹興 11 年 (粗色)			荳蔻に同じ、

A-2 香辛料 (4)丁香

番号	品目	よみ	太平興国 7 年		紹興 3 年		紹興 11 年				備考	
			禁雑	放棄	起発	変売	起発	変売 細色	変売 粗色	変売 粗重		
306	丁香	ていこう		太平興国 7 年(放棄)	紹興 3 年(起 発)	紹興 3 年(変 売)		紹興 11 年 (細色)(粗 色)				クローブの 花、実香辛 料、口臭を消 す
106	鷄舌香	けいぜつ こう						紹興 11 年 (細色)				丁香の花が 鷄舌ににて いるから。
54	下等丁香	かとうて いこう				紹興 3 年(変 売)						

269	帯梗丁香	たいきょうていこう						紹興 11 年 (細色)			
314	纏丁香	てんていこう			紹興 3 年(変売)						
307	丁香皮	ていこうひ		太平興国 7 年 (放薬)					紹興 11 年 (粗色)		
308	丁香皮殻	ていこうひかく				紹興 3 年(変売)					

A-2 香辛料 (5)薑

番号	品目	よみ	太平興国 7 年		紹興 3 年		紹興 11 年				備考
			禁雑	放薬	起発	変売	起発	変売 細色	変売 粗色	変売 粗重	
136	高良薑	こうりょうきょう		太平興国 7 年 (放薬)		紹興 3 年(変売)			紹興 11 年 (粗色)		高良は広東省、腹痛、解熱
110	乾薑	けんきょう			紹興 3 年(起発)				紹興 11 年 (粗色)		乾かした生姜、万病
221	生薑	しょうきょう								紹興 11 年 (粗重)	
78	薑黄	きょうこう				紹興 3 年(変売)				紹興 11 年 (粗重)	三年の老薑、腹痛、婦人病
391	蓬莖朮	ほうがじゆつ				紹興 3 年(変売)			紹興 11 年 (粗色)		生姜、薬用、江南に産するものを言う

A-3 薬用

香と薬と両者を兼ね合わせるものが多く、品目も一番多い。漢方は単独で使うことは少なく、幾種類のを合わせて処方するものである。したがって多くのものを必要とするからであろう。高級な品もあるが、理解に苦しむものもある。多分中国に入った香薬はなんでも引き受けたようである。引き受けるだけの専門的な知識を持つ官吏、胥吏がいたことが分かる。香薬は、枯れており、特に根を使うので、同じように見える植物を見分ける知識人、そして値をつけるベテランがいたのである。未詳のものが一番多い。これらの中には地方志に記載されているものもあり、これらを総合的に調査することが今後の課題である。ここでは、未詳のまま、薬用に入れた品目もある。

A-3 薬用 その他未詳

番号	品目	よみ	太平興国 7 年		紹興 3 年		紹興 11 年				備考
			禁雑	放薬	起発	変売	起発	変売 細色	変売 粗色	変売 粗重	
312	天南星	てんなんせい				紹興 3 年(変売)			紹興 11 年 (粗色)		天南星科、葉、根を用いる薬用
378	茯神	ふくしん						紹興 11 年 (細色)			サルノコシカケ科薬用、貴重。
379	茯苓	ぶくりょう				紹興 3 年(起発)			紹興 11 年 (細色)		サルノコシカケ科の菌がまつしの根に寄生 水腫、淋病、利尿屋
277	大腹(子)	だいふく		太平興国 7 年 (放薬)		紹興 3 年(変売)				紹興 11 年 (粗重)	檳榔の一種

278	大腹子肉	だいふくしにく				紹興3年(変売)					
2	阿魏	あぎ		太平興国7年(放薬)		紹興3年(変売)		紹興11年(細色)			鎮痛剤、解毒、イラン、アフガニスタン
208	菖蒲	しょうぶ							紹興11年(粗重)		薬用、眼、血液
209	菘蓉	しょうよう			紹興3年(起発)			紹興11年(粗色)			内蒙古など、栄養剤
210	常山	じょうざん				紹興3年(変売)					ユキノシタ科の根、葉、薬用
211	榛子	しんし			紹興3年(起発)		紹興11年(起発)				
182	縮砂	しゆくさ		太平興国7年(放薬)		紹興3年(起発)		紹興11年(粗色)			実が根の下にあり、辛い。しょうがか科腎臓、胃。
410	木鼈子	もくべつし				紹興3年(変売)			紹興11年(粗色)		
438	蘆會	ろかい		太平興国7年(放薬)		紹興3年(変売)		紹興11年(細色)			アロエ、王の遺体はアロエ、龍腦をいれる。
93	金毛狗脊	きんもうくせき							紹興11年(粗重)		根を使用、腰痛。
397	沒藥	もつやく				紹興3年(変売)		紹興11年(細色)			樹脂、ミイラを作成時の防腐剤、薬用
372	苗沒藥	びょうぼつやく		太平興国7年(放薬)							
16	益智(子)	えきち		太平興国7年(放薬)		紹興3年(変売)		紹興11年(粗色)			華南に産する果実、龍眼、腎臓、腹痛。
359	半夏	はんか				紹興3年(変売)		紹興11年(粗色)			薬草、根を使用。痰を切る。
154	山茶黄	さんしゅゆ			紹興3年(起発)				紹興11年(粗重)		赤い実を用いる。強壮剤、風邪、胃腸、
395	防風	ぼうふう			紹興3年(起発)			紹興11年(粗色)			薬草
400	蔓荊子	まんけいし							紹興11年(粗重)		苗が蔓、解熱、強壮
150	細辛	さいしん							紹興11年(粗重)		根が細く、薬用
336	破故紙	はこし		太平興国7年(放薬)		紹興3年(変売)		紹興11年(細色)			マメ科薬草、舶来の薬草
78	薑黄	きょうこう				紹興3年(変売)			紹興11年(粗重)		三年の老薑、腹痛、婦人病
61	甘草	かんぞう						紹興11年(粗色)			薬草、根を使用
161	史君子	しくんし				紹興3年(変売)		紹興11年(粗色)			蔓性大木。果実、7回虫駆除。
353	白芷	びやくし				紹興3年(変売)			紹興11年(粗重)		はなうど。根を使う婦人病、頭痛
316	土牛膝	どぎゅうしつ			紹興3年(起発)				紹興11年(粗重)		牛膝は茎がにている、土は野生の意
350	白蕪黄	はくぶい			紹興3年(起発)				紹興11年(粗重)		高麗酸、実を使用、胃腸、殺虫屋
323	糖霜	とうそう						紹興11年(粗色)			砂糖
365	蕃糖	ばんとう						紹興11年(粗色)			

275	大風子	だいふうし							紹興 11 年 (粗重)	果実の名。大風は癩病、黄色の油。
276	大風油	だいふうゆ				紹興 3 年(変売)			紹興 11 年 (粗重)	大風子に同じ
219	随風子	ずいふうし			紹興 3 年(起発)				紹興 11 年 (粗色)	らい病に効く薬か。
263	蘇合油	そごうゆ			紹興 3 年(起発)			紹興 11 年 (細色)		驚病効くくすり。ヤシの実に似る
191	松香	しょうこう								松脂、薬用、
192	松子	しょうし			紹興 3 年(起発)				紹興 11 年 (粗色)	松の実
193	松搭子	しょうとうし				紹興 3 年(変売)				
47	火丹子	かたんし							紹興 11 年 (粗重)	火丹とは梅毒のこと。これに効く薬か
267	蒼朮	そうじゅつ							紹興 11 年 (粗色)	根を薬用。水腫、風邪く。白朮、赤朮は同種
343	白朮	はくじゅつ							紹興 11 年 (粗重)	
393	茅朮	ぼうじゅつ			紹興 3 年(起発)				紹興 11 年 (粗重)	
351	白附子	はくふし			紹興 3 年(起発)				紹興 11 年 (粗色)	トリカブト、猛毒。薬用
144	黒附子	こくふし			紹興 3 年(起発)				紹興 11 年 (粗重)	
64	橘皮	きつひ							紹興 3 年(変売)	果実の皮、薬用
229	青橘皮	せいきつひ							紹興 11 年 (粗色)	果実の皮
118	紅橘皮	こうきつひ							紹興 11 年 (粗色)	橘の皮、陳皮、紅皮という。
85	杏仁	きょうにん			紹興 3 年(起発)				紹興 11 年 (粗色)	杏
213	秦皮	しんひ							紹興 3 年(変売)	陝西、甘肅に産す。眼に効く
352	白木	はくぼく			紹興 3 年(起発)			紹興 11 年 (起発)		芍薬、薬用根、眼
114	胡蘆芭	ころは		太平興国 7 年 (放薬)					紹興 11 年 (細色)	マメ科、薬用
139	五加皮	ごかひ							紹興 11 年 (粗重)	種を使用し、解熱、解毒剤として使用
63	桔梗	ききょう							紹興 11 年 (細色)	根を用いる。胸脇痛、腹痛、蟲毒の治療
240	石斛	せきこく			紹興 3 年(起発)				紹興 11 年 (粗重)	岩石に生え、葉は竹、花は紫蘭に似る
35	畫黄	かくこう			紹興 3 年(起発)				紹興 11 年 (細色)	中薬 3860, 藤黄
23	海桐皮	かいとうひ		太平興国 7 年 (放薬)					紹興 11 年 (粗色)	海桐は南方に産する刺桐、皮は薬用
121	黄芩	こうきん							紹興 11 年 (粗重)	根を乾燥。熱、腸、婦人病、痰、肺
266	相思子	そうしし							紹興 3 年(変売)	実はやさい、薬用、首飾り
119	紅豆(莢)	こうとう			紹興 3 年(変売)				紹興 11 年 (粗色)	相思子。小豆。頭痛、腹痛、首飾りなど。

374	檳榔	びんろう		太平興国 7 年(放薬)				紹興 11 年 (粗色)		果実と種子、
375	檳榔 舊香 連皮	びんろう きゅうこ うれんび				紹興 3 年(変 売)				
376	檳榔肉	びんろう にく				紹興 3 年(変 売)				
436	連皮	れんび				紹興 3 年(変 売)			紹興 11 年 (粗重)	
411	木蘭茸	もくらん じょう				紹興 3 年(変 売)			紹興 11 年 (粗重)	ウリ科、実を 薬用。毒あり。腫毒を消 す
412	木蘭皮	もくらん ひ				紹興 3 年(変 売)				木の芯が黄 色なので黄 心。かわが薬 用
332	人參	にんじん			紹興 3 年(起 発)			紹興 11 年 (細色)		薬用、朝鮮人 參
120	黄耆	こうき			紹興 3 年(起 発)				紹興 11 年 (粗重)	まめ科。解 熱、皮膚病な どに効く。
104	荆三稜	けいさん りょう						紹興 11 年 (粗色)		婦人の血脈 不調、心腹 痛、かやつり くさ
247	川芎	せんきゅ う			紹興 3 年(起 発)		紹興 11 年 (起発)			セリ科多年 草。強壯、鎮 痛作用がある。
39	訶子	かし		太平興国 7 年(放薬)	紹興 3 年(起 発)		紹興 11 年 (起発)			使君子科、 実、止血剤、 咳
41	呵子	かし						紹興 11 年 (細色)		訶子
282	澤瀉	たくしゃ						紹興 11 年 (細色)		水草、は、実 は薬用利尿、 婦人病
238	石花菜	せきかさい							紹興 11 年 (粗重)	南海の沙石 に生ず。。食 用。ところて ん
131	香栢皮	こうはく ひ							紹興 11 年 (粗重)	
36	藿香	かくこう				紹興 3 年(変 売)		紹興 11 年 (粗色)		香草、
12	烏藥	うやく				紹興 3 年(変 売)				樟科、腹痛
17	遠志	えんし				紹興 3 年(変 売)			紹興 11 年 (粗重)	根葉を乾燥、 薬用、精神安 定剤、頭痛
220	蕤仁	ずいじん				紹興 3 年(変 売)			紹興 11 年 (粗重)	蕤の草木あり、その実を 使用。眼、薬 用
49	滑皮	かつひ							紹興 11 年 (粗重)	
162	師子綏	ししすい						紹興 11 年 (粗色)		
163	枝子	しし							紹興 11 年 (粗重)	クチナカ
164	枝實	しじつ				紹興 3 年(変 売)		紹興 11 年 (粗色)		クチナカの葉
155	三抄香團	さんしょう こうだん							紹興 11 年 (粗重)	
156	三賴子	さんらい し				紹興 3 年(変 売)		紹興 11 年 (粗色)		
132	香米	こうべい						紹興 11 年 (粗色)		上質香の白米
335	把麻	はま							紹興 11 年 (粗重)	

189	召亭枝	しょうていし								紹興 11 年 (粗重)	
424	龍骨草	りゅうこつそう								紹興 11 年 (粗重)	
33	海母	かいぼ							紹興 11 年 (粗色)		
227	生羊梗	せいようきょう								紹興 11 年 (粗重)	梗はやまにれ、
194	稍靱	しょうそ								紹興 11 年 (粗重)	
122	黄絲火炊煎盤	こうしかけんせんばん								紹興 11 年 (粗重)	
107	瓊枝菜	けいしさい								紹興 11 年 (粗重)	
272	大食苧崙梅	だいしょくきゆうろんばい								紹興 11 年 (粗重)	
326	篤芹子	とくきんし						紹興 3 年(変売)			
417	榆甘子	ゆかんし						紹興 3 年(変売)		紹興 11 年 (粗重)	
73	舊香	きゅうこう								紹興 11 年 (粗重)	
89	御碌香	ぎよろくこう						紹興 3 年(変売)		紹興 11 年 (粗重)	
133	香螺奄	こうらえん							紹興 11 年 (細色)		
235	青椿香	せいちんこう						紹興 3 年(変売)			
305	椿香頭	ちんこうとう						紹興 3 年(変売)			
311	天竺黄	てんじくこう						紹興 3 年(変売)	紹興 11 年 (細色)		インドに産す。竹の節の中の物質、解熱
423	柳桂	りゅうけい						紹興 3 年(変売)			

A-4 布

布は 37 点で、全体の品目の約 1 割を占める。紹興 3 年では、すべて起発であり、変売はない。貴重であったことがわかる。紹興 11 年になると、起発はなく、粗色になり、粗重扱いとなる。布に対する政府の一つの傾向である。殆どが木綿（吉貝、苧麻、）であるが、233 青碁盤布紬、297 紬丁に紬の名がある。国外で紡いだ紬が入ってきたのであろうか。それとも国内の紬が入ったのであろうか。もう一つ注意したいのは、海南、高麗と産地がついているものがある。海南は海南島のことであろう。表によると紹興 3 年に起発（変売はなし）の布、9 点のうち 5 点は海南産である。またその 1 点は高麗産である。紹興 11 年にも海南産の布が粗重として 3 点ある。つまり、国内産のものが、市舶司（広州）に入ったものである。この場合、どのような処理がなされたのか、明らかにできないが、輸入品扱いだったのであろうか。中国特産の高級な絹織物ではなく、普段に使用する布が大量に輸入されたことは、注目に値する。

A-4 布

番号	品目	よみ	太平興国7年		紹興3年		紹興11年						
			禁雑	放棄	起発	変売	起発	変売 細色	変売 粗色	変売 粗重	備考		
24	海南吉貝布	かいなん きつべい ふ			紹興3年(起 発)			紹興11年 (起発)					木綿
65	吉貝花布	きつべい かふ									紹興11年 (粗重)		柔らかい木 綿を機知布 という。
66	吉貝紗	きつべい さ									紹興11年 (粗重)		
67	吉貝布	きつべい ふ							紹興11年 (粗色)				
413	木綿	もめん							紹興11年 (粗色)				
298	苧麻	ちよま									紹興11年 (粗重)		麻糸、皮を剥 ぎ、糸にして 布。薬用。解 毒。
226	生苧布	せいちよ ふ							紹興11年 (粗色)				木綿
345	白苧布	はくちよ ふ							紹興11年 (粗色)				木綿
234	青苧布	せいちよ ふ							紹興11年 (粗色)				木綿
233	青基盤布 紬	せいごば んふちゅ う			紹興3年(起 発)			紹興11年 (起発)					紬
297	紬丁	ちゅうて い							紹興11年 (粗色)				
403	毛施布	もうしふ									紹興11年 (粗重)		毛織物か。
404	毛絶布	もうぜつ ふ			紹興3年(起 発)			紹興11年 (起発)					毛織物か。
29	海南白布	かいなん はくふ			紹興3年(起 発)								
30	海南白布 單	かいなん はくふた ん									紹興11年 (粗重)		
31	海南白布 被單	かいなん はくふひ たん			紹興3年(起 発)			紹興11年 (起発)					白布の敷
32	海南基盤 布	かいなん ごばんふ									紹興11年 (粗重)		
236	青蕃基盤 小布	せいばん ごばんし ょうふ									紹興11年 (粗重)		
25	海南基盤 布	かいなん ごばんふ			紹興3年(起 発)			紹興11年 (起発)					
26	海南青花 基盤被單	かいなん せいかご ばんひた ん			紹興3年(起 発)			紹興11年 (起発)					
27	海南青花 布	かいなん せいかふ									紹興11年 (粗重)		
366	蕃頭布	ばんとう ふ									紹興11年 (粗重)		
361	蕃頭布	ばんけん ぶ			紹興3年(起 発)			紹興11年 (起発)					
228	青花蕃布	せいかば んぶ							紹興11年 (粗色)				
363	蕃青班布	ばんせい はんぶ							紹興11年 (粗色)				
1	鞋面布	あいめん ふ							紹興11年 (粗色)				鞋を作る布 か
384	襪面布	べつめん ふ							紹興11年 (粗色)				足袋の布か
74	苧袴布	きゆうこ ふ							紹興11年 (粗色)				
342	白熟布	はくじゅ くふ							紹興11年 (粗色)				

340	白細布	はくさいふ								紹興 11 年 (粗色)		
274	大布	だいふ								紹興 11 年 (粗色)		
134	高麗小布	こうらいしょうふ			紹興 3 年(起 発)		紹興 11 年 (起発)					韓国所産の 布
187	小布	しょうふ								紹興 11 年 (粗色)		
258	粗小布	そしょう ふ								紹興 11 年 (粗色)		
254	粗黒小布	そこくし ょうふ									紹興 11 年 (粗重)	
368?	皮單	ひたん									紹興 11 年 (粗重)	
255	粗絲蠶頭	そしけん とう									紹興 11 年 (粗重)	
	蕃布											前文

A-4 簞

番号	品目	よみ	太平興国 7 年		紹興 3 年		紹興 11 年				備考	
			禁雑	放棄	起発	変売	起発	変売 細色	変売 粗色	変売 粗重		
416	椰心簞	やしんて ん			紹興 3 年(起 発)					紹興 11 年 (粗色)		藤に似てお り、糸にして 織る。花ご ざ。
433	苧牙簞	れいがて ん										
427	菱牙簞	りょうが てん			紹興 3 年(起 発)		紹興 11 年 (起発)			紹興 11 年 (粗色)		むしろ
362	蕃小花狹 簞	ばんしょう かきよ うてん			紹興 3 年(起 発)						紹興 11 年 (粗重)	花模様のある むしろ

A-5 染色 (蘇木)

蘇木は東南アジア産の赤、紫の染料である。蘇芳、蘇枋、朱芳などと書く。幹を煎じて染料とする。1品目としては多く13もある。木なので粗重が多い。産地を示す海南、南蕃があるが高州蘇木もある。前述した如く高州は広東省である。そこで産する蘇木であろう。窠木は蘇木の俗語。大、中、次下、小とある。染色は重要であり、蘇木のほかにも紅花、没石子、や紫鉾などがあつた。

A-5 染色 (蘇木)

番号	品目	よみ	太平興国 7 年		紹興 3 年		紹興 11 年				備考	
			禁雑	放棄	起発	変売	起発	変売 細色	変売 粗色	変売 粗重		
261	蘇木	そぼく									紹興 11 年 (粗重)	赤の染料
28	海南蘇木	かいなん そぼく			紹興 3 年(起 発)						紹興 11 年 (粗重)	赤の染料
327	南蕃蘇木	なんばん そぼく			紹興 3 年(起 発)		紹興 11 年 (起発)					
364	蕃蘇木	ばんそぼ く									紹興 11 年 (粗重)	
135	高州蘇木	こうしゅう そぼく			紹興 3 年(起 発)		紹興 11 年 (起発)					高州は広東 省、染料

357	舶上蘇木	ほくじょうそぼく									紹興 11 年 (粗重)	
273	大蘇木	だいそぼく									紹興 11 年 (粗重)	
186	小蘇木	しょうそぼく									紹興 11 年 (粗重)	
172	次下蘇木	じかそぼく									紹興 11 年 (粗重)	
165	枝條蘇木	しじょうそぼく									紹興 11 年 (粗重)	
262	蘇木脚	そぼくきやく									紹興 11 年 (粗重)	
446	窠木	わぼく									紹興 11 年 (粗重)	蘇木の俗名
409	木蕃	もくばん				紹興 3 年(変売)						蕃蘇木とおなじか。

A-5 染料・漆等

番号	品目	よみ	太平興国 7 年		紹興 3 年		紹興 11 年				備考	
			禁雑	放棄	起発	変売	起発	変売 細色	変売 粗色	変売 粗重		
396	没石子	もつせきし						紹興 11 年 (細色)				果実はタンニン酸の原料、染色、インク、髪染、薬用。
117	紅花	こうか			紹興 3 年(起発)				紹興 11 年 (粗色)			赤色の繊維染料
40	苛子	かし			紹興 3 年(起発)		紹興 11 年 (起発)					實はタンニンを含み、澱紙の製造、革のなめしに使用
109	血礪	けつらつ			紹興 3 年(起発)							樹脂、上質が血礪という。薬用、ニス、歯磨き
123	黄漆	こうしつ								紹興 11 年 (粗重)		韓国産、黄色の漆

A-6 材木

材木は舶貨（輸入品）として記述があるのは、この箇所だけである。『宋会要』市舶の前文の一般的な輸入品目には表れない。紹興 11 年の品目に粗重として記されるのである。南宋になって材木が不足するようになったのか、20 品目を記す。そのうち「倭」（日本）ときされているのは 5 点にのぼる。倭とは記していないが、日本からのものが多いと思われる。『宝慶四明志』六郡志敘賦下、市舶に国別に輸入品目が記されている。それによると、倭国からの粗色に松板、杉板、羅板とあり、粗色 6 項目中 3 項目が左記の板である。

日本からの良質な材木の輸入が多かったことが分かる。これらの材木を運んだものの一人に南宋の中国商人 謝国明がいる。彼は 1242（淳祐 2）年に承天寺（日本、博多）を寄進した。翌年 1243 年には宋の万寿禅寺の再建（焼失）のため、再建の資として日本から材木 1000 枚を寄進し、寺から感謝状をもらっている（榎本涉『東アジア海域と日中交流

-9~14 世紀—』「中国と日本との交流」66~97頁 吉川弘文館 2007)。

A-6 材木・工芸

番号	品目	よみ	太平興国7年		紹興3年		紹興11年				
			禁雑	放薬	起発	変売	起発	変売 細色	変売 粗色	変売 粗重	備考
301	長倭條	ちょうわ じょう								紹興11年 (粗重)	
443	倭板	わばん								紹興11年 (粗重)	日本の材木
444	倭枋板頭	わほうば んとう								紹興11年 (粗重)	日本の材木
445	倭梨木	わりぼく								紹興11年 (粗重)	
111	乾倭合山	けんわご うさん								紹興11年 (粗重)	日本の材木 か
21	海松板木 枋	かいしよ うばんぼ くほう								紹興11年 (粗重)	ちょうせん まつの板
22	海松枋	かいしよ うほう								紹興11年 (粗重)	
128	厚板松枋	こうばん しょうほ う								紹興11年 (粗重)	
129	厚板令赤 藤厚枋	こうばん れいせき とうこう ほう								紹興11年 (粗重)	つるは細工、 他は車の材 料。厚い板
157	杉板狭小 枋	さんばん きょうし ょうほう								紹興11年 (粗重)	
283	短小零板 杉枋	たんしよ うれいば んさんほ う								紹興11年 (粗重)	
284	短板肩	たんばん けん								紹興11年 (粗重)	
299	長小零板 板頭	ちょうし ようれい ばんばん とう								紹興11年 (粗重)	
300	長木	ちょうぼ く								紹興11年 (粗重)	
358	薄板	はくばん								紹興11年 (粗重)	
360	板掘	ばんくつ								紹興11年 (粗重)	
431	令團合雜 木柱	れいだん ごうざつ ぼくちゅ う								紹興11年 (粗重)	
407	木柱	もくちゅ う								紹興11年 (粗重)	
408	木跳子	もくちよ うし								紹興11年 (粗重)	
415	椰子長薄 板合簞	やしちよ うはくば んごうて ん								紹興11年 (粗重)	

A-6 工芸

番号	品目	よみ	太平興国7年		紹興3年		紹興11年				備考	
			禁准	放薬	起発	変売	起発	変売 細色	変売 粗色	変売 粗重		
11	烏文木	うぶんぼく			紹興3年(起発)			紹興11年(起発)				黒檀
15	烏楠木	うまんぼく		太平興国7年(放薬)								黒檀
178	麝檀木	じゃだんぼく									紹興11年(粗重)	麝香の香りのする木
58	花梨木	かりぼく								紹興11年(粗色)		カリンか。よいざまし。下痢止め。胸焼。
390	菩提子	ぼだいし								紹興11年(粗色)		
324	藤黄	とうこう			紹興3年(起発)					紹興11年(粗色)		樹皮は茶褐色、樹脂は黄色の絵の具。
346	白藤	はくとう									紹興11年(粗重)	白花藤、沙藤ともいう。織物にする
348	白藤棒	はくとうぼう									紹興11年(粗重)	
50	花藤	かとう								紹興11年(粗色)		
152	釵藤	さとう								紹興11年(粗色)		
386	片水藤皮	へんすいとうひ								紹興11年(粗色)		
216	水藤坯子	すいとうはいし									紹興11年(粗重)	
217	水藤篋	すいとうべつ									紹興11年(粗重)	
387	片藤	へんとう								紹興11年(粗色)		
138	檀藤子	こうとうし									紹興11年(粗重)	種を使用、解熱剤

B、動物

Aが植物に対して、Bは動物である。53品目を数え、約11%である。しかし数の上では少ないが、重要なものばかりである。先ず犀、角は、薬剤、帯につける装飾品など。値段は象牙より高い。上、中、下、さらに螺の形の犀角にも上、中、下があった。象牙は装飾品、皇帝の前に立つときの笏。アラブ産が大きく白くて良い。オットセイの陰茎。牛は武器として角、皮、骨を使用。龍涎香は鯨の結石で、香薬中の第一で、その値段も桁外れに高いものであるし、朝貢品にも、重さ 何斤として文書には最初に献上品として記されている。龍涎香と同じように貴重なのは麝香で、何斤として朝貢品として用いられた。亀は玳瑁。鼈は薬用。紫の染料は虫、ラックといわれる紫鉱。五倍子は虫こぶで黒の染料。鯨の結石の龍涎香は非常に高価なもので朝貢品に何斤として記されている。他に貝のアワビや蛤は貴重であり、貝の甲香は香料に入れて焚くと良い香りができるので、焚香には必ずもちいられた。数は少ないが貴重な物品である。

B 動物

B-1 犀

番号	品目	よみ	太平興国7年		紹興3年		紹興11年				備考
			禁権	放棄	起発	変売	起発	変売細色	変売粗色	変売粗重	
147	犀	さい	太平興国7年(禁権)		紹興3年(起発)		紹興11年(起発)				帯具、薬用
414	薬犀	やくさい								紹興11年(粗重)	毒消しの効能。
201	上等薬犀	じょうとうやくさい			紹興3年(起発)		紹興11年(起発)				
295	中等薬犀	ちゅうとうやくさい			紹興3年(起発)		紹興11年(起発)				犀
56	下等薬犀	かとうやくさい			紹興3年(起発)		紹興11年(起発)				犀
422	螺犀	らさい							紹興11年(粗色)		
202	上等螺犀	じょうとうらさい			紹興3年(起発)		紹興11年(起発)				
296	中等螺犀	ちゅうとうらさい			紹興3年(起発)		紹興11年(起発)				
57	下等螺犀	かとうらさい			紹興3年(起発)		紹興11年(起発)				犀
148	犀蹄	さいてい							紹興11年(粗色)		
149	犀蹄土	さいていど				紹興3年(変売)					

B-1 象牙

番号	品目	よみ	太平興国7年		紹興3年		紹興11年				備考
			禁権	放棄	起発	変売	起発	変売細色	変売粗色	変売粗重	
268	象牙	ぞうげ			紹興3年(起発)		紹興11年(起発)				
20	牙	が	太平興国7年禁権物								象牙

B-1 膾膾臍

番号	品目	よみ	太平興国7年		紹興3年		紹興11年				備考
			禁権	放棄	起発	変売	起発	変売細色	変売粗色	変売粗重	
19	膾膾臍	おとせ			紹興3年(起発)			紹興11年(細色)			オットセイの陰茎、薬用

B-1 牛

番号	品目	よみ	太平興国7年		紹興3年		紹興11年				備考
			禁権	放棄	起発	変売	起発	変売細色	変売粗色	変売粗重	
77	牛皮筋角	ぎゅうひきんかく			紹興3年(起発)		紹興11年(起発)				軍用物資、薬用
75	牛黄	ぎゅうこう			紹興3年(起発)			紹興11年(細色)			牛の胆石。鎮静、強心、解熱、
339	白牛角	はくぎゅうかく			紹興3年(起発)		紹興11年(起発)				牛の角
8	烏牛角	うぎゅうかく			紹興3年(起発)		紹興11年(起発)				

B-1 鹿

番号	品目	よみ	太平興国7年		紹興3年		紹興11年				備考
			禁葯	放棄	起発	変売	起発	変売 細色	変売 粗色	変売 粗重	
177	麝香	じゃこう			紹興3年(起 発)	紹興3年(変 売)		紹興11年 (細色)(粗 重)			チベットな どに住む雄 の生殖分泌 物、芳香、薬 用。
439	鹿角	ろくかく							紹興11年 (粗色)		
440	鹿茸	ろくじょう			紹興3年(起 発)			紹興11年 (細色)			梅花鹿、馬鹿 の未だ骨化 しない幼角 を採、花鹿 茸、馬鹿茸と 称し、強壯 薬。
203	上等鹿皮	じょうとう ろくひ			紹興3年(起 発)		紹興11年 (起発)				

B-1 鳥

番号	品目	よみ	太平興国7年		紹興3年		紹興11年				備考
			禁葯	放棄	起発	変売	起発	変売 細色	変売 粗色	変売 粗重	
	翡翠	ひすい	赤、青の羽、 緑の宝石が ある。								
141	五苓脂	ごれいし	五霊脂はム ササビ科(り す)『中薬』 1771.寒号虫 鵝,独脊,尿 を五苓脂と いう。『本草』 XI, 313。		紹興3年(起 発)					紹興11年 (粗重)	五霊脂(?) なら鳥。糞が 心腹、婦人 病、の薬用、 両者な同じ

B-2 龜・玳瑁・鼈

番号	品目	よみ	太平興国7年		紹興3年		紹興11年				備考
			禁葯	放棄	起発	変売	起発	変売 細色	変売 粗色	変売 粗重	
281	玳瑁	たいまい	太平興国7年 禁葯物					紹興11年 (細色)			大亀の甲羅、 ペルコウ
381	鼈皮	へきひ	太平興国7年 (禁葯物)		紹興3年(起 発)			紹興11年 (細色)			
382	鼈甲	べっこう				紹興3年(変 売)					
70	龜重	きどう				紹興3年(変 売)					
71	龜同	きどう							紹興11年 (粗色)		
72	龜同香	きどうこう				紹興3年(変 売)					
68	龜頭	きとう				紹興3年(変 売)					
62	龜	き			紹興3年(起 発)		紹興11年 (起発)				

B-2 昆虫

番号	品目	よみ	太平興国7年		紹興3年		紹興11年				備考
			禁葯	放棄	起発	変売	起発	変売 細色	変売 粗色	変売 粗重	

140	五倍子	ごばいし								紹興 11 年 (粗重)	葉の付け根の虫コブ、染色用、髪染。
169	紫礦	しこう	太平興国 7 年 (放棄) (禁 権後)					紹興 11 年 (細色)			赤色染料、lac、蟻に似た小虫が樹木上につくる殻より製す
127	黄蠟	こうろう			紹興 3 年(起 発)				紹興 11 年 (粗色)		蜜蜂の巣の蠟の部分。化粧品、蠟燭
108	血蠟	けつかつ						紹興 11 年 (細色)			樹脂、上質が血燭という。薬用ニス、歯磨き、
115	蛤蚧	こうかい							紹興 11 年 (粗色)		かへるとかげ、内臓を乾燥、食用。
3	蛙姑	あこ								紹興 11 年 (粗重)	蛙とオタマジャクシ

B-3 魚

番号	品目	よみ	太平興国 7 年		紹興 3 年		紹興 11 年				備考	
			禁権	放棄	起発	変売	起発	変売 細色	変売 粗色	変売 粗重		
87	魚膠	ぎょこう			紹興 3 年(起 発)			紹興 11 年 (起発)				魚の鰾で製した膠、上質。
88	魚鱈	ぎょひょう			紹興 3 年(起 発)			紹興 11 年 (起発)				魚鱈で膠をつくる原料
244	赤魚鱈	せきぎょひょう							紹興 11 年 (粗色)			
145	沙魚皮	さぎょひ			紹興 3 年(起 発)					紹興 11 年 (粗重)		鮫の鱗と皮は刀の飾り。

B-3 鯨

番号	品目	よみ	太平興国 7 年		紹興 3 年		紹興 11 年				備考	
			禁権	放棄	起発	変売	起発	変売 細色	変売 粗色	変売 粗重		
425	龍涎香	りゅうせんこう			紹興 3 年(起 発)				紹興 11 年 (細色)			マッコウ鯨の体内にできた結石、値が高い。香物

B-4 貝

番号	品目	よみ	太平興国 7 年		紹興 3 年		紹興 11 年				備考	
			禁権	放棄	起発	変売	起発	変売 細色	変売 粗色	変売 粗重		
239	石決明	せきけつめい				紹興 3 年(変 売)						アワビ、食用、眼に効く
421	螺殼	らかく								紹興 11 年 (粗重)		
388	片螺頭	へんらとう							紹興 11 年 (粗色)			
116	甲香	こうこう				紹興 3 年(変 売)				紹興 11 年 (粗重)		貝の一種で、香と共に焚く
190	松花小螺殼	しょうかしょうらかく								紹興 11 年 (粗重)		

*	車渠		前文								蛤、大きな貝、装飾
212	真珠	しんじゅ			紹興3年(起発)		紹興11年(起発)				
*	珠貝										真珠 前文
*	珠琲										真珠の首飾り 前文
34	海螺皮	かいらひ								紹興11年(粗重)	法螺貝、身、楽器

※印は、太平興国7年、紹興3年、11年に記されていないもの。本文、前文に記されているものである。

C 鉱物

鉱物も 41 品目で全体の9%である。品目数は少ないが、貴重品である。金、銀、水銀、鉄、銅、鉛、硫黄など直接に使うもの。雄黄、雌黄の黄土は顔料、火薬、薬用に使用される。宝石として瑪瑙、翡翠、真珠、ガラスの瑠璃など高級品である。

C 鉱物

C-1 金・銀・水銀・鐵・銅など

番号	品目	よみ	太平興国7年		紹興3年		紹興11年				備考	
			禁権	放棄	起発	変売	起発	変売細色	変売粗色	変売粗重		
90	金	きん			紹興3年(起発)		紹興11年(起発)					
92	金箔	きんぱく						紹興11年(細色)				
79	夾雑金	きょうざつぎん						紹興11年(細色)				
95	銀	ぎん			紹興3年(起発)		紹興11年(起発)					
96	銀子	ぎんし						紹興11年(細色)				
80	夾雑銀	きょうざつぎん			紹興3年(起発)			紹興11年(細色)				
250	洗銀珠	せんぎんしゅ							紹興11年(粗色)			
214	水銀	すいぎん			紹興3年(起発)			紹興11年(細色)				赤色の顔料、薬用
97	銀珠	ぎんしゅ			紹興3年(起発)			紹興11年(細色)				
179	朱砂	しゅさ			紹興3年(起発)		紹興11年(起発)					水銀。赤色の顔料(硫化水銀)、薬用
399	末硃砂	まつしゅさ						紹興11年(細色)				
373	寶鐵	ひんてつ	太平興国7年(禁権物)									鋼鉄
260	粗鐵	そてつ								紹興11年(粗重)		
37	鍍鐵	かくてつ								紹興11年(粗重)		鉄の鍋釜
252	鐵熨斗	せんうつと								紹興11年(粗重)		
*	鑰石		禁権(?)				紹興11年(起発)?					大中祥符2年禁権。銅
325	銅器	どうき			紹興3年(起発)			紹興11年(細色)				
341	白錫	はくしゃく							紹興11年(粗色)			錫
318	土鍋	どなべ								紹興11年(粗重)		

C-2 石・砂

番号	品目	よみ	太平興国 7 年		紹興 3 年		紹興 11 年				備考
			禁権	放薬	起発	変売	起発	変売 細色	変売 粗色	変売 粗重	
18	鉛土	えんど							紹興 11 年 (粗色)		鉛。書写に使用。鉛白、鉛粉、薬用
126	黄丹	こうたん								紹興 11 年 (粗重)	鉛丹。一鉛。他の物と一緒に加えて薬用
48	滑石	かつせき								紹興 11 年 (粗重)	硅酸アルミニウムの石、利尿剤、解熱剤
241	石脂	せきし		太平興国 7 年 (放薬)							石の一種、薬用
242	石鍾乳	せきしょうにゅう			紹興 3 年(起発)			紹興 11 年 (起発)			鍾乳石と同じ
204	鍾乳石	しょうにゅうせき							紹興 11 年 (細色)		石灰岩、薬用
392	鵬沙(砂)	ほうさ		太平興国 7 年 (放薬)	紹興 3 年(起発)				紹興 11 年 (細色)		鵬酸塩、塩湖が蒸発した後。薬物、
168	雌黄	しおう							紹興 11 年 (細色)		硫黄と砒素との混合の黄土。黄色の顔料、絵画。殺虫剤
419	雄黄	ゆうこう			紹興 3 年(起発)				紹興 11 年 (細色)		硫化砒素、黄色の顔料、火薬、殺虫
6	硫黄(磺)	いおう		太平興国 7 年 (放薬)	紹興 3 年(起発)					紹興 11 年 (粗重)	鉱物、火薬、腹痛、
243	石碌	せきろく			紹興 3 年(起発)				紹興 11 年 (粗色)		緑塩、天然食塩、眼薬。
309	泥黄	でいこう								紹興 11 年 (粗重)	雄黄、雌黄か。
146	砂黄	さこう								紹興 11 年 (粗重)	雌黄、雄黄か
310	鐵脚珠	てつきやくしゅ								紹興 11 年 (粗重)	

C-3 琥珀・瑠璃・瑪瑙など装飾品(珊瑚含)

番号	品目	よみ	太平興国 7 年		紹興 3 年		紹興 11 年				備考
			禁権	放薬	起発	変売	起発	変売 細色	変売 粗色	変売 粗重	
113	琥珀	こはく		太平興国 7 年 (放薬)	紹興 3 年(起発)				紹興 11 年 (細色)(粗重)		樹脂が变化した宝石
428	琉璃	るり			紹興 3 年(起発)			紹興 11 年 (起発)			ガラス
429	瑠璃珠	るりしゅ							紹興 11 年 (粗色)		
430	瑠璃水盤頭	るりすいばんとう							紹興 11 年 (粗色)		
*	水晶										宋会要前文
367	翡翠	ひすい							紹興 11 年 (細色)		
402	瑪瑙	めのう	太平興国 7 年 (禁権物)						紹興 11 年 (細色)		宝石
158	珊瑚	さんご	太平興国 7 年 (禁権物)		紹興 3 年(起発)				紹興 11 年 (細色)		
*	猫兒眼睛										建炎元年 6 月 13 日

*印は太平興国 7 年、紹興 3 年、紹興 11 年に記されていないもので、本文、または前文に記されたものである

る。

おわりに

宋代では海外貿易が活発化し発展していったと言われている。その発展を論証する一要因として、本稿では中国に入ってきた南海交易品、輸入品を取り上げた。諸外国が中国製品と交易した物品、舶貨はどのようなものであったか、その種類、数量、性質などを『宋会要』市舶に記されている資料から検討した。

1) 第一節では北宋と南宋とを舶貨の数を比較すると、南宋の方が非常に多い。北宋の太平興国7(982)年では47品目であったのが、南宋の紹興3(1133)年には219品目と増加している。その内訳は、起発が132品目(60%)、変売が87品目(40%)である。起発が圧倒的に多い。その中でも、武器にする牛皮筋角と乳香は起発とすることは勿論のこと、政府が必要とする品目で、博買(官の買い上げ)せよということであった。その8年後の紹興11年年にはさらに増加し、品目が倍の407品目となる。これらの品目に対して政府は複雑に規定している。複雑な規定は、品目に税をかけるためであり、細色は10分の1で、粗色は15分の1の税をかけた。品目の内訳をみると、起発は運送費がかかるため極力少なくして、62品目で、乳香、牛皮筋角、犀、金、銀などであった。変売が345品目(細色75、粗色121、粗重149)で、粗色、粗重が多い。そして、その中で200品目が新項目である。舶貨の数の増減をみてきたが、南宋なって、急速に舶貨の数が多くなっていることは、それだけ交易が盛んになっていることを示すものであろう。紹興11年には起発から変売へと移行されていった品目が多い。変売は市舶司で物品を売ることであり、売上金が、政府に入ることである。売上金は、持ち運びが良いように金、銀、絹などで変えられ、都に運ばれた。その利益は南宋の財政難に役立った。朝貢品も都に運ばず、市舶司で売ることが北宋の元豊年間に決められてように、南宋時代になると、殆どが変売となっていった(土肥 2005、P.89~92)。変売についてみると、地元で買うのは、商人か、庶民などである。下級、安価な品目は庶民の手に入りやすく、それだけ品目の流通が多くなることであり、社会的にも文化的にも宋代の庶民文化の向上が見られるのではないだろうか。清明上河図に見られるように、大通りの賑わいの中に香の店がある。大部分は海外交易品であったのであろう。

2) 第二節では、第一節の総数約446品目を品目ごとにその性質、内容を検討し、分類した。まず品目を植物、動物、鉱物の三種類に分類した。

植物	353 品目	79 %
動物	51 品目	11 %
鉱物	42 品目	9 %

植物が約8割、動物が1割強、鉱物が一割弱である。このことから、舶貨は大部分が植物であったということになる。つまり南海交易品は植物であったということに

なる。植物を分析すると、つぎのようである。

次に植物の内（353品目）、その内訳（詳細は次の機会にする）は、

香、薬用など	223品目	63%	（香 36%、薬用 27%）
香辛料（胡椒など）	35品目	10%	
布、簞	42品目	11%	
材木、工芸	35品目	10%	
染色（蘇木など）	18品目	5%	

となり、香、薬用、香辛料を合わせると、73%となる。植物の大部分が香と薬、香辛料である。布が11%、材木が10%である。材木は殆どが日本からのものである。これらの舶貨の大部分は海外諸国からのものであるが、中国産のものもある。海南島産の布、蘇木、四川の川芎、川椒など国内産ものが多いことを指摘しておきたい。国内産のものは、需要があれば、どこかに集められて、市舶司を通して入ってきたのであろう。

- 3) 今後の課題として、これらの舶貨が中国国内でどのように吸収され、使用され、利用されていったか、またその流通を見ていきたい。北方の遼、金国が舶貨（香薬）を熱望し、財政的には交易品として使われたこと、また宮廷の儀式、仏教や道教の寺院（葬式、埋葬）、廟等に使用されたが、何と云っても伝統的な漢方薬と共に薬として使用されたことが大きい。これらの香薬は、中国国内に留まらず、韓国、日本に再輸出されていった。このようなことも視野に入れて舶貨を考えていきたい。海外交易品は贅沢品、無用なものと言われることも多いが、表2を見る限り、薬としてに使用される香薬など、命を繋げるものとしての植物が全体の8割が輸入されていたことに注目したい。なお、今回は、宋代に時代を限ったが、十五世紀ごろになると、大航海時代に入りポルトガル、スペイン人たちの来航の記録があり、アラビア、東南アジアでの香薬の種や商業的な取り引きの様子などがみられる。今後、これらの資料を参照しながら、宋代に限らず、時代を下げて研究していきたい。

表の説明

表2「宋代南海交易品の分析—起発と変売—」

この表は、『宋会要』市舶に記載されている舶貨を抽出して、これらの品目を五十音順に並べたものである。そして、これらの品目を太平興国7年の禁推と放薬、紹興3年の起発と変売、紹興11年の起発（文中で説明）と変売（細色、粗色、粗重）に区分された中に、入れていったものである。年代によって、品目が重複される場合は、年代ごとに表はなっているため、重複の形で記されている。また備考欄に品目の簡単な説明をつけた。詳しくは表3を見ていただきたい。

*二節の文中の表は、品目の性質（植物、動物、鉱物）毎に、表2を分類したものである。

表3「宋代南海交易品の説明」は、表2の品目に、和名、学名、科名 説明をつけたものである。わかるものには出典を記した。

《附記》

本稿の交易品は、『宋会要』市舶の記述から抽出したものであるが、句読点の切り方によって品目の名前、品目の数も違って来る。不明な品目、また本草綱目等にも記されていない品目、たぶん土着の俗語ではないかと思われる品目もあり、筆者が無理に句点をつけたところもある。これらの品目については正確に判明次第、訂正する所存である。、したがって明確でないまま品目を数えた箇所もあることをお断りしておく。ただ、大きな流れでの品目の傾向は、そんなに変わらないと考える。

《参考論文》

- 藤田豊八 「宋代の市舶司及び市舶条例」(『東西交渉史の研究』南海編 1943年
林天蔚 『宋代香薬貿易史稿』 中国学社 1960年
山田憲太郎 『東亜香料史研究』 中央公論美術出版 1976年
山田憲太郎 『南海香薬譜—スパイス・ルートの研究—』 法制大学出版局 1982年
藤善真澄 訳注 『諸蕃志』 関西大学東西学術研究所訳注シリーズ5 1990年
深見純生 流通と生産としてのジャワ『諸蕃志』の輸出入品にみる— 『東洋学報』
79-3 2997-12
土肥祐子 「占城の南宋期乾道三年の朝貢をめぐって—大食人烏師点の訴訟事件と中心
に—」 『史艸』四六号 2005
土肥祐子 「東洋文庫蔵手抄本『宋会要』食貨三八 市舶について」『東洋文庫書報』第
四二 2011年
土肥祐子 「宋代の南海交易品について—『宋会要』職官44市舶より—」『南島史学』7
9・80号 2013年
『国訳本草綱目』 15冊 1979年 春陽堂
『中薬大辞典』 5冊 1998年 上海科学技術出版社、小学館編
『本草綱目彩色薬図』 貴州科技出版社 1998年 1冊

表3 「宋代南海交易品の説明」—『宋会要』職官四四市舶—(五十音順)

	品目	よみ	和名	学名	科名	説明	備考	本草綱目	諸蕃志など
1	鞋面布	あいめんふ							諸蕃
2	阿魏	あぎ	あぎ	Ferula foetida, Reg.	繖形科	イラン、アフガニスタン地方に産する香料、植物樹脂を合成して製する。鎮痛剤、解毒、香辛料に用いる。		IX236	
3	蛙蛄	あこ				蛙とおたまじやくし			
4	亞濕香	あしつこう				乳香の一種?			
5	安息香	あんそくこう	あんそくかう	Stirax Benzoin, Dryand.	えごのき科(齊墩果科)	香料の名。安息樹(えごのき)より取った香料。benzoin treeの樹脂から製する。ペルシア、アフガニスタン、インド、東南アジアの各地で産する。安息はパルティア(イラン)の地名。香焚、薬用。安息香と同種。		IX215	諸蕃266
6	硫黄(磺)	いおう	硫黄	Sulphur	—	鉱物。黄色で焼くと焰を出す。ベトナム、中央アジア、日本で産出。火薬の他に、腹痛、皮膚病に効く。	『国訳本草綱目』項目名は「石硫黄」	III 679	
7	茴香	ういきょう				多年生草本。黄色の花。薬用。腎臓、健胃。料理。芳香、香味料。			
8	烏牛角	うぎゅうかく				黒色の牛の角か。			
9	烏香	うこう				烏楠木か。			
10	烏黒香	うこくこう				烏楠木か。			
11	烏文木	うぶんぼく	こくたん	Maba Ebenus, Spreng.	かきのき科(柿樹科)		『国訳本草綱目』項目名は「烏木」訳名「烏楠木」「烏文木」→No.15「烏楠木」	IX430	
12	烏薬	うやく	てんだいうやく	Lindera Strychnifolia, Vill.	くすのき科(樟科)	霍乱、利尿に効く。		IX184	
13	烏薬香	うやくこう			樟科	薬用			
14	烏里香	うりこう				黒檀のことか。			
15	烏楠木	うまんぼく	こくたん	Maba Ebenus, Spreng.	かきのき科(柿樹科)	「烏楠」は烏文、烏紋ともよび、黒檀ebonyのこと。材は黒色で緻密、加工して器物をつくる。漆のように光沢がある。	No.11「烏文木」に同じ。	IX430	諸蕃289
16	益智(子)	えきち	やくち	Amomum amarum	しやうが科(薑科)	華南に産する果実、龍眼。腎臓、腹痛。	『国訳本草綱目』項目名は「益智子」	IV493	
17	遠志	えんし	いとひめはぎ	Polygala tenuifolia, Willd	ひめはぎ科(遠志科)	根葉を乾燥させて薬用とする。精神安定剤、頭痛。		IV173	
18	鉛土	えんど				鉛。書写に使用。鉛白、鉛粉(おしろい)など顔料に使う。薬用として解熱、痰、中風等に効く。		III 172	
19	臘臍臍	おつとせい	ヲツトセイ	Otaria Ursina, Linn.	あしか科	陰莖、睾丸を薬用に使用。アラビア、東南アジア地方に産する。腎臓を取り出して油に漬け、薬とする。	『国訳本草綱目』項目名は「臘臍獸」欄外のオツトセイ解説の学名は「Otaria Ursina, Gray」	XII398	諸蕃311-
20	象牙	が				象牙			

表3 「宋代南海交易品の説明」—『宋会要』職官四四市舶—(五十音順)

	品目	よみ	和名	学名	科名	説明	備考	本草綱目	諸蕃志など
21	海松板木枋	かいしょうばんぼくほう				海松子は遼東、雲南に産する。松の実は薬用。ここでは松の木の板のこと。	松海子(ちょうせんまつ)	VIII473	
22	海松枋	かいしょうほう				「海松板木枋」参照。	海松子⇒IX100		
23	海桐皮	かいとうひ	でいこ(梯沽)	Erythrina indica, Lam.	まめ科(荳科)	海桐は南方に産する刺桐、皮は薬用。霍乱、皮膚病。腎臓。	「本草綱目」巻35	IX317	
24	海南吉貝布	かいなんきつべいふ				吉貝はわたのこと(木綿)。海南産			
25	海南基盤布	かいなんごばんふ				基盤の模様の布か。海南産	32と同じ。		
26	海南青花基盤被單	かいなんせいかごばんひたん				海南産、青の模様(花)で基盤模様の敷物			
27	海南青花布	かいなんせいかふ							
28	海南蘇木	かいなんそぼく	すほう	Caesalpinia Sappan, L	まめ科(荳科)	赤の染料。	『国訳本草綱目』項目名は「蘇方木」	IX427	
29	海南白布	かいなんはくふ							
30	海南白布單	かいなんはくふたん					30と31はおなじか。		
31	海南白布被單	かいなんはくふひたん				白布の上敷(被單)	25と同じ。		
32	海南基盤布	かいなんごばんふ							
33	海母	かいぼ							
34	海螺皮	かいらひ				法螺貝のこと			
35	畫黃	かくこう				カンボジア産、黄色の顔料、絵画に使用			
36	藿香	かくこう	かはみどり	Lophanthus rugosus, Fisch.	脣形科(脣形科)	東南アジア、領南に産す。香草など藿という。葉をかんそうして、衣類などにつける。薬用。		IV575	
37	鑊鐵	かくてつ				鑊はかま、鍋のこと。鉄製のなべかかまか。			
38	下黃熟香	かこうじゅくこう				下級の黃熟香。			
39	訶子	かし	はりら又からかし	Terminalia Chebula, Retz	しくんし科(使君子科)	39訶子、40苛子、41呵子は同じか。インド・タイ・マレーシア・華南産の植物の実から製する止血剤、鎮咳剤。異名に隋風子という。	「本草綱目」巻35、「薬中」267	IX380	
40	苛子	かし		myrobalan	シクンシ科	myrobalan の實はタンニンを含み、澱紙の製造、染料のほか革のなめしに使用される。マルコ・ポーロが「またこの國では羊・水牛・野牛・犀その他の獸革が多量に鞣されている」とある。			諸蕃132
41	呵子	かし					訶子と同じか。		
42	下色袋香	かしょくたいこう				乳香の一種。			
43	下色餅香	かしょくへいこう				乳香の一種。			
44	下生香	かせいこう				下級の生香。			
45	下箋香	かせんこう				下級の箋香。			
46	下速香	かそくこう				下級の速香。薬用にも使用される。解熱剤。			
47	火丹子	かたんし				火丹とは梅毒のこと。これに効く薬か。			

表3 「宋代南海交易品の説明」—『宋会要』職官四四市舶—(五十音順)

	品目	よみ	和名	学名	科名	説明	備考	本草綱目	諸蕃志など
48	滑石	かつせき	くわつせき・滑石	halloysite Al ₂ Si ₂ O ₅ (OH) ₄ ·2H ₂ O(単斜)	—	白滑石を削り、粉にして、医薬品として用いる。桂林などで産出される。出産前の補助剤、利尿剤、解熱剤などとして用いられる。硅酸アルミニウム。	旧注=(学名)Talc	III 392	
49	滑皮	かつひ							
50	花藤	かとう							
51	下等五里香	かとうごりこう				五里香を見よ。			
52	下等青桂	かとうせいけい				青桂を見よ。			
53	下等粗香頭	かとうそこうとう							
54	下等丁香	かとうていこう				丁香を見よ。			
55	下等冒頭香	かとうぼうとうこう				冒頭香を見よ。			
56	下等薬犀	かとうやくさい				薬犀を見よ。			
57	下等螺犀	かとうらさい				螺犀を見よ。			
58	花梨木	かりぼく				カリンか。(本草⑧321-323)いばら科(薔薇科)Chaenomeles sinensis, koehne. よいざまし。下痢止め。胸焼けなど。熱帯地方から舶来する材、器具を作る。一説に紫檀とする。			
59	加路香	かろこう							
60	官桂	かんけい			クスノキ科	官桂は神桂とも言って、最良品。ベトナム、タイ、中国南部。			
61	甘草	かんぞう	かんざう	Glycyrrhiza uralensis, Fisch.	まめ科(豆科)	北方産の薬草、根を用いる。		IV 1	
62	龜	き							
63	桔梗	ききょう	ききやう	Platycodon grandiflorus, A. DC.	ききやう科(桔梗科)	根を用いる。胸脇痛、腹痛、蠱毒の治療などに効く。陝西省、河南省、山東省などの産。		IV 75	
64	橘皮	きつひ	きつ	Citrus sinensis, Osbeck	へんるうだ科(芸香科)	→橘⑧360-378頁。蘇州・台州・荊州・閩・広州・撫州などで産するが、温州が最上。14種あり。肺・胃・脾臓などに作用する。体を温めたり、食欲増進、利尿作用などがある。黄橘、青橘二種あり。肝臓・胆嚢に効く。他に発汗作用がある。		VIII 360	
65	吉貝花布	きつべいかふ		Gossypium	アオイ科ワタ属	吉貝はわたのこと(木綿)。南方の人々はその苧絮(わたぼ)を採取し鐵筋で種子を碾きとると、手で苧絮を握り紡(いと)にする。紡を織って布にする。最も堅く厚手のものを兜羅綿といい、次を蕃布、次を木綿、そのまた次を吉布という。			
66	吉貝紗	きつべいさ							
67	吉貝布	きつべいふ							
68	龜頭	きとう							
69	龜頭犀香	きとうさいこう							
70	龜童	きどう							
71	龜同	きどう				玳瑁			
72	龜同香	きどうこう				玳瑁の形をした香か。			
73	舊香	きゅうこう							
74	芎藭布	きゅうこふ							
75	牛黄	ぎゅうこう	うしのたま	英名=Gall calculus of Cattle.		牛の胆石のこと。鎮静作用、強心、解熱、小児の百病などに効く。		XII 189	
76	牛齒香	ぎゅうしこう							
77	牛皮筋角	ぎゅうひきんかく				軍用物資の一。当時、官設の皮角場庫があり、骨・革・筋・角・脂・硝等を原料として、軍用の火器や鞍・轡・種・毯等の物資を生産していた。牛は本草⑫103-136頁。水ぶくれに効く、利尿作用がある。角は熱冷まし、頭痛などに効くが、いろいろな製品に使われる。			

表3 「宋代南海交易品の説明」—『宋会要』職官四四市舶—(五十音順)

	品目	よみ	和名	学名	科名	説明	備考	本草綱目	諸蕃志など
78	薑黄	きょうこう	きやうわう	Curcuma aromatica, Salisb.	しやうが科(薑科)	三年の老薑より生ずる根を用いる。江南産。391は海南に生ずる。腹痛、婦人病、など。		IV519	
79	夾雑金	きょうざつぎん							
80	夾雑銀	きょうざつぎん							
81	夾雑黄熟香頭	きょうざつこうじゆくこうとう				84の夾煎黄熟香頭と同じか。			
82	夾煎香	きょうせんこう							
83	夾箋香	きょうせんこう							
84	夾煎黄熟香頭	きょうせんこうじゆくこうとう							
85	杏仁	きょうにん	あんず	Prunus Armeniaca, L. var. Ansu, Maxim.	いばら科(薔薇科)	花、葉、枝、根、実も使用、薬用。結核、腹痛	→杏仁『国訳本草綱目』項目「杏」	VIII218	
86	玉乳香	ぎよくにゆうこう					玉乳で調べると、「梨」とでるが無関係か?		
87	魚膠	ぎょこう				魚の鰾で製した膠。質が良い。			
88	魚鱧	ぎょひょう				鱧とは白腭のこと。			
89	御碌香	ぎょろくこう							
90	金	きん	きん、こがね	Gold	—			III 139	
91	金顔香	きんがんこう				真臘國に産出し、大食がこれに次ぐ。金顔香は樹脂であり、淡黄色のものがあれば黒色のものもある。ねじり開けてみて雪のように白いのが上質、砂や石がまじるものは下である。安息香の一種 sweet benzoin, 学名 Styrax benzoin の樹脂である。			諸蕃262
92	金箔	きんぱく							
93	金毛狗脊	きんもうくせき				狗脊の和名はたかわらび。学名 Dicksonia Barometz, Ink (Cibotium Barometz, J.Sm.) 根を使う。腰痛、関節痛などに効く。本草④160頁参照。			
94	芥子	きんし				芥子か。文庫本では芥。			
95	銀	ぎん	ぎん、しろかね	Silver	—			III 149	
96	銀子	ぎんし							
97	銀珠	ぎんしゆ				銀朱か。硫化第二水銀。水銀よりつくる。		III 341	
98	蒟醬	くしょう	きんま	Piper Betle, L.	こせう科(胡椒科)	四川や広東の産。もとはペルシャ産。根葉子を用い、消化促進、腹痛などに効く。こしょうより辛い。		IV503	
99	薰陸香	くんりくこう	くんりくかう にうかう	Pistacia Khinjuk, Stocks. Pistacia Lenriscus, L.	うるし科(漆樹科)	乳香の別名とも言われる。松の樹脂。`血を活血す、ため、かゆみ止めや腹痛に効き、安産などに効能がある。	『国訳本草綱目』項目「薰陸香乳香」	IX197	
100	桂	けい	ほんにくけい(新称)	Cinamomum Cassia, BI.	くすのき科(樟科)	肉桂、木犀などの総称。肉桂、薑と合わせて薑桂ともいう。広東、広西、ベトナム北部など南方産。桂花、桂心(粗皮をとったもの)。発汗作用、下痢止め、関節痛などいろいろな効能がある。桂皮(桂の日本名)。	『国訳本草綱目』項目では、桂の項の中で様々な種の桂を載せる。 ⇒No.103「桂皮」 ⇒No.329「肉桂」	IX116	
101	桂花	けいか							

表3 「宋代南海交易品の説明」—『宋会要』職官四四市舶一(五十音順)

	品目	よみ	和名	学名	科名	説明	備考	本草綱目	諸蕃志など
102	桂心	けいしん				桂のコルク層を除いたもの。	桂心の説明については『国訳本草綱目』項目「桂」⇒IX	IX127	
103	桂皮	けいひ	ほんにくけい(新称)	Cinamomum Cassia, Bl	くすのき科(樟科)		桂皮は、桂の日本名とする。⇒IX116注	IX116	
104	荊三稜	けいさんりょう	うきやがら	Scirpus maritimus, L.	かやつりぐさ科(莎草科)	湖北・湖南地方に生じた。婦人の血脈不調、心腹痛、産後の腹痛などに効く。水辺にはえる。根をつかう。		IV533	
105	雞骨香	けいこつこう	らかぼく(新称)	Acronychia laurifolia, Bl.	へんろうだ科(芸香科)	降真香と同じ、舶来のを番降、雞骨という。焚香。	『国訳本草綱目』項目「降真香」No.137にあり。	IX175	
106	鷄舌香	けいぜつこう	ちやうじ	Eugenia caryophyllata, Willd.	てんにんくは科(桃金娘科)	丁香と同種。実が鷄の舌ににていることからこの名がある。	『国訳本草綱目』項目「丁香」	IX162	
107	瓊枝葉	けいしさい				瓊枝は木綿の別名、その葉か。			
108	血蠟	けつかつ				さそり			
109	血礪	けつかつ	きりんけつ	Calamus Draco, Willd.	しゅう科	大食國(スマトラ)に産出する。血礪は樹脂が自然に流れだしたもので、これが最も上質の血礪とされる。柴屑(きくず)とまざっているのが、つまり降真香の脂で、俗に假血礪とよんでいる。つる性の特質を生かして莖をいわゆる藤細工や藤椅子に利用する。とりわけスマトラ産の <i>Daemonoropus draco</i> Bl. などの果實から分泌する紅色の樹脂が麒麟血で、薬用(止血)のほか、家具用ニス、歯みがき粉、飲料水の着色に使われている。		IX210	諸蕃261
110	乾薑	けんきょう			生姜科	水にさらして乾かした生姜。万病に効く。体を温め、寒冷腹痛、風邪、止血、下痢止めなどに効く。白薑ともいう。			
111	乾倭合山	けんわごうさん				材木か。			
112	胡椒	こしょう	こせう	Piper nigrum, L.	こせう科(胡椒科)	インド原産のコショウ科植物。イラン系民族を表す胡椒、椒は辛辣味のある。		VIII547	諸蕃296
113	琥珀	こはく	こはく			地中に埋もれた樹脂が変化した宝石	英名 = Amber, Succinite. 成分 = C ₄₀	IX671	
114	胡蘆芭	ころは	ころは	Trigonella Foenum -	まめ科(荳科)	「本草綱目」卷一五、広州産の植物、薬用。腎臓、腹痛。苦豆		V144	
115	蛤蚧	こうかい	かへるとかげ	Phrynopthalmus frontalis	とかげ科	内臓を取り、乾燥させる。肺病や咳嗽に効く。		X442	中薬879
116	甲香	こうこう	てつぼら	Thais rudolphi, Lamark	ほねがひ(骨貝)科	貝の一種で、その蓋を他の香に混ぜて焼けば芳しい香が出る。	『国訳本草綱目』項目では、「海羸」「麝を甲香といふ」とある。	XI122	
117	紅花	こうか	べにばな、又、くれなゐ	Carthamus tinctorius, L.	きく科(菊科)	赤色の繊維染料。紅藍花、菊科一年生草本植物、夏季に紅黄色の花を開く。紅花は中医薬として活血に効あり。染色・婦人用顔色としても用う(燕支・烟支)。	『国訳本草綱目』項目は「紅藍花」	V102	
118	紅橘皮	こうきつひ				朱色の橘の皮。痰を消し、胃に効く。橘皮は色紅くして久しきものを佳しとする。紅皮、陳皮ともいう。			

表3 「宋代南海交易品の説明」—『宋会要』職官四四市舶一(五十音順)

	品目	よみ	和名	学名	科名	説明	備考	本草綱目	諸蕃志など
119	紅豆(荳)	こうとう	たうあずき	Abrus precatorius, L.	まめ科(荳科)	相思子のこと。小豆。頭痛、腹痛、皮膚病などに効く。首飾など。No266.	『国訳本草綱目』項目は「相思子」	IX463	
120	黄耆	こうき	わうぎ	Astragalus	まめ科(荳科)	まめ科の植物。他の薬と混ぜて使い、解熱、皮膚病などに効く。		IV17	
121	黄芩	こうきん	こがねやなぎ	Scutellaria baicalensis, Georgi.	脣形科(脣形科)	根を乾燥させて使う。熱、腸、婦人病、痰、肺などに効く。		IV254	
122	黄絲火炊煎盤	こうしかけんせんばん							
123	黄漆	こうしつ				漆に一種。金の如く、高麗の特産、			
124	黄熟香	こうじゅくこう				黄熟香は諸外國どこでも産出するが、眞臘のものを上質とする。その香は黄色で熟脱したものであるところから黄熟の名がある。			諸蕃276
125	黄熟香頭	こうじゅくこうとう				沈香の一種。ベトナム、カンボジアのものが上質。日本の正倉院収蔵の秀木蘭奢待は黄熟香といわれる。			
126	黄丹	こうたん	たん・鉛丹(酸化鉛)	Red lead, Minium (Oxide of lead)		鉛丹。一鉛。他の物と一緒に加えて薬用とする。鉛を焼いて黄丹を作。		III191	
127	黄蠟	こうろう				蜜蜂の巣の蠟の部分。化粧品、膏薬、蠟燭として使用。三仏齊、カンボジア			諸蕃317
128	厚板松枋	こうばんしょうぼう				松の木の板。			
129	厚板令赤藤厚枋	こうばんれいせきとうこうぼう				赤藤は藤の一種。つるは細工に、他は車の材料として使用された。回虫症に効く。ここでは厚い板。	「赤藤」=VI429参照。		
130	香纏	こうてん				乳香の一種か。			
131	香栢皮	こうはくひ				ヒノキの皮か。			
132	香米	こうべい				良い米、良い香りのする米			
133	香螺奄	こうらえん				海蠟の一種			
134	高麗小布	こうらいしょうふ				高麗布は朝鮮所産のもの。			
135	高州蘇木	こうしゅうそぼく	すはう	Caesalpinia Sappan, L.	まめ科(荳科)	赤の染料。高州(広東省)で採れる蘇木。腹痛、熱冷ましとして使用。	No.28「海南蘇木」参照。「蘇木」でとった。	IX427	
136	高良薑	こうりょうきょう	かうりやうきやう	Alpinia Galanga, Willd.	しやうが科(薑科)	高良は高州(広東省)		IV471	
137	降真香	こうしんこう	らかぼく(新称)	Acronychia laurifolia, Bl.	へんるうだ科(芸香科)	紫藤香・鶏骨香又は降香といい、舶来のは俗に香降といった。香料の名。焚香として用いられた。三佛齊、閩婆などに産出。香を焚くと天に昇り、神を降すことができるといわれる。香氣は勁(つよ)くて遠くまでとどき、邪気を佛う効能がある。泉州の人びとは徐夜ともなれば、貧富の別なく、どの家も柴を燻くように降真香を熱(くゆ)らす。これで分るように、とても廉價なのである。	⇒NO.105「雞骨香」	IX175	諸蕃282
138	檣藤子	こうとうし	もだま	Entada scandens, Benth.	まめ科(荳科)	東南アジア産。種を使用し、解熱、解毒剤として使用された。		IV194	
139	五加皮	ごかひ	うこぎ	Acanthopanax Sieboldianum, Makino	うこぎ科(五加科)	一枝に五葉、主に根を用いる。鎮痛、強壮薬。		IX572	
140	五倍子	ごばいし	ふし	英名 = Nutgalls.		ウルシ科ヌルデ属 Rhus の葉の付け根に出来る虫コブで、ヌルデシロアブラムシの幼虫などの寄生による。虫を蒸殺して使う。皮を黒に染めたり、腹、腫痛などに効く。タンニン材として染色用、髪染め。		X112	諸蕃288

表3 「宋代南海交易品の説明」—『宋会要』職官四四市舶一(五十音順)

	品目	よみ	和名	学名	科名	説明	備考	本草綱目	諸蕃志など
141	五苓脂	ごれいし		Trogopteruxanthipes Milne-Edwards	ムササビ科	五霊脂か。飛鼠などを乾燥した糞便。止血。婦人病、腹痛。河北、山西、青海、雲南など。		中薬	本草
142	黒塌香	こくとうこう				乳香の一種。			
143	黒篤耨	こくとくじよく						IX223	
144	黒附子	こくふし				白附子を見よ。			
145	沙魚皮	さぎよひ	あをざめ	Isuropis glauca, Muller et Henle	あをざめ科	沙魚の鱗と皮は刀靶の飾りとする。	『国訳本草綱目』項目名は「鮫魚」	X608	
146	砂黄	さこう							
147	犀	さい	さい	Dicerorhinus sumatrensis lasiotis.	さい科	黄牛のような姿をしている。ただ角が一つ。角の紋は泡のようで、白紋が多く、黒紋は少ないので上質とする。中国では薬材として輸入される(『本草綱目』巻51)ほか、腰帯の銙つまり帯具として用いられた。解毒、解熱、風邪。		XII242	諸蕃309
148	犀蹄	さいてい				犀の蹄。			
149	犀蹄土	さいていど							
150	細辛	さいしん	うすばさいしん	Asarum Sieboldi, Miq.	うまのすずくさ科(馬兜鈴科)	根が細く、味が辛い。気管や瘡に効く。根を薬用に用いる。		IV357	
151	碎箋香	さいせんこう				箋香の碎いたものか。箋香とは沈香に次ぐ香のことである。品質は沈香に劣るが、それでも熟速香よりは優れている。			
152	釵藤	さとう				釵はかんざしの意			
153	山桂皮	さんけいひ							
154	山茱萸	さんしゆゆ	ミズキ科	Cornus officinalis Sieb, et Zucc	サンシュユ	赤い実を用いる。強壮剤として用いたり、風邪などに効く。胃腸、鎮痛。	⇒IX544欄外に注あり。中薬1931	IX533	
155	三抄香團	さんしょうこうだん							
156	三賴子	さんらいし	ショウガ科	Kaempferia galanga L.	バンウコンの根茎	山奈のこと。広東、広西に産す。口臭をけす、歯痛、消化不良	中薬1983		
157	杉板狭小枋	さんばんきょうしょうぼう				幅の狭い杉の板のことか。			
158	珊瑚	さんご	さんご・珊瑚	Coral		アラブ、インド、南海諸国に産す。海底に生じ、枝上のもので、紅、白ものが多い。装飾品。		III261	
159	暫香	ざんこう				熟速香の次を暫香という。ただし[膏油が凝結し、木が朽ちて]自然に出たものを熟速香、そして木質部分が半分ほど残ったものを暫香とよび、生速香・熟速香の半價である。			諸蕃275
160	斬剉香	ざんごこう							
161	史君子	しくんし			シクンシ科	蔓性大木。シクンシ、シクンシの果実。熱帯アジア。回虫駆除。	『国訳本草綱目』中の「使君子」と同一 ⇒VI178参照。		
162	師子綬	ししすい							
163	枝子	しし	クチナシ	Gardenia jasminoides Ellis	アカネ科	梔子、山梔子、黄色の染料、薬用。浙江、広東、広西などに産す。アラビア産	中薬2163		
164	枝實	しじつ				クチナシの果実か。			
165	枝條蘇木	しじょうそぼく	すはう	Caesalpinia Sappan, L	まめ科(豇科)	蘇木を見よ。		IX427	
166	枝白膠香	しはくこうこう							
167	指環腦	しかんのう				龍腦の一種か。			

表3 「宋代南海交易品の説明」—『宋会要』職官四四市舶一(五十音順)

	品目	よみ	和名	学名	科名	説明	備考	本草綱目	諸蕃志など
168	雌黄	しおう	しわう・雌黄(三硫化砒素)	Orpiment (As ₂ S ₃)	—	硫黄と砒素との混合して出来た黄土。黄色結晶体。黄色の顔料、又は絵画。毒があり、虫を殺す。薬用として冷症、肺病に効く。		III 365	
169	紫礦	しこう				赤色染料、lac. 蟻に似た小虫が樹木上につくる殻より製す。ラックカイガラムシ。紫膠虫の分泌物から採取する染料である。ゴムや菩提樹などにつきやすく雌の卵巣にカルミン酸を含み紅色の染料がつくられ、インドのラックダイ・メキシコ特産のコチニールはサボテンに寄生するコチニール・カイガラムシ(臙脂虫)からとる。紫梗、紫鉚ともいう。			諸蕃 131
170	紫藤香	しとうこう	らかぼく(新称)	Acronychia laurifolia, Bl.	へんるうだ科(芸香科)	降真香のこと。鷄骨香ともいう。(沈香と同じ。)星辰をまつるには、この香を第一とする。効力有りという。東南アジア、ベトナム、中国南部産。	『国訳本草綱目』項目「降真香」No.137にあり。	IX 175	
171	次下色餅香	じかしよくへいこう				乳香を見よ。	「餅香」については、『国訳本草綱目』IV570		
172	次下蘇木	じかそぼく	すはう	Caesalpinia Sappan, L.	まめ科(荳科)	蘇木を見よ。		IX 427	
173	次黄熟香	じこうじゅくこう				黄熟香を見よ。			
174	次箋香	じせんこう				箋香を見よ。			
175	蒔蘿	じら	いのんど	Anethum graveolens, L.	繖形科	東南アジア、アラビア産。実は辛香。食味を滋くす。「本草綱目」卷二六(アラビア産の植物、薬用)・華澄茄・胡椒と同種。		VII 473	
176	斫削揀選低下水濕黒塌香	しゃくさくかんせんていかすいしつこくとうこう				乳香を見よ。			
177	麝香	じゃこう	じやかうじか	Moschus moschiferus, Linne.	しか科	チベット、四川省などに住む麝。芳香、薬用。牡の生殖腺、分泌物。ムスク	同種として麝臍	VII 328	
178	麝檀木	じゃだんぼく				麝香の香りのする木。占城、カンボジアに産出			諸蕃 283
179	朱砂	しゅさ	辰砂(硫化水銀)	Cinnabar	—	水銀。辰砂、丹砂ともいわれ、水銀と硫黄の化合物。深紅色をなし顔料、薬剤に供す。		III 295	諸蕃 101
180	修割香	しゅうかつこう				修割香と修截香と同じか。			
181	修截香	しゅうせつこう							
182	縮砂	しゅくさ	しゅくしゃ	Amomum Xanthoides wall.	しょうが科	東南アジア、大食に分布、広東、広西にも野生。実が根の下にあり、仁が殻内にある。辛い。他の香薬と混ぜて薬用とする。疲労回復、腎臓、胃に効く。	『国訳本草綱目』中に、「縮砂酒」VII 297、「縮砂蜜」IV 488の		
183	熟速香	じゅくそくこう				樹が自然に仆れ、木質部分が腐蝕して残ったものを熟速香という。生速香の気味は持続性があるが、熟速香のほうは焦(うつろ)しやすいので、生速香が上質とされ、熟速香がこれに次ぐのである。			諸蕃 275
184	熟纏末	じゅくてんまつ				乳香の一種か。香木の一種か。			
185	熟腦	じゅくのう				龍腦を見よ。			
186	小蘇木	しょうそぼく	すはう	Caesalpinia	まめ科(荳科)	蘇木を見よ。		IX 427	
187	小布	しょうふ							
188	小片水盤頭	しょうへんすいばんとう							
189	召亭枝	しょうていし							
190	松花小螺殼	しょうかしょうらかく				松花は別名松黄。これに似た貝殻か。薬用。			

表3 「宋代南海交易品の説明」—『宋会要』職官四四市舶—(五十音順)

	品目	よみ	和名	学名	科名	説明	備考	本草綱目	諸蕃志など
191	松香	しょうこう	しなまつ	Pinus sinensis, Benth.	まつ科 (松科)	松脂。松の幹から分泌した樹脂。千年の松脂は琥珀となる。伏苓となる。硬膏、蠟膏の原料、薬用。	『国訳本草綱目』項目名「松」	IX101	
192	松子	しょうし	ちようせんごよう	Pinus Koraie	マツ科	松の実。海松子、薬用	中薬390		諸蕃241
193	松搭子	しょうとうし							
194	稍靱	しょうそう							
195	上黄熟香	じょうこうじゆくこう				黄熟香を見よ。			
196	上色袋香	じょうしよくたいこう				乳香を見よ。			
197	上色餅乳香	じょうしよくへいにゆうこう				乳香を見よ。			
198	上箋香	じょうせんこう				箋香を見よ。沈香に次ぐ			
199	上中次箋香	じょうちゆうじせんこう				箋香を見よ。			
200	上等生香	じょうとうせいこう				生香を見よ。			
201	上等薬犀	じょうとうやくさい				薬犀を見よ。			
202	上等螺犀	じょうとうらさい				螺犀を見よ。			
203	上等鹿皮	じょうとうろくひ				鹿の皮。			
204	鍾乳石	しょうにゆうせき	石鍾乳・鍾乳石	Stalactite		石灰岩。薬用。	No.242「石鍾乳」の和名が「鍾乳石」。	III 425	
205	樟腦	しょうのう			樟科	camphor。楠より採取するケトン化合物で、普通カンフルと呼ばれるものである。樟腦か。	『国訳本草綱目』の「樟腦」		諸蕃57
206	韶腦	しょうのう	くすのき	Cinnamomum Camphora, Nees et Eberm.	くすのき科 (樟科)	樟腦に同じ。樟腦を見よ。	『国訳本草綱目』「樟腦」	IX233	
207	薔薇水	しょうびすい				薔薇水は大食國の薔薇花の露である。ペルシア語 gulab すなわちバラ花を水にひたし溶出した油 skim を採取したもの。	『国訳本草綱目』各種薬露「薔薇露」	?	諸蕃270
208	菖蒲	しょうぶ	せきしやう	Acorus gramineus, Soland.	てんなんしやう科 (天南星科)	池沢に生じ、高くなる。薬用、腫痛、眼、血液の病。		VI462	
209	菴蓉	しょうよう		Cistanche deserticola	ハマウツボ科	内モンゴ・新疆産の植物で栄養剤多年生寄生草木。腎、腸、不妊など。	中薬4109		
210	常山	じょうざん	じやうざんあぢさゐ (新称)	Dicroa febrifuga, Lour.	ゆきのした科 (虎耳草科)	根、葉を薬用。発熱、痰。		V 566	
211	榛子	しんし	はしばみ	Corylus heterophylla, Fisch.	かばのき科 (樺木科)	東部シベリア、朝鮮、蒙古、中国北部に分布。薬用、腸、胃。	『国訳本草綱目』項目名は「榛」	VIII423	
212	真珠	しんじゆ	しんじゆ	Pearls		コロマンデル海岸、オマーン、キシユ、スマトラ、カリマンタンなどで産出。「珠球」は真珠の首飾り。		XI79	諸蕃304
213	秦皮	しんひ	しなとねりこ (新称)	Fraxinus sp.	もくせい科 (木犀科)	もと秦地は陝西省、甘肅省に産したのでこの名がある。石檀、栲皮、ともいう。眼に効く		IX343	

表3 「宋代南海交易品の説明」—『宋会要』職官四四市舶—(五十音順)

	品目	よみ	和名	学名	科名	説明	備考	本草綱目	諸蕃志など
214	水銀	すいぎん	みづかね・すゐぎん	Mercury		水の様で銀に似ていることからこの名がある。丹砂を焼くと水銀が採れる。赤色の顔料(硫化水銀)。毒性が強いが、薬用にも用いる。		Ⅲ316	
215	水濕黒場香	すいしつこくとうこう				乳香を見よ。			
216	水藤坯子	すいとうはしし				水藤は山甘草の異名。根を薬用とする。			
217	水藤篋	すいとうべつ		Mussaenda p	アカネ科	山甘草の異名、蔓性小低木、解毒、打撲傷	中薬1874		
218	水盤頭幽香	すいばんとうゆうこう				大きい香。水盤とは、彫刻ができるくらい大きい香木のこと。			
219	随風子	ずいふうし				訶子の異名	中薬267		
220	蕤仁	ずいじん				蕤の草木あり。その実は薬用。眼に効く。			
221	生薑	しょうきょう	しやうが	Zingiber officinale, L.	しやうが科(薑科)	乾薑と同種。乾燥してない薑。ひねしょうが。食用。万能薬。	『国訳本草綱目』「しょうきょう」	VII426	
222	生香	せいこう				生香は〔主に〕占城と眞臘に産出するが、海南のいたるところに分布している。その値段は烏里香よりも安い。まだ古木となっていない香樹を伐り倒し、木質部分に香ができていたばあい、これを生香とよび、皮質の三分に結香したものが暫香、五分が速香、七・八分が箋香、十分がすなわち沉香である。			諸蕃277
223	生香片	せいこうへん				生香のかげら。			
224	生熟(熟)香	せいじゆくこう							
225	生速香	せいそくこう				香樹を伐採し、木質部分を除去して採取したものを生速香という。生速香の気味は持続性があるが、熟速香のほうは焦(うつろ)しやすいので、生速香が上質とされ、熟速香がこれに次ぐのである。			諸蕃275
226	生苧布	せいちよふ							
227	生羊梗	せいようきょう				梗はやまにれ。梗			
228	青花蕃布	せいかばんぷ							
229	青橘皮	せいきつひ					『国訳本草綱目』項目名「橘」		
230	青桂香	せいけいこう				沈香の一種で、小枝や樹脂がついていないもの。			
231	青桂頭	せいけいとう				青桂香を見よ。			
232	青桂頭香	せいけいとうこう				青桂香を見よ。			
233	青基盤布紬	せいごばんふちゆう							
234	青苧布	せいちよふ							
235	青椿香	せいちんこう							
236	青蕃基盤小布	せいばんごばんしょう							
237	青木香	せいぼくこう	もくかう	Inula racemosa, Hook. f. l.	きく科(菊科)		『国訳本草綱目』項目名は「木香」	IV451	
238	石花菜	せきかさい	てんぐさ、ところてんぐさ	Gelidium Amansii, Lamx.	てんぐさ科	南海の沙石に生ず。珊瑚のようで、紅、白の二色あり。食用。		VIII166	
239	石決明	せきけつめい	あはび	Haliotis gigantea, Gmelin	あはび(石決明)科	あわび abalone。鮑(魚)、鮑(魚)、鮑などと書かれる。決明とは、千里の光の意。食用。眼の障害に効く。		XI85	諸蕃241

表3 「宋代南海交易品の説明」—『宋会要』職官四四市舶一(五十音順)

	品目	よみ	和名	学名	科名	説明	備考	本草綱目	諸蕃志など
240	石斛	せきこく	せつこく	Dendrobium monile, K	らん科(蘭科)	山中の岩石、枯樹の上に生ず。葉は竹、花は紫蘭に似ている。		VI523	中薬306
241	石脂	せきし				石の一種で薬に用いる。赤色・黒色あり。			
242	石鍾乳	せきしょうにゅう	石鍾乳・鍾乳石	Stalactite		鍾乳石と同種。		III 425	
243	石碌	せきろく				緑青の異名。クジャク石Malachite。痰、下痢。中薬5551。緑色の天然食塩、干した湖の底に			
244	赤魚鱧	せきぎよひょう							
245	赤倉腦	せきそうのう							
246	赤蒼腦	せきそうのう				龍腦の一種。			
247	川芎	せんきゆう	せんきゆう	Chidium officinale, Makino	繖形科(繖形科)	せんきゆう。和名おんなかずら。姫葛草。Cnidium officinale Makino。中國原産のセリ科多年草。莖は30~60センチメートルになる。根莖を70℃程度の湯に15分ほどひたし乾燥させたものを川芎として生薬に用いる。強壯、鎮痛作用がある。	『国訳本草綱目』「芎藭」	IV 405	諸蕃101
248	川椒	せんしょう	さんせう	Zanthoxylum piperitum, DC.	へんるうだ科(芸香科)	蜀椒ともいう。木、皮、実ともに辛味。調理用。	『国訳本草綱目』「蜀椒」	VIII 531	
249	占城速香	せんじょうそくこう				速香は占城、カンボジア。木は生速香、腐食したものを熟速香。生速香の方が上質・/。			諸蕃274
250	洗銀珠	せんぎんしゅ							
251	煎香	せんこう				不詳。沈香の一種に賤香ないし棧香がある。			
252	鐵熨斗	せんうつと							
253	粗香	そこう							
254	粗黒小布	そくしょうふ							
255	粗絲蠶頭	そしけんとう							
256	粗熟香	そじゅくこう				黄熟香の粗なるもの。			
257	粗熟香頭	そじゅくこうとう							
258	粗小布	そしょうふ							
259	粗生香	そせいこう				生香を見よ。			
260	粗鐵	そてつ							
261	蘇木	そぼく	すはう	Caesalpinia Sappan, L.	まめ科	赤色の染料、すおう蘇芳、蘇枋、蘇方、朱芳、蘇枋木とも書く。東南アジアに産す。幹を煎じて、赤、紫の染料とする。また漢方薬としては赤痢、腸炎の特効薬となった。俗に窟木とよんでいる。		IX 427	諸蕃290
262	蘇木脚	そぼくきゃく							
263	蘇合油	そごうゆ				「蘇合香油」蘇合香油は大食国に産出する。その気味(におい)は篤耨香に類似している。濃度が高く滓(かす)が無いのが上質。外国人は蘇合香油を身体に塗るが、閩(福建)では大風に患った人々も、これに倣って身体に塗る。(龍涎)軟香と混ぜ合わせるとか、医薬品に使用できる。英訳はstraxs油。「番油」大(楓)子油があり、椰子の実に似たHydnocarpus anthelmintica Pierreの油。ハンセン病の特効薬として用いられた。			諸蕃265
264	草菓	そうか				別名草果。荳蔻と同じ。		IV 479	

表3 「宋代南海交易品の説明」—『宋会要』職官四四市舶一(五十音順)

	品目	よみ	和名	学名	科名	説明	備考	本草綱目	諸蕃志など
265	草荳蔻	そうとうこう	さうづく	Aopinia globosa, Horan.	しょうが科	荳蔻の一種、香辛料		IV479	
266	相思子	そうしし	たうあづき	Abrus precatorius, L.	まめ科(荳科)	南海地方に産す。実は赤く小さい。この実を首飾りなどにする。頭痛、腹痛に効く。紅豆No.119を見よ。			
267	蒼朮	そうじゅつ	おけら	Atractylis ovata, Thunb	きく科	根を薬用。水腫、風邪、胃腸に効く。白朮、赤朮は同種。		IV142	
268	象牙	ぞうげ				象牙は大食諸國および眞臘と占城兩國に産出するが、大食産のものが上物で眞臘と占城産は質が劣る。大きなものは五十斤から百斤ほどの重さがあり、その牙はすりと長く眞白い色をしている。紋様がきめ細かいのが大食産のものである。眞臘、占城産のものは株が小さく紅い色をしており、重さは十數斤より二・三十斤ほどにすぎない。			諸蕃308
269	帶梗丁香	たいぎょうていこう				帶根丁香か。根のついた丁香か。			
270	帶枝檀香	たいしだんこう							
271	大價香	だいかこう							
272	大食苜蓿梅	だいしよくきゅうろんばい							
273	大蘇木	だいそぼく				蘇木を見よ。			
274	大布	だいふ							
275	大風子	だいふうし	たいふうしかつたいぐすり	Hydono carpus anthelmintica,	ベにのき科(紅木科)	果実の名。大風とは癩病のこと。南海諸國方面に産す。大風疾(ライ病)を治すことから、この名がある。大樹で椰子の様で、數十個の種があり、其の中に黄色の油(大風油)がある。薬用。		IX460	諸蕃37
276	大風油	だいふうゆ				大風子を見よ。			
277	大腹(子)	だいふく				檳榔の一種。採取した檳榔の大きくて平たいもの。			諸蕃285
278	大腹子肉	だいふくしにく							
279	大片香	だいへんこう							
280	大片水盤香	だいへんすいばんこう				大きな香木。水盤とは彫刻が出来るくらい大きな香木の片のことをいう。ただし、そのままでは香が無く、焚くと香がある。			
281	璫(玳)瑁	たいまい	たいまい	Eretmochelys squamosa(girard.)	うみがめ科	南方海洋産の大亀の甲羅であり、服飾や薬に用いる。璫瑁の甲羅。璫瑁は龜鼈(あおうみがめ)に似た形をしている。甲羅は十三片、黒と白の斑紋がまだらにくみあわさり、その甲羅のすそのふちは缺けて鋸のようにぎざぎざである。玳瑁とも書き、ウミガメ科の海生 Eretmochelys imbricata の甲羅。ベッコウ龜。太平洋、インド洋、大西洋の暖海地域に棲む。		XI20	諸蕃316
282	澤瀉	たくしゃ	さじおもだか	Alisma Plantago	おもだか科(澤瀉科)	水草。葉、実は薬用。利尿、婦人病に効く。		VI443	
283	短小零板杉枋	たんしょうれいばんさんぼう							
284	短板肩	たんばんけん							
285	斷白香	だんはくこう							

表3 「宋代南海交易品の説明」—『宋会要』職官四四市舶一(五十音順)

品目	よみ	和名	学名	科名	説明	備考	本草綱目	諸蕃志など
286	檀香	だんこう	びやくだん	Santalum album, L.	びやくだん科(檀香科)	sandalwoodの樹心、樹根から製し、白檀、紫檀、黄檀等がある。南海各地域に産する香料で、紫檀、黄檀、白檀の別がある。黄色のものを黄檀、紫色が紫檀、軽くて脆いものを沙檀とよぶ。香樹の古木は皮が薄く檀香がつまっている。これが上物なのである。次が七分香のもの、それより品質の悪いものを點星香とよぶ。		IX 172 諸蕃 278
287	檀香皮	だんこうひ						
288	中黄熟香	ちゆうこうじゆくこう				黄熟香を見よ。		
289	中熟速香	ちゆうじゆくそくこう				熟速香を見よ。		
290	中色袋香	ちゆうしよくたいこう				乳香を見よ。		
291	中色餅香	ちゆうしよくへいこう				乳香を見よ。		
292	中水盤香	ちゆうすいばんこう				水盤香を見よ。		
293	中生香	ちゆうせいこう				生香を見よ。		
294	中箋香	ちゆうせんこう				箋香を見よ。		
295	中等薬犀	ちゆうとうやくさい				薬犀を見よ。		
296	中等螺犀	ちゆうとうらさい				螺犀を見よ。		
297	紬丁	ちゆうてい						
298	苧麻	ちよま	からむし、まお	Bœhmeria nivea,	いらくさ科	麻糸のこと。皮を剥ぎ、糸にして布にする。薬用。解毒。婦人病に効く。	V 133	
299	長小零板板頭	ちようしょうれいばんばんとう						
300	長木	ちようぼく						
301	長倭條	ちようわじょう						
302	潮腦	ちようのう				樟腦を見よ。		
303	沉香	ちんこう			じんちようげ科	gharuwood.伽羅、沈丁花科の香木の樹脂から製する。中国南部から東南アジアに産し、数種がある。眞臘國のものが最上、占城産がこれにつき、三佛齊や閩婆などのものが最も質が落ちる。堅くて黒いものが上質、次が黄色いものである。結晶となった沉香をナイフできれいに採り出したものを生結沉、自然に朽ちて脱落したものを熟沉、下岸(大食、三佛齊など)諸國に産出したものを蕃沉という。わが國でも伽羅などと呼ばれ寺院その他で広く使用されている。喘息、嘔気、腹痛、冷え、鎮静、疲労回復に効果があるという。沉香に属するものは以下の棧香、速暫香、黄熟香、生香の五品である。ちなみにサンスクリット agaru (マレー語 agharu, agilao)は水に浮かばない意味。		諸蕃 272
304	枕頭土	ちんとうど				香料の名。沉香の一種。		
305	椿香頭	ちんこうとう			センダン科	『中薬』3717、椿白皮、異名香椿皮、香椿、とあり、これか？。		

表3 「宋代南海交易品の説明」—『宋会要』職官四四市舶一(五十音順)

品目	よみ	和名	学名	科名	説明	備考	本草綱目	諸蕃志など
306	丁香	ていこう			cloveの花蕾や実から製する。丁香は大食や閩婆諸國に産出する。その形状が丁の字に似ているところからこの名がある。口臭をけす作用があり、郎官は奏事のとき咀んで行う。丁香の大きなものを丁香母とよぶが、丁香母とはすなわち鷄舌香のことである。丁香はクローブ clove. <i>Eugenia caryophyllata</i> Thunb つまりフトモモ科の常緑高木の花蕾や實などを乾燥させて作る。鷄舌香と同種。ベトナム、広州でとれる。小さい実を丁香、大きい実を母丁香という。香辛料、薬用。			諸蕃279
307	丁香皮	ていこうひ			丁香の皮、薬用。			
308	丁香皮殻	ていこうひかく						
309	泥黄	でいこう			雄黄、雌黄か。			
310	鐵脚珠	てつきやくしゆ						
311	天竺黄	てんじくこう	たけみそ	Tabasheer	インドに産す。竹の茎(竹桿)の節の中に塊状物質があり、それを取りだしたもの。解熱。小児の薬。	項目には竹黄とある。	IX713	
312	天南星	てんなんせい	まひづるんなんてんしやう	<i>Arisaema heterophyllum</i> . BL.	てんなんしやう科(天南星科)	葉と根を用いる。風邪、中風。根は蒟蒻、半夏に似ている。	VI30	
313	纏香皮	てんこうひ						
314	纏丁香	てんていこう						
315	纏末	てんまつ			乳香の一種か。			
316	土牛膝	どぎゅうしつ	ヒナタイコノズチ		ヒユ科	ヒマラヤ、四川、福建、東南アジア。根を利用、牛のように力があるの意。	V258	
317	土檀香	どだんこう						
318	土鍋	どなべ						
319	荳蔻	とうこう						
320	荳蔻花	とうこうか			肉荳蔻 mace.			
321	荳根	とうこん						
322	塌香	とうこう			乳香の一種。			
323	糖霜	とうそう						
324	藤黄	とうこう	しわう	<i>Garcinia Morella</i> , Lesv.	おとぎりさう科(金絲桃科)	東南アジア産。樹皮は茶褐色、樹脂は黄赤色で黄色の絵の具とす。緩下剤。	VI435	
325	銅器	どうき						
326	篤芹子	とくきんし						
327	南蕃蘇木	なんばんそぼく			蘇木を見よ。			
328	二香	にこう						
329	肉桂	にくけい			桂を見よ。			
330	肉荳蔻	にくとうこう	にくづくしづく	<i>Myristica fragrans</i> , Houtt.	にくづく科(肉豆蔻科)	肉豆蔻の樹は、高さは十丈にも達する。枝や幹、條枚(こえだ)は鬱蒼として、四・五十人を蔽うほどの廣さにおい繁る。春の終り頃に花が咲き、それを摘んで天日で乾す。これが荳蔻花という。肉豆蔻の實は櫃子のように、その殻をむいて肉をとる。灰で藏(つけ)こむと長期間の保存が可能である。肉豆蔻の成分は身體を温める効能がある。	IV507	

表3 「宋代南海交易品の説明」—『宋会要』職官四四市舶一(五十音順)

品目	よみ	和名	学名	科名	説明	備考	本草綱目	諸蕃志など	
331	乳香	にゅうこう	くんりくかう にうかう	Pistacia Khinjuk, Stocks. Pistacia Lentiscu s, L.	うるし科 (漆樹 科)	橄欖科の香木で樹脂を香料とし、又、薬用にも供する。おもにアラビア半島、インドで産する樹脂系の香料で、東西世界で珍重された。乳香には十三等の品目がある。最上の「揀香(かんこう)」から最下の「纏末(てんまつ)」に至る十三等の品目と特質を以下に挙げる。第一等 揀香 円くて指の頭ほどの大きさをしており、一般には滴乳と呼ばれている。第二等 餅乳(へいにゅう) 品質は揀香の二級品。第三～五等 餅(へい)香(こう) 採取する時、鄭重にあつかい餅の中に容れておくところから、この名がある。上・中・下の三等に区別される。第六～八等 袋香(たいこう) 採取する時、袋の中に容れておくところから、この名がある。餅香と同様に三つの等級がある。第九等 乳榻(にゅうとう) 香に砂や石が入り雑ったもの。第一〇等 黒榻(こくとう) 香色が黒っぽいもの。第一一等 水湿黒榻(すいしつこくとう) 船で運送中、香が水に漬かってしまい、香気が変わり色がおちたもの。第一二等 斫削(しやくさく) 第一等から第一一等までの品が雑りあい、砕けたもの。第一三等 纏末 箕(み)であおりあげて塵のようになったものを纏末という。		IX 197	諸蕃 256
332	人參	にんじん	にんじん、 おたねに んじん、て うせんひん じん	Panax Schinse ng, NEES. 又Panax Ginsen g. C.A.mey.	うごぎ科 (五加 科)	高麗人參。		IV 30	諸蕃 241
333	腦子	のうし			腦子は渤泥國に産出する。腦子は縫(みぞ)の中に出てくる。これを割って採取するのである。テップ状になっているものを梅花腦というのは、形が梅花に似ているからである。次に棒状になったものを金脚腦という。砕けたものを米腦といい、砕けて木屑とまざりあつたものを蒼腦という。腦子をすっきり採取したあとの杉片を腦札といい、これを砕いて鋸屑とまぜあわせ、瓷器の中に入れて瓷器のふたをし、容器とふたの縫(みぞ)を固くふさぎ、熱灰でむしやきにする。蒸發した腦気が鋸屑に結ばれて塊になるが、これを聚腦といい、婦人の花環などを作る材料になる。又一種の油のようなものがあり、これを腦油という。腦油の香気は強烈であり香合油に浸(ま)せたほうがよい。Dryobalanops aromatica。フタバガキ科の常緑高木より採取する香で、香気は樟腦に似ている。龍腦を見上				諸蕃 253
334	腦泥	のうでい			龍腦の一種。				
335	把麻	はま							
336	破故紙	はこし	おらんだび ゆ	Psoralea corylifoli a, L.	まめ科 (荳科)	補骨脂とも婆固脂ともいい、舶来の葉草。		IV 511	
337	梅花腦	ばいかのう			テップ状になっているものを梅花腦というのは、形が梅花に似ているからである。龍腦の高級品。			諸蕃 253	
338	白眼香	はくがんこう							
339	白牛角	はくぎゅうかく			白牛の角。				
340	白細布	はくさいふ							
341	白錫	はくしゃく							
342	白熟布	はくじゅくふ							
343	白朮	はくじゅつ	オオパナ オケラ		キク科	根を使用。安徽、浙江に産す。脾臓、胃、下痢に使われる。			中薬 453!

表3 「宋代南海交易品の説明」—『宋会要』職官四四市舶—(五十音順)

	品目	よみ	和名	学名	科名	説明	備考	本草綱目	諸蕃志など
344	白蒼腦	はくそうのう				龍腦の一種。			
345	白苧布	はくちよふ							
346	白藤	はくとう				白花藤。沙藤ともいう。「六尺白藤牀」とは、これで織った胡牀を指すものであろう。			諸蕃82
347	白荳蔻	はくとうこう				樹は絲瓜、實は葡萄のようであり、山谷に蔓延している。春に花が咲き夏に實がなる。カンボジア、ビルマ、ジャワなどに産する。中でもカンボジアが最も多い。			諸蕃295
348	白藤棒	はくとうぼう							
349	白腦香	はくのうこう							
350	白蕪黃	はくぶい	にがにれ		楡科	高麗に生ず、朝鮮楡ともいう。実を蕪。黃			
351	白附子	はくふし	はくぶし	Aconitum koreanum, R. Raym. ?	うまのあしがた科(毛茛科)。	Aconitum carmichaeli Debx 一般に烏兜のこと。中國原産のキンポウゲ科多年草。主として根にアコニチン aconitine などのアルカロイドを含み猛毒であるが、塊根を薬用として用い、強心利尿ほか多くの効能がある。母根を烏頭、子根を附子といい、また直接乾燥したものを烏根、加工を施したのを附子ともいう。東海、新羅國、遼東に産する。			諸蕃241
352	白木	はくぼく				藤田、続編は白を勺とする。『中薬』では白木香は沈香とする。	項目名は芍薬。和名はしやくやく。学名はPaeonia albiflora, Pall. 科名はうまのあしがた科(毛茛)	IV435	
353	白芷	びやくし	はなうど	Heracleum lanatum,	繖形科	『本草綱目』卷14白芷に芳草、澤芬、苻藿、葉名芎などの異名がある。根を生薬に用いる。婦人病、頭痛に効く。		IV425	
354	白檀木	びやくだんぼく	びやくだん	Santalum album, L.	びやくだん科(檀香科)	東南アジア産。芯材は香気があり、焚香の他に仏像、器具などを作る材料とする。			
355	拍還腦	はくかんのう							
356	舶上茴香	はくじょうういきょう				茴香を見よ。			
357	舶上蘇木	はくじょうそぼく				蘇木を見よ。			
358	薄板	はくばん							
359	半夏	はんか	はんげ、からすびしゃく	Pinellia ternata, Breit.	てんなんしやう科(天南星科)	三枚の葉で、花は白。根を用いる。痰を切る。		VI48	
360	板掘	ばんくつ							
361	蕃顯布	ばんけんぷ							
362	蕃小花狹簞	ばんしょうかきょうて				小さな齒の模様のしきもの			
363	蕃青班布	ばんせいはんぷ							
364	蕃蘇木	ばんそぼく				蘇木を見よ。			
365	蕃糖	ばんとう				砂糖			
366	蕃頭布	ばんとうふ				布			
367	翡翠	ひすい				カワセミ(鳥)の羽、赤、青、緑、装飾、緑の堅い宝石			

表3 「宋代南海交易品の説明」—『宋会要』職官四四市舶一(五十音順)

	品目	よみ	和名	学名	科名	説明	備考	本草綱目	諸蕃志など
368	皮單	ひたん				敷物			
369	皮篤耨香	ひとくどうこう				篤耨香を見よ。			
370	華澄茄	ひつちようか	ひつちようか	Piper Cubeba, L. fil.	こせう科(胡椒科)	胡椒の一種。樹は藤のように蔓が延び、春に花が咲き夏に実がなる。牽牛子(あさがお)に似て、花は白く実は黒い。天日で乾かし袋詰めにし、閩婆の蘇吉丹に出荷する。		VIII554	
371	華撥	ひつはつ	ひはつ	Piper longum, L.	こせう科(胡椒科)	香辛料、薬草、ペルシア方面に産す。実は紫褐色。蔓生。胡椒、蒟醬と同じ。		IV498	
372	苗没薬	びようぼつやく							
373	寶鐵	ひんでつ				鑛鐵。鋼鉄。			
374	檳榔	びんろう	びんらうじ	Areca Catechu, L.	しゆる科(櫻櫚科)	檳榔樹の果実と種子。種子は、東南アジア・華南では清涼剤として嘔む。泉、広州ではこれで数万緡の年入をあげる。		VIII477	
375	檳榔舊香連皮	びんろうきゅうこうれんぴ							
376	檳榔肉	びんろうにく							
377	斧口香	ふこうこう							
378	茯苓	ふくしん			サルノコシカケ科	茯苓を見よ。マツ属植物の根に寄生。?ペにマツの根が通ったとも言い、貴重がられる。			
379	茯苓	ぶくりよう	さるのこしかけ	Pachyma Hoelen, Rumph.		サルノコシカケ科の菌。松の根に寄生し、乾燥すると白くなる。水腫、淋疾に効く。利尿剤。		IX655	
380	米腦	べいのう				樟腦の一種。碎けたものを米腦という。			
381	鼈皮	へきひ				亀の一種(cheloniamydas)の甲羅。			
382	鼈甲	べっこう		Eretmoc helys squamosa(girard.)	ウミガメ	玳瑁、甲羅、甲は13片、装飾用、解毒在			
383	鱉甲篤耨香	べっこうとくどうこう				鱉甲(スッポン)の甲の形をした篤耨香。篤耨香とはカンボジアに産する漆科の樹脂で香料。黒白二種がある。			
384	襪面布	べつめんふ				足袋の布か。			
385	片香	へんこう							
386	片水藤皮	へんすいとうひ							
387	片藤	へんとう							
388	片螺頭	へんらとう							
389	菩薩香	ぼさつこう							
390	菩提子	ぼだいし	むくろじ			無患子、木患子、油珠子という。念珠、器をつくる。		IX373	
391	蓬莪朮	ほうがじゅつ	ほうがじゅつ、又がじゅつ	Kaempferia pandulata	しやうが科(薑科)	蓬莪朮 根を使用。インド、マレイシア、広南に産す。生姜のようで、解毒、消化。		IV529	
392	鵬沙(砂)	ほうさ				硼砂、蓬砂、医薬や冶金にもちいる。硼酸塩で塩湖などの蒸発した乾燥地帯に産出。洗剤、薬物。チベット、ペルシア。			諸蕃101
393	茅朮	ほうじゅつ							

表3 「宋代南海交易品の説明」—『宋会要』職官四四市舶—(五十音順)

	品目	よみ	和名	学名	科名	説明	備考	本草綱目	諸蕃志など
394	冒頭香	ぼうとうこう							
395	防風	ぼうふう	ぼうふう	Siler divaricatum, Benth.	繖形科	葉草		IV285	
396	没石子	もつせきし	もつしよくし (原植物未詳)	未詳	未詳	無食子、墨石子、麻茶澤ともいう。ペルシア、アラビアに産す。果実は一年おきに採れる。タンニン酸の原料となり、染色、インク、髪染、薬用に用いられる。沙没律、蒲蘆ともいう。	『国訳本草綱目』項目名「無食子」	IX377	諸蕃288
397	没薬	もつやく	もつやく	Commiphora Myrrha, Engl.	かんらん科(橄欖科)	アラビア半島に産する。樹脂。薬用。ミイラを作る時の防腐剤。ミイラの語源。		IX206	諸蕃397
398	母扶律膏	ぼふりつこう				龍腦の一種か。			
399	末殊砂	まつしゆさ							
400	蔓荊子	まんけいし	はまごう	Vitex rotundifolia, L.f.	くまつづら科(馬鞭草科)	苗が蔓生だから、その名がある。解熱、強壯の他に浴場料にして使用。		IX611	
401	密木	みつぼく				密香樹、密木、密香は沈香を指す。			
402	瑪瑙	めのう	めなう	Agete		岩石の隙間に化成する宝石。		III264	
403	毛施布	もうしふ				毛織物か。			
404	毛縹布	もうぜつふ				毛織物か。			
405	木香	もくこう	もくかう	Inula racemosa, Hook. Fil.	きく科(菊科)	アラビアに産する。樹の根を採って、天日で乾かす。健胃、嘔吐、下痢に効く。蜜香ともいう。		IV451	諸蕃294
406	木扎腦	もくさつのう				龍腦の一種。			
407	木柱	もくちゅう							
408	木跳子	もくちょうし							
409	木蕃	もくばん							
410	木鼈子	もくべつし	もくべつし	Momordica cochinchinensis	うり科(葫蘆科)	南海地方に産し、実を採る。毒あり、薬用。腫毒を消す。腫痛に効く。		VI181	
411	木蘭茸	もくらんじょう	もくれん	Magnolia liliflora,	もくれん科(木蘭科)		和名などは木蘭による。	IX143	
412	木蘭皮	もくらんひ	もくれん	Magnolia liliflora, descr.	もくれん科(木蘭科)	香が蘭、花が蓮のようで、木の芯が黄色なので黄心ともいう。樹皮を薬用とする。	和名などは木蘭による。	IX143	諸蕃87
413	木綿	もめん							
414	藥犀	やくさい				犀角は西番、南番、滇南、交州に産する。毒消しの効能がある。		XII242	
415	椰子長薄板合簞	やしちょうはくばんごうてん							
416	椰子心簞	やしんてん				ジャワに産出。椰子草は山に生えており、藤に似た形状をして一丈餘りの長さになる。紋縷はまっすぐでなめらかにのび、節目がなく、椰子草の名がある。現地の婦女は採取して絲のようにさき、織って簞をつくるが、紅や黒に染めあげた絲をまぜ織りにしたものを花簞という。ゴザ・ムシロ。			諸蕃293
417	榆甘子	ゆかんし							

表3 「宋代南海交易品の説明」—『宋会要』職官四四市舶一(五十音順)

	品目	よみ	和名	学名	科名	説明	備考	本草綱目	諸蕃志など
418	油腦	ゆのう				龍腦の一種。			
419	雄黄	ゆうこう	ゆうわう・ 鶏冠石(二 酸化砒素)	Realgar(As ₂ S ₂)		硫化砒素。黄色で顔料、火薬に用いる。殺虫剤。		III 349	
420	幽香	ゆうこう							
421	螺殼	らかく							
422	螺犀	らさい							
423	柳桂	りゅうけい							
424	龍骨草	りゅうこつ そう				『中薬』5476竜骨蓮?あり。			
425	龍涎香	りゅうせん こう				マッコウ鯨の腸内にできた結石性の分泌物。アフリカ、インド、スマトラ。高級、根が高い香物。			諸蕃315
426	龍腦	りゅうのう	りゅうなう かう	Dryobal anops aromatic a, Gaertn.	りゅうな うかう科 (龍腦香 科)	龍腦香のこと。熱帯アジア、西アジアに生息する大高木。樹根中の乾脂。膏は根下の清液。雲母の如く、色は氷雪。最高のもは梅花腦、一名氷片腦ともいう。精練したものを油腦という。その他、形、色によって命名し、全部で九等ある。熱腦、梅花腦、米腦、白蒼腦、油腦、赤倉腦、腦泥、鹿速腦、木札腦。		X 412	
427	菱牙簞	りょうがて ん							
428	琉璃	るり				大食諸國に産出する。焼煉の技法は中國と同じである。中國の製法は鉛硝・石膏をつかつて焼きあげるが、大食では南鵬砂をまぜるので光澤はあまりないけれども、寒暑にはとても強く水をためておいても壊れることはない。だから中國のものより珍重されるのである。	英譯名、 Coloured glass.	III 272	諸蕃302
429	瑠璃珠	るりしゆ				ガラス玉か。			
430	瑠璃水盤頭	るりすいば んとう				水盤は大きいものに使われる。ガラスの大きいものか。			
431	令團合雜木柱	れいだんご うざつぼく ちゆう							
432	冷餅	れいへい							
433	芎牙簞	れいがてん							
434	芎芎香	れいれいこ う							
435	棟香	れんこう				乳香の最上級のもの。			
436	連皮	れんぴ							
437	麝香	れんこう				麝は切り刻んだ、細かく切ったものの意。細かい香か。			
438	蘆會	ろかい	ろゑ又ろく わい	Aloe vulgaris, Lam.	ゆり科	蘆會、aloe、アフリカ、ペルシアに産す。アロエのこと。中國では王侯の遺體は、斂棺し蘆薈や龍腦の中に安置しておく風習があると語るのは注目される。	表記は盧 會。	IX 242	諸蕃300
439	鹿角	ろくかく				鹿の角、解熱			
440	鹿茸	ろくじょう	あしあじか (亞細亞 鹿)	Cervus elaphus, Linne.	しか科	梅花鹿、馬鹿の未だ骨化しない幼角(ふくろ角)を採ったもので、花鹿茸、馬鹿茸と称し、強壯薬として貢ばれている。その他、鹿類動物のふくろ角を鹿茸という。	鹿の項目に ある。和名 等は鹿のも の。鹿茸の 詳細は12冊	XII 286	
441	鹿速香	ろくそくこう				粗の速香の一種。沈香			
442	鹿速腦	ろくそくのう				龍腦の一種か。			
443	倭板	わばん				「材木」杉材や羅木が多く生えており、長さ十四・五丈、直径四尺あまりになる。土地の人は木をさき枋板にして、大きな艦でもって泉州に運搬し貿易する。『諸蕃志』			

表3 「宋代南海交易品の説明」—『宋会要』職官四四市舶—(五十音順)

	品目	よみ	和名	学名	科名	説 明	備考	本草綱目	諸蕃志など
444	倭枋板頭	わほうばんとう				日本の材木			
445	倭梨木	わりぼく				日本の材木			
446	窟木	わぼく				蘇木を俗に窟木という。			

表3 「宋代南海交易品の説明」—『宋会要』職官四四市舶—(五十音順)

表3 「宋代南海交易品の説明」—『宋会要』職官四四市舶—(五十音順)

表3 「宋代南海交易品の説明」—『宋会要』職官四四市舶—(五十音順)

表3 「宋代南海交易品の説明」—『宋会要』職官四四市舶—(五十音順)

表3 「宋代南海交易品の説明」—『宋会要』職官四四市舶—(五十音順)

表3 「宋代南海交易品の説明」—『宋会要』職官四四市舶—(五十音順)

表3 「宋代南海交易品の説明」—『宋会要』職官四四市舶—(五十音順)

表3 「宋代南海交易品の説明」—『宋会要』職官四四市舶—(五十音順)

表3 「宋代南海交易品の説明」—『宋会要』職官四四市舶—(五十音順)

表3 「宋代南海交易品の説明」—『宋会要』職官四四市舶—(五十音順)

表3 「宋代南海交易品の説明」—『宋会要』職官四四市舶—(五十音順)

6

—5

表3 「宋代南海交易品の説明」—『宋会要』職官四四市舶—(五十音順)

-9

-7

表3 「宋代南海交易品の説明」—『宋会要』職官四四市舶—(五十音順)

表3 「宋代南海交易品の説明」—『宋会要』職官四四市舶—(五十音順)

表3 「宋代南海交易品の説明」—『宋会要』職官四四市舶—(五十音順)

表3 「宋代南海交易品の説明」—『宋会要』職官四四市舶—(五十音順)

燕

表3 「宋代南海交易品の説明」—『宋会要』職官四四市舶—(五十音順)

表3 「宋代南海交易品の説明」—『宋会要』職官四四市舶—(五十音順)

表3 「宋代南海交易品の説明」—『宋会要』職官四四市舶—(五十音順)

表3 「宋代南海交易品の説明」—『宋会要』職官四四市舶—(五十音順)

第二章 宋代の泉州の貿易

第一節 『永楽大典』にみえる陳僞と泉州市舶司設置

はじめに

一、『永楽大典』所収の陳僞の記載について

二、陳僞の経歴

三、知泉州陳僞

四、市舶法と市舶官制

五、市舶司設置請願

六、旧法政権と市舶司の設置

おわりに

はじめに

周知の如く、福建省泉州は宋代に海外貿易港として繁栄した地である。しかし、泉州に市舶司（貿易事務を司る役所）が設置されたのは他の港に比べて遅く、北宋後期の元祐二年（一〇八七）のことであった。ちなみに広州では宋代初期の開宝四年（九七一）に市舶司が設けられており、杭州でも端拱二年（九八九）には設置されている。したがって泉州は広州に遅れること一一六年、杭州に遅れること九八年ということになる。王安石の新法政策のもとで、泉州は海舶の利をもって注目されながら、市舶司は設置されず、旧法政権になってはじめて設置をみるに至っている。

これまでの研究により、泉州の市舶司設置に努めたのが知泉州の陳僞であったことは、成田節男氏⁽¹⁾等の『文献通考』や地誌等を利用した研究により明らかにされている。しかしこれらの資料にみられる記述は少なく、詳しいことはわからなかった。ところが本稿でとりあげようとする『永楽大典』卷三一四一、陳僞の項目には、市舶司設置に関する詳しい記述があり、最近、陳高華氏⁽²⁾や傅宗文氏⁽³⁾等によってその一部が紹介されている。本稿はこの『永楽大典』中の陳僞の項目に収録されている諸資料について検討を試みると共に、市舶司設置をめぐる諸問題とその過程について若干の考察を試みようとするものである。

一、『永楽大典』所収の陳僞の記載について

北京図書館蔵『永楽大典』卷三一四一に「陳僞」の項目がある。しかし、その記述内容には、いささか問題があるので、まずその検討から試みたい。「陳僞」に関する記述は全十三頁にわたっており、そこに収録されている関係書は『延平志』『陳了齋集』『黄氏日抄』『朱

子語類』『呂東来麗澤集』『宋葉水心集』の六点である。

最初にあたる『延平志』には、陳僞についての二頁余にわたる記載がある。今、嘉靖乙酉（四年、一五二五）の『延平府志』卷十七の陳僞をみると『永樂大典』（以下大典と略す）に引用する『延平志』のものとは大巾に異なっており、文も短かく誤字も多い。⁽⁴⁾『大典』の所収の『延平志』は散佚し現存していないと思われる。ただ『大典』をみると陳僞の項目以外にも『延平志』の引用記述は多くみられる。したがって、引用の『延平志』は『大典』中のみ残存しているものといえよう。この『延平志』がいつ頃編纂されたか不明であるが、馬端臨『文献通考』卷六二職官十六提挙市舶に「僞子齋之父也、僞傳延平志」とあり延平志の書名がみえる。これが『大典』の『延平志』とすると、『文献通考』は元代の延祐四年（一三一七）に編纂されているので、これ以前、すなわち南宋末から元代初期に編纂されたことになる。ところで「陳僞」の内容をみると、この記述の約八割は『陳了齋集』の要約である。ただ一部『陳了齋集』にない記述⁽⁵⁾もみられるので、更に別の資料で補足したものと考えられる。

そこで次に『陳了齋集』をみると、「先君行述」と題して「公諱僞、字君挙」ではじまり「陳瓘泣血述」で終るその記述は、七頁に及ぶ詳細なものである。著者の陳瓘は僞の子であり、父子という関係から鼻眞目に記されている個所もあるが、同時代の記述だけに信頼性は高い。陳瓘⁽⁶⁾については『大典』卷三一四三～四に記述があり、「陳了翁年譜」を含む。この年譜によると、陳瓘は僞の三男で字を蛩中、諡を忠肅といい、了翁、了齋と号し、『陳了齋集』四十巻を著したとある。とすれば『大典』所収の「陳僞」は『陳了齋集』四十巻の一部となる。年譜によればこの『陳了齋集』は、一旦散佚したのを陳瓘の孫、松礪がみつけ元代の大徳元年（一二九七）ごろに復元したという⁽⁷⁾。しかしその後、再び散佚したらしく、『宋史』卷二〇八芸文によると「不知名」とある⁽⁸⁾。現在『了齋集』として『四庫全書』珍本第六集に収録されているのは、わずかな詩だけである。したがって『大典』の「陳僞」の部分は現存する貴重な記述といえる。

ところで、残る四点の資料については問題がある。『葉水心集』は「祭君挙中書文、嗚呼……」にはじまる祭文で著者の葉適が君挙中書の死亡に際して書いたものである。この一文は、葉適『水心文集』卷二八、祭文の項に記すものと同文である。しかし、この祭文は次の理由から陳僞と同一人物ではないと考える。第一に陳僞は中書省の官職についたことがなく知州で卒している。第二に葉適は南宋の紹興二十～嘉定十六年（一一五〇～一二三）の人であり、北宋期の陳僞の祭文を書くことは不可能である。とすれば祭文の君挙とは誰であろうか。『水心文集』卷十六に陳傅良の墓誌銘がある。そこには「公姓陳氏、諱傅良、字君挙……除中書舍人……嘉泰三年（一二〇三）十一月卒」とあり、陳傅良の字は君挙でかつ中書舍人に任じられている。葉適は陳傅良と儒学仲間として親しく、かつ傅良より二十年後に没しており、彼の祭文を書くことは可能であった。したがって右の祭文にみえる君挙中書は陳傅良と考えて間違いない。陳傅良と陳僞の字がともに君挙であるために、『大典』の編纂者が同一人物と思い、内容も検討せずに、陳傅良の項目に入れるべきものを陳

僞の中に入れてしまったのである。陳傅良は南宋期に中央政府で活躍し『止齋先生文集』を著した著名な人物である。なお『大典』の陳傅良の項目は散佚し現存していない。

次の『朱子語類』にみえる「君挙得書云。……君挙胸中有一部周禮。……」の一文は朱熹『朱子語類』巻一二三の陳君挙の条と同文である。陳傅良には著述として『周禮説』があることから、陳傅良に間違いない。

『黄氏日抄』は短かい文であるが、葉正則（適）と並んで「永嘉之学」とあることや「陳君挙有周禮類数篇」とあることから、陳傅良に関するものといえる。

残る『呂東萊麗澤集』には「祭陳君挙 嗚呼……」とありこれも祭文である。そこで著者の呂東萊を調べると、呂祖謙⁽¹⁰⁾（紹興七～淳熙八年、一一三七～八一）と呂本中⁽¹¹⁾（紹興十八年、～一一四八）の二人がおり兩人とも『東萊先生文集』を出している。しかしその中に『麗澤集』はみあたらない。ただ呂祖謙については『宋史』巻四三四に「晩年会友之地曰麗澤書院」とあることから、著者は呂祖謙に間違いない。問題は呂祖謙の方が陳傅良より二十二年前に没しているのに、陳傅良の祭文を書くことはありえない。そこで本文をよくみると「祭陳君挙 嗚呼……」とある。したがって、これは完全な文章でなく、君挙に続く記述があったか、または、中途になっていることも考えられる。すると陳君挙が呂祖謙の祭文を書くことも考えられる。そこで陳傅良『止齋先生文集』巻四五の祭文をみると、「祭呂大著」と題して、嗚呼以下のほぼ同文（最後の部分が少し違っている）が記されている。更に呂祖謙『東萊呂太史文集』附録巻二、祭文に「陳通判君挙」と題して同文のものがある。つまり呂祖謙の死去に際して陳傅良が祭文を書いたものである。これは『大典』の編者が「祭陳君挙」とさも君挙が死んだ様子に書いたため、混乱してしまったのである。あるいは編者もわからずに書いたのかもしれない。いずれにせよ、この項目は前述した如く、陳傅良が呂祖謙のために書いた祭文であり、陳僞とは関係のないものである。

以上から『大典』の「陳僞」の項に収録されているもののうち、『延平志』『陳了齋集』は陳僞の生涯を記したものであるが、その他の四点は陳僞のものではなく、陳傅良のものである。『大典』の編者には二人の区別がつかなかったのである。現存する『永樂大典』には、このような事例が他の項にもあるのではないかと思われるが今は略す。

二、陳僞の経歴

陳僞については、これまで知泉州であったこと以外に、殆んど知られていない。本来なら『陳了齋集』の記述を中心にして彼の経歴を紹介し検討すべきであるが、紙数の関係から後の機会に譲ることにし、ここでは彼の職歴だけを述べることにする。彼が歴任した職官等については次掲の「陳僞年譜」を参照されたい。

陳僞は字を君挙、諱を僞と云い福建省南劍州沙県の人。父世郷⁽¹²⁾の第五子として大中祥符八年（一〇一五）六月に生まれる。明道元年（一〇三二）二月十八日蒙恩によって太廟齋郎となり、ついで潭州司法（福建省）、龍溪簿（漳州）、羅源县令（福州）、知台州黄巖県

(浙江省)、處州安遠県(浙江省)、知循州(広東省)、通判蔡州(河南省)を経て知惠州(広東省)となる。知惠州在任の陳僞は、魚租が残る廢湖に堤を築いて湖を回復させて、民に利を得させたり、麦の栽培を教えて、租を年に五十万緡免じたりした。また寇(海賊)が海から来るといふ噂に人々は動揺して逃げ出す者もあり、提點刑獄の晁宗恪もこれを懼れて閉門し、武装する中で、陳僞は海舶の帰還と信じて動じなかったが、果して寇ではなかったという記述もみえ、彼が海舶の知識を十分に持っていたことをうかがわせる。彼は次いで知宿州(安徽省)となったが、避親によって開封県令となり、更に知泉州となったが前任時の罪に坐して罷免された。しかし釈明を認められて知舒州(安徽省)となり、再び知泉州となって二期務めた後、洪州に赴き⁽¹³⁾、元祐元年(一〇八六)七月に没している。任地での彼は、治水、開墾、獄事の解決、貧者、病人の保護等に業績をあげている。またその経歴は江南地方を中心としながら一般の地方官がたどる知県、通判、知州などの官を歴任しているに過ぎない。この様に中央政府で活躍した高官ではなく、地方の一官吏として一生を終えた者の経歴がこれ程、刻明に記録され現在に残っていることは珍らしく、貴重なものといえる。

三、知泉州陳僞

本項では、知泉州としての陳僞についてとりあげてみたい。彼が知泉州に就任した年次について、乾隆『泉州府志』卷二六、知州事の項には、

陳 僞 熙寧八年任(一〇七五)
元豐二年權知州事(一〇七九)
元豐五年再任(一〇八二)

王租道 元豐七年任(一〇八四)

とある。『陳了齋集』には就任年次を記していないので以下、府志の記載に従うこととする。府志にみえる彼の元豐五年再任について、『曾鞏集』卷二二「制誥」には知湖州唐淑問と同時に再任されたとある。そこで同治『湖州府志』卷五をみると唐淑問は、元豐五年八月⁽¹⁴⁾に知湖州に再任されており、『泉州府志』がしるす陳僞の五年再任と時期は一致する。したがって、府志にみえる年次は、一応信頼出来ると考えたためである。さて陳僞は右の記述によると、三回も知泉州に任じられているが、就任三回にわたるのは陳僞だけである。ちなみに再任者をみると、すべて在任中に著しい業績をあげた人々であり蔡襄、真徳秀など六名を数える。したがって三回というのは異例である。ただ『陳了齋集』によると、最初の知泉州就任は、前任地における罪ですぐ罷免となっているので、実質的には再任といえるようである。しかし、短期とはいえ、三回任命され、約六年間その任にあったことは、泉州についていかに熟知していたかを伺わせる。ともあれ、熙寧八年(一〇七五)の最初の知泉州就任について『陳了齋集』には次の様に記している。

移公開封……乃除泉州。未幾卒坐開封事罷。去州、人方怙冒德政、始聞歎歎相語太守。

以陷失青苗錢、被罪能哀錢五千餘萬、輸之縣官、當還我父母、合辭相唯無一人、以罄匱鮮、多者至捐百千、少者一二錢、期三日而五千萬之數、積於州門。然後相與詣部使者言之、部使者以聞。公至闕下、一年事釋。轉駕部郎中、除知舒州。

右の記述によると僞は知泉州に任じられたが、前任地開封での事で罪となり、すぐに罷免となっている。罷免の理由は明確でないが、開封県令在任中のこととして『大典』所収の『延平志』には「熙寧之初、詔令一新、條目萬緒圧於司農、事當一一稟承、不得少出意見。公詣執政、請得一州自効。」（『陳了齋集』には詳しい記述がある）とあり、陳僞は新法施行に対して不満を持っていた様である。それ故新法政策に反対した者とみなされたのであろう。いずれにせよ、最初の知泉州は短期間で罷免となったのである。しかし、僞が短かい在任中に、青苗錢の陷失を自ら罪としたりしたことが、泉州の人々に知れ、感激した人々は陷失した五千万を三日で出すと共に、彼が州を離れる時は別れを惜しんだという。しかもこのことが朝廷に聞え、許されて知舒州となったのち、再び知泉州となった時、人々から喜んで迎えられている。元豐二年のことであった。この様に彼は泉州の人々から慕われたが、転運使の賈青とは対立していたことが『陳了齋集』に次の様にある。

時賈青為轉運使、青貴家子。駮駘殘刻……以苛察相勝。民大凋困。……青等不自得於泉事、務為挫摑。常咄咄毀公。……

賈青はおろかにして残酷な性格であり、民を大いに苦しめ、かつ泉州での仕事をたのしまず、おろそかにし、僞をけなしている。一路の財政を司る転運使と意見が合わないとすれば、知州にとってやりにくかったに違いない。しかも、僞が知泉州在任中の六年間には、転運使、都提挙市易司に賈青のほか、転運判官、副使に王子京（後述）が在任していたのである。賈青は『統資治通鑑長編⁽¹⁵⁾』（以下長編と略す）によると、通判大名府から元豐二年福建路転運使兼提挙塩事となっており、僞の知泉州就任と同じ年次であった。在任中の青は塩税で利益をあげ、私塩売買を取締ったりしたという。元豐四年河北路転運副使となっている。赴任した青は、福建路は山川險阻で人材は短少であるなどと酷評している。ところが、その年、都提挙市易司となり、再び福建転運使となった。この様に財政を司る転運使、貿易にも関わりのある都提挙市易司、また塩事等を担当した賈青の権限は大きかったに違いない。こうした中で僞は市舶司の設置をめぐって、賈青や王子京と意見が合わず（後述）、対立したのであるから、僞の主張は問題にされなかったと考えられる。

ともあれ、僞は泉州でも灌漑をすすめ、かつて民田四万頃を灌漑していた東湖が涸れたのを、牛車で潮水を入れ湖を回復させたりしている。しかし知泉州後半には主として市舶の問題にとりくんだとみえ、市舶司の設置に関する記述が多くみられる。

四、市舶法と市舶官制

泉州は三方を山に囲まれて、耕地面積が少なく古くから海外貿易を行う泉州商人や蕃商の往来で賑わっていた港である。したがって陳僞も歴代の知泉州と同じ様に貿易には大き

な関心をもっていた。陳僞が知泉州に就任した頃、市舶法と市舶官制が変わった。これは泉州にとって大きな変化をもたらすものであり、かつ不利な条件をともなうものであった。そのために陳僞は市舶司の設置に努めたのである。この点については『文献通考』や府志等に記されているが⁽¹⁶⁾、いずれも断片的な記述であり詳細なことはわからなかった。ところが『陳了齋集』には市舶司設置に至る経過が記されているので、以下この記述を中心に紹介してゆきたい。まず熙寧年間の市舶法の改正について同書には次の様にある。

泉人賈海外、春去夏返、皆乘風便。熙寧中始變市舶法、往復必使東詣広、不者没其貨。この部分は同内容で他の資料にも記されている。「泉州商人は順風に乗って春に発船し、夏に帰国していたが、熙寧年間に始めて市舶法が変わり、往復とも東して広州に詣らなければならなくなった。違反者は貨を没する。」という。右の記述にみえる「使東詣広」の東であるが、広州は泉州の南西に位置するので、東に進むと台湾の方向になり広州に至らない。万曆『泉州府志』卷十には、

元豊五年、復知泉州、旧法番商至、必使詣広東、否則没其貨。とあり、東が広の後にくて広東としている。諸資料の記述をみると、『大典』の『延平志』『文献通考』は東であり、明末以降に編纂された府志等は広東（『閩書』は東広）となっている（註（16）参照）。さてこの東であるが、当時泉州から広州への航路は直線的に南西に進むのではなく、一旦東行してから広州に行ったものと考えられる。陳僞が当時の現状を述べた中に（後述）、「今 = (迂 + 圻の右辺) 詣広、必兩駐冬。……又道有焦石浅沙之險」とあり、広州に至るに = (迂 + 圻の右辺) して（遠回りして）行き、焦石、浅沙の難所があり、時間がかかることを述べている。このことから、遠回りとは東に進むことをいったものであろう。この場合、東が正しく、明代になって府志の編纂者が、東では意味が通じなかったのであろうか広東にしてしまい、それ以降広東を踏襲したものと思われる。なおこれに関連して、前掲の府志にみえる「旧法番商至、必使詣広東」の旧法をどう解釈するかが問題になっている。成田氏は不明とし（前掲論文）、陳高華、傅宗文氏は新法の誤りとしている（前掲論文）。資料的に調べてみると、東と同じく明末以降の地志等には旧法と記されており、『大典』所収の『陳了齋集』『延平志』や『文献通考』等つまり原本となるべきものには旧法とは記されていない（註（16）参照）。したがって、明代の府志の編纂者が書き加えたものである。どの様な意味で書いたのか疑問であるが、この旧法を、新旧両党の旧法とすると、元豊年間には新法であるから旧法は誤記となる。しかし、単に市舶司が設置される前の法、旧い法と解すると旧法でも意味は通じる。この場合、旧い法の意と考える。

さて本論に戻ると、この市舶法については『宋会要』職官四四市舶（『宋会要』市舶と略す）や『長編』にも記録がなく、その時期、内容等については明確でない。蘇軾『東坡先生全集』卷五八「乞禁商旅過外国状」に熙寧編勅の一部があるが、泉州についてはふれていない。しかし同書にみえる元豊三年（一〇八〇）八月二十三日、中書劄子節文には、

諸非広州市舶司、輒發過南蕃網舶船、非明州市舶司、而發過日本高麗者、以違制論、

不以赦降去官原減。

とあり、南蕃に行く船は必ず広州市舶司から、また日本、高麗に行く者は明州市舶司から出航しなければならないという。熙寧の市舶法もこれと同じもので、熙寧年間の末年ごろ施行されたと思われる。この頃、政府は錢禁解除令を出した。そのため、諸外国からの銅錢の需要が多く貿易が活発化した。錢禁解除と市舶法とは関連があると思われる。いずれにしても市舶法は厳しく施行された。朱彧『萍洲可談』卷二には崇寧年間以前（一一〇二年以前）の状況を記して、「朝廷嘗併泉州船舶、令就広、商人或不便之」とあり、広州に行くので商人は不便であったという。また『文献通考』卷六二職官十六にも「海道回遠、竊還家者過半、年抵罪衆」とある様に遠回りして竊に家に帰る者が大半をしめ、年毎に罪にあたる者が多く、この法が泉州商人にとり不利なものであったことを知りうる。

ではこの市舶法が施行される前の泉州貿易はどのような状況にあったのであろうか。晁補之『雞肋集』卷六二、「朝散郎充集賢殿修撰提舉西京嵩山崇福宮杜公行状」の中に次の様にある。

公諱純、字孝錫……改泉州司法參軍、舶商歲再至、一舶連二十艘、異貨禁物如山。吏私與市者、價十一二售、幸不諸何、遍一州吏爭與市。惟守闕詠與公不買一毫……

同内容の記述が『宋史』卷三三〇、杜純伝にもあり、「……以蔭為泉州司法參軍、泉有番舶之饒、雜貨山積。時官于州官、私與為市價、十不償一。惟知州闕詠與純無私買。……」と記している。文中に記す闕詠は、嘉祐八年（一〇六三）、知泉州になったが（乾隆『泉州府志』二六）、治平三年（一〇六六）、貿易上の罪で罷免（『宋会要』黜降官六五）となった人物である。それ故、前掲の記述は熙寧以前の状況であるが、泉州には舶商が年に二度、二十艘を連ねて到着し、貿易品が山積されていたという。ここで年に二度とあるのは南方から六月ごろ、北方から十一月ごろ、季節風に乗って商船が入港したことを示すものであろう。このことから市舶法施行以前の泉州では商人の出入が自由であり、徴税もここでなされ、貿易による繁栄がみられた。また熙寧年間の初め、福建轉運使羅拯は泉州商人を通じて絶えていた高麗との国交を回復させたりしており（『宋史』三三一、羅拯）、北方諸国との往来も活発であった。

さて、市舶法により南方諸国に往来する蕃商や泉州商人は広州經由を余儀なくされた。しかも政府は市舶法を強化するために轉運判官王子京を任じており、『陳了齋集』には、

至是、命轉運判官王子京、拘攔市舶。

とある。これが元豐三年（一〇八〇）八月二十七日のことであることは『宋会要』市舶の項（『長編』卷三〇七、丁巳の条）にみえる。

中書言、広州市舶條已修定、乞專委官推行。詔広東以轉運（副）使孫迥、広西以轉運使陳倩、兩浙以轉運副使周直孺、福建以轉運判官王子京。迥、直孺兼提舉推行、倩、子京兼覺察拘攔。其広南東路安撫使更不帶市舶使。

これは元豐年間に王安石の官制改革の一環として行われたものであり、市舶官制ではこれまで、知州、通判、轉運使等が市舶の仕事を行っていたのを、轉運司直轄に改めたもの

である。つまり、市舶司のある広東と両浙では転運使、副使が提挙（市舶司の長官）を兼任し、市舶司がない広西と福建では転運使、判官が覚察拘攔を兼任した。覚察拘攔とは沿岸を通る海舶を調べ、まだ市舶司の徴税を経ず収買を完了していない場合には舶を市舶司に赴むかせることを任とし、市舶司が設置されていないところに置かれていた。福建の場合には、泉州に転運判官の王子京が覚察拘攔として赴任したのである。このため王子京が市舶の仕事をする事になり、知泉州の陳侁は、制度上、貿易に直接関与することは出来なくなったのである。

市舶法及び市舶官制の改正によって、王子京が泉州に着任してから、泉州では大きな変化がみられるようになった。これについて『陳了齋集』には次の様に記されている。

子京為盡利之説、以請拘其貨、止其舟、以俟報。公以貨不可失時、而舟行當乘風便、方聽其貿易、而籍名数以待。子京欲止不可。於是縱跡連蔓、起數獄、移牒譙公沮國法。取民譽、朝廷所疾、且將并案。會公得旨再任。詔辭温渥。子京意沮、而捕益急。民駭懼、雖藥物燔棄不敢留。

記述には、王子京と陳侁の貿易上の処理の違いがみられる。王子京は利益を得ることを優先し、泉州に往来する船を取調べ、商人の積荷を拘束して朝廷からの指示を待つ立場をとった。また違反者は貿易品を没収し、獄に入れるという厳しい取締りを行った。一方、侁は季節風の利用という時期を重視し、貨物の名と数を明記させて貿易を許す方法を主張した。こうした王子京と陳侁との対立の中で、泉州の人々は陳侁を支持し、ついに元豊五年、侁は知泉州に再任された。王子京は再任に驚き、侁の再任にあたり、益々商人を捕える様になった。このため商人は捕えられる位ならと高価な香薬を焼却して州に留まらなくなったというのである。熙寧元豊年間における王安石、神宗によってすすめられた新法政策に基づく市舶法と官制の改革は泉州にとって、いずれも不利な立場をもたらすものであったといえよう。ここに熙寧十年（一〇七七）の乳香の貿易額の統計がある。梁廷（木+再の下部）『粵海関志』卷三、畢仲衍の中書備対に

「三州市舶司乳香三十五萬四千四百四十九斤、其内明州所收惟四千七百三十九斤、杭州所收惟六百三十七斤、而広州所收者則有三十四萬八千六百七十三斤。是雖三處置司、實祇広州最盛也。」とあるのがこれである。この記述は北宋の広東貿易の繁栄を示すものとして、よく引用されているものである。乳香は南方諸国の特産であるから、広州での貿易額が多いのは当然であるが、広州は三十四万余斤と全体の九八%を占め、三市舶司の中で最盛であるという。しかし、熙寧十年というと、市舶法が改正され、南方諸国への往来の船はすべて広州で手続をしなければならなくなった時期と一致する。乳香の九八%という数字に示された広州貿易の繁栄の背後には、広東市舶司が南方諸国から入港する船を独占し、貿易品に課税した結果であり、市舶司が設けられてない泉州には徴税が終了した船しか入港出来ないしくみになっていたからである。

五、市舶司設置請願

僞は賈青や王子京等と意見が合わず、市舶司の設置問題が進まないの、直接朝廷に設置請願を出している。その事情について『陳了齋集』は次の様な興味深い記述を残している。

公乃疏其事請曰、自泉之海外率歲一往復。今 = (上+坊の右辺) 詣広必兩駐冬、閱三年而後返。又道有焦石淺沙之險、費重利薄。舟之南日少、而広之課歲虧、重以拘攔之弊、民益不堪。置市舶於泉、可以息弊止煩。

この請願は元豊五年以降のものであり、すでに六八歳位になっていた僞の最後の仕事となった。この請願の内容をみると、第一に泉州より海外へはほぼ年に一往復出来るのに、遠回りして広州に至れば二冬し、三年を^{かぞ}閲えてしかる後に泉州に返ってくる、第二に広東への道は焦石、浅瀬の険悪な難所があること、第三に費用が多くかかり利益が少ないことから南行する舟は日に日に少なくなり、広州での課税も歳毎に減少していること、第四にその上、拘攔の弊害があり民は益々堪えられないことを指摘しており、泉州に市舶司を置けばこれらの弊害は解消し、煩しさもなくなるというのである。これは在任中の知泉州陳僞が泉州商人の実状を述べたものであり、真実性がある。ここで彼が泉州から南方諸国に直行すれば年に一往復出来るが、広州に立寄ると必ず二冬し、三年を閲えると述べているが、厳密にいうと、年に一往復というのは、冬に出航して、翌年の夏に帰国するので二年目に帰ってくる。それが広州に立寄ると三年目に帰国するという意味である。この点については他の資料には全く言及されていない。したがってなぜ三年かかったのか、これだけでは明らかでないのでいささか検討してみたい。

船の出入が季節風によって左右されることは諸資料が示す通りであり『萍州可談』巻二には「船舶去以十一月十二月就北風、来以五月六月就南風」とある。また泉州の九日山に残存する祈風石刻碑文⁽¹⁷⁾十点〔崇寧三年(一一〇四)～宝祐六年(一二五八)〕もこれを物語っている。碑文は航海の順風と安全を祈ったものであり、年に二度、船が出帆する十一月ごろと、帰国する五月頃とに祈風儀式を行い、それを石に刻んだものである。僞が舟行は風によるといっているのは当時いかに順風が船の出入を左右していたかを伺わせる。南方諸国への日程を南宋の趙汝适が記す『諸蕃志』によってみると、次のようである。泉州を起点として、順風で占城まで二十日余、真臘、三仏齊まで一ヵ月余、闍婆は昼夜こぎ続けて一ヵ月余であるという。また大食の場合には四十日で藍里(藍無里国)につき、そこで越冬した後、翌年の順風に乗って行けば六十日余で着くとある。したがって大食を除く南方諸国には一ヵ月余で到着し、一年に一往復出来る。まさに僞のいう通りである。それが広州経由になると二冬し、三年目に帰ってくるという。

一体、泉州から広東まで当時どの位の日数を要したのであろうか。『諸蕃志』によると前述のように、順風二十日余で占城につくとある。広州はその途中であるから、それ程の日数はかからないはずである。しかし実際はそうではない様である。南宋期に各市舶司から

都の杭州まで香薬等を運ぶ日数が『宋会要』市舶にみえる。乾道七年（一一七一）十月十三日の条によると広州から杭州まで五ヵ月を限度としている。また淳熙二年（一一七五）二月二十七日の条では、福建市舶司（泉州）から杭州までは三ヵ月、広州から杭州までは六ヵ月を限度として運んでいる。ただし順風という条件は記されていない。これらの記述は日数の限度を示すものであり、実際はもっと早かったと考えられる。しかし、泉州商人は出港する際に王子京の厳しい検閲をうけた後、出発した。しかも広州までは前述した如く、南西に直行したのではない。焦石、浅沙等の障害があったためか、一旦東に進み、遠回りして広州に行っているのである。それ故かなりの日数がかかったものと思われる。

さて、泉州商人は十月ごろ順風に乗って出航し、広東市舶司で出国手続きをとったが、まずこの手続きに手間どったのではないかと思われる。商人たちは広東市舶司で公憑＝出国許可書を発行してもらおう。公憑は重要なもので、帰国の際にこれがないと貨物を没収される。前掲の『東坡先生全集』巻五八に公憑についての記述はあるが、具体例はない。その具体例は日本の『朝野群載』巻二十にあり森克己氏の研究がある⁽¹⁸⁾。記載の公憑は崇寧四年（一一〇五）に両浙提挙市舶司が泉州商人李充の日本渡行を許して発行したものである。博多に入港した李充の商船を大宰府の官吏が臨検した際、報告書の中にその全文を引用したものである。長文にわたるこの公憑には、まず船は自己船一隻で綱首は李充であることを記し、以下梢工、雑事、部領の名に続いて乗組員六七名というふうには計七一名の名が列記されている。ついで物貨の品目、数量を記し、保証人三名の名がみえる。また守るべき条項や罰則規定として、北方の登萊州や遼への入界禁止、兵器の積載や逃亡者の乗船禁止等をはじめ、帰国の場合における出帆港への帰港、貿易品の点検や徴税、転買等について詳細に記されている。公憑の末尾には両浙市舶の官吏四名の名と印があり、崇寧四年六月の交付日を記す。この六月というは南風に乗って日本へ渡航する時期と一致するので、出航直前に発行したものと考えられる。この公憑が示す様に、船、乗船者、貿易品等すべてを調べて記載するのであれば、出国手続きにかなりの期間を費やしたことが考えられる。また、南宋期の市舶制度を受け継いだ『元典章』巻二十二「市舶」の項をみても、帰国する商人に対するものは少なく、大部分が出国する商人に対する厳しい規定が記されていることから伺える。この様に複雑な出国手続等によって泉州商人は、冬の順風をのがし、一年後の順風を待つ結果となって、広州で二冬目を過したと考えられる。したがって、泉州を出てから三年目に帰ってくることになり、結局一年多くかかることになったのである。そのために滞在費もかかり、利益も少なく、その上泉州に帰ると、王子京が再度検査を行い、不当な没収も行ったりしたので、商人達は南行しなくなり、広東市舶司の舶税も年毎に減少していったというわけである。それ故僞は拘攔の弊害をも述べて市舶司設置の請願を出したのであるが、『陳了齋集』に、

未報、而子京倚法籍没、以鉅萬計。

とあり、請願は報ぜられず、王子京は法によって貨を没収し、その額は鉅萬を数えたという。

それではなぜ僞の請願は受諾されなかったのであろうか。これに関する記述はないが、その理由としてまず市舶法、官制を改正した直後だけに、政府の方針としてこれを変更することは出来なかったと考えられる。熙寧九年には、程師孟が、他の市舶司を廃止して、広州市舶司だけにしようとする案を出しており（『宋会要』の市舶）、政府はこれに反対せず協議している時期でもあった。したがって、熙寧九年という、市舶法が改正された頃である。この様な状況にあつて泉州に市舶司を増置するということはあるにないであらう。この程師孟は熙寧年間に六年にわたり広州で、安撫使、知広州等を在任し、西城修復をした時、大食の蕃商辛押陀羅⁽¹⁹⁾に銀の援助を頼もうとした人物である。政府は許さなかったが、蕃商とのかかわりをもっていた人物といえよう。この程師孟が広州貿易繁栄のために、他の市舶司を廃止させようとし、政府がこの案を取上げていることは、政府の方針に合致するものがあつたためであらう。また、そのために転運使賈青、王子京は強硬に反対したのであろう。しかも王子京によって没収された香薬は鉅萬であつたといふのであるから国家収入として大きなものがあつたといえよう。次に、広州市舶司の反対が考えられ、広州には程師孟の様な人物が多くいたと推測される。元豊六年（一〇八三）十一月には、密州でも市舶司設置の請願が知密州范鏐によって出されているが、都転運使呉居厚の見解により、明州、広州市舶司を牽制するものとして却けられている（『宋会要』市舶）。泉州もこれと同様であり、広州は泉州が競争相手になることを恐れたのであらう。事実、のちに泉州に市舶司が置かれると、三十数年にして、政府からの貿易資金額が広州と泉州とは同額となつており（『宋会要』市舶、宣和七年三月十八日の条）、このことは泉州の貿易が、広州と同じ位の貿易量になっていることを示している。ともあれ、この様な理由から、当時の新法政権下においては、僞の市舶司設置の請願は受け入れられなかったのである。

六、旧法政権と市舶司の設置

泉州の市舶設置問題で、僞と子京との対立が続く中で政局は急変する。新法を支持した神宗の死と哲宗の即位による宣仁太后の執政、そのもとにおける新法の廃止がこれである。『陳了齋集』にはこれ以降、直接市舶に関する記述はない。しかし、哲宗即位後の子京と僞との関係については、次のように記している。

上即位、子京始懼、而遽以所籍者還民、州有獄死者十有八人、疑可宥、而請事下監司覆案、子京得之喜宣言曰、是非死獄朝廷欲生之、使某人往鞫獄變効公。公曰、活死者本郡守之意、又欲辨之乎。獄官避失入、重譴問之不承。……公欲引年乞謝、以是不得請。

神宗が没したのちの子京の態度の急変と、罪を僞に負わせて窮地に追い込もうとする様子は父僞に同情する陳瓘の文だけに詳しい。ここにみられる獄死者十八人は王子京によって捕えられた人達であり、釈放された人を加えると多数の商人が捕えられていた⁽²⁰⁾ことに

なる。泉州における厳しい取締りを物語るものであり、それ故に商人達は香薬を焼き棄て泉州に留まらなくなったのであろう。

さて、『陳了齋集』はこの獄事の結末と僞の死について、

明年（元祐元年）三月獄事始報、公以無累。是月公請致仕。……未幾公得疾既病、……以覃恩進階朝議大夫、至是守本官致仕、授告之夕以壽終、元祐元年七月丙寅也、享年七十有二。

と記す。元祐元年（一〇八六）三月、獄事に関して報ぜられた結果、僞はかかわりなしとされた。同月僞は辞職願を出し洪州に赴いて報を待った。まもなく恩恵をもって朝廷より朝議大夫（正六品）を与えられ、本官をもって辞職を許されたが、僞は授告の夕方没した。僞の念願であった市舶司はついに生前、設置されることはなかったのである。

ところで、彼が無罪になったのは、政治が旧法政権に急変したことにあると考えられる。本来なら僞は新法政権のもとで知泉州に再任しているので一般的に考えれば旧法政権下では何らかの圧力がかかるはずである。しかし僞が新法政策の一つであった市舶の広東經由に反対して不利な立場に置かれたことから、新法に反対した者とみなされ、無罪となったうえ、特進させられたのであろう。

それでは王子京⁽²¹⁾の方はどうなったのであろうか。神宗が没した翌月の元豊八年（一〇八五）四月丁丑の条（『長編』卷三五四）は「監察御史安惇言、福建轉運副使王子京擘畫官買臘茶歲三百萬斤、訪聞抑認、乞委官采訪、遂詔昨先帝以諸路監司責任不輕……福建路遣監察御史黃降。」とあって、子京が官買の臘茶三百萬斤を処分したことを調べるために監察御史黃降を福建に遣わしている。さらにその結果が二ヵ月後の六月（『長編』卷三五七・戊子）に「……茶塩法使者之刻剥害民、如吳居厚、霍翔、王子京等、内臣之生事斂怨、如李憲、宋用臣等皆從罷去……」とあり、茶塩法使者として刻剥、民害をなした吳居厚、霍翔、王子京等は罷去されている。吳居厚は前述の密州市舶司設置に反対した人物である。その後、子京は知泰州となっているが十一月には罷免されている。元豊八年十一月丙午（『長編』卷三六一、『宋会要』職官六六に同文）の条に、「知泰州王子京罷、……子京在福建日買茶抑配……」とあり前任の福建轉運副使の時、茶を無理に割当てて買わせたという抑配により罷免となったのである。新法政策が次々と廃止される中で、新法を支持した人々を罪とする記述が続くが、そこには賈青と共に王子京の名も多くみられる。ということは福建でいかに大きな権限を持っていたかを伺わせる。例をあげると、元祐元年二月癸酉（『長編』卷三六六）条には「福建路轉運副使賈青……轉運副使王子京……先是福建路按察張汝賢言、青兼提舉塩事不究利害、嚴督州縣……子京相承行遣、又違法過為督迫。」とある。賈青はすでに元豊八年（一〇八五）十月、罷免となっているが、元祐元年（一〇八六）にも王子京と共に利を究めず州縣を嚴督、違法に督迫したことで追求されている。また同年閏二月乙丑（『長編』卷三六八）にも「黜吳居厚、…賈青、王子京、…皆有罪」とあって賈青、王子京とともに有罪となっている。同年三月戊辰（『長編』三七一）の条には「降黜吳居厚、…

…王子京……皆以立法害民、且黜其人、改其法、不数月而民復業矣」とみえ、呉居厚、王子京は法で民を害したとして官を退けられている。この様な記述は新法策を施行した人々の失脚を意味し、旧法政権に移る過程を示している。いずれにせよ王子京は哲宗が元豊八年三月に即位した直後の四月から取調べられ、六月には罷免となっているのである。前述のように子京は泉州で急に態度を変え、獄事問題で僞に罪を負わせて自分を有利な立場に置こうとしたが、結果的には子京の有罪と対照的に僞は無罪となったのである。

さて、旧法政権への交替の中で、泉州市舶司の設置も実現された。元祐二年十月甲辰（『長編』卷四〇六、『宋会要』市舶、二年十月六日の条）の条に、

泉州増置市舶、従戸部尚書李常請也

とある。市舶司設置の日付けについて、『宋会要』市舶では十月六日（陽暦十一月三日）とあり、『長編』では十月甲辰、つまり二十六日（陽暦十一月二十三日）とあって両者に二十日のずれがあることを指摘しておこう。ともあれ、元祐二年十月二十六日（『長編』に従う）の設置は、僞が没してわずか一年三ヵ月後のことであった。直接には戸部尚書李常⁽²²⁾の請願によるものであるが、これに関する詳しい記録はみあたらない。これまで述べた如く、泉州市舶司の必要性を認め、設置に努めたのは陳僞である。『大典』の『延平志』にも「二年始詔泉置市舶、實公兆其謀也」とみえ、僞がその先駆者であることを記している。しかし『陳了齋集』には僞が没した後のことなので記されていない。

一体、なぜ旧法政権になると設置されたのであろうか。まず前述したように新法政権の失脚により、設置に反対していた呉居厚、賈青、王子京等は罷免され、反対する者がいなくなったことをあげよう。また、新法政権下で抑圧されていた案の一つであったため、その反動として直ちに設置を実現したものともいえよう。とすれば、泉州市舶司の設置は泉州商人や蕃商の不便さとか、州の事情とかによるものというよりも、新旧両党の政治上の対立、官僚相互の対立抗争という形勢の中で設置されたものという要素が強い。

後に、旧法政権が失脚し、新法政権が再現すると、旧法政策はあいついで廃止された。しかし泉州市舶司は廃止されず新法の財政に寄与するものとして、北宋末の宰相蔡京⁽²³⁾の政策にみられる様に新法政権下で支持されたのである。

こうして市舶司が設置された泉州では、泉州商人や蕃商達の活躍によって着実に発展し、新旧両党の政策を越える存在として、また、なくてはならない貿易港として、南宋期にその繁栄をみたのである。



図 泉州市舶司遺跡

おわりに

『永楽大典』の陳侂の項目は『延平志』『陳了齋集』と他の四点の資料からなっている。この四点の資料にみえる記述は、陳侂のものではなく、南宋期に儒者であり、また中央政府で活躍し、『止齋先生文集』を著した陳傅良のものであることを明らかになしえた。この誤りは二人とも字が君舉であったことによる。また二点は祭文であり、個人の業績、年代の記述が殆んどないためにわかりにくかったこともある。しかし『永楽大典』を編纂する際、陳傅良の方がはるかに多くの資料があったはずである。字が同じであるとはいえ、両者を混同していることには、理解しがたいものがある。陳傅良の項目は、散佚しているが、当時この四点は陳傅良の項目から欠けていたとも考えられる。いずれにしても、この四点はそれぞれの著述の中に現存しているのである。

さて陳侂の方は『陳了齋集』『延平志』とも『永楽大典』にしか残存していないので、その記述はきわめて貴重なものである。特に『陳了齋集』には市舶司の設置を望む泉州商人の状況が記されているので、本稿ではその内容を中心に検討してみたわけである。

陳侂が知泉州であった元豊年間には神宗による新法政策が実施されていた時で、市舶体制もこの政策のもとに国家の強い統制下に入り、市舶法と市舶官制が改正された。即ち、従来の市舶司以外からは諸外国への往来を禁じ、転運使の管理下にいらしたのである。この改正で打撃を蒙ったのが泉州商人であった。商人達はこれまで一年に一往復出来たものが、広州市舶司に行き、手続きを完了して出港するのに、広州で二冬しなければならなくなり、帰国するのに足掛け三年の年月を必要とする様になったという。その上泉州出入の際には、転運判官王子京による検査と不当な没収が行われたため、香薬を焼却する商人も出る程であった。この状況をみた陳侂は朝廷に泉州貿易の不便さを訴え、市舶司設置の請願を出す

が、新法政策の方針のもとでは受諾されなかった。このような硬直状態を打開したのが神宗の死による政局の急変である。旧法政権のもとに新法政策が次々と廃止される中で、新法政策下では施行されなかった泉州市舶司設置が可能になったのである。陳侂の死後、一年余りのことであった。このようなことから、泉州市舶司の設置は貿易や商人の便利さを考慮するというより、新旧両党の政治上の対立を反映したものとみなされる面が強いといえよう。問題は単なる一地方の港に市舶司を置くか否かということであるかにみえるが、海外貿易が市舶司を通じて行われ、貿易品も専売制で、国家の強い統制をとまなうものであった。それ故に簡単に設置されることはなかったし、それだけに市舶司設置の重要性もあったといえる。一方、福建商人の立場からすると、市舶司の設置がいかに関海外貿易を容易にするものであったかを伺わせる。

泉州ではこれ以降、市舶司の廃置があったものの、順調な発展をとげ、広州と並ぶ貿易港となっていくのである。このことは、泉州貿易をになう福建商人や蕃商達の活動の基礎がすでにできていたことを示すものであろう。

《註》

- (1) 成田節男「宋元時代の泉州の発達と広東の衰微」『歴史学研究』旧六の七、一九三六年。
- (2) 陳高華「北宋時期前往高麗貿易的泉州舶商—兼論泉州市舶司的設置—」『海交史研究』二、一九八〇年。
- (3) 傅宗文「宋代泉州市舶司設立問題探索」『泉州文史』八、一九八三年。
- (4) この記述は乾隆三十年修同治十二年補刊『延平志』卷二八の陳侂の項とほぼ同文である。知尉州は舒であり、再知惠州は泉である。東湖は泉州にあり惠州になく、東湖溉田は知泉州再任の時である。なお乾隆『延平志』の車航は提舶である。
- (5) 付点の部分。「免緡錢五十餘萬」、知宿州で「纔九月」同じく「五月朝廷以其事付中書」。侂が官を致仕した後の子、陳瓘の記述。これは『大典』卷三一四三「陳瓘」にもない。
- (6) 荒木見悟「宋儒陳瓘について」『宇野哲人先生白寿東洋学論叢』一九七四年。陳瓘について『大典』卷三一四三一四、陳瓘の項に詳細な記述があるが、これは参照されていない。
- (7) 『大典』「陳了翁年譜」に「是先生（陳瓘）有文集行于世、吾邦甫惟兵火煨燼無存、……松礪（陳瓘の孫）……悉心殫力、四出搜訪、去年春聞訪得了齋文集於他郡、手自繕写。」とあり、この文集は松礪が苦勞して見つけたものである。去年とあるがいつのことかわからない。ただ「今其孫松礪生於嘉熙丁酉（元年一二三七）之四月、是編之作、又見於大德元年丁酉（一二九七）之四月……」とあり、年譜が編纂されたのが大德元年であるので文集はそれ以前に見つけ出されたものである。陳瓘の著作については「公著述不一有文集四十卷、有易說、有尊堯集、有責沈碑文、有年譜」とある。
- (8) 『宋史』卷二〇八の藝文七「陳瓘集四十卷、諫垣集、四明尊堯集五卷、尊堯餘言一卷」とあり「以上不知名」とあるので、このごろ四十巻も散佚してしまっていたのであろう。
- (9) 『大典』の中に『陳了齋集』より引用している記述が多くみられる。例えば卷三一五四「陳憲之」、三一四六「陳伯瑜」、三一四七「陳之顔」、三一四七「陳了真」等で

ある。『大典』中のこの文集の記述を抽出すると一部が復元され、宋代の研究に寄与するものとなるであろう。『延平志』にも同じことがいえる。

- (10) 『東萊呂太史文集』卷一「壙記」「年譜」。
- (11) 『文定集』卷二三「枢密院計議錢君嬪夫人呂氏墓誌銘」。
- (12) 『閩書』卷一〇二「陳世郷」。
- (13) 前掲の『大典』の年譜に陳僞の記述があつて、「……至知洪州、元祐元年四月致仕」とみえ、最後は知洪州であつたとしている。しかし『陳了齋集』には僞の母が洪州におり、洪州に赴いているが知洪州とは記されてない。子の陳瓘は最後の様子まで刻明に記録しているのに、最後の官を省くとは考えられないが、元豊七年から元祐元年（一〇八四～六）までの職官が不明であるので検討の余地がある。なお雍正『江西通志』卷四六秩官の項には知洪州に彼の名はない。
- (14) 『曾鞏集』卷二二「制誥」に「知泉州陳僞……湖州唐淑問並再任制」とある。唐淑問については同治『湖州府志』卷五職官表、郡守に「唐淑問……元豊三年八月二十九日到任……五年八月再任」とあり、五年に再任となつており、陳僞もこの年に再任となつている。乾隆『泉州府志』記載の再任年次と一致する。
- (15) 賈青は『長編』〔（ ）の中は巻数〕によると、熙寧五年には京西路提點刑獄（二三七、八月己卯）、七年ごろには通判大名府（二五八、十二月甲戌）に在任している。元豊二年、福建路轉運兼提舉塩事（二九九、七月戊辰）として売塩等の仕事をし、四年には、河北路轉運副使（三一二、四月乙丑、五月甲申）から再び福建路轉運使（三二一、十二月丙辰）となり、さらに十二月には都提舉市易司（三二一、十二月庚申）となつている。また元豊五年正月には福建路轉運使、都提舉市易司であつた（三二二、正月乙巳）との記述があり、七年にも福建轉運使（三四五、四月乙亥）とみえる。したがつて賈青は轉運使と市易司の仕事を同時にしていたことになり、福建路の財政を担つていた。そしてその時期は陳僞の知泉州在任と一致する。賈青の失脚は元豊八年十月のことである。
- (16) 陳僞と市舶司設置に関する資料は次の通りである。編纂年代の古い順に掲げる。
 - A 泉人賈海外、春去夏返、皆乘風便。熙寧中、始變市舶法。往復必使東詣広、不者没其貨……略（『陳了齋集』これ以降の記述については本文で記す。）
 - B 泉為州瀕海、人多賈販海外。在法往復必使東詣広、否則没其貨。公憫之奏疏、願置市舶於泉。哲宗即位之二年、始詔泉置市舶。実公兆其謀也。」（『大典』所収『延平志』）
 - C 熙寧中、始變市舶法。泉人賈海外者、往復必使東詣広、否則没其貨。海道回遠、竊還家者過半、年抵罪衆。太守陳僞奏疏、願置市舶於泉、不報。哲宗即位之二年、始詔泉置市舶。（『文献通考』卷六二職官十六）（付言、成田節男氏（前掲論文十三頁）と傅宗文氏（前掲論文、六頁註五）は『文献通考』には「必使詣広東」としている。また傅氏は広東が正しいとしている。）
 - D 元豊五年、復知泉州。旧法番商至必使詣広東、否則没其貨。僞請立市舶司于泉。詔從其議。（万曆『泉州府志』卷十、古今宦蹟の陳僞）
 - E 元豊五年再知泉州……旧法番商至必使詣広東、否則没其貨、僞請立市舶司于泉。哲宗立、詔從其議（何喬遠崇禎二年『閩書』卷一〇二）
 - F 熙寧中、始變市舶法。泉人賈海外者、往復必使東詣、否則没其貨。海道回遠、竊還、今家者過半、歲抵罪者衆。太守陳僞奏疏、願置市舶於泉、不報。哲宗置泉舶（高岐『福建市舶提舉司志』沿革）。これは『文献通考』によつたものであろう。
 - G 乾隆『泉州府志』卷二九名宦はDと同文。
 - H 同治『延平志』卷二八の陳僞はEとほぼ同文。
- (17) 最近のものとして黄柏令『九日山志』福建省晋江地区出版、一九八三年。李玉昆「南安九日山摩崖石刻校記」『泉州文史』八、一九八三年。拙稿「宋代の泉州貿易と宗室」『中嶋敏先生古稀記念論集』一八五～七頁参照。
- (18) 森克己『日宋貿易の研究』国立書院、一九四八年、三六～四二頁。

- (19) 『宋会要』蕃夷四、大食、熙寧五年六月二十一日。
- (20) 森克己前掲書四三～四頁にイブン・バトゥータの旅行記 (Samuel Lee “The Travels of Ibn Batuta”, p. 210) が紹介されている。これは元代のものであるが、それによると、出帆の際、人数等が申告され、帰港の時一人でも欠員があり理由が明白でないと船の船長は投獄される。また貨物も前に差出した船荷目録にない貨物が見付け出されると、船は貨物諸共に中国の皇帝に没収されるとある。王子京の投獄や貨物没収も、広州市舶司で検査を受けたとはいえ、再びこの様な取締りを行ったのであろう。この個所はイブン・バトゥータ、前嶋信次訳『三大陸周遊記』(角川書店、一九六一)の中には入っていない。
- (21) 王子京については『長編』に多くの記述がみられる。その詳細は後の機会にゆずることにして、ここでは職官の変遷と罷免にとどめておく。() は『長編』の巻数である。
- (22) 『長編』四〇九、元祐三年三月乙丑に密州市舶司設置の記述があり、割註に「泉密市舶皆李常建請常伝可考」とみえる。密州も直接には李常が請うたものである。
- (23) 拙稿「北宋末の市舶制度一宰相、蔡京をめぐる一」『史艸』二号、一九六一年。

王子京の職官の変遷		() は『長編』の巻数				
去 知泰州を罷	罷去	副使 福連路 転運	判官 轉運判官兼 覚察拘攔 轉運判官	提举淮南常 平等事	淮南提举官	両浙提举
〃八年十一月丙午 (三六一) 『宋会要』職官六六の三十一同日	〃八年六月戊子 (三五七)	元豊七年三月甲寅 (三四四) 〃七年十月癸未 (三四九) 『宋会要』食貨三六の三二 十月十七日 〃八年正月辛未 (三五一) 〃八年二月七日 『宋会要』食貨二十の二五	元豊三年四月庚申 (三〇三) 元豊三年八月丁巳 (三〇七) 『宋会要』市舶八月二十七日 元豊四年十二月丙辰 (三二二)	〃九年五月辛巳 (二七五) 『宋会要』方城一七、同年五月二十六日	〃 〃 〃 (割註には八月十一日在任とある)	熙寧八年九月乙丑 (二六八)

陳 僞 年 譜		
年 代	職 歴	出典ならびに備考
大中祥符 8 年 6 月 (1015)	出生, 父世卿の第 5 子, 南劔州, 沙縣の人	『永樂大典』 卷 3144, 陳瓘の「陳了翁年譜」。
明道元年 2 月 18 日 (1032)	太廟齋郎官 漳州司法參軍 (福建省) 龍溪簿 (漳州)	同 上。
慶曆 (1041-8)	羅源縣令 (福州) 大理寺丞 知台州黃巖縣 (浙江省) 4 ヲ月 處州安遠縣 (浙江省) 1 年 太子中舍 知循州 (広東省) 殿中丞国子博士 通判蔡州 (河南省) 虞部員外郎 比部員外郎	『八閩通志』 31, 秩官, 荒地を開墾, 灌漑し, 数百十畝を田とする。 獄事問題を解決。
治平 3 年 (1066)	知惠州 (広東省)	光緒『惠州府志』 卷 19, 39. 堤防を築いて廢湖を回復させたり, 麥の栽培を教えた。租を年に五十万緡免じた (『延平志』)。海から寇 (海賊) が来るといふ, うわさに人々は動揺したが海船が帰還するものと信じ, 動じなかった。果してその通りであった。
熙寧 6 年 8 月在任 (1073)	駕部員外郎から虞部郎中となる。 知宿州 (安徽省) 開封県令	『統資治通鑑長編』 卷 246, 丙戌の条に「知宿州比部郎中」とあり, 風紀を取締まる。『延平志』には開封県令とある。『宋会要』 選舉 19 の 15, 熙寧 2 年 8 月 14 日「開封府舉人虞部郎中陳僞」とある。衣糧, 医薬等を支給する。
熙寧 8 年 (1075)	知泉州 (すぐにやめる。) 駕部郎中となり, 知舒州 (安徽省)	乾隆『泉州府志』 26. 開封事に坐して罷。堤を築き水患を防ぐ。
元豐 2 年 (1079)	知泉州再任	乾隆『泉州府志』 26. 民田 4 万頃を灌漑していた東湖が涸れてしまったので, 牛車で潮水を湖に入れ, 回復させた。転運判官王子京と, 市舶のことで対立。
元豐 5 年 (1082)	知泉州再任	乾隆『泉州府志』 26, 泉州に市舶司設置の請願を出す, 不報。王子京と対立。『曾鞏集』 22 「制誥」に唐淑問と同時に再任。唐淑問は五年八月に再任 (『湖州府志』 5)。
元豐 8 年 (1085) 元祐 1 年 (1086) 4 月 7 月	(神宗没, 旧法の復活) 病により退職 陳僞没す, 72 歳。	獄事問題で無罪。『永樂大典』 年譜によると, 最後の職官は知洪州となっている。朝議大夫 (正六品)。
元祐 2 年 10 月 26 日 (1087)	泉州に市舶司設置。	『統資治通鑑長編』 卷 406. 『宋会要』 職官 44, 市舶では, 10 月 6 日。両者に 20 日のずれがある。

第二節 宋代の泉州貿易と宗室 —趙士*（雪+リ）を中心として—

はじめに

一、趙士*（雪+リ）の知宗在任期間

二、趙士*（雪+リ）と貿易

三、宗室と官吏

四、士*（雪+リ）・士衍の罷免

五、祈風と宗室

おわりに

はじめに

周知の如く、宋代の泉州は北宋中期に市舶司が設置されたのを契機として発展し、南宋に入り紹興乾道年間を中心に一層の活況を呈した貿易港である。南宋期の泉州において、海外貿易に関与したもの、即ち貿易の事務を行う福建提挙市舶⁽¹⁾や福建商人の活躍⁽²⁾についてはすでに多くの研究者によりその実態が明らかにされてきた。しかし提挙市舶や福建商人のほかに、南宋期から泉州に在往した南外宗室の存在も無視することは出来ない。何故なら、泉州には多くの宗室が在住し、彼らの中には貿易に直接関係している例がみられるからである。宗室の貿易関与については、広東における関係史料には殆んどみられないので、これは泉州貿易の一つの特色であると考えられる。この問題については、宗室という性格を反映してか記述が少なく、あまり研究が進められていない。そこで本稿では泉州貿易の側面を知る一つの手がかりとして、紹興年間に知南外宗正官（知宗）であった趙士*（雪+リ）をとりあげ、士*（雪+リ）の貿易行為、ならびに宗室の存在が泉州貿易にどのような影響を及ぼしたかなどについて若干の考察を試みようと思う。

一、趙士*（雪+リ）の知宗在任期間

藤田豊八博士は朱熹『朱文公文集』巻八九の茫如圭の神道碑を引用して「これは市舶官にあらざるも……浮海の巨艦を奪ふに至りてはたとえ宗室の人なりとはいえ、その暴また極ならずや」と宗室が蕃商の艦を奪った暴挙を指摘され⁽³⁾、桑原隙蔵博士も同史料を引用して宗室の勢力が大きかったこと⁽⁴⁾を述べておられる。その後同史料は多くの研究者によって引用されているが進展はみられない。最近諸戸立雄氏⁽⁵⁾は宋代の宗室、ならびに両外宗室について詳しく論考されており、その中で右の事件についてふれ、艦を奪った宗室は趙士劇（雪+リ）ではないかと指摘しておられる。従来の研究は右の事件に限って論じられてきたが、ここではこれをも含めた宗室の貿易関与について検討してみたい。

まず泉州在住の宗室についてふれておこう。ここにいう宋代の宗室とは皇室趙氏一族の

ことである。はじめ宗室は京師に住み大宗正司が統轄していたが、宗室の人口増加により北宋末に両（西・南）外宗正司が設けられた。その後靖康の変により北宋が滅びた際、難をのがれた宗室達は江南に移住した。この時、南外宗室（南外宗正司に所属する宗室）に属する三百四十余人は建炎三年十二月二十日に鎮江より泉州に移ってきた⁽⁶⁾。このために南外宗正司が泉州に置かれることになった。一方、大宗正司や西外宗正司⁽⁷⁾は移転地が定まらず、その居を転々としたのち大宗正司は四度目の移転で行在に、西外宗正司は七度目の移転で福州に落着いた。南外宗正司だけが鎮江から泉州に移り、泉州を安住の地としたのは、泉州が行在にも近く、また海外貿易港として栄えていたことなどによるものであろう。泉州定住を機に南外宗室の数は急速に増え、慶元年間（一一九五—一二〇〇）には千七百四十人、紹定年間（一二二八—一三三）には二千三百十四人⁽⁸⁾を数え、宋末には三千人以上にもなったと思われる。これらの南外宗室を総括していたのが知南外宗正官＝知宗である。知宗は宗室の中から選ばれ、大宗正司がその人事を司っていた。

さて、本節でとりあげる趙士*（雪+リ）が泉州の知宗に就任していたのは紹興年間のことである。趙士*（雪+リ）については『閩中金石略』巻九に墓誌銘があり、つぎのように記す。

…公諱士*（雪+リ）、字彦明、太宗皇帝六世孫曾祖…大觀二年八月二十五日生…政和元年十月十日蒙恩賜名授右班殿直…紹興二十一年正月九日特旨轉建州觀察使、二十有四年五月九日以觀察使知南外宗正事任内、二十有六年三月十日轉保康軍承宣使、二十有九年五月九日特旨轉建寧軍節度使、以樞密院使臣、押賜節鉞于南外任所以善於糾也、公凡三任南外実歴九年、倦於久任之勞、属飛章焉、閑三十有一年夏六月、逐得請太平興国之祠祿、踰年而赴召、未幾而終焉。…

また彼については『建炎以来繫年要録』（以下要録と略称）にも二十一年一月辛巳（巻一六二）、二十六年二月庚寅（巻一七一）、二十九年五月壬戌（巻一八二）、三十一年二月甲子（巻一八八）の条に墓誌銘と同内容の記述があるが、肝心の二十四年の知宗就任の記述は見えない。彼の経歴をみると、諱を士*（雪+リ）、字を彦明といい、太宗の子孫で大觀二年に生れ、政和元年に右班殿直となり、防禦使、觀察使、節度使等、宗室に名目上与えられる官を経て、紹興二十四年五月九日に知南外宗正事となり、二十九年に趙氏一族をまとめた功により節鉞をもらっている。彼は三任、九年間その職にあったが三十一年六月急に退職し、翌年卒したという。士*（雪+リ）が貿易に関与したことについては宗室の官吏として不名誉なことと考えてか何も記されていない。知宗の期間だけは明記されており、二十四年五月より三十一年六月までで、九年と記されてあるが、実質は七年一ヵ月にしかない。趙士*（雪+リ）の前任の趙士瑀についてについてみると紹興十八年七月五日ごろ知宗に任じられており（『宋会要』職官二〇の三九）、二十三年十一月乙亥に在任のまま卒している（『要録』一六五）。士*（雪+リ）がこの直後任に就いたとすると、二十三年末から三十一年までで足掛九年になる。彼の退職については（後述）『要録』巻一八八の

紹興三十一年二月甲子の条に「知南外宗正事士劇（*（雪+リ））並罷」とあり、『宋会要』職官二〇の大宗正司の同日の条には士*（雪+リ）の名は記されていないが、南外宗正官の罷免のことが記されており、三月六日に後任が任じられている。従って士*（雪+リ）が罷免となったのは三十一年二月二十一日となり、彼は、二十三年末～二十四年から三十一年二月二十一日まで、その任にあったことになる。

二、趙士*（雪+リ）と貿易

さて、趙士*（雪+リ）がこの知宗在任中に貿易に関与していたことは、次にあげる知泉州范如圭の罷免をめぐる記事などから明らかになる。まず朱熹『朱文公文集』巻九四の范如圭の墓記には、

（紹興）二十九年秋、起知泉州、十月到郡革弊、抑強人方受其賜、而貴勢不以為便、俄有旨與宮觀、理作自陳、越明年正月始被命、即日罷歸……六月乙丑卒。

とある。これによると范如圭は二十九年に知泉州（『要録』一八二、六月甲戌）となり、赴任して州政の弊害を革めたところ、不満を持つ権勢家から圧力がかかり突然罷免になったという。彼を罷免させた者が南外宗正官であることは、藤田豊八博士が紹介する朱熹の前掲文集巻八九の范如圭の神道碑に次の様に記されていることから知られる。

南外宗正官寄治郡中、挾勢為暴、前守不敢詰、至奪賈胡浮海巨艦、其人訴於州於舶司者、三年不得直、占役禁兵以百數、復盜煮海之利、乱産塩法、為民病苦、公皆以法義正之、則大沮恨、密為浸潤以去、公遂以中旨罷。

ここに南外宗正官の名前は記されていないが、宗正官が（知宗）趙士*（雪+リ）であることは、范如圭罷免の時期が士*（雪+リ）の宗正官在任中であることから明らかとなる。右の記述によると宗正官の趙士*（雪+リ）は泉州で横暴を振っていたが前知州はこれを黙認していた。このため彼は賈胡の巨艦を奪うに至った。そこで賈胡はこれを知州や提挙市舶に訴えたが、三年経ても回答が得られなかった。また彼は禁兵による占役や塩の乱産などを行って人々を困らせていた。そこで知州范如圭が法によって正すと彼はこれを恨み密かに范如圭を罷免させる様に計らい、罷免させてしまったというのである。この様に士*（雪+リ）は泉州で横暴行為をしているが、ここでは賈胡の巨艦を奪ったことについていささか考察を加えてみたい。

この巨艦の持主は「賈胡」とあるので中国商人ではなく外国商人つまり蕃商である。紹興年間には蕃商の往来が多く泉州にも蔡景芳や蒲囉辛等の蕃商が乳香を持参し、多くの利益を州にもたらしていた。士*（雪+リ）もこれらの蕃商達と交易していたのであろう。そして士*（雪+リ）は蕃商との取引きに支障をきたしたためか、強制的に蕃商の巨艦を没収したのである。おそらく彼はその艦で貿易を行っていたと思われる。知宗が船を所有する例は士*（雪+リ）に限らず、知西外宗正官趙士衍にもみられる（後述）。ともあれ、

船を没収された蕃商は知州や提挙市舶に訴えたが回答は得られなかった。この様な士*（雪+リ）の不法行為に対して州の官吏は黙認しており、これを問題にしようとした范如圭は逆に罷免させられる結果となったのである。とすれば知宗士*（雪+リ）は州の官吏の口を封じたり、罷免させたりする程の権勢を有していたことになる。

次に『宋史』卷一八〇食貨志錢幣の記述をみると、

紹興末、臣僚言、泉広二舶司及西南二泉（宗）司、遣舟回易、悉載金錢、四司既自犯法、郡県巡尉、其能誰何。

とあり、『文献通考』卷九錢幣にもほぼ同文の記載があるが、そこでは泉司が宗司とあり、泉は宗の誤まりであろう。また遣舟は建州となっているが、これは遣舟で誤りなからう。いずれにせよ右の記述には紹興末とあるので、南外宗正司は趙士*（雪+リ）と考えられる。西外宗正司は『淳熙三山志』卷二五、西外宗正官に、趙士衍が紹興二十一年から三十一年までその任にあるので、士衍に間違いはない。すると西・南京正司の士衍と士*（雪+リ）は泉州と広東の提挙市舶と共に舟を遣わして回易し、禁を犯して金錢を載せているが、郡県官吏はどうすることも出来ないとある。つまり銅錢を流出して回易をしているのである。当時は銅錢の流出⁽⁹⁾が厳しく禁じられており、紹興二十八年の規定をみると「諸以銅錢蕃商博易者、徒二年千里編管…凡經由透漏巡捕、州県知通…市舶司…並減犯人一等」（『要録』一八〇、九月辛未）とある如く蕃商と銅錢で交易しただけで罰せられたし、監督所管の知州以下市舶司も罰せられた。また乾道年間にも三仏齊が銅瓦三万斤を鑄することを願い出た時も禁を犯すとして許していない程であった（『攻媿集』八八、汪大猷の行状）。この様に当時は、銅錢ならびに銅の鑄造に対する規定が厳しかったのである。しかし銅錢は諸外国が求望していたものであるから、持ち出すことが出来れば大きな利益を得ることが出来た。士*（雪+リ）と士衍は銅錢流出を監視すべき提挙市舶と共謀しており、かつ知州は黙認しているのであるから銅錢を容易に待ち出すことが出来た。そして彼らは自らの船で交易し大きな利益をあげていたものと思われる。この場合、士*（雪+リ）だけでなく西外宗正官の士衍もまた自ら貿易を行い、更に当時の貿易の中心港である広州と泉州の両州の提挙市舶が彼らと共謀したのであるから、厳しい禁令下にあってもかなり自由に貿易が出来たわけである。最近泉州港で宋末のものと思われる船と積荷が発掘された。その中に銅錢が五百四枚もあり、中唐錢三十三枚、北宋錢三百五十八枚、南宋錢七十枚でその下限は宋末の咸淳元宝である（『文物』一九七五年第一〇期、一一三五頁）。この様に多くの銅錢が発見されること自体、銅錢を用いて諸外国と貿易が行われていたことを示すものといえよう。

さて右の資料に「遣舟回易」とあるが、回易とは政府が軍事費や官費を捻出するために官錢や公の物資を用いて国内で交易し、その利益をそれらの費用に充てるもので政府が公認していたものである。しかしこの場合の回易は銅錢と提挙市舶が関わっているので回易先は海外諸国となる。宋代では政府が蕃商から品物を買うことはしたが外国へ舟を遣わし

て回易する例はみられない。ただ羅大経『鶴林玉露』巻二「老卒回易」に回易の例があり、これは回易使と偽称して交易を行っている。即ち武將張循王（張俊⁽¹⁰⁾）は一老兵に五十万貫を託し、老兵はそれで船を造り、中国の物資を持って外国に行き、回易使と偽称して外国の君臣に会い厚遇され、綾錦と名馬、珠、香葉と交換して数十倍もの利益を得たというのである。この回易は政府が行っているのではない。この様に士*（雪+リ）の場合も回易と称して私的な貿易を行っていたものと思われる。

以上、士*（雪+リ）が福建提挙市舶と共に銅銭の流出を行ったことを述べてきたが、つぎに当時の福建提挙市舶についてみてみたい。士*（雪+リ）が知宗になる直前の紹興二十二年八月に張子華⁽¹¹⁾が福建提挙市舶となっており、同二十三年八月には広東提挙市舶に就任している。張子華は提挙市舶在任中に宰相秦檜や秦熺、鄭時中等に貿易の珍品数千緡を賄賂として贈り、かつ私腹をこやしたとして二十七年二月に家財を没収されている。次に提挙市舶になったのは鄭震⁽¹²⁾である。彼は二十五年八月二十一日にはすでに在任していることから、士*（雪+リ）の知宗在任中の提挙市舶であり、かつ士*（雪+リ）が蕃舶を奪った事件を黙認した提挙市舶である可能性もある。范如圭の罷免が二十九年で、それ以前蕃商が舶司に訴えて三年経ても回答がないという記述から考えると、士*（雪+リ）の蕃舶強奪が二十五年頃と思われるからである。この鄭震も二十三年二月に両浙提挙市舶となり、ついで福建提挙市舶に就任している。彼は州県の官を経ないで提挙市舶という地位に不当に就いたことや貿易品の半分を着服したことが発覚し、二十五年十一月に新任の知巖州を罷免されている。これは秦檜の死後、秦檜派が弾圧された際に、張子華や鄭震も一連の弾圧を受けたものと思われる。いずれにせよ当時の福建提挙市舶が中央政界と結びついていたことを示すものといえる。なお提挙市舶に二度就任することは貿易の実績をあげた場合とか、中央政界と結びついた時などにみられるもので通常行われたものではない⁽¹³⁾。張子華や鄭震も宰相等と結びつくことによって再任されたものと思われる。これ以後の福建提挙市舶については人名はわかるが、在任年次等詳しくわからない⁽¹⁴⁾。いずれにせよ当時の提挙市舶の綱紀が乱れており、士*（雪+リ）の貿易行為に対して協力こそすれ、これを制する様なことはなかったものと考えられる。

以上のほかにも知宗が貿易を行いうる有利な条件があった。それは知南外宗正丞（副官）が通判⁽¹⁵⁾であったことである。紹興年間には通判を提挙市舶の補佐とし、実務を行う様に任じている。紹興十一年には銅銭の流出を防ぐために通判を充てており（『宋会要』職官四四市舶、十一月二十三日）、また二十一年にも提挙市舶を補佐することにして（同書七月八日）。これは淳熙年間のことではあるが、周必大『周益国文忠公文集』巻七二、江文叔の墓誌銘に「（淳熙）通判泉州兼南外宗正丞…大商王元懋因押解、例輸白金、君峻却之」とある。江文叔のはちに広東提挙市舶になった人であるが、通判兼南外宗正丞のとき、大商王元懋を押解した際、王元懋は賄賂として白金を出したが、江文叔はこれを退けたというのである。この王元懋は『夷堅三志』己六巻にも記述があり、彼は占城に行き巨万の富を為して帰国後、淳熙五年頃に貿易経営をしていた大商人である。こ

の商人を知宗の副官が取締っていることは興味深い。また袁燮『絜齋集』卷一八の石範の墓誌銘にも「諱範、通守泉南兼南外宗正丞又佐舶司」とあり、嘉定年間の記述であるが、やはり南外宗正丞が提挙市舶を補佐している。この様に知宗の副官が貿易の実務を行っていることは、士*（雪+リ）の如く長官自ら貿易を行っている者にとっては何かと有利であったに違いない。

三、宗室と官吏

宗室の不法行為に対して知州はこれを黙認し、手を下せない状態であったことをみてきたが、宗室には州県官吏を黙認させたり、罷免させる程の特権を実際に有していたのであろうか。その具体例をみてみたい。

北宋末のものであるが、『宋会要』職官二〇敦宗院に「大觀三年三月二十三日、宗子之在都、或輕犯法、吏弗能禁、民以為擾」とあり、宗室の犯罪を官吏は裁くことが出来ないため民は困窮したとある。また陳寔が淳熙二年に主管南外睦宗院になった時、泉州在住の宗室が平民をおびやかし、平民は直を求めない状態をみた陳寔は、その横暴の取締りを知州ではなく知宗趙不敵に頼んでいることが、陳宓『竜図陳公文集』卷二三の陳寔の行状に「淳熙二年遷主管南外睦宗院、清源（泉州の県）大郡姦究所集、惡少無頼、挾宗室之勢、以陵駕平民、民不敢求直、公曰宗正趙公不敵、嚴為陪涉之禁、以脱其爪」とあることからわかる。この様に一般官吏には宗室の行為には干渉出来ないばかりか、裁く権限すら持たなかったことは、安撫使の如き高官においても同じで、朱熹『朱文公文集』卷八八の呉芾の神道碑に「改知紹興府充兩浙東路安撫使、始至宗室子有橫於市者、公致之獄、宗正司遣吏索之、相持**（言+凶）、公即自劾、以聞詔公無罪」とあり兩浙東路安撫使呉芾が宗室の横暴を取締ると、宗正司から圧力がかかり呉芾は自らを劾した。しかしこれを聞いた朝廷は呉芾を無罪としたというのである。しかしこれは特例であり一般には安撫使すらも宗室に対しては権限外であったことがわかる。

ここに宗室が海賊行為をおこなった記述がある。知泉州真徳秀は嘉定十一年に大規模な海賊平定を行い賊首趙*（文+巾）郤以下五百人と八船⁽¹⁶⁾を捕えた。一方、陳郁『話腹』には、真徳秀が捕えた賊首でかつ宗室である趙を処分する話があるので、この趙は趙*（文+巾）郤と同一人物であると思われる。この宗室趙を真徳秀がどの様に処分するかが人々の関心を集めたらしく『話腹』によると、真徳秀は海賊達を死罪とし、最後に残った趙に対して「西山（真徳秀）呼趙問之、趙称宗室不絶、西山曰宗室為賊首、則非宗室矣、宜正以王法決」といって、宗室が賊となれば宗室ではないとして趙を処罰したというのである。通常、知泉州が宗室を処罰することは出来ないし、ましてや一般の人々は手も下せない状態であったので、右の記述は彼の断罰に対して驚きと称讃をもって書かれたものであろう。この場合、知州は海賊なるが故に処罰も出来たが、宗室が犯す数々の不法行為については知州は権限外であった。以上の様な事例からみると、士*（雪+リ）や士衍は単なる宗室

ではなく知宗である故に、その特権を利用すれば、州県官吏や提挙市舶などは全く手を下すことは出来なかったとみられる。そこに彼らが公然と銅銭をもって、私的貿易を行いうる立場にあったのである。知宗が貿易を行うからには、一般の宗室達も知宗と同様に貿易に関与する者も多かったと想定することは可能である。なお、紹興年間という、泉州貿易が最も盛んな時期であり、泉州の宗室達もまた私的貿易によって多くの利益をあげていたと見られる。

四、士*（雪+リ）、士衍の罷免

趙士*（雪+リ）と趙士衍はついに貿易行為が発覚し、紹興三十一年に罷免される。その経過が『要録』巻一八八の紹興三十一年二月甲子（二十一日）と『宋会要』職官二〇の三〇の同日の条に記されている。まず『要録』についてみると、

知西外宗正事士街（衍）…知南外宗正事士劇（*（雪+リ））並罷。会士街（衍）強市海舟、為人所訴、右諫議大夫何傅奏其事、因請申嚴兩宗司、興販蕃舶之禁、不惟官課增、而民業広、庶幾銅錢出界之令、可以必行…

とあり、この記述は人名の誤記が目立つ。士街は士衍である。士衍と士街とは別人で⁽¹⁷⁾、両人は兄弟であり、士街は知大宗正事にもなった人である。士劇も士*（雪+リ）で『要録』ではこの個所だけが士劇となっている。さてこの両人は罷免となるのであるが、それはたまたま士衍が海舟を強市したことを訴えられたことによる。士*（雪+リ）の行為については具体的に記されていないが、何傅が両宗司に申ねて厳しく番舶の興販を禁ずることと、銅錢出界の令を守らすべきであることを述べていることから、士*（雪+リ）も同罪であったことがわかる。『要録』によれば続けて大宗正司はこれを重視し後任を厳選し、かつ今後は知宗に武官ではなく文官を任ずることとし、士初と子游を後任に充てている。

両人の罷免の発端となった士衍の海舟売買については『宋会要』職官二〇の三〇に詳細に記されているのでみてみよう。

紹興三十一年二月二十一日、詔令大宗正司選保明宗室二員、代西南外兩司見任人 先是臣僚言…比有漳州百姓黃瓊商販南番、其父客死異郷、物貨並已乾没、空舟來歸、所有逋負、官司追索、估売其舟、知宗士衍借名承買、必有委曲、小人迫切、不能訴於州県監司、此所以不遠數千里、銜冤抱枉投匭而赴愬、此聞朝廷行下本路提刑、雖先給還其舟、而前人所負倍稱之息、蓋有未易償者、如此則是舟必折而入於知宗之家、巨恐小民無以自免、乞令有司立法、如兩宗司今後興販番舶並有斷罪之文、并画降每歲往泉南、議事指揮、亦乞寢罷、況兩司知宗在任年深、欲乞別選宗英往代其任故也。

とある。右の記述を要約すると「朝廷は大宗正司に命じて西南外宗正司の後任として二人を厳選させた。臣僚が言うに、漳州の百姓黄瓊は南蕃貿易をしていた。彼の父が異郷で死去し荷物は奪われ空船で帰ってきた。負債を調べた官吏がその舟を売り、知宗士衍が他人名儀で買った。黄瓊はこの処置を不満とし朝廷に直訴した。提刑司が調査した結果、黄瓊

が倍称の息を払わなければ舟は知宗のものとなる。そこで両宗司に番舶興販の禁令を出すこと、そしてこれを徹底するために毎年泉州に行き取締ること、更に知宗の在任年次が長いので、彼らを罷免させ後任を厳選すべきであることを願い出た。」というのである。そこには海外貿易の一型態が記されているといえる。商人が資金を借りて貿易を行う際の利息等⁽¹⁸⁾についての記載は朱彧『萍州可談』巻二にもみえる。「商人挙債総一倍、約舶過廻償、住蕃雖十年不帰、息亦不増、富者乗時畜繒帛陶貨、加其直与求債者、計息何啻倍蓰、広州官司受理有利債負、亦市舶使專敕、欲其流通也。」とあり、これは北宋の記述であるが、広州商人が貿易資金を借りると、すべて利息は一倍（十割）で商舶が帰還したら元利と共に返却することを約束する。もし住蕃して十年帰らなくても利息は増さない。富者は帛陶等を加えるとその利息は数倍になる。広州の官吏は契約通りの利息負債を調べ、市舶使はその流通を行うとある。これらのことは南宋期においても同じで黄瓊の例にみられた通りである。黄瓊の場合も貿易の失敗により空船が帰ってくると、すぐに官司がその負債を調べ舟を売りに出している。このことは彼が貿易資金を可成り多く借りていたからであろう。その利息は「倍称之息」で元金の十割である。黄瓊はこの負債を返却出来ず舟を手離すことになり、知宗士衍が他人の名で買上げたのである。これは原則として官吏は表面上、商業行為を許されていなかったからであろう。しかしこの場合、士衍が貿易の出資者であり、その代償に元利として舟を取り上げたとは考えられないだろうか。士衍は前述した如く貿易を行っていることから、黄瓊の背後に士衍がいたことが十分に考えられる。

一方、不満を持つ黄瓊は朝廷に直訴しこの事件が発覚するわけであるが、一商人が直訴することは稀である。黄瓊は父の代から貿易を行っており、州の事情にも詳しく多分士*（雪+リ）が以前蕃商の巨艦を強奪したことも知っており、その結果がどうなるかも知っていたが故に直訴したものと思われる。この事が発覚しなければ士衍は知宗という特権で貿易を行っていたのである。さて調査した提刑司は知宗の蕃舶興販の禁令と、これを徹底するために毎年泉州に官を遣わして監視するという強行策を出している。このことはこれまでに士衍・士*（雪+リ）が貿易をいかに大きくやっていたかを示すものである。また西外宗正官の士衍が行っていることは、士衍だけでなく福州在任の西外宗室も泉州で貿易を行っていたことをうかがわせる。

この様にして士*（雪+リ）は八～九年の、士衍は十年間の知宗を退くことになるが、果して右の処置をもってこれ以後宗室が貿易に関与しなくなったとは考えられない。南外宗室の人数が増加していることや宗室の経済的な貧困からも、宗室の貿易はむしろ多くなっていったと考えられる。

五、祈風と宗室

知南外宗正官が私的に貿易を行っていたことを述べてきたが、次に公的な立場で貿易に関与した祈風についてみてみたい。

祈風とは航海の順風と安全を祈るもので年に二度、船の出入の時期にあたる四月と十一月頃に泉州では、知泉州が主礼者となり、九日山で行われた。そしてこの祈風を行うと期日、参列者、廟名等を岩に刻むならわしであったらしく、その碑文が現存している。この碑文は『閩中金石略』巻四等にも収録されているが、近年・宋晞（「宋泉州南安九日山石刻之研究」『學術季刊』第三卷四期一九五五年、『宋史研究論叢』一九六二年所収）、呉文良（「泉州九日山摩崖石刻」『文物』一九六二年一期）の両氏が各々現地調査を行い未解読であった個所を大巾に解読している¹⁹。しかし碑文の摩滅がひどく、宗全なもの少ないために両氏の解読が異っている個所も多い。

祈風碑文は十点現存しており、北宋の崇寧三年のもの一点（呉氏による。宋氏は、祈風とはしていない）を除く九点は南宋のもので、淳熙元年（一一七四）、十年（一一八三）、戊申（淳熙十五年一一八八）の四月と十月、嘉泰辛酉（元年一二〇一）、嘉定癸未（十六年一二二二）、淳祐癸卯（三年一二四二）、丁未（七年一二四七）、宝祐丁巳（五年一二五七）、戊午（六年一二五八）の紀年をもつ。このうち淳熙元年、十五年、嘉定十六年の三点は参列者の名前だけしか記されていないが、他の七点には職官名も記されている。

さてこの祈風の参列者をみると、知宗が参列している。一例をあげると「淳熙十年…郡守司馬仍、同典宗趙子濤、提舶林劭、統軍韓俊、以遣舶祈風于延福寺…」とあって知宗は主礼者知州の次に記されており、次に提挙市舶、統軍と続いている。南宋の祈風碑文九点中四点に現職の知宗の名がみえる。前述の趙子濤、淳熙十五年の趙公迴、嘉定十六年の趙善駟（欠席）、淳祐三年の趙師恕（欠席）がこれである。そして知宗が欠席する時には「淳祐癸卯…宗正徽猷趙師恕、適扨開國命・弗果至也」と欠席の理由が記されていることから、知宗は原則として祈風に参列することになっていたことがうかがえる。

すると知宗はどのような職務で参列していたのであろうか。祈風に参列した人々の職官をみると、知州（主礼者）、提挙市舶とその属僚（貿易の事務）、統軍（海賊等の取締）や知県・通判等貿易に関係ある者が参列している。知宗の場合、直接貿易の職務を行っていたか明らかに出来ないが、泉州に在住する高官として国家的典祀に参列していたものと思われる。宋代の海外貿易は朝廷の強い統制下にあり、輸入品は専売であり、かつ香薬珍宝の類は天子直属の内蔵庫に収められた。このような貿易の性質上、朝廷に関係の深い知宗にとって貿易には特別の関心があったのであろう。更にもう一つの理由として、南外宗室の財政問題があげられる。これは紹定年間であるが、朝廷から南外宗室に与えられる生活費は泉州貿易の利益の一部から支給されている。真徳秀『真文忠公文集』巻一五「申尚書省乞撥降度牒添助宗子請給」に「朝廷兩項度牒亦不復給、而止撥提舶司錢二万二千四百餘貫」とあって朝廷は従来の度牒（八十道、六万四千貫）の支給をやめて提舶司錢から二万二千四百貫を支給しているのである。当時の泉州貿易の利益額は同文集に「嘉定間某（真徳秀）在任日、舶稅收錢猶十餘万貫、及紹定四年纔四万餘貫、五年止收五万餘貫。」とあり、紹定年間の舶税は少なく四～五万貫であったが、そのうち二万二千四百貫を朝廷は南外宗室に支給している。これは舶税の半額にあたる。このような状況をみると、知宗にとり泉州貿易

の繁栄は宗室の生活費にも影響を及ぼすことから、祈風には積極的に参列したものと思われる。紹興年間の碑文が残存していないので明らかに出来ないが、知宗趙士*（雪+リ）も祈風には列席していたに違いない。すると趙士*（雪+リ）は公的な立場で、他方では自分の貿易という私的な立場で祈風を行っていたものと思われる。

さて、この祈風碑文の人名をみると趙氏の多いのが目立つ。（別表、「祈風碑文中の趙氏」参照）。南宋の碑文中約七十六人の名が記されているが、そのうち趙氏は十八人を占める。知宗四人、知州兼舶一人、舶*（巾+莫）一人で、あとの十二人には職官名が記されていない。この中には貿易関係者として個人的に参列していた人もいると考える。ここに趙汝适（宋氏は趙汝口とする⁽²⁰⁾）の名が見えるのは興味深い。この嘉定十六年（一二二三）の碑文には職官名が記されていないので明らかに出来ないが、趙汝适とすると、彼は二年後の宝慶元年（一二二五）九月に名著『諸蕃志』を著わし、自序に「朝散大夫提举福建路市舶」とあり、また『八閩通志』卷三〇と『同治福建通志』卷九〇の提举市舶司の嘉定年間に趙汝适の名がみえることから、この時には提举市舶として参列していたことが考えられる。ただこの碑文で疑問に思うことは彼の参列者の順位が知州、通判、主管南外睦宗院等の人々に続き、十七人中十五番目にその名があることである。もし当時彼が提举市舶でかつ朝散大夫（従六品）位の高い官位を持っていたとすれば、当然知州の次に名を連ねるのが通常である。それが最後の方にその名があることは彼が提举市舶ではなく、個人として参列していたことも考えられる。また宋氏が趙汝口、と解説していることは、趙汝适と別人であったのかもしれない。その点多少問題があると思われる。次に呉氏によると趙善駟が三度出てくる。淳熙十五年の四月と十月（宋氏は、いずれも駟を*（𠂔+木）とする。）と嘉定十六年である。同一人物であるとする、淳熙十五年～嘉定十六年まで三十五年間あり、淳熙年間には個人として、三十五年後には欠席しているが知宗として参列することになっていた。するとその間貿易に関与していたことも考えられる。また趙夢竜が宝祐五年（宋氏は□□竜とする）と六年に名が記されており、職官名が記されていないことから彼は個人的に参列していたものと思われる。この他にも多くの趙氏が参列していることは宗室の貿易への関心の深さを示すものであろう。

祈風とは直接関係はないが、南宋期に福建提举市舶に就任した人を地志や文集等から抽出してみると約百人余りになる（兼舶も含める。）その中で趙氏は十五人みられ中期以降には十二人⁽²¹⁾を占めている。一方泉州とならぶ広東提举市舶の人名をみると八十二人みえ、趙氏は七人⁽²²⁾と少ない。また知泉州の趙氏は十一人と多く、知広州は四人である。これは単に数量だけの比較であるが、同じ貿易港でも広東には宗室が在住していなかったためか趙氏は少なく、泉州の提举市舶、知州に宗室が多いことは、泉州の特色である。またこの現象は貿易の面でも宗室の勢力の影響が広東よりも大きかったことをうかがわせるものである。

おわりに

南外宗正官趙士*（雪+リ）の蕃商の巨艦強奪や銅錢の流出、西外宗正官趙士衍の蕃舶の興販等、彼らが半ば公然と私的な貿易を行っていることをみてきた。この様なことを成し得た背景には泉州には南外宗室、福州には西外宗室という宗室の大きな集団があり、両人はそれぞれを代表する知宗であったことが指摘されよう。しかも知宗の権限は強く、彼らの不法行為は朝廷や大宗正司に届かない限り、州県官吏は勿論のこと安撫使、提挙市舶すらも干渉することは出来なかった。これは知泉州范如圭が趙士*（雪+リ）の横暴行為に対してこれを裁こうとして、趙士*（雪+リ）によって罷免させられている事実からも明らかである。また両知宗自ら貿易を行っているのであるから、宗室達もまた貿易を行っていたことは十分考えられ、祈風碑文に趙氏の名が多くみられる如く、宗室の貿易への関心は極めて強かったといい得るであろう。

士*（雪+リ）、士衍の罷免により宗室の貿易行為が厳しく規制されたとはいえ、泉州には年毎に増加する南外宗室が在住し、かつ朝廷より支給される宗室への生活費は少なく⁽²³⁾、法を冒して貿易行為を行う者が多かったとみられる。

この様な宗室の貿易行為は泉州貿易にどのような影響を及ぼしたのであろうか。この問題は今後に残された課題であるが、結果的には宗室の貿易は泉州商人を圧迫し、更に泉州貿易の衰退にも影響を与えたのではないかと筆者は考えている。士*（雪+リ）、士衍が罷免された時、知宗の貿易行為は「不惟官課増、而民業広」とある如く商人の活動を阻むものであった。また南宋後期の紹定年間になると、泉州商人が広東方面に移動していることが、真徳秀前掲文集に記されている。「富商大賈積困誅求之慘、破蕩者多、而発船者少、漏泄於恩広潮恵間者多、而回州者少、嘉定間某在任日、舶稅收錢猶十餘万貫、及紹定四年纔収四万餘貫、五年止収五万餘貫」。この記述は過重な南外宗室への生活費を泉州に課したために、泉州財政が困窮し、その影響が貿易にもあらわれたことを述べたもので、泉州の富商大賈に対する徴税がきびしいため、破産する者も多く、泉州より発船する者も少なくなった。そして商人達は広東に逃げて行き、泉州に戻らないので舶税も嘉定の十万貫から四～五万貫に半減したというのである。この様な泉州商人の広東への移動は宗室による州財政の緊迫が原因であるが、宗室達の貿易行為が商人の活動を圧迫し、宗室のいない広東で貿易を行う様になったと思われる。そのために舶税も少なく、泉州貿易の後退がみられる様になるのである。この様に考えていくと、南外宗室の存在が泉州貿易さらに州財政⁽²⁴⁾に与えた影響は、極めて大きかったものと思われる。

巻末に「九日山祈風碑文の趙氏」をつける。

《註》

(1) 藤田豊八「宋代の市舶司及び市舶条例」『東西交渉史の研究・南海篇』所収、昭和十八年

桑原隲藏『蒲寿庚の事蹟』(昭和十年岩波書店、のちに『桑原隲藏全集』巻五に所収。

昭和四十三年岩波書店) 石文済「宋代市舶司的設置與職権」『史学彙刊』一号、(一

- 九六八年)
- (2) 和田久徳「東南アジアにおける初期華僑社会(九六〇—一二七九)『東洋学報』四二—一、(一九五九年六月)。斯波義信「商人資本の形成—宋代における福建商人の活動とその社会経済的背景—」『宋代商業史研究』(一九六八年)所収。
 - (3) 藤田豊八前掲書三九一頁。
 - (4) 桑原隲藏前掲書一七九—一八一頁。
 - (5) 諸戸立雄「宋代の宗室に関する二、三の問題—特に兩外宗室を中心として—」『秋田大学学芸学部研究紀要、社会科学』第七(昭和三十二年三月)。趙士劇は*(雪+リ)で、本文四章「士*(雪+リ)、士衍の罷免」参照。
 - (6) 『建炎以来繫年要録』(以下要録と略す)、三〇。『宋会要』職官二〇の三八、同日の条。
 - (7) 『宋会要』職官二〇、『要録』の記述によると、南外宗正司は建炎元年八月一日に鎮江府に移り、三年十二月に泉州に移住した。西外宗正司は建炎元年八月一日に揚州、二年正月九日に泰州高郵軍、三年十二月二十日に福州に移り潮州に移る。四年六月八日に南雄州へ、紹興元年十月九日には湖州におり、二年に福州に定住した。大宗正司も建炎元年八月一日に江寧府、三年四月十四日虔州に、七月三十日に広州、紹興二年正月十四日に行在に移った。
 - (8) 真徳秀『真文忠公文集』卷一五「申尚書省乞撥降度牒添助宗子請給」
 - (9) 曾我部静雄『日宋金貨幣交流史』六一—九六頁(昭和二十四年宝文館)
 - (10) 『宋史』三六九張俊伝に「追封循王」とあり、周必大『周文忠公集』一八二「張循王賜第」に「張循王俊」とあるので張循王は張俊であり、紹興年間の武将である。林天蔚『宋代香藥貿易史稿』二二二頁(一九六〇年香港)にも説明はないが張循王は張俊としている。また回易について、『後村先生大全集』卷六二、外制に「郎仍翁宦為講回易、視舶司歲解捌倍、各轉一官」とある。仍と翁は提挙市舶が年に八倍の利益をあげているのをみて回易する様に講じたとあるが、舶司が回易をしたかどうかはこれだけの資料ではわからない。
 - (11) 張子華について『要録』一六二、紹興二十二年八月乙丑「右朝請郎添差通判平江府張子華提挙福建路市舶、子華叔猷子也」。また『嘉靖廣東通志』九、廣東提挙市舶に「張子華、紹興二十三年八月任」とある。罷免については『要録』一七三、紹興二十六年七月丁未「知撫州張子華目不識字、初以玩好結託時相、逐遷福建廣東兩路市舶、貪汚之声、伝于化外…詔並罷」とあり更に詳しくは、『要録』一七六、紹興二十七年二月丁未「右朝散大夫張子華除名勒停、送万安軍編管、仍籍没家財、子華嘗提挙広南市舶、言者奏其贓汚不法…濛又言、秦檜、秦熺、鄭時中、丁禩受子華所賂、計直皆数千緡」とあり、子華の中央政界との結びつきがわかる。また士*(雪+リ)とあるいは交流があったことも十分考えられる。
 - (12) 鄭震については『要録』一六四、紹興二十三年二月庚辰、「直秘閣主管台州崇道觀鄭震、提挙兩浙路市舶」とある。福建提挙市舶については一六九、紹興二十五年八月丙申、「宰執進呈直秘閣提挙福建路市舶鄭震劄子、占城国遣使齎致進奉表章方物并書信…」とある。罷免について一七〇、紹興二十五年十一月辛未、「直秘閣新嚴州鄭震…罷…震不歴州県、驟臘監司、頃為福建市舶、每有貨物、半入私帑」とある。同内容のものが『宋会要』職官七〇の四一、二十五年十一月二十七日の日条。このほかに政界と結びついて提挙市舶になった者に趙士鵬がいる。彼は兩浙市舶を二度歴任し秦檜秦熺に南海の珍物を送り、罷免となっている。(『要録』紹興十五年十一月丙申、二十七年十一月戊申の日条)。
 - (13) 貿易の実績をあげて再任した者に程祐之(『宋会要』職官六〇の二四、『閩中金石畧』四)、魯詹(張守『毘陵集』一三の五)等がいる。一般に再任の例は少ないが、地志や文集等で調べると南宋期で、再任された人は十六人おり建炎～紹興年間に十四人を占める。
 - (14) 二十七年三月に陳之渌が罷免(『要録』一七六、三月己巳)、黄績、何備、林之奇(林

- 之奇『拙齋文集』三、七、一五、一九。『諸蕃志』) などがいる。
- (15) 『乾隆泉州府志』二六「知宗正司事一員、丞一員以本州通判一人兼」とある。
- (16) 真徳秀『真文忠公文集』卷十五「申左翼軍正将貝旺乞推賞」に嘉定十一年海賊を拿捕した記述があり「一船八十餘人、而当賊之八船五百餘衆、賊舟高大如山…」と大規模な海賊団であった。また「申枢密院乞修沿海軍政」に「某昨守本州、自捕賊首趙*（文+巾）郤等…」とあり賊首は趙*（文+巾）郤であったが、宗室であるとは記されていない。
- (17) 士街は『宋会要』職官二〇の三〇、紹興二十九年三月十七日、三十年四月九日の条に知大宗正事とある。また士街と士街については、『宋会要』帝系六の二十、紹興二十年十二月四日詔宣州觀察使士街特許用兄士街所得回授一官…とあり、彼らは兄弟であったことがわかる。
- (18) 和田久徳「東南アジアの社会と国家の変貌」『岩波講座世界歴史』十三、(一九七一年) 四八八―四九頁参照。
- (19) 祈風については宋晞「吳文良「泉州九日山摩崖石刻」読後」(『史学彙刊』創刊号、中国文化学院史学研究所、台北一九六八年)。方豪「宋泉州等地之祈風」『文史哲学報』三期(一九五一年、後に『方豪六十自定稿』下冊に収める)は、宋晞の手録をもとに研究したものである。また劉銘恕「泉州石刻三跋」『考古通訊』(一九五八年六月)参照。
- (20) 吳文良前掲論文の図版一三「西峯上宋嘉定癸未題名石刻(拓本)」をみると、趙汝适と読める。しかし宋氏は趙汝口としている。
- (21) 趙奇(紹興七年茶事司兼任) 趙子鳴(紹興)、趙汝彘(紹熙)、趙汝儻(慶元、嘉泰)、趙盛(開禧)、趙亮夫(開禧)、趙不熄(嘉定)、*趙崇度(嘉定)、趙汝适(宝慶)、趙彦侯(紹定)、趙涯(嘉熙)知州兼舶。趙希楸(淳祐)、趙師耕(淳祐)知州兼舶。趙隆孫(宝祐)、趙孟傳(景定)の十五人で、*は、宗室とはっきりわかる人で五人。その他の趙氏も宗室であろう。
- (22) 趙師雄(紹興)、趙公紹(慶元)、趙伯鳳(嘉定)、趙汝倣(嘉定)、趙師楷(紹定)、趙汝佺(淳祐)、趙師光(宝祐)の七人。
- (23) この問題については、拙稿「南宋中期以後における泉州の海外貿易」『お茶の水史学』第二三号(一九八〇年四月)の表参照。
- (24) 註(23)参照

九日山祈風碑文の趙氏

	期日	趙氏	職官	碑文の人数	備考
1	崇寧3年8月(1104)	ナシ		3人	北宋期であるから趙はいない。 宋氏は祈風碑文としていない。
2	淳熙1年12月1日 (1174)	趙徳季		9人中趙氏は3人	
		趙幾孚(宋氏* (至+夂))			
		趙子張			
3	淳熙10年11月24日(1183)	趙子濤	同典宗	4人中1人	「乾隆泉州府志」26 知南外宗正官
4	淳熙15年4月 (1188)	趙公廻	(知宗)	6人中2人	「乾隆泉州府志」26の淳熙に人名あり。『宋会要』職官 73-16 慶元元年在任中。
		趙善駟(宋氏* (ㄣ八木))			
	" " 10月	趙善駟(宋氏* (ㄣ八木))		5人中2人	「乾隆泉州府志」27 紹熙に知宗として趙不邊あり。
		趙不桐(宋氏邊)			
5	嘉泰1年11月1日 (1201)	ナシ		8人中	
6	嘉定16年4月26日(1223)	趙如适(宋氏口)		18人中3人	趙如适は「諸蕃志」の著者
		趙與官			趙與官は『宋会要』職官 62-17
		趙善駟	(知宗)		欠席。『宋会要』職官 75-36 趙善駟は嘉定17年1月24日の条に在任中とある。
7	淳祐3年4月19日 (1243)	趙師恕	宗正	8人中2人	趙師恕は欠席。
		趙崇*(ト+皿)	舶*(巾+莫)		
8	淳祐7年11月21日(1247)	趙師耕	郡兼舶	1人中1人	
9	宝祐5年11月 (1257)	趙之父(宋氏趙師口)	宗正	10人中2人	
		趙夢竜(宋氏口口竜)			
10	宝祐6年4月12日 (1258)	趙夢竜		7人中2人	
		趙時*(イ+番)			

この表は原則として呉文良「泉州九日山摩崖石刻」『文物』1962-11 によった。宋氏と異なる人名には△印をつけた。

第三節 『諸蕃志』の著者・趙汝适の新出墓誌

はじめに

一、墓誌の録文

二、祖先について

三、趙汝适の経歴

- (1) 進士合格まで
- (2) 母の死去と知南劔州まで
- (3) 提举市舶と権泉州
- (4) 祈風石刻の趙汝适への疑問
- (5) 知南外宗正
- (6) 死去と埋葬

四、家族

おわりに

はじめに

『諸蕃志』は、南宋期に趙汝适によって著述された南海諸国に関する地誌で、海外貿易、交渉史にとって重要な資料である。『諸蕃志』については、これまで多くの研究者によって研究が進められてきた。ヒルトとロックヒルによる『諸蕃志』の英訳と訳註。⁽¹⁾ ペリオはこの訳註に対する書評と趙汝适の自序を紹介し、『諸蕃志』の成立年代を論述⁽²⁾した。馮承鈞氏は『諸蕃志校注』⁽³⁾を著し、和田久徳氏は『諸蕃志』と『南蕃香録』ならびに『島夷雜誌』との関係を論証した⁽⁴⁾。その他多くの研究者によってこの書は他方面に引用されている。

しかし、著者趙汝适については殆んどふれられてない。石田幹之助氏が『南海に関する支那史料』(昭和二十年、生活社)の中で次の様に述べているのがこれまでの研究状況である。「撰者趙汝适はどういう人かと云いますと、その事蹟がさっぱり分りません。『四庫全書総目提要』(巻七一、地理類四)は『諸蕃志』解題中に『宋史』の宗室世系表を引いてその系譜だけを掲げてありますが、それ以外には一向徴すべきものはありません。……趙善待という人の第五子であり、泉州の提举市舶になる前に臨安に通判たりしことがあるということが辛じて分るのみであります。」とある様に資料がないこともあって研究が進んでいなかった。

ところが、一九八七年に趙汝适の墓誌が浙江省臨海市で発見されたという報告が、徐三見氏によって発表された。「浙江临海市发现宋代赵汝适墓志」(『考古』一九八七年十期)と題するものである。しかし一頁の説明と墓誌の拓本写真一葉「宋赵汝适墓志拓本」が掲載

されているのにとどまる。

そこで本稿では墓誌拓本の写真にもとづいて全文を紹介し、墓誌の記述を文集や地志、『宋史』等から検討し、墓誌の資料的価値、問題点等を指摘しながら、趙汝适とはどのような経歴をもち、どのような人物であったのか等を考察してみたい。最後に九日山祈風石刻に記されているといわれている趙汝适についてもふれるつもりである。

一 墓誌の録文

趙汝适の墓誌は徐三見氏の報告によると、一九八三年、浙江省臨海市、大田区、岭外郷、岭外村に住む農民・錢元璋の家で発見された。墓はすでに壊されており、墓誌だけは現在、臨海市博物館に所蔵されている。この墓誌は高さ九九、巾六七、厚さ五センチのものである。墓誌について神田喜一郎氏は「墓誌とは、死者を埋葬するにあたって、多くの場合、方形の石に死者の履歴を刻し、その上に蓋とっておなじ大きさの石を重ね、それに死者の姓氏を刻し、墓穴の中に埋めたものである。……墓誌は久しく土中に埋められ、しかもその表面には蓋がおかれている関係上、文字の磨滅が少なく、大体字画の明瞭なのが特色⁽⁵⁾…」と説明している。趙汝适の場合、蓋は散失しているが、墓誌に刻まれた文字は磨滅も少なく明確な楷書で書かれている。一行三十六字で二十一行あり、全部で六三〇字を数える。明確とはいえ、一部磨滅、損傷しており解読出来ない字、また拓本写真のために不明瞭な字もあり、解読困難な個所もある。ここでは拓本の写真をもとに、墓誌の録文を記す。□は判読出来なかった字、□の中、右の字は前後の文章などから判読したもの。固有名詞の場合は調べて記した。

次に録文を書き下し文にした。書き下し文中の番号は、内容毎に附したもので、目次の項目と同じで、〔一〕先祖、〔二〕経歴（1）～（6）、〔三〕家族とした。また（ ）の中は筆者が補充したものである。以下、番号の順序にしたがって説明していきたい。なお、文中には重複を避けるために、汝适墓誌の記述を掲げなかった。

〔一〕 先君、諱は汝适。字は伯可。太宗皇帝八世の孫にして、濮安懿王六世の孫なり。曾祖、諱は士説。保順軍節度使・開府儀同三司・安康郡王たり。妣は向氏夫人。祖、諱は不柔。承議郎・通判潮州たり。銀青光祿大夫を贈らる。妣は郭氏・大寧郡夫人。考（父）、諱は善待。朝請大夫・知岳州たり。少保を贈らる。妣は季氏衛国夫人。

〔二〕（1） 先君は乾道庚寅（六年）三月乙亥（二十四日）に生る。紹熙元年、少保の遺澤を受けて、將仕郎に補せらる。二年銓して第一に中^{あた}る。迪功郎、臨安府余杭縣主簿を授けらる。慶元二年鎖試にて進士及第を賜い、修職郎を授けらる。

（2） 五年從政郎に循す。人使に応辨するを以て賞せられ、文林郎に循す。六年知潭州

湘潭縣丞たり。開禧元年、紹興府觀察判官と為す。三年奏挙を以て、宣教郎に改む。嘉定二年、知婺州武義縣たり。五年奉議郎に転ず。六年行在點檢贍軍激賞酒庫所主管文字に充てらる。八年任満にて、賞して承議郎に転ず。九年朝奉郎に転ず。二月通判臨安府たり。十一年四月、衛国の憂に^{あた}丁る。十三年朝散郎に転ず。十五年皇帝、受宝の恩もて、朝請郎に転ず。十六年知南劔州たり。十七年、朝奉大夫に転ず。八月、上登極の恩もて朝散大夫に転ず。

(3)～(4) 九月提挙福建路市舶に除せらる。宝慶元年七月権泉州を兼ね。

(5) 十一月知南外宗正事を兼ね。

(6) 三年六月、知安吉州に除せらるるも、未だ上らず、知饒州に改む。紹定元年二月朝請大夫に転ず。三年閏二月、旨を被りて、権江東提刑を兼ね。疾を以て、三たび祠請を^{たて}上まつる。三月乞う所に依りて、華州雲台觀を主管す。四年、寿明・仁福・慈睿・皇太后の慶寿の恩もて、朝議大夫に転ず。二月召されて、主管官告院と為す。七月疾に属し(かこつける)致仕するを乞う。丙申(十二日)卒す。享年六十有二なり。是年十月癸酉(二十一日)臨海縣、重暉郷、趙澳山之原に葬る。

〔三〕 陳氏を娶る。獻蕭、詹事にして、諱は良翰の孫、宝制侍郎、諱は広壽の長女なり。恭人に封ぜらる。先に卒すること一紀なり。子二人あり。崇縝は從事郎・嚴州司戸參軍たり。崇絢は從事郎・紹興府餘姚縣主簿^{かわ}たり。孫の必協は將仕郎。孫女は尚幼なり。先君、端方凝重にして、廉潔の口操^{かわ}、始終渝らず。子を教うるに義を以てす。方に家を理^{おさ}むるに法度有り。居官至る所に聲績有り。而れども壽は百年にあらず。哀痛極まり^な罔し。崇縝等は死を忍び、大事を^{ほうむ}襄る。未だ立言を銘するを^{せん}口^{これ}巧^{おさ}うに口及^{これ}？うに口及^{これ}？ばず。君子は敢えて、世系、官^{せん} = (豊の上部+？)、歲月を叙して石に書し、以て諸を^{これ}蔵^{おさ}む。幽孤の哀子・崇縝、泣血して謹記す。戚を忝けなくし、朝奉郎主管建昌軍・倦都觀陳、之を成す。諱を^{ふさ}填ぐ。王紹祖刊す。

ニ 祖先について

周知の如く、趙氏は宋代の創始者趙匡胤の子孫で宗室である。趙汝适も趙氏一族の子孫である。そのため祖先については明確に溯ることが出来る。汝适の祖先については、墓誌に記された記述以外に三点の資料をみる事が出来る。

第一は、汝适の父善待の墓誌銘である。袁燮『絜斎集』十七「朝請大夫贈宣奉大夫趙公墓誌銘」(「善待墓誌銘」と略す。)に先祖のことが記されている。⁽⁶⁾ 汝适の墓誌とほぼ同じであるが、善待の曾祖仲忽から記されている。

第二は、『宋史』二三一、宗室世系十七、商王房の世系に、宗治から汝适そして宋末までの系譜が記されている(表『趙汝适の系譜』参照)。宗室世系で注意を要するのは、汝字行

の人は三四〇五人おり、汝适と同名の者がもう一人いることである。もう一人は太宗第七子楚王元偁の八世にいる（『宋史』二三三、宗室世系十九）。この様に同名の者が同世系にいるので、直系を明確にしてないと、名前だけでは混乱する。また祖父不柔と同名の者（『宋史』二二九、宗室世系十五）、父善待と同名の者（『宋史』二二四、宗室世系十）もいる。

第三は、『四庫全書総目提要』七一『諸蕃志』の解題に系譜が記されている⁽⁷⁾。文中の簡王元份房の簡は商であり、福州は泉州の誤りである。また、同書提要の卷一三五に汝适の子、崇絢が著した『雞肋』の解題に簡単な系譜⁽⁸⁾にある。

以上の資料を参照しながら、祖先をみてみよう。まず、趙汝适の字は伯可。諱は汝适。太宗八世の孫。太宗八世は排行で汝がつく。八世の汝字行の人は三四〇五人もいる⁽⁹⁾。太宗には九人の男子がおり、四男が商恭靖王元份である（『宋史』二四五）。その元份には男子が三人おり、第三子が有名な允讓で、墓誌にある濮安懿王である。『宋史』二四五に、

濮安懿王允讓、字益之・商王元份子也。…追封濮王、諡安懿…乃以王第十三子宗実為皇子。仁宗崩、皇子即位。是為英宗。

とあり、允讓は濮王と追封され、諡が安懿である。そして允讓の第十三子、宗実が仁宗の死後、五代目の皇帝、英宗となった。允讓は英宗の実父である。このことは子孫にとって名誉なことなので、墓誌にも濮安懿王と特別に記している。汝适の祖先は允讓の子、宗治であるが、第何子であるか記述がない。『宋史』二三一、商王房の世系に宗治以降の系譜があり、汝适の名もある。したがって允讓の子宗治から汝适までの系譜がはっきりする。つまり、太宗—元份—濮安懿王—宗治—仲忽—士説—不柔—善待—汝适となる（表『趙汝适の系譜』参照）。この様に、約二百五十年も溯ることができるのは趙氏であるからである。仲忽は善待墓誌銘に大師・岐王とある。次の士説は曾祖父である。『台州府志』九九、寓賢録の不柔に、

趙不柔、字正之、開封人。安康郡王士説之子。官至承議郎通判潮州。每悼其父死靖康之難、不樂仕進。紹興初、秦檜當国、避地天台、招之不出。

とあって士説は靖康の変の時、金と戦い敗北し戦死した。一族は疎属の宗室であったのであろうか、金への拉致は免れて台州に移住している。士説は死後、開府儀同三司（従一品）という高官を贈られている。曾祖母は向氏夫人。

祖父の不柔は前掲の『台州府志』にある如く、字は正之。承議郎（正八品）通判潮州（広東省）と職官が低いのは、不柔が父士説の死を悼み、秦檜の政策に反対し、招かれても出仕しなかったことによる。銀青光祿大夫（従二品）。祖母は郭氏大寧郡夫人。

父は善待。善待については前述した如く、詳細な墓誌銘が残されているので、彼の事跡は詳しくわかる。しかしここでは紙数の関係で、彼の経歴等については省略し、汝适に関係する事柄について述べたい。汝适の墓誌と善待墓誌銘とで、記述が異なるものが二つあり、その一つは善待の贈官少保であり、もう一つは母の卒年である。汝适墓誌には少保が二回記されているが、善待墓誌銘にはその記載がない。贈官とは死去してから授かる官であるが、生前の官に対比して与えられるものである。少保とは天子や皇太子に仕え、官品

も正一品と高く、臨時的なものであったが位の高い職である。この少保については、『宋元学案補遺』六九「参議趙先生善待」や、嘉慶『湖南通志』一一三、名宦等の趙善待の条にも少保の記載はない。善待の経歴をみると、彼は初め祖免の恩で官に補せられ、監四明作院となり、それ以後四明（明州）に住む様になる。隆興元（一一六三）年に進士になり、江陰縣通判や知吉州を経て知岳州となり、浙東安撫司参議となるも任地に行かずして、淳熙十五（一一八八）年に病没。生前は朝請大夫（従六品）であったが、宣奉大夫（正三品）を贈された。この様な善待の経歴からみて、少保という職官にはほど違い様に思われる。また善待に少保が贈られたら、名誉なこととして墓誌銘に書くはずである。この墓誌銘は善待の死後、三十年を経て妻が卒した嘉定十一年の直後に、長男汝述〔中大夫（正五品）、兵部侍郎〕の友人袁燮が書いたものである。

しかし一方、汝适墓誌では、汝适の長男崇績が、祖父の少保と、父汝适がその恩蔭で官に入ったことを伝えている。すると崇績は汝适の家に伝わる別な資料を使用したことも考えられる。善待が少保を贈官されたかどうかということは、小さな問題にみえるが、この墓誌の記述の信憑性ならびにその性質を検討する時には大きな問題となる。

次に、のちに提挙市舶になる汝适と関連性のあるものとして善待が江陰縣通判のとき、市舶務も兼ねている。善待は貿易上の不正行為をしなかったために、これまで高麗から来航する船が一艘であったのが、明年には六～七艘にもなったという。この時期は善待の経歴からみて乾道年間で、汝适は乾道六年に生れている。汝适が幼少の時、あるいは後に父から貿易の状況等を聞いたことも考えられる。母は季氏衛国夫人。善待の最初の夫人は崔氏で死去。汝适の兄弟の母は季氏夫人である。

善待は淳熙十五年に卒し、五男である汝适が十八才の時である。善待墓誌銘によると、五男五女で、嘉定十一年頃の職官は、長男汝述は、中大夫、兵部侍郎。次男汝達は朝奉大夫（従六品）、新知婺州。三男死去。四男汝遇は朝奉郎（正七品）監登聞檢院。五男汝适は朝奉郎（正七品）通判臨安府である。これらは母の卒年時の職官であるから、これ以降昇官している。更に善待一家全員が、進士に合格（後述）するという優秀な一家である。孫は六人中三人が死去。汝适の長男崇績（善待墓誌銘では鎮とあるが績の誤り。）と次男崇絢は進士をめざして勉強中とある。以上が汝适の祖先と兄弟等の系譜である。次に汝适自身の経歴について述べよう。

三 趙汝适の経歴

（1） 進士合格まで

汝适は乾道庚寅年三月乙亥（六年三月二十四日）に生れた。善待四十三才である。本貫であった開封は金の占領下に入っているため、本貫は記されていない。父善待が紹興二十四年に四明作院となって、四明（浙江省明州）に赴任して以来ここに住んだ。祖父不柔の

時に開封から台州に移住したことは述べたが、善待のときに明州に移住した。移住先を調べることは、科挙の解試（郷試）をどこで受験したかを調べるために必要になる。善待一家は明州で解試を受けて全員進士に合格していることが地志に記されている（後述）。

汝适は紹熙元（一一九〇）年、父の少保の遺沢で将仕郎になる。恩蔭は一般に二十才で入官した。汝适も二十才である。少保については前述した如く、墓誌以外の資料にはその記述がない。多少問題があると思われる。翌年の紹熙二（一一九一）年、第一に選ばれて迪功郎（従九品）臨安府餘杭県の主簿となる。五年後の慶元二（一一九六）年、鎖試で進士に及第し、修職郎（従八品）となる。汝适二六才である。

鎖試とは現職の官員が科挙の試験を受けることである。科挙に合格すると、恩蔭で官吏になった人より出世が早いために、進士をめざして鎖試を受けるのである⁽¹⁰⁾。趙氏宗室は一般の人々とは違い、鎖試でも問題が考慮されていた。但し趙氏といえども、このような優遇を受けることが出来るためには、一定の条件があった。『統資治通鑑長編紀事本末』六七「裁定宗室授官」熙寧二年十一月甲戌に、

中書樞密院言…願鎖廳應舉者、依外官條例、其祖免親、更不賜名授官、只許令應舉。

応進士者、止試策論、明經者止習一大經、試大經大義及策。

とあって、北宋の熙寧年間の規定であるが、鎖試を受ける者は、祖免の親の場合、進士は策だけでよかった。この様に恩恵に預かれるのは祖免の親までであった。祖免親とは五服（斬衰・齊衰・大功・小功・緦麻）以外で、緦麻より一まわり疎遠な親族のことで、ほぼ五世にあたる。喪に服するために五世が親族のためにする服として祖免という服があった。つまり五世の祖免のものまでは、恩恵に預かるが六世からは預らなくなった⁽¹¹⁾というのである。前掲書の熙寧二年十二月乙酉にも

詔、近制皇族非祖免以下、更不賜名授官、止令応舉。

とあって、ここでも非祖免以下の宗子は授官されず科挙に応じなければならなかった。すると汝适の場合はどうであったのであろうか。善待墓誌銘に父善待が入官する際、「公初以祖免、恩補官」とあって祖免とある。高宗から数えて彼は祖免になるのかははっきりしない。善待から溯って五世というと、濮安懿王となる。ともあれその子汝适は、非祖免である。すると汝适は宗室優遇を受けられないことになる。汝适は宗室という特別な枠ではなく、いくらか配慮されていたとはいえ、実力で鎖試によって進士に合格したことになる。汝适の兄達も同じ条件であるから、汝适兄弟は優秀であったのであろう。

さて、汝适は慶元二年に進士に及第している。宝慶『四明志』十、進士に、

慶元二年、鄒応龍榜…趙汝适 善待子

とあって墓誌の記述通りである。更に同書から、父、兄達の進士及第の記述を取り出してみると次の様である。

隆興 元（一一六三）年 趙善待

淳熙十一（一一八四）年 趙汝述 善待子

趙汝達 善待子

淳熙十四（一一八七）年 趙汝遇 善待子

とある。更に『延祐四明志』六、人物、兄弟同榜の条に、

趙汝述 弟 汝達

とあって、汝述と汝達兄弟でそれも同じ年に進士に及第するという名誉を記録に残している。父善待、兄汝述、汝達、汝遇、汝适と親子全員が解試を明州で受けて進士となっているのである。本来は本貫で受験しなければならないが、趙氏の場合、開封が金に占領されたため、移住した場所で受けている。前述した如く宗室という恩恵がなかった中での合格は、兄弟とも優秀であったことを示す。汝适の子、崇纘と崇絢は進士勉強中と善待墓誌銘にあったが、合格しなかったとみえ『四明志』『臨海県志』にも彼らの名前はない。進士及第は宗子といえども困難であったことがわかる。

ところで『四明志』の進士の条をみると、南宋の中期頃から、趙氏の名が異常に多い。例えば汝适が進士になった慶元二年には、進士合格者二十六人中、趙氏が九人と三分の一を占め、宝慶二（一二二六）年には、四十五人中、趙氏が二十四人と半数以上である。また乾隆『泉州府志』三三、宋進士の条をみても、嘉定四年は十七人中七人、七年は二十人中六人、宝慶二年には二十人中十人、紹定二年は十五人中六人、紹定五年は二十一人中七人、端平二年は十九人中七人と、趙氏の割合が三割から五割を占めている。この様に趙氏の進士及第が多いのは、都に近い明州や、南外宗正司が置れており、宗子の集団があった泉州という地域的なものなのか、またなぜこの様に異常な合格者を出す背景は何であったのか。宗室対策も含めて稿を改めて考えてみたい。

（2） 母の死去と知南劍州まで

汝适は進士に合格して三年後、慶元五年に従政郎（従八品）となり、更に人に賞せしめられたため、ランクが一つ上がり文林郎（従八品）となる。一年に二段階、官階が上っている。この間の実職は記されていないのでどの様な仕事をしたのか不明である。ついで慶元六（一二〇〇）年には潭州（湖南省長沙）湘潭県丞となる。この湘潭県丞については、陳良翰（汝适の妻の祖父）の神道碑に記されている。周必大『文忠集』六穴「敷文閣直学士陳公良翰神道碑」嘉泰元年に、

文林郎、新潭州湘潭縣丞 趙汝适

とあって、彼は慶元六年に任命されて翌年嘉泰元（一二〇一）年に在任中であることがわかる。一般に地志には縣丞など低い官の記述はないがこの場合、偶然に神道碑に記述があり、それが墓誌の記述と一致しているのである。なお『永樂大典』三一五〇の陳良翰の条にも、前掲書が収録されているが、趙汝适の名前が「趙适」とあって汝の字が脱落している。

次に汝适は開禧元（一二〇五）年に紹興府（浙江省）觀察判官となり、三年に宣教郎（従

八品)となる。そして二年後の嘉定二(一二〇九)年に知婺州(浙江省金華県)武義県となり、嘉定五(一二一二)年に奉議郎(正八品)となる。官階は上っているものの、従九品から正八品になるまでに二十二年もかかっている。しかも彼は進士に及第してはいる。彼が例外ではなく、南宋中期になると官階の上昇は難しかったことがうかがえる。

汝适は嘉定六(一二一三)年に行在(杭州)の點檢贍軍、激賞酒庫所⁽²⁾の主管文字となる。激賞酒庫とは三省樞密院管轄の酒庫で戦に備えたものである。八(一二一五)年に任満にて、承議郎(従七品)になり、九年に朝奉郎(正七品)に転じ、二月に通判臨安府となる。臨安府は南宋の都があった所であるから、この通判は彼にとって榮転である。彼がこの職にあったことは『宋会要』崇儒一の二〇、宗学に、

嘉定十年三月二十七日国子監言…通判臨安府事趙汝适有親子、崇纘^{ママ}崇狗(綯)。

とあって、嘉定十年三月には在任中であつた。善待墓誌銘にも「汝适・朝奉郎通判臨安府」とあり、官階も墓誌の記述と一致している。

ところが母衛国が嘉定十一年四月に死去し、彼は喪に服した。そして十三(一二二〇)年に朝散郎(正八品)に転じたと墓誌は記している。しかし、善待墓誌銘によると、母の卒年は十年四月とあり、汝适墓誌の十一年四月との間に丁度一年のずれがある。この点について考えてみたい。まず善待墓誌銘には卒年について次の様にある。

嘉定十年四月丁卯、終于弑卿之官舎、享年八十有三。…十一年某月丙午、祔葬于宣奉公之墓。弑卿既除喪、語某日、今無親也・豈不痛哉…

母は十年四月丁卯弑卿(汝述、兵部侍郎)の官舎で八十三才で卒し、十一年に夫善待の墓に祔葬したこと等を記している。この墓誌銘は、善待の死後三十年を経て母が死去し、その直後に書かれたものである。

一方汝适墓誌の方は十一年四月に卒し、十三年に朝散郎となっている。南宋期の服喪規定はどの様になっているのであろうか。『慶元条法事類』七七服制令⁽²⁾によると、母の喪^{しさい}は齊衰三年である。三年といっても足かけ三年で、十三月で小祥、二五月で大祥の儀式を行い、二七月で禫祭をし、翌月の吉日から喪が明けるのである。つまり実質二七月の服喪である。

この場合、十一年四月から二七月とすると、十三年八月以降に除喪となり、そのあと八月以降に朝散郎になるのは問題ない。

卒年について、両者の記述からは明らかに出来ないが、服喪は兄達も同じ条件であるので、汝述について調べてみると、興味深い記述が『南宋館閣統録』九に「同修国史」の項、ならびに「実録院同修撰」の項にある。両者は同文である。

趙汝述 嘉定十年十月以權兵部侍郎兼十一年三月爲眞仍兼。

趙汝述 (嘉定)十三年九月以刑部侍郎再兼十四年九月爲權刑部尚書仍兼、

汝述は十年十月に權兵部侍郎として同修国史の任にあり、十一年三月もなお兼任中とある。また『宋会要』選舉十八の十七に「嘉定十年十二月十二日兵部侍郎趙汝述言…」とあ

り、十年十二月も在任中であることがわかる。この様な記述から、善待墓誌銘の十年四月卒年は問題となる。なぜなら母が十年四月に卒すると、子は、齊衰で在職することはないからである。右の記述によると十一年三月まで任に就いていることから、母の卒年は墓誌の十一年四月ということになる。更に墓誌の記述が正しいことは、汝述が右の記述にある様に十三年九月に刑部侍郎として再び同修国史を兼任していることである。これは喪が明けるのが十三年八月であるから、除喪と同時に刑部侍郎となったことを示す。つまり兵部侍郎に就任してない時期、十一年四月から十三年八月までの二七ヵ月

が、服喪期間であったのである。『宋史』二四七趙汝述には、それが明確に記されている。

俄遷兵部侍郎、以母憂去服闋。改刑部侍郎、遷尚書。
とあって、兵部侍郎と刑部侍郎との間に母の服喪があったことを記している。汝述は尚書（長官）にまで、昇進している。さて、母の卒年についてみてきたが、善待墓誌銘は卒年の月日、場所、祔葬まで克明に記していながら、十年と誤って記している。この様なことから、汝述の墓誌がいかに正確で信頼性が高いものであるかをうかがうことができる。

次に汝述は嘉定十五年に皇帝の受宝の恩により朝請郎（正七品）となる。受宝については、『宋史』四十寧宗に「十五年春正月庚戌朔、御大慶殿、受恭應天命之宝…乙未、以受宝大赦、文武官各一秩一級、大犒諸軍。」とあって、寧宗は一月一日に天寿の宝を受けたので、十日に恩赦を行い官吏に一秩一級昇進させた。汝述も一級上がり朝請郎となったのである。そして十六年知南劔州（福建省南平県）となる。

汝述が実職についたのは臨安府通判の嘉定十一年以来、五年ぶりである。その間に母の丁憂があったものの、十三年八月には喪が明けており、その後も実職の記録がなく空白である。これはどういうことなのであろうか。汝述墓誌の最後の部分に、

広寿之長女、封恭人、先卒一紀矣。

とあって妻が死して一紀、十二年を経ている。これは汝述の卒年を起点としているので逆算すると嘉定十三年になり、この年に妻が卒したことになる。妻の服喪は、夫は杖期一年である。すると汝述は母の喪が明けた十三年八月以降に朝散郎となり、再び妻の喪に一年間服し、除喪してから、十五年一月に朝請郎となる。十一～十四年までは母と妻の喪に服していたために、実職の記述がないのであろう。この様にみてゆくと、服喪期間、除喪すると官階の昇進と、実に規則通りに行われており、宋代の職官体制の厳格さがうかがえる。

汝述は十六年に知南劔州となる。乾隆『延平府志』二二、知州に嘉定年間の最後に汝述の名がある。同書三四名宦に、

趙汝述、嘉定間知州事、博学通敏、剖断如流、黠吏不能困。沙峴巖前郷山。僻民悍盜賊、竊發^{ママ}據險立寨置帑庾、養士兵防之患、頓息。

『閩書』四四に同じ内容の記述があり、そこでは造は汝述とある。彼は博学で裁決も早い。盜賊退治に寨を作って帑庾（倉庫）を置いて兵を養って、退治したという善政を伝える。汝述は嘉定十七年に朝奉大夫（従六品）となり、同年八月に寧宗の崩御にともな

い、理宗が即位すると、登極（即位）の恩により朝散大夫（従六品）に昇進する。『宋史』四一理宗、嘉定十七年閏八月丁酉に「命子昀嗣皇帝位、大赦」とあって即位と共に大赦があったことを記す。それ故に汝适は年に二回の官階昇進となるのである。そして昇進一ヶ月後の九月、提挙福建路市舶となって泉州入りするのである。

（3） 提挙市舶と権泉州

嘉定十七年は汝适にとって躍進の年である。前述した如く知南劔州で朝奉大夫となり、理宗即位の恩で朝散大夫となり、九月には提挙福建路市舶となる。福建省の南劔州から泉州への赴任である。汝适は提挙市舶在任中に、権泉州を兼任（宝慶元年七月）し、更に知南外宗正事（宝慶元年十一月）も兼任する。提挙市舶の在任期間は知安吉州に任じられる（実際は赴任しなかった。）三年六月までであるから二年九ヶ月となる。

汝适が提挙市舶であったことは福建の地志にその名⁽¹⁴⁾がみえる。一例をあげると『八閩通志』三十、提挙市舶司の条に人名表があり、嘉定年間の最後に汝适の名がある。次が謝采伯で紹定年間任とあり、宝慶年間の人名が抜けている。墓誌によると、彼の在任期間は、嘉定十七年九月から宝慶三年六月までの二年九ヶ月であることがわかり、地志の空白部分を墓誌により埋めることが出来る。

汝适は提挙市舶在任中に、周去非『嶺外代答』⁽¹⁵⁾等を参考にして、名著『諸蕃志』を著している。この書が汝适をして有名にさせたのである。彼は提挙市舶である特権をいかして、泉州市舶司にある図籍を調べたり、蕃商から直接に南海諸国の事情や産物等を聞いたりして書いている。そのため諸外国への日程、距離等は泉州を出発点として記されている。彼は自ら序を書き、最後に次の様に記している。

宝慶元年九月日朝散大夫提挙福建路市舶趙汝适序

彼が任についたのは嘉定十七（一二二四）年九月であるから、丁度一年後の宝慶元（一二二五）年九月に『諸蕃志』を著したことになる。序に朝散大夫とあるが、墓誌にもこの時期は朝散大夫であり、墓誌の信頼性が高いことをうかがわせる。

彼の職官について厳密にみると、彼は二ヶ月前の七月から、権泉州を兼任している。するとなぜ序で、肩書きに「兼権泉州」と書かなかったのであろうか。権泉州の権について、梅原郁氏の研究によると⁽¹⁶⁾、位階が必ずしも高くない人が実職につく時には寄禄官を与え、かつ権の字を冠するきまりがあった。権には「仮の」「真より一級下」という意味があるとする。汝适の場合、知泉州より権泉州では低くみられるために公表をひかえたのであろうか。ともあれ彼は提挙市舶のほかに権泉州を兼任しているのである。地志等には汝适の権泉州の記述はない。南宋末期には、知州が提挙市舶を兼任する例は多くみられた。筆者は前に知州の提挙市舶兼任について述べた時、宝慶年間には趙汝适がおり『諸蕃志』自序から、知泉州を兼任していなかったことを述べたが、墓誌の発見により、兼任していたと訂正しなければならない⁽¹⁷⁾。

さて、汝适の権泉州の期間であるが、提挙市舶在任中に兼任とすると、宝慶元年七月から三年六月まで、約二年となる。丁度この時期に、別の知泉州が在任していることに注目したい。『永楽大典』八八四二、游九功の条に『建安志』を引用して次の様にある。

游九功……上（理宗）即位。除職知泉州。豪族有撓政者、必裁以法。賈胡犯禁、即縱之使去。嘗攝互市貨之出入、聽於司存、無毫髮私。

游九功は理宗即位後（嘉定十七年八月以降）、知泉州になった。游九功は豪族を法で裁き、一方、蕃商も禁を犯すと直ちに退去させ、交易上の貨の出入にも役所を重視して、少しも私物化しなかったという。彼の知泉州在任期間は、乾隆『泉州府志』二九名宦に「游九功、宝慶元年、守泉在郡以清嚴」とあって、宝慶元年に就任している。なお同書二六の知州事で年代の明らかな人を掲げると、

王棟 十七年任、宝慶元年致仕

游九功 宝慶元年（一二二五）

方淙 紹定三年任（一二三〇）

とあって游九功と方淙の間に別の知泉州がいたと思われるが、宝慶元年以降、彼は知泉州であり、業績を上げていることからして短期ではなく、二～三年の在任であったはずである。すると宝慶年間という同時期に、汝适が権泉州として二年間その任についている。これは知泉州交替時期の短期間の重複ではなく、知州が複数に在任していたことになる。ここでは二人の知州がいたこと、そして二人とも海外貿易に関与していたことを指摘しておきたい。

（４） 祈風石刻の趙汝适への疑問

泉州の九日山には磨崖石刻が七十余点あり、その中に祈風に関する石刻が九点（呉文良氏は十点）ある。祈風とは宋代に航海の順風と安全を祈ったもので、年に二回船の出入の時期に、関係者が集まって祈風儀式を行った。祈風を行うと参列者の名、廟名等を岩に刻んだ。これが祈風石刻とよばれているもので、主礼者は知泉州で、知南外宗正、提挙市舶、知県等が参列した。この祈風石刻の中に趙汝适の名があるとして、石刻拓本写真と共に、呉文良氏は「泉州九日山摩崖石刻」（『文物』一九六二年十一期、三三一四七頁、「西峯上宋嘉定癸未題名石刻（拓本）」十三。拓本写真一枚）と題する論文を發表し、宋代研究者の注目をあびた。この石刻は西峰十三（呉文良氏による）として嘉定癸未の年号をもつものである。この「嘉定癸未」の石刻は長文なので、趙汝适の個所を呉文良氏によって記すと次の様である。

嘉定癸未、孟夏二十六日戊戌、東陽章＝（木＋来）

敬則……開封趙汝适千里…以祈風于昭惠

祠下……期而不至、浚儀趙善軒載卿……

とあって、嘉定十六年四月二十六日に、章＝（木＋来）（知泉州）が主礼者として祈風を行

い、その参列者の中に、開封出身、趙汝适、字は千里がいる。趙汝适の名は、掲載された拓本写真からはっきり読める。そして呉氏は趙汝适の職官は地志に嘉定年間の最後に名があることから、提挙市舶であったとしている。この「嘉定癸未」の祈風石刻はこれまで『閩中金石略』四、『福建通志』十一や宋晞氏の筆録⁽¹⁸⁾にも収録されており、この個所は趙汝□とあり、适とは読まれていない。またこの石刻の拓本写真は『文物』に発表されているだけで、他のものには掲載されていない。

筆者は前に、この「嘉定癸未」石刻の趙汝适に疑問を持った。というのは、この中には祈風を行った際の参列者の名前が十七人いる。汝适の名は十五番目にある。もし彼が提挙市舶で朝散大夫ほどの高官であれば、知州の次、二番目に名を連ねるのが通常で、末尾にその名があるのは提挙市舶ではない。参加するとしたら公でなく個人として参列していたことも考えられる。また『閩中金石略』等で趙汝□と読んでいることは、趙汝适ではなく、別人である可能性があることを述べたことがある⁽¹⁹⁾。

一九八七年十一月に福建省泉州で開催された「中国泉州市舶司設置九百年學術討論会」に出席した際、筆者は九日山の石刻を調査する機会を得た。泉州市から北西に約七キロのところ、小高い九日山があり、そこから泉州市、泉州港の全貌を見渡せる。かつては出入の蕃舶をみながら祈風を行ったにちがいない。狭い岩肌にはびっしりと上から下まで石刻がある。さて、問題の「嘉定癸未」の石刻は一番下にあり、丁度足元のところ⁽²⁰⁾にあった。趙汝适の适は下から二番目の字である。しかしどう見ても适とは読めない。手で岩を触ってみたが、これを刻した形跡が全くみられない。八百年も経過しているのに摩滅があるのは当然であるが、摩滅があってもそれらしき字は残存しているはずである。この場合、适ではなく別の字である。では何という字であろうか。上は卅（くさかんむり）で下がはっきりしない。石刻の字は朱を入れて読みやすくしてあるが、下の方の字は朱が脱落しているために适の字も朱がなく、写真を撮ってきたがはっきりしない。帰国してから再び『文物』に掲載されている拓本写真をみると、やはり趙汝适と読める。しかしよく熟視してみると、适という字が他の字より太くなっており、書体が異っている。これはどういうことなのであろうか。明確なことはわからないが、石刻から拓本をとり、これを撮影する段階で人為的に操作がなされたのではないのだろうか。どうしても适と読ませたかったのであろうか。であるから『文物』の拓本写真をみる限り誰がみても适と読めるのである。

今仮にこれを趙汝适と読んだとしても、墓誌の提挙市舶の趙汝适ではない。第一に汝适の字が違う。祈風石刻では千里で、墓誌は伯可であるから、全くの別人である。第二に嘉定十六年という墓誌の趙汝适は知南劔州として現地におり、提挙市舶ではない。そのため、泉州九日山での祈風に参加することはない。つまり、墓誌の趙汝适と祈風石刻の趙汝适[?]は別人であることを指摘しておきたい。

祈風の趙汝□は排行で汝のつく人が三四〇五人いる中の一人であり、字が千里とわかっている。何かの資料から見出せるかもしれない。最近、祈風石刻を調査した報告があり

この個所は黄柏齡⁽²¹⁾は「趙汝茂」と読み、李玉昆氏⁽²²⁾は「趙汝茂」と読んでいる。筆者はどちらにも似ているが、断定は出来ない。

(5) 知南外宗正

汝适は提挙市舶で権泉州を兼任し、かつ宝慶元年十一月からは知南外宗正事（知宗）をも兼任している。地志には汝适が知宗を兼任したという記述はない。乾隆『泉州府志』二六の南外宗正司知宗正司事の人名表には

趙善駟 趙 = (竹+政) 夫 俱宝慶間任

とあって汝适の名はない。趙善駟は前述した嘉定癸未（十六年）の祈風石刻に欠席者として名があり、知宗であったと考えられる。汝适は趙善駟の後任として知宗になったのであろう。泉州に南外宗正司が設置されたのは、南宋の初め、靖康の変で難をのがれた南外宗室達が泉州に移住してきたからである⁽²³⁾。泉州に住む南外宗室を統轄するのが知宗であり、趙氏から選ばれた。提挙市舶で権泉州も兼ねていた宗室汝适が、知宗も兼任することになったのである。この三つの職官に関係する汝适は、泉州では大きな力を有することになる。宗室にとっては三つの職官は相互関係にあった。汝适が知宗として任についた宝慶元年頃には、南外宗室の人数が急増し二千百人位になっていた。泉州としては増加する宗室に対して政府の援助が少ないために、その経済的負担が重く、その捻出は知州の仕事であった。歴代の知泉州を悩ましたのが宗室への援助であったことは、知州眞徳秀や葉適らの上奏によってもわかる。一方、朝廷は、朝廷直属の市舶司から、貿易収入の一部を宗室⁽²⁴⁾にまわしている。この様に宗室と提挙市舶と知州とが密接な関係にあった。汝适は、提挙市舶として南宋の繁栄した泉州の海外貿易を担当し、利益の一部を宗室に援助し、知州として州から宗室への援助金を出し、かつ宗室を総括していたのである。およそ泉州の特色といえば、市舶司と宗室の存在である。汝适はこれらの仕事に関係するのであるから、可成り大きな力を有していたと考えられる。彼が『諸蕃志』を著わしたのは、この時期で、生涯の中で一番活躍した時である。

南外宗正、提挙市舶に関係して、最近興味深い発掘がなされたので、一部紹介してみたい。一九七五年に南宋期の墓が福建省福州市で発見された。これは福建解放以来の最大規模の発見という（福建省博物館「福州市北郊南宋墓清理簡報」『文物』一九七七年七期）。これは趙氏に嫁いで、一年後の淳祐三（一二四三）年に十七才で死去した黄昇の墓であった。この墓から墓誌銘、買地券や、紅漆棺内の調度品や高価な絹織物等四百十余点が発掘された。黄昇の父黄朴は紹定二（一二二九）年に状元で進士に及第した。福州の人。福州から墓が発見されたのは父の郷里であったからであろう。端平二（一二三五）年に知泉州兼提挙市舶となる。汝适が泉州を去って八年後であるから、ほぼ同時代といえる。一方、黄昇の夫趙与駿は父母が早死し、祖父趙師恕に育てられた。黄昇の墓誌銘も趙師恕が書いているし、婚礼のための絹織物や調度品等も趙師恕がそろえた。趙師恕は淳祐三年まで知

南外宗正であった。趙師恕は淳祐三年四月七日の日付がある九日山の祈風石刻に知宗として名がみえる。十六才で嫁ぎ十七才で没した若い黄昇の埋葬品は婚礼のために用意されたものであろう。その中には、絹織物の両端に墨で「宗正紡染金絲絹官記」と記されているものや、「趙記」と印で押されているもの、朱印で□□□司とあるものもある。「宗正」とあるのは泉州の南外宗正を指すのではないだろうか。福州にも西外宗正司が設けられているが、この場合趙師恕が知南外宗正事として、宗正直属の絹糸の染色や織物専門の官に織らせたものであろう。また宗室のものとして「趙記」という印を絹織物に押していることから、余程多く用意したのであろう。

これらの多くの絹織物は泉州の南外宗正司で、特別に宗室用として高級に作られたものではないだろうか。宋代の泉州の絹織物については資料が殆んどなく、研究が進められていないため明確には出来ないが、元代になると、泉州を訪れたイブン・バットゥータは泉州の絹について次の様に記している⁽²⁵⁾。

「ザイトゥン（泉州）は立派で華麗である。ここでは、サテンと同様のベルベットのダマスコ織（^{どんす}緞子）を製造している。このサテンはザイトゥニア（泉州）という町の名をとって、こうよばれている。サテンは杭州や北京のものより、すぐれている」

と、泉州では杭州や北京にまさる絹を作っているという。榎一雄氏も「泉州は…絹織物の製造が盛んで、とくに縐子（生地の厚い絹織物）が有名であった。縐子を指すサティン

(statin) 及びそれに類似する名称は泉州の一名ザイトゥン [zaytun] から出ているという⁽²⁶⁾。」とある様にサティンはザイトゥン（泉州）といわれる程に絹織物の産地であった。

『諸蕃志』にも産地は記されていないが、重要な輸出品として絹製品をあげている様に、南宋期には泉州でも製造されていたのであろう。時代は下るが、万暦『泉州府志』二四古蹟類に「南外宗正司、旧在肅清門外。正統三年、奉例織造。知府尹宏以其故址之半、改為織染局」とあり、明代の初期に南外宗正司の跡が織染局になっていることから、伝統的に南外宗正司の場所で絹織物が製造されていたことも考えられよう。ともあれ、黄昇の墓から出土した数多くの高級な絹織物は、義祖父が知南外宗正であったこと、そして父が知泉州兼提挙市舶を歴任したことなどによって、特別に豪華な絹織物を入手出来たのであろう。泉州では宗室の在住により、他の地域とは異った高級な、貴族的な文化があったことがうかがえる。今後これらの出土品を詳しく調査することによって、文献には記されていない多くのことが解明されることを期待したい。

（6） 死去と埋葬

汝适の生涯の中で全盛期は提挙市舶時代である。その後、官品が上っているものの、実質的な活躍はみられない。提挙市舶の後、宝慶三年六月に知安吉州（浙江省湖州）に任命されるが、任地に行かずして知饒州（江西省、鄱陽県）となる。安吉州は『宋史』四一、

本紀理宗の宝慶二年十月甲申の条に「改湖州為安吉州」とあり、湖州が安吉州と改名したのは宝慶二年であることを知る。そのため、三年には墓誌に安吉州という地名を使っている。彼は紹定元（一二二八）年二月に朝請大夫（従六品）に進み、三（一二三〇）年閏二月に、権江東提刑を兼任する。六十才となっている。のち、彼は病を得て、三度祠請を乞い、同年三月に華州（陝西省）雲台観を主管した。権江東提刑はわずか一ヵ月の兼任であった。華州雲台観は『宋史』一七〇、宮観の条に、華州雲台観の名がある。華州は南宋初期には金の支配下に入っていた。しかし開禧三（一二〇七）年に宋は陝西省を回復し、嘉定元年には金と和睦を結んでいる。そこで汝适は華州雲台観となったのであろう。病のため任地には赴むかなかったにせよ、華州という地名が紹定三年に使われていることは、宋の支配下に入っていたことを意味する。そしてこの年に蒙古の太宗の軍が陝西省に入り、蒙古の支配下に入ってしまうのである⁽²⁷⁾。

紹定四（一二三一）年に壽明・仁福・慈睿皇太后の慶寿の恩にて、朝議大夫（正六品）となる。皇太后の尊号が次々と長くなっていく過程と七十五才の慶寿で官位を与えたことについて、『宋史』四一本紀理宗の条には次の様にある。

○宝慶三年春正月辛亥朔 上壽明皇太后尊号冊・宝于慈明殿

○紹定元年春正月丙子朔、上壽明・慈睿皇太后尊号冊・宝于慈明殿。

○紹定三年十二月癸未、上壽明・仁福・慈睿皇太后尊号冊

○紹定四年春正月戊子、皇太后年七十有五、上詣慈明殿、行慶寿礼、大赦、史弥遠以下進秩有差、

皇太后の尊号の寿明・仁福・慈睿は紹定三年のことであり、それは墓誌に記す尊号と同じである。そして四年五月に皇太后七十五才の慶寿の礼を理宗が行い、その時に大赦して官吏に進秩させた。墓誌では、この大赦によって一階級上っているのである。この様に『宋史』と墓誌の記述が一致している。

そして四年二月に、華州雲台観（十一ヵ月の在任）から、官告院（官の辞令や封贈を掌る）となるも、七月には病のため辞職を乞い、同月丙申（十二日）に死去している。六十一（数え六十二）才であった。そして十月癸酉（二十一日）に臨海県（浙江省台州）、重暉郷、趙＝（山＋奥）山の原に埋葬したと伝えられる。

次に、汝适を埋葬した場所と、今回墓誌が発見された所とが一致するかどうかについて調べてみたい。まず埋葬地の重暉郷について、嘉定十六年『赤城志』二、郷里には、

重暉郷 在縣東北三十里……

とあって、重暉（墓誌は暉を暉に作る）郷は県の東北三十里のところにあるという。『臨海県志』四二には、

重暉郷、在縣東北三十里

西溪莊、大田莊、白石莊、嶺外莊

とあって、重暉郷の中に、大田莊、嶺外莊などがあることを知る。ところで汝适の墓誌が発見されたのは、現在の地名で臨海市・大田区・岭外郷・岭外村である。これを地図でみ

ると、大田区は臨海市の中心より北東の方向にある。重暉郷も東北三十里である。発見地の大田区嶺外郷は、大田荘が嶺外荘を吸収して、大田区嶺外郷となったのであろう。したがって汝适が葬埋された重暉郷趙＝（山＋奥）山の原は、発見地の大田区嶺外郷嶺外村に比定して間違いあるまい。つまり埋葬地と発見地とが一致するのである。まさに汝适が埋葬されてから七五一年ぶりに彼の墓が発掘されたことになる。

ではなぜ、臨海県に汝适は埋葬されたのであろうか。『台州府志』九九、趙不柔の条に、
汝适字伯可、慶元二年中第、提举福建市舶、嘉定中遷臨海。

とあるように、汝适は嘉定年間に臨海に移住している。また、この臨海の地は汝适夫人陳氏の出身地であったので、ここに埋葬されたのであろう。

四 家族

汝适は陳氏を娶る。陳氏の祖父は陳良翰で、猷肅は追諡。詹事は太子、皇后の家事等を行う名譽的な役職。陳良翰については多くの資料がある。嘉定『赤城志』三三、人物門や『永樂大典』三一五〇の陳良翰の条が詳しい。『永樂大典』には朱熹『朱文公文集』九七、行状や周必大『周益大全集』二六、神道碑等が収録されている。詳しい経歴は省くが、陳良翰は臨海県の人で紹興五年に進士となり、知建寧府、福建轉運副使等を経て兵部侍郎、太子詹事となり、敷文閣直学士となった。妻は朱氏。四男⁽²⁸⁾二女がいる（表「趙汝适の系譜」参照）。元寿（福建安撫司幹辦公事、早逝）、耆寿（両浙運判）、彭寿（福建提點刑獄）、広寿（汝适の妻の父）と各々相当な職官についている。四男の広寿は乾道八年に進士に及第。兄弟で広寿だけが進士になっている。広寿は知臨安府を経て刑部侍郎となる。広寿の長女で、良翰の孫女が汝适夫人である。陳良翰には孫女が八人おり、そのうちの三人が宗室趙氏に嫁いでいる。趙氏に嫁いだ黄昇の埋葬品の豪華さをみてきたが、地方の有力者は宗室趙氏との関係を有したかったのであろう。一方趙氏も臨海県の名門から娶りたかったのであろう。いずれにせよ、当時の知識階級で両家とも進士及第者で、名門どうしの陳家と趙家との婚姻である。汝适夫人は汝适が死ぬ十二年前に死去しており、恭人（中散大夫以上の夫人）に封ぜられた。

汝适は二人の子がいる。長男は崇縝。従事郎（従八品）嚴州（浙江省金華道）司戸參軍。二男は崇絢、従事郎・紹興府（浙江省会稽）余姚縣主簿である。これらの職官は汝适が死去した時点のものである。善待墓誌銘に「崇鎮（縝の誤り）、崇絢習進士」とあって二人とも進士を目指しているとあるが、地志の選挙志に彼らの名はない。二男崇絢は、父汝适の文才を継いだのであろうか『雞肋』という本を著わしている。故事を当世のものと比較したりしたものである。自序があり、非常に書が好きであること、本貫を未だに汴と記している。彼はその後、出世して直秘閣知婺州、咸淳二年には両浙轉運判官となり更に淮東総領になっている⁽²⁹⁾。この墓誌を崇絢が書いたら、もっと違った記述になっていたと思う。

孫の必協は將仕郎で崇綯の長男（『宋史』二三一）。孫女は幼少。

墓誌には最後のしめくくりとして、汝适を讃え、崇綯が墓誌を書いたことを述べている。大事は喪事をいう。襄ほうむるは葬るであろう。立言は後世まで伝わる立派な言葉を述べること。＝（ ）は＝（ ）に同じで、うつる、高くのぼるの意。官＝（ ）は官が次々と高くなっていくことであろう。汝适は正義を行い声績があったが、寿命があるので仕方がない。崇綯が大事をとむらったが、まだ言立を銘じてない。君子たる者は世系の官＝（ ）の歲月を敘すというので、哀子（父の喪服の子）の崇綯もこれにならって泣血して謹記したというものである。崇綯が文章を書き、墓誌のために文字を筆写した人は、親戚で、朝奉郎（正七品）主管建昌軍（江西省・南城県）、倦（僊・仙に同じ）都觀（仙都觀は宮觀）の陳諱を填ぐ。陳とあるので母方の親戚であろう。文字を刻した人は王紹祖。刊は刻すの意。

おわりに

趙汝适については、これまで太宗の子孫で、提挙市舶在任中に『諸蕃志』を著したこと以外に殆んどわからなかった。その汝适の詳しい経歴が、一九八三年に臨海市で発見された彼の墓誌により明らかになった。この墓誌は埋葬されてから七五一年ぶりに日の目をみたのである。墓誌は長男崇綯によって書かれたものだけに史料価値は高い。その内容は崇綯が汝适の職官の変遷を中心にして書いたものなので、職官の変遷にとどまる。しかし汝适の生没年次や職官の変遷すらも知られていなかったのもので、墓誌の記述は貴重である。例えば汝适が歴任した職官は兼任も含めて十五にのぼるが、従来の資料からわかるものは湘潭県丞、通判臨安府、知南劔州、提挙市舶とわずかに四つの職官にすぎない。また従九品から順次昇進していった階官は十四もあるが、他の資料からは三つがわかるだけである。この様に墓誌独自の記述も多いが、他の関係資料から、墓誌の記述を検討すると、進士及第や皇帝即位にともなう階官の昇進期日や地名変更等は、すべて他の資料と一致する。ただ善待墓誌銘の記述と一致しないものに少保と母の没年があったが、少保は検討するとして、母の没年は、他の資料から検討すると、汝适墓誌の年次が正しいことが判明した。この様なことから、墓誌の記述の信憑性がいかに高いものであるかがうかがわれる。

さて、汝适は鎖試で進士になっているが、疏属の宗室のため、宗室という恩恵を殆んど受けずして進士に合格しているので、彼の優秀さがわかる。父、兄弟四人とも進士という名門趙氏一家である。妻の方も祖父、父ともに進士及第で、臨海県の名門である。宗室の趙氏一家と浙江省臨海県の有力者陳氏との婚姻である。

汝适の職官の変遷をみると、やっと通判臨安府になったところで、母そして妻の死去による服喪が続いたからであろうか、五年間実職がなく空白である。年齢も四十八才～五十三才という一番活躍出来た時期である。その後、知南劔州、提挙市舶になるだけで、あまり活躍していない。しかし提挙市舶在任中に『諸蕃志』を著しており、また同時に、知州

と知宗と提挙市舶の三つの職官を兼任している。ここに泉州特有の海外貿易と宗室との密接な関係も考えられ、泉州の絹織物とともに今後の課題となろう。

なお、呉文良氏が九日山の嘉定癸未（十六年）祈風石刻に見える人名を趙汝适と読み、提挙市舶としているのは誤りである。汝适はこの時期には知南劍州の任にあり、提挙市舶に就任していない。また字も伯可で千里ではないからである。拓本写真の趙汝适の适は人為的に修正した要素が強い。現地での石刻を調査したが適とは読めなかった。

考古学的な発掘が進むことによって、碑文や埋葬品等から多くのことが解明されてきているが、今後、体系的な文献資料の調査と平行して研究を進めていくことが必要である。

《註》

- (1) Friedrich Hirth and W. W. Rockhill “Chau Ju-kua His work on the Chinese and Arab Trade in the twelfth and thirteenth Centuries. Entitled Chu-Fan-Chi” St. Petersburg 1911
- (2) P. Pelliot T' oung-Pao XIII. 1912
- (3) 馮承鈞『諸蕃志校注』台湾商務印書館、一九四〇年
- (4) 和田久徳「南蕃香録と諸蕃志との関係」『お茶の水女子大学人文科学紀要』十五、一九六二年。「宋代南海史料としての島夷雜誌」同紀要五、昭和二十九年。
- (5) 『書道全集』六中国・南北朝Ⅱ八頁、昭和四九年平凡社。
- (6) 公諱善待。字時舉。太宗皇帝之七世孫。而濮安懿王之五世孫也。曾祖太師・岐王懿仲忽。妣夫人向氏。祖開府儀同三司。安康郡王。諱士説。妣夫人向氏、焦氏。考銀青光祿大夫。諱不柔。妣太寧郡夫人郭氏。
とある。士説の夫人は向氏、焦氏と二人いるが、墓誌では向氏だけである。
- (7) 諸蕃志二卷。宋趙汝适撰。汝适始末無考。惟據宋史宗室世系表。知其為岐王仲忽之元孫。安康郡王士説之曾孫。銀青光祿大夫不柔之孫。善待之子。出於簡王元份房、上距太宗八世耳。…故汝适得於福州見其市易、然則是書所記皆得諸見聞。
- (8) 宋趙崇絢撰。崇絢字元素。據宋史宗室世系表。蓋簡王元份之八世孫。作諸蕃志之趙汝适即其父也。書首自稱汴人、不忘本耳。
- (9) 『建炎以來朝野雜記』甲集二集「三祖下宗室數」の中に「宗正寺仙源類譜……太宗下元字行九人、充字行十九人、宗字行七十五人…汝字行一千二十二人…以淳熙八年計之…」とあって宗室は宗正寺の仙源類譜に登録されており、淳熙八年（一一八一）の統計によると、汝字行は一千二十二人という。汝适はこの時には生れているので数に入っている。『宋史』宗室世系に記されている汝字行の人数をかぞえると、まちがいがなければ三四〇五人にのぼる。
- (10) 梅原郁『宋代官僚制度研究』昭和六十年、同朋舎出版、四七三一四頁。
- (11) 曾我部静雄『中国社会經濟史の研究』「宋の宗室」昭和五十一年、吉川弘文館、一九一頁、
- (12) 『咸淳臨安志』九「三省樞密院激賞酒庫、在錢塘縣南」。五三官寺参照。
- (13) 「齊衰參年、正服、子為母」とあり母の場合、齊衰で三年である。三年についての内分けは次の様にある。「子參年。諸參年之喪、拾參月小祥、除首經、貳拾伍月大祥、除衰裳去經杖。貳拾柒月 禫祭、踰月從吉。」
- (14) 提挙市舶の趙汝适の名は『閩書』四三、乾隆『泉州府志』二六等に嘉定年間の最後に名がある。万曆『泉州府志』には人名の記載がない。
- (15) 周去非については長谷川誠夫「『嶺外代答』の著者周去非の仕歴について」『宋代の政治と社会』宋代史研究会、三集、一九八八年。

- (16) 梅原郁、前掲書、知州の項
- (17) 拙稿「南宋中期以後における泉州の海外貿易」『お茶の水史学』二十三号、昭和五十五年「知州が貿易に関与することはあったが、諸史料にあたってみると、嘉定・宝慶・紹定年間とも、ほぼ知州と提挙市舶は別々に任じられている。」ならびに註 8。
- (18) 宋晞「宋泉州南安九日山石刻之研究」『學術季刊』三一四、一九五五年。佐久間博正「泉州南安県九日山の祈風—華人の海上交通と民間信仰の一事例—」『駒沢史学』三六号昭和六二年。
- (19) 拙稿「宋代の泉州貿易と宗室—趙士_二（雪+リ）を中心として」『中嶋先生古稀記念論集』下巻一九八一年、一八八頁。
- (20) この石刻は足元にあり非常に傷つきやすい場所にある。この「嘉定癸未」石刻から二メートル位しか離れてない所に焚火のあとがあった。自然条件の中で石刻は日々風化していくので、この重要な文化財を保護し、写真、拓本、ビデオ等で記録する処置がとられることを願うものである。
- (21) 『九日山誌』晋江地区文化局文管会出版一九八三年
- (22) 「南安九日山摩崖石刻校記」『泉州文史』一九八三—一八
- (23) 南外宗正司が泉州に設置されるまでの過程、ならびに南外宗室への州の過重な経済援助については註 6 の拙稿参照。
- (24) 註(23)参照。
- (25) Henry Yule and Henri Cordier “Cathay and the way thither” 1916 London. vol 4 p118. 註参照。
 ・イブン・バトゥータ 前嶋信次訳『三大陸周遊記』昭和三十六年、角川文庫、二八八頁に抄訳がある。
 ・ザイトンはサテンからきているというのは Dr. Hans von Mzik “Die Reise des Arabers Ibn Batuta durch Indian und China.” 1911 Hanburg. の八章、二四七頁の註にも詳しい説明がある。
- (26) 榎一雄「東西文明の交流」『中国の歴史』十一、講談社、一九七七年、一六〇頁。
- (27) 外山軍治『金朝史研究』東洋史研究叢刊十三、京都大学、昭和三十九年。
- (28) 元寿は早死。耆寿と彭寿は嘉定『赤城志』三三 陳良翰に「耆寿直宝謨閣兩浙運判、彭寿福建提點刑獄」とある。耆寿は『後樂集』二「特授提舉兩浙西路常平茶塩公事制」。広寿は嘉定『赤城志』三三、陳広寿、『臨海県志』五、『咸淳臨安志』。
- (29) 崇絢は『咸淳臨安志』五十 兩浙轉運の項に「咸淳二年二月為運判十二月陳淮東総領」。『後村大全集』六八「趙崇絢除將作監」「趙崇絢除直秘閣知婺州」

銘	子	從	之	卒	壽	宗	皇	三	主	舉	郎	銓	少	不	濮	先
於	以	事	孫	享	明	兼	帝	年	管	改	以	中	保	柔	安	君
立	義	郎	寶	年	仁	權	受	轉	文	宣	應	第	妣	承	□ _太	□ _宗
言	方	紹	制	六	福	江	寶	朝	字	教	辨	一	季	□ _謙	□ _懿	皇
君	理	興	侍	十	慈	東	恩	散	八	郎	人	授	氏	郎	帝	
子	家	府	郎	有	睿	提	轉	郎	年	嘉	使	廸	衛	六	八	
敢	有	餘	諱	二	皇	刑	朝	十五	任	定	賞	功	國	世	世	
叙	法	姚	廣	是	太	以	散	年	滿	二	循	郎	夫	孫	孫	
世	度	縣	壽	年	后	疾	大	請	賞	年	文	臨	人	也	而	
系	居	主	之	十	慶	三	夫	郎	轉	知	林	安	先	曾		
官	官	簿	長	月	壽	上	九	十六	承	婺	郎	府	君	祖		
忝	所	孫	女	癸	恩	祠	月	年	議	州	六	餘	生	諱		
戚	歲	必	封	酉	轉	請	除	知	郎	武	年	杭	於	士		
朝	月	協	恭	葬	朝	三	提	南	九	義	知	縣	乾	說		
奉	書	將	人	于	議	月	舉	劍	年	縣	潭	主	道	保		
郎	石	仕	先	臨	大	依	福	州	轉	五	州	簿	庚	順		
主	以	郎	卒	海	夫	所	建	十	朝	年	湘	慶	寅	軍		
管	臧	孫	一	縣	二	乞	路	七	奉	轉	潭	元	三	節		
建	諸	女	紀	重	月	管	市	年	郎	議	縣	二	月	度		
昌	幽	尚	矣	暉	召	華	舶	轉	二	郎	丞	年	乙	使		
軍	孤	幼	子	鄉	爲	州	寶	朝	月	通	開	禧	亥	開		
□ _歲	哀	先	二	趙	主	雲	慶	奉	通	判	元	元	紹	府		
都	子	君	人	山	管	臺	元	大	臨	安	充	年	熙	儀		
觀	崇	端	崇	之	官	觀	年	夫	安	府	爲	進	元	同		
陳	纘	方	纘	原	告	四	七	八	行	紹	乃	士	年	司		
成	泣	凝	重	娶	院	年	兼	月	十	興	第	授	受	安		
之	血	崇	廉	陳	七	兼	泉	朝	一	府	授	修	少	康		
填	謹	等	潔	氏	月	州	州	請	年	觀	職	澤	保	郡		
諱	記	忍	之	獻	屬	疾	十	大	四	察	郎	請	遺	王		
王	襄	死	□ _操	肅	疾	乞	一	夫	月	判	五	大	朝	妣		
紹	大	襄	始	詹	致	致	月	三	丁	官	年	夫	請	向		
祖	□ _事	大	終	事	仕	仕	兼	年	衛	三	循	知	大	氏		
刊	未	□ _及	不	軍	丙	丙	知	閏	國	年	從	岳	夫	人		
	巧	□ _及	渝	崇	申	申	南	二	憂	庫	政	州	人	祖		
		巧	教	綯			外	月	十	所		贈	祖	諱		

趙汝适の年譜

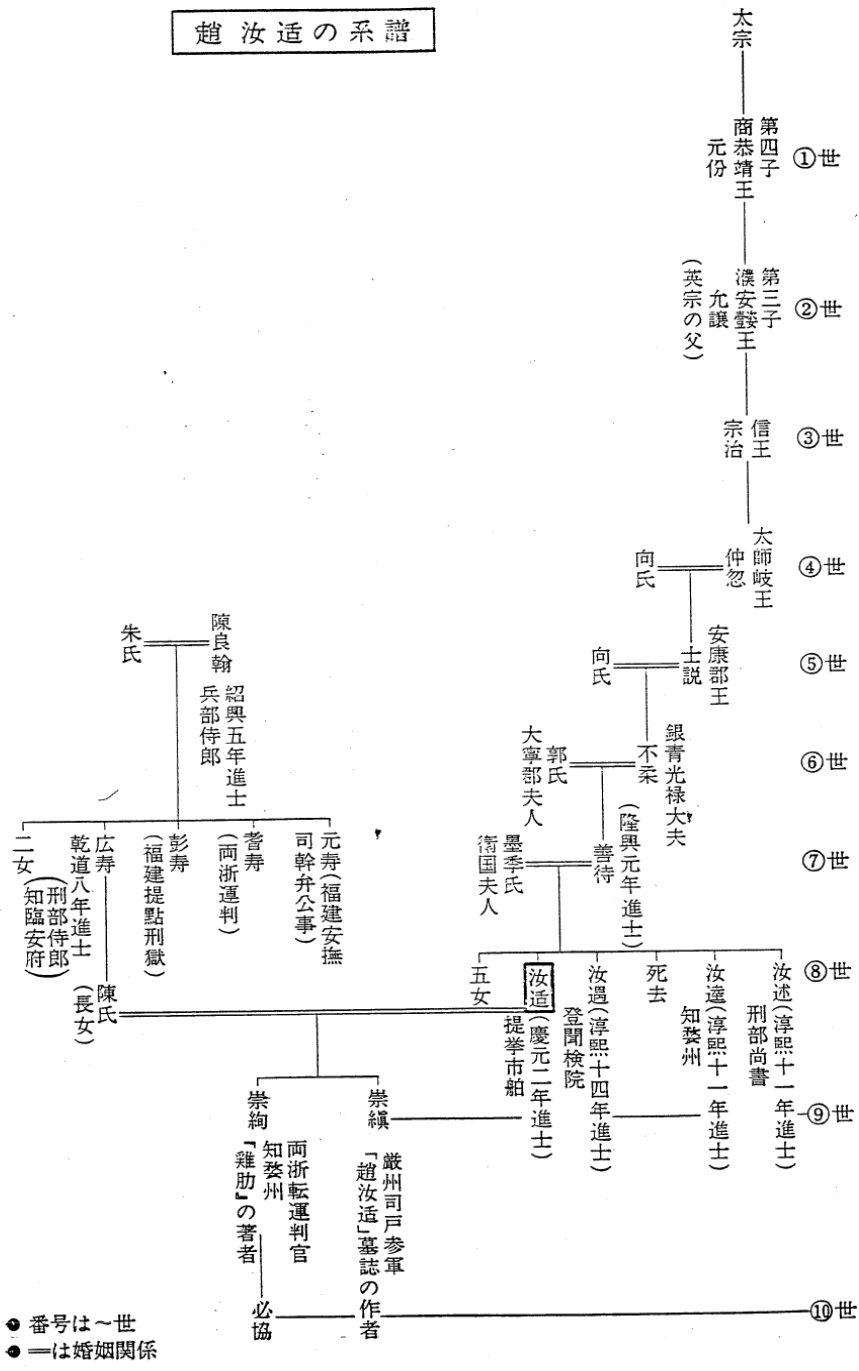
西暦	年号	経歴	備考(他の史料との対比)
一一七〇	乾道六年三月二四日	出生。諱汝适、字伯可。	太宗皇帝八世孫。曾祖士説。祖不柔。父善待の五男。
一一九〇	紹熙元年	将仕郎(従九品)	父善待の少保の遺沢による。『梨齋集』十七、善待墓誌銘には、少保の記述なし。
一一九一	紹熙二年	迪功郎(従九品)臨安府餘杭縣主簿	
一一九六	慶元二年	鎖試にて進士となる。修職郎(従八品)	『宝慶四明志』十、進士の条。父善待、兄汝述、汝達、汝遇、全員進士及第。
一一九九	慶元五年	從政郎(従八品)文林郎(従八品)	
一二〇〇	慶元六年	知潭州湘潭縣丞(湖南省)	『周益公大全集』六六、陳良翰神道碑に「文林郎新潭州湘潭縣丞趙汝适」とある。
一二〇五	開禧元年	紹興府觀察判官(浙江省)	
一二〇七	開禧三年	宣教郎(従八品)	
一一〇九	嘉定二年	知婺州武義縣(浙江省)	
一一二二	嘉定五年	奉議郎(正八品)	
一一二三	嘉定六年	行在、點檢贍軍、激賞酒庫所、主管文字	
一一二五	嘉定八年	承議郎(従七品)	
一一二六	嘉定九年二月	朝奉郎(正七品)通判臨安府	『梨齋集』十七、善待墓誌銘に「汝适朝奉郎通判臨安府」とある。『宋史』崇儒一(一一〇)宗学に「嘉定十年三月二十七日国子監言：通判臨安府事趙汝适有親子崇纘崇狗(綯)」とある。

西暦	年号	経歴	備考(他の史料との対比)
一二二八	嘉定十一年四月	母衛国死去	善待墓誌銘では、母の死去を嘉定十年四月とする。一年のずれがある。『南宋館閣統録』九に兄汝述が嘉定十一年三月まで兵部侍郎であった記述がある。十一年四月死去が正しい。齊衰二十七月。
一二二〇	嘉定十三年	朝散郎(正七品)妻陳氏死去	妻の死去は「先卒一紀矣」から逆算し、汝适より十二年前に死去。杖期一年間、服喪。
一二二二	嘉定十五年一月	朝請郎(正七品)	皇帝の宝恩を受けて昇進。『宋史』四十、本紀寧宗四「嘉定十五年正月己未、以受宝大赦、文武官各一秩一級、大稱諸軍」
一二二三	嘉定十六年	知南劍州(福建省南平)	『閩書』四四、「延平府志」三四に趙汝适の条あり。『延平府志』二二、知州人名表に嘉定年間の最後に汝适の名あり。
一二二四	嘉定十七年八月・九月	朝奉大夫(従六品)朝散大夫(従六品)提举福建路市舶	寧宗八月に死去。理宗が即位し、その恩により朝散大夫となる。地志(『閩書』四三三)乾隆『福建通志』二十一、同治『福建通志』九十、乾隆『泉州府志』二六の提举市舶の人名表には、嘉定年間の最後に汝适の名がある。
一二二五	宝慶元年七月	兼権泉州	
一一二七	宝慶三年六月	知安吉州(浙江省湖州)未上	自序「宝慶元年九月朝散大夫提举福建路市舶趙汝适序」とあり、権泉州を兼任していたことにはふれてない。
一一二八	紹定元年二月	朝請大夫(従六品)陽泉	『宋史』四一理宗「宝慶二年十月、改湖州為安吉州」
一一三〇	紹定三年閏二月	兼権江東提刑	
一一三〇	三月	華州雲台觀(陝西省)	このころ、宋は陝西省を回復し、金と和睦している。

				西曆 一一三二 六一才	年号 紹定四年一月	経歴 朝議大夫（正六品）	備考（他の史料との対比） 皇太后の慶寿により、昇進。『宋史』四一、「紹定四年春正月戊子皇太后年七十有五、上詣慈明殿行慶寿礼、大赦、史弥遠以下進秩有差」
	七月	病のため辞職願を出す	二月	官告院			
	七月二十一日	死去					
十月二十一日	臨海県重暉郷に葬る	一九八三年臨海市大田区岭外郷、岭外村で、汝适の墓誌を発見。発見地は埋葬地と一致する。					

○妻は陳良翰（臨海県の人）の孫、良翰の四男広寿の長女。
○長男崇纘が、父、汝适の墓誌を書く。
○才は満年齢とした。

趙汝适の系譜



- 番号は～世
- —は婚姻関係

第四節 南宋中期以降の泉州貿易

はじめに

一、船税の減少

二、泉州貿易の状況

三、知州の提挙市舶兼任 —— 端平元年から景定三年まで ——

四、宗室への銭米支給

おわりに

はじめに

福建省の泉州は北宋中期に市舶司が設置されたのを契機として発展していった貿易港である。南宋期の泉州貿易の発展について、桑原隲蔵博士は『蒲壽庚の事蹟』（岩波書店、昭和十年、のちに『桑原隲蔵全集』巻五、昭和四三年、に所収）の中で、「杭州に近き泉州は地の利を占めた上に南宋時代を通じて、支那政府は国庫の収入を増加せんが為に頻に外蕃の通商を奨励したから、泉州の貿易は年一年と長足の発展をして広州と頡頑して譲らざる位置に立ち、更に南宋末から元時代にかけて泉州の勢力は遂に広州をも凌駕するに至った。」と泉州貿易の盛況を述べ、更に泉州は南宋朝を通じて発展の一途をたどり、元代の貿易の繁栄に結びついたとしておられる。

しかし、南宋期（一一二七—一二七九）約百五十年間の市舶関係の史料をみてゆくと、泉州貿易は必ずしも発展の一途をたどっていたとはいえず、その発展過程に消長のあることがみとめられる。確かに南宋初期の紹興年間を中心とする蕃商の往来や貿易の利益額の上昇等から桑原博士の論ずる如く、その繁栄にめざましいものがあるといえる。しかし中期以降になると初期の如き貿易の発展を示す記述はなく、泉州財政の緊迫や貿易の不振を示す記述が多くみられるのである。これまで初期の貿易状況については多くの先学による研究があり成果をみているが、中期以降の実態についてはほとんどふれられておらず⁽¹⁾ 明確を欠くうらみがある。そこで本稿では中期以降、特に嘉定（一二〇八—一二四）紹定（一二二八—一三三）年間とそれ以降を中心とする泉州貿易の実状について検討を加え、元代に繁栄をみるに至る一過程として若干の考察を試みてみたい。

一、船税の減少

南宋期に、嘉定十～十二年（一二一七—一二一九）と紹定五～六年（一二三二—一二三三）の二度にわたり知泉州となった真徳秀⁽²⁾ は、泉州貿易の消長について自ら著わした『真文忠公文集』巻一五、「申尚書省乞撥降度牒添助宗子請給」（以下巻一五はこの上奏文を指す。）の条で次の様に記している。

慶元之前……本州田賦登足、舶貨充羨、稱為富州……自二三十年来……富商大賈積困誅求之慘、破蕩者多、而發舶者少、漏世於恩広潮惠間者多、而回州者少、嘉定間某在任日、舶稅收錢猶十餘萬貫、及紹定四年、纔收四萬餘貫、五年止收五萬餘貫、是課利所收、又大不如昔也。

これは真徳秀が知泉州に再任した紹定年間に書かれたものである。この記述によると、南宋期中頃にあたる慶元年間（一一九五—一二〇〇）以前の泉州は舶貨が充ち富州と稱される程豊かであったが、慶元以降二三十年の間に富商大賈は苛酷な税のために破蕩する者が増え、泉州から発舶する者が少なくなるとともに、恩・広・潮・惠州（いずれも広東省）に逃げる者が多くなり、州に帰る者が少なくなったという。また彼が嘉定年間に在任した時期は、衰えたとはいえ、なお舶税十餘万貫を数えたのに、紹定四年になるとわずかに四万貫となり、五年も五万貫にすぎず、もはや昔日の如き収益はなくなると慶元以降の貿易の不振と舶税の減少ぶりを述べているのである。

ここで嘉定・紹定年間の舶税額が明記されているが、貿易の消長を知る手がかりとして南宋初期のものと比較してみたい。まず三路（両浙・福建・広東）の市舶司の収益をみておこう。『宋会要』職官四四市舶の紹興七年（一一三七）閏十月三日に「上日、市舶之利最厚、若措置合宜、所得動以百萬計」とあり、市舶司の運営が適切であれば、百万貫程度の収入を期待しえた。また『建炎以来繫年要録』（以下要録と略稱）卷一三五の紹興十年四月丁卯に「上論大臣日、……又広南市舶利厚、提挙官宣得人而久任、庶蕃商肯来、動得百十萬緡」とみえ、『宋会要』の記述とほぼ同趣旨で百十萬緡（貫）を期待しえたという。この百十萬貫は北宋末の収益⁽³⁾とほぼ同額である。その後貿易は急速に伸びており、『宋会要』職官四四市舶の紹興二十九年（一一五九）九月二日には「朕嘗聞闡、市舶司歲入幾何、闡奏、抽解與和買以歲計之、約得二百（万）緡」とみえ、抽解と和買で二百万緡⁽⁴⁾を数えている。記事中の張闡は二十七年から二十九年七月まで両浙提挙市舶⁽⁵⁾の任にあった人物であるから、この歳入額は確かなものと考えられる。次に孝宗期のものであるが、曹勛の『松隱文集』卷二三「上皇帝書十四事」をみると「竊見広泉二州市舶司、南商充切、每州一歲不下三五百萬計」とある。文集の序によると曹勛は淳熙元年（一一七四）に卒しているので、この記述は乾道年間（一一六五—一一七三）の状況を記したもので、両浙市舶司にふれていないのは両浙は乾道二年に貿易不振により市舶司が廃止されているからであろう。この記述によれば、広泉二市舶司の活動は盛んであり每州の年収は三一五百万貫を下らないという。とすれば二州を合わせると六百～一千万貫にもなる。紹興二十九年の二百万貫から数年で六百～一千万貫に増加したとすればその額は多すぎる様に思われる。またこの数字には抽解錢、淨利錢等と明記されていないので、収益額を指すのか、取引額を指すのかもはっきりしない。ともあれ広東、泉州市舶司が順調に発展していたことは明らかであり、真徳秀が述べる如く慶元以前の貿易が極めて盛況であったことは確かであろう。

次に泉州市舶司の収益についてみてみよう。『宋会要』職官四四市舶の紹興六年十二月十三日に「詔蕃舶綱首蔡景芳特與補承信郎、以福建路提挙市舶司言、景芳招誘販到物貨、自

建炎元年⁽⁶⁾至紹興四年収淨利錢九十八萬餘貫、乞推恩故也。」とあり、この記事は一人の蕃商から得た収益額を記すものであるが、蕃商蔡景芳が建炎元年（一一二七）～紹興四年（一一三四）の八年間にもたらした淨利錢は九十八万貫であり、これを年平均にすると、十二万貫となる。更に紹興六年には大食の蕃商蒲囉辛が抽解價錢三十万貫を入れていることは『宋会要』蕃夷四大食の紹興六年八月二十三日に「提举福建路市舶司上言、大食蕃商蒲囉辛、造船一隻般載乳香投泉州、市舶計抽解價錢三十萬貫⁽⁷⁾」とあることからわかる。これらに見える抽解價錢、淨利錢とは、政府が輸入品に課した税の収益であり、舶税と同じものである。すると嘉定の舶税十餘万貫は当時の蕃商一人からの収益より少ないことになる。この様に紹興年間には蕃商の来航も多く、広東でも蒲里⁽⁸⁾等の活躍もみられる様に貿易は活況を呈したのである。

泉州市舶司の年間収益を見てみると、紹興二十九年には三路市舶司の収益が二百万貫であったが、七年後の乾道二年には両浙市舶司の収益がわずか一万三千貫（後述）になっていることから、この二百万貫は、広泉二舶司からの収益が大部分を占めていたことになる。また広東と泉州の貿易額は同等であった様で、それは『宋会要』職官四四市舶の宣和七年（一一二五）三月十八日に「給降空名度牒広南福建路各五百道、両浙路三百道付逐路市舶司、充折博本錢」とあり、泉・広市舶司には各々五百道を支給していることからわかる。また前引の『松隱文集』でも広・泉とも三一五百万計と同等に記されていることから紹興二十九年の二百万貫のうち、泉州は百万貫に近い収益があったと考えられる。なお乾道年間には三一五百万貫とあるが、それを収益とみてよいか問題がある。

その後、利益額を具体的に示した記録はなく、先に揚げた嘉定、紹定年間の記述が残っているだけである。したがって紹興末年より嘉定十年まで約五十年の空白があるが、嘉定年間の十餘万貫は紹興年間の百万貫に対してわずか十分の一に過ぎず、十年後の紹定年間の四～五万貫は二十分の一から二十五分の一となる。乾道年間の数字とは比較にならない。

これを国家歳入との関連でみてみると、紹興末年の国家歳入六千万貫に対して泉州の収益を百万貫とすると、その比は六十分の一となる。嘉定年間の国家歳入は三千五百万貫と半減しているが、嘉定の舶税は十餘万貫であり、三百五十分の一と少なくなる。紹定年間の歳入は明らかでないが、舶税四～五万貫との比は更に少なかったと考えられる⁽⁹⁾。この様に中期以降、舶税の国家歳入に占める割合は初期と比べれば極めて少なかったといえる。以上これらは単に舶税の数字上からみた比較とはいえ、嘉定、紹定年間の泉州貿易は南宋初期と比べて著しく不振になっていることが窺える。

二、泉州貿易の状況

前節で嘉定、紹定年間の舶税の減少をみてきたが、当時の泉州貿易はどのような状況にあったのであろうか。嘉定年間以後になると市舶関係の記述は極めて少なく、また朝貢の記述⁽¹⁰⁾も紹熙年間以後は殆んどなく、安南と真理富の来貢にとどまる。この朝貢の減少は南

宋の国力が北方民族の台頭によって弱体化したことによるとされているが、通商のあった諸外国の国内事情にも関係があったと思われる⁽¹¹⁾。占城についてみると、淳熙三年頃までは朝貢回数も多く、乾道三年には海賊行為までして大食船を奪い、強奪した品物を朝貢品として持参する等して中国との交渉を続けてきた⁽¹²⁾。しかし、十二世紀中頃から強盛になってきたカンボジアとの戦が続き、十三世紀の初めに、占城はカンボジアに併合されて中国との交渉は絶えてしまった⁽¹³⁾。また北宋朝より海外貿易で繁栄したシュリーヴィジャヤ（三仏齊）も十一世紀中頃から急速に衰え、十三世紀初めには国が解体して東部ジャワに政権が移り中国との交渉はない。西方の大食でもアッバース王朝の内部分裂が続き衰退の一途をたどり、大食商人の来航はなくなる。この様に中国と通商のあった諸外国にとって、十三世紀は国内分裂と新旧交替の時期にあたっていた。この点についてセデスは『インドシナ文明史』で「東南アジア諸国は十三世紀に一つの新しい時期を迎え、インド文明によって基礎づけられた貴族社会は崩壊し、新しい土着文化が生れた。⁽¹⁴⁾」と論じている。この十三世紀は南宋中期の慶元年間以後にあたる。したがって、東南アジア諸国が興亡する状態の中で、中国への朝貢や王室貿易を行うことは以前より困難な状態にあったといえる。そのために蕃商の往来も南宋初期の如き活発さはなくなってきたものと考えられる。しかし蕃商の往来は少なくなったとはいえ、中国商人の東南アジアに対する進出⁽¹⁵⁾にも留意する必要がある。前引の真徳秀は嘉定、紹定年間の泉州貿易の不振の一因として泉州商人の広東への移動をあげているが、蕃商往来の増減については何ら述べられていない。このことは当時既に蕃商の活躍は少なく、中国商人がこれに代って貿易を行っていたことが考えられる。この点については後日検討を試みてみたい。

さて、当時の政府の方針は従来通り国家の財源を貿易に求めて度々蕃舶招致策を出しているが、その効果はあまりあがっていない。『宋会要』職官四四市舶、開禧三年（一二〇七）正月七日に、「比年蕃舶頗疎、征税暗損、乞申飭泉広市舶司、照條抽解和買入官外、其餘貨物、不得毫髮巧作名色、違法抑買。如違許蕃商越訴、犯者計贓坐罪……従之」とあり、蕃舶の往来が少なく税収も減少しているので、市舶司に対し不正行為がない様にすると共に、蕃商に越訴を許すという蕃商保護に努めている。また十二年後の嘉定十二年にも同じ様に官吏の不正を取締っており、『宋会要』食貨三八和市、嘉定十二年十二月二三日「臣僚言、泉広市舶司、日来蕃商寢少、乞嚴飭泉広二市舶及諸州市舶務、今後除依條抽分和市外、不得衷私抽買、如或不悛、則贓論。従之」とみえ⁽¹⁶⁾、やはり蕃商の来航が少ないため、蕃商招致のためにも私的な課税を厳しく禁じている。

この様に政府は蕃商を保護する一方、市舶司の取締りを厳しくしているが、そのためであらうか『宋会要』職官七四～五黜降官をみると、嘉泰～嘉定年間にかけて、広東・泉州ともに提挙市舶の罷免が多い。黜降官という史料の性質上、罷免の記述に限定されるが、ここには泉州だけの例を掲げてみたい。同書七四の嘉泰三年（一二〇三）九月二三日、

福建提挙市舶曹格並放罷……格移易乳香とあり、曹格は乳香を移易したことで放罷となっている。次に同書七四、開禧元年（一二〇五）閏八月一日に、

新福建提挙市舶黄敏徳、楊樞年並祠禄、理作自陳、以臣僚言、敏徳貪饕鄙猥、樞年、癯老疾病

とあって、黄敏徳は利をむさぼり、楊樞年は老齡で病弱故に罷免されている。ここで提挙市舶が正副の区別なく二人を任じられているのは政府が市舶貿易を重視したからであろうか。次に同書七四、嘉定二年（一二〇九）八月二日に、

新提挙福建市舶徐大節、並罷新任、以臣僚言、大節誅求辺民。

とあり、徐大節は辺民を誅求したために新任の提挙市舶の職を解かれている。同書七四、嘉定五年（一二一二）二月三日、

新提挙福建市舶黄土宏罷新任、以臣僚言、其頃知沅州、政以賄成、民冤莫伸。

とあって、黄土宏も知沅州在職中に賄賂を使い新任の職を解かれている。同書七五の嘉定六年（一二一三）十月二十三日、

提挙福建市舶趙不熄更降一官、先因臣僚言、其多抽番舶、抄籍誣告、得旨降兩官放罷。

とあり、趙不熄は蕃舶の品物を多く抽解し、偽の報告をした故に放罷となっている。黜降官の条にはこの年以後嘉定十七年までの記述があるが、福建提挙市舶についての記述はない。以上嘉泰三年（一二〇三）から嘉定六年（一二一三）までの十年間に六人が貿易上の不正や前任の賄賂等が発覚して罷免となっている⁽¹⁷⁾。そのうち四人は新任直後に罷免されている。この様に任免が厳しいことは政府が提挙市舶を重視していたことが考えられるが、同時に右にみた様な連続的な罷免は適任者がいなかったことであり、貿易が順調に行われていなかった一面を示すものといえる。

さて、右の罷免直後の嘉定十年に真徳秀は知泉州になり、提挙市舶の趙崇度と共に貿易の刷新を図ったのである。これについては、真徳秀前掲文集卷二一に趙崇度の墓誌銘がある。

公名崇度、字履節……論提挙福建市舶兼泉州、浮海之商、以死易貨、至則使者郡太守而下惟所欲刮取之、命和買實不給一錢……以舶之至者滋、供貢闕絶、郡赤立不可為、乃是公（趙崇度）以選来、余（真徳秀）亦代公守郡……相與剗硖前弊、罷和買、鑄重征、期季至者再倍、二年間三倍矣。

ここには嘉定十年以前の状況がみえる。提挙市舶が知州を兼任し、商人が来ると知州が和買と称して品物を取上げ、錢を支払わないため、来航する舶も少なくなり州は財政的に窮地に陥っていた。この様な時に二人が各々任に就き、和買、重税等の前弊を取り除いたため、州に来る者は二倍となり、二年の間に三倍になったというのである。『宋史』卷四三七真徳秀にも同じ様な記述がある。

番舶畏苛征、至者歲不三四、徳秀首寬之至者驟増、至三十六艘。

ここには蕃舶が三一四艘から三六艘にも増えたとあるが、この記述はいささか誇張にすぎると思われる。実際には真徳秀自身が記しているように二年間に三倍になったというのが事実であろう。これらの記述には舶税額を記していないが、この貿易促進の結果が「嘉定間某在任中、舶稅收錢猶十餘萬貫」と真徳秀の述べる十餘万貫になったものと考えられる。

とすれば、これ以前は十餘万貫より少なかったことになる。この様にみえてくると市舶司における責任者の施策の良否によって商人の往来や舶税額が大きく左右されるという流動性が窺われる。

次に紹定年間についてみてみよう。真徳秀が十三年後の紹定五年に再び知泉州として赴任したとき、前年度の舶税は四万貫に減じていた。五年には彼の努力⁽¹⁸⁾によってか一万貫増えて五万貫になってはいるものの、嘉定中の十餘万貫からみると確実に半減しており、商人たちも泉州から広東に移動していることに留意すべきである。(真徳秀前掲文集卷一五)これは真徳秀をしても以前の如き効果をあげることが出来ない状態に陥っていることを窺わしめる。

もう少し紹定年間の実状をみてみよう。朝廷は減少している舶税の半額を泉州在住の南外宗室(南外宗正司に属する宗室)に支給していることに注目される。真徳秀前掲文集卷一五に

朝廷兩項度牒(八十道)亦復不給、而撥提舶司錢二萬二千四百餘貫、とあり、紹定年間には南外宗室の生活費として朝廷はこれまでの度牒八十道(一道八百貫)六万四千貫の支給をやめ、提舶司錢二万二千四百貫を支給したというのである。この提舶司錢とは朝廷に入った舶税の一部と考えられ、市舶司の運営費=市舶本錢と同じものであろう。紹定中の舶税四万貫⁽¹⁹⁾とすると、提舶司錢二万二千四百貫は舶税の半分以上にもなる。市舶司を運営していくには乳香、象牙等を購入する市舶本錢を必要とするが、残りの二万貫程度で果して市舶司の貿易活動を順調に行いえたか疑問である。ここに兩浙市舶司廃止時の収益額がある。『兩朝聖政』卷二九に、

乾道二年……是月(五月)罷兩浙市舶、以言者論兩浙路市舶、所得不過一萬三千餘貫、而一司官吏請給、乃過於所収故也。

とあり、兩浙市舶司の収益が一萬三千餘貫では、一司の人件費にも足りないので廃止したことを知る。兩浙の一萬三千貫と、泉州の四万貫から宗室への支給額を差引いた一万七千貫とはほぼ同額になる。これでは兩浙と同様に泉州市舶司の人件費にも不足がちであったといえる。泉州の場合、兩浙の如く市舶司の廃止はみられないが、貿易の不振を反映したのであろうか、紹定年間以後提挙市舶の官制に一つの変化がみられるのである。即ち提挙市舶が任命されることは殆んどなく、知州が提挙市舶を兼任することになるのである。次にその具体例をあげながら、紹定年間以後の貿易状況を検討してみよう。

三、知州の提挙市舶兼任 ——端平元年から景定三年まで——

宋代の提挙市舶という官制の発展過程をみると、北宋初期には提挙市舶という独立した官はなく、知州・通判・転運使等が兼任で行っていた。その後、貿易の発展と共に専任の提挙市舶が任じられる様になったのは北宋末の崇寧年間からである。それ以後は原則として提挙市舶が任じられている。泉州の場合、南宋初期に転運司⁽²⁰⁾や茶事司⁽²¹⁾の管轄に入

ったり、また知州兼舶⁽²²⁾の例もみられるが、ほぼ提挙市舶がその任についている。紹興年間には提挙市舶の再任も多くみられ、開禧年間には複数の提挙市舶も任じられている。さて、知州兼舶が行われたことについて『万曆泉州府志』卷九官制に「時州有市舶官……自嘉定後、皆以知泉州事権」とあり嘉定年間以後は知州兼舶であったという。確かに真徳秀にみられる如く、知州が貿易に関与することはあったが、諸史料にあたってみると、嘉定・宝慶・紹定年間とも、ほぼ知州と提挙市舶は別々に任じられている⁽²³⁾。しかし、次の端平年間からは連続的に知州兼舶の事例がみられるようになる。そこで、端平年間より史料の関係上景定三年までの約三十年について、その事例をみてみよう。次に述べる知泉州と提挙市舶の人名は『乾隆泉州府志』卷二六の知州事の条、提挙市舶司の条が他の地志より詳しいので原則としてこれによった。〔表1 知泉州の提挙市舶兼任表（端平～景定3年）〕

表1 知泉州の提挙市舶兼任表（端平～景定3年）

知 州	就 任 年	兼 任	出 典
●李 韻	端平1年(1234)	兼	
●葉 宰	端平2年(1235)	兼	
●黄 朴	端平2年(1235)	兼	「重纂福建通志」90「閩書」93
●劉 偉 叔	嘉熙1年(1237)	兼	「閩中金石畧」10
趙 汝 騰	嘉熙1年(1237)	兼?	提挙市舶の条に人名なし、しかし「嘉熙年間任俱知州兼権」とあるので、兼任の可能性はある
●趙 涯	嘉熙3年(1239)	兼	「閩書」53
●王 会 龍	嘉熙4年(1240)	兼	
×顔 頤 仲	淳祐2年(1242)		呉文良『文物』1962-11 「後村先生大全集」143
濮 斗 南	淳祐4年(1244)		
×劉 克 遜	淳祐5年(1245)	不兼	「後村先生大全集」153
●陳 大 猷	淳祐7年(1247)	兼	
●趙 師 耕	淳祐7年(1247)	兼	呉文良『文物』1962-11
韓 識	淳祐9年(1249)		
楊 瑾	淳祐12年(1252)		
汪 應 先	淳祐12年(1252)		
●趙 隆 孫	淳祐12年(1252)	兼	「宝慶続会稽志」2
×謝 =	宝祐2年(1254)	不兼	宋晞「宋泉州南安九日山石刻之研究」
呉 =	宝祐6年(1258)		
●方蒙仲（澄孫）	宝祐6年(1258)	兼	呉文良『文物』1962-11 「後村先生大全集」

			162
湯 挙	景定 1 年 (1260)		
×呉 潔	景定 2 年 (1261)	不兼	「後村先生大全集」 68
●趙 孟 傳	景定 3 年 (1262)	兼	「後村先生大全集」 69

※「乾隆泉州府志」二六の「知州」と「提举市舶」の条から、知州の提举市舶兼任について記述した表である

※ 出典は、同書に記されている以外のものを記した。

※ ●印は知州兼任、×印は兼任とは記されていないもの。

端平年間（一二三四一六）では同書の知州事に李韻、葉宰、黄朴の名がみえる。このうち提举市舶司の条には黄朴を除く二人に「知州兼権」とある。黄朴については『閩書』卷九三提举市舶、ならびに『重纂福建通志』卷九十の同項に知州兼任とある。すると知州三人とも兼舶であったことがわかる。

嘉熙年間（一二三七一四〇）では同書の知州事に劉偉叔、趙汝騰、趙涯、王会龍の四人があげられ、このうち提举市舶司の条には趙汝騰を除く三人に「俱知州兼権」と記されている。劉偉叔の兼舶は『閩中金石略』卷一〇「萬安祝放生石刻」にもみえ「嘉熙二年冬二月初四日……知泉州軍州事兼内勸農事権提举福建市舶劉偉叔」とある。趙涯についても『閩書』卷五三文蒞志、長吏の趙涯に兼舶であることを記している。

次の淳祐年間（一二四五―一五三）には同書の知州事に顔頤仲（淳熙、「熙は祐の誤記」二年任）、濮斗南（四年任）、劉克遜（五年任）、陳大猷（七年六月任八月致仕）、趙師耕（七年任）、韓識（九年任）、楊瑾（十二年任）、汪應先（十二年任）の八人で、提举市舶司には劉克遜、趙希楸、陳大猷（知州兼権）、趙師耕（知州兼権）、楊瑾、張理の六人がおり、二人は知州兼舶で、劉克遜と楊瑾は両方に名がある。さて劉克遜であるが、提舶寺丞、福建提舶兼泉州、閩舶と史料によって三種の云い方で記されている。祈風碑文には提舶寺丞とある。呉文良「泉州九日山摩崖石刻」（『文物』一一期一九六二年）に

太守貳鄉顔頤仲禱回舶南風、遵彝典也、提舶寺丞劉克遜、俱禱焉重司存也……時淳祐癸卯孟夏己丑也……

とあり、淳祐三年四月に知州顔頤仲と共に祈風を行ったものである。ここにみえる提舶寺丞の丞とは一般に副官的なものを意味するというが、副官とすると長官がいることになるが、碑文には知州しか記されていない。したがって知州が長官的な存在であったとも考えられる。しかし顔頤仲の神道碑には知州とあり、兼舶とは記されていない。（劉克荘『後村先生大全集』卷一四三）また劉克遜には兄の劉克荘が書いた墓誌銘がある。『後村先生大全集』卷一五五、工部弟、

除福建提舶兼泉州、擢知泉州……無競名克遜、以父任補承務郎、外歴海口鎮、沙縣丞……潮州、閩舶、知泉州……蒞深台以清禁官吏強買、明諭賈胡、以寬征意、風檣鱗集、舶計驟增。

とあるのがこれである。ここには提舶兼泉州とある。すると祈風碑文の提舶寺丞と提舶兼

泉州は同内容のものとなる。しかしこの時には知州顔頤仲がいるので彼は知州の補佐的な存在だったのであろう。また墓誌銘には閩舶とも記されている。この様に三種の記述があり、その内容も厳密に考えると異ってくるのであるが、当時知州兼舶が続き、提挙市舶という職官がはっきりしなくなっていたのではないかとの疑問をいただく。いずれにせよ、彼が在任中に官吏の強買を禁じ、蕃商の来航に努め、税を寛めたため船が集まり、舶計が急増しているのである。彼はこの功により知泉州に抜擢されているが、兼舶とは記されていない。

さて劉克遜の次の知州は陳大猷、趙師耕で、両者とも兼舶であり、趙師耕は呉文良前掲論文の祈風碑文中にも兼舶とある。

淳祐丁未仲冬二十有二日、古＝趙師耕以郡兼舶、祈風遂遊。

とあることはこれを示す。提挙市舶の韓識、楊瑾、汪應先については関係史料がないため明らかに出来ない。

次の宝祐年間（一二五三—一八）になると、同書の提挙市舶司の条には、これ以後人名の記述はないので知州だけになる。同書の知州事には趙隆孫、謝＝、呉＝がおり、趙隆孫は『宝慶統会稽志』卷二常平倉に、

趙隆孫……宝祐二年五月除直秘閣知泉州兼提挙市舶、

とあって、常平倉から知泉州兼舶となっている。次の謝＝は祈風碑文にその名がある。宋晞「宋泉州南安九日山石刻之研究」⁽²⁴⁾（『宋史研究論集』一九五五年所収）に、「宝祐丁巳仲冬下澣、郡守天臺謝＝元道口祈風于昭惠廟……」と碑文は続いているが、宝祐五年郡守謝＝は多くの参列者と共に祈風を行っている。これらの参列者をみると、通判、知県、市舶司に所属する権舶幹、監舶等がいるが、肝心の提挙市舶の名はない。この時には既に提挙市舶は任じられておらず、知州謝＝が実質上の兼舶であったとも考えられる。次に『同書』の知州事には欠けているが、宝祐六年には知州方蒙仲（名は澄孫）がおり、兼舶であったことが祈風碑文にある。呉文良の前掲論文には

宝祐戊午四月辛卯、莆陽方澄孫、被旨攝郡兼舶、越十有八日戊申、祈風于延福寺、

とあり方澄孫は宝祐六年（一二五八）四月十二日に知州兼舶に任じられ、早速十八日後には祈風を行っていることから、知州にとり、祈風は大きな任務の一つであったことがわかる。また彼には墓誌銘があり、劉克荘前掲文集卷一六二「方秘書蒙仲」に

蒙仲、名澄孫、以字行……攝郡兼舶……

とやはり知州兼舶になっている。以上のことから、宝祐年間は知州兼舶であったと考えてよい。

景定年間（一二五九—一六四）には知州に湯挙（元年任）、呉潔（二年任）、趙孟傳（三年任）と三人いる。呉潔については特別に兼舶でなく、知州のみに任ずるという外制が劉克荘前掲文集卷六二にある。

呉潔知泉州

温陵為閩巨屏、旧稱富州、近歳梢趨凋敝、或謂非兼舶不可為、朕猶記臣德秀出牧者、

再未嘗舶、而郡何嘗不可為哉。

近年泉州は衰退しており、兼舶にしなければいけないというが、かつて知州真徳秀は兼舶ではなかったとして、呉潔を知州だけに任じている。当時知州兼舶が通例であったことが、このことから明らかになる。ここで真徳秀を範としているが、既に貿易は不振状態であるので。景定中は真徳秀の時期以上に後退していることが窺える。

しかし翌年の景定三年には趙孟傳が知州兼舶となっている。劉克莊前掲文集卷六九の外制「趙孟傳依旧秘閣修撰除提挙福建市舶兼知泉州」と題して

互市置使、非宝遠物也、所以来遠人也……幸登于岸、重征焉、強買焉……商賈失業、民夷胥 = ……

とあり、知州だけというのは不都合であったのであろう。旧例により兼舶とし、その任務は強買、重税を禁じ、貿易を盛況にすることにあるという。この二人の外制をみるに、一方では知州、他方では知州兼舶であるが、両者とも貿易促進の任に変わりなく、政府もそれを期待していたことがわかる。

これ以後、同書に六人の名をみるが、兼舶かどうかについては関係記述が少なく明らかに出来ない。また宋末に提挙市舶として文集等に王茂悦と蒲壽庚がいる。知州兼舶についてははっきりしないので、ここでは一応景定三年までにとどめておきたい。

ここで景定三年までの兼舶について一つ付加えておきたいことは、蒲壽庚の福建提挙市舶としての在任期間である。従来の研究では蒲壽庚は淳祐六年（一二四六）頃から景炎元年（一二七六）に至る三十年間その任にあり、泉州貿易の実権を把握した人物とされている（桑原隲蔵、前掲書一五—一八四頁）。これに対して、最近、羅香林氏は前引の祈風碑文（宝祐六年）の知州兼舶から就任年次を下げながらも、景定元年（一二六〇）には任についたとしている⁽²⁵⁾。しかしこれまで述べてきた如く、端平年間から景定三年（一二六二）までは連続的に知州兼舶であり、その間の淳祐年間以降蒲壽庚が提挙市舶として任につくことはなかったと考える。私は蒲壽庚の就任年次は諸々の地志が記す如く咸淳末年頃で、その期間も二三年位であったと考えているが、その詳細については紙数の関係で省略し、稿を改めて考察してみたい。

さて、端平元年から景定三年に至る約三十年間の知州兼舶についてみてきたが、この期間中、専任の提挙市舶就任という積極的な記述は、多少問題はあるが、劉克遜を除いてみあたらない。知州の方も、兼舶でない人もいるが、劉克遜を除くと、呉潔は特例の知州であり、謝 =、顔頤仲も、兼舶的な存在であった可能性は強い、したがって、この三十年間は原則として知州兼舶であったといえる。するとこの知州兼舶という官制の変化は、泉州の貿易史上どの様に考えたらよいのであろうか。両浙市舶司の廃止については前述したが、当然提挙官も罷めている。両浙の市舶司は廃止されたが、小規模な五つの市舶務を置き、知州、通判、知県がこれらの実務にあたり、転運司が提督している（『宋会要』職官四四市舶乾道二年六月三日）。しかし五つの務があったとはいえ、実際に海舶の来航があったのは明州⁽²⁶⁾ だけだったらしい。泉州の場合も、知州が兼舶しているということは、両浙と同じ

く、官を置く程貿易は盛況ではなく、舶税が四—五万貫と減少した直後から知州兼舶が行われていることは、やはり人件費節約のためでもあり、貿易衰退の一処置であったといえる。

両浙と泉州がこの様な状態であったが、広東は少しく異っている。『嘉靖広東通志』巻九をみると、広東提挙市舶に就任した人名と就任年月とが、景定四年（一二六三）十月まで連続的に克明に記されており、知州兼舶はみられない。また、文集等をもても、兼舶の記述は殆んどないことから、広東では宋末の景定四年頃までは、泉州の様な官制の変化はなかったのではないかと思われる。すると、広東では宋末まで、可成り活発な貿易活動が行われていたことになる。その二三の例をあげてみると、景定四年（一二六三）十月に就任した陳煒は、貿易の余剰金二万貫で抵当庫を作り、貿易の便を計っており（劉克莊『後村先生大全集』巻一五五「陳光仲常卿」、また、景定三年四月任の卓夢卿の外制があり、彼は提挙市舶として任じられているが、広東貿易の衰退の記述はみえない（同書巻六四、「卓夢卿直章閣広南市舶」）。淳祐九年（一二四九）九月任の葉彦昞も、貿易上の不正を改め、老胡から感謝されている（同書巻一六三、「葉寺丞」）こと等を合せ考えると、広東は南宋中期から宋末にかけて衰微し、泉州が広東に代って盛んになったとする⁽²⁷⁾ 一般的見解には俄かに賛成しがたい。むしろ、中期以降、両浙・泉州ともに貿易が不振状態に陥っているので商人達は広東に集まり、広東が宋末まで唐代以来の伝統的な貿易港の地位を保っていたと考えるべきであり、再検討する必要があるのではないだろうか。

四、宗室への錢米支給

最後に、なぜ泉州貿易は中期以降その活動が停滞したかについて考えてみたい。その原因について、市舶関係の史料から明らかにすることは、記述が少ないこともあって困難である。そこで、泉州の財政問題をとりあげ、この面から検討を加えてみたい。なぜなら、泉州は中期以降泉州に在住する南外宗室に対して過重な錢米支給を強いられており、そのために州財政が破綻状態に陥っているからである。しかも、広東には宗室が在住していなかったため、宗室への錢米支給は広東にはなく、泉州に課せられていることに留意する時、この州の財政緊迫が貿易活動にも何らかの影響を及ぼしたものと考えられる。泉州の錢米支給については諸戸立雄氏の研究⁽²⁸⁾ がある。氏が看見されなかった葉適の『水心文集』等もあるので、ここではこれも含めて、中期以降の嘉泰、紹定年間を中心にして財政状況と貿易との関係を検討してみたい。なお南宋初期の問題については別に稿を改めたい。

泉州の南外宗室への錢米支給額は、淳熙年間を境にしてほぼ二分される。前期はその支給額の大部分が朝廷と転運司によって支給されているため、泉州の負担は少なかった。後期は逆に泉州の負担が多くなっている（真徳秀前掲文集巻一五）。

前期についてふれておくと、南外宗室が泉州に移住した当初は、朝廷が生活費を支給しており、紹興元年に宗室三百四十九人⁽²⁹⁾ に歳費錢六万貫が支給されている（『要録』巻四

七紹興元年九月壬子)。続いて、紹興三年にも朝廷は度牒二百五十道、(当時一道二百貫)約五万貫を支給しており、転運司もいくらか支給している(『宋会要』職官二一紹興三年五月十二日)。したがってこの時期には泉州の負担はなかったと思われる。淳熙年間になると、朝廷は度牒八十道(一道八百貫)=六万四千貫、転運司は五万八千三百貫(錢四万八千三百貫と米一万貫)を支給しており、泉州は転運司と同額程度支給していたものと思われるが、その額は泉州にとってあまり負担にはならなかった(真徳秀前掲文集卷一五)。

しかし、後期の淳熙年間以後になると、泉州の支給額が急増している。嘉泰三年(一二〇二)に知泉州になった葉適は、州財政の衰退原因の第一は南外宗室の請受錢にあるとして、詳細な数字を掲げてその実状を述べている。葉適『水心文集』卷一「上寧宗皇帝劄子、嘉泰三年」と題するものである。

臣切以泉南素樂郡之名、恨望樂郡之名、自此不可復得矣。臣仔細考究……其一南外宗子等請受錢……準元降指揮、轉運司與本州各應副一半、今照嘉泰二年計支一十三萬餘貫、又增撥漳州有名無実者、其实每年只取惟二萬一千餘貫而已。其米價錢轉運司合撥一万五千貫、近年只應副一半、三項截日計虧少、本州錢委之本州、使自陪備、以困民力、其理豈得穩便……今後每年應副本州一半、宗子米價等錢並令支実價。……

南外宗室の費用は本来転運司と州で折半すべきであるが、州は嘉泰二年(一二〇二)に十三万餘貫も支給し、転運司は淳熙十五年(一一八八)より四万八千貫に止まり、漳州的増発分も有名無実で、実質は二万一千餘貫で、米も従来の一万五千貫の半分、七千五百貫しかない。その上この三項(四万八千貫、二万一千貫、七千五百貫)とも減少の一途をたどっている。このため州は泉州錢四十二万三千餘貫を支出したというのである。ここには四十二万三千貫という数字の内容が記されていないが、転運司の不足分を州が淳熙十五年頃より嘉泰二年まで負担した額ではないかと考えられる。つまり嘉泰二年の南外宗室の費用は、州の十三万貫と転運司の七万六千五百貫を合わせると、二十万六千五百貫となる。これを半額負担にすると、十万三千貫となる。しかし転運司は七万六千貫であるから、約三万貫の不足となる。この不足分は淳熙十五年(一一八八)から嘉泰二年(一二〇二)まで約十四年続いたとすると、四十二万貫となり、本文中の本州錢四十二万三千貫の数字とほぼ一致する。したがって泉州はすでに淳熙十五年より転運司の不足分を負担してきたことになる。泉州は十三万貫に対して、転運司は七万六千餘貫であり、泉州の約半分である。この不合理さを葉適は朝廷に訴えたわけである。しかし当時の転運司の権限は弱く、転運司への期待は薄い。それにしても、泉州の十三万貫は、嘉定年間の舶税十餘万貫を上回るものであり、可成りの負担であったに違いない。ここで問題なのは、朝廷が淳熙年間まで六万四千貫を支給していたのに、右の記述には朝廷の支給についてなにも記されていないことである。しかし葉適がふれていないところを見ると、この時期には朝廷の支給はなかったものと考えられる⁽³⁰⁾。このために泉州負担が多くなったのであろう。また負担額の増加は南外宗室の人口増加にもよる。嘉泰年間には千八百二十人にもなっており、宗室一人の平均支給額を計算すると月に九・四貫となり、移住当初の月十四貫よりは少なくなっ

はいるが、泉州の十三万貫は宗室千五百人の生活費を支給したことになる。〔表2 南外宗室への支給分担額〕参照

表2 南外宗室への支給分担額

	紹興1年9月 19日(1131)	紹興3年5月 12日(1135)	淳熙12-15年 (1185-8)	嘉泰2年 (1202)	紹定5-6年 (1232-3)	紹定6年?
泉州			(58300)貫 **	130000貫	143700貫 錢90600 米53100	
朝廷	60000貫	度牒250道 (50000貫) *	64000(度牒80道) 錢40000(度牒50道) 米24000(度牒30道)		22400貫 (提舶司錢)	80000貫 (度牒100道) (臨時)
転運司		20000貫	58300貫 錢48300 米10000	76500貫 錢48000 21000 米10000	39500貫 錢32000 米7500	
合計	60000貫		(180600)貫	206500貫	205600貫	
出典	「要録」49	「宋会要」20	「真文忠公文集」15	「水心文集」1	「真文忠公文集」15	左同
南外宗室人数	349人			1820人	2314人	
宗室1人当りの支給額	年172貫 月14貫			年113.4貫 月9.4貫	年88.8貫 月7.4貫	

* 1道200貫として計算。

** 転運司と泉州とは同額負担(折半)と史料にあるので転運司と同額にした。

次に三十年後の紹定年間の状況を真徳秀前掲文集卷一五からみてみよう。知州真徳秀も葉適と同じく、「=耗之甚、則惟宗子錢米事而已」とし、州財政の緊迫は専ら宗子錢米にあるとして当時の実状を述べている。

朝廷兩項度牒亦不給、而止撥提舶司錢二萬二千四百餘貫……又漕司所撥四萬八千三百

餘貫、其催到者、二萬二千餘貫……每歲支一十四萬五千餘貫、而漕舶兩司所給之錢僅五萬四千四百貫、而本州出備者九萬六千貫也。以米言之、每歲支二萬二千餘碩、以中價計之、每碩為三貫文、計錢六萬餘貫、運司所撥興化軍通判廳幾僅七千五百貫、而本州自備者、五萬三千一百貫也、合錢米計之凡出備一十四萬三千七百餘貫……故日淳熙以後、至今日朝廷運司應贍之數少、而本州出備者多也。

ここには、南外宗室への支給額を朝廷・運司・泉州に分けて詳細な数字を掲げて記している。これによると朝廷は従来の度牒八十道＝六万四千貫をやめて、提舶司錢二万二千四百貫とし、転運司は三万九千五百貫（米七千五百貫、錢二万二千餘貫）を支給している。これに対して、泉州は十四万三千七百貫（米五万三千一百貫、錢九万六千貫）を支給する様になったとある。前引の嘉泰年間の転運司の負担額と比べると、紹定年間には半額に減じているし、朝廷も淳熙年間と比べると、三分の一に減じている。今、右の朝廷、転運司、泉州の総計二十万五千六百貫を各々の比率で見ると、朝廷が二万二千四百貫で約一割、転運司が三万九千餘貫で二割、泉州は十四万三千貫で、実に七割も占めている。この朝廷の提舶司錢二万二千四百貫が泉州貿易の収益の一部であるとすると、南外宗室への支給額の八割が、泉州の財政収益でまかなっていることになる。そもそも泉州は地理的に三方山に囲まれ、耕地面積も少なく、州財政は公私共に海外貿易による⁽³¹⁾とされているが、貿易が不振である状態で、州のどの様な財源から年に十四万貫をも捻出できたか問題である。

一方、南外宗室の人数は増え続け、紹定年間には二千三百十四人にもなっている。右の総額二十万五千六百貫から一人平均額を割り出すと、年に八十八・八貫、月に七・四貫と嘉泰年間の月九・四貫と比べると少なくなっているものの、月に七・四貫は衣川強氏の研究⁽³²⁾によると、正九品（八貫）～従九品（七貫）の官吏の俸給に相当する。泉州は七割を負担しているのだから、千六百二十人分である。たとえ官吏の官品は最下位であっても、千六百余人も養うことは、州財政にとって相当な負担であったことはいままでのない。ただ紹定の十四万貫と嘉泰の十三万貫と比べると、あまり増加していない。しかし十四万貫という額は泉州にとって、もはやこれ以上負担出来ない限界であったのではなかろうか。なお真徳秀の記述は更に続き、彼は宗室による州財政の荒廃ぶりを述べ、朝廷より度牒百道＝八万貫を支給させることに成功している。これは知州の功績でもあろう。ただこの八万貫は一時的な支給であろう。翌年の端平元年には次の様な詔が出ている。『宋史』卷四一端平元年四月丁丑（九月）の条に、

詔比年宗親貪糶、或致失所其、非国家睦族之意、大宗正司、南外西外宗司、其申嚴州郡以時贍給、違者有刑、

とあり、朝廷は州郡に宗室の費用を厳しく取り立てている。

なお南外宗正司とならぶ西外宗正司は、同じ福建省の福州に置かれていたが、宗室の人数も泉州の半分位⁽³³⁾であったと思われ、その支給額も少なかったであろう。真徳秀は知泉州再任後、知福州になっているが、彼の文集には福州における西外宗室への支給については何ら記されていない。このことは福州の西外宗室に対する支給負担が、泉州ほど過重

なものではなかったことを示すものではなからうか。

以上、嘉定、紹定年間を中心に、宗室への錢米支給についてみてきた。結局、泉州は嘉泰年間以降、紹定年間に至る三十年間は、毎年十三―四万貫もの錢米支給をしてきたことになる。この状態は宋末まで続いたものと見られる。この様に泉州の負担が過重になったのは、朝廷や転運司の支給が極端に減少したことと、南外宗室が急速に増えたことによる。泉州にとってみれば、たまたま南外宗正司が泉州に設置されたが故に、その支給を強いられる結果になったものといえる。この宗室の問題は、泉州に限らず、国家財政にとっても深刻であり、朱熹『朱子語類』卷一一一財に「宗室俸給、一年多一年、駸駸四五十年後、何以當之」と記されている通りである。泉州はこの宗室への錢米支給の直接の被害を被ったものといえる。

おわりに

泉州は南宋中期以降、毎年十三～四万貫の南外宗室への錢米支給を強いられてきた。この錢米支給が州財政を圧迫し、州の発展を阻害したことは、歴代の知泉州が「=耗之甚、則惟宗子錢米事而已」と述べているが如きである。この様な州財政の影響を強く受けたのは州財政と表裏一体をなす泉州貿易であったと考えられる。嘉泰・紹定年間にみられる宗室による州財政の緊迫とほぼ時を同じくして、泉州貿易の活動は停滞しており、重税による泉州商人の破蕩と広東への移動は紹定年間の舶税を半減させ、紹定年間以後は専任の提挙市舶すら任命することなく、知州兼任という事態が続くのである。この様に宗室による州財政の貧困と貿易不振の間には、密接な関係があったことが明白である。

一方、泉州とならぶ広東には宗室への錢米支給がなかったからであろうか、宋末の景定四年まで専任の広東提挙市舶を任命しており、かつ商人達の活動もみられることから、南宋初期の紹興・乾道年間の如き貿易の繁栄はみられないにしても、泉州よりは貿易活動が活発であったことが窺われる。

元代になると、支配体制も変り、世祖の積極的な海外貿易政策によって、泉州は再び盛況となり、泉州を訪れたマルコ・ポーロをして、世界的な貿易港と賞讃させる程に発展していく。その一つの原因として、泉州にはもはや宗室による財政負担がなかったことが、再び泉州を発展させることにもなったのではないだろうか。

《註》

- (1) 陳裕菁『蒲壽庚考』(中華書局 北京、一九五九年)は桑原隲藏『蒲壽庚の事蹟』を漢訳したもので、陳氏は註で(三五―六頁)中期以降の泉州貿易の不振の史料を二、三紹介しているが論じられてはいない。
- (2) 『乾隆泉州府志』卷二六知州事に「真德秀(嘉定)十年任十二年改知隆興府」と「(紹定)五年再任六年除福建安撫使」とある。なお再任の時期は『宋史』卷四一本紀の紹定五年八月乙卯(七日)「起真德秀為徽猷閣待知泉州」、六年十月庚寅(十九日)「以頭諫閣待制知福州真德秀兼福建安撫」とあり、紹定五年八月七日に知泉州とな

- り、六年十月十九日に知福州に転出するまで、その任にあった。
- (3) 拙稿「北宋末の市舶制度—宰相蔡京をめぐる—」（『史艸』二号、一九六一）の表二参照。
 - (4) 『宋史全文』卷二三、紹興二十九年九月壬午の条には三百万緡とある。
 - (5) 張闡は『要録』の紹興二十七年八月十四日に兩浙路提舉市舶に就任し（卷一七七）、二十九年八月一日に御史台検法官に転出している（卷一八三）。なお周必大『周益文忠公集』卷六一に彼の神道碑があり、二十五～七年までその任にあったとあるが、『要録』の記述が詳しいのでこれにしたがう。
 - (6) 『建炎以来朝野雜記』甲集卷一五、市舶司本息には建炎元年が二年とある。
 - (7) 『要録』卷一〇四、紹興六年八月戊午の条。
 - (8) 蒲里里については『宋会要』職官四四市舶の紹興元年十一月二十六日、七年閏十月三日。同書番夷四一九紹興四年七月六日。汪應辰『文定集』卷二三、王公（師心）墓碑銘。『要録』卷一一六紹興七年閏十月辛酉。同卷一三六紹興十年閏六月癸酉の条等にみられる。これらの記述から大食の蒲里里は、紹興元年に広東市舶司に象牙二百九株、大犀三十五株を持参し、政府は市舶本錢五万貫を用意した。この功により授官。四年帰国の途中、海賊に金銀を奪われ、官吏が監督不十分であったとして罰せられている。七年官吏の娘と結婚。政府より蕃物を運ぶため帰国を勧告。十年広東提舉茶塩權市舶の晁公邁は、彼に不当行為をしたために免官。この様に蒲里里は十年以上も中国に滞在し、政府の保護を受けている。当時はこの様な蕃商達が多く在住していたと思われる。
 - (9) 曾我部静雄『宋代財政史』（一九六一年初版、一九六六年再版、中国學術研究双書一）三八—一九頁参照。『山堂考察続集』卷四五財用門参照。
 - (10) 林天蔚『宋代香藥貿易史稿』（香港中国学社、一九六〇）一七四—二一六頁。占城は張祥義「南宋時代の市舶司貿易に関する一考察—占城国の宋朝への朝貢を通して見た—」（『青山博士古稀記念宋代史論叢』昭和四九年。省心社）。三仏齊は内田（白石）晶子「三仏齊の宋に対する朝貢関係について」（『お茶の水史学』七、一九六七年）。大食は渡辺宏「宋代の大食国朝貢」（『白山史学』一三 昭和四二年）。
 - (11) 十二—三世紀の東南アジア諸国の興亡と中国との交渉については、和田久徳氏の研究に詳しい。「東南アジアの社会と国家の変貌」（『岩波講座世界歴史』一三（一九七一年）所収）「東南アジア国家の成立」（前掲講座三（一九七〇年）所収）参照。
 - (12) 『宋会要』蕃夷四占城乾道三年十一月二十八日、四年三月四日、九日の条。
 - (13) 前掲書 乾道七年。淳熙四年五月、慶元己未の条。
 - (14) セデス『インドシナ文明史』（辛島昇、内田晶子、桜井由躬雄訳 みすず書房、一九六九年）一四五—一六二頁。
 - (15) 中国商人の活躍については、和田久徳「東南アジアにおける初期華僑社会（九六〇—一二七九）」（『東洋学報』四二—一（一九五九年六月））。斯波義信「商人資本の形成—宋代における福建商人の活動とその社会経済的背景—」（『宋代商業史研究』（一九六八年）所収）。張祥義前掲論文参照。
 - (16) 劉克莊『後村先生大全集』卷八三にこの玉牒初草がある。
 - (17) 『乾隆泉州府志』卷二六提舉市舶司の条には、曹格から趙不熄の間に六人の提舉市舶の人名が記されている。曹格、趙汝讜、敦晞宗、（以上嘉泰）趙盛、趙亮夫、（開禧）朱輔、王樞、趙不熄とあり、黜降官の条に記されている人名の名はない。すると、この時期中、提舉市舶の任免が多く行われていたことになる。
 - (18) 真徳秀は嘉定十一年と紹定五年に泉州の海寇を平定している。『重纂福建通志』卷二六六。紹定中は、真徳秀前掲文集卷一五「申左翼軍正将具 = 乞推賞」以下、三点の詳細な記述がある。しかし海寇を平定しているわりには、舶税の効果はない。
 - (19) 広東市舶司から舶税は入るが、南外宗室の費用には広東の分は含まれていないと思われる。転運司も支給しているが、他路からの税ではなく、福建路の分を充てている。（真徳秀前掲文集卷一五）

- (20) 『宋会要』職官四四、市舶、建炎元年六月十四日。
- (21) 前掲書紹興二年十月四日と十二年十二月十八日の条に、紹興二～十二年まで茶事司の兼領とあるが、前述の「舶税の減少」でも例をあげた如く、提挙市舶がおり、兼任の記述はないので、茶事司が実際に行っていたか疑問である。ただ『閩中金石略』卷八の十五に「提挙福建路茶事常平等事兼市舶趙奇……紹興丁巳（七年）十月甲申」と兼任の例がある。
- (22) 葉庭珪が紹興十八～二十一年まで兼任、和田久徳「南蕃香録と諸蕃志との関係」（お茶の水女子大学『人文科学紀要』第一五巻 昭和三七年）ほかに前引の嘉定十年以前の趙崇度の条。
- (23) 『乾隆泉州府志』卷二六、『宋会要』職官七四一五（前述）にも嘉定中の兼任はみられない。宝慶中は趙汝适がおり、彼は宝慶元年に『諸蕃志』を著わし、序に「朝散大夫提挙福建路市舶趙汝适」とあり、兼任ではない。紹定中も真徳秀がおり、知州である。ただ前掲府志卷二六の知州事に孫夢観がいる。彼の墓誌銘には「知泉州兼提挙市舶事」（『履齋先生遺集』三の十三）とある。しかし『重纂福建通志』卷九十には淳祐中に彼の名があり知州兼舶とある。就任年次が紹定と淳祐とはっきりしないため表1には彼の名を入れなかった。
- (24) 呉文良前掲論文には「宝祐丁巳仲冬下浣、郡守天台眞□□」とあり、謝≡とは記されていない。そのためこの個所は宋晞氏の研究によった。氏は一九四九年に現地調査を行っており、呉文良氏の解説と異っている個所もいくつかある。宋晞「呉文良「泉州九日山摩崖石刻」読後」（『史学彙刊』創刊号 中国文化学院史学研究所、台北、一九六八年）。
- (25) 羅香林『蒲壽庚研究』（中国学社、香港、一九五九年）三九一四一頁。『癸辛雜識』別集、林喬の条の蒲八官人を蒲壽庚ではないかとし、この記述が景定元年～咸淳五年までのものであるので、景定元年には任についたとしている。しかしこの記述には舶使王茂悦がいるので、咸淳五年以前には、蒲壽庚はその任になかったと考える。
- (26) 『宋会要』職官四四市舶 乾道二年六月三日、三年四月三日の条。
- (27) 成田節男「宋元時代の泉州の発達と広東の衰微」（『歴史学研究』六の七、一九三六年七月。）
- (28) 「宋代の宗室に関する二、三の問題一特に両外宗室を中心として」（『秋田大学学芸部研究紀要社会科学』第七輯 昭和三十二年三月）。
- (29) 南外宗室の人数は以下の通りである。

年 代	人 数	出 典
建炎三年十二月二十日 (一一三一)	三四〇余人	『要録』三〇
紹興元年九月十九日 (一一三一)	三三九人 { 宗子 一二二人 宗女 一二六人 宗婦 七八人 生母 一三人 三四九人 *	『宋会要』職官 二〇の三七 『要録』四七
慶元中 (一一九五～一二〇〇)	一七四〇人 { 在院 一三〇〇人 外居 四四〇人	真徳秀 前掲文集 卷一五
嘉泰中 (一二〇一～四)	一八二〇人	『万曆泉州府志』二六
紹定中 (一二二八～一二三三)	二三一四人 { 在院 一四二七人 外居 八八七人	真徳秀 前掲文集 卷一五

* 『宋会要』と『要録』では十人の差がある。『要録』に支給額が出ているので、これによ

った。

- (30) 劉克莊『後村先生大全集』卷一〇〇に「泉州歳賜宗室度牒」と題して「先朝歳賜祠以助廩、稍後不復賜顯責之……臣愚謹上其事尚書請復歳賜……歳賜百牒……」とあり真徳秀の上奏により度牒百道を賜ったことを記したものであるが、ここで「稍後不復賜」とあるので、嘉泰中には度牒の支給はなかったものと考えられる。
- (31) 真徳秀前掲文集卷五〇 祈風文に「泉為州所恃、以足公私之用者番舶也」とある。
- (32) 衣川強「宋代の俸給について一文臣官僚を中心として一」(『東方学報』第四一 京都、昭和四五年四月。)
- (33) 『要録』卷四七、紹興元年九月壬子「南外三百四十九人……西外一百七十六人」とあり南外宗室の約半数が西外宗室である。これ以後の人数の記述はないが、多分泉州の半数位の状態が続いたものと思われる。

第三章 占城（チャンパ）の朝貢

第一節 紹興二十五年の朝貢と回賜

はじめに

- 一、『中興礼書』占城と『宋会要』引用の占城について
- 二、『中興礼書』の占城の内容
- 三、朝貢の目的と進奉使らと誘導した商人
- 四、朝貢品と回賜
- 五、回賜以外の礼物
- 六、朝見使と朝辞使に贈る品

おわりに

「付」『中興礼書』二百二十七卷 賓礼六占城 資料と訓読

はじめに

宋元時代は海外貿易の活発な時期である。特に金に北半分を占領された南宋期には、貿易による国家収入の増加もあり、積極的な蕃夷招致策がなされた。したがって外国商人の往来、中国への朝貢、中国商人の東南アジアでの活躍がみられたことは、すでに和田久徳氏「東南アジアにおける初期華僑社会（九六〇～一二七九）」（『東洋学報』42—1、昭和三四年）、ならびに斯波義信氏『宋代商業史研究—宋代における福建商人の活躍とその社会経済的背景—』四二一～三四頁、昭和四三年、更に林天蔚氏の『宋代香薬貿易史』（中国文化大学、民国七五年〔初版は民国四九年香港〕）などで論述され、また占城については、張祥義氏は「南宋時代の市舶貿易に関する一考察—占城国の宋朝へ朝貢を通して見た—」（青山博士古稀記念『宋代史論叢』昭和四九年）の中で占城の朝貢表を記している。この朝貢表をさらに詳しくし、占城について論じた重松良松氏の「十～十三世紀のチャンパにおける交易—中国への朝貢活動を通して見た—」（『南方文化』31、2004）年がある。

本稿では、先学の研究を基礎にして、紹興二十五年の占城（チャンパ、現在の中南部ヴェトナム）の朝貢について詳細に記されている『中興礼書』（『続修四庫全書』所収822冊、賓礼6巻227の占城、『宋会要』蕃夷4占城にも引用）を紹介しながら、この朝貢を誘発した中国商人陳維安の動向や占城からの朝貢品とそれに対するお礼としての回賜との関係などを考察し、宋代の朝貢とはどのようなものであったかを探求していきたい。

一、『中興礼書』占城 と『宋会要』引用の占城について

『中興礼書』とはどのような書なのであろうか。本論に入る前に本書が最近『続修四庫

全書』に所収されたことも含めて少しく述べておきたい。本書は淳熙十二（一一八八）年に史彌大の上言により太常寺が内禪、慶寿などの礼を編した八百余巻の書である。この書は欧陽修が嘉祐年間に礼の類を編した書が散失したため、『太常因革礼』が編され、紹興年間には『続因革礼』が編纂された。以後、それに次ぐものとして本書『中興礼書』がつくられ一朝の大典として、皇帝よりその名を賜った（『朝野雜記』甲集四「中興礼書」ならびに『玉海』六九礼儀「淳熙中興礼書、嘉定統中興礼書」、『宋史』九八礼一などを参照）。巻数については『玉海』では三百巻、『宋史』二〇四芸文三に「中興礼書 二巻、淳熙中礼部太常寺編」と二巻あり、二巻は間違い。その後、この書は大部分が散逸し、清代の『四庫全書総目』によると、『中興礼書』は散見し、『永樂大典』にも完本がなく、わずかに一部が残存しているとある。石田幹之助氏の言によると「徐松氏は…『永樂大典』を自由に利用し得た地位を善用して元の「河南志」、宋の「中興礼書」及び「宋会要」を抄出し学会に不朽の貢献を致した…」（『史学雑誌』四三一九「三松庵読書記」）とある。「河南志」と「宋会要」はすでに刊行されているが、「中興礼書」だけが所在がわからないと筆者は思っていた。

ところが、最近、『続修四庫全書』（1995～2002〔平成7～14〕）が上海古籍出版社より出版され、その中に『中興礼書』が所収されていることを池田温先生より御教示いただいた。感謝申し上げます。早速『中興礼書』について調べてみると、『続修四庫全書』の第822冊に『中興礼書』と第823冊に『中興礼書続編』がある。本稿の該当箇所の賓礼では、目次に賓礼1～賓礼8（巻222～229）とあるが、残存しているのは賓礼1, 2（巻222～3、金国の上寿、入賀）と賓礼6、巻227の占城だけで、これ以外は欠巻である。欠巻の中には交趾、三仏齊、真臘などが含まれており、特に交趾は東南アジアの代表であっただけに残念である。しかし、占城のみが残在することは、この占城の記述は非常に貴重な資料といえる。以下、この占城の資料を紹介していきたい。

さて、筆者はこれまで『続修四庫全書』が出版される前に、占城の朝貢について、『宋会要』蕃夷4占城（『宋会要』占城と略称）に『中興礼書』を引用として記載されているもの2点、紹興25年と乾道3年の記述を見てきた。つまり『宋会要』占城には『中興礼書』引用は2か所あり、紹興25年11月28日の条の割注（約3500字）と乾道元年6月8日の条に割注で乾道3年11月28日の朝貢である（356字）。この2つの記述とこのほど出版された『続修四庫全書』所収の『中興礼書』227占城の記述とを比較検討すると、『中興礼書』は項目ごとに改行をしているものの、ほぼ全文同じであること、両者は同じであることが分かった。しかし、『中興礼書』によって全体像が分かり、特に賓礼には他国もあったことが分かった。

本稿では、紹興25年の朝貢を取り上げ、乾道3年の朝貢については後日取り上げたいと思う。また『宋会要』蕃夷四占城の『中興礼書』引用以外の記述、蕃夷七歴代朝貢、礼六二賚賜、職官三五、四方館、ならびに『建炎以来繁年要録』（以下『要録』と略す）などを補充検討していきたい。

二、『中興礼書』占城の内容

『中興礼書』占城は、日付け順に記されており、紹興二十五年十月二日から十一月二十八日までのほぼ二ヶ月間にわたる、宮廷での朝貢を行うために滞在した朝貢行程の記録である。南宋では、都が定まらなかったこともあり、宮廷での朝貢儀礼はなかった。この紹興25年の占城の朝貢が、南宋では最初の宮廷での朝貢であると思われる。先例がなく、あわてて文書を探している(『宋会要』四方館)様子が記されている。それまでは宮廷でなく、国境や市舶司などで、朝貢手続きを行っている。占城の場合、宮廷での朝貢は今回だけで、以後問題を起こしたりして、宮廷での朝貢は行われてない。それだけに、『中興礼書』の記述は貴重である。管見の限り、朝貢の全行程の記録はここだけであると思われる。3500字に及ぶ長文を全部紹介することは、不可能なので、本稿では、行程の内容を日付順に掲げて、大意を書くことにする。本来ならば、文書を発行した役所、それを受け取った役所、官名、更に皇帝の許可などをはじめとして各々の説明を加えなければならないが、ここでは目次程度にとどめる。なお『中興礼書』に記されていない朝貢の前後関係は、『宋会要』占城の条より記す。また『中興礼書』と『宋会要』と内容が重複する所もあるが、そのまま記すことにした。『中興礼書』の記述は、(A)～(Q)として記した。本稿の末尾に、参考のために、『中興礼書』占城の資料と訓読を付した。(A)～(Q)も資料の中に付した。なお、原則として『宋会要』引用のものを使用した。誤字が少ないことに依る。

この朝貢は『宋会要』占城の八月からはじまる。『中興礼書』占城には記されていないが『宋会要』占城から記す。なお()は筆者の註。

紹興二十五年 八月	鄒時巴蘭は、王位につき父と同じ爵位を求めて入貢し、授与。(王の即位の披露もあった)
八月十四日	馴象を進献しようとする(朝貢品の選択、皇帝に伺う)
八月二十一日	占城は表章、方物等を持ってきたという提挙福建市舶鄭震の報告。(8月には泉州に到着している。準備)
九月二十五日	朝見使と朝辞使に与える衣服、銀などの目録
十月 二日	回賜の外に占城に与える品物の目録と準備
十月十四日	占城が持参した朝貢品の一覧
十月二十八日	入貢に対する回答の勅書を与える

この条のあとに『中興礼書』が入る。

『中興礼書』引用の「目次」(A)～(Q)

(A) 十月 二日 尚書省からの文書を受け取った礼、戸、兵部は、占城の一行が都につくので、各々準備にかかる。礼部は回賜の銭物や行事を処置せよ。宿泊の懷遠駅の手配をし、定賜は交趾の例によれ。それ以外は、次に従え。

・鴻臚寺の條、主客條例。

- (B) 十月 八日 懷遠駅での儀礼と朝見などの儀礼の行程
- ・進奉使と押判官との相見
 - ・朝見の儀を習う
 - ・朝見
 - ・節料、節儀を賜う
 - ・御筵
 - ・起発（帰国）
- (C) 十月二十八日 大礼に参加することを決める。（大礼は十一月癸亥、十九日）
- (D) 十一月 一日 朝貢一行の人名と役職と人数（二〇人）を提出と建州経由で都へ六日に都につく予定を知らせる。
- (E) 十一月 三日 闕（宮廷）での受け入れ準備、接待の方法などを朝廷側で検討する。
- (F) 十一月 五日 進奉人二〇人と訳語（通訳）二人などの馬の手配
- (G) 十一月 六日 朝貢を誘導した商人陳惟安は、駅での同泊を許可する。進奉使たち都に到着。
- (H) 十一月 九日 朝見の日は十三日とする。（一週間前に申し出る）
- (I) 十一月十一日 朝辞の時に通訳が必要なので、闕に入る手続き
- (J) 十一月十三日 入見
- (K) 十一月十五日 学士院、勅書作成
- (L) 十一月十六日 御筵を懷遠駅にて賜る
- (M) 十一月二十一日 朝貢品 一〇万七〇〇〇貫に対して、相応の回賜品は大府寺が集める。朝貢品と回賜品の一覧表
- (N) 十一月二十二日 回賜の外に絹、銀を賜る。
- (O) 十一月二十六日 帰国の一日前に、懷遠駅にて御筵として九盞、音楽隊五〇人を賜る。
- (P) 十一月二十七日 引伴の人に手当を与える。朝辞の日取りは十二月三日とする。
- (Q) 十一月二十八日 帰路は馬、宿泊、飲食など来程と同じにせよ。
- 『中興礼書』はここで終わる。『宋会要』占城で書き加える。
- 十二月九日 父と同じ爵位をもらう。
- 以上が朝貢のスケジュールである。

三、朝貢の目的と進奉使らと誘導した商人

占城（チャンパ）は『諸蕃志』によると、泉州から船で順風であれば二十日余りで着く。北は交趾、南は真臘、西は雲南に接しているという。現在の中部から南ベトナムに位置する。チャンパというのはインド人のチャム族が国をつくったことに由来するともいわれているが、ヒンズー教の要素が強い国である。この占城が紹興二十五年に来貢してきた。『宋

会要』占城、紹興二十五年に

其の子鄒時巴蘭嗣立す。方物を貢じて爵を封ずるを求む。詔す、以来の父の官を授く。とあり、今回の朝貢の目的は、鄒時巴蘭が王に即いたこと、皇帝から冊封を受け、父と同じ官に任ぜられることにあった。そして同書占城紹興二十五年十二月九日に父と同じ称号を受け目的は果たせた。同書の十二月六日の条によると、父の名は楊ト麻疊、崇寧三（一一〇四）年に冊封された。以下、楊ト麻疊の入貢が続き、政和六（一一一六）年三月六日、宣和元（一一一九）年十二月九日、建炎三（一一二九）年一月十日、紹興二（一一三二）年三月八日の条に楊ト麻疊の記述がある。

一方、チャンパの碑文によると、楊ト麻疊は Harivarman V であることがわかる。それは、ジョージ・マスペロの研究による。M. Georges Maspero "le Royaume de Champa" Paris et Bruxelles 1928 (第2版)の王位年表二五〇頁によると、楊ト麻疊は占城では Harivarman V⁽²⁾ で在位一一一四～一一二九（政和四～建炎三）年とある。次は Jaya Indravarman III (即位一一三九年在位一一四五年)、次に Rudravarman IV 在位、一一四五（紹興十五年）と続く。次が Jaya Haribarman I が本稿の鄒時蘭巴、鄒時巴蘭で即位一一四七（紹興十七）年、在位年一一六〇（紹興三十年）年とある。すると、楊ト麻疊と鄒時巴蘭とは、親子、父と子の関係であると中国側の文献によるとあるが、実際には、上記したマスペロの王位年表によると楊ト麻疊から鄒時巴蘭までの間に、短期間に二人の王が即位している。ということは、親子ではない。中国側ではその間に朝貢がないため、鄒時巴蘭の朝貢を子としたのであろう。混乱を統一した鄒時巴蘭は紹興一七年に即位し、

それを認めてもらうために、八年後の二十五年に冊封を求めて中国に来貢したのである。

来貢時の進奉使らのメンバーについて記しておきたい。メンバーは、二十人で姓名や職務などが『中興礼書』（目次（D））十一月一日にあり、名前や職務や役職まであるのはこの資料だけである（句読点、改行などは筆者による）。資料は原則として、『宋会要』占城を使った。『宋会要』引用のほうが誤字が少ないためである。次の様にある。

十一月一日、客省言う「潮・梅州巡轄馬通鋪の押伴占城奉使韓全状するに、^{その}今月十二日進奉人を押伴して建州に到る。約そ十一月六日に闕に到らん。使副已下の職位、姓名、称呼、等第を会問するに及ぶに下項なり。

一、進奉使、部領、姓は薩、名は達麻、部領と呼ぶ。是れ官資なり。

一、進奉使副、滂、姓は摩、名は加奪、滂と呼ぶ。是れ官資なり。

一、判官 姓は蒲、名は都綱、大盤と呼ぶ。是れ官資なり。

一、蒲翁団、翁但、翁加艶、翁邈、翁僚、亜辛、沙喝、尼累、已上八名。番に在りては幹辨掌執の人に係わる。

一、翁儒、翁雞、翁廖、蟻蜉、亜哪、不隊、班児、麻菱、日罕、以上九名、親随して禮物を防衛する人に係わる」と。

詔す「筭して押伴所・懷遠駅・臨安府に下し疾速に排辨せしめよ」と。

この文書は、占城の進奉使らを泉州から都まで送り届ける（往復）韓全の報告で、十月十二日福建省の北、建州に到り、十一月六日には都に着くであろう。メンバーは三役が進奉使（部領と呼ぶ）、副（滂）、判官（大盤）で、八人が占城では貿易の事務を行っている人、九人は礼物を防護する人として名前も申告している。進奉使達は都まで韓全以下八人の付き添いと三十人の兵士によって、護衛されており（目次（A）（P）参照）、管理されているのである。詔が下り、「押伴所や懷遠駅などは早く準備にかかれ」とある。

この朝貢を国王にすすめ、自らの船の方物や進奉人を乗せて来貢したのは、福建商人の陳惟安である。『中興礼書』十一月六日（目次（M））にある。和田氏や張氏などが商人の活躍として指摘（前掲論文参照）するところであるが更に詳しく考察してみたい。次の様にある。

六日、客省言さきごろう「占城蕃使の部領薩達麻状す『昨、蕃王の遣を蒙り、綱首（領は衍字か）陳惟安と共に貢奉の物色並びに章表を領して、本朝に前来し進奉す』と。竊念するに、達麻等は化外に係わりて天朝の礼儀を諳んぜず。全て綱首陳惟安に藉る。通年本蕃に興販し、訳語は至めて熟し、正音両通し、兼ねて蕃王と知熟せり。今次、蕃王を説諭して前来し、方物を進奉せしむ。表内に明らかに陳惟安の引進するを指す。訳語の随行する有りとも、竊慮するに伝聞尽くさず。礼節乖違す。兼ねて物色を貢奉するも亦、是れ陳惟安と同共に齎領して前来するに縁る。欲し乞うらくは朝廷に申明して旨を取り放して陳惟安をして達麻等と共に駅に入りて宿泊せしめんことを。引進を図り及び言音を伝聞するに庶からん。指揮を俟つ」と。詔す、「依れ」と。

この六日の条は進奉使一行が都、杭州に到着した日である。六日の到着は十一月一日（目次（D））の条に、護衛の韓全から十月十二日に建州に着き、十一月六日に都に着く予定との報告があり、予定通りである。（目次（H））。この六日の条の大意は次の様である。客省（諸外国の朝貢、宴賜、朝見などを司る役所）の言であるが、占城蕃使の薩達麻の意を汲んで陳惟安を同宿するように皇帝に許可をもとめている。つまり薩達麻が言うに、今回の朝貢は綱首（貿易、船の管理者、船長）陳惟安と一緒に方物と章表（手紙。通常、手紙は蕃語、中国語のもの合わせて二通と中国語の献上品一通を持参することが多かった⁽³⁾）を持ってきた、という。客省が竊念するに、占城人達は中国側の事情、礼儀を知らないので全て陳惟安に頼っている。この陳惟安という人は毎年占城に行き交易しており、二カ国に通じかつ国王とは昵懇の仲であり、今回の朝貢も王を説得してきたのである。国王からの手紙に彼が引進したことが記されている。通訳がいても彼がいないと礼節に欠ける。朝貢品も共に持参してきた。そこで彼を薩達麻と同じ宿舍（この場合は東南アジア諸国が泊まる懷遠駅）に泊めてもらいたいと願い出て、皇帝の許可を得た、というのである。中国商人が現地の国王や貴族と結びついて朝貢や貿易を引き受けている様子が克明に分かり一商人の活動を示す記述である。この時代には、陳惟安だけが特別なわけではなく、例えば王元懋⁽⁴⁾はこのころ貿易のため占城に行き、国王の娘と結婚して巨大な富を得たこと、また

乾道三（一一六七）年には、中国の商人の船数隻に方物や進奉人を同乗させていることなどの事例がみられ、商人の活躍が見られるのである。占城だけでなく、東南アジア諸国でも同様の例がみられる。ここで、朝貢と貿易について一言触れておくと、陳惟安の如く毎年、占城を往復しているとある如く、彼は貿易をするために往来しており、そのたびに朝貢をしているわけではない。貿易のついでに、朝貢を促し進奉使や朝貢品を運んでいるのである。乾道三年の占城の朝貢も商人の数隻の船で、泉州に入航しているが朝貢品は付随品として運んでいるのである。当時、多くの朝貢品や進奉使たちを運ぶ船を東南アジアの国々では一般的に作ることは困難であったのであろう。そのために中国船、中国商人の往来を利用して、朝貢も中国船に便乗して、また商人も王室と密接な関係を保つことができるといふ利点もあり、両者の利益のために行われた。ここに宋代の自由な海外貿易の特色が伺える。

さて本論にもどり、陳惟安は全行程往復泉州から杭州まで薩達麻らと共に同行したのであろうか。十一月一日（目次（D））には一行二十人の役職と名前が記されているが、陳惟安の名はない。十一月五日（目次（F））には二十人と訳語二人の馬の手配をしている。陳惟安は訳語（通訳）ではない。このようなことから推察するに、進奉使たちではないので同行していなかったと考える。進奉使達は三十人の兵士（運搬）や使臣韓全ら、訳語を含む八人（目次（A・P））に往復護衛されているのである。陳惟安は八月に泉州の市舶司に入り、朝貢などの手配など全て整ったら一行とは、別に自分自身が持参した貿易品の販売を行っていたのであろう。前述した如くここに朝貢と貿易とは、別に行われていたことが伺える。海外から貿易品を持ってくることは、中国側は品物に税金（抽解）をかけるため、多ければ多いほど利益が増す。そのために政府は海外貿易を奨励したのである。このころ紹興二十九年の市舶の利益額は多く二百万貫にもなった。そして惟安は、十一月には都につき、朝貢を無事終わらせるために、また礼を教えるために、懷遠駅で薩達麻らと合流したのであろう。合流の許可が本条の六日（G）であったと考えられる。朝貢品は都に運ばれずに泉州の市舶司の管理下にあり、進奉使だけが都で朝貢の儀礼を行っている。

その後、陳惟安はこの占城の朝貢を引接（誘導）した功績により、朝廷から官を授与されたことが、『宋会要』蕃夷歴代朝貢七～四八、紹興二十六年二月二十八日に、

其の蒲延秀は、昨に占城入貢を引接した陳惟安の例に依りて與に承信郎に補（蒲は補か）すべし。

とあり、陳惟安は占城入貢を引接したことが朝廷から認められ承信郎に除せられている⁽⁵⁾。承信郎は武官の従九品で、武官の最下位であるが、朝貢を成功させたとして官に除せられたことは、彼にとっては名誉なことであると同時に貿易活動をする上で官界に入り込めることは、有利な条件となる。一方、占城の国王鄒時巴蘭に対してもこれまで以上の信頼を得ることになる。この陳惟安の指導のもとに占城は多くの朝貢品を持ってきた。国王の即位の報告と冊封の要求であるから多くの占城の特産物を持参してきたのである。次ぎに朝貢品について検討してみたい。

四、朝貢品と回賜

占城はこの朝貢で、何をどの位持参したのであろうか。それに対して中国は、何をどの位回賜として与えたのであろうか。これを解明する資料が『中興礼書』に記されている。朝貢品か回賜かのどちらか一方ならば多くの記述を見ることが出来るが、両者揃っているのは、管見の限りこの資料のみと思われる。次の様にある。

(十一月)二十一日、戸部言う「太府寺申す、〔占城の人使、闕に到る。所有の回賜の錢物は、紹興二十五年十月二日の指揮に准じ、見に進むる所の物色の價直を得るを俟ちて剗刷し参酌して応副す。其の人使、行在に到ると雖も進むる所の物色は尚、泉州に在りて並びに未だ起發せざるに縁る。熙寧六年の指揮の、今後諸番進奉するに、如し進貢の物色有らば本寺をして看估計價し、所属に下(不は誤り)して回賜せしむるに依り、今、進むる所の香貨の名色を将て所属に下し看估紐計せしむるに、香貨等の錢十万七千余貫を得。本寺は回賜の物帛の数目を剗刷す。乞うらくは、所属に下して支給し、客省に聞報して回賜せしめんことを。今(令は今)下項しるに具す。

一、占城の進奉し到れる物。沈香九百五十六斤。附子沈香一百五十斤。箋香四千五百二十八斤。速香四千八百九十斤。象牙一百六十八株、三千五百二十六斤。澳香三百斤。犀角二十株。玳瑁六十斤。暫香一百二十斤。細割香一百八十斤。翠毛三百六十隻。番油一十呈。鳥里香五万五千二十斤。

一、回答の数目、錦三百五十匹。生川綾二百匹。生川庄羅四十匹。生樗蒲綾四十匹。生川剗絲一百匹。雜色綾一千匹。雜色羅一千匹。熟樗蒲綾五百匹。江南絹三千匹。銀一万兩」と。

詔す、「依れ」と。

右の資料は、目次によると(M)の部分である。十一月二十一日という、十三日の朝見も終わり、帰国の仕度にかかっている時でもある。右の資料の大意は、次の様である。「戸部が次の様に云う。太府寺(貢物の内蔵庫、左蔵庫などの出入を管理)によると占城の進奉人達は都にきている。回賜の錢物は紹興二十五年十月二日の指揮に准じ、朝貢品の價が出るのを待って(回賜の品)をあつめてそろえる」とある。ここで十月二日の指揮とは『中興礼書』の十月の二日の条(目次(A))に「礼・戸・兵部言う。……勘会するに……所有の合に回賜すべき錢物及び応合まさに行なうべき事件ことがらは筋して礼部の処に副す。其れを検して申ねて朝廷の指揮を取れ。逐部勘会せよ」とあるのを指していると思われる。この資料は続いて「進奉使は都、行在にいるが、朝貢品は泉州にありまだ都に配送されてない。熙寧六年の指揮(未詳)によると進奉品は太府寺が、物の価格を計算して所属の官に令して回賜させることになっているので、今、この進奉品を係の官に下して価格を計算させたところ、香貨等の錢は十万七千余貫であった。太府寺は(これに相当する)回賜の物帛をかき

集めて、これを担当の官に支給し、客省に知らせて回賜させた。以下の通り。一、進奉品（省略）一、回答の数目（省略）と。（ここまでが太府寺と戸部の言。）詔が出て「その通りにせよ」とある。

進奉品の回賜は一般に財政を司るのは戸部であるが、細目にわたっては太府寺が物品の値、回賜の品、数量も決めていることがわかる。この朝貢品については、表 I 「紹興二五年占城の朝貢品」表 II 「紹興二五年占城の朝貢品と回賜の資料一覧」に示す様に、『宋会要』占城の紹興二十五年十一月十四日の条にもある。『宋会要』占城の条の方が少し詳しく香薬を分類している。箋香は上、中、頭塊、頭と四種に分けており、速香も上と中にしている。全体の数量は『中興礼書』にほぼ同じである。ここで斤だけの数量を合計すると六九七三〇斤となる（犀の株、翠毛の隻、番油の呈など単位が異なるものは入っていない）。一斤は宋代では約六三〇グラムなので（『漢語大詞典』附録「中国歴代衡制演変測算簡表」一八頁）、これで計算すると、四三トン九三〇キログラムとなり、約四四トンとなる。可成りの量と重さである。この量を陳惟安の船に便乗して福建省泉州市舶司のところに持ってきたのである。朝貢品だけではなく陳惟安の貿易品も積み込んだであろうから一隻ではなかったのであろう。この朝貢品について注意しなければならないことは、『中興礼書』と同じものが、『宋会要』の蕃夷七一二九歴代朝貢の皇祐五（一〇五三）年十一月二十一日の条に記されていることである。異なるところは、箋香の四五二八斤が四二五八斤となっているだけである。一方、紹興二十五年十月十四日にも同じ朝貢品の記述がある。全く同じ朝貢品が北宋と南宋にあるはずがない。これは、明らかに皇祐五年の条は錯簡である。『宋会要』の編纂者が占城の条の皇祐五年四月に占城の朝見使、朝辞使達が多く公服、絹を回賜としてもらっている記事を見て、献上品として皇祐年間に入れてしまったのであろうか。いずれにせよ「歴代朝貢」の皇祐五年十一月二十一日の条は錯簡であり、紹興二十五年十一月の条に入るものであることを指摘しておきたい（表 I 参照）。

表 I 紹興 25 年占城の朝貢品

資 料	・「宋会要」蕃夷 4 占城 紹興 25 年 11 月 14 日 ・蕃夷 7 歴代朝貢 紹興 25 年 10 月 14 日 (1)	「中興礼書」紹興 25 年 11 月 21 日の条。「宋会要」蕃夷 4 占城 紹興 25 年 11 月 28 日の条の割註より (2)
朝貢品	資料 A	資料 B
附子沈香	150 斤	150 斤
沈香	390 斤	956 斤
沈香頭 2 塊	12 斤	
上箋香	3690 斤	} 箋香 4528 斤 (3) (4)
中箋香	120 斤	
箋香頭塊	480 斤	
箋香頭	239 斤	
澳香	300 斤	300 斤
上速香	3450 斤	} 速香 4890 斤
中速香	1440 斤	
暫香	120 斤	120 斤
細割香	180 斤	180 斤
烏里香	55020 斤	55020 斤
象牙	168 株 (3526 斤) (7)	168 株 3526 斤
犀角	20 株	20 株
玳瑁	60 斤	60 斤
翠毛	360 隻	360 隻
番油	10 燈	10 呈
銅錢に換算	(107000 余貫) (8)	香貨等錢 (合計) 107000 余貫
合計斤	69177 斤	69730 斤 (5)
合計kg	43t 581.51kg	43t 929.9kg (6)

- (1) 「宋会要」蕃夷 4 占城、紹興 25 年 11 月 14 日、ならびに同、蕃夷 7 歴代朝貢、紹興 25 年 10 月 14 日の条に朝貢品の項目、数量とも同じである。
- (2) 「宋会要」蕃夷 7 歴代朝貢 (皇祐) 5 年 11 月 21 日の条に、品目、数量とも「中興礼書」と同じである。明らかにこれは錯簡である。注意を要する。
- (3) 資料 A の 4 つの箋香を合計すると 4529 斤となり、1 斤多い。
- (4) 「宋会要」蕃夷 7 歴代朝貢 (皇祐) 5 年 11 月 21 日の箋香は 4258 斤とあり、4528 の 52 が入れ替わっているだけである。
- (5) 69730 斤は斤のみの合計である。株、隻、燈の数は入っていない。

- (6) 1斤=630g(宋代)で計算した。約44tとなる。
 (7) 3526斤は資料Aになし。
 (8) 107000余貫は資料Aになし。

表Ⅱ 紹興25年占城の朝貢品の回賜の資料一覧

	資 料	年 月 日
占城の朝貢品	<ul style="list-style-type: none"> ・「宋会要」蕃夷4占城 ・「要録」170 ・「中興礼書」 	紹興25年11月14日 紹興25年11月14日(戊午) 紹興25年11月21日
回賜		
1. 朝貢品に対する回賜	<ul style="list-style-type: none"> ・「中興礼書」 	紹興25年11月21日
2. 定賜	<ul style="list-style-type: none"> ・「中興礼書」主客条例 ・「中興礼書」 ・「宋会要」蕃夷4占城 ・「宋会要」職官35-17四方館 ・「宋会要」礼62-66賚賜 	紹興25年10月2日 紹興25年10月22日 紹興25年10月2日 紹興25年11月22日 紹興25年11月22日
3. 朝見使・朝辞使などに与えた品物	<ul style="list-style-type: none"> ・「宋会要」礼62-66賚賜 ・「宋会要」蕃夷4占城 *「中興礼書」にこの記事なし 	紹興25年9月30日 紹興25年9月25日

これらの朝貢品は趙汝适の『諸蕃志』、藤善真澄訳注『諸蕃志』(関西大学一九九〇年)をみると、沈香をはじめとして殆どが占城の特産品である。沈香は真臘に次ぐもので高価であり、『中興礼書』では九五六斤とあり、『宋会要』占城の条では三九〇斤とある。一番高価なものであるが『中興礼書』の方が正しいと思われる。沈香は山田氏の研究によると(山田憲太郎『東亜香料史研究』昭和五一年中央公論美術出版社)樹木がある原因で刺戟が加わり、その部分に樹脂が沈澱し材質の一部分に凝集して沈香木となる。これを焚けば芳香を放つ。薬としても使用された。箋香、速香、暫香等については『諸蕃志』の「生香」の条によると、この木(沈香)に含まれる香密度により名前が変わり沈香を十とした場合、七〜六分は箋香、五分が速香、三分が暫香であるという。朝貢品の中で分量が一番多い五万五千斤の烏里香は黒檀ではないかとする。翠羽は鳥かわせみの羽。隻は鳥一羽の羽の単位。この美しい羽をまぜて布や緞子を織る(翠はかわせみの雌でみどり色もえぎ色で美し

く、雄は翡で赤色という)。番油は一名蘇合香油ともいい、皮膚病やハンセン病にきく。象牙も特産品であるが大食、真臘より質が劣る。一六八株が三五二六斤なので一株二一斤。小振りである。大食産の大きい象牙は一株五〇～七〇斤以上あり一斤二貫六〇〇文で取引された。(『宋会要』職官四四市舶紹興元年十一月二十六日の条) 一株二一斤であるから、これよりは安価であろう。

さて、この献上品の価格を大府寺は十万七千余貫とした。当時の香薬の価格と比べてみたい。沈香の様に高価のもの、烏里香の様に多分に安い物などあり一律には計算できないが、林天蔚『宋代香薬貿易史』の「香薬価格約変動」(三三〇～四頁)に記されているので、これに基づいて考えてみたい。北宋の真宗の時には上等の香薬は毎斤四貫であった(『宋会要』食貨三六榷易、景德三年五月)。仁宗になると価格が低くなり一斤三貫九〇〇文で、安いのは、一斤三貫三〇〇文であった。劣香は、もっと安価であった。南宋になり、香薬の価格が高くなり乳香一斤一三貫となる。『宋史』四〇四張運伝に紹興のはじめ三仏齊は、乳香九一五〇〇斤を持参し、直は一二〇余万緡であった。一斤一三貫となる。これを売り軍餉にあてたという。この外に龍涎などは、法外に高い価格が『游宦紀聞』七巻などにあるが省略する。すると紹興二十五年頃はどの位の値であったのであろうか。乳香一斤が十三貫の高値ではないにしても、南宋は北宋より値が高い。今、北宋とほぼ同じく一斤五貫として計算してみる。ただし、香薬のみとし、象牙、犀、玳瑁、翠毛、番油は除いている。『中興礼書』によると香薬は約六六一四四斤となる。一斤五貫で計算すると、三三万七二〇貫となる。北宋の一斤四貫としても二六万四五七六貫となる。斤だけの数量が六九七三〇斤で一斤五貫とすると、三四八六五〇貫となる。これを一〇万七〇〇〇貫と見積もるのであるから実際の価格の三分の一、二分の一にも満たない数字である。今、一〇万七〇〇〇貫を六九七三〇斤で割ってみると一斤一・五貫となる。つまり朝貢品は一斤一・五貫で取引されている。犀角や翠毛などを入れると一斤一・二～三貫位の価格となるのである。献上品とはいえ非常に安価に抑えられている。紹興七年の乳香一斤一三貫の場合を考えると、乳香は値が高いのであろうが、十分の一位の値に抑えられているといえよう。

次にこの朝貢品に対して、どの位の回賜(お返しの商品、お礼)が施されたのであろうか。回賜の品は(表Ⅲ「紹興二五年占城への回賜」参照) 前述したが再び記述する。

一、回答の数目、錦三百五十四匹 生川綾二百匹 生川庄羅四十四匹 生樗蒲綾四十四匹 生川剋糸一百匹。雑色綾一千匹。雑色羅一千匹。熟樗蒲綾五百匹。江南絹三千匹。
銀一万両。詔す、「依れ」

回賜は絹織物と銀一万両である。生川綾の生は練らない。漂煮してないこと(煮て柔らかくすることを熟という)。川は四川省のこと。つまり練らない四川省産で模様をつけて織り出した絹織物のこと。四川の絹は北宋時代河北・山東の絹に次ぐものとして有名であった。生川庄羅の庄は未詳であるが庄花は浮模様の意なので、浮模様のある薄絹のことであろう。これは高級なもので四十四匹と少ない。次の生樗蒲綾四十四匹。樗蒲とは賭博のことで、これに用うる道具の形を模様に織り込んだ綾のことであろう。道具は楕円形の板の面を白

く塗ってきじを描き、もう一面は黒くして牛を描いたサイコロであったというが、その模様であったか未詳。両浙の杭州・湖州で樗蒲綾が織られていた。生川剋糸の一百匹。剋糸は刻糸のことで色系を使って模様を織り出したもので綴織ともいう。分量が多いのが江南絹の三千匹。江南絹は経糸が粗で緯が細かく背面があり、南絹といって質的には河北か山東がよく、次いで川絹、最後が南絹であったという。絹については、斯波義信氏の前掲書の「絹織物」二七一～二九五頁を参照。絹を合計すると六二三〇匹となる。これを産地別にみると四川省が三四〇匹、両浙の樗蒲綾五四〇匹、江南絹三〇〇〇匹、雑色羅と綾が各々一〇〇〇匹ずつで二〇〇〇匹である。すると全体の半数を江南絹が占め、雑色絹、羅が三分の一で、余り六分の一が錦綾などの高級品であった。即ちこの絹と銀一万両が占城が進奉した香薬等を銭で換算した一〇万七千貫の返礼である。

表Ⅲ 紹興25年占城への回賜					
1 朝貢品に対する回賜					
「中興礼書」紹興25年11月21日（「宋会要」蕃夷4紹興25年11月28日の割註より）					
錦	350匹	生川綾	200匹	生川庄羅	40匹
生樗蒲綾	40匹	生川剋糸	100匹	雑色綾	1000匹
雑色羅	1000匹	熟樗蒲綾	500匹	江南絹	3000匹
銀 10000 両		絹匹の合計	6230匹		
2 回賜の以外の礼物					
「中興礼書」紹興25年10月2日、〔宋会要〕礼62～66賚賜紹興25年11月23日					
翠毛細法錦夾襖子	1領	20両金腰带	1條	銀器	200両
衣着絹	300匹	白馬	1匹	80両開装銀鞍轡	1副
3 朝見と朝辞の時に賜った品					
「宋会要」蕃夷4紹興25年9月25日、「宋会要」礼62～66賚賜紹興25年9月30日					
朝見					
朝見使	紫羅寛衫 十両金腰带	小綾寛汗衫 幘頭	大綾夾襪 絲鞋	頭袴 衣著三十四	小綾勒帛 紫綺被褥 一副
副使	紫羅寛衫 七両金腰带	小綾寛汗衫 幘頭	大綾夾襪 絲鞋	頭袴 衣著二十四	小綾勒帛
判官	紫羅寛衫 十両金花銀腰带	絹寛汗衫 幘頭	小綾夾襪 絲鞋	頭袴 衣著十四	
防援官*	紫羅（官は羅か）絶衫 絹勒帛	紫絹汗衫 幘頭	絹夾襪 麻鞋	頭袴 衣著七匹	
朝辞					
朝辞使	紫羅窄衫子	小綾窄汗衫	小綾勒帛	銀器五十両	衣著三十四
副使	紫羅窄衫子	小綾窄汗衫	小綾勒帛	銀器三十両	衣著二十四
判官	紫羅窄衫子			銀器 十両	衣著 十四
防援官*				銀器 七両	衣著 五匹
* 防援官は、17人。					

では、この絹と銀を銅銭に換算するとどの位になるのでしょうか。正確な値は算出できないまでも大まかな値は出ると思うので検討してみたい。絹の値については、全漢昇『中

『国経済史論集』新証研究所、一九七二年（香港中文大学）、二四七～三五四頁、「南宋初年物價の大變動」の「江・浙絹價的變動」の表によると、絹の値は北宋期は一匹ほぼ一～二貫位であったが南宋になって高騰し、紹興二年には二貫から五貫となる。四年には十貫になるが八年に八・四貫に下がり、紹興二十六年には四貫となったとある。『要録』一七一紹興二六年二月甲午に「市価每匹四貫に過ぎず。乃ち下戸をして六貫を増納せしむ……」とある。二十六年八月四日には絹五貫五百文とする（『宋会要』食貨九～八、賦税雜録）。すると紹興二十五年の絹六二三〇匹は一匹五貫として計算すると三一・一五〇貫となり、約三万余貫となる。一匹六貫と値上げしても三七三八〇貫である。

次に銀一万両を銅錢に換算する。加藤繁『唐宋時代に於ける金銀の研究』東洋文庫、昭和四十五年再版ならびに全漢昇前掲論文を基礎にして検討する。紹興四年は銀一両が二貫三百文であり（岳珂「金佖統編」卷五「朝省行下事件省筭」）、紹興三十年には、銀一両三貫～四貫であった（『要録』一八六 紹興三〇年九月丁丑の条）。したがって紹興二十五年は三貫～四貫の間をとり、一両、三・五貫として計算すると、銀一万両は三五〇〇〇貫となる。前の絹の価格が三万余貫（一匹五貫として計算）銀は三万五千貫（一両三・五貫とする）となり、両者を加えると六万五千余貫となる。大府寺の計算では十万七千貫に相当するものが、実際には六万五千余貫しか与えていないことになる。

以上朝貢品と回賜についてみてきた（表Ⅳ「朝貢品と回賜の価格試算」参照）。要約すると次のようになる。政府は朝貢品の価格を十万七千貫とし、それに見合う回賜として絹と銀を与えたということである。今、この当時の価格から計算してみると朝貢品の香薬等の価格は安く見積もっても二六万余貫となり、設定価格（十万七千貫）のほぼ二倍となる。一方回賜をみると絹は三万貫、銀は三万五千貫で両者を合わせると六万五千貫である。この試算に誤りがないとすると政府は朝貢品の値を安く設定し、回賜も設定した十余貫の半値強位のものしか与えてない結果となる。これはどういうことを意味するのであろうか。政府が朝貢品を非常に安く見積もり、それに相当する回賜も安く見積り、価格の半値位のもので与えているということである。ということは、政府はこの朝貢品によって大きな利益を得ていたことになる。それ故に、この朝貢を誘導した商人陳惟安に、政府は官位を与えているのである。

表Ⅳ 朝貢品と回賜の価格試算

		数 量	価 格	計		太 府 寺
朝貢品	香薬のみ	66.144 斤	1 斤 4 貫とする	264.576 貫		107,000 貫
			1 斤 5 貫とする	330.720 貫		
回賜	絹	6,230 匹	1 匹 5 貫	31,150 貫	合計 66,150 貫	
	銀	10,000 両	1 両 3.5 貫	35,000 貫		

五、回賜以外の礼物

中国は朝貢に対して朝貢品の多少にかかわらず、回賜とは別に礼物として授与するものがあった。この記述は各個所に多く記されている（表Ⅲ「紹興二五年占城への回賜」の2「回賜以外の礼物」参照）。『中興礼書』十月二日の条の主客条例と十一月二十二日、目次の（A）と（N）。『宋会要』占城十月二日。同書、礼六二～六六賚賜十一月二十二日の条にある。『中興礼書』の主客条例によると

一、主客条例に、

「占城国は、進奉の回賜の外、別に翠毛細法錦夾襖子一領、二十両金腰帶一條、銀器二百両、衣着絹三百匹、白馬一匹 八十両闇装銀鞍轡一副を賜う。戸・工部に下し、所属をして計料して製造し、客省におくりて椿辨し、自来の条例に依りて回賜せしめ、其の馬は騏驎院をして給賜せしめん」と。詔す「依れ」と。

とあり、又、同書十一月二十二日の条にも

二十二日、客省言う「占城進奉人、闕に到る。別に賜う国信、物色、翠毛、細法錦夾襖子、金腰帶、銀器等は、已に所属に下し製造せしめて訖る。乞うらくは、祇候庫に送り打角し学士院は封題し宝（実は宝か）を請いて訖れば、客省に附して押伴所に関連せんことを」と。詔す「依れ」。

とある。主客（礼部に属し、朝貢などのことを司る役所）条例に別の礼物として規定されていることを示すものであろう。その物品とはかわせみの羽を使用した錦のあわせの上着一揃、金腰帶黄金で鏤めた帯で、これを作るために使用した金の重さ二十両の腰帶一條、銀器二百両、絹三百匹、白馬一匹、闇装（模様つきの装飾のある帯）鞍轡（くらとたずな）を作るのに使用した銀の重さ八十両一副である。戸部（財務担当で物を作る費用などを調達）と工部（製造担当）に製造させ、客省（朝貢の時接待賜物などを準備）に準備させて条例に依って回賜させる。馬は騏驎院（馬を養成する役所）から与えよと命が下る。そして十一月二十二日によると、すべて製造が終わり、祇候庫（太府寺に属し、錢帛、器皿等を掌り、皇帝の賞賜等を行う）に送り、学士院で皇帝の印で封印し、客省に附して、押判所に送り、回賜させたとある。十月二日には条例によって準備に入るが、進奉使達はまだ都に到着していない。入貢を許可した段階でもう準備に入る様子が記載されている。実際に礼物が出来上がったのは二ヶ月後の十一月二十二日である。

六、朝見使と朝辞使に贈る品

皇帝に謁見すると、その度に各自二十人に品物（礼物）を与えている。進奉使らは朝見と帰国する時の二回謁見している。これは伝統的な習慣であったのであろう。『宋会要』占城、紹興二十五年九月二五日と同書礼六一六六賚賜同年九月三十日の条にある。（表Ⅲ「紹興二五年占城への回賜」の3「朝見と朝辞の時に賜った品」参照）

『宋会要』占城には次の様にある。(改行、()は筆者による。)

(紹興二十五年)九月二十五日 尚書省言う「将に來たれる占城国の進奉人は闕に到り、其の朝見使に給せんと欲す」

朝見使 紫羅寬衫(衫は肌着、上着)、小綾寬汗衫(汗衫は、汗を取る下着)、大綾衫夾襪(夾は合わせ、襪は靴下)、頭袴、小綾勒帛 十兩金腰带、幘頭(ずきん)、絲鞋(鞋はくつ)、衣著三十兩 紫綺被褥一副

副使 紫羅寬衫、小綾寬汗衫、大綾夾襪、頭袴、小綾勒帛、七兩金腰带、幘頭、絲鞋、衣著二十四

判官 各紫羅寬衫、絹寬汗衫、小綾夾襪、頭袴 十兩金花銀腰带、幘頭、絲鞋、衣著十四

防援官 各紫羅(官は羅か) 純衫、紫絹汗衫、絹夾襪、頭袴、絹勒帛、幘頭、麻鞋、衣著七匹(十七人)

(朝辞の時に賜った品)

朝辞使 紫羅窄衫子、小綾窄汗衫、小綾勒帛、銀器五十兩 衣著三十四

副使 紫羅窄衫子、小綾窄汗衫、小綾勒帛、銀器三十兩 衣著二十四

判官 各紫羅窄衫子、銀器十兩 衣著十四

防援官 銀器七兩 衣著五匹(十七人)

之に従う。

*進奉使らは二十人であるから防援官は十七人となる。

『中興礼書』にはこの記述はない。『宋会要』占城によると、占城の入貢についての報告が八月二十一日提挙福建市舶の鄭震からあった。一ヶ月後の九月二十五日に尚書省より朝見と朝辞の時に二十人すべての人に与える公服や布・鞋等の製造準備に入っている。回賜や回賜外の物より準備するのが早い。朝貢を迎えることは中国側にとっても準備が大変であったことを伺わせる。

以上占城からの朝貢品に対して、中国側は(一)回賜、(二)回賜外の礼物、(三)進奉使への礼物、上記三項目の礼物を大きな意味では回賜として与えたのである(表Ⅲ「紹興二五年占城への回賜」・1・2・3・参照)。(一)の回賜の価格についてはこれまで検討してきた。(二)と(三)についてはどの位の価格のものであったか試算してみたい。金一兩三十貫、銀一兩三貫、絹一匹五貫として材料費を計算すると、(二)の回賜外の礼物は二九四〇貫、約三〇〇〇貫となる。これに馬、高級装飾品や技術代として一〇〇〇貫を加えると四〇〇〇貫となる。この位の価格のものであったのであろう。次に(三)の進奉使の礼物を計算すると、朝見が一四三五貫、朝辞が一三五二貫で合計二七八七貫で同じく約三〇〇〇貫となる。技術代金一〇〇〇貫は、この場合はかからないと考えるが、余分な費用も含めて多く見積り一〇〇〇貫を加えると四〇〇〇貫となる。両者を加えると八〇〇〇貫となる。この数字は(二)、(三)の礼物の合計である。これに最初の(一)回賜、六五〇〇貫を加え

ると七三〇〇〇貫となる。これが中国側から賜った回賜のすべての合計額である。

今回の紹興二十五年の朝貢は、試算に誤りがなければ、朝貢品約四四トン（香薬が主）を皇帝に献上した。その価格は二十から三十万貫位と考えるが、政府は十万七千貫とした。これに対してすべての回賜の（一）、（二）、（三）の合計は七万三千貫である。回賜だけの十万七千貫にはほど遠い額である。これが南宋期の朝貢と回賜の実状である。南宋初期の財政難を朝貢は援助する結果となったのであろうか。

おわりに

南宋の淳熙十二（一一八五）年に編纂された『中興礼書』の逸文から、紹興二十五（一一五五）年の占城の朝貢に関する一部を垣間見ることができた。この朝貢は『中興礼書』が編される三十年前であったので、資料がかなり整っていたのであろう、細部にわたる記述がある。

この朝貢は二十三年ぶりに行われたもの⁽⁶⁾で、国王の即位による冊封のために朝貢品を持って入貢し、都で皇帝に謁見し、爵位と回賜をもらい帰国した、という典型的な朝貢のパターンである。入貢しても都に行くことを許されず、港の市舶司で中央から役人がきて取り行うことも多くあったし⁽⁷⁾、また不正が発覚した場合には、その時点で朝貢自体を取り止め、都に送った朝貢品を市舶司に戻すということもあったのである⁽⁸⁾。

典型的な朝貢であったが故に、記録が残ったことも考えられる。占城という東南アジアでは交趾、三仏齊などより小さい国に、なぜこのような記録が残っているのか疑問に思っていたところ、『宋会要』職官三五、四方館に、この紹興二十五年の占城の朝貢の際、どのような方法で使者を迎えるかなど朝貢に関する過去の規範が紛失しており、四方館では過去の条令などを参考にして条文として書き上げたという。したがってこの条文の部分は『中興礼書』にも記されている⁽⁹⁾。この時期は、北宋から南宋に移り落ち着きをとりもどした時でもあるので、儀礼などの規定もつくられたのであろう。この時が、紹興二十五年の占城の朝貢であったのである。

本題にもどり、この朝貢を王に勧め実行したのが一人の中国商人で、彼は毎年のように中国と占城を往復して貿易を行い、国王と密接な関係にあった。王室貿易を行っていたのであろう。さて彼の助言により集められた香薬を主とする朝貢品は約四四トンもあった。政府はこの朝貢品の価格を十万七千貫とし、回賜として（その見返り品）絹六二三〇匹と銀一万両を与えた。この朝貢品の価格と回賜の価格を考えてみるに、朝貢品の価格は安く見積もっても二十～三十万貫である。一方の回賜を銭に換算すると、六万余貫位にしかない。即ち朝貢品の値、十万七千貫の査定は当時の二分の一、三分の一くらいの値に該当する。回賜として与えた十万七千貫分の絹と銀は、価格にして六万貫位で、二分の一くらいの値であったことになる。朝貢品の値を抑え、回賜の量を少なくすることは、中国政府にとっては有利なことであり、朝貢によって大きな利益を得ることになるのである。そ

れ故に政府は蕃夷招致策を行い海外貿易を奨励した。利益をもたらした人として商人陳惟安に官位を与えているのである。

中国ではこの回賜以外に、二種類のものを与えている。一つは定賜（礼物）として、一つは皇帝に謁見した時（朝見、朝辞）進奉使ら各人に公服や絹、銀などの賜与である。これらの高級技術費を各々千貫として、両者の材料費つまり金、銀、絹などの費用などに合わせると二種類の合計は約八千貫位である。三者（回賜を六万五千貫とする。その他の二種類は八千貫とする）すべてを合わせると、七万三千貫位になるのである。これが四四トンの朝貢品（推定価格二六万貫）の回賜である。単に物質的な面のみを強調するならば、この朝貢は「往くを薄くし、帰るを厚くす」という言葉からは、程遠いように思われる。それでも朝貢を続けることは、占城、商人、中国の三者間に有利な条件があり、互いに利益を蒙るからであろう。

最後に、回賜や礼物としてもらった品物は、一部は本国に持ち帰ったが、本国や東南アジア諸国で売買できるものと交換している例が、大食の資料にでてくる。『宋会要』蕃夷四一九三大食、紹興四年七月六日の条に「大食国の進奉使人蒲亜里は進貢の回賜到錢を將て、大銀六百錠及び金銀器物、匹帛を置す。…」とあり、この場合回賜を錢でもらっており、錢は持ち出し禁止なので別なものに換えていることも考えられるが、大銀六百錠、金銀器物、帛などは、需要があったものと考えられる。置は買という意で、蒲亜里は帰国する時に、錢で大銀六百錠、金銀器物を買っているのである。この例の如く、占城でも、商人陳惟安のもとで回賜や礼物などの品物を売って、より有効な品物を買って帰国してそれを売買し、それ相応の利益を得たことも考えられるのである。

《註》

- (1) 『中庸』十九章に「往を厚くして、来を薄くするは諸侯を懐くる所以なり」とある。坂野正高氏は『近代中国政治外交史』（一九七三年東京大学出版）の中で、朝貢関係とは、宗主国と朝貢国との関係をいう。前近代的な国際関係の一つの形態である。一、中国は朝貢国の支配者を国王に「封」じ、印を与える。冊封の関係である。皇帝はひとり。一、朝貢は国王から皇帝に上奏文「表」と「貢」を捧げ、「貢」に対して皇帝からお返しをあたえる。すなわち「朝貢回賜」という関係である。「朝貢回賜」は「往を厚くして、来を薄くする」という関係である、とある。七七～八三頁。
- (2) 馬司部羅著 憑承鈞訳『占婆史』台湾商務印書館一九六二年王位年表によると 楊ト麻暈は harivarman IV とする。一一七～八頁、本文の七二頁。この事については、後日詳しく述べたい。すなわちマスペロの研究書の初版と再版と王位の順番が異なっているのである。後日詳しく述べたい。鄒時巴蘭の在位は一一四五（紹興十五）年～一一六七（乾道三）年とする。七五～七七頁。
- (3) 「蕃首鄒亜那の表章は蕃字一本、唐字一本及び唐字物貨数一本」を進奉使が持参したとある。『宋会要』蕃夷四占城、乾道三年十一月二十八日の条。
- (4) 『夷堅三志』己六第六、乾道初めごろから淳熙五年頃まで占城で活躍している。
- (5) 貿易によって利益をもたらす者には、国籍を問わず官位をあたえた。たとえば大食国の蒲羅辛は乳香を持参し、関税が三十万貫にもなり承信郎を与えた（『宋会要』蕃夷四紹興六年八月二十三日）。蔡景芳は建炎元年から紹興四年の八年の間に九八万貫の浄利錢をもたらしたことで承信郎を与えられた（『宋会要』職官四四紹興六年十二

月十三日)。また、朝貢を導いた例として、淳化年間に大商毛旭は闍婆に朝貢をすすめ、誘導してきた(宋史四八九闍婆)。多くの事例がみられる。

- (6) 紹興二十五年の前の朝貢は、紹興二年三月八日である。『宋会要』蕃夷四占城。
- (7) たとえば『宋会要』蕃夷四交趾、紹興十四年六月八日。
- (8) 註(3)参照。この件については、稿を改めて発表する予定である。
- (9) 四方館(『宋会要』職官三五)の記述とほぼ重なるところは、『中興礼書』の十月八日(B)、十一月三日(E)、二十二日(N)、二十七日(P)、二十八日(Q)の部分である。

《補注》『中興礼書』に関して、史廣超「『中興礼書』及『統編』版本考述」『図書館雑誌』32巻5期2013年の研究があることを知った。

《付》

『中興礼書』第二百二十七卷、賓礼六、占城の原文を掲げ、訓読をした。文中のローマ字や数字は本文を理解するために、便宜上付けたもので、本文にはない。句読点も筆者が付したものである。なお註はつけなかったが、後日註をつけて発表する予定である。なお、本文は紹興二十五年だけにした。乾道三年の条は省いた。

中興禮書第二百二十七卷

賓禮六

占城

(A) 紹興二十五年十月二日禮部兵部言、准都省劄、勘會占城國已降指揮許入貢。其使副、已到泉州。竊慮非晚到闕、所有合回賜錢物及應合行事件、劄付禮部等處。檢具申取朝廷指揮、逐部會勘、除就懷遠驛安泊、及令客省定賜例物等項目、并依得交趾體例施行外、所有其餘、合行事件、開具下項。(1) 一鴻臚寺條、諸番夷進奉人回、乞差檐擊防護兵士、并相度合用人数關步軍司差、今來占城國入貢到闕、回程合差檐擊防護兵士、欲依條下步軍司、差撥三十人、内節級一名、赴本駟交割、俟至臨安府界、即令以次州軍差人交替、令押押取于未起發以前、預報沿路州軍差人、在界首祇備交替、(2) 一主客條例占城國進奉回賜外、別賜、翠毛細法錦夾袄子一領。二十兩金腰帶一條、銀器二百兩、衣著絹三百匹白馬一匹、八十兩闊粧銀鞍轡一副、下戸工部、令所屬計料製造、送客省椿辦、依自來條例、回賜、其馬騏令驥院給賜、詔依。

「中興礼書」(に言う)、(紹興二十五年)十月二日、礼・戸・兵部言う「都省の劄を准く。勘会するに、『占城国は已に降せる指揮もて入貢をゆるす。其の使・副は已に泉州に到る。竊に慮んみるに晚きに非ず闕に到らん。所有の合に回賜すべき錢物及び応合に行なうべき事件は劄して礼部等の処に副す。其れを検し、

申して朝廷の指揮を取れ。逐部勘会せよ』と。懷遠駅に就いて安泊し、及び客省をして定賜せしむる例物等の項目は並びに交趾の体例に依り得て施行するを除く外、所有の其の余の合に行なうべき事件は下項に開具す。

一、鴻臚寺の条に、

「諸蕃夷の進奉の人の回かえるに、檐撃防護の兵士を差はわすを乞う。並びに用うべき人数を相はい度り、歩軍司に関して差はわし来らしむ」と。占城国の入貢して闕はに到るの回程にも合に檐撃防護の兵士を差はわすべし。条に依り歩軍司に下して三十人を差撥せしめんと欲す。内、節級一名は本駅に赴いて交割す。臨安府の界に至るを俟ちて、即ちに以次の州軍をして人を差はわして交替せしむ。押伴所をして未だ起發せざる已前に預め沿路の州軍に報じて人を差はわし、界首に在りて祇んで交替の備えしむ。

一、主客の条例に、

「占城国は進奉の回賜の外、別に翠毛細法錦夾襖子一領二十両、金腰帶一條、銀器二百両、衣着絹三百匹、白馬一匹八十両、開装銀鞍轡一副を賜う」と。戸・工部に下し、所属をして計料して製造し、客省におくりて椿辨し、自来の条例に依りて回賜せしめ、其の馬は騏驎院をして給賜せしめん」と。詔す「依れ」と。

(B) 八日、客省言、将来占城國進奉使副、到闕、在驛禮數儀範、今條具下項。(1) 一進奉使副與押判官相見、其日進奉使副、到驛歸位次、客省承受引驛語、赴押伴位、參押伴、復作押伴問遠來不易、參訖。譯語作進奉使副、傳語押伴官、訖退客省承受、同譯語、入進奉使副位次。使副起立、與客省承受相見、揖訖。客省承受、作押伴官回傳語進奉使副、遠涉不易喜得到來、少頃、即得披見、次客省承受、引首領、赴押伴位參。復作押伴問遠來不易、參訖退。客省承受次撥人從、參押伴、客省承受喝在路不易、參訖退。譯語齎進奉使副、名銜、分付、客省承受、轉押伴訖。復請押伴傳銜、分付譯語訖、少頃、客省承受引押伴官、同進奉使副、陞廳對立。客省承受互展狀、相見訖揖、各赴坐、點茶畢。客省承受喝、入卓子。五 = (竹+盞) 酒食畢。客省承受喝徹卓子次點湯畢押伴官進奉使副相揖畢分位。(2) 一習見朝儀、其日、候閣門差人赴驛。教習儀範、同客省承受、先見押伴訖。計會驛語、請進奉使副、服本色服。次客省承受、同驛語引教習儀範、入相揖。朝見儀訖。相揖畢退。朝辭准此。(3) 一朝見其日五更、客省承受、計會譯語、請進奉使副上馬。次押伴官、與進奉使副相揖畢。行馬。首領、於門外上馬。至待漏閣於下馬、俟開內門押伴官進奉使副上馬。至皇城門。裡宮門外下馬至殿門外幕次待班其首領以下步行入皇城門俟閣門報班引進奉使副出幕次、入殿朝見。拜數禮儀、并如閣門儀、俟朝見畢、閣門、引進

奉使副出殿、客省承受、接引歸幕次、客省承受、引押伴賜舍人、押伴官進奉使副、對立相揖畢、客省承受贊坐點茶畢。客省承受喝入卓子、酒食畢。客省承受喝徹卓子。點湯畢。客省承受引伴賜舍人與進。奉使副相揖畢。伴賜舍人先退。次、押伴官、進奉使副、相揖畢。引至宮門外上馬。首領已下步行出皇城門外、上馬歸驛。朝辭准此（4）

一在驛客省、簽賜節料節儀。其日、候客省承受、齎到賜目。押管所賜節料等到驛、客省承受先報押伴訖。于設廳前望闕鋪設所賜物、客省承受引進奉使副立定。引進奉使副拜賜目跪受訖。次引首領以下、拜賜目、跪受賜訖退。（5）一御筵其日、候賜御筵天使到驛諸司排辦備。客省承受取進奉使副名銜轉押伴看訖。納天使、復取賜御筵天使傳言、分付驛語。少頃客省承受、引天使、押伴官、進奉使副、降階對立定。客省承受、先引押伴官望闕謝恩如儀畢。引依位立。次引進奉使副、謝恩畢。如儀畢。引依位立。天使與進奉使副相揖畢。天使先退。次押伴官與進奉使副、相揖畢。引押伴官、進奉使副、升所席後立。客省承受撥首領已下、謝恩如儀訖。赴席後立。客省承受上所贊揖、赴坐點茶畢。行酒俟酒食畢客省承受喝徹卓子、點湯畢。引首領下已下謝恩。客省承受贊席後立。候首領已下謝恩如儀畢、客省承受引押伴官、進奉使副、降階對立定先引押伴官、謝恩如儀畢。引依位立。次引進奉使副謝恩如儀畢。引依位立。客使承受引天使、依前位立進奉使副令譯語跪執謝表拜訖。進奉使副以表跪授天使訖。引依位立與天使相揖畢天使退。次押位官、進奉使副相揖畢。引分位（6）一起發日 進奉使副與押伴官相別。其日就驛酒食五盞畢。客省承受、引押伴官、進奉使副對立定。客省承受轉狀、相別訖。分位、客省承受引首領已下、辭押伴并如參押伴儀畢。次伴送使臣交割起發前去。

（紹興二十五年十月）八日、客省言う、占城国の進奉せる使副を将来し、闕に到らしむ。驛に在りての礼数の儀範は今、下項に条具す。

一、進奉使副と押伴官と相見す。

其の日、進奉使副、驛に到りて位次に帰すれば、客省承受は訳語を引きて押伴の位に赴き押伴に参る。復た押伴をして、遠来易からず、と問わしむ。参りて訖る。訳語は進奉使副をして押伴官に伝語せしむ。訖りて退く。客省承受は訳語と同じに進奉使副の位次に入る。使副は起立し、客省承受と相見し、揖し訖る。

客省承受は押伴官をしてこた回えて進奉使副に「遠涉易からず、到来するを喜得す」

と伝語せしむ。しばらく少頃して即ち披見するを得。次に客省承受は首領を引いて、押伴の位に赴き参る。復た押伴をして遠来易からずと問わしむ。参りて訖り退く。客省承受は次に人従を撥し、押伴に参る。客省承受は「在路易からず」と喝す。参りて訖りて退く。訳語は進奉使副の名銜を齎らし、客省承受に分付し、押伴

に転して訖る。復た押伴に銜を伝うるを請い、訳語に分付して訖る。少頃して、客省承受は押伴官を引く。進奉使副と共に庁に陞りて対立す。客省承受は互いの状を展べ、相見せしめて訖る。揖して各々坐に赴いて、點茶して畢る。客省承受は「卓子を入れよ」と喝す。五盞酒食して畢る。客省承受は「卓子を撤せよ」と喝す。次に點湯して畢る。押伴官は進奉使副と相揖して畢る。位を分か

つ。

一、朝見の儀を習う。

其の日、閤門の人を差わして馭に赴かしむるを俟つ。教習儀範は、客省承受と共に先ず押伴に見えて訖る。訳語に計会し、進奉使副に本色の服を服せんことを請う。次に客省承受は訳語と共に教習儀範を引き、入りて相揖す。朝見の儀を教習して訖る。相揖して畢り、退く。朝辞も此れに准る。

一、朝見、

其の日の五更、客省承受は訳語に計会し、進奉使副に上馬を請う。次に押伴官と進奉使副と相揖して畢る。馬を行かしむ。首領は門外で上馬す。待漏の閤子に至りて下馬す。内門の開くを俟ちて押伴官と進奉使副と上馬す。皇城の門裏に至り、宮門外にて下馬す。殿門外の幕次に至り班を待つ。其の首領已下は歩行して皇城の門に入る。閤門の班を報ずるを俟ち、進奉使副を引いて幕次より出て、入殿して朝見す。拝数の礼儀は並びに閤門の儀の如し。朝見畢るを俟ちて、閤門は進奉使副を引いて殿を出ず。客省承受は接引し、幕次に帰る。客省承受は伴賜舎人・押伴官・進奉使副を引いて対立し、相揖して畢る。客省承受は坐を賛め、點茶して畢る。客省承受は「卓子を入れよ」と喝す。酒食して畢る。客省承受は「卓子を撤せよ」と喝す。點湯して畢る。客省承受は伴賜舎人と進奉使副とを引ききて相揖して畢る。伴賜舎人は先ず退く。次に押伴官、進奉使副は相揖して畢る。引いて宮門外に至りて上馬す。首領已下は歩行して皇城の門外に出て上馬す。馭に帰る。朝辞も此れに准る。

一、(在は一か) 馭に在りて客省は籤に節料、節義を賜う。

其の日、客省承受の賜目を齎到するを俟つ。賜わる所の節料等を管押して馭に到ればく、客省承受は先ず押伴に報じて訖る。設庁前に於いて闕を望み、賜わる所の物を舗設くす。客省承受は進奉使副を引き、立定す。進奉使副を引き、賜目を拝し跪して受く。訖る。次に首領以下を引き、賜を拝し跪して受けて訖る。退く。

一、御筵

その日、賜御筵天使の馭に到るを俟つ。諸司、排弁して備う。客省承受は進奉使副の名銜を取りて押伴に転じ、看て訖る。天使に納め、復た御筵を賜う天使の伝言を取り、訳語に分付す。少頃して、客省承受は天使・押伴官・進奉使副を引き、階を降りて対して立定す。客省承受は先ず押伴官を引き、闕を望みて謝恩すること儀の如くして畢る。引きて位に依りて立つ。次に進奉使副を引き、謝恩して畢る。儀の如くして畢る。引きて位に依りて立つ。天使と進奉使副と相揖して畢る。天使先ず退く。次に押伴官と進奉使副と相揖して畢る。押伴官、

進奉使副を引き、庁に陞り席後に立つ。客省承受は首領おく已下を撥り、謝恩すること儀の如くして訖る。席後に赴きて立つ。客省承受は庁に上り贊揖して坐に赴く。點茶して畢る。酒を行し、酒食して畢るを俟ち、客省承受は卓子撤せよと喝す。點湯して畢る。首領（下は衍字）已下を引き、謝恩す。客省承受は贊席し後立す。首領已下の謝恩すること儀の如くして畢るを俟ち、客省承受は押伴官、進奉使副を引き、階を降りて対して立定す。先ず押伴官を引き、謝恩すること儀の如くして畢る。引きて位に依りて立つ。次に進奉使副を引き、謝恩すること儀の如くして畢る。引きて位に依りて立つ。客省（使は誤り）承受は天使を引き、前の位に依りて立つ。進奉使副は訳語をして跪して謝表を執り捧せしめて訖る。進奉使副は表を以て跪して天使に授けて訖る。引きて位に依りて立ち、天使と相揖して畢る。天使退く。次に押伴官、進奉使副は相揖して畢る。引きて位を分つ。

一、起発の日、進奉使副と押伴官と相別す。

其の日、馭に就いて、酒食、五盞して畢る。客省承受は押伴官、進奉使副を引き、対し立定す。客省承受は互いに状を転じ、相別して訖る。位を分つ。客省承受は首領已下を引き、押伴に辞す。並びに押伴に参る。儀の如くして畢る。次に伴送の使臣に交割す。起発して前去す。

(B) 同日 詔占城進奉人到闕在驛主管諸司官、就差監驛官、與臨安府排辦事務官同共管幹疾速施行。

(十月八日) 同日、照するに、占城進奉人、闕に到れば、馭に在る主管諸司の官は就ちに監驛官を差わし臨安府の排辦事務官と同共に管幹し、疾速に施行せしむ。

(C) 二十八日 四方館言、將來占城國進奉人、到闕。遇大禮。其使副并大小首領、并合趁赴、郊壇陪位、及登門肆赦稱賀。詔依。
二十八日（十月）、四方館言う「將に來たらんとする占城國進奉人、闕に到りて大禮に遇う。其の使副並びに大小首領は並びに合に郊壇に趁赴して、陪位し及び登門し肆赦し賀を稱すべし」と。詔す「依れ」。

(D) 十一月一日、客省言潮梅州巡轄馬遞鋪押伴占城奉使韓全狀今月十二日押伴進奉人到建州。約十一月六日到闕、及會問使副以下職位姓名、稱呼等第下項

一進奉使、部領、姓薩、名達麻、呼部領、是官資。 一進奉使副、滂、姓摩、名加奪、呼滂、是官資。 一判官、姓蒲、名都綱、呼大盤、是官資、 一蒲翁團、翁但、翁加艷、翁邈、翁僚、亞辛、沙喝、呢累、已上八名。係在番幹辦掌執人、 一翁儒、翁雞、翁廖、蟻蟄、亞哪、不隊、班兒、麻菱、日罕、以上九名。係親隨防護禮物人、詔劄下押伴所、懷遠驛、臨安府疾速排辦。

十一月一日、客省言う「潮・梅州巡轄馬通鋪の押伴占城奉使韓全状するに、今月十二日進奉人を押伴して建州に到る。約そ十一月六日に闕に到らん。使副已下の職位、姓名、呼称、等第を会問するに及ぶに、下項なり。

一、進奉使、部領、姓は薩、名は達麻、部領と呼ぶ。是れ官資なり。

一、進奉使副、滂、姓は摩、名は加奪、滂と呼ぶ。是れ官資なり。

一、判官、姓は蒲、名は都綱、大盤と呼ぶ。是れ官資なり。

一、蒲翁団、翁但、翁加艶、翁貌、翁僚、亜辛、沙喝、尼累、已上八名。番に在くりては幹辨掌執の人に係わる。

一、翁儒、翁雞、翁廖、蟻蚪、亜哪、不隊、班兒、麻菱、日罕、以上九名、親隨して礼物を防護する人に係わる」と。

詔す「割して押伴所・懷遠駅・臨安府に下し疾速に排辨せしめよ」。

(E) 三日客省言占城國入貢。其進奉人非晚到闕。今具合行排辦事下項。

(1) 欲乞、候進奉人到闕、客省就驛置局主管事務。

(2) 今來進奉人、候報到至國門日分、客省承受、同合用人從、鞍馬等出城、幕次内計會引伴使臣、祇備使用。候入城到驛、與押伴相見、茶湯畢、排辦酒食五盞、訖分位。所有相見、酒食五盞、令在驛、御厨翰林司隨宜供應排辦。其城外幕次、令臨安府於經由入。國門外側近去處、訂設排辦。

(3) 所有朝見日分、欲乞、候本省取到進奉人榜子具奏、取旨。引見及朝辭日分、依此施行。所有皇城門外待漏幕次什物等、欲乞從本省關報儀鸞司、排辦釘設。

(4) 進奉人起發日、就驛排辦酒食五盞、押伴送官相別訖。進奉人交付伴送使臣、起發前去。所有酒食五盞、令在驛厨翰林司排辦供應。詔依。

三日(十一月)客省言う「占城國入貢す。其の進奉人は晚きに非ずして闕に到る。今、合行に排辨すべき事件を下項に具す。

一、欲し乞うらくは、進奉人の闕に到るを俟ちて、客省は驛に就きて局を置き事務を主管せんことを。

一、今、來たる進奉人は、國門に到至する日分を報ずるを俟ち、客省承受、合に用うべき人從・鞍馬等と共に城を出で、幕次内に引伴使臣と計會し、祇に使用に備う。城に入り驛に到るを俟ち、押伴と相見し茶湯し畢れば、酒食五盞を排辨し、訖りて分位す。所有の相見の酒食五盞は驛に在る御厨翰林司をして隨宜供應し排辨せしむ。その城外の幕次は臨安府をして經由して入る。國門の外の側近の去處に釘設し排辨せしむ。

一、所有の朝見の日分は、欲し乞うらくは、本省の進奉人の榜子を取到するを俟ちて具奏し、旨を取らんことを。引見及び朝辭の日分も、此れに依りて施行す。所有の皇城門外の待漏の幕次の什物等は、欲し乞うらくは、本省の儀鸞司に關報して排辨し釘設するに従らんことを。

一、進奉人の起發の日、驛に就きて酒食五盞を排辨し、押伴(送は衍字か)官と相別し訖る。進奉人は伴送の使臣に交付して起發し前去す。所有の酒食五盞は驛に在る御厨翰林司をして排辨して供應せしむ」と。詔す「依れ」。

(F) 五日客省言、據押伴占城進奉使臣韓全、申到進奉人姓名共二十人、并驛語二人本省契勘、押伴并進奉人合用鞍馬共二十四匹、乞下馬軍司差撥。詔依。

五日（十一月）客省言う、押伴占城進奉使臣韓全に拠るに、進奉人の姓名共に二十人並びに訳語二人なり、と申到す。本省契勘するに、押伴並びに進奉人の合に用うべき鞍馬は共に二十四匹なり。乞うらくは馬軍司に下して差撥せんことを。詔す「依れ」。

(G) 六日客省言、占城番使却領薩達麻狀、昨蒙番王遣同綱首領陳惟安領貢奉物色、并章表前來、本朝進奉。竊念、達麻等、係化外不諳天朝禮儀。全藉綱首陳惟安。遞年興販本番、譯語至熟、正音兩通、兼與番王知熟。今次、説諭番王前來、進奉方物。表内明指陳惟安引進。雖有譯語隨行、竊慮、傳聞不盡、禮節乖違。兼緣貢奉物色亦、是陳惟安同共齎領前來。欲乞、申明、朝廷取旨、放令陳惟安、同達麻等、入驛宿泊。庶圖引進、及傳聞言音。候指。詔依。

六日（十一月）、客省言う「占城番使の部領薩達麻狀す『昨^{さきごろ}、番王の遣を蒙り、綱首（領は衍字か陳惟安と同じに貢奉の物色並びに章表を領して、本朝に前來し進奉す』と。竊念するに、達麻等は化外に係わりて天朝の礼儀を諳んぜず。全て綱首陳惟安に^よ藉る。遞年本番に興販し、訳語は熟に至り、正音兩通し、兼ねて番王と知熟せり。今次、番王を説諭して前來し、方物を進奉せしむ。表内に明らかに陳惟安の引進するを指す。訳語の隨行する有りと雖も竊慮するに、傳聞^と尽くさざれば、礼節乖違す。兼ねて物色を貢奉するも亦た、是れ陳惟安と^{とも}共に齎領して前來するに縁る。欲し乞うらくは朝廷に申明して旨を取り^{ゆる}放して陳惟安をして達麻等と同じに駢に入りて宿泊せしめんことを。引進を^とり及び言音を傳聞するに庶からん。指揮を俟つ」と。詔す「依れ」。

(H) 九日客省言、占城進奉使薩達麻等、已於今月六日到驛訖、所有朝見日取聖旨、詔用十三日。

九日（十一月）、客省言う「占城進奉使薩達麻等、已に今月六日に駢に到りて訖る。所有の朝見の日は聖旨を取る」と。詔す「十三日を用ってせよ」と。

(I) 十一日客省言、占城使副見辭、係宣贊舍人引揖拜跪緣言語不通、見有隨行驛語二人、乞下皇城司給入殿門號、并壇殿各二道、隨逐進奉人入殿譯語、并赴圓壇陪位立班、詔依。

十一日（十一月）客省言う「占城使副の見辭は宣贊舍人の引揖拜跪するに係わる。言語通ぜざるに縁り、見に隨行せる訳語二人有り。乞うらくは皇城司に下して殿門に入る号並びに壇殿の号各々二道を給し、進奉人に隨逐して殿に入り

て訳話し、並びに円壇に赴きて陪位し立班せしめんことを」と。詔す、「依れ」と。

(J) 十三日 詔占城進奉使薩達麻等入見。命客省官賜酒食於殿門外如儀。

十三日、詔して占城進奉使薩達麻等、入見せしむ。客省の官に命じて酒食を殿門外に賜わしむること、儀の如し。

(K) 十五日 學士院咨報尚書省、准御封降下、客省奏連到占城国王鄒時芭蘭章表、令本院降詔回答。當院契勘、自來未曾行過占城國詔勅書、外所有交趾國進奉方物等、止是給降勅書、用五色銷金綾紙書寫、進呈、請寶降下、用黃絹夾複裏、定間金鍍銀裝匣盛鎖鑰紅絲條封全、仍將錦裏再用黃絹夾複、封裏白絹面簽上題寫勅交趾郡王姓名、請寶降下、方行發付禮部前去、所有今來回答占城國詔、即未敢便依交趾國用勅書、及封裏體例、及契勘、交趾占城國、自渡江後來未曾遣使到闕所有今來回賜勅書、如封裏進、呈了當即未當依大金遣使到闕體例子、使副朝辭前進納、候朝辭日御前給賜、唯復、從本院齎赴懷遠驛押伴官處、交付取、自朝廷指揮、後批送部禮戸部看詳申尚書省、

十五日、學士院、尚書省に諮報す「御封の降下を准ずるに、客省の奏に連到せる占城国王鄒時芭蘭の章表は、本院をして降詔して回答せしむ。當院契勘するに、自來未だ嘗て占城國に詔勅書を行過せず。外に、有る所は交趾國の方物等を進奉するに、止だ是れ勅書を給降せるのみ。五色銷金綾紙を用いて書寫し、進呈して、寶の降下を請う。黃絹夾複裏を用いて定間せる金鍍銀裝の匣に鎖鑰紅糸條を盛して封全し、仍お錦裏の再た黃絹夾複を用て封裏せる白絹面の簽上に交趾郡王姓名に勅す、と題寫せるを將て、寶の降下を請いて、^{はじ}方めて禮部に發付して前去するを行う。所有の今來の占城國に回答する詔は即ち未だ敢えて交趾國に用いる勅書及び封裏の體例に依るを便とせず。及び契勘するに、〈 〉交趾、占城國は渡江自り後來、未だ嘗て使を遣わし闕に到らず。所有の今來の回賜の勅書は封裏の如くして、進呈して了る。當に即ち未だ大金の使をつかわして闕に到るの體例に依り、使副の朝辭の前に進納し、朝辭の日を俟ちて御前に給賜するや、唯だ復た本院從り齎して懷遠驛の押伴官の處に赴き交付するや審らかならず。朝廷より指揮を取りて後、禮〈 〉・戸部に批送し、看詳して尚書省に申せしむ。

(k') 二十八日 (十五日カ)、禮部言、准批送下學士院到占城國王章表、令本院降詔回答、送部看詳、尋行下太常寺看詳、本寺契勘、今來降詔回答勅書制度、除本寺即無典故、該載外、今看詳、欲依學士院檢坐到交趾國進奉方物、給降勅書體例制度、候封題、進呈訖送

學士院、關送客省交付押伴所、令使副一就帶赴前去、詔依、十五日（二十八日は誤りか。）、礼部言う「學士院に下して占城国王の章表を連到し、本院をして詔を降して回答せしむるを批送するを准ずるに、部に送りて看詳せしむ。尋いで、太常寺に行下して看詳せしむ。本寺契勘するに、今來の詔を降して回答する勅書の制度は、本寺に即ち典故、該載無きを除く外、今看詳するに、學士院の檢坐し到れる交趾国の進奉の方物に、給降する勅書の体例の制度に依らんと欲す。封題し、進呈して訖るを俟ちて、學士院に送り、客省に關送して押伴所に交付し、使副をして一に就ち附帶して前去せしめん。」詔す、「依れ」と。

(L) 十六日 賜占城進奉薩達麻等、御筵於懷遠驛、十六日、占城の進奉使薩達麻等に御筵を懷遠驛に賜う。

(M) 二十一日 戸部言、太府寺申、占城人使、到闕、所有回賜錢物、准紹興二十五年十月二日指揮、候見得所進物色價直、剗刷參酌應付、其人使、雖到行在、緣所進物色尚、在泉州并未起發依熙寧六年指揮、今後諸番進奉如有進奉物色、令本寺、看估計價、下所属回賜、今、將所進香貨名次下所属、勘估細計得香貨等錢十萬七千餘貫、本寺剗刷回賜物帛數目、乞下所属支給、關報客省回賜今具下項 (1) ⊖ 占城進奉到物沈香九百五十六斤、附子沈香一百五十斤、箋香四千五百二十八斤、速香四千八百九十斤、象牙一百六十八株三千五百二十六斤、澳香三百斤、犀角二十株、玳瑁六十斤、暫香一百二十斤、細割香一百八十斤、翠毛三百六十隻、番油一十理、烏里香五萬五千二十斤、 (2) ⊖ 回答數目、錦三百五十疋、生川綾二百疋、生川壓羅四十疋、生樗蒲綾四十疋、生川剗絲一百疋、雜色綾一千疋、雜色羅一千疋、熟樗羅綾五百疋、江南絹三千疋、銀一萬兩、詔依、二十一日、戸部言う「太府寺申す、占城の人使、闕に到る。所有の回賜の錢物は、紹興二十五年十月二日の指揮に准じ、見に進むる處の物色の價直を得るを俟ちて、剗刷し參酌して応副す。その人使、行在に到ると雖も、進むる所の物色は尚、泉州に在りて並びに未だ起發せざるに緣り、熙寧六年の指揮の、今後諸番進奉するに、如し進貢の物色有らば本寺をして看估計價し、所属に下（不は誤り）して回賜せしむるに依り、今、進むる所の香貨の名色を將て、所属に下し、看估紐計せしむるに、香貨等の錢十萬七千餘貫を得。本寺は回賜の物帛の數目を剗刷す。乞うらくは、所属に下して支給し、客省に關報して回賜せしめんことを。今（令は今）下項に具す。

一、占城の進奉し到れる物。沈香九百五十六斤。附子沈香一百五十斤。箋香四千五百二十八斤。速香四千八百九十斤。象牙一百六十八株、三千五百二十六斤。澳香三百斤。犀角二十株。玳瑁六十斤。暫香一百二十斤。細割香一百八十斤。翠毛三百六十隻。番油一十理、烏里香五萬五千二十斤。

一、回答の数目、錦三百五十四、生川綾二百匹、生川庄羅四十四匹。生樗蒲綾四十四匹、生川剋糸一百匹。雑色綾一千匹。雑色羅一千匹。熟樗蒲綾五百匹。江南絹三千匹。銀一万兩。詔す、「依れ」

(N) **二十二日**客省言、占城進奉人、到闕、別賜國信、物色、翠毛、細法錦夾袄子、金腰帶、銀器等、已下所属製造訖、乞送祇候庫打角學士院、封題請寔訖、附客省送押伴所詔依、

二十二日、客省言う「占城進奉人、闕に到る。別に賜う国信、物色、翠毛、細法錦夾襖子、金腰帶、銀器等は、已に所属に下し製造せしめて、訖る。乞うらくは、祇候庫に送り打角し学士院は封題し宝（実は宝か）を請いて訖れば、客省に附して押伴所に関送せんことを。詔す「依れ」。

(N') **同日**客省言、福建市舶司差到使臣韓全等八人、押伴占城進奉人到闕、回日可就差伴送前去、詔依、

同日（二十二日）、客省言う「福建市舶司の差到せる使臣韓全等八人、占城進奉人を押伴して闕に到る。回る日、就ち差わして伴送し前去せしむ。詔す「依れ」。

(O) **二十六日**鈴轄鈞容直所言、占城入貢、起發前一日、就驛、賜御筵、依例係九盞、節次、合用樂人作樂、緣今降指揮内、止令鈞容直隨宜量度差撥、今乞差本班五十人作樂祇應、其合用勾曲念語、令本班應制撰、詔依今後准此、

二十六日、鈴轄鈞容直（真は直か）所言う「占城入貢し、起發する一日、驛に就きて、御筵を賜う。例に依りて九盞に係わる。節次に、合に樂人を用いて樂を作すべし。今降せる指揮の内、止だ鈞容直をして宜しきに随いて量度して差撥せしむるのみに縁り、乞うらくは本班五十人を差わして樂を作し祇應せしめ、其の合に用うべき勾曲念語は、本班をし應制し製撰せしめんことを」。詔して「依れ」と。

(P) **二十七日**客省言、今具下項 一引伴占城進奉人使臣韓全等八人、并驛語二人、已就差伴送前去特與等第犒設一次、使臣韓全等一百貫、與占射差遣一次、令吏部給、據譯語二人、衙前一名、各五十貫。手分一名三十貫、軍兵五人各一十五貫、并、令戸部支給、 〇占城進奉人到闕、押伴官與依館伴金國使副例、減半支銀絹各一百疋兩、充収買私覲、客省官置局主管、與依國信所主管官例、減半、每員、支銀銷各二十五疋兩、并令戸部支給、其當行房分析食錢、令臨安府、依金國人使到闕、例減半支給、詔依

二十七日、客省言う、「今、下項^{しる}に具す。

一、占城進奉人を引伴する使臣韓全等八人並びに訳語二人は已に就ち差わして伴送して前去せしむるに、特に等第の犒設一次を与う。使臣韓全は一百貫、占

射の差遣一次を与え、吏部をして給せしむ。訳語二人、衙前一名は各々五十貫、手分一名は三十貫、軍兵五人は各々一十五貫に抛り並びに戸部をして支給せしむ。

一、占城進奉人闕に到る。押伴官は与に館伴金国使副ともの例に依り、減半して銀絹各々一百匹両を支し、私覲を収買するに充つ。客省の官の置局の主管は与に国信もて主管する所の官の例に依り、減半して、毎員、銀絹各々二十五匹両を支す。並びに戸部をして支給せしむ。其の当行の房分の折食錢は臨安府をして、金国人使闕に到るの例に依り、減半して支給せしむべし。」詔す、「依れ」。

(P') **同日** 客省言、占城番進奉使薩達麻等状、欲乞、早賜發遣本省契勘、所有朝辭日取聖旨、詔令十二月三日朝辭

同日(二十七日)、客省言う「占城番の進奉使薩達麻等状す、『欲し乞うらくは、早く發遣を賜わんことを』、と。本省契勘するに、所有の朝辭の日は聖旨を取る」。詔す「十二月三日朝辭せしめよ」と。

(Q) **二十八日** 客省言、占城進奉人、回程其沿路差破遞馬宿泊飲食等、并乞、依引伴來程體例、詔依

二十八日、客省言う「占城進奉人の回程は、其の沿路に差破する遞馬・宿泊・飲食等は、並びに乞うらくは、引伴の來程の体制に依らんことを」。詔す「依れ」と。

第二節 紹興二十五年、占城（チャンパ）の朝貢 —泉州出発から帰国まで—

はじめに

一、占城の王たち

- (一) 楊ト麻畳・Harivarman V (ハリヴァルマン五世)
- (二) ジャヤ インドラヴァルマ三世
- (三) ルドラヴァルマン四世
- (四) ジャヤ ハリヴァルマン一世

二、占城の朝貢

- (一) 泉州に到着してから都・杭州に向かって出発するまで
- (二) 進奉人と護衛の人

三、都での朝貢儀礼

- (I) 礼数の儀範、六項目 と 条令の準備事項、六項目
- (II) 朝貢の行程

おわりに

はじめに

宋代は、海に開かれた時代である。歴代の王朝の中でも、いささかの制限はあるものの、自由に往来ができた時代でもある。北方民族の台頭により北半分を占領された南宋では、海上による交易、交流が盛んになった。国家政策の一つとして、積極的な外国招致策がなされたこともあり、国籍を問わず、西アジア、インド、東南アジアから、また中国の商人たちの往来、そして、各国より朝貢として来航した。北宋から南宋にかけての靖康の乱も収まり、都も杭州（紹興八年）に定まり、南宋も落ち着きを取り戻した頃、紹興二十五（一一五五）年に占城（現在の中、南部ヴェトナム地域）から朝貢があった。一般に朝貢は通常行われていることであるが、この占城の朝貢が一つの大きな意味のあるものであると思われる。それは次の三点からである。

一点は、この朝貢が南宋になって闕（宮廷）での朝貢が許されたのは、この時が初めてらしく⁽¹⁾、朝貢を掌る四方館では、儀範の文書がなく、過去の例などをあわせてかき集め、儀範、条項を作成している。作成された儀礼に従って占城の進奉使たちは実行に移しているのである。以後この占城の儀礼がこれに続く朝貢の基準となったのである。このころ、朝貢は宮廷で行われることはなく、「闕に到るを免ぜしむ」といって、海外からの朝貢は市舶司で、陸続きの国は国境で、朝貢がおこなわれた。朝貢品と回賜という記述があるだけである。それだけに宮廷での朝貢の実状は重要である。

第二点は、この朝貢の詳細が『中興礼書』卷二二七賓礼占城（『続修四庫全書』所収）に残存していることである。これまで、『宋会要』蕃夷四占城、紹興二十五年十一月二十八日の条の割注に、この朝貢に関する『中興礼書』引用があることはわかっていたが、『中興礼書』の全体の内容がわからなかった。『続修四庫全書』所収の『中興礼書』に見える賓礼の占城の記述と、『宋会要』の占城の『中興礼書』引用文とは、同文であることがわかった。続修の『中興礼書』の賓礼をみると、目次には東南アジアの国々が記されているが、本文があるのは占城だけである。それ以外は逸文になっている。占城だけに残る記述は非常に貴重である。したがってこの記述を解明することは重要であり、朝貢の詳細が明らかになる。本稿では、占城の進奉人の立場から、泉州を出発し、護衛の人に保護されながら、都、杭州に入り、数々の朝貢儀礼を行い、献上品と回賜、目的である国王に称号をもらい、帰路につくまでの一連の行程、つまり朝貢の一セットとして、復元してみたいと思う。また『宋会要』職官三五「四方館」、蕃夷七「歴代朝貢」、礼六二「賚賜」（以下、それぞれ『宋会要』四方館、歴代朝貢、賚賜と略称する）や『建炎以来経年要録』（『要録』と略称）などの資料を参照した。この朝貢が中国商人の誘導と企画によることを明らかにし、王室貿易と朝貢の関係についても考えてみたい。

第三点は、朝貢は一カ国では成立しない。二国間の文化の交流であり、政治的、経済的、社会的な要素が重なりあって成立するものである。朝貢を出した占城の王、ジャヤ・ハリヴァルマン一世の朝貢の目的、さらにこの王はどのような人物であったか。占城（チャンパ）の碑文などを使ってチャンパ王国を書いた Georges Maspero “le Royaume de Champa” や最近チャンパの碑文を蒐集 解説、編集した Karl Heinz Glzio(ed) “Inscriptions of Campa” があり、これらを参考にして当時のチャンパの状況を考察してみたい。

これまで、東南アジア関係で朝貢に関して具体的な規範、事例に関する研究は殆ど行われてない。また『中興礼書』の占城についての専論はなく、部分的に紹介したのは、和田久徳氏（一九五九、和田）がはじめてで、朝貢の詳しい記事とこの朝貢は中国商人陳維安の誘導によるもので、商人の東南アジアでの活動を論じた。林天蔚氏は『宋会要』蕃夷に蕃国の朝貢使節の接待の方法として資料を記している（一九六〇、林）。張祥義氏は占城の朝貢表を作成し、朝貢の実状を論じた（一九七四、張）。重松良昭氏はこれまで研究を基礎にして精密な占城の朝貢表をつくり、占城は中国との朝貢の回数が非常に多く、商業的關係を述べた。その中で『中興礼書』を利用して論じている（二〇〇四、松重）。筆者は『中興礼書』を紹介しながら、朝貢品と回賜との関係を論じた。二〇〇三、土肥）。黄純艶氏は東南アジア（占城、交趾）と宋朝との朝貢関係を解明し（二〇〇八、黄）、占城の進奉品と回賜との関係は、闕で迎える朝貢は政府の負担が大きく、回賜品も高級なものであったとする。[二〇一一、黄⁽²⁾]。本稿では先行論文を基礎にして右の三つの観点より、朝貢の実態を考察していきたい。

なお、資料を十分紹介できなかったために、補充として巻末に表Ⅰ「紹興25年、占城の朝貢」日付順に「占城の朝貢儀礼の経過」を付けた。表Ⅱ「紹興25年の進奉品と回

賜」は占城が授与されたものすべてを記した。表Ⅲ「引判者への謝礼」は中国側の官吏であるが、この朝貢に関与した人への謝礼であるのでまとめた。

一、占城の王たち

はじめに、この朝貢に関係ある四人の占城の王と周辺諸国との関係を見てみたい。

(一) 楊ト麻疊・Harivarman V (ハリヴァルマン五世) 在位一一一四～一一二九?) 九王朝、

占城が紹興二十五年に朝貢した発端は、鄒時巴蘭の王位の就任報告と父の官職と同じものを中国に要請したことに始まる。『宋会要』蕃夷四占城に次のように記す。

紹興二十五年、其の子鄒時巴蘭嗣立つ。方物を貢じて爵を封ずるを求む。詔す「以来の父の官を授く」と。

とあり、父とは、『宋会要』占城によると、政和六(一一一六)年三月六日の条に、楊ト麻疊が官位を求め、さらに宣和元(一一一九)十二月九日、建炎三(一一二九)正月十日、紹興二年三月八日の条にも官位を授与された楊ト麻疊を指す。このほかにも、『忠惠集』巻一、『北海集』巻七にも名誉の官位を正式に授与された記述がある。子は鄒時巴蘭で父と同じ官を請求し授与されたことが、『宋会要』占城、紹興二十五年十二月六日の条にある⁽³⁾。ここで父と呼ばれている楊ト麻疊は中国に朝貢をしているがどのような人物であったかを見てみよう。

チャンパ(占城)についてチャンパの碑文を中心にカンボジアの碑文、ベトナム(大越)や中国の資料を駆使してチャンパ王国の歴史を復元した古典的名著に、ジョージ マスペロの Georges Maspero “le Royaume de Champa”がある。一九一四年(初版本)に出版された。馮承鈞『占婆史』(一九二八年未見。一九六二年商務印書館)は初版本を抄訳したもので、詳細な註は省略している⁽⁴⁾。その後、初版本に図版を加え、修正、補足して、一九二八年にパリとブリュセルで再版された(再版本)。最近、ウォルターによって再版本の英訳が出版された。Walter E. J. Tips “The Champa Kingdom the History of an Extinct Vietnaese Culture” 2002年 Bangkok がある。しかし漢字はすべて省略している。さて、マスペロの初版本と再版本とでは、王朝名の数字がかなりずれており、王の名前の下につく世の数字も違っていることがあるので注意が必要である。本稿の楊ト麻疊は Harivarman IV、十王朝とする(初版本 p203～4、337～47)。再版本では Harivarman V、九王朝(再版本 p・150～151)とし、王朝の数も名の四世と五世と異なっている。そのことについて、再版本で著者のマスペロは初版本の時、Harivarman II は、はじめ inndoravarman V世ではないかと考えたため、harivarman II が欠けてしまったとある(再版本5章 註3、p126)。再版本ではその個所は Harivarman 二世とある。したがって、次々と順送りされて再版本では、楊ト麻疊は Harivarman V、五世となる。ハ

リヴァルマン五世についてはフランス極東学院の弥永信美先生より王名をたどってハリヴァルマン四世は、五世であるというご教示を賜りました。感謝申し上げます。⁽⁵⁾。王朝の数え方などについては後考を待ちたい。

彼は、前王の後を継ぎ、一一一三（政和三年）年ごろ王位につき、宮殿、塔をたてた。彼は中国の朝廷と友好関係を持ち朝貢を行う一方で、越とも関係をもち、一一一七（政和七）年には越に黄金の花を送ったり、また塔の除幕式には越の使者が出席した。また一一二〇（宣和二）年～二四（宣和六）年には、越に朝貢したとある。『大越史記全書』李仁宗紀三にも同じく、大観四年、政和二年に白象を献上。七年に金花を捧げる。重和元年、寺の落成に呼ぶ。それ以降も越と朝貢を続けている。しかし紹興二年に彼は、越を真臘と共に攻めている。それ以降、紹興二十二年まで越との記述はない。（マスペロ、再版本一九二八年、6章 一五〇～五一頁）。

（二） ジャヤ インドラヴァルマ三世 (Jaya Indravarman III 在位一一三九（紹興九）年～一一四五（紹興一五）年 十王朝。 一一四五年～一一四九年（紹興十五～九年）カンボジアに征服。

『宋会要』では楊ト麻暈と鄒時巴蘭は父子とするが、マスペロはその間に二人の王がいたとする。父子ではない。ジャヤ インドラヴァルマン三世は、一一〇六年に生まれ、王族ではないが、地方で王に封じられた。インドの王の号を継ぐ。ハリヴァルマンには子がいないため、一一三九年に王が死ぬとすぐに即位した。カンボジア（クメール、真臘）ではスルヤヴァルマンが王になった。一方、越国では王が若くして次々と死去した。カンボジアは越の弱みに付け込んでこれを攻撃した。一一三一年にチャンパはカンボジアとともに越を侵略した。しかし一一三六年、ジャヤ インドラヴァルマンは越国を侵略するのを望まず、友好を結んだ。怒ったカンボジアのスルヤヴァルマンは一一四五年にチャンパを攻撃し、ビジャヤを奪った。王は死亡した。

最近、チャンパの碑文を蒐集し、チャンパの碑文（約二〇〇点）を集め、王朝名、王の即位、退位年次、さらに碑文の方位まで調べ、原文のサンスクリット、チャム語をローマ字化して、それに英訳をつけたカール ハイנטツ グルチオ編『チャンパの碑文』Karl Heinz Glzio(ed) “Inscriptilons of Campa =based on the editions and translations of Abel Bergaigne, Etienne Aymonier, Louis Finot, Edouard Huber and other French scholars and of the work of R. C. Majumdar =” Shaker verlag Aachen 2004 201p が出版された。これまで王の碑文を探すことが困難であったが、この本により容易に探すことができる。今後、このような碑文を研究することによってチャンパの歴史があきらかになっていくことを望みたい。さてこの碑文にこの王ジャヤ インドラヴァルマ三世（一五二～三頁）の名が見えるが、ヒンズーの宗教的な世界観を記しているので省略する。彼が実在していたことは明らかである⁽⁶⁾。

(三) **ルドラヴァルマン四世** Sri Rudravarmadeva 一一四五 (紹興十五) 年

前王朝が滅び、ルドラヴァルマン四世が即位したが、カンボジアの兵を避けて南に逃げ、子が即位した。この王は一一四五年の記録しかない。ジャヤ ハリヴァルマン一世の父として碑文にある。チャンパは一一四五 (紹興十五) から四九 (紹興十九) 年までカンボジアの占領下にあったために楊ト麻暹の後に、二人の王がおり、ジャヤ インドラヴァルマン三世とルドラヴァルマン四世であるが、中国に朝貢することはできなかった。中国に記録はなく、カンボジアからチャンパを奪回する次の王まで待たなければならなかった。

(四) **ジャヤ ハリヴァルマン一世・Jaya Harivarman I** 世 一一四五 (紹興十五 (または一一四七、) 年～一一六〇 (紹興三〇) 中国名 **鄒時巴蘭 (蘭巴)**、大越名 **制皮囉筆** 紹興二十五年に中国に朝貢をだした王である。十一王朝が滅び、ルドラヴァルマン四世が即位したが、クメールの兵を避けてパンドゥランガ (賓童龍) に南奔し、死後、子供が王位についた。一一四五 (紹興十五) 年である。これがジャヤ ハリヴァルマン一世で、中国側の資料では鄒時巴蘭 (蘭巴) と記される王であり、大越では制皮囉筆と記されている。クメール王 (カンボジア) はチャンパに新国王が立ったと聞き、これを攻めたが、敗北した。一一四八 (紹興十八) 年にクメール王は再び千倍の軍隊を送り報復したが負けた。ジャヤ ハリヴァルマン一世の妻の弟は反乱をおこしたが、これを撃斬した。勝利した彼はヴィジャに入り、王冠を受け、最高位の王となった。一一四九 (紹興十九) 年であった。彼の妻の兄が内乱をおこしたが、かれはこれを撃走させ、妻の兄は越国に逃げ、助けを乞うた。越国は五千人の応援を出した。越王は兵一〇一〇〇〇 (一〇万余兵) 人をだした。鄒時巴蘭はこれを撃破し、死者は数えきれないほどであった。此の事については『大越史記全書』巻四に「・・占城の主、制皮囉筆がこれを拒んだ。・・皆死んだ」とある。これは一一五〇 (紹興二〇) 年、一一五一 (紹興二十一) の出来事であった。その後、彼は各地方の反乱を平定した。神像、両親、妃の像を建て、勝利品などを供物として寄進した。この頃、彼は、中国に使節を遣わし、彼の前王とおなじ称号を請求し、一一五五 (紹興二十五) 年にそれを与えられた。これが本稿の朝貢である。一一五七 (紹興二十七) 年にも、そして南方地域にも一一六〇 (紹興三〇) 年に神に贈物を奉じた。複雑であった国内の二十五以上部落よりなる国の体制を統一し、チャンパ (占城) の内乱を鎮圧し、カンボジアからの外圧を除き、大越に勝利し、チャンパを分裂から統一に導いた英雄でもある。ミーソンに偉大な建造物をのこしたのも彼であった。

前述の Karl Heinz Glzio(ed) “Inscriptilons of Campa “にも彼の名の碑文が6つ残されている⁽⁷⁾。そのうちの一つだけシバ神について記されて、戦いのことは触れてないが、あとの5つの碑文には、彼はチャンパの英雄で、カンボジアとの戦い、10万の兵と戦って勝ったこと、越とも戦い勝利したこと、国内を統一したこと、シバ神のために神殿を建て奉納したことなどが記されている。これらの碑文には長いもの、短いものなど様々であるが、残存している岩に刻まれた小さな碑文にも勝利を讃える文があるところを見ると、彼はチ

ヤンパの英雄であり、独立したことが人々の喜びであったことがわかる。これらの碑文を丁寧な解説し、中国、越、真臘（カンボジア）とのしりょうとも対照させることが出来たら、より深く当時の状態が復元されるであろう。（マスペロ 再版、1928年、7章 p・156～160）

このような背景の中で、ジャヤ ハリヴァルマン一世は、紹興二十五年に、彼は中国に占城王としての就任挨拶を兼ね、従来と同じような爵位を請求し、かつ友好を深めるために朝貢使が遣わされたのである。その朝貢品は、これまでのものよりも多く献上している。殆どが土産の沈香や香木である。国を統一した国力の現れともいえる。楊ト麻暈から戦乱に明け暮れた二代飛んでの六十余年ぶりの朝貢である。そして、幸いなことに南宋になつてはじめて宮廷での朝貢が許されたのである。一方この朝貢を受け入れる中国も、南宋になり都を杭州に定めて落ち着き、金国との戦いも一時終息した時期でもあった。都で朝貢の使者を迎えるのは、南宋でははじめてで、儀礼から整える始末であった。次に朝貢をみていきたい。

二、占城の朝貢

（一） 泉州に到着してから都・杭州に向かって出発するまで

紹興二十五年八月に既に占城の一行は、広東でなく、福建省泉州に到着している。泉州には来遠駅という来賓のための宿泊所がある。朝貢使が知泉州や判官に挨拶に行くときには、進奉使を妓楽で迎え、馬や籠を用いたという（『宋会要』占城、政和五年八月八日）。南宋に入って占城の朝貢使がいつ闕（宮廷）への朝貢が許されたか、資料には記されていない。八月に泉州で献上品の調整をしている。占城は馴象を献上したい旨を伝えると、真臘が献上するというので、それを確かめてから返事をするという。したがって占城の献上品には入っていない（『宋会要』占城紹興二十五年八月一四日、『要録』一六九、八月己丑）。『要録』同八月丙申によると、提挙福建市舶鄭震が占城が表章、方物、書信をもって入貢していること、二十三人が闕に行き、引率は市舶司が熟練者の使臣を選ぶという。一方、政府では九月二十五日には尚書省が進奉使たち全員に与える衣服を（朝見と朝辞の時に与える）製作する準備をさせている（『宋会要』占城、表Ⅱの4、「朝見使、朝辞使に礼服を与える」を参照）。進奉使たち二十人に朝見使と朝辞使として、各々に衣服を与えているが、上着、下着、帯、幘頭、糸鞋、など一式である。この衣服はなにを基準として、外国人に与えているのだろうか。官位としたらどのくらいの位の人が着用するものだろうか。後考を待ちたい。更に十月二日には回賜外の賜物の衣服、馬などを贈る準備に入っている。朝貢を受け入れる（闕の場合だけか、明らかにできない）ことは、朝廷側にとっても、国家間の行事であるので、準備をするのがかなりの負担であったのであろう。さて、占城の進奉使たちは、九月末ごろか十月初めに杭州に向かって泉州を出発した。

(二) 進奉人と護衛の人

都に向かう護衛の規定について、『慶元条法事類』七八蕃夷門、進貢令に次の様にある。諸蕃蛮入貢して初めて州に至れば、国号、人数、姓名、年甲及び齎す所の物の名数を録して尚書、礼部、鴻臚寺に申す。其の縁路の州の往来の待遇は礼のごとくし、並びに予め相関報す。仍お各々到発の日時および供張、送遺、館設の礼を具して本寺に申す。

とあり、州にはいと、人数、姓名、物の名を書き、尚書、礼部、鴻臚寺に申告し、沿路の礼をうける。到発の日時、歓待の館も鴻臚寺に申すとある。さらに続けて

諸蕃蛮の入貢するに、押判は承務郎以上の清強の官を差し、引伴は衙前の所属より選差す。過る所は程に依りて行き、故なく住まるを得ず。一日過ぐれば州県覚察す。其の随行の人、時勢に因籍して騷擾乞取し、而して押伴、覚察を失しれば、並びに劾奏す。若し、衙前犯す有れば、至る所の州は別に人を還して交替せしむ。

進奉人を付き添う押判は、承務郎（文階、京官、従九品）以上の清強の人を遣わす。この場合は、占城進奉使副使押の韓全であった。引判は衙門から選ぶ。『慶元条法事類』の規定通りに進奉使たちは動いている。その様子を『中興礼書』によってその実例から見てみよう。

(イ) 進奉人 の姓名と人数 二十人

朝貢の一行は、どのくらい的人数であろうか。『中興礼書』十一月一日の条に、一行の全行程を随行する責任者つまり押伴占城進奉使押伴の韓全の報告があり、都への日程報告と一行全員の名前と職種が記されている。日程は十（今月）月十二日に建州に到着。十一月六日には闕に入るといふ。

十一月一日、客省言う「潮・梅州巡轄馬遞鋪の押伴占城進奉使韓全状するに、今月十二日進奉人を押伴して建州に到る。約そ十一月六日に闕に到らん。使副已下の職位、姓名、呼称、等第を会問するに及ぶに、下項なり。

進奉使、部領、姓は薩、名は達麻、部領と呼ぶ。是れ官資なり。

進奉使副、滂、姓は摩、名は加奪 滂と呼ぶ。是れ官資なり。

判官 姓は蒲 名は都綱 大盤と呼ぶ。是れ官資なり。

蒲翁団、翁但、翁加艶、翁貌、翁僚、巫辛、沙喝、尼累、已上八名。番に在りては幹辨掌執の人に係わる。

翁儒、翁雞、翁廖、蟻蚣、巫哪、不隊、班兒、麻菱、日罕、以上九名、親随して礼物を防護する人に係わる」と。

とある。押伴占城進奉使の韓全の報告で、進奉使たちの名簿である。『慶元条法事類』にあるように州に入ると名簿の提出、其の他の報告をしなければならなかった。進奉使、副、

判官の三役が主役である。一般に蕃夷の朝貢の資料ではこの三役のみを記す。この三役をみると、名前から見て、中国人ではなくいずれもイスラム系かインド人であろう。進奉使の薩達麻は、次の乾道年間にも進奉使 楊ト薩達麻として来貢しており、多分同一人物であろう。すると、専門的な進奉使がいたことになる。歴代の占城の進奉使の名前を調べてみると、中国人ではなく、西アジア系と思われる者が多い。三役三人のほかは、幹辨掌執（事務を行う）が八人、礼物を護衛する人、九人で、合計二十人である。三役以外には翁の姓の人が多い。『島夷雑誌』占城に「国人多姓翁」とあり確かに三役をのぞくと、現地の人であろう一七人中翁姓は八人に及ぶ。

（ロ）進奉人を護衛する人々 十人

責任者韓全は、潮、梅州（広東）ので馬による運送、輸送に携わっていた人で彼を推薦したのは提挙市舶鄭震であった。そのほかに通訳二人、衙前（税物や官物を中央に運んだり、駅遞の仕事をする）一名、手分一名、軍兵五名、合計十名が護衛として往復付き添った。『中興礼書』十一月二十七日の条参照。この十人に都で皇帝から謝礼が出ている〔第三章（十四）〕参照。前述した『慶元条法事類』によると随行者の条件として「諸蕃蛮の入貢するに、押判は承務郎以上（文官、従九品）の清強の官を差し、引伴は衙前の所属より選差す。」とあるごとく、押判は韓全で、引伴は衙前と手分と兵士五人としている。

（ハ）歩軍司の兵士三十人

一行の檐撃（荷物を担ぐ）、防護（護衛）の役目をする兵三十人が歩軍司から派遣されている。『中興礼書』紹興二十五年十月二日、鴻臚寺の条によると。「諸蕃夷の進奉の人の回（かえ）るに、檐撃防護の兵士を差わすを乞う。並びに用うべき程にも合に檐撃防護の兵士を差わすべし。条に依り歩軍司に下して三十人を差撥せしめんと欲す。内、節級一名は本駅に赴いて交割す。臨安府の界に至るを俟ちて、即ちに以次の州軍をして人を差わして交替せしむ。押伴所をして未だ起発せざる已前に預め沿路の州軍に報じて人を差わし、界首に在りて祇んで交替の備えしむ」とあり、この記述は都から泉州への回程であるが、行きも同じである。歩軍司の兵士三十人、班長は節級。これらの兵士は州を越える前に次ぎの州に連絡して、交代する。すなわち押判所でまだ出発する前に、人を遣わして境界のところで交代する。

以上、占城朝貢の一行は、進奉使たち二十人、引率者十人、檐撃、防護する兵士三十人、合計六十人、という集団で泉州の市舶司から都、杭州まで往復した。

（ニ）泉州から都に到着するまでの日数

一行はいつ泉州を出発したか記録にはないが、十月初めには出発したと思われる。『中興礼書』十月二日の条に「尚書省から礼部、戸部、兵部は筭を受け取った。そこには占城は朝貢を許され、泉州に着いており、間もなく都にくるであろうから、回賜の銭、物、行事

は礼部が行い、各部はよく調べよ・・・」とあることから、十月二日には泉州に来ており、朝貢の許可がおりたので間もなく到着するだろうと言っている。すると十月初めごろ泉州を出発したことも考えられる。ここで準備のことが記されているが、各省にはそれぞれ分担がある。工部は回賜の絹織物などの製品をつくる。戸部は財政。礼部は朝貢儀礼などの統括。兵部は進奉使たちの往復の警護など。学士院は勅の作成など、朝貢をうけ入れることは、各部それぞれの協力が必要となる。さて、『中興礼書』十一月一日の条（前出）によると、十月十二日に建州（福建省）に到着している。建州といえば麻沙本で知られる書籍、印刷、出版で有名なところである。そして十一月六日に都、杭州に着くという。当時は都に行く進奉使はまず泉州から福州に行き、閩江を遡り、南平に出て、さらに建州に北上し、蒲城に行き、浙江省に入り、杭州にたどり着く。

さて、泉州から杭州の都までの日程は十月一日ごろに出発し、建州着が十月十二日で約十二日かかる。建州から杭州まで十月十二日に出発して十一月六日の到着とすると、二十四日で、合計三十六日・一カ月余りとなる。この日程は通常と比べてどの様なものかわからないが、朝貢なのでゆっくりとした日程だったのであろう。

（ホ）朝貢を計画し、実行した綱首 陳維安

進奉使たちは十一月六日、都に到着。これから次々と儀礼がはじまるが、進奉使たちと中国商人が懷遠駅に同宿泊し儀礼を指導するという。『中興礼書』十一月六日の条に次の様にある。要約すると次のようである。

客省が言うに、進奉使の薩達麻の状によると、「蕃王（ジャヤハリヴァルマン一世）が私（薩達麻）を遣わし、陳維安と共に物色（朝貢品）と章表（皇帝に出す正式な手紙）を持して来貢した」と。（客省が）考えますに、達麻は朝廷での礼儀も知らない。すべて綱首（船長、貿易経営者）陳維安に依っていることは明白だ。それに維安は毎年占城に行って貿易をしている商人で、占城語と中国語の二カ国ができ、かつ占城の王と親密な仲である。今回は、彼が王を説得して方物を持して朝貢してきた。手紙をみても明らかに彼の指導によってきている。いくら通訳が同行しているとはいえ、朝廷への礼節が出来ない。それでは引率の客省も困るので、陳維安と達麻とを同じ駅（懷遠駅）に同宿させて、陳維安に引進の際の伝言を伝えてほしい」と。客省が朝廷にその旨を申し出て、許可されたというのである。

客省とは、四方、諸蕃の朝貢、進奉、宴賜、朝見などを掌る役職で北宋では客省使二人、従五品。南宋では引進司、四方館と共に閣門に属した。客省承受は、客省に置かれた内侍の官で承受という。この朝貢の下準備、案内、交渉を取り扱う客省の言であるからその信頼性は強い。客省は一商人陳維安の情報をよく知っていることである。二カ国ができ、毎年占城に行き交易をしており、かつ、占城王との信頼も強く、王の就任報告のための朝貢に、四三トンもの朝貢品を調達し、自分の船でこれらを運んできたのである。その客省が商人の陳維安に占城の進奉使が礼儀に背くと、自分（客省）が困るので指導に協力してほ

しいという。そのために進奉使と懷遠駅で同宿を願い出て皇帝も同意も得ているのである。この朝貢が占城にとっては四〇年ぶりのもので、南宋になって初めての闕での朝貢であり、無礼があつてはと伝統を知っている中国人の陳維安を同宿させての朝貢時の儀礼の修得であつた。これは朝貢に現れた中国商人の活躍であるが、このような東南アジア諸国と中国を結ぶ商人たちは、当時多く存在していたと考えられる。占城で活躍した中国商人王元懋がおり、彼は王の娘と結婚して十年でその間中国と占城の王室貿易を行っており、その時期もこの頃とおもわれる。この記述は、今回の朝貢の性格が明確になる一方、占城だけでなく、宋代の東南アジアの交易や朝貢が中国商人の活躍に依っていることを示すものである。

三、都での朝貢儀礼

(I) 礼数の儀範、六項目 と 条令の準備事項、六項目

(一) 礼数の儀範と 準備事項の作成

十一月六日に到着した占城の朝貢使たちは、次々と朝貢の儀礼に則り実行しなければならない。一方、受け入れ側の政府では、儀礼の作成と迎える準備に追われている。その様子が『宋会要』四方館にみられる、紹興二十五年十月八日の条に

客省言う、将に來たる占城国の進奉使副、闕に到る。在駅の儀範は旧の案牘無きに縁り今礼数、行馬、座次を下項に条具す。詔す、並びに、擬に依りて定めよ。

とあつて、客省が言うに、占城の進奉使たちが闕に来るのに懷遠駅での儀範の前例の文書がない。礼数(礼儀 格式)、行馬、座次を掲げると、擬に依り定めよとの詔が出たというのである。次の六項目である。『中興礼書』にも十月八日の条にほぼ同内容で、礼数の儀範として、六項目が記されている。この礼数の儀範とは、進奉人が行わなければならない儀礼である。

一、相見 二、朝見の儀を習う 三、朝見 四、節料 五、御筵 六 起発
である。以下、これらの項目を「儀範」(一)～(六)とする。

さらに、一カ月後、『宋会要』四方館によると、今度は排辦(準備、処理しなければならない)事件(ことがら)の文書がないという。進奉人の到着三日前である。十一月三日の条に、

客省言う、占城国入貢す、其の進奉の人、晩きに非ず闕に到らん。本省に別に見存の条令無きに縁り、案牘をば検点す。今、合に行うべき排辦の事件を具す。伏して乞らくは施行せんこと、と。並な之に従う。

とあつて、準備しなければならない事項は客省にも条令がなく、案牘を点検し、排辦の事項を挙げ、施行するという。その事項は「四方館」では六項目を記す。同じく『中興礼書』は十一月三日の条に四項目を掲げる。以下準備(排辦)事柄とする。

(一) 局の設置 (二) 進奉人の出迎えと接待 (三) 朝見の準備 (四) 起発
(五) 馬の手配 (四方館のみ) (六) 文書を宮廷に提出する兵士 (四方館のみ)
である。礼数の儀範、準備の事柄の条令などを事前に急いで作成したことは『中興礼書』
には一切記されてない。「四方館」のみである。書類作成過程からみても、この占城の朝貢
が南宋最初の闕での朝貢であったと考える。

(II) 朝貢の行程

進奉使たちが懷遠駅に到着して、三十五日間にわたる朝貢の儀礼をどのような方法で、
いつ行われたかを以下、日付順にみていきたい。非常に多く二十二の行程がある。本来な
ら資料を提示して論じなければならないが、紙数の関係で箇条書きや要約にした。

(一) 十一月六日 進奉人の到着 [準備事項 (一) 局の設置 (二) 進奉人の出迎え と接待 (五) 馬の手配]

進奉使たちが国門に到着すると、客省承受は馬と人従をつれて出迎える。懷遠駅に誘導
する。駅ではすでに局が設置されて担当官が待機している。

(二) 十一月六日 (同日) 進奉使と押判官との対面 [儀範 (一) 相見]

進奉使たちは、朝貢の責任者の押判官との対面をする。国家儀式の一環であるので複雑
である。導引するのは、客省承受 (客省に所属、宦官) である。

(一)、進奉使が駅に着くと、客省承受は通訳をつれて押判官のところに行く。(二) 進奉使
の到着を知らせると、押判官は遠路ご苦労と、客省承受にいう。(三) 通訳は進奉使に押判
官の伝言をいう。(四) 客省承受は進奉使の所に行く。進奉使は起立して客省承受と対面す
る。(五) 客省承受は進奉使に押判官が「遠路御苦労、到着を喜ぶ」という旨を伝える。(六)
披露をする。(七) 客省承受は首領 (進奉使) をつれて押判官の席に行き「ご苦労様」と問
わせしむ。(八) つぎに進奉使の下の人にも同じ。(九) 進奉使たちの名刺を客省に渡し、
押判官に渡すように頼む。(十) 客省承受は押判官を導いて進奉使副と共に庁に上り、対面
し言葉を交わす。(十一) 席に着き、點茶する。(十二) 客省はテーブルを出させ五盞酒食
する。(十三) 客省承受は食事が終わると、テーブルを仕舞い、點湯す。(十四) 押判官と
進奉使たちは挨拶して終わり席をたつ。ここで対面の儀礼は終わる。進奉使が押判官に会
うためにこれだけの行程を経る。

(三) 十一月九日 朝見の儀を習う [儀範 (二) 朝見の儀を習う]

『中興礼書』に十一月九日の条に、朝見の日を何うと、十三日とするという詔が下った。
都に到着して一週間で朝見となる。朝見を四日後に控え、駅で朝見のための儀礼を習うの
である。つまり朝見の予行演習である。

閤門 (蕃国の朝見、辞謝を導く。) が駅に着くのを待ち、教習儀範と客省承受は共に押判

官に挨拶する。通訳を通じて、進奉使に本色の服をすること請う。その後、客省承受は通訳を連れて教習儀範に挨拶して、朝見の儀を教習する。朝辞もこれに同じとある。まず、朝見、朝辞の時の服装は「本色」の服を着用せよ、ということである。唐代の『大唐開元礼』賓礼、蕃主奉見、『政和五礼新儀』一四八賓礼、遣使迎勞にも同じく「蕃主、其の国の服を服す」とする。伝統的に其国の服で、其の国とは、中国ではなく蕃国を指す。この場合は占城の服を着用して謁見するということになる。その後、教習儀範から朝見の儀礼を習う。礼駅に閤門、教習儀範、押伴官たちの重要なメンバーが集まっての教習である。何をどのように習ったのかは記されていないが、朝見の時に立ち会う閤門がいることは、朝見にあるように、拝数の礼儀、閤門の儀があり、次項によると通訳が必要なのは、拝跪の時であるという。また前述した商人陳維安は、リハーサルの時も、通訳兼礼儀習得係としてこの場にいたのであろう。

(四) 十一月十一日 通訳に殿門と壇殿の入る通行手形の発行 **【準備事項(六)】** 文書を宮廷に提出する兵士(四方館のみ)

更に『中興礼書』に朝見前の十一月十一日の条に、入見の際、通訳が殿に入るのに、手形を必要とするので通行手形の発行である。そのことについて次のようにある。

進奉使が入見の際、宣贊舎人(宣旨を伝え謁を助けることを掌す)御筵の拝跪の引揖の時、言葉が通じないと困るので通訳が必要である。通訳二人の殿門に入るための通行手形の号と円壇での礼を行うための壇殿号(通行手形か許可書か)を、各々二道を請求して、認められている。このことから拝跪が行われていること、さらに先祖をまつる円壇にも赴き拝礼していることがわかる。朝見の中の様子を垣間見ることができる。

(五) 十一月十三日 朝見 **【儀範(三)朝見 準備事項(三)朝見の準備】**

十一月十三日、朝見の日である。経過を箇条書きにすると次のようである。

- (一) 五更(午前四時、冬至ごろの四時は暗い)、客省承受は進奉使副に上馬を促す。
- (二) 押判官と進奉使副とは挨拶して馬で行く。 (三) 首領(進奉使副以下の使節)は門外で上馬し、待漏で下馬する。 (四) 内門が開くを待つて押判官と進奉使副は上馬し、皇城門の門外で下馬。 (五) 殿門外の幕次(臨時の待合所)で班(順番のグループ)を待つ。首領以下は歩いて皇城門に入る。 (六) 閤門は順番になると、進奉使副を導いて幕次より出て、入殿して朝見する。(七) 拝数の儀礼は閤門の儀の如し。 (八) 朝見が終わると閤門は進奉使副を率いて殿を出る。 (九) 客省承受は面会して、幕次にかえる。(十) 客省は伴賜舎人、押判官、進奉使副を引いて挨拶させる。 (十一) 客省は點茶し酒食し、點湯す。 (十二) 客省は伴賜舎人と進奉使副を引いて挨拶させる。 (十三) 伴賜舎人が退き、押判官と進奉使副は挨拶して退く。
- (十四) 宮門外で上馬し、首領以下は皇城門まで歩き、門外で上馬し、駅に帰る。朝辞も同じ。

以上が朝見であるが、朝四時から準備にかかり、入殿して皇帝への謁見は、閤門が導くので、どのような儀式であったかはわからない。外部の人が入れないのであるから当然である。外部では通訳だけが知っているのものであろう。記録にあるのは入殿前後だけである。

(六) 同日、十一月十三日 酒食を賜る

十三日の入見の後、進奉使たちは、酒食を殿門外で賜った。

(七) 十一月十四日か十五日ごろ、 駅での節料、節儀を賜う [儀範 (四) 節料]

節料、節儀とも皇帝から賜る金銭や品物のことである 朝見の後なので、十四か五日であろう。(一) 客省承受は皇帝より賜目と品物が駅に届くと、押官に通知する。(二) 庁で闕を仰ぎ、賜ったものを敷き並べる。(三) 客省承受は進奉使副を引きてそこに立ち、進奉使副に拝受するに、跪して受けさせる。首領以下賜物を拝し跪して受ける。

(八) 十一月十五日 占城国王鄒時巴蘭に書簡を出す

朝見も終わったからであろう、学士院から皇帝の意に従って書簡を出す。勅の形式、皇帝の印、包み方などは交趾による。東南アジアは交趾国に倣う。

(九)、十一月十六日 御筵を懷遠駅に賜る [儀範 (五) 御筵]

朝見の三日後の十六日に皇帝から御筵を賜るという大がかりな行事であり、名誉なことである。儀礼は対面の時とほぼ同じなので、省略する。要約すると、皇帝の使いである天使が駅に来て御筵を賜ることを告げ、一連の儀礼が行われる(対面とおなじ)。酒食をする進奉使は謝恩する。進奉使副は跪して謝表(恩遇を受けたものに対して上書して自ら敢えて当たらないことを述べる)を執り拝し表を以て跪して天使に差し上げる。席にもどり、天使と挨拶する。天使は退く。押判官と進奉使副は挨拶する。席を立つ。以上が御筵である。

(十) 十一月十九日 大礼に参加する

四方館からの要請により大礼に参加した(『中興礼書』十月二十八日の条、参照)。大礼は三年に一度の行事で、南郊とも言い冬至の日に行われた。天を祀り先祖を祀り国家の安泰を祀る儀礼である。丁度タイミング良く大礼に参加できた。楊ト麻豊の時も参加している。

(十一) 十一月二十一日 進奉品と回賜

朝見が終わり、主要な行事も終了したころ、占城の進奉品に対して回答の数目(回賜)を決めている。数目だけ掲げると次のようである。

一、占城の進奉し到れる物。沈香九百五十六斤。附子沈香一百五十斤。箋香四千五百

二十八斤。速香四千八百九十斤。象牙一百六十八株、三千五百二十六斤。澳香三百斤。犀角二十株。玳瑁六十斤。暫香一百二十斤。細割香一百八十斤。翠毛三百六十隻。番油一十理、烏里香五万五千二十斤。

一、回答の数目、錦三百五十匹、生川綾二百匹、生川庄羅四十匹。生樗蒲綾四十匹、生川剋糸一百匹。雑色綾一千匹。雑色羅一千匹。熟樗蒲綾五百匹。江南絹三千匹。銀一万両。

この進奉品と回賜については、(土肥、二〇〇三)に述べてあるので省略するが、この事に関して二、三問題点を挙げると、

(一) 朝貢品と回賜との数量が、明確に記されているのは管見の限り『中興礼書』のこの箇所だけである。

(二) 朝貢品、回賜は財政を掌る戸部が担当し、実際に朝貢品の値段の判定は太府寺が行う。

(三) 朝貢品は都に運ばず泉州に置く。必要な物品は都に運ぶが、残りは泉州の市舶司で扱う。つまり市舶司で売り(変売)、現金を都におくる。北宋から行われていた(『宋会要』市舶紹興十一年十一月の条、土肥、二〇一〇参照)。

(四) 回賜は絹織物と銀である。回賜だけでなく、商人が輸出品として買い上げるのは、銀である。東南アジアの銀の流通を考慮しなければならない。

(五) 朝貢品の香薬、沈香など、大量で四四トンに及び、占城の特産である。これだけ調達できた背景には、占城を統一したジャヤハリヴァルマン一世の即位を知らすためでもあった。朝貢品の収集に努めたのも陳維安であった。

(十二) 十一月二十二日 回賜以外に賜う物品

『中興礼書』十月二日に、主客の条例 (主客司は礼部に属す、朝貢の接待)

回賜の外に、次の品を賜う。翠毛細法錦夾襖子 一領、二十両金腰帯一条、銀器二百両、衣着絹三百匹、白馬一匹、八十両闇装銀鞍轡一副。費用は戸部に、製造は工部に、客省に送って回賜とせよ。馬は駙驥院より給う。

とある。この品物がこの時に完成し、祇候庫に送り、学士院が封題して皇帝の印を請い、客省から押判所に送った。この製品も二カ月以上かかっている。

(十三) 十一月二十六日 起発の前日に御筵の際に音楽の演奏をする計画

鈴轄鈞容直(軍楽、禁軍で抜擢された儀仗楽隊)所が言うに、起発する前の一、二日、馭で御筵を賜う。五(九とあるが五の間違い)蓋。節次に、鈞容直の本班五十人で奏でる。特別に勾曲念語(未詳)を取り上げる、という。五十人での儀仗楽による演奏での送別の宴である。起発の日は十二月十日と思われるので音楽は九日であろう。

(十四) 十一月二十七日 朝貢要員への謝礼、その他の手当

この朝貢を支えてきた中国のスタッフへの謝礼。闕まで引率総責任者、韓全は、銅錢一百貫と占射（占射とは、自分の望む職に就職出来る権利のこと）一回、その証明書は吏部から給される。通訳二人と衙前一人は五十貫、手分は三十貫、軍兵（五人）は各々十五貫ずつ支給する。上記の十人は特に等第（位階品級に応じた）の噐設（宴席）の招待一回を賞与とする。これらはすべて戸部が支給する。次に、闕での責任者の押伴官は銀絹各々に一百匹両を支給し（これは、金国の半額）、私覲を収買に充てる。私覲とは貿易のこと（『朝野類要』一）で、この場合、謝礼の分で、占城の品物を私的に収買することができるという特権であろう。興味深いことである。私覲は交趾の例もあるので今後の課題としていきたい。

その他の人への謝礼や手当についてここで記しておきたい。断片的であるが、朝貢に関係したて働く人々への手当である。客省の局の主管は毎員、銀絹各々入五匹両（金国の半分）を支給する。戸部が支給する。謝礼は金国の半額である。当行房分（徴発された工匠などの宿泊所）の食費の折食錢（食糧を錢におき換えて支払う）は臨安府が、金国人使の半減を支給する。『宋会要』四方館に次のようにある。起発に先だって、十一月二十一日に、回程について福建市舶司が差した韓全など八人は占城の進奉使副使を護衛してきた。帰路も同じく護衛にあたる。帰路の手当の券錢を支給する。護衛した人々にたいして帰路の手当が出ていることは、来るときも彼らに手当の券錢支給されていたことになる。細かいことであるが興味がある問題である。同日に、客省内に仕える人の手当について、「客省が局を置き、輪番官一員を置いた。支出した酒菓、喫食などは押判官が負担すること。客省の使臣、行首（班首）、承受（内侍官）、典書（書物）、文字（文書）を運ぶ兵士の毎日の食費、使用した紙笥、朱紅は、臨安府より支出し、食錢は入駅の日から起発の日で止めよ、とある。（表Ⅲ参照）

（十五）十一月二十七日 朝辞は十二月三日とする。

進奉使が朝辞の旨を願い出た。十二月三日と決まる。大体一週間以内で回答がでる。

（十六）十一月二十八日 進奉使たちの回程はすべて来程と同じ待遇とする 帰路の注意事項として十一月二十八日に、一、進奉人の回程は来程と同じ。沿路の通馬の手配、宿泊、飲食も来程と同じ。二、帰路では州から州移るときは巡尉に防護させる。かつ押判所から出発する前に、次の州軍に転牒し手配せよ、とある。

（十七）十一月二十八日 占城国王への勅書

（十八）十二月三日 朝辞 儀礼は朝見と同じ。

朝見と同じく、予行演習をし、当日には朝四時から宮殿に向かう準備が始まる。朝見参照。

(十九) 十二月六日 楊ト麻豊と同じ称号と帛と銀などの礼物を申請し、許可される

『中興礼書』には、十一月二十八日以降の記述が無いので他の資料から補充する。『宋会要』占城、十二月六日の条に、過去の例を調べて国王に称号と礼物、さらに薩達麻に称号を与えることを申請し、皇帝は三日以内を限として準備せよ、という。九日が最後の儀礼であるからであろう。

(二十) 十二月九日、国王に称号と礼物の授与、進奉使にも官位を与える

『宋会要』占城、十二月九日の条に、制（勅命を伝える文書）によると、国王鄒時巴蘭は、楊ト麻豊と同じ称号を授与される。皇帝より国王の中国にたいする信順を讃え、称号を授与する。金紫光禄大夫、檢校司空、使持節琳州諸軍事、琳州刺史、充懷遠軍節度觀察留後、兼御史大夫、兼御史大夫、上柱国、占城国王、食邑一千戸、食实（封）五百戸、である。更に国王に礼物として、銀、絹各々一千匹両。寛衣一对。二十両鏤金帯一条。細衣著一百匹、金花銀器二百両、衣著一百匹を賜う（六日の条）。

同時に、進奉使の薩達麻に帰徳郎将の称号を授与している。『要録』一七〇、十二月 壬午（八日）によると礼物として使副は金帯、判官は金花銀帯、襲衣著。さらに辞日のときには、全員に衣服、器幣などを各々に賜わったとあるが、国王以外は、これまで記されている礼物であろう。

(二十一) 十二月九日（？）（起発の前、御筵）、音楽

起発の日がいつかは明確でないが、朝辞の一週間後であろう。すると、十二月十日となる。

前述した（十三）十一月十六日の条によれば、起発の前日、御筵の時に特別の音楽隊五十人の演奏あるとあるが、明確に出来ない。起発の前日、御筵があったのかもはっきりしない。起発の時、馭で五盞の酒食の時に演奏されたのではないかと考える。保留としておきたい。

(二十二) 起発の日（十日？）、進奉使副と押伴官と相別する。[儀範（六） 準備事項（四）]。

これが最後儀礼である。

（一）馭で五盞の酒食 （二）客省承受は押判官、進奉使副を率いて立定し、互いに状で述べ送別する。（三）客省承受は、首領以下を率い押判官に別れの挨拶をさせる。すべて押判官に参り、儀の如くする。（四）伴送の使臣に引き渡し、起発。

これですべて朝貢の儀範の終了となる。あとは、進奉使たちは、往来と同じように伴送の責任者韓全以下十人と三十人の荷物運送の兵士に護衛されて、泉州に帰り、陳維安の船で占城に帰国したのであろう。

(二十三) 陳維安、承信郎を授与

年が明けてから、占城の進奉使たちが無事帰国し、朝貢に対するお礼と報告が皇帝に届いたのであろう。朝貢の功により、陳維安に授官するという。『宋会要』歴代朝貢の紹興二十六年二月二十八日に、この朝貢を引接（誘導）した功により承信郎（武官の従九品、武官の最下位）の称号を授与されている。占城との交易をしていた陳惟安にとって、授官が名誉なことであり、交易を行う上でも有利であったに違いない。このことから、朝貢に対する朝廷の促進策が窺われる。

おわりに

紹興二十五年に交趾や三仏齊などに比べると、小国の占城（チャンパ）が南宋になって初めて闕（宮廷）での朝貢が許されたその記録を紹介した。その記録とは、『中興礼書』卷二二七賓礼占城に記されたもので、他の国々の記録は散逸してしまい、占城のみが現存するものである。さらに内容も、朝貢の全行程、最初から、ほぼ最後まで経過を記したものである。本稿では『中興礼書』だけでなく、『宋会要』やチャンパ側の資料からこの朝貢を多角的に見ようと試みた。

朝貢が八月ごろ許されたのであろうか、受け入れる朝廷側のあわただしさは、資料にいたるところにみえる。例えば、九月二十五日には、進奉使たちに朝見、朝辞の時に給付する衣服（官服）一式を早く作るように命じている（表 I 参照）。駅で迎える規範、排辦（準備）の規定もなく、あわてて文書を集めて作成しており、進奉使たちが闕に到着三日前から排辦規定をまとめていること（「四方館」十一月三日）からも窺える。

一方、占城の進奉使たちや商人陳維安は、八月には泉州に来ており、朝貢品の調整を行っている。つまり、政府の好むもの、たとえばこの場合馴象の合否を問い合わせている。不用ということなので、朝貢品には入っていない。薩達磨を進奉使とする二十人は十月初めに泉州来遠駅を出発した。この一行に付き添う押判使韓全以下十人と護衛と運搬の兵士三十人、計四十人が都まで護衛してくれる。総勢 六十人である。十月十二日は建州に到着、都・杭州には十一月六日に入る。泉州からの所要日数約三十六日。都では門外で出迎いを受けて、懷遠駅に着く。帰路に就く十二月十日まで三十五日間、皇帝謁見以外は、この駅で毎日のように朝貢の儀範がなされる。一、相見 二、朝見の儀を習う 三、朝見、四節儀、節料、五、御筵、六、起發 この六項目を中心に進んでいく。朝貢の儀礼が続いていく中、十一月十三日が朝見で、その後一連の行事がおわり、肝心の進奉品と回賜は十一月二十一日と遅い。進奉品を泉州においてあるので、その値を銅銭で太府寺が調べ、十万七千余貫とした。その分として回賜は、絹、絹織物、銀などであった。朝貢品は土産の沈香、烏里香（黒檀）などの香木、象牙は一株の重さが軽いので、占城産のものであろう。合わせて重さ四十ト以上である。これまでの『宋会要』「歴代朝貢」の占城の朝貢品をみても、こんなに大量の朝貢品を持参することはなかった（後の乾道三年は問題があり別とす

る)。これだけ用意できる背景には交趾（越）、真臘（カンボジア）を一掃し、国内では二十五部落の統一をはかったジャヤハリヴァルマン一世・鄒時巴蘭の大きな勢力の現れである。そしてこの朝貢を企て、誘導し、朝貢品まで助言し、自分の船ですべてを運搬し、都の懷遠駅では進奉使たちと同宿し、通訳兼儀礼指導まで行い、この朝貢を成功させたのは、中国商人陳維安であった。後に陳維安はその功により、中国の皇帝から、官位を授与されている。これは中国の朝貢推進のあらわれである。一方の占城国王、ジャヤハリヴァルマン一世自身、陳維安の助言はさておき、国王就任と占城という国の存在を広めたいという願望があり、前の国王の称号、官位請求と称して、積極的に朝貢を出したかったのであろう。両国の朝貢と言う概念、その性格の一端がこの朝貢から窺える。

さて、朝辞が十二月三日で皇帝に帰りの挨拶をしてから、帰路につく前日の九日に、国王への官位、称号と礼物の授与が行われたことになる。出発前のぎりぎりである。そして、その九日に起発の宴会、音楽も開催されたことになる。そしてその翌日、十日に押判官に挨拶の儀礼をして、帰途に就く。來程と同じ十人の護衛と運搬の兵士三十人に守られて、泉州に帰るのである。來程と同じ日数とすると、三十六日として泉州到着は、一月十六日頃となる。すると朝貢の一往復約百七日、三か月半余りとなる。

以上が、占城の進奉使たちが泉州を出発して都での三十五日間の朝貢の儀式を行い、帰途に就くまで全行程、つまり朝貢の一セットをみてきた。朝貢の全行程を記している記述は管見の限り『中興礼書』しかない。それだけに貴重である。

最後に、この占城の朝貢が終わると、闕への朝貢が認められたためか、堰を切ったように各国が次々に朝貢に来ている。紹興二十五年十一月二十九日には真臘国、羅斛国が、十二月二十五日には三仏齊が、翌年、二十六年の正月十四日には交趾国が多く進奉品を持参して闕に来ている。『宋会要』四方館の紹興二十六年一月十四日によると、「今、交趾、羅殿国などが入貢している。本省（客省）には、すでに占城が昨に来て見辞などの体例がある」というと、皇帝は、「すべて昨に占城国の進奉人が闕に到った体例に依れ」という。つまり紹興二十五年の占城の朝貢の体例が後に続く東南アジア諸国の規範となったのである。

《註》

- (1) ただ紹興七年に三仏齊が闕での朝貢を許した（宋史』一一九）という記録はあるが、明確でない。
- (2) 紹興二五年以降になると、朝貢体制も変化し、朝貢品は十分の一だけ朝廷は受領し、回賜も十分の一に相当するものに限られるようになる。稿を改めて発表の予定である。
- (3) 紹興二年三月八日に「制加懷遠軍節度、琳州管内觀察処置等使、金紫光禄大夫、檢校太傅、使持琳州諸軍事、琳州刺史、兼御史大夫、上柱国、占城国楊ト麻疊、食邑五百戸、食実封二百戸」とあり、鄒時巴（芭）蘭も紹興二十五年十二月六日の条に

ほぼ同じ官位を授与されおり、乾道元年六月八日には加増。)

- (4) この書ははじめ一九一〇～一三年にわたって” T' oung Pao” に発表した。それをまとめて、一九一四年に” le Royaume de Champa”として出版した。
- (5) 再版本の一五〇頁の註一に「ハリヴァルマン四世は楊ト麻暹である」とあるの間違いであるということも確認させていただきました。
- (6) Po-Nagar temple Inscription of JayaIndravarman III
152～153頁。碑文は一部しか残存してない。ただジャヤ インドラヴァルマン三世が実在していたことがわかる。
- (7) ジャヤ ハリヴァルマン一世の6つの碑文は次のごとくである。
- 1, My-son stele Inscriotion of Jaya Harivarman 1 p.153~161
 - 2, Batau Tablah Inscriotion of Jaya Harivarman 1 p.161~2
 - 3, Po-Nagar Temple Inscription of Jaya Harivarman 1 p.162~3 この碑文の中に” Sri Rudravarmadeva の息子 “とあり、ジャヤ ハリヴァルマンの父の名が見える。
 - 4, Hoa Mi-Chiem Dang Fragment Rock Inscription of Jaya Harivarman 1 p. 163~4
 - 5 My-son Pillar Inscription of Jaya Harivarman 1 p.164 ヒンズー教のシバ神への帰依、この碑文だけ、カンボジアなどの戦で勝利したことは記してない。ただし、碑文は完全なものではないので、刻まれていたのかもしれない。現存碑文にはない。
 - 6, My-son stele Inscription of Jaya Harivarman 1 p.166~8 長文のひぶんである。
- 6つの碑文中、一つを除いて、Jaya Harivarman 1の武勇伝がきざまれており、カンボジアとの戦いで勝ち、カンボジアは千回も強い軍隊をおくってきたが、それを破った。カンボジアとヴェトナムの軍を破壊させた。シバ神の宮殿を建てた。国内の反乱を鎮めた。ということが記されている。ジャヤ ハリヴァルマン一世はチャンパにとって、外国勢力を一掃させて、国内を統一させ、シバ神の神殿を建てたという、英雄であることが碑文からわかる。これらの碑文と越(ベトナム)、中国の資料をつき合わせて調査すると、もっと多くのことが分かってくると思う。今後、これらの碑文の解読を進めたい。

《参考論文》

和田久徳 「東南アジアにおける初期華僑社会(九六〇～一二九九)」『東洋学報』四二-
一 一九五九年

張祥義 「南宋時代の市舶貿易に関する一考察—占城国の宋朝への朝貢を通して見た—」青
山博士古稀記念『宋代史論叢』 1974年

- 土肥祐子 「南宋期の占城の朝貢—『中興礼書』にみる朝貢品と回賜—」
『史艸』四四号 二〇〇三年 日本女子大学史学研究会
- 重松良章 「十～十三世紀のチャンパにおける交易—中国への朝貢活動を通して見た—」『南方文化』三一 二〇〇四年
- 土肥祐子 「占城の南宋期乾道三年の朝貢をめぐる一大食人烏師點の訴訟事件を中心に—」『史艸』四六号 二〇〇五年 日本女子大学史学研究会
- 王明蓀 「宋代之安南（交趾）記述及其朝貢關係」中華文化資源学会人文叢刊3『宋史論文稿』 二〇〇八年三月
- 黄純艷 「転折與変遷：宋朝・交趾・占城間的朝貢貿易與国家關係」湯熙勇主編『中国海洋發展史論文集』一〇輯 二〇〇八年七月
- 土肥祐子 「南宋初期・アラブ商人蒲亜里の活躍」 『史艸』五一号 二〇一〇年
- 黄純艷 「宋代朝貢貿易中的回賜問題」 『厦門大学学報』第三期 二〇一一年

Georges Maspero “le Royaume de Champa”1914（初版）

馮承鈞『占婆史』（商務印書館、一九六二年）le Royaume de Champa”1914 初版の翻訳

Georges Maspero “le Royaume de Champa”1928（再版） Paris et Bruxelles

Walter E.J. Tips ”The Champa Kingdom the History of an Extinct Vietnaese Culture” 二〇〇二年 Bangkok （一九二八年再版の翻訳）

HeinzGlzio(ed) “Inscriptilons of Campa =based on the editions and translations of Abel Bergaigne, Etienne Aymonier, Louis Finot, Edouard Huberand other French scholars and of the work of R.C.Majumdar =” Shaker verlag Aachen 2004年 201p、

占城の朝貢の日程

年月日	事項	出典
8月	占城国王鄒時巴蘭は王位につき、父と同じ爵位を求めて入貢	宋会要、蕃夷 4 占城
8月14日	占城は、馴象を進奉しようとする。返事は保留。	宋会要、蕃夷 4 占城
8月21日	占城は、表象、進奉品を持参。	宋会要、蕃夷 4 占城
9月25日	尚書省は、朝見使、朝辞使に与える礼服の許可をとる。	宋会要、蕃夷 4 占城、礼 62 の 66 賚賜
10月1日ごろ	進奉使たち、福建省泉州市舶司を出発か。	中興礼書
10月2日	礼部言う、回賜以外に与える衣服の準備をせよ。	宋会要、蕃夷 4 占城
10月2日	尚書省は、礼、戸、兵部に朝貢の準備にかかれ。	中興礼書
	1. 鴻臚寺の条 護衛兵 30 人 道順の準備	中興礼書、慶元条法事類
	2. 主客の条例 回賜以外の衣服、費用は戸部、製造は工部、馬は、麒麟院。	中興礼書
10月8日	進奉使が闕に来るとき、馭での儀礼について	中興礼書 四方館
	1. 進奉使と押判官との対面	中興礼書
	2. 朝見の儀を習う。	中興礼書
	3. 朝見	中興礼書
	4. 馭で節料、節儀を賜う。	中興礼書
	5. 御筵	中興礼書
	6. 起発の日 進奉使と押判官と相別 五盞	中興礼書
10月8日	進奉使が闕に入れば、馭の諸司官は監馭官と臨安府の準備係と共同でせよ。	中興礼書
10月12日	進奉使たち、建州に到着	中興礼書
10月28日	四方館は進奉使たちに、大礼に参加することを決める。大礼は 11 月 19 日	中興礼書
11月1日	工程計画と進奉使などの姓名を提出する。	中興礼書
11月3日	進奉使に対する接待 6 項目 排辦	中興礼書 四方館
11月5日	馬の手配 24 匹	宋会要 四方館
11月6日	進奉使たち、都に到着	中興礼書
11月6日	中国商人陳惟安、通訳と礼儀を教えるため、同馭に宿泊する。この朝貢を誘導した人。	中興礼書
11月9日	朝見は 13 日とする。	中興礼書
11月11日	朝見の時の通訳二人の通行証明書の発行	中興礼書

11月13日	朝見	中興礼書
11月15日	占城国王への書簡を学士院で作成	中興礼書
11月16日	御筵を駅に賜う	中興礼書
11月19日	大礼に参加	中興礼書
11月21日	進奉品(香、象牙)、と回賜(絹織物と銀)	中興礼書
11月22日	帰路の伴送も来程と同じ、韓全ら8人	四方館
11月22日	回賜以外に賜う物品を贈る	中興礼書
11月26日	出発する前日、音楽を賜う。駅で御筵。	中興礼書
11月27日	伴送者、押判官などへの謝礼	中興礼書
11月27日	朝辞は12月3日とする。	中興礼書
11月28日	進奉人の回程は来程と同じ	中興礼書 四方館
11月28日	占城国王への勅書	中興礼書
12月3日	朝辞	中興礼書
12月6日	占城国王、礼物を賜る。薩達麻、帰徳郎将の称号を賜る。	『宋会要』蕃夷占城
12月9日	占城国王鄒時巴蘭は父と同じ称号を賜る。	『宋会要』蕃夷占城
12月9日	御筵、音楽	『宋会要』蕃夷占城
12月10日	起発・帰路	『宋会要』蕃夷占城
紹興26年2月28日	陳惟安は朝貢の功績により承信郎を賜る。	『宋会要』蕃夷7 歴代朝貢

資料Ⅱ 紹興25年の進奉品と回賜（謝礼も含む）

占城の進奉品

沈香九百五十六斤	犀角二十株
附子沈香一百五十斤	玳瑁六十斤
箋香四千五百二十八斤	暫香一百二十斤
速香四千八百九十斤	細割香一百八十斤
象牙一百六十八株、三千五百二十六斤	翠毛三百六十隻
澳香三百斤	番油一十烏里香五万五千二十斤

回賜（中国から賜わったものすべていれる）

1. 回答の数目					
錦三百五十匹		雑色綾一千匹			
生川綾二百匹		雑色羅一千匹			
生川庄羅四十匹		熟樗蒲綾五百匹			
生樗蒲綾四十匹		江南絹三千匹			
生川剋糸一百匹		銀一万両			
2. 回賜の外					
翠毛細法錦夾襖子一領		衣着絹三百匹			
二十両金腰带一条		白馬一匹			
銀器二百両		八十両開装銀鞍轡一副			
3. 王に礼物					
銀、絹各々一千匹両		細衣著一百匹			
寛衣一對		金花銀器二百両			
二十両鍍金帯一条		衣著一百匹			
4. 朝見使、朝辞使に礼服を与える					
朝見使	紫羅寛衫	小綾寛汗衫	大綾衫夾襪	頭袴	小綾勒帛
	十両金腰带	幘頭	絲鞋	衣著三十四	紫綺被褥@一副
副使	紫羅寛衫	小綾寛汗衫	大綾夾襪	頭袴	小綾勒帛
	七両金腰带	幘頭	絲鞋	衣著三十四	
判官	紫羅寛衫	絹寛汗衫	小綾夾襪	頭袴	
	十両金花銀腰带	幘頭	絲鞋	衣著十匹	
防援官	紫羅絶衫	紫絹汗衫	絹夾襪	頭袴	
	絹勒帛	幘頭	麻鞋	衣著七匹	
(朝見使、副使、判官、各一人、防援官は十七人、合計二十人)					
朝辞使	紫羅窄衫子	小綾窄汗衫	小綾勒帛	銀器五十両	衣著三十四
副使	紫羅窄衫子	小綾窄汗衫	小綾勒帛	銀器三十両	衣著二十四
判官	紫羅窄衫子			銀器 十両	衣著 十四

防援官			銀器 十両	衣著 五匹
(朝辞使、副使、判官、各一人、防援官は十七人、合計二十人)				
<p>5. 朝見後、節料節儀を賜る。</p> <p>6. 国王鄒時巴蘭は、楊ト麻疊と同じ称号をもらう 紫金光禄大夫檢校司、空使持節琳州諸軍事、琳州刺史、充懷遠軍節度觀察留後兼御史大夫、上桂 国占城国王、食邑一千戸食実五百戸</p> <p>7. 進奉使、称号を賜る 進奉使の薩達麻は帰徳郎将の称号を賜る。</p> <p>8. 商人陳惟安 称号を賜る 陳惟安は、承信郎（従九品）を賜る</p>				

表Ⅲ 引伴者への謝礼

韓全引伴使臣以下 8 人と通訳 2 人		宴席一回	
韓全	100 貫	占射の差遣一次(吏部より)	
訳語 2 人	各 50 貫	戸部より支給	
衙前 1 人	50 貫		
手分 1 人	30 貫		
軍兵 5 人	各 15 貫		
押伴官	銀 100 両	絹 100 匹	私覲
客省の局の主管	銀 25 両	絹 25 匹	
当行房分(工匠などの 宿泊所)	食費の折食銭は臨安府より支給		

* 金国の謝礼の半分

第三節 占城の南宋期乾道三年の朝貢をめぐる 一大食人烏師點の訴訟事件を中心に

はじめに

一、乾道三年の入貢

二、大食人烏師點の訴訟事件

(一) 占城国王の海賊行為

(二) 占城国王鄒亜娜・ジャヤ インドラヴァルマン四世について

(三) 政府の対応

(四) 進奉品の一分収受、九分抽買

(五) 再入貢の要請

(六) 中国商人の活躍

(七) 福建提挙市舶程祐之

三、その後の朝貢—淳熙元年と勅書—

おわりに

はじめに

宋代は海のルートによって西アジア・東南アジア諸国との交易、交流が盛んに行われた時期である。中国商人、アラビア、東南アジアの商人や朝貢の使節達が、各国の特産物等をもってこれらの国々を行き交った。中国の政府は国家財政の一部を担う海外貿易による利益に着目し、外国人に対しては蕃夷招致策、優遇策を行い、中国商人にも海外での商業活動を奨励した。

本稿では宋朝と各国との交流をめぐる具体例として、南宋期の乾道三（一一六七）年の占城の朝貢を取り上げてみたい。この年、占城は大量の朝貢品を持参して入貢した。手続き中に大食（アラビア）人により、その朝貢品は大食から強奪したものであることを訴えられるという事件が起きた。朝貢という立場上、これに対して皇帝、中国政府は占城、大食、また朝貢品に対してどのように対処したか。また海賊行為を行なった占城国王についても検討してみたい。この問題についてはいくつかの研究⁽¹⁾があるが専論はない。先学の研究を基礎にして東南アジアの一国である占城の朝貢について考察してみたい。

なお筆者は拙稿「南宋期の占城の朝貢—『中興礼書』にみる朝貢品と回賜—」（『史艸』四四号 二〇〇三年）では典型的な朝貢である紹興二十五年を中心としてみてきた。今回は次の朝貢にあたる。前者の朝貢とシステムが異なっていることについても比較検討してみたい。

一、乾道三年の入貢

占城（チャンパ）は現在の中部から南ベトナムに位置する。宋代では趙汝适『諸蕃志』によると、泉州から船で順風であれば二十日余りで到着する。北は交趾、南は真臘、西は雲南に接している。インド文化を受容し、ヒンズー教の要素が強い国である。中国に近いこともあり、朝貢の回数の記録も多く、宋代では六四回⁽²⁾を数える。東南アジア諸国でも特別に占城は多い。本稿では、これらの朝貢の中で乾道三（一一六七）年をめぐる占城国の入貢について年次を追ってみてゆきたい。このことに関する詳細な記述は『宋会要』蕃夷四一八一～八四占城（以下『宋会要』占城と略す）の乾道三年十一月二十八日の条から淳熙三年三月五日の条、ならびに『宋会要』蕃夷七一五〇～五一歴代朝貢（以下『宋会要』歴代朝貢と略す）の乾道三年十月一日と同年十一月二十八日の条から乾道四年三月九日条にかけてある。まず『宋会要』占城の乾道三年十一月二十八日の条から見てみたい。この記述は『宋会要』占城の乾道元年六月八日の条の割註に『中興礼書』（『統修四庫全書』卷二百二十七、賓礼六、占城、所収）を引用して乾道三年の入貢を記したものである。

乾道元年（一一六五）六月八日、鄒時芭蘭に食五百戸、食実封二百戸⁽³⁾を制す。

（割註）中興礼書（に言う）。乾道三年十一月二十八日、提挙福建路市舶司程祐之言う、本司（市舶司）、元勸（もと堪カ）発せる占城蕃にて興販の綱首陳応等の船は已に回船し、正副使楊ト薩達麻等並びに随行人計一十二名を分載す。已に入貢の体例に昭（照カ）応し、官を差して来遠駅に引伴し安泊す。其の附到の進貢の乳香、象牙、沈箋香等の数目は、合に紹興二十五年の指揮に依り、貢する所の物貨を將て計綱せしむるを許し、随いで、進奉人使を逐（すみやか）に闕に赴かすべきに無^{あら}ずや（闕に赴かすべし）。及び使副の薩達麻等に抛りて、本蕃首の鄒亜娜の表章、番字一本、唐字一本、及び唐字物貨一本を齎到す。

とある。この『中興礼書』は淳熙十二（一一八五）年に太常寺が儀礼について編したものである。⁽⁴⁾したがってここで扱う乾道三年の事件は『中興礼書』成立の二十一年前のことであるのでこの資料は信憑性が高い。要約するとつぎの様である。「乾道三（一一六七）年十一月二十八日に提挙福建路市舶の程祐之が言うに、以前占城に行って貿易していた綱首陳応等の船が戻ってきた。そこに占城の正副使楊ト薩達麻等十二人を乗せてきた。入貢の体例に照らして来遠駅に引率した。朝貢品の乳香、象牙、沈箋香は紹興二十五年（前の朝貢）の例によって計綱して、使節達は都に行くようにする。蕃首鄒亜娜の手紙は、占城語一通、中国語一通、中国語の朝貢品名と数を記したもの一通を持参してきた」というのである。この朝貢の受け入れの様子がよくわかる。海外に出る商人は出発した港（手続きをした市舶司）に帰らなければならない規則になっていたもので、福建に戻ってきた陳応は福建商人であったに違いない。陳応等の船に乗ってきた占城の使節らは泉州にある来賓のための宿泊所の来遠駅（『宋会要』職官四四市舶政和五年七月八日参照）に安泊した。提挙福

建路市舶の程祐之は、朝貢の手続きを紹興二十五年の例によってはじめた（朝貢品の調査や皇帝への謁見など）。蕃首の鄒亜娜からの表章（皇帝への正式な手紙）は蕃字（サンスクリット）と中国語、朝貢の品物は中国語で各々一通ずつ持参してきた。これが一般の入貢であり、受け入れのパターンであった。

次に『宋会要』歴代朝貢にもこの朝貢の記述があり、朝貢品など詳細に記されている。

乾道三年十月一日、福建路市舶司言う、本土の綱首陳応等、昨に占城蕃に至る。〔蕃首、使副を遣わし、乳香、象牙などを恭齎し、前みて太宗（大宋）に詣り進貢するを欲す〕と称す。今、応（陳応）等船五隻自ら物貨を販するを除くの外、各々乳香、象牙等並びに使副人等を載せて前み来たらんと為す。継いで綱首呉兵の船人有りて齎到す。占城の蕃首鄒亜娜の開具せる進奉物数は白乳香二万四百三十五斤、混雜乳香八万二百九十五斤、象牙七千七百九十五斤、附子沈香二百三十七斤、沈香九百九十斤、沈香頭九十二斤八両、箋香頭二百五十五斤、加南木箋香三百一斤、黄熟香一千七百八十斤」と。詔す「使人闕に到るを免ず。泉州に官を遣わして礼を以て章表を官設せしめよ。先ず通に入りて前来し到を俟つ。学士院をして勅書を降して回答せしむ。貢せし所の物は、進奉の十分の一を許すに拠りて、余は条例に依りて抽買せよ。如し価銭闕くれば朝廷に申ぜよ。次に先んじて取撥し見実数の估價の定を俟つ。市舶司より左蔵南庫に発納し、旨を聴きて回賜せよ」と。

十一月二十八日、市舶司言う「綱首陳応祥等の船回る。正副使楊ト薩達麻等併びに随行人計十二を分載し、蕃首鄒亜娜の表章は、蕃字一本、唐字一本及び唐物貨数一本を齎到す。人を差わして訳写し、官に委して対に臨むも増減の外無し」と。

とあり⁽⁵⁾、『中興礼書』が十一月二十八日に対して、十月一日と十一月二十八日の二回の入貢を記す。綱首の名が陳応は十月一日、陳応祥は十一月二十八日の条にある。この二つの資料をよく読むと、重複している言葉は鄒亜娜だけで、一つの朝貢を無理に二つに分けて記しているように思える。この「歴代朝貢」の編者は二回の来航を認め、そのため綱首の名も一字だけ変えている。しかし綱首の名は『中興礼書』に陳応とあるので、陳応祥ではなく陳応であろう。もし綱首の名を書くとすると呉兵であろう。あるいは陳応祥は呉兵である可能性もある。この朝貢には問題が多く捕虜の大食人鳥師點が乗船したり、強奪品を乗せたり、また同資料の十二月七日の条には前に持ってきた品物をこの朝貢品に添えたいという要請など、また綱首陳応と呉兵が「継いで」とあるので同時に入貢したとは考えられず、したがって一回の来航ではなく、何回かに分けて来たために、混乱が生じ編者のいう如く二回の朝貢となったものと思われる。

さて、資料の内容に入りたい。十月一日の条の大意は次の様である。

福建提挙市舶（朝貢、貿易を司る長官）の言である。占城に貿易のために行っていた綱首（船長、貿易管理者）陳応が帰国するときに、自分の貿易品に附随して、占城の蕃首（鄒亜娜）から頼まれた進奉使節と朝貢品を載せて五隻の船を連ねて港に帰ってきた。続いて

綱首呉兵の船も帰ってきた。鄒亜娜の進奉物は乳香、象牙などであった。これを提挙市舶が朝廷に報告すると詔が出て、使節は闕（宮廷）に来るのを免ずる（都に来なくてよい）。そこで皇帝は、泉州に官を遣わして表章（皇帝あての手紙）を受け取り、学士院（詔勅などを起草する）に勅を降させて回答させた。朝貢品は進奉の十分の一だけ許す。残りの十分の九は条例によって抽買せよ。もし価銭（買取るための銭）が欠乏していれば朝廷に申せ。まず先に送って（進奉の十分の一）実数の估価をきめ、市舶司は左蔵南庫⁽⁶⁾〔皇帝の私的な財庫で内蔵（皇帝の庫）と左蔵（政府の庫）との中間の役割をもつ〕に納め、回賜（返礼の品、進奉の十分の一）せよ。というのである。上記のことを箇条書きにまとめると次のようである。

- (1) 前述したが海外より綱首陳応や呉兵は福建市舶司に戻っていることから（海外から帰国する商人は出発した港、つまり手続きした市舶司に戻らなければならない規則があった）彼らは福建商人であろう。東南アジア諸国の朝貢は中国商人によって、商人所有の船に便乗して行なわれた。この場合も陳応の船五隻と呉兵の船に自分の交易品以外に、占城国王より委託された多くの朝貢品、十一万斤、約七十トン（表1「乾道三年の占城の朝貢品」参照）を載せて来航している。

表1 乾道三年の占城の朝貢品								
品目	数量(斤)	数量(kg)	合計	割合(%)	重量の割合	朝貢品を銅銭で換算		
白乳香	20,435斤	12,874.05kg	108,525斤 68,370.75kg (乳香 100,730斤 63,459.9kg)	18.20%	大食産 乳香 89.8%	乳香と 象牙 96.7%	*** (A)1斤7貫	143,045貫 (=7×20,435)
							(B)1斤10貫	204,350貫 (=10×20,435)
混雑乳香	80,295	50,585.85		71.6			(C)1斤5貫	401,475貫 (=5×80,295)
**象牙	7,795	4,910.85		6.9			(D)1斤8貫	642,360貫 (=8×80,295)
							1斤2貫	15,590貫 (=2×7,795)
附子沈香	237	149.31	香薬の合計 3,655.8斤 2,302.65kg	0.2	占城産の香薬 3.23%	香薬は 1斤5貫		18,275貫 (=5×3,655)
沈香	990	623.7		0.96				
沈香頭	92.8	57.96		0.23				
箋香頭	255	160.65		0.26				
加南木箋	301	189.63		1.58				
黄熟香	1,780	1,121.4						
合計	12,181.08	70,673.4 70t 673.4 kg	大食産68t 占城 2.3t	99.93%	99.93%		・578,385貫(乳香安価)((A) +(C)+象牙15,590+香薬 18,275) ・880,575貫(乳香安価)((B) +(D)+象牙15,590+香薬 18,275)	
備考	約11万斤	約70.6t	乳香 10万斤 63t 象牙 5t	乳香、 象牙で 97% 香薬で 3%	大食産:占城産 97:3		・銅銭での割合(%) 大食:占城=97:3 ・約90万貫~60万貫 *約130万貫となる。	
・1斤630gとする。								
・白乳香は、1斤7貫(A)と1斤10貫(B)の場合を計算								
・混雑乳香は、1斤5貫(C)と1斤8貫(D)の場合を計算								
*乳香1斤13貫とすると、乳香だけで130万貫となる。(『宋史』404)								
**象牙は占城の特産であるが、この場合、資料により、大食産とした。								
***乳香安価(A)+(C)=143,045貫+401,475貫=544,520貫								
乳香高価(B)+(D)=204,350貫+642,360貫=846,710貫								
(出典『宋会要』蕃夷7-50~51 歴代朝貢、乾道三年十月一日の条)								

(2) 前回の紹興二十五(一一五五)年⁽⁷⁾の朝貢の際には、都に行き皇帝に謁見し、天を祀る南郊にも参加している。しかし乾道三年には三年に一度の南郊が行なわれている

(8) ものの都への招聘はない。朝貢使節が都に行き、皇帝に朝見することは、朝貢国にとっては名誉なことであるが、往復の費用、滞在費、案内人の人件費、朝見、辞に与える贈り物、宴会など、すべて中国側の負担であるから可成りの出費となる。このころの資料をみると占城、交趾などは都に行く記述は見当たらない。

(3) 朝貢品（進奉品）の取り扱いが今までと変わっているのは注目すべきである。朝貢品は皇帝は十分の一だけ進奉を許す、つまり一分（一割）だけ受け取るということである。その一分に対してだけ返礼の回賜をする。残りの十分の九（九割）は抽買（買い上げ）して価銭で返す（後述）ということになったのである。これまで一般的には貢ぎ物はすべて皇帝が収受し、それに対して数倍の返礼をするというのが宗主国と朝貢国との関係であった。いつから進貢品にたいしてこのような措置がとられたのか、いつ条令ができたかは定かでないが、この時が初出である。

(4) この朝貢の進奉品はどのような種類のものではあったか。それは時価にしてどの位のものであったか。試算を出してみたい。種類、分量については本文ならびに表1「乾道三年の占城の朝貢品」を参照されたい。この進奉品の特色は乳香の多さである。白乳香 二万四百三十五斤、混雑乳香八万二百九十五斤、合わせて一十万七千三百三十斤（約六三・四トンとなる）、象牙 七千七百九十五斤（約四九一〇キロ）を合わせると、三者（白乳香と混雑乳香と象牙）の合計が十万八千五百二十五斤（約六八・三トン）になる。これは全体の重さ（約七〇・六トン）の九六・七%にあたる。後述するが、この三者は大食産のものと考えてよい。残る香薬の類、占城産の附子沈香二百三十七斤、沈香九百九十斤、沈香頭九十二斤八両、箋香頭二百五十五斤、加南木箋香三百一斤、黄熟香一千七百八十斤、合わせて二千三百二斤（斤以下省略）となるが、全体の重さの割合は、三%に過ぎない。

これらの物品はどの位の価格のものであろうか。九割を占める乳香の価格が明確でないのではっきりしないが、『宋史』四〇四張運伝に、紹興年間のはじめごろ三仏齊は乳香九万一千五百斤を持参し価格は一百二十余万緡であったという。すると一斤十三貫となりかなり高価である。これを軍費に使っている。この時期の乳香の値を記す資料はみあたらないが、年次は少し下るが淳熙元（一一七四）年～二年に福建提举市舶であった張堅は乳香が貴重で、それを買うための資金調達についてつぎのように述べている。

治薬には乳香を須^{もち}うるも亦た市せざるを畏る。朝廷、経・総制銭及び度牒を降して乳香を博買するに、数常に不足す。堅、権貨務、自今乳香を変買するに、ならびに銭十の三を留めて専ら本銭に充つるを請う。是れより本銭には余り有り。舶商には滞り無し。（『京口耆旧伝卷七張堅』）

とあって乳香は薬として使用しており、乳香不足で収買が順調に行なわれてない。朝廷は経・総制銭や度牒を降して博買するがいつも品不足である。そこで権貨務に乳香を変買（金

銭に変える) するのに十のうち三は乳香を買う本銭に充てようとしたところ本銭が余り商人達も乳香の流通がよくなったので滞ることがなくなった、というのである。当時乳香が重宝がられていたことがわかる、値も安くはなかったと思われる。このような時に、占城が乳香を十万斤(六三トン)を進奉したのであるから、これを見た福建提挙市舶の程祐之、その報告を受けた皇帝は驚き、喜んだに違いない。程祐之は早速、規定通り良いもの一割を選んで都に送り出したのである(後述)。

さて、この乳香の値であるが⁽⁹⁾、紹興年間の一斤十三貫を考慮にいれて本資料は乾道三年であるので、少し安く見積もり、白乳香は一斤十貫、混雑乳香は一斤八貫として計算すると、白乳香は二〇四三五〇貫、混雑乳香は六四二三六〇貫となり、合計八四六七一〇貫となる。乳香の価格を下げて、白乳香一斤七貫とすると一四三〇四五貫、混雑乳香一斤五貫とすると四〇一四七五貫となり合計五四四五二〇貫となる。この計算によると乳香は八四万貫から五四万貫となる。次に象牙の値をみるに大食の大きいものは一斤二貫六〇〇文(『宋会要』職官四四市舶紹興元年十一月二十八日の条)であるので今、一斤二貫として計算すると象牙は七七九五斤で一五五九〇貫となる。香薬は一斤五貫とし、三六五五斤であるから、一八二七五貫となる。すると総合計は乳香の高価で計算すると、八八〇五七五貫となり、安価で計算すると、五七八三八五貫ということになる。つまりこの朝貢品を銅銭で換算すると八八万貫～五八万貫位四捨五入すると九〇万～六〇万になる(表1参照)。高く見積もると、商人の買値は百万貫にもなるのであろうか。大量の進奉品であった。重松氏前掲論文の「朝貢品目別朝貢瀬度表」をみると宋代を通じてこの年の乳香の量が桁外れに多い。次が紹興二十五年の香薬の量が異常に多いことかわかる。紹興二五年の朝貢品の試算額は二四万～三三万貫であった。しかし太府寺の朝貢品の査定額は一〇万貫であったが、これは政府が一〇万貫分の回賜をしなければならぬので査定額は極力安く見積もられた。以上の試算でいくと、乾道三年は乳香という特異性もあり価格にすると紹興二十五年の三倍も多い進奉品を持って来たことになる。にも拘らず朝廷での朝見は叶わなかった。この時点ではまだ事件は発覚してない。だから程祐之は朝見を勧めようとしていたのであろうか。

以上進奉品の試算一八八～五八万貫一をしてみた。進奉品の九割、七九万～四三万貫分を政府が買い上げ、一割約九～六万貫分を朝廷が受け取り、これに対して回賜をする規定であった。

二、大食人烏師點の訴訟事件

(一) 占城国王の海賊行為

これまで述べてきた様に乳香六三トン、象牙五トン、香薬二トン計七十トンという朝貢品を持って占城は泉州港に入り、朝貢の手続きをした。ここで大食人烏師點は提挙市舶の

程祐之にこの朝貢品（乳香と象牙）は大食から強奪したものであることを訴えた。占城はどのような方法で、誰の命令で海賊⁽¹⁰⁾ 行為を行なったのか。それがなぜ発覚したのか。それに対して皇帝はどのような対策、態度をとったのか、またこの様な事柄を通して朝貢とはどのようなものであったかを考察してみたい。『宋会要』歴代朝貢の乾道三年十一月二十八日に続けて程祐之の言は続く。

又、大食国の烏師點等の訴えるところに拠るに、本国（大食）の財主仏記霞羅池は、各々宝具（貝か）・乳香・象牙などを備え、大宋に赴き進奉せんとし、占城国の外洋に至りて暫らく駐まりて風を俟つ。其の占城の蕃首は土生の唐人及び蕃人を差わして、仏記霞羅池等の船を招引して国（占城）に入れ、及び烏師點等の船、衆を拘管し、盡く乳香・象牙などを奪いて己れの物と作して進貢す。

と事件の真相を大食の烏師點が提挙市舶程祐之に訴える。大食の財主（資本家）仏記霞羅池は宝貝や乳香や象牙などを持って宋に進奉しようとして占城の外洋で風待ちをしていたところ、占城の蕃首（鄒亜娜）が占城生まれの中国人と占城人を遣わして仏記霞羅池の船を占城国に招き入れて及び烏師點等船、人々を拘束し、すべて乳香、象牙などを奪い、自分（鄒亜娜）のものとして進貢したというのである。

『宋会要』占城の『中興礼書』にはもう少し詳しく記されている。前掲の歴代朝貢と重複する部分があるが記す。

乾道三年十一月二十八日の条に続けて

又、大食国烏師點等の状に拠るに「本国の財主仏記霞羅池、各々宝貝・乳香・象牙等を備え、大宋に赴き進奉するを得たり。占城国の外洋に到りて暫駐す。占城の蕃首、土生の唐人及び蕃人を差し小舟に打駕し、仏記霞羅池等を招引し、占城国に入れて拘管し、進奉の宝貨を將て数を尽くして般上す。只に乳香、象牙のみを撥得して、烏師點等と与に、却って他の国（ここでは占城）の蕃人を差して己物（占城のもの）と作し、前み来りて進奉せしむ」と。

とある。ここでは大食国烏師點がどのようにして、自分が進奉品と共に中国にきたかを説明する。右の資料をみていくと、宋に進奉しようとして宝貝、乳香、象牙を積んで占城の外洋で暫駐していた。そこに占城の蕃首（鄒亜娜）が中国人の二世三世（占城生まれの中国人、言葉や品物に精通しているためか）と占城人（地理に強いのか、労役か）を差して、小舟に乗って大食の船に近づき占城の港に招き入れて拘束し、宝貨を全部運んでしまった。しかし乳香と象牙だけを選んで取出し、烏師點等はそれと共に中国に行き、他国（大食ではない）の蕃人を差わして占城のものとして進奉させた、というのである。占城の国王鄒亜娜が先頭に立って海賊行為をしており、その手下に中国人の二世、三世、つまり華僑と呼ばれる人を使って⁽¹¹⁾ 強奪を成功させていることは興味深い。また発覚する可能性が強い大食人烏師點等をなぜ中国に行かせたのか⁽¹²⁾ 不明なことも多いがともあれ、かれらは乳香と共に中国入りしたのである。たぶん烏師點は船を操縦することができたか、船は烏師點

のものであったか、また乳香や象牙の管理に精通していたか、何かの理由があったと思われる。烏師點は中国入りしてその事情を程祐之に訴え、程祐之はこれを無視せず朝廷に伝え、朝廷からの指示待ちをしたのである。

(二) 占城国王鄒垂娜・ジャヤ インドラヴァルマン四世について

大食国の朝貢品を強奪して、占城国の朝貢品として入貢させた国王鄒垂娜とはどういう王であったのであろうか。なぜ鄒垂娜は海賊行為をしてまで中国に入貢した理由は何であったのであろうか。中国側の資料にはこれまで記したように鄒垂娜とだけ記されているだけなので、占城側の資料を使ったマスペロの研究を見てみたい。M.Georgos Maspero"le Royaume de Champa"paris et Bruxelles 1928(再版)のChapitre VII/Luttes Avec Leo Khmers pp153-169に沿って考察する。この書"le Royaume de Champa"(チャンパ王国)、はマスペロがミーソン遺跡のサンスクリット碑文、古代チャム語碑文などを駆使しながら、チャンパ王国の復元を試みた古典的な歴史書である。残念なことに邦訳はなく、中国語訳の馬司倍羅著、馮承鈞訳『占婆史』(商務印書館台北1962、ただし、この訳は初版1914年のもので、再版の訂正は入れてない)がある。ただ逐語訳でないのと、マスペロの膨大な研究を記した註は翻訳されてないのが惜まれる。

鄒垂娜の先代王からみてみよう。これまで述べてきたが、紹興二十五年の朝貢は鄒時蘭巴又は巴蘭で国王に冊封された。占城(チャンパ)の名をジャヤハリヴァルマン一世(Jaya Harivarman I)[在位一一四五(紹興一五)年～一一六七(乾道三)年]という。彼は勢力を持ち、一一四九(紹興一九)年にカンボジア軍を破り、ヴィジャヤを解放し、同時に大越(ベトナム)軍も攻撃した。一一五一(紹興二十一)年には諸地域の連合に成功した英雄の王として記されている。

その息子であるジャヤハリヴァルマンII(Jaya Harivarman II)、つまり鄒垂娜の先代の王については不明な点が多い。前掲書一六二頁に次のように記す。

このJaya Harivarman二世は実を言うと、実像がよく分かっていない人物の一人である。彼のことはMisonの83と84の碑文にしか出てこない。碑文83によれば「彼は王たちの中でも最高の大公である。Jaya Indravarman, Sakan-VijayaのHarideva公、王たちの中でも卓越した人物S.M.(Jaya) Harivarman(一世)の孫、偉大な王S.M. Jaya Harivarman(二世)の息子……」また碑文84では「かつて一人の王がいた、Cri Harivarmadeva(Jaya Harivarman一世)の偉大な孫、すなわちそれはCri Jaya Indravarman, Cri Harivarmandeva(Jaya Harivarman二世)の息子であった……」彼の治世のただひとつの手かかりは、息子が彼にささげている“偉大な王”という敬称である。

と記されている。つまりジャヤハリヴァルマンのことは不明瞭であるが、唯一彼の息子が父ジャヤハリヴァルマンのことを「偉大な王」と書いているので、彼が短期間、王で

あったことがミーソン碑文の二つから分かる。さらに、次のように記す。(一六二頁)

Jaya Harivarman 一世が、その死もしくは、まだ知られていない全く別のできごとによって、息子の Jaya Indravarman 二世にその王位を残したとき、Jaya Indravarman de Gramapura には、その息子を王位から遠ざけるに十分な影響力があったか、または、息子の王位を剥奪して、自らがとって代わるのに十分な味方を従えていたのだった。とあり、ジャヤ インドラヴァルマン オン ヴァトゥンによって王位が奪われたことを知る。このジャヤ インドラヴァルマン オン ヴァトゥンがジャヤ インドラヴァルマン四世で中国では鄒亜娜と呼ばれている人物である。

また、インドラヴァルマン四世について

この Jaya Indravarman 四世は篡奪者であった。だが、王はそのことを隠そうとはせず、四層の化身に頼って(?) ~わが身を先王たちに結びつけようとはしなかった。彼は述べている。「君主たるものなによりもまず、世の人々の幸せのために統治した」と。王は Jaya Indravarman on Vatuv と称し、みずから「Gramapuravi jaya という名で知られている高名な地」の出身だとしている。

とある。彼は王位篡奪者であり、それを隠さず堂々としていた。そして彼は、王位につく前にも武力的能力にすぐれ、博識もあり、占星術に精通していた。かれは寺院を寄進し、神の制作には大量の金、銀、真珠がほどこされていたという。かれは、王に成る前にもこれほどの財政や勢力を有していた。

ではいつ彼は王位を篡奪したのであろうか。マスペロは「かれの篡奪は一一六六年の末、もしくは一一六七年の初め頃のことであったとする。それというのも新王がその信任を得るべく孝宗に遣わした使者は一一六七年十月三日に宮廷に現わ^{ママ}れているからである。……」(一六二頁)とする。これが、これまで述べてきた乾道三(一一六七)年の鄒亜娜の朝貢である。鄒亜娜(インドラヴァルマンIV)は先代の王ジャヤ ハリヴァルマン二世を殺して王位を篡奪し、宗主国中国に新王としての報告と貴重な価値ある進貢品をと思っていたところ、丁度占城を通過しようとした大食人の船、乳香、象牙などを奪いそれを占城のものとして持参したことは、前掲で述べた通りである。したがってこのインドラヴァルマンIVの海賊行為は王位篡奪の直後となる。それほどまでに、中国の皇帝、権威あるものに新王として認めてもらいたかった一つには、クーデターを興したものとして、国内の統一のために、国内の人々にも納得してもらうためにも、そして国外の国々にも大きな権威を利用してでもその正統性を主張したかったからである。朝貢は経済的な利益のみを求めるものではなく、小国であればあるほど偉大な中国の権威を借用する大義名分的な要素もあったのである。そして彼は先々代のジャヤ、ハリヴァルマン一世(紹興二十五年入貢、封冊と爵位の授与)を手本にしていたのではないだろうか。

乾道三年以降の鄒亜娜についてマスペロの前掲の書を通じて簡単に見てみたい。一六三頁以降につきのようにある(一部省略し、要約した箇所もある)。「ジャヤ インドラヴァ

ルマン四世は（中国入貢）拒否には何とも思わなかった。彼には別の計画があった。彼はカンボジアを征服したいと思っていた。彼は大越に朝貢使と貢物を送ることによってその中立を確かなものとし、北方の国境を憂えることなく、クメール王国を攻撃した。しかし両陣営共おなじ数の象と五角の戦力をもっていた。……チャンパの沿岸で難破したひとりの中国兵が騎兵戦略と馬に乗ったまま矢を射る戦術を王に進言した（一一七一乾道七年）。ジャヤ インドラヴァルマン四世はこの新戦法が気に入り中国人に馬を連れてくるように命じ、馬のおかげで王は優位に立つことが出来た。王は翌年（一一七二乾道八）年多くの馬を買い付けるために部下を海南島の瓊州に送ったが要求に応じないため、報復として住民たちを連れ去った。人々は恐れて渡さざるを得なかった。（一六四頁以降）皇帝は一一七五（淳熙二）年には領外への馬の輸出を禁ずる措置をとった。再び一一七二年に捕らえた人々を瓊州に帰国させた上で海南島で馬を買う許可をだして欲しいと頼んだが皇帝の返答は馬を国外に出すことは厳禁であるというものであった（一一七六淳熙三年）。とある。鄒亜娜が乾道三年の事件のあと、中国との交渉が途絶え、朝貢を再開するのは淳熙元年のことである。その間に馬の戦術や馬の購入をめぐる捕虜の問題が起こっている。このことについては『宋会要』占城、乾道七年、淳熙二年九月十日、三年七月十三日の条、『文献通考』三三二四裔九『宋史』四八九外国五占城に詳しい記述があり、マスペロも『文献通考』『宋史』の資料から前掲の論をたてているのであるから、本来は漢文資料からみなければならぬが紙数の関係で省略した。

マスペロの前掲の書（一六四頁以下を要約する）によると、その後ジャヤ インドラヴァルマン四世は、カンボジアの侵入に陸路をあきらめて水路によりクメールの首都まで入り、莫大な戦利品を手中におさめた。淳熙四年のことである。しかし一一八一（淳熙八）年にカンボジアのジャヤヴァルマン七世はチャンパ軍を撃退させた。その後、ジャヤヴァルマン七世は一一九〇（紹熙元）年チャンパの首都を攻撃させ、ジャヤ インドラヴァルマン四世を捕らえて捕虜としてカンボジアに連れてきた。ここでマスペロは王が捉えられたのは『宋史』四八九は「慶元（一一九五～一二〇〇）年間以来」とし、『文献通考』三三二では「慶元己未（五年）」とするが、いずれも間違いでミーソン碑文には「一一九〇年に、カンボジア王がインドラヴァルマンを捕らえた。」とあり、王が捕らえられたのは一一九〇年であると強調している。さて一年後、一一九一（紹熙二）年にジャヤ インドラヴァルマン四世は釈放され、王位復帰をめざしたが仲間に裏切られ殺された（省略）。

以上、マスペロの書によってジャヤ インドラヴァルマン四世（鄒亜娜）についてみてきた。その概略を記すと次のようである。彼の出自はわからないが、ジャヤ、ハリヴァルマン二世を殺して自分が新王となり、ジャヤ インドラヴァルマン四世と名乗った（『宋会要』では鄒亜娜）。早速中国の皇帝に王として認めてもらうために入貢した。乾道三年十月のことである。その際、進奉品がないため大食の船を襲い、大食の進奉品を強奪して占城のものとして献上した。しかしそれが発覚して、南宋の孝宗より朝貢を取り消された。その後、インドラヴァルマン四世は中国への朝貢を開始し、事件の七年後の一一七四年（淳

熙元年)から再び乳香、象牙を以て入貢しているなど中国との交流は続いていた。一一七七(淳熙四)年に彼はアンコールを襲ったが、一一八一(淳熙八)年には逆にカンボジアのジャヤヴァルマン七世の攻撃により撃退させられた。更に一一九〇年にとうとう彼はジャヤヴァルマン七世に捕らえられた。翌年一一九一年釈放されるが裏切られて殺されるという波瀾万丈な生涯であった。その王位は一一六七年から一一九〇年の二十三年であったことになる。

(三) 政府の対応

さて中国政府の対応について記す。占城の進奉品は大食国からの強奪品であることが明らかになった時、孝宗はどのような態度を、対応をしたのであろうか。朝貢自体を拒んだのであろうか。『宋会要』歴代朝貢乾道三年十一月二十八日の条に次の様にある。

詔す、進奉の物色は既に争訟有りて以て収受し難し。給還す可し。説諭して理を以て遣回し、其の余りの物貨は市舶司もて斟酌し条に依りて抽買せしむ。

とあり、進奉の品は争訟が有るので受け取ることはできない。給還(返却)せよ、余りは市舶司で抽買(政府が強制的に買い上げること)せよというのである。『宋会要』占城の『中興礼書』引用ではもう少し詳しく記されている。続けて次の様にある。提挙市舶程祐之の言である。

又、人命殺害を将てするは、^{まこと}委実^{まこと}に痛傷なり。欲し乞うらくは、備さに朝廷に申し施行せんことを。指揮を俟つ。勘するに「已に指揮を降し、貢する所の物は十分を以て率と為すに抛り、進奉の一分を許す。余数は条例に依りて抽買せしむ」と。聖旨を奉ずるに「進奉の一物の物色は既に争訟有りて、以て収受し難し。給還す可し。程祐之をして説諭し理を以て遣回せしむ。有る所の其の余りの物貨は市舶司をして斟酌し条に依りて抽買せしむ」と。

とあり、事件は人命殺害にもおよび痛傷の極みである。朝廷に報告して朝廷の沙汰を待つ。よく考えてみるに、既に朝廷からの命令が下されて、進奉物は十分を率とし一分を進奉するを許し、他は条令によって抽買せよ、ということであった。いま聖旨がくだり、進奉の一物も争訟があるので受け取れない。そのことを程祐之に説諭させよ。余りは市舶司が斟酌して抽買せよということである。ここで注意したいことは「已に指揮を降し進奉物の一分を進奉として許す。余は抽買する」という一分の進奉を許すという皇帝の命令が、乾道三年には既に出ているということである。この事については後で考えてみたい。

進奉物の一分を返却するという事は、具体的にどういうことをするのであろうか。占城に返すということであろうか。このことについて一部重複するが詳しくまた興味深い記述が『宋会要』歴代朝貢 乾道四年二月八日の条にある。

市舶司言う「已に降せる旨に^よ准りて{占城国の進貢せる一分の物色を給還す。余りは

本司（市舶司）をして斟量し、条に依りて抽買せしむ。本司未だ指揮を承^{うけたまわ}（承は承であろう）ざる以前に一分の進奉の物色^{もつ}を將て先に已に起発（中央におくこと）するに縁る。「乞うらくは、改めて撥りて抽買と作す。数を照して本錢を降じ、併せて給還せんことを」と。仍お「乞うらくは、特に詔旨を降して占城に開諭し、已に並びに優価をして収買せしめ、及び尽く大食人を拘するを釈見し、本国に還さしめんことを」と。之に従う。学士院をして詔を降さしむ。

程祐之の言である。大意をとると、朝廷からの命令で占城国の進奉品の一分は返却す。余りは市舶司が抽買せよ、ということであるが、市舶司ではこの命令が届く前に、一分の進奉品はすでに朝廷に送ってしまった。事情が変わり進奉品の一分を返すということなので、市舶司に送りかえしてほしい。抽買とする。その時に返却する分の数を調べて買い取る分の本錢を下して欲しい、あわせて給還する。もうひとつは特別に詔をくだして占城に諭し、かつ進奉品は高い値段で買い取ったのであるから、拘束している大食人を釈放し、本国に還すようにして欲しいと程祐之は要求した。皇帝はこれを受け入れ、学士院から詔が出されたというのである。問題のある進奉品の一分の返却は、結局市舶司が買い取ったということである。するとこの朝貢品、乳香を中心とした七十トン（試算額八八万貫、乳香斤十三貫とすると、乳香だけで百三十万貫）すべてを政府が抽買したことになる。それも優価である。それと引き替えに、大食人は釈放するということであつた。

本来の朝貢は、冊封、授官などをあたえ、進奉品に対しては回賜を授けるが、今回の朝貢は強奪品ということで、朝貢は認めず、持参した品物はすべて抽買したということである。中国側にしてみれば、南海交易品が多量に入ったのであるから、商業的、財政的にみればこれは大きな利益を生んだに違いない。一方、占城にしてみれば、強奪品とはいえずすべて買い取ってくれたのであるから、朝貢を認めないにしても莫大な利益を獲得できた。大食人は海賊行為を受けたとはいえ、烏師點が中国にきて朝廷に訴える事が出来、捕虜の釈放を獲得できた。このように考えていくと、大食は別にして占城も中国も商品の流通という点で商業ベースに乗り大きな利益を得たことになる。

（四）進奉品の一分收受、九分抽買

これまで見てきたように朝貢品のうち、十分の一だけ皇帝が受け取り、十分の九は抽買するという。「貢する所の物、進奉の十分の一を許す。余りは条例に依りて抽買せよ。如し価銭闕くれば朝廷に申せ」（『宋会要』歴代朝貢乾道三年十月一日）とあるが如きである。すると朝貢国が持参した献上品（進奉品）はいつからこのような配分の仕方になったのであろうか。特定な国だけなのだろうか。占城の場合、十二年前の紹興二十五（一一五五）年の朝貢のときには、進奉品はすべて受け取り、それに対して回賜を出している。乾道三（一一六七）年には「条例に依りて」とあるのですでに条令が出されていること、また「已

に降した指揮……」とあるようにすでに決まっていたことがわかる。したがって一一五六（紹興二十六年）～一一六六年（乾道二年）の十年のあいだに制度が変わったことになる。『宋会要』蕃夷一～七ならびに文集などを調べる限り、進奉の一分収受は表2「交趾の1分収受」、表3「占城の一分収受」に示すように、本題の乾道三年が初出であり、国は占城と交趾（淳熙元年から交趾は安南となる）の条に見られるのみである。この進奉品の一分収受は二国だけに見られるものなのか、他の国については明らかにできない。

表2 交趾の1分収受(淳熙元年より安南となる)

年 代	記 述	出 典
乾道9年(1173)1月6日	貢物は10分の1を収受	『宋会要』歴代朝貢
〃 6月11日	〃	〃
淳熙3年(1176)6月1日	〃	『宋会要』蕃夷4交趾
〃 4年(1177)1月28日	貢物は10分の1を率とするが、3分を収受	〃
〃 7年(1180)5月13日	貢物は3分を収受	〃
〃 9年(1182)11月11日	貢物は10分の1を収受(象は運搬に労するので無用)	〃
*紹熙元年(1190)11月4日	貢物は10分を以て率とし1分を収受	〃

*『宋会要』蕃夷4-54 交趾には紹興元年とある。これは前後の内容からみて「興」は「熙」の誤りである。

◎再検討項目(『宋会要』蕃夷4交趾)

乾道元年3月17日の条には回賜をしない。

隆興2年「若来受十一之数、却恐本国致疑」

表3 占城の一分収受

年 代	記 述	出 典
乾道3年(1167)10月1日	貢物は10分の1を収受	『宋会要』歴代朝貢、占城『中興礼書』
淳熙2(3?)年(1175)3月	貢物は10分の1を収受。回賜品の記述あり。	『文忠集』111「賜占城嗣国王鄒亜娜進奉勅書」

なぜ、この様に制度が変わったのであろうか。ここで制度が変わる前の紹興二十五年の

進奉品と回賜との関係をもてみたい。この時点で、すでに進奉品と回賜とのバランスが崩れていたように思われる。この時の占城の進奉品は、特産の香薬を中心としたもので七万斤（四四トン）、その価格（試算）は安く見積もって二十万貫～三十万貫であった。政府は、それを十万七千貫とした。その分（十万七千貫）に相当する回賜として絹織物と銀一万両を与えた。これを銭で換算すると、六万貫位にしかならない。ということは、三十万貫位の進奉品の献上しても返礼の回賜は六万貫位のものしかもらえない。中国からは献上品の五分の一から三分の一位のものしか返礼としてもらえないという現状であった。これを続けると、中国への朝貢は減少することになる。中国は財政難の中で、朝貢国に何倍もの回賜をする余裕がなく、この様な状況を政府は知っていたのであろう、回賜は止めて一分だけにし、九分の抽買となったのは当然の成り行きであったのであろう。この制度が北方の国にも適応されたかどうかは明らかに出来ない。

また、この様な制度になった原因として、進奉品は贅沢で奢侈品であるから、無用であるという論をとる者もいる。張守『毘陵集』巻二「論大食故臨国進奉筭子」に蕃商達朝貢と称して中国に、真球、犀牙乳香などを持参してくるが、それは無用の品で賜答の賈は数倍となる。無駄使いであるから、無益なことはやめる様に、質素儉約にすべきであると皇帝に申し出ている。これは紹興七年頃である。この様な要望は、これに限らず多くある。必需品ではないから必要なしという。南宋初の建炎元年六月十三日にも市舶司は無用の物を扱うところだから、役所は必要ないと転運司に併合されたりしている（『宋会要』職官四四市舶）。これらの事柄は南海貿易の一面性を示している。また反面、国内にない高級品で珍物であるが故に政府は専売制をとり、買い上げて税を取り、政府も商人も利益を得ていることも確かである。いつもこの南海交易品は二面性を有している。

さて、本論に戻り乾道三年の朝貢では制度が変わっていたが、占城の海賊事件発覚のため、この制度は施行されなかった。六年後の淳熙元年に占城は入貢している（後述）。ここではこの進奉品の一分収受という制度が実行されており、回賜の品目、数も明記されている（表4「淳熙元年と紹興二十五年の回賜」）。

表 4 淳熙元年と紹興 25 年の回賜

品 目	淳熙元年(1174) 回賜は朝貢品の 10 分の 1	紹興 25 年(1155) 回賜は朝貢品全額	淳熙元年の紹興 25 年に対する割合
錦	30 疋	350 疋	12 分の 1
生綾	20	200 (生川綾)	10 分の 1
川生押羅	20	40 (生川庄羅)	2 分の 1
生檣蒲綾	20	40	2 分の 1
川生克絲	20	100	5 分の 1

雑色綾	150		1,000		7分の1
雑色羅	150		1,000		7分の1
熟袴蒲綾白	50		500		10分の1
江南絹	500		3,000		6分の1
絹の合計	960 疋	(1 疋 5 貫)4,800 貫	6,230 疋	(1 疋 5 貫)31,150 貫	6.3 分の 1
銀	1,000 両	(1 両 3.5 貫)3,500 貫	10,000 両	(1 両 3.5 貫) 35,000 貫	10 分の 1
絹と銀の合計		8,300 貫		66,150 貫	8 分の 1
出典	『文忠集』111 賜占城嗣国王鄒亞娜進奉勅書		『宋会要』蕃夷 4、占城、紹興 25 年 11 月 28 日 割註		

『文忠集』一一一に朝貢にきた占城国にあてた皇帝の勅書がある。その中に次のような一節がある（後述）。

将に貢する所の物、十分を以て率と為し、一分を留むるを許し、その余りは条例に依りて抽買し、価銭を給還すべし。

とあり、進奉品は一分は留め、余りの九分は抽買して価銭で返済せよというのである。すなわち朝貢国は進奉品の一分を皇帝が受け取り、それに対しては回賜をもらう。残り九分は、見方を変えれば朝貢国はそれを中国政府に売り銭でもらうということである。

一分收受で回賜を与えていることは、この他にも安南にみられるので一例を挙げてみる。『宋会要』蕃夷四 交趾

淳熙三年六月一日 ……詔す、本司（経略司）、入貢の物を将て十分を以て率と為し、止だ一分を受く。界首にて交割し、優して回賜を与う。

とあり、安南は、陸続きなので経略司が境界のところで進奉品の一分をうけて、優価な回賜をあたえている。淳熙七年では進奉の三分を收受している。また淳熙九年十一月十一日には象は無用な物であるから、その入貢の物を受けないとある。中国では進奉といえども、必要な物だけを受けていたことがわかる。皇帝は進奉品の一分を收受することは、正式な朝貢を認めていることであり、一分に対して、回賜を与える。残り九分は抽買である。買い上げ価格には条令が有り、両者とも極端な損得がないように調節されていたのであろう。

（五）再入貢の要請

前述した如く朝廷は占城に対して、今回の朝貢には問題があり正式な朝貢と認めることが出来ないので、修正して再入貢すれば、詔書を与えようという。その要請を占城に書くにあたり次のように言う。『宋会要』占城、乾道四年三月四日の条に

詔す「礼部、開具せる紹興三（二か）十五年の占城に答うる勅書の制度を尚書省に送れ」と。……（事件のこと）省略……是に至りて宰執進呈す「占城国に答うる勅書は直ちに学士院に答勅せしむ」と。洪邁奏す「宜しく崇寧故事の白背金花綾紙匣樸を用うるべし」と。而して李燾「紹興二十五年嘗て其の貢を受けるを引きて答詔には只に麻紙を用うるのみ。況や今、進貢は誠に非ずして却け、而して受けず。豈に更に其の礼に優るに宜らんや」と。上曰く「李燾の論、理有りて検す可し。二十五年の案杏（牘）有るが如きは即ちに近例を用うるに拠る可し」と。

とあり、皇帝は礼部に紹興二十五年に出した詔書を尚書省に送るように命じている。占城に出す詔書を学士院が書くにあたり、どの様な紙を使うかなどか問題となる。この箇所は省こうと思ったがあまりにも有名な李燾と洪邁との意見の遣り取りがあるので紹介する。洪邁は紙背が白で金泊のある花模様のある綾紙⁽¹³⁾で匣樸（ふたつきの箱で箱をつつむ布のことか）を用うるべきだという。洪邁は前掲の『夷堅志』や『容齋五筆』の著者である。それに対して『続資治通鑑長編』の著者でもある李燾は「紹興年間の貢のときにも麻紙であった。今は朝貢を却けているのだからそれより優るものはいらない」とする。皇帝が李燾の論に賛成し、近例を用うるべしとして麻紙にしたとある。麻紙⁽¹⁴⁾は一般に公文書のときに用いられた。この麻紙に、これまでの事件の経過を述べ、再度礼に叶う朝貢を行えば、国王に任じ爵位を与えようというのである。前掲の資料に続いて、三月九日の条に、内容が重複する部分もあるが次の様にある。

中書・門下省言う「勘会するに、提举市舶程祐之、詔旨を降し占城の入貢は向化の意を備悉するを開諭するを乞う。進する所の物貨は大食の詞有るを以て收受するを欲せず。已に尽く収買し、優に価銭を支す。見到大食人を拘するも宜しく尽く本国に放還すべし」と。学士院をして詔を降せしむ。既に而して臣僚言う「占城、王既に死せるが故に、鄒亜娜承襲す。若し礼を以て入貢すれば則ち当に議して爵に封ずべし。既に大食争訟あれば、即ちに詔を降し難し。乞うらくは程祐之をして大食の争訟を以て、市舶司^よ従り其の因を牒報し、再貢を俟つは礼の如し。然る後、勅書を賜して、告命を降せしめんことを」と。之に従う。

中書・門下省の言で、内容は程祐之の意見を取り入れたものである。程祐之は占城に入貢は仁政を慕いて来るものであることを明らかに諭す詔を降してもらいたい。さらに進奉品は大食の詞があったので收受出来ない。しかし既にすべての進奉品を収買して多くの価銭を支払った。その見返りとして大食人全員を釈放して本国に返すようにという趣旨の勅書を学士院で草案して、詔を降したという。臣僚の言（程祐之か）として、占城では先の王が死んで鄒亜娜が踏襲した。礼を以て入貢すれば封爵を議する。今は大食と訴訟で争っている所以詔を出すことは出来ないが、礼に従って再貢すれば、勅書を賜して封爵が降される、ということであった。事件の結果を見る限り、朝廷の占城への対策は緩やかなものである。これは諸外国への懐柔政策であり、外国人の優遇政策を示すものであろう。

(六) 中国商人の活動

この進奉品や使節の十二人を乗船させた福建商人の陳応や呉兵達はこれらの進奉品が大食の強奪品であったことは知っていたはずである。あるいはこれらの中国商人たちも鄒亜娜と共に海賊行為に荷担していたことも考えられるし、あるいは鄒亜娜に助言し誘発したのかもしれない。手引きした中に占城生まれの中国人がいたことが記しているからである。陳応や呉兵達は占城の朝貢を手伝うという名目で自分達の貿易活動を有利にしていたのであろう。朝貢品の様な高価な品物であればあるほど、本国に持参すれば利益があがる。朝貢品の調達にも一役買っていたのであろう。中国商人たちは占城の蕃首や王室達と深い関係を持ち王室貿易を通して利益を得ていたと考えられる。この頃紹興年間の後半から乾道年間にかけて、福建商人が活躍していた例として、紹興二十五年の陳維安、王元懋、今回の陳応や呉兵などは互いに同郷出身者として交流がありグループを組んで活躍していたのであろう。

占城での福建商人の活躍といえば、有名な王元懋がいる。彼は『夷堅三志』（己第六）に記されているように泉州の寺の雑役から身を起し、占城に行き南海貿易で利をあげ、王の娘と結婚して十年留まり帰国した。その蓄利は百万緡もあったという。彼はいつごろ占城で活躍していたのであろうか。彼は帰国してから資本主となり中国に留まり、弟子の呉大が淳熙五年から十五年にかけて貿易を行なっている。すると王元懋は、淳熙五（一一七八）年前に帰国していることになるので、淳熙三～四（一一七六～七）年頃とすると、十年遡ると乾道二～三年（一一六六～七）となり、このころから淳熙四年ごろまで占城で活躍していたことがわかる。すると乾道三（一一六七）年の烏師點の強奪事件の時、王元懋が占城で活躍していた時期と重なることも考えられる。すると王元懋はこの事件を知っていた可能性が強い。『夷堅三志』に見られる王元懋は物語の上での人物でなく、実在の人物であることは、江文叔の墓誌銘に「大商王元懋、因押解例輸白金、君峻却之」（周必大『文忠集』七二「広南提挙市舶江文叔墓誌銘」）とあり、淳熙のはじめごろ江文叔が泉州の通判であった時、大商王元懋が護送される際に、王元懋は白金を賄賂として差し出したが、江文叔はこれを却けたという。江文叔の美談として書かれている。この時期彼が海外貿易に関与していたことは間違いない。ちなみに江文叔が広南提挙市舶になったのは淳熙十三年～十五年のことである。

(七) 福建提挙市舶程祐之

この乾道三年の占城の朝貢、そして大食人烏師點の訴えによる一連の事件と事態の收拾を朝廷との連絡を密にしながら円満に解決できたのは、朝貢の船を受け入れた市舶司の長官である福建提挙市舶程祐之の力量による。程祐之とはどのような人物であったのであ

うか。『宋会要』職官六〇—三四久任官に

乾道二（一一六六）年十二月十六日、詔す、提挙福建路市舶程祐之、職事修挙し、一官を転じ再任す、と。

再任とあるので、程祐之は二～三年前もその任にあった。すると隆興元（一一六三）年～二年ごろ任につき、職務を遂行し業績を（市舶司の収入を増加させたのであろう）上げた功により一官を昇進させたとある。また『宋会要』職官四四市舶の乾道三年四月二十二日の条に、

詔す「広南、両浙市舶司、発する所の船回日す。内、風水不便、船身破漏、樁桅損壊、と妄託す。即ち抽解を拘截するを得ず。若し別路の市舶司、発する所の船、泉州に前來する有るも亦た、拘截するを得ず。即ち官に委して押発して岸を離れ、元来公驗を請いて去処して回りにて抽解す」と。福建路市舶程祐之の請に従うなり。

とあり、船が回って、風水のため船が破損したなど、偽りを言って抽解（税を納める）を逃れたりしている。船は公驗（通行証明書）の発船した場所に戻り抽解する。これは程祐之の要求に拠ったとある。かれは船の発着を厳しくし抽解をおこなった。その後乾道三年十月の占城入貢の事件である。解決するまでに翌年の三月までかかっている。

程祐之は、事件が落ち着いた九月広東の提刑司に栄転になる。福建省泉州には晋江を遡ると小高い九日山がある。泉州港（当時は市舶司）が一望できるところである。九日山の中腹に摩崖石刻があり、宋代のものが多く五十八にも及ぶ。其の中に程祐之の名が刻まれているものがある。筆者は一九八七年と一九九二年に船の往来のために順風を祈る祈風碑文を調査するためにここを訪れている。程祐之の碑文は内容が祈風ではないが、残存石刻のなかでも保存状況がよく字も鮮明である。つぎの様にある。

河南程祐之、吉老、提挙舶事 以課最聞、得秘閣、移憲広東、……（六人の友人省略）、飲錢于延福寺 実乾道四季九月二十有九日

河南の程祐之は字は吉老、提挙舶事の時に税収が最高であったと聞く。秘閣（天子の書籍を蔵する庫、高い地位を得る）を得、広東の提刑司に赴任することになったため親しい友人六人が集まり、九日山の延福寺で送別の酒宴を設けた。乾道四年九月二十九日のことであった。「以課最聞」と有る如く、任期中に収入が増したことをいうが、一つには、占城の朝貢品七〇トン、内、乳香六三トンという膨大な品物を全部市舶司の采配で抽買することになった。それは抽買とはいえ、見方を変えれば乳香の売買であるから、多くの利益をもたらしたに違いない。それ故の栄転であろう。

程祐之は前述した如く、福建提挙市舶を重任している。いま南宋で提挙市舶に就任した（広東、福建、両浙を含む）人のなかで、再任（重任を含む）になった人を調べてみると、非常に少なく、二一八人中、僅か一六人を数えるだけである。その中には活躍した張書言や楼璣などがあるが再任が少ないことは外国商人との接触や南海交易品を扱うので、長期間の就任を避けたのであろう。その中で程祐之は前任の業績を認められて、一官昇進しての重任であるから、市舶司の仕事は熟知していた。その直後に、占城の大量の進奉品を持

参しての朝貢と強奪事件が起きたのである。程祐之はすぐに朝廷に連絡をとり、朝廷の面目を保ちながら損わず、占城にたいしても優価で買取り、大食にも訴えを聴き入れ、人命を救助しようと務めた。三者とも満足行くような解決策を打ち出したのはやはり彼の実力といえる。

三、その後の朝貢—淳熙元年と勅書

この事件の後、占城の朝貢はどうなったのであろうか。占城は前の事件など気にとめもせず、六年後の淳熙元（一一七三）年七月三日に朝貢にきている。『宋会要』占城の同日の条と十二月二十三日の条にある。福建提举市舶張堅使によると、進奉使の楊ト薩達麻、翁畢頓、付使の教領離力星翁令、判官の霞羅日王遅惻が表章と進奉物一通づつ各々銀筒に入れて朝見（皇帝に謁見）を願いでている。皇帝は「免到闕」（都に来なくてよい）であった。ここで進奉使の楊ト薩達麻は前の乾道三年の朝貢の時にも進奉使として入貢している。同一人物に間違いない。さらに紹興二十五年の朝貢使も薩達麻である。紹興二十五年から淳熙元年まで十八年であるので、あるいは薩達麻は三回来航している可能性もありうる。とすると占城に進奉使専門の人がいたことになる。

さてこの朝貢に関して、同資料の十二月二十三日の条に学士院が回答するのに、鄒亜娜の肩書きが問題になり、鄒亜娜は正式に冊封を受けていないために国王とは認めることは出来ないで「占城嗣国王」とするという。すると今回の朝貢で「国王」とは認められなかったのであろうか。冊封と朝貢というシステムをとっている宗主国と朝貢国との間ではこの呼称は大問題なのである。時代は下るが、明清時代の琉球国の場合も冊封儀式が行なわれないと「国王」ではなくいつまでも「世子」であった。

この淳熙元年七月三日の朝貢、十二月二十三日の肩書きを「占城嗣国王」とすることを述べてきた。年が明けた淳熙二年三月に、皇帝からこの占城の朝貢に対する返書、即ち勅書が周必大『文忠集』一一一にある。次にそれをみてみたい。ただこの勅書の前に淳熙三年とあり、三年に書かれたことを記しているが、勅書の内容と、進奉使の名前が楊ト薩達麻であること、肩書きが「占城嗣国王」であること、更に三年三月には別の進奉使が朝貢にきていること（『宋会要』占城三年三月五日の条）から、三年は二年と考えると間違いない。ここには淳熙元年の朝貢に対する規定や回賜の品が詳細が記されている。朝貢と勅書の両方の記述があるのは珍しく興味深いことなのでここに勅書の全文を紹介する。

淳熙三（二か）年

占城嗣国王鄒亜娜の進奉に勅書を賜う 三月

占城嗣国王鄒亜娜に勅す。昨に提举市舶張堅の繳奏に拠るに、卿遣わす所の進奉使副楊ト薩達麻、翁畢頓等は表章一通を齎到し、並びに象牙、乳香、沈香等を貢する事あり。維乃ち海邦、旧しく国制を尊び、逮いて服を纂ぎ、継述して忘れず。仍歳以来、

使航^{しき}洵りに至り、方貢を旅^{すなわ}陳し、郊禋を祗^{おも}慶す。載^{まこと}ち勤誠を念い、良に眷^{まこと}矚を深くす。已に指揮を降じ、將に貢する所の物、十分を以て率と為し、一分を留むるを許し、其の余りは条例に依りて抽買し、価銭を給還すべし。外に卿に回賜す。錦三十疋 生綾二十疋 川生押羅二十疋 生樗蒲綾二十疋 川生克絲二十疋 雑色綾一百五十疋 雑色羅一百五十疋 熟白樗蒲綾五十疋 江南絹五百疋 銀一千兩 至れば領す可きなり。故に茲に示諭す。想うに宜しく知悉すべし。春暖、卿比^{このごろ}好しきや否や。書を遣わすも指するに多く及ばず。

語句の説明 「卿」ここでは鄒亜娜を指す。「逮」及ぶ、つらなる。「仍歲」多年。「旅」陳に同じ、つらねること。「郊禋」は天を祀る儀式、南郊のこと。「洵至」しきりにいたる。「眷矚」親族、ここでは占城のこと。「指するに多く及ばず」指は書くこと、不宜とおなじ。「川生押羅」川は四川省、生は漂煮してないこと。煮て柔らかくすることを熟という。押は未詳であるが、圧を書くこともある。浮き模様のことか。「樗蒲」とは賭博のことこれに用うる道具の模様か。「克絲」刻絲のことで、糸で模様を織りだしたもので綴織ともいう。

上の勅書は占城国の鄒亜娜の朝貢を労い、回賜として絹織物九種類と銀一千兩を与えたことを記す。前述したがこの勅書にも明白に「進奉品は十分の一は留め、残りの十分の九は抽買し、価銭で給還せよ」と進奉品の十分の一は留め、十分の九は抽買してその分を価銭で返すという、乾道三年の「一分收受、九分抽買」が実行されている。朝貢とはいえ、条令に依って政府が買いあげてくれるのであるから占城も損することはない。一方、中国側も紹興二十五年の時のごとく、朝貢品を非常に安価で引取り（試算によると半額か三分の一位の価格）回賜を与えている。そのことから考えると、回賜は一割だけ、九割は買取って、銭で支払うという合理的な方法に変わっていったのである。朝貢といえども、九割は商人扱いのようである。両国とも損をしない方法が取られていたのであろう。

次に回賜の品について考えてみたい。回賜は錦以下江南絹まで絹織物の合計九六〇疋と銀一千兩である。この回賜の品は進奉品の十分の一に対する返礼品と考えてよい。そしてこの回賜の品物、その種類を紹興二十五年の回賜と照合してみると数量だけが異なるだけで、絹織物の種別、記述順序も全く同じである。数量は少なくなったとはいえ、回賜の品目には一つのパターンがあったことがわかる。進奉の十分の一の回賜と制度は変わっているが、いま淳熙元年と紹興二十五年の回賜の数量を比較してみると、絹織物の合計額は淳熙が九六〇疋、紹興は六三二〇疋であるから淳熙は紹興の約六分の一となる。しかし絹でも錦などの高級品は十二分の一強、生綾も十分の一と少なく、江南絹の様な安価のものは六分の一と量は多い。全体の量は六分の一である。銀は淳熙が千兩に対して紹興は一万兩であるから十分の一となる。（表4「淳熙元年と紹興二十五年の回賜」表5「淳熙元年の朝貢品の試算」を参照。）

表 5 淳熙元年の朝貢品の試算

回 賜(A) 朝貢品の 10 分の 1	8,300 貫
抽 買(B) 朝貢品の 10 分の 9	74,700 貫
朝貢品 乳香、象牙、沈香 (=回賜(A)+抽買(B))	83,000 貫

淳熙元年の朝貢品は金額にしてどの位のものであろうか。進奉品の十分の一に対する回賜をもとにして試算してみたい。これはどこまでも概数である。絹織物一疋五貫として絹の合計九六〇疋を計算すると、四八〇〇貫となる。銀は一両三・五貫として一千両は三千五百貫となる。絹と銀を合わせると、八千三百貫となる。この計算でいくとこの八千三百貫が十分の一の回賜分となる。この数字を基礎にして計算すると、十分の九は抽買分で七万四千七百貫、全体の朝貢品の金額は回賜分の十倍であるから、八万三千貫となる（表5「淳熙元年の朝貢品の試算」を参照）。乾道三年の時には、特別に乳香が多いため概数八八万～六十万貫となる。乾道と比べると、今回の朝貢は十分の一の分量である。これが通常の朝貢の進奉品なのであろう。

淳熙元年の朝貢品はどの様なものであったか。本文に記す様に前回同様の乳香、象牙、沈香などであった。乳香は南アラビア半島のイエメン、オマーンやソマリア地方の特産であったから、アラビア商人によって運ばれたものであり、象牙も占城でもとれるが、大食のものが良質であった。今回の場合の象牙は占城産であろう。沈香は占城の特産である。このような品物を占城では進奉品としてそろえるのであるから、中国商人達はアラビア商人から買い取ったり、また、アラビア商人や中国商人は占城の王室と結託して品物蒐集に奔走したのであろうし、商人自らもこれに大きな利益を得たにちがいない。

次に朝貢にくるのは淳熙三年三月五日で占城蕃主事官館寧が蕃首鄒亜娜の表章をもってきている（『宋会要』占城）。これ以降朝貢の記述は『宋会要』占城、歴代朝貢にも記されていないので、交渉があったか定かではない。今後商人の往来を示す墓石、陶器などの発掘調査が進むと、さらに新しい見解が出てくると思うし、それを期待したい。

おわりに

乾道三年の占城の朝貢をめぐる諸問題についてみてきた。占城の進奉使薩達摩は福建商人の陳応等の船に便乗し、国王鄒亜娜の表章と乳香を中心とする進奉品を携えて泉州の市舶司に入り、提挙市舶程祐之の指示に従って手続きをとり迎賓館である来遠駅に安泊した。

ここまでは一般の朝貢である。しかしここで一つの事件が起きた。大食人烏師點が訴えるに、この進奉品（朝貢品）は大食国のもので占城国に強奪されたものであるという。政府はどのような処置をとるかが問題になり、調査する過程で朝貢に対して詳細なことが分かってきた。見過ごされて記録にも残らなかったことが、この事件を契機に明らかにされたことも多い。まとめてみると次の様である。

- (1) 進奉品の量は約十一万斤（七〇トン）という多さである。宋代の占城の朝貢の中では一番多い。諸外国の朝貢品の中でも多い方ではないだろうか。特に乳香が十万斤、価にして高いと百万貫にもなる。占城とか大食とかの国の区別でなくこれだけ多量なアラビア産の乳香がアラビア人の手によって東南アジア経由で中国に入ってきていたことに注目したい。
- (2) 進奉品は「一分收受、九分抽買」である。このような制度はいつから行われたのか、他国も施行されていたのか定かではないが、管見の限り、このときが初出である。交趾は後に行われている。皇帝は一分だけ收受し、一分に対して回賜を与える。九分は抽買し價錢で支払われた。これはどのように解釈したらよいのであろうか。中国側では良いものを一割受け取り、残りは買い取ることが経済的に一番効率が良かったからであろう。進奉品全部に回賜をすると、不必要な進奉品にも回賜をすることになり、中国側では国家財政面でも大きな負担であったに違いない。合理的な方法である。このように考えると、九割は商人による商業行為とあまり変わらない。朝貢という名目で政府は禁権（専売）という商業行為をしている。一方朝貢国にしてみれば、進奉品として持参すればすべて政府が買い取ってくれることになり、有利になるということであらうか。しかし、それ以上のものはもらえない。

そもそも朝貢というのは古典的な考え方として、「往を厚くして来を薄くす」（『中庸』十九章）とある如く来る時は少なく、帰る時には沢山の品物をもたせるということであるが、「一分收受」はこの考え方とは程遠い。淳熙年間以降になると、蕃商たちが来なくなったという記述が多くみられ、朝貢の記録もほとんどない。或いは進奉品の制度を変えたこと、その合理性が朝貢国にとり不利であり、朝貢のメリットがなくなったことにも一つの原因がある様に思える。

- (3) 占城の強奪事件の中国の処理について。政府は朝貢として認めなかった。つまり冊封をしないこと。一割の進奉品も市舶司を通して返却した。つまり進奉品全部を優価で買い取り、價錢で支払った。その代わりに大食人を釈放せよという命が出ただけである。これは寛大な処置であり外国人を優遇する懐柔政策の一環といえる。
- (4) 鄒亜娜について。インドラヴァルマン四世すなわち鄒亜娜は、乾道三年に先王ハリヴァルマン二世を殺し、王位を剥奪した人物で、出自も不明である。それ故に、彼は大国の中国に正式な国王として認めてもらいたかったために、国内統一のためにも王位につくや、すぐに朝貢を行った。しかし進奉品が特産の香薬位しかなかったために、占城を通過しようとした大食船を王自ら指揮し、乳香、象牙など強奪して占城のもの

として進奉したのである。鄒亜娜は中国に王として、周辺諸国カンボジア、交趾などにも認めてもらいたかったために、焦ったのであろう。

- (5) この様な複雑な事件を、上手に処理し、三者とも円満に解決させたのが提挙市舶の程祐之である。彼は職務が優秀なので提挙市舶の重任となった。重任直後に、この事件が起きたのである。経験も豊かなこともあり、この様な処置が出来たのであろう。そして、彼は、この朝貢で進奉品全てを抽買したことにより、大きな利益をもたらしたのである。その功により広東提刑司に榮転になり、のちに知広州（乾道八年）となった。
- (6) この事件の後、六年後淳熙元年に何事もなかった様に鄒亜娜は朝貢使節を出している。中国はまだ「国王」と認めず「嗣国王」である。この朝貢の返書、つまり「勅書」が文集に収録されていることは貴重である。この時の朝貢の詳細がわかる。進奉品は、乳香、象牙、沈香など。皇帝は十分の一を收受し、十分の九は抽買し、価銭で支払う。十分の一の分の回賜は、絹織物と銀千両であった。今、回賜の数量から価格を試算すると進奉品は八～九万貫である。乾道の朝貢の規模とはほど遠く十分の一位のものであった。これが通常の朝貢であろう。

以上、乾道三年の朝貢を通して、南宋期の海外交易の実態を垣間見ることができた。今後は占城一国ではなく、アラビア、東南アジア諸国全体の物の移動、人物の交流を考察してみたいと思う。

《註》

- (1) 和田久徳「東南アジアにおける初期華僑社会（九六〇～一二九九）」『東洋学報』四二一一、一九五九年、張祥義「南宋時代の市舶貿易に関する一考察—占城国の宋朝への朝貢を通して見た—」青山博士古稀記念『宋代史論叢』一九七四年。重松良昭「十～十三世紀のチャンパーにおける交易—中国への朝貢活動を通して見た—」（『南方文化』三十一、二〇〇四年）。を参照。また占城について桃木至朗「唐宋変革とベトナム」（『岩波講座東南アジア史2』二〇〇一年）「南の海賊世界—中国における南海交易と南海情報—」（『岩波講座、世界歴史9』一九九九年、岩波書店）、遠藤正之「10—15世紀チャンパ王国の構造」（『東洋史学論集』（立教大学大学院）二、一九九六年等を参照。
- (2) 重松論文「五代宋代占城朝貢表」参照。
- (3) 占城の国王に形式的に与えられたものである。新国王が決り、冊封されるまで同内容の文章が続く。例えば、『宋会要』占城、乾道四年正月七日の条など。
- (4) 拙稿「南宋期の占城の朝貢—『中興礼書』にみる朝貢品と回賜—」（『史艸』四四号二〇〇三年）論文二～五頁。
- (5) 占城の入貢については、『宋史』三四本紀「乾道三年冬十月乙未朔、占城入貢」とある。『文献通考』三三二 四裔九に乾道三年の入貢を記す。
- (6) 「左蔵南庫」とは軍事上の非常事態に対処するため、御前椿管激賞庫が紹興三二年に左蔵南庫に改められ、太府寺に隸した。御前椿管激賞庫は毎年天子、太后、皇后などの生辰・春秋の内教・寒食節のときに献上された金幣を収納した庫のこと。梅原郁「宋代の内蔵と左蔵」（『東方学報』四二、一九七一。『宋史食貨志訳註』一一二九八、九頁。
- (7) 拙稿前掲論文参照。

- (8) 『宋史』三四本紀「乾道三年十一月丙寅、合祀天地于園丘、大赦」とあり、南郊が行なわれている。
- (9) 北宋の熙寧九（一〇七六）年の乳香の値が『粵海関志』にあり安価である。乳香は西と南の値がすこし違う。西は回乞の乳香で六等に分かれ（高級品から崩れた下級品まで）、毎斤三貫三〇〇文から三〇〇文まであり、南香も六等に分かれ、毎斤四貫九〇〇文から一貫三〇〇文まであり、南香の方が高い。南宋になると高価になる。乳香の値については、検討の余地がある。なお、香葉、絹、銀などの価格については拙稿の一四一一七頁を参照。
- (10) 占城付近は海賊が出没するところといわれている。『嶺外代答』二占城国、『諸蕃志』渤泥国などにも記されている。占城は耕作面積が少なく、土地も痩せているため早くから海上活動を行っていたことによる。いつも海賊を行っていたわけではない。ただ具体的な記述があるのには、これがはじめてである。これは、朝貢にかかわることなので、公の取り調べを受け、その記録が残っている貴重な資料である。
- (11) 国王はなぜ現地生まれの中国人（華僑）を使ったか。（一）大食船が中国に朝貢に行く船であるので、中国人が対応したほうが、相手（大食人）が信用するためである。（二）は彼らの親が海外貿易を行っており、彼らも地理、気象、交易、朝貢品等の知識を有していたこと。（三）彼らは何よりも国王の側において、国の政治、経済に関与できる立場にいたこと。この場合は海賊行為に荷担したが、彼らは国王、貴族と結びつき王室貿易の実権を握っていたに違いない。今回の時も強奪した品物の中から、寶貝（装飾、螺鈿）ではなく、中国人が喜ぶ乳香、象牙を選んだのも彼らであったし、その直後、正式な朝貢として中国に入るが、その際の国王の章表（現地語と中国語）と朝貢品は中国語で品目と数量を書かなければならなかったが、それを書いたのも、現地生まれの二世、三世であった。王元懋なども同じく、彼も王の娘と結婚し、王の側近として王室貿易の実権を握っていた。
- (12) 疑問に思うことは、占城は海賊行為が発覚する可能性が強い大食人烏師點をなぜ中国に行かせたかということである。前述したごとく、資料には「ただ乳香と象牙のみを選び、烏師點とともに、却って他（占城）の国の番人を差して、己れの（占城）ものとして進奉した」と記されているだけで、行かせた理由は記されていない。烏師點の言であるから自分の不利なことは言わない。占城が烏師點を抹殺するか、国外に出さなければ発覚しなかった。ではなぜ中国入りしたか。（一）には、彼には何か必要なものがあり、例えば船の操縦、朝貢品の管理など、彼を必要としたこと（朝貢品は中国商人の船に便乗していた）そして他の大食人は人質にして拘束されていた。（二）は烏師點は、占城と利益を共有する約束になっていたとは考えられないだろうか。占城側につき、大食側の利益を独占し、自分が使者として中国に入ろうとした（占城と大食の二国が朝貢する）。しかし占城と不都合なことがおこり分裂し、烏師點は合意をやぶり、占城を告訴した。資料に「（自分ではなく）他の国の番人を差して、占城のものとして」とあるのは、実際は烏師點が使者として来ることになっていたのであろう。この様に考えないと、なぜ烏師だけが中国入りしたのか疑問がとけない。後考をまちたい。前に記したが、占城の朝貢が、一回の来航でなく、二ヵ月後に別の船が入ったりして、多分数回にわたって来航したものとおもわれ、複雑な入貢であった。そのためか、混乱し、二回の朝貢になったのであろう（歴代朝貢）。
- (13) 『宋史』一六三、官告院に「五色銷金花綾紙一等……（割注）…占城、真臘、闍婆国王之を用う」とある。
- (14) 『文献通考』三三二の乾道三年の条には「白藤紙」とある。『朝野類要』四「文書」の白麻の項には白麻と黄麻紙の使用の違いを述べる。

第四節 南宋の朝貢と回賜— 一分収受、九分抽買—

はじめに

- 一、淳熙二年の勅書
 - 二、乾道三年の朝貢
 - 三、紹興二十五年の朝貢
 - 四、交趾の朝貢と回賜
 - 五、榷場
- おわりに

はじめに

宋代は北方に西夏、遼、金が興亡したため、陸のルートによる西方の国々との交易はほとんど断たれていた。そのために、海に目が向けられ、アラビア、東南アジアなどの国々との交流は海のルートによって盛んに行われた。政府は、海による国境の交易所として市舶司をおいた。この市舶司ですべての事務処理が行われた。政府は積極的に外国の招致政策を行ったため、多くの国々が朝貢に訪れ、それに伴う外国商人の来航、中国商人の活躍があった。政府は多くの南海品、香薬や象牙、犀角、真珠、玳瑁などを持参する人々には国籍を問わず外国商人であれ、中国商人であれ、朝貢使節であれ、南海品を持参する者を歓迎し、多く持ってきた者には、官位を授け、金品を与えて優遇した。これらの品々は、政府の強い統制下にあり、かつ専売であったために、関税をかけて商人に売り出した。結果として、財政的に大きな利益をもたらし、南宋の紹興末には、二百万貫の利益があった。

さて、本稿では、海外貿易が活発する中で、南宋の中期ごろ（乾道年間）から、朝廷が外国の献上する朝貢品に対するの取り扱い方が、変わってきているのに注目したい。つまり、皇帝は朝貢品にたいして、「一分収受、九分抽買」としている。それは、どういうことを意味するのであろうか。また、いつころからこのようになったのであろうか。筆者はこの点について、「南宋期の占城の朝貢—『中興礼書』にみる朝貢品と回賜」（『史艸』四四、日本女子大史学研究会二〇〇三年。）「占城の南宋期乾道三年の朝貢をめぐって—大食人烏師点の訴訟事件を中心に—」（『史艸』四六、日本女子大史学研究会二〇〇五年）の一文を發表した。特に（二〇〇年土肥）ではこの点についてふれており、重複するところもあるが、もう少し深く「一分収受、九分抽買」を再検討してみたい。朝貢品に対する返礼の回賜について、また抽買した朝貢品はどこにつかわれていったのであろうか。このような観点から、南宋の朝貢品のあり方、国の財政、商業活動などについても考察していきたい。また、金との国境に設けられた榷場と南海品との係わりについてもふれてみたい。

一、淳熙元年の勅書

朝貢品「一分收受、九分抽買」がはっきり記されているのは、占城の朝貢の返礼の勅書である。勅書に記されているのですでに決っていたことがわかる。このときの朝貢は、占城（チャンパ、中部ベトナム）で、淳熙元（一一七三）年七月三日に、蕃王、鄒亜娜は三人の使者を遣わし、中国皇帝孝宗へ表章（手紙）と朝貢品の目録を銀筒に入れて中国にきた（宋会要蕃夷四占城淳熙元年七月三日、十二月二十三日）。それに対する中国の皇帝からの返書の勅書がある。周必大『文忠集』卷一一一に次の様にある（表Ⅰ、表Ⅱ参照）。

淳熙三（二か）年

賜占城嗣国王鄒亜娜進奉勅書 三月

勅占城嗣国王鄒亜娜、昨拋提举福建路市（原文は布、）舶張堅繳奏、卿所遣進奉使副揚ト薩達麻、翁畢頓等、齎到表章一通、並貢象牙、乳香、沈香等事。維乃海邦、旧尊国制、逮而纂服、継述不忘、仍歳以来、使航洊至、旅陳方貢、祇慶郊禋。載念勤誠、良深眷矚。已降指揮、將所貢物、以十分為率、許留一分、其余依条例抽買、給還餽錢、外今回賜卿

錦三十疋	生綾二十疋	川生押羅二十疋
生樗蒲綾 二十疋		川生克糸二十疋
雑色綾一百五十疋		雑色羅一百五十疋
熟白樗蒲綾五十疋		江南絹 五百疋
銀一千兩		

至可領也。 故茲示諭 想宣知悉、 春暖、卿比好否、 遣書指不多及。
とある。表題には、淳熙三年とあるが、前掲『宋会要』をみると、進奉使の名前が同じであること、鄒亜娜のタイトルが嗣国王であることから、淳熙元年の朝貢の返書とみてよい。この年の十二月に鄒亜娜のタイトルについての記述があることから、勅が出たのは淳熙二年であろう。

意識をすると、次のようである。「占城の嗣国王、鄒亜娜の進奉に対する返答の勅書を賜う。三月。占城の嗣国王、鄒亜娜に勅す。昨に提举福建路市舶、張堅の奏書によりますと、卿、（鄒亜娜）が遣わした進奉使副揚ト薩達麻、翁畢頓等は、表章（鄒亜娜の手紙）一通と象牙、乳香、沈香などの朝貢品を持ってきました。占城は、昔から国制を尊び、中国の一領土であることを忘れません。多年ずっと使者が方物を持って来航し、天を祀る南郊にも参加しております。すなわち謹誠であり、まことに親族として親密であります。

すでに指揮（皇帝の命令）が下り、持参した朝貢品の十分を率として、一分（一割）を皇帝が受け取ります。其の余（九割）は、条例によって抽買（政府が買い取ること）し、其の分の価格を占城に支払いなさい。

鄒亜娜に回賜（朝貢に対する皇帝からのお返しの品）は、つぎの如し。

錦 三十疋、生綾（生は練らない、漂煮してないこと） 二十疋、
川生押羅 二十疋（川は四川省、押は、圧と書くこともある。浮き模様のことか）
生樗蒲綾 二十疋（樗蒲とは賭博のことで、これに用いる道具の模様のことか、）
川生克糸二十疋（克糸とは、綴織のことで、色糸を使い模様を織り出したもの）
雑色綾一百五十疋、 雑色羅 一百五十疋、 熟白樗蒲綾五十疋、
江南絹 五百疋、
銀 一千両

以上 お受け取りください。春暖の候、御身体お大切に。」

ということである。前述したが、ここで注目すべきことは、占城の朝貢品に対するその取り扱い方である。朝貢品の十分を率として、一分を留むるを許す、つまり皇帝は一分だけ受け取るという。余りの九分は政府が買い取り、その資金は国が支給する。つまり朝貢品は、一分收受、九分抽買ということになる。次に、ここで皇帝からの回賜として、十種類の絹織物、合計九六〇疋と銀一千両を与えられている。この回賜は何に対して賜ったのであろうか。朝貢全体に対するものか、それとも、朝貢品の一分、一割に対するものなのか、また、朝貢の「一分收受、九分抽買」ということは、いつからこのようなことになったのであろうか。これは、占城だけだったのであろうか。またこれは、他の国も同じだったのであろうか。次にこのような観点から資料を再検討してみたい。事例を遡って考えるので、年号も乾道、紹興と古い時代へと溯る。

二、乾道三年の朝貢

朝貢品の「一分收受、九分抽買」は、いつごろからはじまったのであろうか。占城の場合、この淳熙元年の前の朝貢は、乾道三（一一六七）年である。この乾道三年の朝貢は大きな問題を引き起こし、朝貢を取り消された。占城の王、鄒亜娜、現地では、ジャヤ インドラ バアルマン 四世とよばれる（詳しくは前掲拙稿論文、二〇〇五参照）。前章の淳熙元年の朝貢も同一人物。この鄒亜娜は、前の王を抹殺して、王になった人物で（即位乾道三、一一六七年）、中国に王として承認してもらおうと中国商人の船に便乗して朝貢してきた。その際、彼は、中国に持参する朝貢品不足に悩んでいたときに、ちょうど、大食（アラビア）の船が占城の沖を通りかかったので、その船を略奪して、乳香、象牙などを奪い、それを占城の朝貢品として献上したのである。その海賊行為が発覚して、皇帝はこの朝貢を認めないという大きな事件があった。この一連の事件を通して、当時の朝貢品の取り扱い方が明確にわかる。『宋会要』蕃夷七歴代朝貢の乾道三年十月一日の条に、鄒亜娜が持参した品物と朝貢品と回賜の方法が記されている。

占城蕃首鄒亜娜、開具進奉数、
白乳香 二萬四百三十五斤 混雜乳香八萬二百九十五斤、
象牙 七千七百九十五斤 附子沈香 二百三十七斤

沈香 九百九十斤 沈香頭 九十二斤八両 箋香頭 二百五十五斤
加南木箋香 三百一斤 黄熟香 一千七百八十斤。

……拋所貢物、許進奉十分之一、余依条例抽買、如價錢闕、申朝廷。先次取撥、
俟見実数、估価定、市舶司撥納左蔵南庫、聴旨回賜

とある。鄒亜娜は貢ぎ物を持参して中国に来た。その進奉品をみて、驚くことは、乳香の多さである。白乳香、混雑乳香合わせて約十萬斤強である。当時一斤は六〇〇グラムなので、キロになおすと、六万三千キロとなり、トンになおすと、約六十三トンにもなる。象牙も多く約五トンとなる。乳香も象牙（占城のは、小さくて、赤みを帯びる）とも占城産ではなく、大食（アラビア）の特産である。（表Ⅲ）

さて、この朝貢品の手続きを見ると、資料に記す様に、「貢ぎ物は、十分の一の進奉を許す。余は条例に依って抽買する。もし銭が欠乏すれば朝廷に申せ」とある。

次からが、一分收受についてである。「先ずはじめに、（進奉物）を選んで取りなさい。取った実数、価格の定まるを待ちなさい。市舶司は（これらを）左蔵南庫におさめなさい。旨を聴きて（その分のものを）回賜せよ」とある。朝貢品のうち良いものを一分、（一割）をえらんで、その数、と値段にするといくらになるかということ、確定してから、市舶司はそれを左蔵南庫に納入する。納入された分だけ、その価格だけ、それ相当の回賜が与えられることになる。したがって回賜は、この一分に対して下されたものである。左蔵南庫とは、軍事上の非常事態に対処するために設けられたもので、皇帝の私的な財庫で、内蔵と左蔵の中間的な役割を持ち、戸部の財計を補助していたものである。このことから、進奉品の重要さと皇帝の私的に使用できるものであったことがわかる。

さらに詳しく「一分收受、九分抽買」については、進奉物が不正行為のものであることがわかり、皇帝は一分の進貢物も受け取ることが出来ないとの命が下る。そこで事件の事後処理として、市舶司の言がある。前掲『宋会要』蕃夷歴代朝貢の乾道四年二月八日の条に、市舶司の言につきのようにある。

市舶司言、准已降旨、給還占城国進貢一分物色、余令本司斟量、依条抽買、縁本司未承指揮以前、将一分進奉物色、先已起發、乞改撥作抽買、数照降本銭、併以給還……とあり、「占城国の進奉品の一分給還せよ。余りは、市舶司でよく考えて条に依りて、抽買せよ、という皇帝からの旨がでた。しかし、市舶司では、この命令がでるまえに、すでに一分の進奉の品物をさきに中央に送ってしまいました。ですから、どうぞ改めて送り返してください（すでに送った一分）。その分を抽買いたします。そして、送り返した品物の数を調べて、（それを買い取りますので）その分の本銭をください。あわせて、給還してくださいとある」というのである（この事件の状況については、拙稿前掲二〇〇五年を参照）。すこし補足すると、このときの朝貢は中国商人の船、四、五艘に便乗して来航している。七十トンもの朝貢品は一般では乗り切れなかったのであろう、分乗してきたのであろう。この朝貢を受け入れたのは、ベテランの提挙福建路市舶の程祐之（提挙市舶の職は二度目）で、彼は船が着いたら朝貢の手続きをおこない、使節一行を都（杭州）に行かせようとし

た。また、朝貢品についてもすぐに、決まりに従って良いもの一割をえらんで、中央に送った。ここまでではよいのであるが、アラビア人ウシテンが、この朝貢品はアラビア船のものを強奪したことを訴えた。そこで皇帝はこの朝貢を認めず、この朝貢品の一割も受け取ることにはできないので、返還するという。事態が変わったので、提挙福建路市舶の程祐之は、事後処理として、一、すでに朝廷に送ってしまった一割分をこちらに送り返してほしいこと。二、さらに、返却と同時に、それを買取るだけのお金も一緒に送ってほしいと請うた。このようなことから、「一分收受、九分抽買」が行われていたことがわかる。すると、すでに乾道三年には行われていたことになる。ではいつから、朝貢品の「一分收受、九分抽買」が始まったのであろうか。管見の限り、乾道三年が初見である（表Ⅲ参照）。

三、紹興二十五年の朝貢

占城の乾道三年以前の朝貢では、どうなっているのであろうか、紹興二十五(一一五五)年に来貢している。この朝貢には、福建の泉州を出発した朝貢使節二十人と中国商人一人が同行して、都に行き皇帝に謁見し、歓待され、泉州に帰るまでの記録がある。宋代でこれだけ一貫して朝貢に関する詳細な記録が残っているのは珍しい(拙稿前掲二〇〇三年参照)。ここでは、その中で朝貢品と回賜に関係する記述のみをみる。前掲『宋会要』蕃夷四、占城の紹興二十五年の条(『中興礼書』を引く)につぎのようにある。

今将所進香貨名色、下所属看估紐計、得香貨等錢十万七千余貫。本寺(太府)剗刷、回賜物帛数目、乞下所属支給、関報客省、令具下項とあり、「今、進奉品を係の官に下して価格を合計させたところ、香貨等の錢は、十萬七千余貫であった。太府寺は回賜のものを買集めて客省に知らせて回賜させた」という。ここには、続けて、占城の進奉品と回賜が記されている。

一、占城の進奉し到る物

沈香	九百五十六斤	附子沈香	一百五十斤		
箋香	四千五百二十八斤	速香	四千八百九十斤		
象牙	一百六十八株、三千五百二十六斤	澳香	三百斤		
犀角	二十株	玳瑁	六十斤	暫香	一百二十斤
細割香	一百八十斤	翠毛	三百六十隻	蕃油	一十呈
烏里香	五萬五千二十斤				

一、回答の数目

錦	三百五十疋	生川綾	二百疋	生川庄羅	四十疋
生樗蒲綾	四十疋	川生克糸	一百疋		
雑色綾	一千疋	雑色羅	一千疋		
熟樗蒲綾	五百疋	江南絹	三千疋	銀	一萬両

とある。朝貢の資料で、進奉品と回答(回賜)品の両者が記されていることは貴重である。

当時の朝貢の詳細がわかる。

さて、紹興二十五年の朝貢では、進奉品を値段で換算し、それが、十萬七千余貫となり、それ相応の回賜の品物を掻き集めて、「回答の数目」とした。その仕事は大府寺が行っている。これまで見てきたように、朝貢品の十分の一を受け取り、その分を回賜として与え、九割は抽買するというパターンは、この時期にはなかったことになる。すると、占城の朝貢に見る限り、「一分收受、回賜、九分抽買」は紹興二十五（一一五五年にはなく、乾道三（一一六七）年には、すでに条例が出来ており、スムーズに行われていた。とすると、紹興二六（一一五六）年から乾道二（一一六六）年の間のこの十年の間に、朝貢品の取り扱い方とそのお返しの手続きの制度が変わったことになる。このことは、朝貢する国々にとっても、大きな問題であり、朝貢を受ける宗主国中国にとっても、朝貢と回賜を扱う礼部、大府寺にとってもおおきな問題であり、この変化が両国にとって、政治的、経済的にどちらがどのように有利になるのかは、今後検討しなければならない課題である。（表 I 参照）

ここで注意しておきたいのは、中国では、けして、朝貢を拒むようなことはしていない。宋代を通して、朝貢を促し、蕃商の往来を歓迎し、官位をあたえ、また中国商人にも南海諸国の物貨を多くもたらした者を優遇した。中国政府は、利益をもたらす南方の物貨を熱望し、あらゆる方法でそれを獲得しようとした。その様な背景の中での朝貢品の「一分收受、回賜、九分抽買」を少し考えてみたい。

前述した紹興二十五年の回賜と淳熙二年の回賜をみてみたい。二五年は、朝貢品の一分收受が始まらない時期、淳熙年間は一分收受が始まった時のものである。回賜の種類と数量ともと比較してみると、つぎのようなことがわかる。

- (一) 回賜は、紹興、淳熙年間の両者とも、絹織物と銀である。表 I 参照。
- (二) 絹織物の九種類は、両者ともほぼ同じ種類である。ということは、回賜の種類は決まっており、回賜用のものが、準備されていた。
- (三) 朝貢品の分量によって、回賜の量が異なることは当然であるが、銀は一万両（紹興）、千両（淳熙）と淳熙は紹興の十分の一である。また絹織物は、十分の一とはいかないが約八分の一である。とすると回賜の種類、量はこれまでの十分の一ぐらいに設定していたとも考えられる。

次に、紹興年間の進奉物と回賜について、検討しておきたいことがある。回賜が十分の一になった原因の要素がこのようなところにもあるのではないかと思われるからである。それは、前掲に記した紹興二十五年の進奉品と回賜との価格のバランスである。概算であるが、前述したごとく、香葉が七万斤（四十四トン）その他象牙などがあり、安く見積もってもその価格は二十万貫から三十万貫になる。それを政府は十萬七千貫とした。それに相当するものとして回賜として、絹織物と銀一万両をあたえた。この回賜を換算すると六万貫位にしかならない。もう少し詳しく計算方法を記すと、香葉など単位が斤のものを集めて、合計すると、六万九千七百三拾斤となる。いま、一斤五貫として計算すると、三十三万七千二百二十貫とある。しかしこれには、象牙、犀、玳瑁、翡翠の羽、蕃油は斤でないの

で、計算に入れてない。政府はこの六万九千七百三拾斤と象牙などを、換算して十万七千貫とした。政府には、換算する規定、条例があるはずであるから、法外なものではない。政府からの十万七千貫を香薬六万九千七百三拾斤で割ると、一斤が一、五貫となる。象牙などを加えると、もっと安くなる。つまり、朝貢品は、非常に、安い値で政府は換算していることを述べた。

次に、この朝貢品に相当する回賜として、絹織物と銀一万両を与えた。これを銅銭に換算すると、六万貫ぐらいにしかならない（表 I 参照）。朝貢品十万七千貫に対する回賜六万貫である。ここでも、朝貢品と回賜との割合は、半分である。これらの試算が正しければ、朝貢品十に対して回賜は三～四である。非常に少ない（拙稿二〇〇三年参照）。

回賜が少ないということは、南宋期に入り、財政難になり、等分の返礼ができなくなった証拠である。一分だけ收受し、一分の回賜をし、九分は買取とする制度にせざるをえなかったことがはや、紹興二十五年の朝貢品の回賜に現れているのではないだろうか。それ故に、紹興二十五年以降、すぐに「一分收受、九分抽買」を取り入れたと考える。

さて、「一分收受、九分抽買」ということは、政府にどのような有利さをもたらしたのであろうか。また一分の回賜は政府にとって経済的負担は少ない。九分抽買は、朝貢品の九割を政府は前述したごとく、安く買い上げるとすると、政府は非常に有利である。紹興二十九年に市舶の歳入は、抽解と和買で約二百（万）とある（『宋会要』職官四四紹興二十九年九月二日）。その前の紹興七年には市舶の利益は多く百万という。前掲同資料の紹興七年閏十月三日に「上曰、市舶之利最厚、若措置合、所得以百万計」とある。したがって市舶の利益は、紹興七年に百万で、二十年後の紹興二十九年には倍の二百萬貫という。急に多くなることは、何か余ほどの政策などがなければ無理である。ここに朝貢の九分抽買の導入があり、利益額が多くなったのではないだろうか。とすると、この九分抽買は政府にとって、大きな利益をもたらすものとなったと考えられる。

一方、朝貢国側の記録がないのでわからないが、中国から冊封を望まず、商業的な要素が強ければ、朝貢品が安い値で買い上げられることを知ると、朝貢という形では来なくなってしまわないだろうか。商人によって南海品が中国にもたらされるようになるのではないだろうか。このような点も今後の課題である。

四、交趾（安南）の朝貢品と回賜

これまで、占城についてみてきたが、占城以外の国ではこのような例は見られないのであろうか。『宋会要』蕃夷四と七歴代朝貢をみるかぎり、交趾（淳熙元年から安南と名が変わる）にその例が見られるのみである。その時期は乾道九年（一一七三）から紹熙（原文は紹興、興は誤）元年（一一九〇）の間に七件あり、そのうち淳熙四年一月二十八日の条、七年五月十三日の条は三分收受であり、後の五件は、一分收受である。現在のところ、資料で確認できるのは、占城と交趾だけである。二国が特別な関係であったのかどうか、検

討の余地があるが、他の国も行われていたと考えられる。交趾の例を挙げると『宋会要』蕃夷七歴代朝貢、

乾道九年一月六日…

令広西経略安撫司、将入貢物十分受一、就界首交割、優与回賜

とあり、交趾では、朝貢品の一分收受は、乾道九年が初出である。占城では、乾道三年であった。六年も早い。交趾は陸続きなので朝貢の仕事は、広西経略安撫司が行い、国境近くで朝貢品、回賜の受け渡しをしている。次に、一分ではなく三分の收受については、同『宋会要』蕃夷四 交趾に

淳熙七年五月十三日、進謝表方物、詔收受三分外、

とあり、三分を受け取っている。(表V) 安南(淳熙元年から交趾は安南となる)は、一分だけでなく、時によっては三分も受け取っており、流動的だったのかもしれない。しかし三分というのは、前述した如く一分だけでないことに注意しなければならない。一分は規則ではないのかもしれない。安南という地域によるものか、占城が特別なのか、資料がこれしかないので明確なことはわからないがこのような傾向にあることは確かである。中国では、朝貢品にも、注文をつけ、象は重く、運搬が大変だからいらぬなどと拒否している。

交趾の資料をみていくと、北宋では、進奉と回賜の例が多くみえる。一例をあげると、

仁宗乾興元年七月、三司言、交州進奉使李寬泰等各進貢、方物・紫砒、玳瑁、瓶香等、賈人計價錢、千六百八十二貫。詔、回賜錢二千貫、以優其直、示懷遠也。

とあって、南海物を持参して、朝貢にきた商人が朝貢品の値を計算して、一六八二貫と言ったので、皇帝は回賜錢として、二千貫与えた。これは、遠方の人を慈しむことと、持参した品より、高い値で回賜をあたえるためであるという。一般に朝貢に対する回賜の考え方は朝貢品と回賜との関係は、朝貢してきた国、人にたいして、厚くもてなすことであった。それが、政府の朝貢品に対する政策が変わり、九分の抽買である。政府は何か目的でこのような、政策の変換をしたのであろうか。

南宋では、財政難から、朝貢品に対して、等分の回賜が出来ないため、一分收受、一分だけ貰ったのだからそれに、回賜をだす。等分である。更に九分は政府が朝貢品を買うのである。買い取った南海品は税をかけて、商人に売り出すこと。

五、榷場

南宋では、金との交易をするために榷場を置いた。榷場とは、対金貿易のために置かれたもので、国境の官営交易所である。宋と金との和議が成立するのが、紹興十一年十一月であるが翌年の紹興十二年五月に榷場が盱眙(安徽省盱眙県)に置かれた。そのことについて、『宋会要』食貨三八互市紹興十二年五月四日の条に、

戸部言「近承指揮、於盱眙建置榷場博易、買南北物貨。為和議已定、恐南北客人私自

交易、引惹生事、…」

とあり、盱眙の榷場で南北の品物が売買され、南北の商人たちが、密かに交易して問題がおきないかと心配するほどであった。次に南北の商人の交易の規定が記されているが、ここでは省略する。榷場を開く際に、資本金を政府は十六万余貫出しているが、その資本金の一部は、南海の物品である香薬等であることが、同資料の隆興二（一一六四）年十二月十八日の条に、知盱眙軍胡昉の上奏に次の様にある。

詔盱眙軍依旧建置榷場、…知盱眙軍胡昉言、紹興十二年創置榷場、降到本錢十六万五千八百余貫、係以香薬、雜物等紐計作本、今欲從朝廷斟量支降、

とあって、紹興十二年に盱眙榷場を創置するにあたり、その資本金が香薬雜物を換算通計して、十六万五千余貫であったという。香薬がどのくらいの比率で出されたかは明らかではないが、香薬を使ったことは確かである。これ以降、榷場を置くときに政府は、資本金の一部に必ず香薬が使われていることは、興味深い。その例を二、三見てみたい。

同資料（『宋会要』食貨三八互市）乾道元（一一六五）年三月十一日の条に

湖北京西路制置使沈介言、今於鄧城鎮修置榷場。…依例支降、本錢五万貫、於湖南總領支撥、令用博易物色匹帛香薬乃類、從朝廷支降、付場博易。

とあり、鄧城鎮（襄陽府）に榷場を置くために本錢五万貫と匹帛、香薬を博易（貿易）するために、支給したとある。

また同じく、光州に榷場を置く際にも、香薬を支給している。同資料（『宋会要』食貨三八互市）の乾道元年九月十五日の条に、

詔光州光山県界中渡市建置榷場。於是知光州郭均申請「乞從朝廷支降本錢、或用虔布、木綿、象牙、玳瑁等、物折計降下…」

とあって、光山県中渡市榷場に本錢と布のほかに、象牙、玳瑁という南海交易品が支給されている。象牙、玳瑁などの舶来品は北方では、需要が多く高価な品物であったし、利益も多かったのであろう。

以上見てきたように、榷場（国が管理する国境貿易場）で交易するための設置費用として本錢と香薬の類が必ず支給されている。

また榷場の設置ではないが、安豊軍榷場に檀香三十斤を支給している。同資料の乾道九（一一七三）年二月七日の条に

臣寮言「昨來朝廷曾差使臣般發檀香前去安豊軍、同本軍知軍措置博易糸絹。今乞將庫管檀香依昨來體例般發、委本軍措置」。詔於左藏庫支給三分以上檀香三十斤、吏部差短使一員管押前去。

とある。榷場を設置する際に、準備金として大きな盱眙では十六万余貫を支給し、光州のような小さな榷場では五万貫であったが、準備金の中に本錢と共に香薬が必ず、入っていることに注目したい。

次に北方諸国と榷場で互いに品物を交易するわけであるが、中国から、北方諸国に売買される品物の中に、香薬、象牙など南海諸国の産物が多く見られるので、以下事例を挙げ

て見てみたい。まず金に宋から輸出されるもの第一はなんと言っても茶であるが、ここでは茶については省略する。南海交易品についてみると、『宋史』一八六食貨互市舶法の宋初の記述であるが、次の様にある。

太平興国二年、始令鎮、易、雄、霸、滄州、各置榷務。輦香藥、犀、象及茶與交易。

これは、契丹のことであるが、太平興国二（九九七）年に始めて、国境地帯の州に榷務（交易所）を各おのに置いた。交易の品物香藥、象牙、犀と南海産のもので、舶来品であり、中国でも貴重な品であった。茶と共に南海の貨を早速、交易品として使用している。緡当時宋初から契丹では、需要が高かったことがわかる。北方の地域には南方からの海上交易品はなく、中国から交易によって入手できるものだけに、榷務を通じて多くの香藥、象牙、乳香などが売買された。当時は銀で取引していたので、銀が中国に流れた。中国にとっては非常に利益があった。また、『宋会要』食貨三八互市の熙寧八年二月二十五日に、都提举市易司言「乞借奉宸庫象牙、犀角、真珠直總二十万緡於榷場交易、至明年終償見錢」従之

とあって、海外交易品の象牙、犀角、真珠を借りて、榷場で交易したら、明年全部償えたという。象牙などは、榷場ですぐに完売するほどであった。また、交易を禁じているものに、同資料の紹興二十六年六月二十六日に

詔「黎、雅州博易場見収買珠、犀、水銀、麝香並罷、已買者赴激賞庫送納。日後蕃蛮將到珠、犀等、並令民間依旧交易。

とあって、黎、雅州での場での真珠、犀、麝香などの交易を禁じている。ということは、これまで、これらの品を交易していたことになる。後に交易を許しているが、これらの事例からも、南海品の重要性が伺われるし、需要が考えている以上に高かったことがわかる。加藤繁氏はこのことについて次のように言う「金と南宋における官民の合法方・違法の貿易において、宋から輸出された主要な物資は、茶、象牙、犀角、檀香などの香藥類、生薑、陳皮の江南産の薬物、絹織物…牛、米などである。金から輸入されたものは、北珠、貂革、人參、甘草の薬物、北絹、馬などである。これは、宋に於いて輸出超過であり、金では輸入超過であった。それは、銀が宋に流入したことによって推定される。特に南海舶来の香藥は、一層高価であり、北方における需要もかなり多かったことに因る」（加藤繁『支那經濟史校證』下「宋と金国との貿易に就いて」一九五三東洋文庫）と。宋が金に対して輸出超過の原因のひとつとして、需要の高かった高価な南海舶来の香藥があったことを指摘している。とすると、紹興末年ごろから、朝貢品の九割を政府が買い上げるという条例をつくり、実行したことをみてきたが、その買い上げた高価な朝貢品は、金に流れた可能性が強い。宋政府にとっても、香藥によって利益が上がり、金と和平を保つためにも、朝貢品の九割の買い上げは、必要なことであつたのであろう。

おわりに

前近代的な国際関係の一つに朝貢がある。朝貢関係とは、宗主国と朝貢国との関係を言う。宗主国中国は、朝貢国の支配者を国王に封じ、印をあたえる、冊封である。国王は、皇帝に上奏文「表」と「貢」を捧げ、貢に対して皇帝からお返しをあたえる、すなわち「朝貢回賜」という関係である。「朝貢回賜」は「往を厚くして、来を薄くするは諸侯を懐くる所以なり（『中庸』十九章）」とある。つまり帰国するときは、土産を多く持たせ、来るときは、持参する品は少なくてよいという意であり、これが理想であり、理念であった。

南宋の資料をもみていくと、「朝貢回賜」の関係が上記のようなことではない。実際にどのようなことであったかを分析してみた。南宋の紹興年間の末ごろから、「朝貢物は一分を許し、余は抽買し価銭で給還せよ」と、皇帝は一分を受け取り、それに回賜を与え、九分は買いとる、というように変わった。占城にその例がかなり明確にみられた。他国は資料がなく、確かめることは出来なかったが、交趾は、資料があり、一分の場合、三分の場合もみられた。

紹興二十五年、占城の朝貢をみると、まだこの制度は始まってないが、朝貢と回賜の関係は等分ではなく、回賜の量が非常に少ない。この年以降、「一分收受、九分抽買」が始まったと考えられる。この規定は、政府側にとっては、財政的に有利である。なぜなら、南海品の多くを安価で買い取ることができ、回賜は一割分でよいからである。そのためであろうか、市舶の利が紹興七年には百万貫に、二十九年には二百万貫に増加している。その増加の要因の一つに「九分抽買」があったのではないだろうか。一方、朝貢国にとってはどのような反応を生じたのかが今後の課題である。

中国に産出しない乳香、象牙、香木などは、特別な高価なものであった。市舶司の手続きを経て宮中での使用や、一般商人によって売買されて各地に広がっていった。その一つに、金との交易があったことが注目される。金との交易所である榷場の設置の費用には、いつも香薬が充てられているし、交易品として珍重がられ、銀と取り引きされていた。

今後、香薬などの南海品が、朝貢によるもの、商人の売買によるものなども含めた海外交易品が国内でどのように流通していたか、特に金との関係をみてゆきたい。また南海の品物をもたらすアラビア、東南アジアの国々との朝貢や交友関係も考え、とくに南宋が海外に目を向け発展した実状、中国商人、蕃商の活動などについても、考えていきたい。

表 I 淳熙元年と紹興 25 年の回賜

品目	淳熙元年(1174)		紹興 25 年 (1155)		淳熙元年 の紹興 25 年に対す る割合
錦	疋 30		疋 350		12 分の 1
生綾	20		200	(生川綾)	10 分の 1
川生押羅	20		40	(生川庄羅)	2 分の 1
生樗蒲綾	20		40		2 分の 1
川生克絲	20		100		5 分の 1
雑色綾	150		1,000		7 分の 1
雑色羅	150		1,000		7 分の 1
熟樗蒲綾	50		500		10 分の 1
白					
江南絹	500		3,000		6 分の 1
絹の合計	疋 960	(1 疋 5 貫) 4,800 貫	疋 6,230	(1 疋 5 貫) 31,150 貫	6.3 分の 1
銀	両 1,000	(1 両 3.5 貫) 3,500 貫	両 10,000	(1 両 3.5 貫) 35,000 貫	10 分の 1
絹と銀の 合計		8,300 貫		66,150 貫	8 分の 1
出典	『文忠集』111 賜占城嗣国王鄒亜 娜進奉勅書		『宋会要』蕃夷 4、占城、紹興 25 年 11 月 28 日 割 註		

表 II 淳熙元年の朝貢品の試算

回賜 (A) 朝貢品の 10 分の 1	8,300 貫
抽買 (B) 朝貢品の 10 分の 9	74,700 貫
朝貢品 乳香、象牙、沈香 (=回賜 (A) + 抽買 (B))	83,000 貫

表Ⅲ 乾道三年の占城の朝貢品

出典『宋会要』蕃夷 7-50~51 歴代朝貢、乾道三年十月一日の条

品目	数量 (斤)	数量 (kg)		割合 (%)		朝貢品を銅銭で換算		
	斤	kg		%	大食産 乳香	(A) 1斤7貫	143,045	(=7×20,435) 貫
			108,525		89.8%	(B)1斤10貫	204,350	(=10×20,435) 貫
白乳香	20,435	12,874.04	斤	18.2		(C)1斤5貫	401,475	(=5×80,295) 貫
混雑乳香	80,295	50,585.85	68,370.8	71.6	乳香と象牙	(D)1斤8貫	642,360	(=8×80,295) 貫
象牙	7,795	4,910.85	4kg	6.9	96.7%	1斤2貫	15,590	(=2×7,795) 貫
附子沈香	237	149.31	香薬の合 計 3,811	0.2	占城産の香薬 3%	香薬は1斤5貫	19,055	(=5×3,811) 貫
沈香	990	623.7		0.9				
沈香頭	92.8	57.96		-				
箋香頭	255	160.65		0.2				
加南木箋香	301	189.63		0.2				
黄熟香	1,780	1,121.4		1.5				
合計	112,180	70,673.4 70 t 673.4kg		99.7%	99.7%	589,165 貫 ((A)+(C)の場合) 881,355 貫 ((B)+(D)の場合)		
備考	約11万 斤	約70.6t		乳香、象牙で 97% 香薬で 3%	大食産：占城産 97:3	・約90万貫～59万貫 約130万貫となる。		

- ・1斤は630gとする。
 - ・白乳香は、1斤7貫と1斤10貫の場合を計算
 - ・混雑乳香は、1斤5貫と8貫の場合を計算
- *乳香1斤13貫とすると、乳香だけで130万貫となる。

表Ⅳ 占城の一分收受

年 代	記 述	出 典
乾道3年(1167)10月1日	貢物は10分の1を收受	『宋会要』歴代朝貢
淳熙2(3?)年(1175)3月	貢物は10分の1を收受。 回賜品の記述あり。	『文忠集』111「賜占城嗣国王鄒亜娜進奉勅書」

表V 交趾の1分収受 (淳熙元年より安南となる)

年 代	記 述	出 典
乾道9年(1173)1月6日	貢物は10分の1を収受	『宋会要』歴代朝貢
〃 6月11日	〃	〃
淳熙3年(1176)6月1日	〃	『宋会要』蕃夷4交趾
〃 4年(1177)1月28日	貢物は10分の1を率とするが3分を収受	〃
〃 7年(1180)5月13日	貢物は3分を収受	〃
〃 9年(1182)11月11日	貢物は10分の1を収受(象は運搬に勞するので無用)	〃
*紹熙元年(1190)11月4日	貢物は10分を以て率とし1分を収受	〃

*『宋会要』蕃夷4-54 交趾には紹興元年とある。前後の内容からみて「興」は「熙」の誤りであろう。

◎再検討項目 (『宋会要』蕃夷4交趾)

乾道元年3月17日の条には回賜をしない。

隆興2年「若来受十一之数、却恐本国致疑」

第四章 南海貿易の発展と商人の活躍

第一節 南宋来航のアラブ人蒲亜里の活躍

はじめに

一、資料1 蒲亜里の紹興元年の入貢

(一) 象牙の値と九十四陌

(二) 市舶本銭と度牒

二、資料2 蒲亜里、海賊に襲われる

三、資料3 蒲亜里の結婚と帰国の勧告

四、資料4 大食故臨国の入貢

五、資料5 提挙茶塩権市舶の晁公邁の罷免と高官免職の疑獄事件

おわりに

はじめに

宋代（九六〇～一二七九）は北方に遼、西夏、金などの国々が興り、陸上による西アジア、中央アジアとの交易が阻害されたため、海上による交易が盛んになった。政府も財政上の利益もあって、積極的な政策がなされた。そのため、多くの国々からの往来があり、朝貢として、蕃商たち、蕃商に限らず、中国の商人たちが、多くの南海交易品、主として香薬、瑪瑙、象牙などをもたらし、中国からは、金、銀、銅銭、絹、陶器などが輸出された。物だけでなく、多くの人々の往来があり、文化の交流もなされた。

本稿では、この様な背景のなかで、海外諸国から往来した商人（蕃商）の中で南宋初期に活躍した大食国（アラブ地域一般を指す）の蒲亜里という人物を取り上げてみたい。蕃商として活躍した人は多くいるし、大きな仕事もしているが、その記述が一度限りで、その人物の足跡をたどることが出来ない。蒲亜里は、管見の限り紹興元年から十年の間に五つの資料（別表「蒲亜里資料一覧表」参照）にその名がみえる。これらの資料を検討しながら当時の蕃商の活躍をみてみたい。曾て桑原隲蔵氏は古典的な名著『蒲寿庚の事跡』を著した。海外貿易で富を得た蒲寿庚は南宋末から元初に政治的な活動をした人物である。一方の蒲亜里は、政治的に活躍した形跡はなく、一蕃商で、広州で活動し、中国人の妻を娶り、回賜銭を誤魔化されたとして高官を罷免に追いやるという人物でもある。

蒲亜里について、はじめてその名を紹介したのは、古く一九一六（大正五）年に桑原隲蔵⁽¹⁾氏（資料3）であり、続いて翌年一九一七年に藤田豊八⁽²⁾氏が『宋会要』を引用して（資料1, 2, 3, 5）を紹介した。田坂興道⁽³⁾氏は回教の關係と曾訥の貿易（資料3）について論じ、佐藤圭四郎⁽⁴⁾氏は（資料1, 2）の回賜銭について論じ、同じく全漢昇⁽⁵⁾氏も回賜銭で銀を買ったことに注目している。大食国の朝貢の面から渡辺宏⁽⁶⁾氏がふれている。その他

多くの先学たちも、蒲里にふれているが、これらの資料の相関関係、また紹興元年から十年間通して検討をすることはない。本稿では、これらの先学たちの研究を基礎にしながら、これまで引用されなかった資料も加えながら、一人のアラブ人蒲里の中国における活動、どのような活躍をしたか、持参した朝貢品の見返りに何を買って帰国しようとしたか。また政府の蕃商に対する態度についてなどを考察し、南宋初期のアラブ人の商的活動の一端を見ていきたい。五つの資料は次の表である。

蒲亜里資料一覧表

資料番号	内 容	出 典
資料 1	紹興元年 蒲亜里の入貢	『宋会要』職官四四市舶 紹興元年十一月二十六日
資料 2	紹興三年 蒲亜里、海賊に襲われる	『要録』七一紹興三年十二甲申（四日） 『宋会要』蕃夷四～九三大食、紹興四年七月六日
資料 3	紹興七年 蒲亜里の結婚と帰国勧告	『宋会要』職官四四市舶 紹興七年閏十月三日
資料 4	蒲亜里、大食故臨国の使として入貢	『毘陵集』六「大食故臨国の進奉を論ずるの筈子」
資料 5	紹興十年 蒲亜里、官吏の不正を訴え高官らの免職	『要録』一三六紹興十年閏六月癸酉（一日） 『文定集』二三「王（師心）墓誌銘」

一、資料1 蒲亜里の紹興元年の入貢

南宋期の蒲亜里について、年代順に整理してみると、まず最初に記されているのが、紹興元（一一三一）年十一月二六日の条である。『宋会要』職官四四市舶の項（以下『宋会要』市舶と略す）に次のようにある。これを資料 1 とする。

資料 1 紹興元年十一月二十六日

提挙広南路市舶の張書言、上言す「契堪するに、大食人蒲亜里の進する所の大象牙二百九株、大犀三十五株は、広州の市舶庫にありて収管す。前件の象牙は各々五十七（五十七は五十七）斤以上に係わるに縁るに、市舶条令に依りて、毎斤價錢二貫六百文九十四陌、約本錢五万余貫文省を用う。欲し望むらくは、如し数目（日は目）稍や多く、行在にて以て変転し難ければ、即ちに指揮を乞いて、一半を起発し、本司をして官に委して秤估し、一半を將に就便に搭息して出売し、錢を取りて添用（同は用）し、蒲亜里の本錢に給環するを、詳酌せんことを」と。詔す「張書言をして大象牙一百株、並びに犀二十五株を練選して、起発し行在に赴かしむ。笏に解し、帯を造り、臣僚に宣賜するの使用に準備せしむ。余は依れ」と。

（句読点、改行、（ ）内の説明などは筆者による。以下同じ）

同内容の記述が『宋会要』蕃夷四～九三大食にある。「五十七」は蕃夷による。

大食人蒲亜里が象牙と犀角を進奉品として持参した。それをどのように扱い、処理し、買い取る価格、それを何に使用したかも記されている。その内容をみてみると、

紹興元年十一月二十六日、提挙江南路市舶の張書言が言うには、蒲亜里は進奉品として、大象牙二百九株、大犀角三十五株を持参してきた。それらは、市舶庫に収納してある。市

舶条例によって値段を調べて見ると、象牙は一株五十七斤以上なので、買取価格が一斤につき二貫六百文九十四陌とすると、五万余貫となる。品物の分量が多いので、都（この時はまだ都が定まらず、紹興府にいた。杭州にきまるのは紹興八年一月である）に送っても、数が多く転売（売り捌く）が難しければ、半分を起発（都に送ること）し、あとの半分は、官に値段を決めさせて、かつ利息もつけて（高く）売り出し、それを壱里の支払いに充てらどうか、と張書言は提案した。その提案に対し皇帝は、大象牙一百株、大犀二十五株を良い物を厳選して都に送れ。象牙は、笏にし、犀角は帯の装飾品として臣僚への賜物として使う。その他は張書言の言う様に市舶司で値をつけて売れ、ということである。

朝貢で入港した場合、進奉品の取り扱いはどのような扱い方をされたのであろうか。まず、進奉品の品物、量、を調べ、例によって買い取る値段がきまっておき、銅銭で査定する。本状の場合は五万貫であった。紹興二五年の占城の朝貢の場合も、すぐに朝貢品をしらべて銅銭で査定をしている。⁽⁷⁾朝貢の場合、皇帝は回賜（返礼）が必要であったからである。朝貢品は、都に送らずに市舶司で出売していたことが『宋会要』市舶に「宣和四（一一二二）五月九日に 詔す、応に諸蕃国の進奉物は、元豊法に依りて更に起発せず。本処に就いて出賣すべし」とあって必要なものは、都に送るが、市舶司で売れることになっていた。これは、北宋の例であるが、南宋の場合もこれを踏襲していた。

（一）象牙の値と九十四陌

つぎに壱里が持参した象牙とその値段について検討したい。象牙は一株五十七斤⁽⁸⁾（三十四、二キロ）以上という大きな象牙は一斤当たり二貫六百文九十四陌とした。趙汝适『諸蕃志』象牙（藤善真澄訳註『諸蕃志』関西大学三〇八～九頁）によると「象牙は大食のものが一番良く、大きいものは五十斤～百斤（三十～六十キロg）もあり、真白で文様がきめ細かい。象牙は、真臘（カンボジア）と占城（中、南ベトナム）のものも上等であるが、大食と比べて質が落ちる。小さく紅い色をしており、重さも二、三〇斤（一二～一八キロ）である。それにとがった牙は、はこの材料にしかない」とある。この記述はかなり正確で紹興二五年の占城の朝貢のとき、象牙は一六八株で重さ三五二六斤とある。一株の重さを計算すると、平均二一斤⁽⁹⁾となる。このことから今回の象牙がいかに大きく、貴重であったことがわかる。それ故に高値で中国は買い取ったのであろう（象牙の値段を比較する資料が見当たらないのでどの程度高いかは、分からない）。

一斤が二貫六百文九十四陌、これが買い値である。「九十四陌」とは、九四文で百文とみなすことをいう。この場合、六文の不足であるが、（六%引き）百とする。二貫六百文九十四陌ということは、実際は、二貫六百文のところを、一五六文差し引いて、二四四四文として、中国は大食に支払ったことになる。この「九十四陌」とは、大食、中国間において、どのような関係になっているのであろうか。当時は一般に、七十陌、七七陌であった。大食にとって、七七陌で取引されると、二三%の減少になり、実質的に安く買い取られるの

で損をする。一方中国にとっては、其の分安く品物を買うことができるので得をする。中国では、あえて九十四陌としたことは、大食に対して有利になるように取り計らった措置である。この数字は他にないので朝貢（貿易）を考える意味で貴重である。進奉使にたいして優位政策を取ったこと、即ち蕃夷招致政策の一還としておこなったものである。

象牙は国内においては、象牙は貴重なもので需要が多かった。中国にくる商人たちは中国に入る前に、やや大きい象牙は必ず三斤（一、八キロ）以下に砕いてしまう。三斤以下のものは、使い物にならないため、官ではそれを買取らなかった。商人は其の間を取り利を得たという（『萍洲可談』二）。

皇帝は厳選された象牙一百株、犀角二十五株を用いて、象牙は笏にし、犀は帯に造り臣僚にあげるために使用したことはすでに述べてきた。『宋史』一五三輿服に笏の項目に唐代では五品以上は象牙を用い、宋代では文官は五品以上が象牙で、九品以上は木を用い、武官も象牙を用いた。帯には、宋代では、玉、金、銀、犀を用い、その下の位は銅、鉄、角、石で、墨玉は郡、県の役人であったという。官僚は公式には、朝服を着て笏を持ち、帯の着用が義務づけられていた。本条の象牙、犀角は、これらの高級官僚に与えるものであった。この時期はまだ都も定まらなかった不安定なときで、皇帝は家臣にこれらを与えることによって、自分への支持と安定を願ったのであろう。南海貿易品はこのような意味でも必需品であったのである。

（二）市舶本銭と度牒

張書言が進奉品の支払い金として市舶本銭五万余貫を用いることにしたことについて前記した。市舶本銭とは、貿易、朝貢などの品物を買取するための資本金のことである。海外貿易は、政府専売であったため、政府買い上げのためには、市舶本銭が必要であった。この市舶本銭がこの時、広東市舶司になかったらしく、朝廷に訴えて本銭をもらっていることが『宋会要』市舶の紹興二年四月二十六日にみえる。

戸部言う『提挙広南路市舶の張書言の劄子に拠るに、「近年以来、朝廷の給降せる本銭を蒙らず。而るに転運司又た本司（広南路市舶司）の見銭五万貫文を取撥過す。」今見に委實に闕乏す』と。詔す「礼部をして広南東路の空名度牒三百道、紫衣、兩字師号各々一百道を給降し、本司に撥還し、博買せる本銭の支用に充てしめよ」と。

とある。蒲亜里が入貢したのが十一月末であり、市舶本銭の請求が翌年の四月である。張書言は近年來、本銭をもらっていない上に、転運司が五万貫を持ち去ったので、本銭がないという。転運司は一路の財政を司るものであったが、市舶司の本銭を勝手に使用することがあり、同資料の紹興三年九月九日の条にも「提挙姚焯言う、本司（市舶司）の本銭は多く転運司が旨を画し、取撥するを為す。以って蕃商に応副（給付すべきもの）する無きを致すの故なり」とあり、ここでも転運司が常備している市舶本銭を取撥してしまうので、蕃商に給付することができないという。本銭を持っている市舶司はねらわれてしまうので

ある、

さて、本銭不足に対して、朝廷はすぐに空名度牒三百道と、紫衣、両字師号各々一百道を給降し市舶本銭に充てよという。ここに朝廷の貿易に対する積極性をみる。この度牒と紫衣、師号はどのくらいの金額になるのであろうか。度牒とは、僧籍であることの証明書で、兵役、租税が忌避できた。名前が空欄になっており、この度牒は売買され貨幣同様の価値があった。其の値段は時代によって違うが紹興元年は度牒一道二百貫⁽¹⁰⁾であった。すると、三百道は、六万貫となる。紫衣は朝廷より特に着用を許された名誉の衣で、これも一つにつき一百貫であった。師号は僧にたいする尊号二字が普通であったが、四字、六字の師号もありこれは高価であった。名誉が金銭で政府と僧侶との間で売買される様になった。師号も当時一道一百貫であったと考えてよい。これらをあわせると、紫衣と両字師号⁽¹¹⁾各々一百道で二万貫となり、度牒三百道で六万貫となり、合計約八万貫となる。すなわち市舶本銭として八万貫を朝廷から直ちにもらったのである。

この入貢の事務処理をスムーズにこなした提挙市舶の張書言は、広州番禺の人で、元符(一一〇三)に進士。宣和元(一一一九)年五月に広東提挙市舶となり、蕃商たちの便を計った。服喪のため去ったが、再び建炎四(一一二七)年に提挙市舶として再任された時には蕃商が大喜びしたという。そして本条に見る活躍である。このほかに、ジャワの蕃首勤堅が知広州と提挙市舶(書言)に賄賂を贈ろうとしたがそれを断った(『宋会要』蕃夷四閩婆。紹興元年七月二十日)。後に瓊管安撫使となり、民間人を募って社をつくり防衛を計った。二度(再任)の提挙市舶の例は少ない。張書言は事情に通じ、ベテランであった。ここで一つ確認しておきたい。資料1の蒲亜里は、大食から朝貢のため進奉使として象牙と犀角を朝貢品として持参し、それに対して中国政府はこの朝貢品の価格を五万貫とした。これは、返礼、回賜をしなければならないからである。したがって、五万貫は回賜の額と考えて間違いない。一般に朝貢という形式を取るならば、進奉使は皇帝に謁見して、回賜をもらうのであるが、資料にはこれが記されていないことと、政治情勢がまだ不安定なこともあり、謁見はなかったと思われる。これが蕃商であれば象牙、犀角に十分の一ないし二の税をとられ(抽解)、かつ官が安く買い上げる官市が行われた。

二、資料2 蒲亜里、海賊に襲われる

蒲亜里は広州沖で海賊に襲われている。紹興三年のことである。

資料 2 『建炎以来繫年要録』(以下『要録』と略称) 七一 紹興三(一一三四)年十二月甲申(四日)の条に

是日、大食進奉使蒲亜里、広州に至り夜 盜の掠する所と為し、其の徒死者四人なり。とあり、紹興三年十二月、蒲亜里が広州沖で盜賊に襲われ四人の死者を出したことを記す。

この事件については、さらに詳しく『宋会要』蕃夷4～九三 大食に

資料 2～1

紹興四年七月六日、広南東路提刑司言う「大食国の進奉使人蒲亜里、進貢の回賜到錢を將て、大銀六百錠及び金銀器物、疋帛を置す。賊数十人刃を持ちて船上がり、蕃僕（原文では牧）四人を殺死し、亜里損傷するを被る。尽数の金銀などを劫奪して前去す。已に広州に帖し、火急に捕捉するの外、乞うらくは施行せんことを」と。詔す「当職の巡尉は先次特に一官を降し、職位姓名を開具して枢密院に申ぜよ。その盜賊は安撫・提刑司をして捕盜官に督責せしめ、一月を限として須らく收穫するを管すべし。如し満を限として穫えざれば、仰じて逐司、名を具して聞奏し、黜責を重行すべし」と。

とある。この事件は、紹興三年十二月四日におこり、提刑司が調査に当たり皇帝に報告し指示がでたのが、紹興四年七月六日のことであろう。この事件を要約すると次の様である。広南東路提刑司が言うに、進奉使人蒲亜里はもらった回賜錢で大銀六百錠、金銀製の品物、絹織物を買った。亜里は賊数十人に襲われ、すべての財物は奪われ、下僕四人が殺され、亜里自身も傷を負った。早急に犯人を捕まえるように指示した、と。皇帝は「職務怠慢として担当官の巡尉の官位を一官降格させ、名前を枢密院に提出させ、捕盜官には、一カ月以内に賊を捕まえないときには、名前を朝廷に提出させ、官職を取り上げ、官界から追放せよ」と厳命している。かなり細かく被害金額などがわかることは、提刑司などが調べ、皇帝に報告したからであろう。このことから、蒲亜里はすべてを済ませて帰国の途にあったことが明らかになる。

ここで注目すべきことは二点ある。一点は、資料1と本条の資料2の関連である。資料2で蒲亜里が海賊におそわれ、品物を奪われたのは、資料1の象牙、犀角を売って購入したものと考えられる。年次をみても、紹興元年十一月の入貢、そして三年十二月に海賊事件との間は、二年間で妥当な期間である。この前提に立つならば、資料1と資料2は連続する資料である。藤田氏は蒲亜里が記されているいくつかの資料をあげて、同一人物であるとしているが、内容の連続性のことはふれてない。資料1と2が内容的にワンセットになっていることは、これまで誰も指摘してない。これまで資料1の出典が『宋会要』市舶で、資料2が『宋会要』蕃夷であったため、二つの資料を連続する記述とは考えられなかったのであろう。

二点目は、回賜錢で何を購入したかである。まず大銀六百錠、これを銅錢に換算するとどの位になるのであろうか。加藤繁『唐宋時代に於ける金銀の研究』（東洋文庫一九七〇年再版）（「銀価表、紹興四年の例 四七三頁」）の研究によると、紹興四年では、大銀一錠は、銀五十両である。当時銀一両は、銅錢二三〇〇文に相当する。すると大銀一錠は、 $2300 \times 50 = 115000$ 文、一一五貫となる。従って六百錠は、 $600 \times 115 = 69000$ となり、六万九千貫となる。約七万貫である。その他に金銀の装飾品や高級な絹織物などがある。これらの数量が記されていないので銅錢に換算できないが、ほぼ銅錢に換算して一万貫～二万貫位であろう。合計、八万貫～九万貫位になる。すると、五万貫の回賜錢で八万～九万貫の価値のあるものを購入したことになる。つまり三万～四万貫の利益と

なり二倍弱の利益を得たことになる。亜里は、回賜銭で、大部分を銀錠の購入に当てている。彼が中国にきた目的は、銀錠が欲しかったからである。ということは、当時東南アジア、大食で一番通用するもの、そして利益があるものは、銀錠であったことを知る。東南アジア、アラブ地域での銀の流通はかなり進んでいたのであろう。この点については今後の課題にしておきたい。またそのほかに、金銀製の緻密な器物、高級な絹織物も需要が大きかったものと思われる。

朝貢使蒲亜里は、大象牙二〇九株、犀角三五株を持参し、回賜銭として五万貫をもらい、回賜銭で、銀錠六〇〇錠、金銀器物、絹織物を購入した。その価格は、八〜九万貫に及ぶ。朝貢とはいえ、商業的要素が強い。ある意味では、この二つの資料から当時のバーター取引的要素が伺える貴重な資料でもある。

三、資料3 蒲亜里の結婚と帰国の勧告

次に蒲亜里の名をみるのは、三年後の紹興七年のことである。『宋会要』職官四四市舶、紹興七年閏十月三日を**資料 3**とする。

(紹興七年) 閏十月三日、上曰く「市舶の利、最も厚し。若し措置宜に合わば、得る所動もすれば百万を以て計す。豈、民に之をとるに勝えざらんや。朕、此れを留意する所以は、少しく民力を寛らぐのみを以てす可きに庶幾からん」と。是れより先、詔す「知広州連南夫をして市舶の弊を條具せしむ」と。南夫奏す「其の一項、市舶司は全て蕃商の来往の貨易に籍るに至る。而るに大商蒲亜里は既に広州に至り、右武大夫曾訥(原文では納)有りて、其の財を利用して妹を以て之に嫁す。亜里因りて留まりて帰らず」と。上、「今、南夫に委して亜里に帰国往来し、蕃貨を幹運するを勧誘せん」と。故に聖諭之れに及ぶ。

同じ内容の記述が『要録』一一六に紹興七年閏十月辛酉[三日]の条にある。ここでは妹ではなく「女(むすめ)」、右武大夫は「武官」とある。なお「納」については後述する。この記述は財政の面で南宋の初め市舶の利益が百万貫に及ぶこと、かつ大商蒲亜里は武官の妹と結婚し、南海交易品を持ち込むようにと皇帝より帰国勧告されたことなどで桑原鷲蔵氏をはじめ多くの先学達に引用されてきた資料である。ここでは、この資料を単独の記述と見ずに、前後の関連性のなかで蒲亜里という人物をみてみたい。

右の資料を要約すると次のようである。皇帝は、市舶の利が百万貫となり、民の力を寛やかにすることが出来てよろこばしいことである。以前、知広州連南夫に市舶の弊害を箇条書きにして提出せよという、弊害の一つに、市舶司はすべて蕃商の往来による物貨の売買に依っているのに、大商蒲亜里は広州で、右武大夫(武官正七品)曾訥の妹を娶ったため、帰国しないことを掲げた。そこで皇帝は、亜里に帰国して蕃貨を持ってくるように勧告せよと言ったというのである。皇帝の積極的な蕃商招致政策がみられる。北宋末には、

市舶の利益も百万貫を超えていたが、金により、華北地方（淮河より北）を占領された南宋では、江南の開発と共に、南海貿易にも積極政策が取られ、其の成果は、紹興末年には市舶の利益は二百万貫にも上昇した。南海の品物には税をかけ、かつ官市（政府が安く商品を買取る）をするため、政府にとっては、蕃商などによる交易品の到来は、財政源でもあったので、壘里にも往来を勧めたのである。壘里だけでなく、このころ多くの蕃商たち、中国商人たちも、乳香などを中国にもたらし利益をあげた人には者には、国籍を問わず、褒賞として金銀、絹をあたえ、実際に官位を与えた（『宋会要』蕃夷四大食）。

（ア） 曾訥

さて、壘里の財を見込んで妹を壘里と結婚させた曾訥とはどういう人であったのであろうか。曾訥、曾訥について、『宋会要』市舶、『要録』の紹興七年閏十月三日には、「曾訥」とある。『宋会要』補編、『東洋文庫手抄本、市舶』では、「曾訥」とある。同じ『宋会要』にも「訥」と「訥」とあるが、『揮塵後録』八、『中興小紀』九、二三も「訥」とあり「訥」にしたがう。曾訥が海外貿易に関与していたことは、桑原氏が『揮塵後録』を引用して紹介し、田坂氏がさらに詳しく指摘している。ここでは、『要録』など使用していない資料があるのでそれを取り入れながら、『揮塵後録』八を検討してみたい。

宣和中（一一一九～二五）、鄭良なる者有り。本、茶商なり。閻寺（宦官）と交結して以って進みて秘閣修撰、江南転運使に至る（宣和二年転運使となる『広東通志』）。恩を恃みて自恣す。部内（管轄区内）に巨室有り、一瑪瑙盆を蓄う。毎に水を盛れば、則ち、二魚其の中に躍る有り。良、之を聞き、厚く其の価を酬ゆるも售らず。迺ち、一番舶の曾訥なる者の得る所と為る。良、人を遣わし経営せしむるに、「已に進御せり（皇帝に差し出した）」というも、初めより未だ嘗てせざるなり（そんなことはしていなかった）。良、即ち奏して以て謂く「訥は宝貨を厚蔵し、服用は乘輿（天子が乗る車、天子）に僭擬す」と。旨を得るに、実を究せしむ。良、即ち兵を以て其の家を囲み、其の妻孥を捕え、械繫（枷をつけて牢に入れる）し之を搜索す。訥の弟誼、方に酔臥し、はじめ其の繇（はかりごと）を知らず。劍を仗ちて出で、遂に紛敵するに至る。良、即ち誼の命を拒み人を殺すを以て聞奏す。奏下り、誼は誅に伏し、訥は沙門島に配せらる。靖康初元（一一二六）、曾訥、赦を以て自便するを得、京師に至り、時事の変を知り撃鼓して冤を訟う。

とある。北宋末の宣和二年（一一二〇）ごろ、曾訥は、転運使鄭良に珍奇な瑪瑙盆をめぐって妬まれ、罪に陥れられ、島流しにあり、恩赦で許され、冤罪を訴えたという。「一番舶」とは、一人の海外貿易、または一番の海外貿易者か明らかでないが、貿易で富を得た大商人で、瑪瑙盆を買取り、天子の真似をするほど、宝財を有していたというのである。その接点が蒲壘里で、二人は商売上、貿易上密接な関係を持っていたに違いない。紹興七年の曾訥の妹の蒲壘里の結婚は当時有名だったに違いない。話は前後するが、曾訥について『要録』三五、建炎四（一一三〇）年七月戊午（一八日）の条に皇帝の言もあり、曾訥が

実在の人物であったことがわかる。蒲垂里とは直接関係のない記述であるが、曾訥は垂里の財を見込んで、妹を垂里に嫁つがせる人で有るからその人物をくわしく見てみたい。

武功大夫（武官、正七品）新肇慶府（広東省）兵馬鈐轄曾訥、罷す。訥、初め貢献を以て官を得る。後、梁師成に忤らい、広南転運使鄭良の劾するに、宝貨を多蔵し、服用は乗輿に擬するを以てする所と為る。旨を得るに、良をして実を究せしむ。良、即ち兵を以て其の家を囲む。其の弟誼、拒捕^{つみ}に座して誅死し、訥も亦た海島に配せらる。靖康末、旧官に復す。是に及び、上、其の辜無きを憐れみ、輔臣論して此の授有り。訥、猶お、上書し郡（知県か）を乞いて已まず。言う者謂く「請託に因り之を得」と。上曰く「朕、何ぞ嘗て此れ有らん」と。其の命を罷む」

とあり、『揮塵後録』と重なるところが多い。なお『中興小紀』七月辛亥（十一日、曾訥が罷免された日）と戊午（一八日、罷免された理由を記す）の条にも同内容の記述がある。内容をみていくと、曾訥は、建炎四年七月に、武功大夫（武官、正七品）新肇慶府兵馬鈐轄の職を罷免となった。其の理由は以下の通りである。彼は、貢を献上して官を得た人である（貢物は海外貿易品であろう）。鄭良の弾劾をうけたことは、前述と同じ（省略）。島流しから、靖康年間（一一二六）に官に復帰した。皇帝が罪がないのに劾されたことを憐れみ、兵馬鈐轄の職を与えたのに、郡の職に就きたいと文句をいったのでその官を辞めさせられた、という。このような経歴を持つ人物である。

そして次に資料に現れるのが、前述した資料3の「紹興七（一一三七）年、大商蒲垂里は既に広州に至り、右武大夫（正六品）曾訥有りて、其の財を利して妹を以て之に嫁す。」である。曾訥は、紹興七年には、官位があがり、右武大夫（正六品）となっている。何の職に就いているかはわからないが、七年前の建炎四年には、武功大夫（正七品）であったから、罷免されたとはいえ、七年間で一官上っている。また、罷免されるまで新肇慶府（広東省）兵馬鈐轄であったが、肇慶府は広州と隣り合わせである。多分広州の蕃坊に蒲垂里は居住していたに違いない。地理的にも近い蒲垂里と曾訥とは互いに、海外貿易に関係していた間柄だったのであろう。

さて問題の資料1、資料2の蒲垂里と、この資料3の蒲垂里とは、同一人物であろうか。蒲垂里の職名が資料1、2とも「進奉使」であり、資料3では「大商」となっているのは、蒲垂里は海賊に襲われて、回賜銭で買った銀錠、金銀器物、絹織物はすべて奪われてしまい、垂里はそのまま広州に留まっていたのではないだろうか。本文に「大商蒲垂里は既に広州に至り」とある、「既に」はいつからか明らかにすることは出来ないが、元年に入貢し、三年に海賊に襲われ、広州にいて活躍していたとは考えられないだろうか。広州の蕃坊に住み、同郷のアラブ人たちとのネットワークもあり、商業に従事し活躍していたと思われる。その間に蒲垂里は海外貿易で財を成した曾訥と知り合い、あるいは、共同経営して、成功し妹を嫁にしたのであろう。従って資料3の蒲垂里は資料1、2の蒲垂里と同一人物である可能性は強いと考える。

四. 資料 4 大食故臨国の入貢

次に、大食故臨国の進奉使として蒲亜里は入貢している。張守『毘陵集』巻二に「大食故臨国の進奉を論ずる笥子」と題するものに蒲亜里の名が記されている。この笥子は張守が、大食故臨国、蒲亜里の入貢に対して、入貢反対の意見を皇帝に上奏した一文である。これを資料4とする。少々長いが全文を掲げる。訓読、()内の語句の説明などは筆者による。

張守『毘陵集』巻六

「大食故臨国の進奉を論ずる笥子（上奏文）」

本部（礼部か）、尚書省の笥子を準ず。節分するに「広南市舶司の奏に拠るに『近ごろ大食の故臨国の進奉の使蒲亜里等の状に拠るに申すらく、{本国（大食故臨国）の蕃首の遣を奉じ、表章、真珠、犀牙、乳香、龍涎、珊瑚、梔子、玻璃等の物を齎して前来し進奉す、と。}』。七月十六日、三省・枢密院、聖旨を奉ずるに『真珠等の物は市舶司をして估価して回答せよ。其の龍涎、珊瑚、梔子、玻璃は津発して行在に赴かしめよ、』と。」本部に笥付して施行せしむ。

臣（張守）、契堪するに、自來、舶客は回答（笥は答の誤りか）を分受するを利とすれば、蕃商の、蕃長の姓名を冒称して前来して進奉するを誘致す。朝廷は止だ人使の持つ所の表奏に憑るのみ、実を験ぶるに従る無し。又其の貢する所は無用の物多く、賜答の費は得る所に数倍す。

臣竊に以謂うに、方に朝廷は伋伋として自治の時に於いてす。而してまた陛下躬ら儉素を履む、珍奇の物も亦た復た何ぞ用いん。所有の今來る大食故臨国の進奉は、伏して望むらくは聖慈（皇帝のこと）、広州をして諭旨して之を却けて、以って聖明の遠物を宝とせざるを示し、以て遠人の意を格し、兼ねて財用の侵蠹、道路の勞費を免れしめんことを。仍お乞う、自今、諸国の此くの似く貢を稱する者は、並びに帥司をして諭して遣らしむれば、無益のことを漸省するに庶幾からん。進止を取る」と。

とある。右の笥子を説明を加えながら意識すると次の様である。

張守が「大食故臨国の進奉を論ずる」と言う題で皇帝に上奏した（笥子）文。

本部（礼部か）は、尚書省からの笥子（上奏文）を準ず（受け取るの意）。節分（要約した文）するに[広南市舶司の奏に拠るに「近ごろ大食の故臨国の進奉の使、蒲亜里等の状に拠るに申すらく、{本国（大食故臨国）の蕃首は使者（蒲亜里など）を遣わし、表章（蕃首から皇帝への上奏文など）、真珠、犀牙、乳香（橄欖科の香木、樹脂。南アラビア半島特産、焚香。珍重がられた）、龍涎（マッコウ鯨の結石性の分泌物。香りが良く、非常に高価なもの、アラビア、アフリカ、スマトラで取れる）、珊瑚、梔子（くちなし、香りのほかに、黄色の染料）、玻璃（ガラス）等の物を齎して前来し進奉す}」（蒲亜里の状、市舶司の奏おわり）と。七月十六日、三省、枢密院は聖旨（皇帝の言

葉)をいただいた。『真珠等の物は市舶司をして估価(値段)をきめて回答せよ。これらの物の中で、龍涎、珊瑚、梔子、玻璃は津発(水路で運ぶ)して行在(臨安)に赴かしめよ、』(聖旨終わり)と。」(尚書省の筭子、節文の終わり)。本部(礼部か)に筭付(上級が下級に下す公文)して施行させよ。(ここまでが、入貢の状況。入貢を受け入れ、朝貢品を評価し、そのうち竜涎など四品目は都に送れ)。

臣(張守)が(これ以は張守の意見、終わりまで)契堪(調査)するに、そもそも舶客(貿易商人、舶商)は、持参した朝貢品に、市舶司が値段をつけて収買する回答(筭は答の誤りか)つまり、評価価格(収買価格)が多く、分別して受ける利益が多い(舶商の取り分が多い)ので、蕃商が、蕃長の姓名を偽称して進奉するようと、舶客(貿易商人)に勧誘された。朝廷は、それが偽称だと分かっている、(偽の)進奉使が持参した表章にたよるほかに、実際に調べる方法がない。さらに進奉品といえ、無用の物が多く、其の上、返礼の賜答(回賜)の費用は、進奉品の値段よりも数倍も高くなる。

臣(張守)、竊^{おも}に以謂うに、方に朝廷は努力して自ら治めようとしているので、

今来ている大食故臨国の進奉は、どうか、聖慈(皇帝のこと)が、広州に諭旨させて、この朝貢を却下させて欲しい。皇帝は遠物を宝としないこと、遠人の意を汲み、合わせて財用の無駄使い(侵蠹)、道路の労費を免除させてくださることをお願いしたい。また、どうか、これからは、このような諸国のように偽称して進奉にくるものは、すべて帥司(安撫使)を遣わして諭せしめれば、無駄なことはやめるようになるのでそのようにお願いしたい。進止を取る(上奏文の結語)。」と。

というのである。朝貢の反対理由が記されており、興味ある資料である。

さて、この筭子は、いつ書かれたのであろうか。筭子には、「七月十六日」とあるだけで、年次が明確でない。年次がわかれば蒲亜里の入貢の時期もわかるので、この資料4の筭子の前後の筭子の年次をしてみる。張守『毘陵集』巻五～八は「筭子」で、これらの「筭子」は、ほぼ年代順に記されている。この資料4の前の筭子には、「乞除豁上供充軍糧筭子」と題するものに「紹興七年閏十月十四日」の日付があり、さらにその前の筭子「乞支軍糧筭子」には、「自紹興八年正月十八日指揮」、とあるので、資料4は、紹興八年一月以降の記述となる。この資料4の後の筭子をみると、年次のない筭子が数点続くが、「措置江西善後筭子」に、「紹興八年九月二七日、・・・紹興九年分・・・」とあり、紹興八年九月二十七日以前となる。したがって、資料4の筭子の年次は、紹興八年一月以降、九月二十七日以前に書かれたものと考えられる。文中の「七月十六日」は紹興八年七月十六日の可能性が強い。すると蒲亜里は、故臨国から紹興八年七月十六日以前に中国に入ったものと考えられる。このころ著者の張守は、紹興六年十二月から八年一月まで二度目の参知政事を歴任しており、その後知婺州に赴任しているが、時期からみて、蒲亜里のこと、また朝貢を何か知っていた可能性もある。またこの筭子を読むと張守は枢密院に関係してたのではないか

と思う。『宋史』三七五、列伝張守によると、「紹興六年十二月、召見、即日除参知政治、明日兼樞密院事」とあって、枢密院事も兼任していたことを知る。したがって本条の「筍子」に「本部」とあるのは、あるいは、枢密院に関係している部所なのかもしれない。また本文に「三省・枢密院、聖旨を奉ずるに」とある枢密院は張守もなんらかのかたちで関係していたことが考えられる。

故臨国は、どこに位置するのであろうか。大食はアラブ地域を指し、その中の故臨国という国を指しているのであろうが、大食故臨国という記述は見当たらない。故臨国とは、『諸蕃志』「故臨国」によると、「泉州から四十余日で監里国に到着。ここで冬住して翌年一カ月で大食につく（『諸蕃志』藤善真澄訳註故臨国）。また「広州から四十日で藍里につき、そこで風待ちのため住冬し、次年に一カ月でその国（大食）に到着する（『嶺外代答』）」とあり、インドのキーロンに比定している。

そのため、広州から故臨（キーロン）まで、冬の季節風にでて四十日で到着し、次の夏の季節風で帰国することができる。つまり一年で故臨なら楽に一往復できるのである。実際に元初の楊庭璧は、南インドの俱藍（クイロン）に派遣され、一二七九年～八二年の三年間に三回往復⁽¹²⁾している。冬モンスーンで行き、夏モンスーンで帰国している。また、故臨をクーラム・マライ⁽¹³⁾とし、「インド南西海岸のラベール地方の主要港の一つで中国資料には故臨、俱臨、小葛欄とある。現在のクイロン（Quilon）のこと。中国ジャンク船が頻繁に出入りする貿易港として栄えた。そこでは、アラビア海を越えてきたアラブ系・イラン系ダウ船と中国ジャンク船とが出会い、商品の交換取引が行われた」と『中国とインドの諸情報 1 第一の書』家島彦一訳注、にある。すなわち、故臨はインドのクイロンで、中国からは季節風に乗って一年に簡単に一往復できた所で、中国からの船とアラブからの船と出会う貿易港で、東西交渉の出会いの中継地点であった。

資料4の内容を箇条書きにまとめてみると、重複するが次のようになる。

- (一) この筍子（上奏文）を書いた人、は張守、（参知政事、兼枢密院に関係）
- (二) テーマ「大食故臨国の進奉を論ずる筍子」。
- (三) 内容 前半は、故臨国の朝貢、後半は、張守の朝貢の反対意見とその理由
- (四) 進奉人は大食故臨国（インドのキーロン）の蒲亜里。
- (五) 進奉品 表章、真珠、犀角、象牙、乳香、龍涎香、珊瑚、梔子、玻璃
- (六) 入貢の時期。（紹興八年か）七月十六日に皇帝の聖旨があり
- (七) 聖旨は、三省と枢密院が受け取る。その内容は、（イ）朝貢品は、市舶司でどのくらいの値段であるかを調べて回答せよ。（ロ）これらの朝貢品のうち、龍涎香、珊瑚、梔子、玻璃は、水路で都（臨安）に送る。それ以外の真珠、犀角、象牙、乳香は、都に送らないで、市舶司で売る。資料1の蒲亜里の例と同じ。
- (八) 本文の「臣、契堪するに」から終わりまでは、この朝貢を調査した張守の意見で、以下（イ）～（へ）まで。その前は、この朝貢の詳細を記したもの。
 - (イ) 舶商（商人）は、朝貢品の値段の回答を分受（利益を分けてもらう）ことに利

益があるので、蕃国の長の姓名を偽称させて蕃商に進奉させる様に誘う。

- (ロ) 中国では、偽称と知りつつも、進奉使が持参した表章に頼るほかなく、事実関係を調査することは、出来ない。(イ、ロで、この蒲亜里の朝貢が、偽称であり、蕃国の長のものでなく、商人が朝貢品を高く買ってくれるその利益を分かちあうためのものである、と張守に見破られている、ことに注意したい)
- (ハ) 朝貢品は、無用のものが多く、回賜（返礼）の費用が、朝貢品の数倍に達している。
- (ニ) 皇帝は、自ら質素儉約にはげんでいるので、珍奇がものは、用いない。
- (ホ) この様な事情から、皇帝は、遠物を宝とせず、財用の無駄遣いと、運搬の浪費を免除するためにも、広州でのこの朝貢を却下してもらいたい。
- (ヘ) 今後、諸国がこの様な偽称の朝貢をした場合には、安撫使を派遣して説諭させれば、無益なことはやらないようにする。

というのである。この朝貢が張守の言うとおりに、拒否されたかどうかは、明らかにできない。朝貢品を皇帝は受け取っている以上、この朝貢をうけいれたに違いない。

朝貢品を受け取りながら、朝貢を拒否した例は、乾道三年の占城朝貢にある。これは、朝貢後、不正が発覚したためである⁽¹⁴⁾（『宋会要』蕃夷四一八二～三、乾道三年一月二八日、四年三月四日の条）。張守の反対理由に贅沢品、無用のもの（『宋会要』市舶建炎元年六月十三日、十四日の条など）とみなしているが、この例は、多くある。しかし、(イ)のごとく、舶商が蕃商に蕃国の長の名前を偽称させて朝貢させていることは、注目すべき記述である。舶商とあるのは、中国人のことである。この舶商が朝貢品の分け前の利益のために、蕃商を使って、国の王の姓名も偽名を使わせて入貢させているのである。中国では、偽名をつきとめることは出来ないからである。この場合、蒲亜里はどうなのであろうか。舶商に命じられて、この朝貢をしたのであろうか。

その可能性もある。あるいは、嫁の兄の曾訥が資本をだして、蒲亜里に偽の朝貢をさせることだって、可能である。

さて、これまで述べてきた蒲亜里、大食の南海品を持ち帰るようと帰国勧告を皇帝から受けた資料3の蒲亜里と、本項の資料4の蒲亜里はどのような関係があるのであろうか。資料に残された期日を見ると、資料3は、紹興七年閏十月のこと、資料4は紹興八年七月と推定される。その間、約1年足らずであるが、冬のモンスーンと夏のモンスーンの期間でもある。皇帝より帰国勧告をうけた蒲亜里は直ちに帰国したに違いない。ただし大食ではなく（大食は風待ちのため二年かかる）故臨からの入貢である。元の楊庭壁のごとくモンスーンをつかえば、楽に一年一往復月ごろ帰国することは、容易であった。また、蒲亜里自身が行かなくても、誰かに頼んで中国の船に便乗して入貢することも可能である。中国の船は大きく頑丈なので、中国船の往復に合わせて、東南アジアの国々の蕃商たちは便乗した。例えば、乾道三（一一六七）年の占城の朝貢のときも、中国の綱首陳応などの船五隻に象牙、乳香などを大量に乗せて入貢⁽¹⁵⁾している。もし蒲亜里がこれを実行

したとしたら、その背景に、商人たちの機密なネットワークがあり、短期間で高級な南海交易品の調達ができることは、ストックしておく倉庫、店舗が完備してないといけないことであり、それができるといことは、当時かなりおおきなマーケットがあったのであろう。

五、資料 5 提挙茶塩権市舶の晁公邁の罷免と高官免職の疑獄事件

次に蒲里の名が見えるのは、紹興十年のことで、蒲里に訴えられた提挙市舶は罷免さらに高官も免職となるという疑獄事件がおこった。『要録』一三六、紹興十（一一四〇）年閏六月癸酉（一日）条、資料 5～1 汪応辰『文定集』二三「王公（師心）墓誌銘」を資料 5 と資料 5～1 とする。まず『要録』から検討していく。

資料 5 『要録』一三六

紹興十年閏六月癸酉朔、尚書戸部侍郎晁謙之、工部侍郎に移る。時に広東提挙茶塩公事晁公邁、市舶を権す。貪利を以て大食進奉使の蒲（原文は滿）里の訟する所と為す。詔す「監察御史祝師竜、大理寺丞王師心、広州に往きて効治せよ」と。謙之引嫌す。乞うらくは、閑職に差遣されんことを。故に是の命有り。是に於いて公邁座して免官す。而るに顕謨閣待制知広州張致遠、因りて亦罷去す師心は金華の人なり。

割注（公邁の罷は甲戌（二日）に在り。致遠の罷は戊寅（六日）に在り）

とある。紹興十年六月一日に中央政府の高官である戸部（財政）侍郎（副官）の晁謙之が工部（製品の製造）に移った。その理由は、以下のようなものである。広東提挙茶塩公事 晁公邁は市舶を兼任していた。彼は市舶の利を貪り、其の不正故に大食進奉使蒲里に訴えられた。皇帝は、早速それを取り上げ、監察御史の祝師龍、大理寺丞（副司法官）王師心を広州に遣わして、罪を取り調べよ、と命じた。そこで、謙之は引嫌（疑われることを避けるために責任を取って辞める事）し、閑職に就くことを願い出て工部侍郎に移ったのである。晁公邁は、其の罪により免官し、六月二日のこと。さらに六日には、知広州の張致遠も責任をとって辞めた。

資料 5～1

汪応辰『文定集』二三「王公（師心）墓誌銘」に、

初め、大食国、蒲里を遣わして入貢せしむ。而して広東市舶司、例して回賜を計置（数えはかる）す。官吏併びに侵刻するに縁りて訟久しく決せず。詔し、公（王師心）、御史（祝師竜）と共に広州に往きて、即ち訊獄す。乃ち竟る。

とある。蒲里が入貢し、広東市舶司は、条例によって、進奉品に対する回賜（返礼の品）を計算した。それを官吏（晁公邁）が剥奪してしまった。蒲里はそれを訴えても久しく埒が明かなかった。そこで皇帝が師心と師龍を遣わして厳しく問いただし、解決したというのである。ここで明らかになったのは、官吏の回賜（返礼）の不正の故である。

ここで回賜銭というのは、いつの朝貢であろうか。回賜銭は資料 2 に出てきたが、資料

1との関係で、解決済である。するとつぎの朝貢は、資料5の紹興八年と思われる大食故臨国の朝貢であろうか。蒲亜里はこの時の回賜錢を請求したのであろう。とすると資料4と資料5はつながることになる。

この事件は、晁公邁が蒲亜里の回賜を誤魔化し、蒲亜里が其の不正を皇帝に訴え、これを皇帝が取り上げたことである。大きな事件になってしまった。中央政府の高官、そして知広州をも免職にさせた大きな疑獄事件である。不正を働いた晁公邁は紹興八年に広東提挙茶塩公事権市舶（茶と塩と市舶の仕事を担当していた）になり、十年に罷免となる。『嘉靖広東通志』九の提挙市舶をみると、常平茶塩の市舶の兼任は、このときの紹興八年～十年の晁公邁ときだけである。罷免された晁公邁のあとには、提挙市舶として楼璣が後任となり、後に福建提挙市舶になる。ちなみに福建の提挙市舶では、紹興二年～十二年まで市舶の仕事は、茶事司が行っていた。この晁公邁の余波を受け、戸部侍郎晁謙之は疑われることを避けて閑職を申しでる。晁謙之は、工部侍郎に移るがそれ以降活躍することなく、江州太平（失脚）となる。疑われるのは、財政を司っていた戸部であったからであろうか。さらに知広州の張致遠も連坐である。張致遠は、活躍した知広州連南夫の後を受けて紹興八年十一月に乞われて知広州となった人である（『要録』一二三紹興八年十一月戊戌、『宋史』三七六伝あり）。一方、厳しく調査して事実を明らかにした王師心と祝師龍はその功により二人は、昇進している。『要録』一四〇紹興十一年四月癸巳（二十五日）の条に「広州の鞠獄より還り、その功により監察御史の祝師龍は太府少卿に、大理寺丞王師心は將作少監と為す」とあるが如きである。

おわりに

蒲亜里について、資料1～5を検討してみた結果、同一人物と考えて、無理がないという結論に達した。資料1と資料2は、一セットの資料であることが判明した。さらに、資料4と資料5は、資料的には、異なったものであるが、回賜錢という観点で考えると、一セットと考えられる。これらの資料の内容をまとめてみると次の様になる。南宋の初め紹興元年、蒲亜里は、大食（アラブ地域）の進奉使として広州市舶司に象牙二〇九本と犀角三五本を持って来航した。その価格は、五万貫とした。蒲亜里に回賜として与えた金額であろう。皇帝は、これらの半分を都（都が定まらず紹興府）に送らせ、象牙で笏（五品以上）を、犀角で帯を（装飾）を作り、家臣たちに与えた。皇帝は、これらを下賜することに依って家臣を繋ぎ留めておいたのであろう。残りの半分は、市舶司で高値で売り、蒲亜里に返す金額の一部とした。それでも政府は、この五万貫に事欠き、度牒、紫衣、師号を市舶司に与えてそれに充てた。（資料1）

蒲亜里は、紹興三年、帰国の際、海賊に襲われ、品物は全部奪われ、彼自身も負傷した。奪われた品物は、回賜錢で買った大銀錠六〇〇錠（約七万貫）、絹織物、金銀器物（一、二万貫？）であった（資料2）。したがって、蒲亜里は、象牙、犀角を持参し、回賜錢として

五万貫をもらい、それで銀錠、絹など八～九万貫のものを購入したのである。これらは、東南アジア、大食に持っていけば、数倍の値がついたはずである。この様に考えていくと朝貢とはどのようなものであったのであろうか。今後の課題である。今は、朝貢という形式をとって、中国に入った方が取引も便利であったのであろう。

紹興七年、蒲亜里は海賊に襲われ広州に留まり、商業活動をしており、かなり業績をあげていたのであろう。蒲亜里は海外貿易者曾訥の妹を娶った。中国に居座る蒲亜里に帰国して、南海品を持参せよという帰国勸告が皇帝からあった。この頃、海外貿易は盛んになりその利益が北宋末と同じ百万貫に達したと皇帝は喜んだ（資料3）。

帰国勸告をうけた蒲亜里は、翌年紹興八年に大食故臨国の進奉使として南海特産品を多く持って来航した。皇帝は歓迎し、品物の一部を都（紹興二年から杭州）に送らせている。しかし一方、張守は朝貢不要論を唱え、この朝貢は、偽の朝貢で商人が自分の利益のために、蕃商をそそのかして朝貢をやらせていることを見抜かれ、贅沢品の禁止のためにも朝貢は不必要であることを皇帝に上奏している。結果として実行されなかった。（資料4）

紹興十年、蒲亜里は回賜錢を官僚に誤魔化されたことを訴え、皇帝はこれを調べさせた。その結果、不正をした常平茶塩兼市舶の晁公邁は、罷免、戸部侍郎は嫌引のため退任、知広州の罷免という中央政府の高官を退任に追いやる疑獄事件を引き起こしたのである。調査をした二人は、その功により、昇進している。

以上、蒲亜里、アラブ商人が広州で十年間活躍した事跡である。蒲亜里の行動を追っていく中で、南宋の社会状況が伺える。朝貢使として入り、回賜錢でかなりの利益を得ていること、回賜錢の不正行為は、皇帝の追求が厳しく、一商人蒲亜里の訴えにより、高官まで巻き込み疑獄事件まで起こしたことなど、故臨国の朝貢も偽りの要素が強いといわれていることなど、多く事件をかもし出している。

大食という大きな地域で、国、国王の名前も確認できないので、入貢に対して中国では、かなり寛大に扱っている。たとえば、交趾、占城などは、朝貢の際非常に厳しいチェックがあった。中国に近い東南アジア諸国は、かなり情報が入っているところは厳しく、アラブ（大食）は、規制が緩かったと考えられる（資料4）。蒲亜里は、これを利用して活躍していたことも考えられる。今後、もう少し多方面から文献を収集し、それと同時に遺跡調査の記録などからも考察し、アラブ商人の活躍について探求していきたい。

《註》

- (1) 桑原隲蔵『蒲寿庚の事跡』一九三五年岩波書店。蒲亜里については、四八、七二頁。最初は、『史学雑誌』二七編二号一九一六（大正五）年二月に掲載。蒲亜里は、二回目。当時『宋会要』は見ることができなかった。『粤海関志』に引用された『宋会要』（現在の職官四四市舶のうち、広東関係のみ）を使って論を展開している。
- (2) 藤田豊八「宋代の市舶司及び市舶条例」『東西交渉史の研究』南海篇所収、一九四三年。三八四、三九一頁。最初に掲載されたのは、『東洋学報』七卷二号で一九一七（大正六）年である。蒲亜里については、氏は、後述する本論の資料1, 2, 3, 5を部分的論じており、資料1と5は年代的にかけ離れているので、年代が間違ってい

るのではないかと疑問視している。氏はこれらに記されている蒲亜里は同一人物としている。

氏の市舶の資料について、ひとこと触れておきたい。氏はこの論文で『宋会要』市舶を世に表した、最初の論文である。『宋会要』市舶の部分を書写させた。その書写したものが（あるいは、さらにそれを書写したものか）財団法人東洋文庫に手抄本「宋会要卷二一八 食貨三八市舶」として収蔵されている。さらに氏は蕃夷も使っている。氏はそれらをベースにしてこの論文を書いている。この文庫の手抄本の市舶は、現在の『宋会要補編』の市舶の部分であり、かつて食貨三八に収録されていたものである。市舶に関する資料の詳細については、稿を改めて発表する予定であるこの市舶の資料については、『宋史食貨志訳註』六 互市舶法 三九九～四〇一頁、斯波義信氏による解説に詳しい。

- (3) 田坂興道「唐宋時代における中国の回教徒」『回教の伝来とその弘通』所収。東洋文庫一九六四年 四四六～五一頁。曾訥は海外貿易に関わっており、その関係で蒲亜里を述べている。
- (4) 佐藤圭四郎「南宋時代における南海貿易について」『イスラーム商業史の研究』所収三四四～六六頁。一九八一。回賜銭について論じている。
- (5) 全漢昇「宋代広州的国内外貿易」民国二七（一九三八）年八月全漢昇『中国经济史研究』中冊 一九七六年所収。この回賜銭を使って、中国の輸出、輸入を論じている。
- (6) 渡辺宏「宋代の大食国朝貢」『白山史学』一三号一九六七年。
- (7) 拙稿「南宋期の占城の朝貢一『中興礼書』にみる朝貢品と回賜一」『史艸』四四号二〇〇三。「大府寺・・・今、進む所の香貨の名色を將て所属に下し、看估紐計せしむるに香貨等錢十万七千余貫を得」とある。『宋会要』蕃夷四占城紹興二五年一二月二八日。
- (8) 註（7）の表一「紹興二五年占城の朝貢品」象牙、一一頁
- (9) ここでは、一斤六〇〇gで計算した。『漢語代詞典』付録「中国歴代衡制演変測算簡表」一八頁では一斤宋代では、約六三〇gとなっている。
- (10) 度牒 『建炎以来朝野雜記』甲集十五 祠部度牒に「熙寧之直為百二十千、渡江後増以至二百千」とあり、南宋初期には、一道二百貫であった。
- (11) 紫衣・師号 建炎二年に四字師号が二百貫で売り出されていた。『仏祖統記』四七。師号が単独で売りに出されている例である。四字で二百なら、二字なら百貫くらいであろうか。『建炎以来朝野雜記』乙十六 東南収兌会子に「紫衣・師号帖三百道、計價錢三万緡、每帖一百貫。とあり註に「一」原作「二」。とある。紫衣・師号は一帖一百貫で売られていたとあるが、註によれば原文には、二百貫とあるという。紫衣で一百、師号で一百とも考えられる。本文には「紫衣・師号各々一百道」とあるので、各々一百貫と解した。
- (12) 深見純夫「元代のマラッカ海峡一通路か、拠点か一」『東南アジア』三三、二〇〇四。詳しく実証されている。
- (13) 『中国とインドの諸情報1 第一の書』家島彦一訳注、東洋文庫 平凡社 注一一〇、クラーム・マライ 一二六頁
- (14) 拙稿「占城の南宋期乾道三年の朝貢をめぐる一大食人烏師點の訴訟事件を中心に一」『史艸』四六号 二〇〇五?年
- (15) 註（14）七四頁

第二節 南海貿易の発展と商人たち

はじめに

一、外国商人の活躍

二、中国商人の活躍

おわりに

はじめに

宋代になると、北方に遼、西夏、金などの国々が興り、陸路による中央アジアとの交通が閉ざされた。このため、陸路による中央アジアとの交通が閉ざされた。このため、海路による道が中心となり東南アジア、西アジア諸国との交流や交易が盛んに行われた。それは元代、明代へかけて受け継がれ海上貿易は活況を呈したが、ここでは宋代の中国に來航した外国商人や海外に出て活躍した中国商人の具体的な活動を通して当時の貿易の実態や状況などを考えてみたい。

はじめに当時の貿易事務担当機関であった市舶司についてふれておきたい。宋代では、利益の多い海上貿易を政府の管轄下に置いた。そのため特定の港——広東省の広州、福建省の泉州、浙江省の寧波（当時の明州）、杭州など——に市舶司という役所が置かれ、中央から派遣された提舉市舶（長官）によって船の出入のチェック、朝貢の手続きなど、貿易に関係するすべての事務が取り行われた。まず船が港に入ると、貨物を検査する。高価な珍品は政府が買取り、皇帝直属の内蔵庫に収められた。残る品物は専売制によって、商人に十分の一位の税をかけて売り出された。したがって外国からの品物は政府の管理下にあり、貿易が盛んになれば、利益も多くなる。それ故品物を載せて港に入ってくる外国商人（蕃商）や中国商人を、手厚くもてなし、もっと多くの蕃貨を運んで来るようにと勧めている。交易の品物として、外国からは、香薬、象牙、犀角、珠（真珠）、珊瑚、玳瑁（鼈甲）、蘇木（蘇枋、赤の染料）など、各国の特産物が輸入され、中国からは金、銀、銅錢、絹織物、磁器などが輸出された。交易による収益は年々多くなっており、商人達の貿易活動の活発さを反映していた。その利益額を示す具体的な記録はあまりないが、宋代を通してみると、宋代初めの太宗時代（十世紀末）には三十万から五十万緡（錢一〇〇〇文を一緡または一貫という）であったのが、北宋末（十二世紀初め）には一一〇万緡となり、南宋初めの紹興年間末（十二世紀半ば）ごろには二〇〇万緡に増加し、淳熙年間（十二世紀半ば）には六〇〇～一〇〇〇万緡（一州で三〇〇～五〇〇万）になったという。北宋末から南宋初期にかけて、収益額が増加していることは、海上貿易が活況を呈した時期であることを物語る。

一、外国商人の活躍

宋代の蕃商には、有名な蒲寿庚がいる。海舶による交易の利を得て財をなし、のち元に降って高官になった人物である。彼についてはすぐれた研究があるうえ、先祖が土着して数代を重ねた後の人なので、あえてふれないこととし、中国に來航した商人の一人、大食（サラセン、西アジア、アラビア方面）国の蒲里についてまずみてみたい。蒲里は、南宋初めの紹興元年（一一三一）に大食の進奉使として、象牙二百九株と犀三十五株を持って広州にきた。政府はこれを本錢五万余貫で買い取ることにした。また、これを都（杭州）に送るには量が多過ぎるので半分だけにし、残りは市舶司で扱うことにした。都には臣下に与えるための笏（しゃく）や帯を造るのに使う良質の象牙一百株、犀二十五株を送り、残りは広州の市舶司で、税を取って商人に売り、里の本錢の一部に充てた（『宋会要』職官四四市舶、紹興元年十一月二十六日）。ちなみにこのころ象牙は大食のものが上等とされていた。なお本錢五万貫はなかなか用意できなかったとみえ、翌年、度牒（出家許可書。当時貨幣と同様に用いられていた）を売ってやっと五万貫をつくり本錢に充てたとみえる（同上、二年四月二十六日）。

紹興四年の記述によると、里は進貢の回賜で大銀六百錠、金銀の器物、絹織物を買ったが、帰路の途中であろうか、船上にて、数十人の賊に襲われて四人が殺され里も傷つけられたうえ、金銀などすべて強奪されてしまった。この報告をきいた皇帝は、怒って担当役人を罰し、提刑司に命じて捕盗官が一カ月以内に犯人を捕まえるようにうながし、捕まえることができなかつた時には、関係者を処罰すると厳命している（『宋会要』蕃夷四大食紹興四年七月六日）。里は海賊に遭ったためか、帰国せずに広州に滞在しているが、当時の広州には外国人が住む所として、蕃坊があったので、彼も蕃坊に居たのであろう。

紹興七年の記述には、皇帝がこの頃海上貿易の利益が多く、ややもすれば利益が一〇〇万貫にもなる、と言って非常に喜んだとある。またそこで知広州（広州の知事）の連南夫が言うに、市舶司は専ら外国商人が品物を持参して中国に来てくれることを頼りにしているのに、大商人の蒲里は、広州に住みついて帰国しないことを取りあげ、その理由は右武大夫（正六品の武官）の曾納が、自分の利益のために妹を里に嫁がせたからであると告げたのに対し、皇帝は南夫に、里を大食に帰国させて、大食の品物を運んで来る様に勸告せよ、と命じてもいる（『宋会要』市舶紹興七年閏十月三日）。この様に政府は來航した蕃商を手厚くもてなし、物資を持って来るようにと促す蕃商招致政策を行っている。

紹興十年には、里が広東の茶塩と市舶の仕事をしていた晁公邁を、回賜に関して利を貪った理由で訴えている。政府から派遣された監察御史の祝龍などの調べにより、公邁は免官となったという記事がみえる（『建炎要録』一三六紹興十年閏六月癸酉、『文定集』二三）。回賜とあるので、紹興元年の入貢のことである。その時の不正を十年後に裁いているわけであるが、これも政府の蕃商厚遇の一例であろう。

蒲里についての記事は、これ以降みあたらない。里は朝貢使節として來航したものの、海賊に遭遇し広州に留まり、結局中国の女性と結婚して、十年以上滞在し、貿易に関与していたのであろう。この間大食の入貢や蕃商の來航などが相次いでおり、これらの人々

の世話をし交易していたので、大商人蒲亜里といわれたのであろう。このような蕃商は多くいたと思われる。また蕃商達の長期滞在は土着化する傾向をとめない二世、三世が生まれてくることになるのである。蕃商が多く居住していた広州や泉州にはイスラム文化も定着するようになる。泉州のイスラム寺院である清浄寺などはその著例である。

次に、宋代の皇帝は蕃商招致政策の一つとして、外国から多くの品物を持ってきた商人に官や衣服を与えている。例えば、紹興六年に大食国の蒲囉辛は、船を造り乳香を載せて泉州の市舶司に投じ、抽解錢（関税）は三〇万貫を数えた。そこで皇帝は、彼に承信郎（従九品）の官位と官服、履（くつ）と笏を与えた。そのうえ更に乳香などの品物を沢山齎したら、接待の他に銀、綾などをあたえるので、再び来航してほしいと云い、またその旨を他の人に伝えて欲しいとも云っている（『宋会要』蕃夷四大食紹興六年八月二十三日）。一人で三〇万貫は多い。皇帝も喜ぶはずである。また、蒲囉辛にとっても授官されることは、名誉であり、官僚とも親しくなり、中国内での交易も円滑に運んだことであろう。乳香は樹脂で、芳香を放ち、一名薰陸香という。大食の特産で、中国にもたらされる香薬の大部分は乳香であった。授官されるのは、蕃商に限らず、市舶司に利益をもたらす人なら中国商人でも同じであった。例えば東南アジアを往復している綱首（船長、商品統轄者）の蔡景芳は、建炎元年から紹興四年（一一二七—一一三四）までの八年間に多くの貨物を泉州にもたらし、その浄利錢（利益）が九十八万貫にもなったので、その功により蒲囉辛と同じ承信郎をもらっている（『宋会要』職官四四市舶紹興六年十二月十三日）。

次に大食国の烏師點による訴訟事件をみてみよう。乾道三年（一一六七）十一月二十八日の記述にみえる福建路市舶司程祐之の報告によると、「大食国烏師點より訴えがあった。大食は財主の仏記霞羅池が中国に朝貢するため、大食から寶貝、乳香・象牙などを載せて占城（ベトナム中部）まできて、風待ちをしていたところ、占城国王鄒亜那が土着の中国人や現地の人々を使って船を国内に入れ、烏師點を拘束し、乳香、象牙を強奪した。それを占城は朝貢品として進奉した」（『宋会要』蕃夷七歴代朝貢）というのである。同じ史料の一カ月前に当たる十月一日の記述にみえる福建路市舶司の言によると「占城に行つて貿易をしていた陳応が帰りの船に、占城の国王から依頼されて朝貢品、乳香、象牙などを便乗させてきた。継いで、綱首呉兵の船にも国王から朝貢品を託された。その品々は白乳香二〇四三五斤、混雑乳香八〇二九五斤、象牙七七九五斤、附子沈香（とりかぶと形の沈香、沈香は沈丁花科の香木）二三七斤、沈香九九〇斤、沈香頭九二斤八両、箋香（沈香に次ぐ香）頭二五五斤、加南木箋香三〇一斤、黄熟香（沈香と同じ樹からとれるもので、水に沈むものを沈香、不沈のものを黄熟香と云い、黄色のまま熟脱した膏脂の比重の軽いものを云う）一七八〇斤である」という。この十月一日の朝貢の記事と、十一月二十八日の烏師點による訴訟の記事から考え、十月一日の占城からの朝貢品は大食国の強奪品に間違いあるまい。品数・量とも非常に多く、乳香だけで十万斤もあるし、沈香の種類も量も多い。またこれらは大食の特産でもある。この朝貢品のために占城の国王自身が海賊行為に参加していることは興味深い。またこの強奪品を運んだのは綱首陳応であり、呉兵である。彼

らはベテランの商人であるから、強奪の情報も知っていたはずで、それを承知で運んでいる。また朝貢国占城にしてみれば、海賊行為をしてまでも中国に蕃貨をもって行くことは、それによって大きな利益を得ることが出来たからである。この場合、大食が訴えたから発覚したものの、発覚しなかったら占城のものとなっていたであろう。蒲垂里の場合も海賊に強奪されている様に、当時の海上では海賊が頻繁に出没していたと考えられる。さて、大食の訴訟に対して、中国側では訴えられている朝貢品は受け取れないとしたが、すでに都に送ってしまった十分の一だけの朝貢品は認め、残りは市舶司で処理することにした。

二、中国商人の活躍

中国人が東南アジア諸国に行って、貿易活動を行っている例は、福建省の特に泉州、漳州出身の商人に多く、成功している例も多くみられる。二、三紹介してみよう。まず福建省泉州の出身で、幼いとき寺に預けられ、後に海商になった王元懋と林昭慶についてみたい。王元懋は、僧から東南アジアの言葉や知識を教わった。当時寺は学問や語学を学ぶ絶好の場所であった。彼は蕃語を習得して、中国商船の通訳となり占城にでかけた。蕃・漢語に精通している彼は王に見込まれ、王の娘を妻とし十年滞在した。帰国後、莫大な富を得た彼は、婚姻を結んで都の高官とつながりをもった。また淳熙五（一一七八）年には呉大を船長とする船で東南アジアに赴き沈香、真珠、竜腦（香木）、麝香（じゃこうじかの腹にある卵大の皮腺で、強い香りを放つ）を売買し、同十年に帰国したときにはその利益は数十倍にもなったという（『夷堅三志』己六）。また、王元懋と同じく泉州出身の揚客は海外貿易商人となって十余年、万万の富を貯えたという（『夷堅三志』丁六）。林昭慶も泉州出身であるが、幼い時家が貧しく漳州の開元寺に預けられた。長じて林昭慶は、郷里の人と海商の団体を作り、十数年後には裕福な海商になった。後に財産を団体に預けて両親の老後を頼み、自分は再び僧となって、元祐四年（一〇八九）に死去している（『淮海集』三二）。福建省の泉州は耕地が少なく、土地を貰えない二男、三男以下で利発な人は海外に出て貿易業を営む者が多かった。海外に出たら、一般に十年が一サイクルで、二十、三十年と滞在するものもあり、現地で妻を娶り、子供が生まれ、華僑の二代、三代目となったのである。物資を求めて蕃商や中国の人が海路を通じて移動しているのがわかる。

綱首の陳惟安は毎年のように占城にでかけていた。占城の言葉に精通していた彼は、その地の王と親密になり、王に彼は中国への朝貢を勧めた。その結果、占城は紹興二十五年（一一五五）に中国に朝貢している（『宋会要』蕃夷四占城）。また大商人毛旭は闍婆にたびたびでかけ、闍婆を朝貢に導いている。かれらは現地政権と密接な関係を持ち、中国への朝貢の手引きをしたわけである。一方現地の国々にしてみても、毎年の様を訪れる商人に朝貢貿易を託した方が便利であるし、利益もあがる。したがって、両者は互いに利用しあう関係になる。もとより船は中国のものである。前述した乾道三年の占城の入貢も、綱首陳応の船五艘と呉兵の船が帰還する時に使節や朝貢品を便乗させている。この様に東南

アジア諸国を往来する船の所有者や、それを操る人々はともに、中国人が圧倒的に多かったのではないかと考えられる。

以上は成功した例であるが、失敗もある。処置の仕方がおもしろいので、紹介してみよう。福建省漳州出身で百姓の黄瓊は、自分の船を持ち父と共に東南アジア方面に行って貿易をしていた。ある日、南蕃に行った父が客死し、貨物は横領されて、空船だけが帰ってきた。すぐに官吏はその負債を調べて、船を売りにだした。知宗の趙士衍（宗室、西外宗正司の長）が他人の名義でこれを買取った。船を失った黄瓊は、これに不満を持ち、都に行き直訴した。政府が、役人を遣わして調べさせた結果、黄瓊が滞っている借金の利息（当時の利息は十割、倍称の息）を支払わなければ、船は戻らないということであった。一方、禁令を破って蕃船を売買した罪で、知宗の趙士衍は罷免させられた。また知宗の商業行為の禁令を徹底するために、毎年役人を泉州に派遣することにしたというのである（『宋会要』職官二六宗正司紹興三十一年二月二十一日）。貿易で失敗した農民出身の一商人である黄瓊が、結果的には宗室の中でも位の高い知宗を罷めさせてしまったのである。泣き寝入りしない海上貿易商人の気概が窺える。東南アジア諸国にでかけても、不利なことに対しては強く抵抗したに違いあるまい。これまでみてきたように、中国商人の海外での活動はきわめて活発であった。

おわりに

宋代では海上貿易に積極的な対策をとったため、中国商人の海外活動は盛んになり、『諸蕃志』などに記されているように、東南アジア全域にわたって貿易活動を行い、遠く南インドから西南アジアまで進出していた。商人の中には、現地政権と密接な関係を結んで、貿易を行ったり、中国への朝貢の手助けをする者もいた。海外に出ると十年一二、三十年と在住する者もあり、いわゆる華僑の二代、三代が生まれるようになったのである。

一方、蕃商の来航も多く、政府は彼らを厚遇した。婚姻によって官吏との関係を持つものもいた。長期滞在者もおり、広東や泉州の居住区にはイスラム寺院やイスラム人の店などがあり、イスラム文化が定着していった。このように海上貿易を通して、中国、東南アジア諸国では、蕃商や中国人との交易は勿論のこと、文化交流も盛んに行われたのがこの時代の特色であるといえよう。

総論

第一篇「宋代における貿易制度—市舶の組織」では、政府は、船の発着地に市舶司という役所を置きそこで海に関するすべて事務、貿易、朝貢などの手続きが行われた。貿易の発展と共に市舶の制度も整えられていった。市舶に携わる人々もこれまで、知州、通判、轉運使、三班、内侍などが当たっていたが、元豊の官制の改革で轉運使の管轄にはいり、北宋末には専任の提挙市舶が任じられるようになった。市舶の利益の上昇と共に、職官も制度も整えられていった。提挙市舶は職官体制の中でいかに位置づけられているかを見る（慶元条法事類）に、提挙茶塩、常平の下位に比定され、知州の低い官品より上で従六品位であった。提挙市舶に任じられた人を調べると、宋初はそんなに高い官品の人はないが、南宋中期になると従六品となり、諸蕃志の著者趙汝适は従六品である。市舶重視と共に官品も高くなっていった。市舶満任後は財政の轉運使、提刑使に任命されることが多い。これらは職官について考察したが、南海貿易を研究するにあたり、実際に実務に携わった提挙市舶の存在は大きい。そこで、筆者は、提挙市舶の人名を蒐集している。約300人以上にのぼるが、その実務、問題の処理、汚職など詳細な記述が出てくる。これらをまとめて、貿易の実態を今後解明していきたいと願っている。

第三章は書誌学的観点から、市舶の根本資料である『宋会要』市舶という資料が、通行本では「職官」に、東洋文庫本（藤田豊八写本）は「食貨」に入っているのが、北京国家図書館に出向きその実状を調査した。1930年代に『宋会要』を編集する際に、「食貨」は、記述が乾道九（一一七三）年までで短いので除外され、「職官」は嘉定6（一二一三）年の部分に移動したことが判明した。切り離された部分は、現在『宋会要補編』に入っている。しかし藤田氏が書写したときには、食貨は存在していた。それが現在東洋文庫に現存するものである。なぜ二種類あるか、それは『永樂大典』の「食」字から抽出したものが「食貨」の市舶で、「司」からとったものは「職官」の部分である。今後2つの違いについて、とくに乾道九年以後の部分について、問題が多く、未解決の部分が多い。たとえば、乾道年間以降のいくつかは、市舶でなく塩であったり、市舶と関係ない記事が入っており、錯簡の可能性が大いにある。今後の課題である。

第二篇「宋代における南海貿易」の第一章では、具体的に輸入品である南海交易品を取り上げた。これらの舶貨は『本草綱目』に記されるくらいで、これが南海貿易品とは考えられないような詳細な品目であることと、『本草綱目』にも記載がないものもあり、多分、地方で使われる俗語であろう。『宋会要』市舶より物品、600以上であるが重複を除いて450品を抽出し分析した。その特色の1つは、物品の数、種類は北宋と比べて南宋は多く、300ぐらい多くなっている。貿易品の増加は貿易の発展を意味する。2）起発品（都に送る）と変売品（市舶司で売る）との関係をみると、紹興三年は起発品が多かったが、十一年には変売が多くなり8割強を占める。起発は乳香や武器にする牛皮筋骨が優先され

た。その他は市井に流通された。3) 舶貨の性質を見ると、植物が8割、動物、鉱物は各々1割であり、更に植物だけを見ると香薬と香辛料が7割強、布と材木などが各々1割であった。すると輸入品は植物であり、香薬、香辛料が大部分を占めるということになる。南海交易品の香薬は「中国への香薬の道」ということになる。中国にもってくれば、なんでの引き取ってくれるということで、多くの品物、よいもの、廉価なものもふくめて、中国には超一流が入っていたことが十分に考えられる。植物の輸入品はどのように使用されたかが大きな問題となる。その解明の一助として『中書備対』巻二、市舶、乳香の市易務に関する詳細な数字が記されており、その解読を進めなければならないのと『慶元条法事類』蕃夷の乳香の項目など、舶貨の内容を究めながら、香薬がどの様に国内、国外（韓国、日本、北方の国）に流通されていたか、その需要についても検討しなければならない、またこれらの品目については、明清資料、スペイン、ポルトガル人の来航の記録など、広範囲な文献の研究と、水中考古学と呼ばれる船、積み荷、香薬、大量の銅銭、陶器などからも研究をしなければならない。

第二章では、「宋代の泉州の貿易」について論じた。泉州は江南の利といわれながら、市舶司が置かれたのは遅く北宋中期である。『永樂大典』に残る陳称の資料から、陳称の努力によるものであるが政党に巻き込まれ、死後に設置された。宋代の北宋では、新旧両党の争いを辺境地帯の泉州でさえその政策の影響をうけている。その後、泉州は地の利を得て広州と同等ぐらいの繁栄をみる。元代のマルコ・ポーロが言う世界一の港ザイトンに繋がっていくことになる。第二節では、南宋の泉州には、南外宗室が多くいた。泉州には宗室により高い宮廷文化があったと考えられる。開元寺の一角に南外宗正司が置かれていた。その長である趙士雪+リが不正に貿易を行い、同じく西外宗正司（福州）の趙士衍は資本主となって、禁じられていた南海貿易を行っていたが、貿易が失敗し百姓黄瓊に訴えられる事件が起こり、趙士雪+リと趙士衍は共に失脚させられた。その他宗室の貿易の関与は多くあったと思われるが、資料からはなかなか見いだせない。第三節では、有名な『諸蕃志』の著者提挙市舶の趙汝适の墓碑が浙江省で偶然に発見され、碑文を解読した。宗室（太宗の系）であり進士合格であり、名門である彼の家系、業績を長男が記しているだけに詳細である。泉州在住のときには、南外宗正を兼任していた。第四節では、泉州の中期以降の衰退を取り上げた。衰えの理由は、泉州には宗室（南外宗正）2000人以上が在住しており、其の生活費を泉州が負担したことによる。そのため紹興年間のような繁栄もなく、船の往来もすくなく、泉州が衰えたという。泉州にも消長がある。一時的に衰えたのであろう。しかしまた盛り返し、泉州の繁栄をみる元代に移行したのであろう。

第三章は、占城（チャンパ）の朝貢についてである。宋代では、朝貢の回数が一番多いのは占城である。ここでは、『中興礼書』という資料から、占城（チャンパ）だけが残存している朝貢に関するもの二点、紹興二十五年と乾道三年について論じた。紹興二十五年の占城の朝貢は南宋になってはじめて都での朝貢が許されたもので、南宋移転のため、文書がなく、急いで儀礼の文を作った。その文書どおりに朝貢儀式を行ったのが、今回の占城

の朝貢で、これにつづく羅国、三仏齊、交趾の手本となったものである。二節では泉州を出発して、都での朝貢儀礼を終えて泉州に帰るまでの過程を紹介した。一セットの資料は貴重なので、本文と書き下しを付した。中国の文献だけでなく、占城側の資料（マスペロ『チャンパ王国』再版など）をみると、王は鄒時巴蘭（ジャヤハリヴァルマン一世）でカンボジア・ヴェトナムを追い払い国内を統一した英雄の王で、中国の承認を得たくて香葉など多くの朝貢品を献上した。この背後に中国商人陳維安がいた。中国商人と占城の王室との関係が密接であることを証明する。つぎの朝貢は乾道三年、前王の篡奪者、鄒亜那（ジャヤ インドラバルマン四世）で、王自身が海賊行為をしてアラビア船を襲い、品物を強奪して、それを朝貢品として、乳香10万斤（68トン）を差し出した。乳香の多さに喜んだ中国であったが、これが強奪品とわかり、朝貢を取りやめたという事件が起こった。そこまでして、中国に認められたい朝貢のありかたに注目したい。この事件はいろいろな問題をのこす。朝貢品の取り扱い方が、紹興二十五年と大きくことなっている。第三節、第四節に示すように、朝貢品の1割だけ皇帝は受け取る。回賜は1割の分だけで、残りの9割は抽買（政府が買い取る）になった。朝貢制度にとって大きな変化である。これが占城だけであったのか、一時的であったのか、資料がなく確かめることは出来ない。この朝貢のあり方は、朝貢の制度上でも重要なことなので、今後の課題にしていきたい。ただ考えられることは、南宋の政府には財源はなく、朝貢品の9割を買い取り、それを高値で商人に売るか、政府が北方の国への貿易品として使用するか、いずれにせよ、政府はかなりの利益を当てにしたと考える。一方の占城の方はどうであるか、政府が抽買するのであるから、占城に損はない。ちなみに乾道三年の強奪事件は、朝貢をみとめないで、1割も占城に返却し、10割市舶司が抽買したのである。とすると南宋の朝貢というものはどのようなものだったのであろうか。南宋の中期以降になると資料が少なくなることと船の来航、朝貢も含めてすくなくなっていることはたしかである。

第四章では商人の貿易活動についてみてきたが、ここで一人のアラビア商人の足跡とたどってみた。紹興初年から広東にアラビアから来航した蒲亜里の10年間を記したものである。象牙と犀角を朝貢品として来航し帰国途中に、海賊に襲われ（強奪されたものが回賜の銅銭を銀と絹に変えたとある）帰国できなくなり、広東に住み、中国の官吏の女性と結婚した。皇帝より帰国して物品勸告を持参せよと勸告を受け、キーロン（インド）で南海交易品を用意し朝貢で再び入った人物ではないかと思われる。このようなアラビア、インド商人が多かった。泉州のアラビア人の墓石からもわかる。

宋代の南海交易を通して、各国との交流の深さ、大きさがわかる。多様な要素を含みながら、元代へと引き継がれていく。元代ではどのように引き継がれ、発展していったかを考えていきたい。